

地方厚生（支）局医療課長

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官

（公 印 省 略）

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第69号）の告示に伴い、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第70号）が告示され、令和8年6月1日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、従前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第5号）は、令和8年5月31日限り廃止する。

記

第1 基本診療料の施設基準等

基本診療料の施設基準等については、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」による改正後の「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定めるものの他、下記のとおりとし、下記の施設基準等を歯科診療について適用する場合にあっては、必要に応じて、当該基準等中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えて適用するものとする。

- 1 初・再診料の施設基準等は別添1のとおりとすること。
- 2 入院基本料等の施設基準等は別添2のとおりとすること。
- 3 入院基本料等加算の施設基準等は別添3のとおりとすること。
- 4 特定入院料の施設基準等は別添4のとおりとすること。

- 5 短期滞在手術等基本料の施設基準等は別添5のとおりとすること。
- 6 基本診療料の施設基準等及び本通知において規定する診療科については、医療法施行令（昭和23年政令第326号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定に基づき、当該診療科名に他の事項を組み合わせる場合も含むものであること。
- 7 診療等に要する書面等は別添6のとおりであること。

なお、当該書面による様式として示しているものは、参考として示しているものであり、示している事項が全て記載されている様式であれば、別添6の様式と同じでなくても差し支えないものであること。

また、当該様式の作成や保存方法等に当たっては、医師事務作業の負担軽減等の観点から各保険医療機関において工夫されたい。
- 8 基本診療料の施設基準等における常勤配置とは、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）又は育児・介護休業法第23条第2項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは育児・介護休業法第24条第1項の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該施設基準等において求められる資質を有する複数の非常勤従事者の常勤換算後の人員数を原則として含めるものであること。

また、正職員として勤務する者について、育児・介護休業法第23条第1項若しくは第3項又は第24条の規定による措置が講じられ、当該労働者の所定労働時間が短縮された場合にあっては、週30時間以上の勤務で常勤扱いとすること。
- 9 カンファレンス等をリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（以下「ビデオ通話」という。）が可能な機器を用いて実施する場合には、患者の個人情報を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ていること。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを実施する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。
- 10 令和10年5月31日までの間、以下のいずれかの要件に該当する者を公認心理師とみなす。
 - ア 平成31年3月31日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者
 - イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者
- 11 区分番号は、例えば「A000」初診料における「A000」を指す。なお、以下区分番号という記載は省略し、「A000」のみ記載する。

第2 届出に関する手続き

- 1 「基本診療料の施設基準等」に係る届出に際しては、特に規定のある場合を除き、当該保険医療機関単位で行うものであること。
- 2 「基本診療料の施設基準等」の各号に掲げる施設基準に係る届出を行おうとする保険医療機関の開設者は、当該保険医療機関の所在地の地方厚生（支）局長に対して、別添7の当該施設基準に係る届出書（届出書添付書類を含む。以下同じ。）を1通提出するものであること。なお、国立高度専門医療研究センター等の内部で権限の委任が行われているときは、病院の管理者が届出

書を提出しても差し支えない。また、当該保険医療機関は、提出した届出書の写しを適切に保管するものであること。

- 3 届出書の提出があった場合は、地方厚生（支）局は届出書を基に、「基本診療料の施設基準等」及び本通知の第1に規定する基準に適合するか否かについて要件の審査を行い、記載事項等を確認した上で受理又は不受理を決定するものであること。また、補正が必要な場合は適宜補正を求めるものとする。なお、この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1か月以内（提出者の補正に要する期間を除く。）とするものであること。

- 4 届出に当たっては、当該届出に係る基準について、特に規定する場合を除き、届出前1か月の実績を有していること。ただし、次に掲げる入院料に係る実績については、それぞれ以下に定めるところによること。なお、特に規定するものの他、単なる名称変更、移転等で実体的に開設者及び従事者に変更がないと考えられるものについては実績を要しない。

特定集中治療室管理料の施設基準のうち1の(12)及び2の(6)については届出前3か月、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料及び精神科救急・合併症入院料の施設基準については届出前4か月、回復期リハビリテーション病棟入院料1、回復期リハビリテーション病棟入院料2、回復期リハビリテーション病棟入院料3、回復期リハビリテーション病棟入院料4及び回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準については届出前6か月、地域移行機能強化病棟入院料の施設基準については届出前1年間の実績を有していること。

- 5 基本診療料の施設基準等に係る届出を行う保険医療機関が、次のいずれかに該当する場合にあっては当該届出の受理は行わないものであること。

- (1) 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがある保険医療機関である場合。
- (2) 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）に違反したことがある保険医療機関である場合。
- (3) 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法（大正11年法律第70号）第78条第1項（同項を準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合。なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」（平成12年5月31日保発第105号厚生省保険局長通知）に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。
- (4) 地方厚生（支）局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成18年厚生労働省告示第104号）に該当している保険医療機関である場合。

- 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。なお、入院基本料等区分があるものについては、区分も付すこと。

情報通信機器を用いた診療に係る基準

（情報通信）第 号

機能強化加算	(機能強化)	第	号
外来感染対策向上加算	(外来感染)	第	号
連携強化加算	(連携強化)	第	号
サーベイランス強化加算	(サ強化)	第	号
抗菌薬適正使用体制加算	(抗薬適)	第	号
電子的診療情報連携体制整備加算 1	(外医 D X 1)	第	号
電子的診療情報連携体制整備加算 2	(外医 D X 2)	第	号
電子的診療情報連携体制整備加算 3	(外医 D X 3)	第	号
電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1	(歯医 D X 1)	第	号
電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2	(歯医 D X 2)	第	号
看護師等遠隔診療補助加算	(看遠診)	第	号
時間外対応体制加算 1	(時間外 1)	第	号
時間外対応体制加算 2	(時間外 2)	第	号
時間外対応体制加算 3	(時間外 3)	第	号
時間外対応体制加算 4	(時間外 4)	第	号
地域包括診療加算	(地包加)	第	号
外来データ提出加算	(外デ提)	第	号
初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準	(歯初診)	第	号
地域歯科診療支援病院歯科初診料	(病初診)	第	号
歯科外来診療医療安全対策加算 1	(外安全 1)	第	号
歯科外来診療医療安全対策加算 2	(外安全 2)	第	号
歯科外来診療感染対策加算 1	(外感染 1)	第	号
歯科外来診療感染対策加算 2	(外感染 2)	第	号
歯科外来診療感染対策加算 3	(外感染 3)	第	号
歯科外来診療感染対策加算 4	(外感染 4)	第	号
歯科診療特別対応連携加算	(歯特連)	第	号
初診料(歯科)の注 16 及び再診料(歯科)の注 13 に掲げる基準	(歯情報通信)	第	号
情報通信機器を用いた看護業務の効率化に係る基準	(看情報通信)	第	号
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	(入減免)	第	号
一般病棟入院基本料	(一般入院)	第	号
療養病棟入院基本料	(療養入院)	第	号
結核病棟入院基本料	(結核入院)	第	号
精神病棟入院基本料	(精神入院)	第	号
特定機能病院入院基本料	(特定入院)	第	号
専門病院入院基本料	(専門入院)	第	号
障害者施設等入院基本料	(障害入院)	第	号
有床診療所入院基本料	(診入院)	第	号
有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算	(診入帰)	第	号
有床診療所療養病床入院基本料	(診療養入院)	第	号
有床診療所療養病床入院基本料在宅復帰機能強化加算	(診療養入帰)	第	号

急性期総合体制加算 1	(急総 1) 第	号
急性期総合体制加算 2	(急総 2) 第	号
急性期総合体制加算 3	(急総 3) 第	号
急性期総合体制加算 4	(急総 4) 第	号
急性期総合体制加算 5	(急総 5) 第	号
包括期充実体制加算	(包充実) 第	号
救急医療管理加算	(救急医療) 第	号
超急性期脳卒中加算	(超急性期) 第	号
診療録管理体制加算 1	(診療録 1) 第	号
診療録管理体制加算 2	(診療録 2) 第	号
医師事務作業補助体制加算 1	(事補 1) 第	号
医師事務作業補助体制加算 2	(事補 2) 第	号
急性期看護補助体制加算	(急性看補) 第	号
看護職員夜間配置加算	(看夜配) 第	号
電子の診療情報連携体制整備加算 1	(入医 D X 1) 第	号
電子の診療情報連携体制整備加算 2	(入医 D X 2) 第	号
特殊疾患入院施設管理加算	(特施) 第	号
看護配置加算	(看配) 第	号
看護補助加算	(看補) 第	号
看護・多職種協働加算	(看多協) 第	号
療養環境加算	(療) 第	号
重症者等療養環境特別加算	(重) 第	号
産科管理加算 1	(産 1) 第	号
産科管理加算 2	(産 2) 第	号
療養病棟療養環境加算 1	(療養 1) 第	号
療養病棟療養環境加算 2	(療養 2) 第	号
療養病棟療養環境改善加算 1	(療養改 1) 第	号
療養病棟療養環境改善加算 2	(療養改 2) 第	号
診療所療養病床療養環境加算	(診療養) 第	号
診療所療養病床療養環境改善加算	(診療養改) 第	号
無菌治療室管理加算 1	(無菌 1) 第	号
無菌治療室管理加算 2	(無菌 2) 第	号
放射線治療病室管理加算 (治療用放射性同位元素による場合)	(放射治療) 第	号
放射線治療病室管理加算 (密封小線源による場合)	(放射密封) 第	号
緩和ケア診療加算	(緩和診) 第	号
有床診療所緩和ケア診療加算	(診緩和診) 第	号
小児緩和ケア診療加算	(小緩和診) 第	号
精神科応急入院施設管理加算	(精応) 第	号
精神病棟入院時医学管理加算	(精入学) 第	号
精神科地域移行実施加算	(精移行) 第	号

精神科身体合併症管理加算	(精合併加算) 第	号
精神科リエゾンチーム加算	(精リエ) 第	号
依存症入院医療管理加算	(依存管理) 第	号
精神科慢性身体合併症管理加算	(精慢合併) 第	号
摂食障害入院医療管理加算	(摂食障害) 第	号
リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 1	(リハ栄養 1) 第	号
リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 2	(リハ栄養 2) 第	号
栄養サポートチーム加算	(栄養チ) 第	号
口腔管理連携加算	(口腔管) 第	号
医療安全対策加算 1	(医療安全 1) 第	号
医療安全対策加算 2	(医療安全 2) 第	号
感染対策向上加算 1	(感染対策 1) 第	号
感染対策向上加算 2	(感染対策 2) 第	号
感染対策向上加算 3	(感染対策 3) 第	号
患者サポート体制充実加算	(患サポ) 第	号
重症患者初期支援充実加算	(重症初期) 第	号
報告書管理体制加算	(報告管理) 第	号
身体的拘束最小化推進体制加算	(拘束小) 第	号
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	(褥瘡ケア) 第	号
ハイリスク妊娠管理加算	(ハイ妊娠) 第	号
ハイリスク分娩管理加算	(ハイ分娩) 第	号
地域連携分娩管理加算	(地域分娩) 第	号
精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	(精救急紹介) 第	号
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	(精救急受入) 第	号
呼吸ケアチーム加算	(呼吸チ) 第	号
術後疼痛管理チーム加算	(術後疼痛) 第	号
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	(地薬供 1) 第	号
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2	(地薬供 2) 第	号
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	(地薬供 3) 第	号
バイオ後続品使用体制加算	(バ後使) 第	号
病棟薬剤業務実施加算 1	(病棟薬 1) 第	号
病棟薬剤業務実施加算 2	(病棟薬 2) 第	号
病棟薬剤業務実施加算 3	(病棟薬 3) 第	号
薬剤業務向上加算	(薬向上) 第	号
データ提出加算	(データ提) 第	号
入退院支援加算	(入退支) 第	号
精神科入退院支援加算	(精入退支) 第	号
医療的ケア児(者)入院前支援加算	(医ケア支) 第	号
認知症ケア加算	(認ケア) 第	号
せん妄ハイリスク患者ケア加算	(せん妄ケア) 第	号

精神疾患診療体制加算	(精疾診) 第	号
精神科急性期医師配置加算	(精急医配) 第	号
排尿自立支援加算	(排自支) 第	号
地域医療体制確保加算 1	(地医確保 1) 第	号
地域医療体制確保加算 2	(地医確保 2) 第	号
医療提供機能連携確保加算	(医提連) 第	号
協力対象施設入所者入院加算	(協力施設) 第	号
精神科地域密着多機能体制加算 1	(精地密 1) 第	号
精神科地域密着多機能体制加算 2	(精地密 2) 第	号
精神科地域密着多機能体制加算 3	(精地密 3) 第	号
地域歯科診療支援病院入院加算	(地歯入院) 第	号
救命救急入院料 1 (令和 8 年 6 月 1 日以降に新たに算定する場合)	(救命 1) 第	号
救命救急入院料 1 (上記以外の場合)	(救 1) 第	号
救命救急入院料 2 (令和 8 年 6 月 1 日以降に新たに算定する場合)	(救命 2) 第	号
救命救急入院料 2 (上記以外の場合)	(救 2) 第	号
特定集中治療室管理料 1 (令和 8 年 6 月 1 日以降に新たに算定する場合又は引き続き算定する として届け出直す場合)	(集中 1) 第	号
特定集中治療室管理料 1 (上記以外の場合)	(集 1) 第	号
特定集中治療室管理料 2 (令和 8 年 6 月 1 日以降に新たに算定する場合又は引き続き算定する として届け出直す場合)	(集中 2) 第	号
特定集中治療室管理料 1 (上記以外の場合)	(集 2) 第	号
特定集中治療室管理料 3 (令和 8 年 6 月 1 日以降に新たに算定する場合又は引き続き算定する として届け出直す場合)	(集中 3) 第	号
特定集中治療室管理料 3 (上記以外の場合)	(集 3) 第	号
ハイケアユニット入院医療管理料 1	(ハイケア 1) 第	号
ハイケアユニット入院医療管理料 2	(ハイケア 2) 第	号
ハイケアユニット入院医療管理料の注 5	(ハイケア注) 第	号
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	(脳卒中ケア) 第	号
小児特定集中治療室管理料	(小集) 第	号
新生児特定集中治療室管理料 1	(新 1) 第	号
新生児特定集中治療室管理料 2	(新 2) 第	号
新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	(新重) 第	号
総合周産期特定集中治療室管理料	(周) 第	号
新生児治療回復室入院医療管理料	(新回復) 第	号
一類感染症患者入院医療管理料	(一類) 第	号
特殊疾患入院医療管理料	(特入) 第	号
小児入院医療管理料 1	(小入 1) 第	号
小児入院医療管理料 2	(小入 2) 第	号
小児入院医療管理料 3	(小入 3) 第	号
小児入院医療管理料 4	(小入 4) 第	号

小児入院医療管理料 5	(小入 5) 第	号
地域包括医療病棟入院料 1	(地包医 1) 第	号
地域包括医療病棟入院料 2	(地包医 2) 第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料 1	(回 1) 第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料 2	(回 2) 第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料 3	(回 3) 第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料 4	(回 4) 第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料 5	(回 5) 第	号
回復期リハビリテーション入院医療管理料	(回管) 第	号
地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア入院医療管理料 1	(地包ケア 1) 第	号
地域包括ケア病棟入院料 2 及び地域包括ケア入院医療管理料 2	(地包ケア 2) 第	号
地域包括ケア病棟入院料 3 及び地域包括ケア入院医療管理料 3	(地包ケア 3) 第	号
地域包括ケア病棟入院料 4 及び地域包括ケア入院医療管理料 4	(地包ケア 4) 第	号
特殊疾患病棟入院料 1	(特疾 1) 第	号
特殊疾患病棟入院料 2	(特疾 2) 第	号
緩和ケア病棟入院料 1	(緩 1) 第	号
緩和ケア病棟入院料 2	(緩 2) 第	号
精神科救急性期医療入院料	(精救) 第	号
精神科急性期治療病棟入院料 1	(精急 1) 第	号
精神科急性期治療病棟入院料 2	(精急 2) 第	号
精神科救急・合併症入院料	(精合併) 第	号
児童・思春期精神科入院医療管理料	(児春入) 第	号
精神療養病棟入院料	(精療) 第	号
認知症治療病棟入院料 1	(認治 1) 第	号
認知症治療病棟入院料 2	(認治 2) 第	号
特定一般病棟入院料 1	(特般 1) 第	号
特定一般病棟入院料 2	(特般 2) 第	号
地域移行機能強化病棟入院料	(移機強) 第	号
特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	(特定リハ) 第	号
短期滞在手術等基本料 1	(短手 1) 第	号
入院手術対応加算	(入手) 第	号

- 7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の 1 日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の 1 日から算定する。なお、令和 8 年 6 月 1 日からの算定に係る届出については、令和 8 年 5 月 7 日以降に届出書の提出を行うことができる。
- 8 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

第 3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくな

った場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。また、病床数に著しい増減があった場合にはその都度届出を行うものであること。なお、病床数の著しい増減とは、病棟数の変更や、病棟の種別ごとの病床数に対して1割以上の病床数の増減があった場合等のことであるが、これに該当しない病床数の変更の場合であっても、病床数の増減により届出の基準を満たさなくなった場合には、当然、変更の届出は必要である。

ただし、次に掲げる事項についての一時的な変動についてはこの限りではない。

- (1) 平均在院日数及び月平均夜勤時間数については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動
 - (2) 医師と患者の比率については、暦月で3か月を超えない期間の次に掲げる範囲の一時的な変動
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）に定める標準数を満たしていることが届出に係る診療料の算定要件とされている場合
当該保険医療機関における医師の配置数が、医療法に定める標準数から1を減じた数以上である範囲
 - イ 「基本診療料の施設基準等」第五の二の(1)のイの②の4、四の(1)のイの④及び六の(2)のイの⑤の場合
常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に100分の10を乗じて得た数から1を減じた数以上
 - (3) 1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の数に対する看護師の比率については、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
 - (4) 医療法上の許可病床数（感染症病床を除く。）が100床未満の病院及び特別入院基本料（月平均夜勤時間超過減算により算定する場合を除く。）を算定する保険医療機関にあっては、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
 - (5) 算定要件（一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡ（以下「重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡ」という。）の評価方法を用いる要件を除き、特定集中治療室管理料の施設基準のうち1の(12)及び3の(5)の要件を含む。）中の該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
 - (6) 算定要件中の紹介割合及び逆紹介割合については、暦月で3か月間の一時的な変動。
 - (7) 災害時等において別に当局による定めがある事項についての一時的な変動。
- 2 1による変更の届出は、1のただし書の場合を除き、届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に速やかに行うこと。その場合においては、変更の届出を行った日の属する月の翌月（変更の届出について、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理された場合には当該月の1日）から変更後の入院基本料等を算定すること。ただし、面積要件や常勤職員の配置要件のみの変更の場合など月単位で算出する数値を用いた要件を含まない施設基準に係る場合には、当該施設基準を満たさなくなった日の属する月に速やかに変更の届出を行い、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定すること。

- 3 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率について、暦月で1か月を超える1割以内の一時的な変動があった場合（ただし、別添2の第2の19に規定する情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化に係る届出を行っている病棟を除く。）、次の全てに該当するときは、第3の1（3）及び（4）の規定にかかわらず、3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよい（1年に1回に限る。）。この場合、看護職員の確保に係る取組及び一時的に看護職員を確保できないやむを得ない事情であることを別添7の様式59に記載し、当該事情が生じた日の属する月の翌月までに速やかに地方厚生（支）局長に報告すること。なお、別添7の様式59には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。
- （1） 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める公共職業安定所（以下単に「公共職業安定所」という。）又は都道府県ナースセンター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業（以下単に「無料職業紹介事業」という。）を活用して看護職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、看護職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の看護職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。
 - （2） 看護職員の確保に係る取組にあたって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。
 - （3） 公共職業安定所又は無料職業紹介事業等を活用して看護職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該医療機関が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、看護職員確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。
 - （4） やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に看護職員確保ができないことにより、一部の看護要員へ過度な業務負担とならないよう、保険医療機関は看護要員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。
- 4 届出を受理した保険医療機関については、適時調査を行い（原則として年1回、受理後6か月以内を目途）、届出の内容と異なる事情等がある場合には、届出の受理の変更を行うなど運用の適正を期するものであること。
- 5 「基本診療料の施設基準等」に適合しないことが判明した場合は、所要の指導の上、変更の届出を行わせるものであること。その上で、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであるが、その際には当該保険医療機関の開設者に弁明を行う機会を与えるものとする。
- 6 届出を行った保険医療機関は、毎年8月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告を行うものであること。
- 7 地方厚生（支）局においては、届出を受理した後、当該届出事項に関する情報を都道府県に提供し、相互に協力するよう努めるものとする。
- 8 届出事項については、被保険者等の便宜に供するため、地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）に供するとともに、当該届出事項を適宜とりまとめて、保険者等に提供するよう努めるものであること。また、保険医療機関においても、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）の規定に基づき、

院内の見やすい場所に届出内容の掲示を行うよう指導をするものであること。

(掲示例)

- (1) 入院患者数 42 人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料 6 を算定している病院の例

「当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝 9 時から夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。
- ・ 夕方 17 時から深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。
- ・ 深夜 1 時から朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。

- (2) 有床診療所入院基本料 1 を算定している診療所の例

「当診療所には、看護職員が 7 人以上勤務しています。」

第 4 経過措置等

- 1 第 2 及び第 3 の規定にかかわらず、令和 8 年 5 月 31 日現在において現に入院基本料等を算定している保険医療機関において、引き続き当該入院基本料等を算定する場合（名称のみが改正されたものを算定する場合を含む。）には、新たな届出を要しない。ただし、令和 8 年 6 月以降の実績により、届出を行っている入院基本料等の施設基準等の内容と異なる事情等が生じた場合は、変更の届出を行うこと。また、令和 8 年度診療報酬改定において、新設された又は施設基準が創設された入院基本料等（表 1）及び施設基準が改正された入院基本料等のうち届出が必要なもの（表 2）については、令和 8 年 6 月 1 日以降の算定に当たり届出を行う必要があること。なお、表 2 における経過措置期間については、令和 8 年 3 月 31 日時点で改正前の当該入院基本料等の届出を行っている保険医療機関についてのみ適用される。

表 1 新設された又は施設基準が創設された入院基本料等

- ・ 初診料（医科）の注 16、再診料（医科）の注 19 及び外来診療料の注 10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ 初診料（歯科）の注 15 及び再診料（歯科）の注 12 に掲げる電子的歯科診療情報連携体制整備加算
- ・ 外来データ提出加算
- ・ 入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算、夜勤時間特別入院基本料及び重症患者割合特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）及び特定入院基本料を含む。）及び特定入院料に係る継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・ 急性期病院一般入院基本料
- ・ 急性期病院精神病棟入院基本料
- ・ 精神病棟入院基本料の注 7 に規定する精神病棟看護・多職種協働加算
- ・ 特定機能病院 A 入院基本料及び特定機能病院 B 入院基本料
- ・ 特定機能病院入院基本料の注 11 に規定する精神病棟看護・多職種協働加算
- ・ 情報通信機器を用いた看護業務の効率化に係る基準
- ・ 急性期総合体制加算
- ・ 包括期充実体制加算

- ・ 医師事務作業補助体制加算の I C T 機器を活用した配置人数の算入方法に係る基準
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ 看護・多職種協働加算
- ・ 産科管理加算
- ・ 精神科慢性身体合併症管理加算
- ・ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 2
- ・ 口腔管理連携加算
- ・ 感染対策向上加算の注 3 に規定する微生物学的検査体制加算
- ・ 身体的拘束最小化推進体制加算
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 1
- ・ 地域医療体制確保加算 2
- ・ 医療提供機能連携確保加算
- ・ 精神科地域密着多機能体制加算
- ・ 救命救急入院料の注 12 に規定する広範囲熱傷管理加算
- ・ 特定集中治療室管理料の注 8 に規定する広範囲熱傷管理加算
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料の注 5 に規定する入院料
- ・ 地域包括医療病棟入院料の注 11 に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算 2
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料の注 4 に規定する回復期リハビリテーション強化体制加算
- ・ 地域包括ケア病棟入院料の注 14 に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算
- ・ 精神科急性期治療病棟入院料の注 4 に規定する精神病棟看護・多職種協働加算
- ・ 短期滞在手術等基本料の注 3 に規定する入院手術対応加算

表 2 施設基準が改正された入院基本料等

- ・ 機能強化加算（令和 9 年 6 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 6、地域一般入院基本料及び特別入院基本料を除く。）（令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 療養病棟入院料 2（令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 特定機能病院入院基本料（令和 8 年 3 月 31 日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一「A 1 0 4」に掲げる特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）（7 対 1 入院基本料に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関において、令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 専門病院入院基本料（7 対 1 入院基本料に限る。）（令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 精神病棟入院料（15 対 1 入院基本料、18 対 1 入院基本料、及び 20 対 1 入院基本料に限る。）（令和 10 年 6 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 急性期総合体制加算（令和 8 年 3 月 31 日時点で「旧算定方法」別表第一「A 2 0 0」に掲げる総合入院体制加算又は「A 2 0 0－2」に掲げる急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関において、令和 8 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

- ・ 急性期総合体制加算（令和８年３月３１日時点で「旧算定方法」別表第一「Ａ２００」に掲げる総合入院体制加算又は「Ａ２００－２」に掲げる急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関において、令和９年６月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 急性期総合体制加算（令和８年３月３１日時点で「旧算定方法」別表第一「Ａ２００－２」に掲げる急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関において、令和１０年６月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ バイオ後続品使用体制加算（令和９年６月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 特定集中治療室管理料１（令和８年３月３１日時点で「旧算定方法」別表第一「Ａ３０１」に掲げる特定集中治療室管理料１又は２に係る届出を行っている保険医療機関において、令和９年１月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 特定集中治療室管理料２（令和８年３月３１日時点で「旧算定方法」別表第一「Ａ３０１」に掲げる特定集中治療室管理料３又は４に係る届出を行っている保険医療機関において、令和９年１月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 特定集中治療室管理料３（令和８年３月３１日時点で「旧算定方法」別表第一「Ａ３０１」に掲げる特定集中治療室管理料５又は６に係る届出を行っている保険医療機関において、令和９年１月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 救命救急入院料の注１１に規定する重症患者対応体制強化加算
- ・ 特定集中治療室管理料の注６に規定する重症患者対応体制強化加算
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料１及び２（令和９年１月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料（令和９年１月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 母体・胎児集中治療室管理料（令和９年６月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 地域包括医療病棟入院料１
- ・ 地域包括医療病棟入院料２（令和８年３月３１日時点で「旧算定方法」別表第一「Ａ３０４」に掲げる地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っている病棟において、令和８年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料１（令和８年８月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料２、３及び４（令和８年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 精神科救急急性期医療入院料の注５に規定する精神科救急医療体制加算
- ・ 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料（令和８年８月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）

表３ 施設基準が改正された入院基本料等（届出を必要としないもの）

- ・ 情報通信機器を用いた診療
- ・ 地域包括診療加算
- ・ 初診料（歯科）の注１に掲げる基準
- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料６及び地域一般入院料１に限る。）

- ・ 療養病棟入院基本料の注 10 に規定する在宅復帰機能強化加算
- ・ 療養病棟入院基本料の注 11 に規定する経腸栄養管理加算
- ・ 結核病棟入院基本料（7 対 1 入院基本料に限る。）
- ・ 特定機能病院C入院基本料（7 対 1 入院基本料（一般病棟に限る。）を除く。）
- ・ 専門病院入院基本料（10 対 1 入院基本料に限る。）
- ・ 特定機能病院入院基本料の注 5 及び専門病院入院基本料の注 3 に規定する看護必要度加算
- ・ 専門病院入院基本料の注 4 及び特定一般病棟入院料の注 5 に規定する一般病棟看護必要度評価加算
- ・ 障害者施設等入院基本料
- ・ 有床診療所入院基本料の注 5 に規定する医師配置加算
- ・ 医師事務作業補助体制加算
- ・ 急性期看護補助体制加算
- ・ 看護職員夜間配置加算
- ・ 特殊疾患入院施設管理加算
- ・ 看護補助加算
- ・ 緩和ケア診療加算
- ・ 小児緩和ケア診療加算
- ・ 医療安全対策加算
- ・ 医療安全対策加算の注 2 に規定する医療安全対策地域連携加算
- ・ 感染対策向上加算
- ・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ 入退院支援加算
- ・ 地域医療体制確保加算 1
- ・ 精神科急性期医師配置加算
- ・ 協力対象施設入所者入院加算
- ・ 特定集中治療室管理料の注 7 に掲げる特定集中治療室遠隔支援加算
- ・ 新生児特定集中治療室管理料 2
- ・ 特殊疾患入院医療管理料
- ・ 小児入院医療管理料
- ・ 回復期リハビリテーション入院医療管理料
- ・ 地域包括ケア病棟入院料
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料
- ・ 特殊疾患病棟入院料
- ・ 精神科救急急性期医療入院料
- ・ 精神科救急・合併症入院料
- ・ 特定一般病棟入院料の注 5 に規定する一般病棟看護必要度評価加算
- ・ 特定一般病棟入院料の注 7 に規定する入院料

表 4 施設基準等の名称が変更されたが、令和 8 年 5 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出が必要でないもの

再診料の注 10 に規定する時間外対応加算 1	→	再診料の注 10 に規定する時間外対応体制加算 1
再診料の注 10 に規定する時間外対応加算 2	→	再診料の注 10 に規定する時間外対応体制加算 2
再診料の注 10 に規定する時間外対応加算 3	→	再診料の注 10 に規定する時間外対応体制加算 3
再診料の注 10 に規定する時間外対応加算 4	→	再診料の注 10 に規定する時間外対応体制加算 4
初診料（歯科）の注 16 及び再診料（歯科）の注 12 に掲げる基準	→	初診料（歯科）の注 16 及び再診料（歯科）の注 13 に掲げる基準
診療録管理体制加算 1 及び診療録管理体制加算 2	→	診療録管理体制加算 1
診療録管理体制加算 3	→	診療録管理体制加算 2
精神病棟入院基本料	→	精神病棟入院料
療養病棟入院基本料の注 13 に規定する看護補助体制充実加算	→	療養病棟入院基本料の注 13 に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算
障害者施設等入院基本料の注 10 に規定する看護補助体制充実加算	→	障害者施設等入院基本料の注 10 に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算
リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算	→	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 1
救命救急入院料 1	→	救命救急入院料 2
救命救急入院料 2	→	救命救急入院料 1
救命救急入院料 3	→	救命救急入院料 2
救命救急入院料 4	→	救命救急入院料 1
地域包括医療病棟入院料の注 8 に規定する看護補助体制充実加算		地域包括医療病棟入院料の注 9 に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算
地域包括医療病棟入院料の注 10 に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算	→	地域包括医療病棟入院料の注 11 に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算 1
地域包括ケア病棟入院料の注 5 に規定する看護補助体制充実加算	→	地域包括ケア病棟入院料の注 5 に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算
病棟薬剤業務実施加算 1	→	病棟薬剤業務実施加算 2
病棟薬剤業務実施加算 2	→	病棟薬剤業務実施加算 3

- 2 精神病棟入院基本料の特別入院基本料の施設基準のうち「当該病棟の入院患者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 以上であること」については、看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であって、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、当該施設基準の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別添 1

初・再診料の施設基準等

第 1 情報通信機器を用いた診療

1 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準

(1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下のアからカまでを満たすこと。

ア 保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、実施場所が厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「オンライン指針」という。）に該当しており、事後的に確認が可能であること。

イ 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有すること。

ウ 患者の状況によって当該保険医療機関において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応できること。

エ 以下について、当該保険医療機関のウェブサイトに掲示していること。

(イ) 情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないこと

(ロ) 当該保険医療機関での対応状況を記入した「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリスト

オ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）を遵守していること。また、当該保険医療機関のウェブサイトを作成する際には、「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書」を参考にすること。

カ 向精神薬を処方するに当たり、「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和 4 年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第 1 号医政発 1028 第 1 号保発 1028 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。）に基づく電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェック機能を用いること。ただし、電子処方箋を導入していない場合には、令和 10 年 5 月 31 日までの間に限り、オンライン資格確認等システム又は医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークのいずれかを用いて薬剤情報を確認することとしても差し支えない。

(2) オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。

2 届出に関する事項

情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 1 を用いること。

第 1 の 2 夜間・早朝等加算

1 夜間・早朝等加算に関する施設基準等

(1) 1 週間当たりの表示診療時間の合計が 30 時間以上の診療所である保険医療機関であること。なお、一定の決まった日又は決まった時間に行われる訪問診療の時間については、その実施する時間を表示している場合に限り、1 週間当たりの表示診療時間に含めて差し支えない。

(2) (1)の規定にかかわらず、概ね月 1 回以上、当該診療所の保険医が、客観的に深夜におけ

る救急医療の確保のために診療を行っている認められる次に掲げる保険医療機関に赴き夜間・休日の診療に協力している場合は、1週間当たりの表示診療時間の合計が27時間以上でよいこと。また、当該診療所が次のイ及びウの保険医療機関である場合も同様に取り扱うものであること。

ア 地域医療支援病院（医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院）

イ 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき認定された救急病院又は救急診療所

ウ 「救急医療対策の整備事業について（昭和52年医発第692号）」に規定された保険医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関

（3）（1）及び（2）の規定にかかわらず、表示診療時間とされる場合であって、当該診療所が常態として医師が不在となる時間（訪問診療に要する時間を除く。）は、1週間当たりの表示診療時間の合計に含めない。

（4）診療時間については、当該保険医療機関の建造物の外部かつ敷地内に表示し、診療可能な時間を地域に周知していること。なお、当該保険医療機関が建造物の一部を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の外部に表示していること。

2 届出に関する事項

夜間・早朝等加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第1の3 機能強化加算

1 機能強化加算に関する施設基準

次のいずれにも該当すること。

（1）診療所又は許可病床数が200床未満の病院であること。

（2）次のいずれかを満たしていること。

ア 「A001」の注12に規定する地域包括診療加算1に係る届出を行っている保険医療機関であること。

イ 以下のいずれも満たすものであること。

（イ）「A001」の注12に規定する地域包括診療加算2に係る届出を行っている保険医療機関であること。

（ロ）直近1年間において、次のいずれかを満たしていること。

① 「A001」の注12に規定する地域包括診療加算2を算定した患者が3人以上

② 「C001」在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の「1」、「C001-2」在宅患者訪問診療料（Ⅱ）（注1のイの場合に限る。）又は「C000」往診料を算定した患者の数の合計が3人以上

ウ 「B001-2-9」に掲げる地域包括診療料1に係る届出を行っている保険医療機関であること。

エ 以下のいずれも満たすものであること。

（イ）「B001-2-9」に掲げる地域包括診療料2に係る届出を行っている保険医療機関であること。

- (ロ) 直近1年間において、次のいずれかを満たしていること。
- ① 「B001-2-9」に掲げる地域包括診療料2を算定した患者が3人以上
 - ② 「C001」在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の「1」、「C001-2」在宅患者訪問診療料（Ⅱ）（注1のイの場合に限る。）又は「C000」往診料を算定した患者の数の合計が3人以上
- オ 「B001-2-11」に掲げる小児かかりつけ診療料1又は2に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- カ 「C002」に掲げる在宅時医学総合管理料又は「C002-2」に掲げる施設入居時等医学総合管理料に係る届出を行っている保険医療機関であって、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発0305第8号。以下「特掲診療料施設基準通知」という。）の別添1の第9在宅療養支援診療所の1（1）若しくは（2）に該当する診療所又は第14の2在宅療養支援病院の1（1）若しくは（2）に該当する病院であること。
- キ 「C002」に掲げる在宅時医学総合管理料又は「C002-2」に掲げる施設入居時等医学総合管理料に係る届出を行っている保険医療機関であって、特掲診療料施設基準通知の別添1の第9在宅療養支援診療所の1（3）に該当する診療所並びに第14の2在宅療養支援病院の1（3）に該当する病院であり、以下のいずれかを満たしていること。
- (イ) 第9在宅療養支援診療所の1（3）に該当する診療所であって、以下のいずれかを満たしていること。なお、緊急の往診の実績及び在宅における看取りの実績等の取扱いについては、第9在宅療養支援診療所と同様である。
- ① 第9在宅療養支援診療所の1（1）ケに掲げる過去1年間の緊急の往診の実績が3件以上
 - ② 第9在宅療養支援診療所の1（1）コに掲げる過去1年間の在宅における看取りの実績が1件以上又は過去1年間の15歳未満の超重症児及び準超重症児に対する在宅医療の実績が1件以上
- (ロ) 第14の2在宅療養支援病院の1（3）に該当する病院であって、以下のいずれかを満たしていること。なお、緊急の往診の実績及び在宅における看取りの実績等の取扱いについては、第14の2在宅療養支援病院と同様である。
- ① 第14の2在宅療養支援病院の1（1）サ①に掲げる過去1年間の緊急の往診の実績又は1（1）サ②に掲げる在宅療養支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績の合計が直近1年間で3件以上
 - ② 第14の2在宅療養支援病院の1（1）シに掲げる過去1年間の在宅における看取りの実績が1件以上又は過去1年間の15歳未満の超重症児及び準超重症児に対する在宅医療の実績が1件以上
- (3) 地域における保健・福祉・行政サービス等に係る対応として、以下のいずれかを行っている常勤の医師を配置していること。
- ア 介護保険制度の利用等に関する相談への対応及び要介護認定に係る主治医意見書の作成を行っていること。
- イ 警察医として協力していること。
- ウ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する乳幼児の健康診査

- (市町村を実施主体とする1歳6か月、3歳児等の乳幼児の健康診査)を実施していること。
- エ 予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項に規定する予防接種(定期予防接種)を実施していること。
- オ 幼稚園の園医、保育所の嘱託医又は小学校、中学校若しくは高等学校の学校医に就任していること。
- カ 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付老計発1018001号・老振発1018001号・老老発1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)に規定する地域ケア会議に出席していること。
- キ 通いの場や講演会等の市町村が行う一般介護予防事業に協力していること。
- (4) 地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じ、以下のアからオの対応を行っていること。また、当該対応を行っていることについて当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
- ア 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと。
- イ 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと。
- ウ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。
- エ 保健・福祉サービスに関する相談に応じること。
- オ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと。
- また、医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できることを、当該医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (5) (4)に基づき掲示している内容を記載した文書を当該保険医療機関内の見やすい場所に置き、患者が持ち帰ることができるようにすること。また、患者の求めがあった場合には、当該文書を交付すること。
- (6) 「医療機関(災害拠点病院以外)における災害対応のためのBCP作成の手引き」等を参考に、医療機関の実情に応じて、災害等の発生時において、当該保険医療機関において患者に対する医療の提供を継続的に実施することを目指すこと、非常時の体制で早期の業務再開を図ること及び患者と職員の安全を確保すること等を目的とした計画(以下この項において「業務継続計画」という。)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
- (7) 健康保険法第68条の2第1項の規定により3年以内の期限が付された同法第63条第3項第1号の指定を受けた診療所以外の保険医療機関であること。

2 届出に関する事項

- (1) 機能強化加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式1の3を用いること。
- (2) 令和8年3月31日において現に機能強化加算の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、1の(6)に該当するものとみなす。

第1の4 外来感染対策向上加算

- 1 外来感染対策向上加算に関する施設基準
- 次のいずれにも該当すること。

- (1) 診療所であること。
- (2) 感染防止に係る部門「以下「感染防止対策部門」という。」を設置していること。ただし、別添3の第20の1の(1)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。
- (3) 感染防止対策部門内に、専任の医師、看護師又は薬剤師その他の医療有資格者が院内感染管理者として配置されており、感染防止に係る日常業務を行うこと。なお、当該職員は別添3の第20の1の(1)アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、医科点数表第1章第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。
- (4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者の具体的な業務内容が整備されていること。
- (5) (3)の院内感染管理者により、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。
- (6) (3)の院内感染管理者により、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお、当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
- (7) (3)の院内感染管理者は、少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。なお、感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年2回以上参加していること。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加していること。
- (8) (7)に規定するカンファレンスは、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。
- (9) 院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。また、細菌学的検査を外部委託している場合は、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えておくなど、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイダンス」に沿った対応を行っていること。
- (10) (3)の院内感染管理者により、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。
- (11) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。
- (12) 当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。
- (13) 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（同法第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に

基づく措置を講ずる医療機関に限る。) であること。

- (14) 新興感染症の発生時等に、発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有すること。
- (15) 厚生労働省健康局結核感染症課「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組を行っていること。
- (16) 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った他の保険医療機関等とあらかじめ協議されていること。
- (17) 感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、当該患者の診療について必要に応じて精密検査が可能な体制又は専門医への紹介が可能な連携体制を有していることが望ましい。
- (18) 「A 2 3 4 - 2」に掲げる感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

2 届出に関する事項

外来感染対策向上加算に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 4 を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第 1 の 5 連携強化加算

1 連携強化加算に関する施設基準

次のいずれにも該当すること。

- (1) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。
- (2) 当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去 1 年間に 4 回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること。

2 届出に関する事項

連携強化加算に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。

第 1 の 6 サーベイランス強化加算

1 サーベイランス強化加算に関する施設基準

- (1) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。
- (2) 院内感染対策サーベイランス (J A N I S)、感染対策連携共通プラットフォーム (J - S I P H E) 等、地域や全国のサーベイランスに参加していること。

2 届出に関する事項

サーベイランス強化加算に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。

第 1 の 7 抗菌薬適正使用体制加算

1 抗菌薬適正使用体制加算に関する施設基準

- (1) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。
- (2) 抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加していること。
- (3) 直近 6 か月における使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が

60%以上又は(2)のサーベイランスに参加する診療所全体の上位 30%以内であること。

2 届出に関する事項

抗菌薬適正使用体制加算に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。

第 1 の 8 電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算

1 電子的診療情報連携体制整備加算 1 に関する施設基準

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付していること。
- (3) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (4) 電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率（同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。）が、30%以上であること。
- (5) (4) について、電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- (6) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
- (7) 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
 - ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること。
 - イ マイナ保険証を促進する等、医療 D X を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。
 - ウ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。
- (8) (7) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- (9) 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。
- (10) 以下のアからウの全て又はエを満たす電子カルテを有していること。
 - ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下単に「安全管理ガイドライン」という。）に準拠した体制であること。
 - イ 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。
 - ウ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。
 - エ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。
- (11) アを満たす又はイ及びウを満たすこと。
 - ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。

イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークであって、以下の（イ）から（ハ）の全てを満たすものを活用する体制を有していること。

（イ） 当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。

（ロ） 登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が年間100人以上であること。

（ハ） 当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。

ウ 以下の（イ）及び（ロ）を満たすこと。

（イ） 診療情報提供料（I）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。

（ロ） 当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

2 電子的診療情報連携体制整備加算2及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算1に関する施設基準に関する施設基準

（1） 1の（1）から（8）までの基準を満たすこと。

（2） 1の（9）から（11）までのいずれかの基準を満たすこと。

3 電子的診療情報連携体制整備加算3に関する施設基準及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算管理加算2に関する施設基準

1の（1）から（8）までの基準を満たすこと。

4 届出に関する事項

（1） 電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式1の6を用いること。

（2） 1の（10）のウについては、当面の間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。ただし、保険医療機関は、国等が全国で電子カルテ情報共有サービスの運用を開始した場合には、速やかに導入するように努めること。

（3） 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準のうち、1の（4）及び（6）、2の（1）のうち1の（4）及び（6）に係る基準並びに3のうち1の（4）及び（6）に係る基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないこと。

第2 時間外対応体制加算

1 通則

（1） 診療所であること。

（2） 標榜時間外において、患者からの電話等による問い合わせに応じる体制を整備するとともに、対応者、緊急時の対応体制、連絡先等について、院内掲示、連絡先を記載した文書の配布、診察券への記載等の方法により患者に対し周知していること。

2 時間外対応体制加算1に関する施設基準

診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、当該診療所の常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、常時対応できる体制がとられていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、常時対応できる体制がとられている場合には、当該基準を満たしているものとみなすことができる。また、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかに患者にコールバックすることができる体制がとられていること。

3 時間外対応体制加算2に関する施設基準

診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、当該診療所の非常勤の医師、看護職員又は事務職員等が、常時、電話等により対応できる体制がとられていること。この場合において、必要に応じて診療録を閲覧することができる体制がとられていること。また、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかに患者にコールバックすることができる体制がとられていること。

4 時間外対応体制加算3に関する施設基準

(1) 診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、標榜時間外の夜間の数時間は、原則として当該診療所において、当該診療所の常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、対応できる体制がとられていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、標榜時間外の夜間の数時間において対応できる体制がとられている場合には、当該基準を満たしているものとみなすことができる。また、標榜時間内や標榜時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかに患者にコールバックすることができる体制がとられていること。

(2) 休診日、深夜及び休日等においては、留守番電話等により、地域の救急医療機関等の連絡先の案内を行うなど、対応に配慮すること。

5 時間外対応体制加算4に関する施設基準

(1) 診療所（連携している診療所を含む。）を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、複数の診療所による連携により対応する体制がとられていること。

(2) 当番日については、標榜時間外の夜間の数時間は、原則として当該診療所において対応できる体制がとられていること。また、標榜時間内や当番日の標榜時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかに患者にコールバックすることができる体制がとられていること。

(3) 当番日以外の日、深夜及び休日等においては、留守番電話等により、当番の診療所や地域の救急医療機関等の連絡先の案内を行うなど、対応に配慮すること。

(4) 複数の診療所の連携により対応する場合、連携する診療所の数は、当該診療所を含め最大で3つまでとすること。

6 届出に関する事項

時間外対応体制加算に係る届出は、別添7の様式2を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第2の2 明細書発行体制等加算

1 明細書発行体制等加算に関する施設基準

- (1) 診療所であること。
- (2) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求又は光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っていること。
- (3) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。

2 届出に関する事項

明細書発行体制等加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第2の3 地域包括診療加算

1 地域包括診療加算1に関する施設基準

(1)から(12)までの基準を全て満たしていること。

- (1) 診療所であること。
- (2) 当該医療機関に、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師（以下「担当医」という。）を配置していること。なお、担当医は認知症に係る適切な研修を修了していることが望ましい。
- (3) 次に掲げる事項を院内の見やすい場所に掲示していること。
 - ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること。
 - イ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員（介護保険法第7条第5項に規定するものをいう。以下同じ。）及び相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に規定するものをいう。以下同じ。）からの相談に適切に対応することが可能であること。
 - ウ 患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。
- (4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- (5) 当該患者に対し院外処方を行う場合は、調剤について薬局と連携をしていること（以下、当該薬局を「連携薬局」という。）。連携薬局については、24時間対応できる体制を整えている薬局であること。ただし、当該診療所の特性に応じて緊急時に処方が必要となる解熱鎮痛消炎剤、血圧降下剤、気管支拡張剤等の薬剤について、院内処方が可能な体制が整備されている場合にあっては、当該連携薬局について、24時間対応できる体制が整備されていなくても差し支えない。
- (6) 当該保険医療機関の敷地内における禁煙の取扱いについて、次の基準を満たしていること。
 - ア 当該保険医療機関の敷地内が禁煙であること。
 - イ 保険医療機関が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙であること。
- (7) 介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示し、かつ、要介護認定に

係る主治医意見書を作成しているとともに、以下のいずれか一つを満たしていること。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定を受けており、かつ、常勤の介護支援専門員を配置していること。

イ 介護保険法第 8 条第 6 項に規定する居宅療養管理指導又は同条第 10 項に規定する短期入所療養介護等を提供した実績があること。

ウ 当該保険医療機関において、同一敷地内に介護サービス事業所（介護保険法に規定する事業を実施するものに限る。）を併設していること。

エ 担当医が「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日付老計発 1018001 号・老振発 1018001 号・老老発 1018001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）に規定する地域ケア会議に年 1 回以上出席していること。

オ 介護保険によるリハビリテーション（介護保険法第 8 条第 5 項に規定する訪問リハビリテーション、同条第 8 項に規定する通所リハビリテーション、第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション及び同条第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーションに限る。）を提供していること（なお、要介護被保険者等に対して、維持期の運動器リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料又は廃用症候群リハビリテーション料を原則として算定できないことに留意すること。）。

カ 担当医が、介護保険法第 14 条に規定する介護認定審査会の委員の経験を有すること。

キ 担当医が、都道府県等が実施する主治医意見書に関する研修会を受講していること。

ク 担当医が、介護支援専門員の資格を有していること。

ケ 担当医が、「認知症初期集中支援チーム」等、市区町村が実施する認知症施策に協力している実績があること。

(8) 在宅医療の提供及び当該患者に対し 24 時間の往診等の体制を確保していること（特掲診療料施設基準通知の第 9 在宅療養支援診療所の施設基準の 1 の(1)に規定する在宅療養支援診療所以外の診療所については、連携医療機関の協力を得て行うものを含む。）。

(9) 以下のいずれか 1 つを満たしていること。

ア 時間外対応体制加算 1、2、3 又は 4 の届出を行っていること。

イ 常勤換算 2 名以上（「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所にあつては 1.4 人以上）の医師が配置されており、うち 1 名以上が常勤の医師であること。

ウ 在宅療養支援診療所であること。

(10) 以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア 担当医が、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 9 号に規定するサービス担当者会議に参加した実績があること。

イ 担当医が、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日付老計発 1018001 号・老振発 1018001 号・老老発 1018001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）に規定する地域ケア会議に出席した実績があること。

ウ 保険医療機関において、介護支援専門員と対面あるいは I C T 等を用いた相談の機会を設けていること。なお、対面で相談できる体制を構築していることが望ましい。

(11) 外来診療から訪問診療への移行に係る実績について、以下の全てを満たしていること。

ア 直近 1 年間に、当該保険医療機関での継続的な外来診療を経て、「C O O O」往診料、

「C001」在宅患者訪問診療料(I)の「1」又は「C001-2」在宅患者訪問診療料(II)(注1のイの場合に限る。)を算定した患者の数の合計が、在宅療養支援診療所については10人以上、在宅療養支援診療所以外の診療所については3人以上であること。

イ 直近1か月に初診、再診、往診又は訪問診療を実施した患者のうち、往診又は訪問診療を実施した患者の割合が70%未満であること。

(12) 当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

(13) 健康保険法第68条の2第1項の規定により3年以内の期限が付された同法第63条第3項第1号の指定を受けた診療所以外の保険医療機関であること。

2 地域包括診療加算2に関する施設基準

以下の全てを満たしていること。

(1) 1の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)及び(13)を満たしていること。

(2) 在宅医療の提供及び当該患者に対し24時間の連絡体制を確保していること。

3 届出に関する事項

地域包括診療加算1又は2の施設基準に係る届出は、別添7の様式2の3を用いること。

第2の3の2 外来データ提出加算

1 外来データ提出加算に関する施設基準

(1) 厚生労働省が毎年実施する「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」(以下「外来医療等調査」という。)に適切に参加できる体制を有すること。また、厚生労働省保険局医療課及び厚生労働省が外来医療等調査の一部事務を委託する外来医療等調査事務局(以下「外来医療等調査事務局」という。)と電子メール及び電話での連絡が可能な担当者を必ず1名指定すること。

(2) 外来医療等調査に適切に参加し、調査に準拠したデータを提出すること。

(3) 診療記録(過去5年間の診療録及び過去3年間の手術記録、看護記録等)の全てが保管・管理されていること。

(4) 診療記録の保管・管理につき、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であることが望ましい。

(5) 診療記録の保管・管理のための規定が明文化されていること。

(6) 患者についての疾病統計には、ICD大分類程度以上の疾病分類がされていること。

(7) 保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できること。

2 外来データ提出加算に係るデータ提出に関する事項

(1) データの提出を希望する保険医療機関は、令和8年11月20日、令和9年2月22日、5月20日、8月20日、11月22日又は令和10年2月21日までに特掲診療料施設基準通知の別添2の様式7の10について、地方厚生(支)局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長へ届出すること。

(2) (1)の届出を行った保険医療機関は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して2月分のデータ(例として、令和9年7月に届出を行った場合は、令和9年8月20日の期限に合わせた届出となるため、試行データは令和9年9月、10月の2月分となる。)(以下

「外来試行データ」という。)を厚生労働省が提供するチェックプログラムにより作成し、外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査実施説明資料に定められた方法に従って厚生労働省保険局医療課が別途通知する期日までに外来医療等調査事務局へ提出すること。

- (3) 外来試行データが適切に提出されていた場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課より事務連絡を1の(1)の担当者宛てに電子メールにて発出する。なお、当該連絡のあった保険医療機関においては、この連絡以後、外来データ提出加算の届出を行うことが可能となる。

3 届出に関する事項

- (1) 外来データ提出加算の施設基準に係る届出は特掲診療料施設基準通知の別添2の様式7の11を用いること。
- (2) 各調査年度において、累積して3回のデータ提出の遅延等が認められた場合は、適切なデータ提出が継続的に行われていないことから、3回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月からは算定できないこと。
- (3) データ提出を取りやめる場合、1の(2)の基準を満たさなくなった場合及び(2)に該当した場合については、特掲診療料施設基準通知の別添2の様式7の12を提出すること。
- (4) (3)の届出を行い、その後再度データ提出を行う場合にあっては、2の(1)の手続きより開始すること。

第2の4 削除

第2の5 特定妥結率初診料、特定妥結率再診料及び特定妥結率外来診療料

- 1 保険医療機関と卸売販売業者との価格交渉においては、厚生労働省「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(以下「流通改善ガイドライン」という。)に基づき、原則として全ての品目について単品単価契約とすることが望ましいこと、個々の医薬品の価値を無視した値引き交渉、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼすような流通コストを全く考慮しない値引き交渉を慎むこと等に留意するとともに、医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から、妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況を報告すること等について規定しているものであり、具体的な取扱いについては以下のとおりとする。なお、医薬品取引に係る契約書の写し等の資料については適切に保管していること。

- (1) 妥結率の報告における妥結とは、取引価格が決定しているものであり、契約書等の遡及条項により、取引価格が遡及し変更することが可能な場合には未妥結とする。また、取引価格は決定したが、支払期間が決定しないなど、取引価格に影響しない契約事項が未決定の場合は妥結とする。

※ 妥結率の計算については、下記のとおりとする。

妥結率＝卸売販売業者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第34条第3項に規定する卸売販売業者をいう。以下同じ。)と当該保険医療機関との間での取引価格が定めら

れた医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）／当該保険医療機関において購入された医療用医薬品の薬価総額

- (2) 医療用医薬品の取引に係る状況とは、「前年度における価格交渉及び妥結価格について」の状況をいう。
- (3) 流通改善に関する取組状況とは、流通改善ガイドラインにおいて、卸売販売業者との保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項とされている、単品単価契約の推進、個々の医薬品の価値に基づいた価格交渉の推進、価格交渉の頻度の改善等の取組について、当該医療機関における状況を報告するものであること。
- 2 妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況について、別添7の様式2の4により、毎年10月1日から11月末日までに、同年4月1日から9月30日までの期間における実績を地方厚生（支）局長へ報告することとし、11月末日までの報告に基づく特定妥結率初診料、特定妥結率再診料及び特定妥結率外来診療料は、12月1日から翌年11月末日まで適用する。

第2の6 看護師等遠隔診療補助加算

1 看護師等遠隔診療補助加算に関する施設基準

次のいずれにも該当すること。

- (1) 「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日医政発第529号）に規定するへき地医療拠点病院又はへき地診療所の指定を受けていること。
- (2) 当該保険医療機関に、へき地における患者が看護師等という場合の情報通信機器を用いた診療に係る研修を修了した医師を配置していること。
- (3) 別添1の第1に掲げる情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。
- 2 届出に関する事項
- 看護師等遠隔診療補助加算に関する届出は別添7の様式1の7を用いること。

第2の7 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

1 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

- (1) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること。
- (2) 感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保していること。
- (3) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策（抗菌薬の適正使用を含む。）の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。なお、受講を確認できるものを保管すること。
- (4) 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施していること。
- (5) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。
- (6) (5)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- 2 届出に関する事項

歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 2 の 6 を用いること。なお、当該届出については実績を要しない。

第 3 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する施設基準等

1 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する施設基準等

- (1) 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する基準における文書により紹介された患者の数及び当該保険医療機関における初診患者の数については、届出前 1 か月間（暦月）の数値を用いること。
- (2) 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する基準における手術の数については、届出前 1 年間（暦年）の数値を用いること。
- (3) 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の初診料の注 6 又は再診料の注 4 に規定する歯科診療特別対応加算 1、歯科診療特別対応加算 2 又は歯科診療特別対応加算 3 を算定した患者の月平均患者数については、届出前 3 か月間（暦月）の月平均の数値を用いること。
- (4) (1) の「文書により紹介された患者の数」とは、別の保険医療機関等からの文書により紹介されて歯科、小児歯科、矯正歯科又は口腔外科を標榜する診療科に来院し、初診料を算定した患者（当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関からの紹介患者は除く。）の数をいい、当該保険医療機関における「初診の患者の数」とは、当該診療科で初診料を算定した患者の数（時間外、休日又は深夜に受診した 6 歳未満の患者を除く。）をいう。単に電話での紹介を受けた場合等は紹介患者には該当しない。
- (5) 「特別の関係にある保険医療機関」とは「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の別添 1 第 1 章第 2 部通則 7 の(3)に規定する特別の関係にある保険医療機関をいう。
- (6) 当該病院が当該病院の存する地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。
- (7) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること。
- (8) 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保していること。
- (9) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策（抗菌薬の適正使用を含む。）の研修を 4 年に 1 回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が 1 名以上配置されていること。なお、受講を確認できるものを保管すること。
- (10) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。
- (11) (10) の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2 届出に関する事項

地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 3 を用いること。

第 4 歯科外来診療医療安全対策加算 1 及び歯科外来診療医療安全対策加算 2

1 歯科外来診療医療安全対策加算 1 及び歯科外来診療医療安全対策加算 2 に関する施設基準

(1) 歯科外来診療医療安全対策加算 1 に関する施設基準

ア 歯科医療を担当する保険医療機関（歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。）であること。

イ 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が 1 名以上配置されていること。

ウ 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ 1 名以上配置されていること。

エ 医療安全管理者が配置されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関をいう。以下同じ。）にあつては、歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されていること。

オ 患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。また、自動体外式除細動器（AED）については保有していることがわかる院内掲示を行っていること。

（イ） 自動体外式除細動器（AED）

（ロ） 経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

（ハ） 酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）

（ニ） 血圧計

（ホ） 救急蘇生セット

カ 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。ただし、医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている場合は、この限りではない。

キ 以下のいずれかを満たしていること。

（イ） 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録することにより、継続的に医療安全対策等に係る情報収集を行っていること。

（ロ） 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備していること。

ク 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。

ケ クの掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

(2) 歯科外来診療医療安全対策加算 2 に関する施設基準

ア 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

イ 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が 1 名以上配置されていること。

ウ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が 1 名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が 1 名以上配置されていること。

エ 歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されていること。

オ 患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。また、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）については保有していることがわかる院内掲示を行っていること。

（イ） 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）

（ロ） 経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

（ハ） 酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）

（ニ） 血圧計

（ホ） 救急蘇生セット

カ 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。ただし、医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている場合は、この限りではない。

キ 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制を整備していること。

ク 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。

ケ クの掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

2 届出に関する事項

歯科外来診療医療安全対策加算１の施設基準に係る届出は、別添７の様式４を用い、歯科外来診療医療安全対策加算２の施設基準に係る届出は、別添７の様式４の１の２を用いること。なお、当該届出については実績を要しない。

第４の２ 歯科外来診療感染対策加算１、歯科外来診療感染対策加算２、歯科外来診療感染対策加算３及び歯科外来診療感染対策加算４

1 歯科外来診療感染対策加算１、歯科外来診療感染対策加算２、歯科外来診療感染対策加算３及び歯科外来診療感染対策加算４に関する施設基準

（１） 歯科外来診療感染対策加算１に関する施設基準

ア 歯科医療を担当する保険医療機関（歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。）であること。

イ 歯科点数表の初診料の注１に係る施設基準の届出を行っていること。

ウ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が１名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けた者が１名以上配置されていること。

エ 院内感染管理者が配置されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者が配置されていること。

オ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保していること。

（２） 歯科外来診療感染対策加算２に関する施設基準

ア 歯科医療を担当する保険医療機関（歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係

- る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。) であること。
- イ 歯科点数表の初診料の注 1 に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
- ウ 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ 1 名以上配置されていること。
- エ 院内感染管理者が配置されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者が配置されていること。
- オ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保していること。
- カ 感染経路別予防策（个人防护具の着脱法等を含む。）及び新型インフルエンザ等感染症等に対する対策・発生動向等に関する研修を 1 年に 1 回以上受講している常勤の歯科医師が 1 名以上配置されていること。なお、受講を確認できるものを保管すること。
- キ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に、当該感染症の患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行うことができる体制を有すること。
- ク 新型インフルエンザ等感染症等発生時の事業継続計画を策定していること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、歯科外来部門の事業継続計画を策定していること。
- ケ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に歯科外来診療を円滑に実施できるよう、医科診療を担当する別の保険医療機関との連携体制が整備されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りではない。
- コ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に当該地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関から当該感染症の患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、連携体制を確保していること。

(3) 歯科外来診療感染対策加算 3 に関する施設基準

- ア 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
- イ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が 1 名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が 1 名以上配置されていること。
- ウ 院内感染管理者が配置されていること。ただし、医科歯科併設の保険医療機関にあつては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者を配置していること。
- エ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保していること。

(4) 歯科外来診療感染対策加算 4 に関する施設基準

- ア 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
- イ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が 1 名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が 1 名以上配置されていること。

- ウ 院内感染管理者が配置されていること。ただし、医科歯科併設の保険医療機関にあっては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者を配置していること。
- エ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保していること。
- オ 感染経路別予防策（个人防护具の着脱法等を含む。）及び新型インフルエンザ等感染症等に対する対策・発生動向等に関する研修を1年に1回以上受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。なお、受講を確認できるものを保管すること。
- カ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に、当該感染症の患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行うことができる体制を有すること。
- キ 新型インフルエンザ等感染症等発生時の事業継続計画を策定していること。
- ク 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に歯科外来診療を円滑に実施できるよう、医科診療を担当する別の保険医療機関との連携体制が整備されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りではない。
- ケ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に当該地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関から当該感染症の患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、連携体制を確保していること。

2 届出に関する事項

歯科外来診療感染対策加算1又は歯科外来診療感染対策加算2の施設基準に係る届出は、別添7の様式4を用い、歯科外来診療感染対策加算3又は歯科外来診療感染対策加算4の施設基準に係る届出は、別添7の様式4の1の2を用いること。なお、当該届出については実績を要しない。

第5 歯科診療特別対応連携加算

1 歯科診療特別対応連携加算に関する施設基準

- (1) 歯科診療特別対応連携加算に関する基準における歯科診療報酬点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する歯科診療特別対応加算1、歯科診療特別対応加算2又は歯科診療特別対応加算3を算定している月平均外来患者数については、届出前3か月間（暦月）の数値を用いる。
- (2) 当該患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次に掲げる十分な装置・器具を有していること。
 - ア 自動体外式除細動器（AED）
 - イ 経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
 - ウ 酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
 - エ 救急蘇生セット
- (3) 緊急時に円滑な対応ができるよう別の医科診療を担当する病院である保険医療機関との連携体制が整備されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りでない。
- (4) 別の歯科診療を担当する保険医療機関との連携体制が整備されていること。

2 届出に関する事項

歯科診療特別対応連携加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 4 の 2 を用いること。

第 5 の 2 歯科点数表の初診料の注 16 及び再診料の注 13 に規定する施設基準

1 歯科点数表の初診料の注 16 及び再診料の注 13 に規定する施設基準

(1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下のア及びイを満たすこと。

ア 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有すること。

イ 患者の状況によって当該保険医療機関において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応できること。

(2) 厚生労働省「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。

2 届出に関する事項

歯科点数表の初診料の注 16 及び再診料の注 13 に規定する情報通信機器を用いた歯科診療に係る施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 4 の 3 を用いること。

入院基本料等の施設基準等

第 1 入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算、夜勤時間特別入院基本料及び重症患者割合特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）及び特定入院基本料を含む。）及び特定入院料に係る入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、次のとおりとする。

1 入院診療計画の基準

- (1) 当該保険医療機関において、入院診療計画が策定され、説明が行われていること。
- (2) 入院の際に、医師、看護師、その他必要に応じ関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、患者に対し、別添 6 の別紙 2 又は別紙 2 の 3 を参考として、文書により病名、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間等について、入院後 7 日以内に説明を行うこと。ただし、高齢者医療確保法の規定による療養の給付を提供する場合の療養病棟における入院診療計画については、別添 6 の別紙 2 の 2 を参考にすること。
なお、当該様式にかかわらず、入院中から退院後の生活がイメージできるような内容であり、年月日、経過、達成目標、日ごとの治療、処置、検査、活動・安静度、リハビリ、食事、清潔、排泄、特別な栄養管理の必要性の有無、教育・指導（栄養・服薬）・説明、退院後の治療計画、退院後の療養上の留意点が電子カルテなどに組み込まれ、これらを活用し、患者に対し、文書により説明が行われている場合には、各保険医療機関が使用している様式で差し支えない。
- (3) 入院診療計画について、入院前に外来で文書を提供し、説明した場合も、入院後 7 日以内に行ったものと同様の取扱いとする。また、入院期間が 2 日以内であると見込まれる場合又は 3 日以上入院が見込まれていたものの入院期間が 2 日以内となった場合であって、診療や退院後の治療や生活に支障がないと認められる患者に対して入院診療に関する必要な説明を行った場合は、総合的な入院診療計画の策定並びに患者への文書を用いた説明及び交付は行わなくても差し支えない。この場合は、診療録に入院期間（見込みを含む。）、患者への入院診療に関する説明の内容及び説明を行った日時等を記載すること。
- (4) 入院時に治療上の必要性から患者に対し、病名について情報提供し難い場合にあつては、可能な範囲において情報提供を行い、その旨を診療録に記載すること。
- (5) 医師の病名等の説明に対して理解できないと認められる患者（例えば小児、意識障害患者）については、その家族等に対して行ってもよい。
- (6) 説明に用いた文書は、患者（説明に対して理解できないと認められる患者についてはその家族等）に交付するとともに、その写しを診療録に添付するとともに、説明日及び説明者を診療録に記載すること。なお、医師や患者等の署名は不要であるが、医師の署名がある場合は、説明日及び説明者を診療録に記載する必要はない。
- (7) 入院期間が通算される再入院の場合であっても、患者の病態により当初作成した入院診療

計画書に変更等が必要な場合には、新たな入院診療計画書を作成し、説明を行う必要があること。

2 院内感染防止対策の基準

- (1) 当該保険医療機関において、院内感染防止対策が行われていること。
- (2) 当該保険医療機関において、院内感染防止対策委員会が設置され、当該委員会が月 1 回程度、定期的に開催されていること。なお、当該委員会を対面によらない方法で開催しても差し支えない。
- (3) 院内感染防止対策委員会は、病院長又は診療所長、看護部長、薬剤部門の責任者、検査部門の責任者、事務部門の責任者、感染症対策に関し相当の経験を有する医師等の職員から構成されていること。なお、診療所においては各部門の責任者を兼務した者で差し支えない。
- (4) 当該保険医療機関内において（病院である保険医療機関においては、当該病院にある検査部において）、各病棟（有床診療所においては、当該有床診療所の有する全ての病床。以下この項において同じ。）の微生物学的検査に係る状況等を記した「感染情報レポート」が週 1 回程度作成されており、当該レポートが院内感染防止対策委員会において十分に活用される体制がとられていること。当該レポートは、入院中の患者からの各種細菌の検出状況や薬剤感受性成績のパターン等が病院又は有床診療所の疫学情報として把握、活用されることを目的として作成されるものであり、各病棟からの拭き取り等による各種細菌の検出状況を記すものではない。
- (5) 院内感染防止対策として、職員等に対し流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、各病室に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液が設置されていること。ただし、精神病棟、小児病棟等においては、患者の特性から病室に前項の消毒液を設置することが適切でないと判断される場合に限り、携帯用の速乾式消毒液等を用いても差し支えないものとする。

3 医療安全管理体制の基準

- (1) 当該保険医療機関において、医療安全管理体制が整備されていること。
- (2) 安全管理のための指針が整備されていること。
安全管理に関する基本的な考え方、医療事故発生時の対応方法等が文書化されていること。
- (3) 安全管理のための医療事故等の院内報告制度が整備されていること。
院内で発生した医療事故、インシデント等が報告され、その分析を通じた改善策が実施される体制が整備されていること。
- (4) 安全管理のための委員会が開催されていること。
安全管理の責任者等で構成される委員会が月 1 回程度開催されていること。なお、安全管理の責任者が必ずしも対面でなくともよいと判断した場合においては、当該委員会を対面によらない方法で開催しても差し支えない。
- (5) 安全管理の体制確保のための職員研修が開催されていること。
安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、研修計画に基づき、年 2 回程度実施されていること。

4 褥瘡対策の基準

- (1) 当該保険医療機関において、褥瘡対策が行われていること。
- (2) 当該保険医療機関において、褥瘡対策に係る専任の医師及び褥瘡看護に関する臨床経験を有する専任の看護職員から構成される褥瘡対策チームが設置されていること。

- (3) 当該保険医療機関における日常生活の自立度が低い入院患者につき、別添6の別紙3及び別紙13を参考として褥瘡に関する危険因子の評価を行うこと。また、褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する患者については、(2)に掲げる専任の医師及び専任の看護職員が適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価を行うこと。ただし、当該医師及び当該看護職員が作成した診療計画に基づくものであれば、褥瘡対策の実施は、当該医師又は当該看護職員以外であっても差し支えない。また、様式については褥瘡に関する危険因子の評価と診療計画が別添6の別紙3のように1つの様式ではなく、それぞれ独立した様式となっていて構わない。
- (4) 褥瘡対策の診療計画における薬学的管理に関する事項及び栄養管理に関する事項については、当該患者の状態に応じて記載すること。必要に応じて、薬剤師又は管理栄養士と連携して、当該事項を記載すること。なお、診療所において、薬学的管理及び栄養管理を実施している場合について、当該事項を記載しておくことが望ましい。
- (5) 栄養管理に関する事項については、栄養管理計画書をもって記載を省略することができる。ただし、この場合は、当該栄養管理計画書において、体重減少、浮腫の有無等の別添6の別紙3に示す褥瘡対策に必要な事項を記載していること。
- (6) 褥瘡対策チームの構成メンバー等による褥瘡対策に係る委員会が定期的に開催されていることが望ましい。
- (7) 患者の状態に応じて、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制が整えられていること。

5 栄養管理体制の基準

- (1) 当該病院である保険医療機関（特別入院基本料等を算定する病棟のみを有するものを除く。）内に、常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。
- (2) 管理栄養士をはじめとして、医師、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順（標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等）を作成すること。
- (3) 入院時に患者の栄養状態を医師、看護職員、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載していること。
- (4) (3)において、特別な栄養管理が必要と医学的に判断される患者について、栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士、看護師その他の医療従事者が共同して、当該患者ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画（別添6の別紙23又はこれに準じた様式とする。）を作成していること。なお、救急患者や休日に入院した患者など、入院日に策定できない場合の栄養管理計画は、入院後7日以内に策定することとする。
- (5) 栄養管理計画には、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法、特別食の有無等）、栄養食事相談に関する事項（入院時栄養食事指導、退院時の指導の計画等）、その他栄養管理上の課題に関する事項、栄養状態の評価の間隔等を記載すること。また、当該計画書又はその写しを診療録等に添付すること。
- (6) 当該患者について、栄養管理計画に基づいた栄養管理を行うとともに、当該患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて栄養管理計画を見直していること。
- (7) 特別入院基本料等を算定する場合は、(1)から(6)までの体制を満たしていることが望ましい。

(8) (1)に規定する管理栄養士は、1か月以内の欠勤については、欠勤期間中も(1)に規定する管理栄養士に算入することができる。なお、管理栄養士が欠勤している間も栄養管理のための適切な体制を確保していること。

(9) 当該保険医療機関（診療所を除く。）において、管理栄養士の離職又は長期欠勤のため、(1)に係る基準が満たせなくなった場合、地方厚生（支）局長に届け出た場合に限り、当該届出を行った日の属する月を含む3か月間に限り、従前の入院基本料等を算定できる。

6 意思決定支援の基準

当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。ただし、小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、小児入院医療管理料又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟のみを有する保険医療機関についてはこの限りでない。

7 身体的拘束最小化の基準

(1) 身体的拘束最小化の体制に関する基準は(3)から(6)まで、身体的拘束最小化の実績等に関する基準は(7)及び(8)をいうものであること。

(2) 身体的拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいうこと。

(3) 患者の尊厳の保持及び療養環境の質の確保の観点から、当該保険医療機関において、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。また、こうした組織風土の醸成に努めること。

(4) (2)の身体的拘束を行う場合には、その態様及び実施時間（開始時間及び終了時間）、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5) 当該保険医療機関において、身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される身体的拘束最小化チームが設置されていること。なお、必要に応じて、薬剤師等、入院医療に携わる多職種が参加していることが望ましい。

(6) 身体的拘束最小化チームでは、以下の業務を実施すること。

ア 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底すること。

イ 身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員に周知し活用すること。なお、アを踏まえ、定期的に当該指針の見直しを行うこと。また、当該指針には、鎮静を目的とした薬物の適正使用や(2)に規定する身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化に係る内容を盛り込むこと。

ウ 入院患者に係わる職員を対象として、身体的拘束の最小化に関する研修を定期的に行うこと。当該研修には、身体的拘束の代替手段に関する内容のほか、患者の尊厳の保持の重要性に関する内容を含むことが望ましい。

(7) 以下のいずれかを満たすこと。

ア 身体的拘束の実施割合が集計されており、当該保険医療機関内で1割5分以下であること。

イ 身体的拘束の原則廃止に向けて、(イ)から(ハ)までの全ての取組を継続して行っていること。

(イ) 身体的拘束最小化チームにおいて、身体的拘束の実施状況を踏まえ、身体的拘束の

最小化に向けた具体的な取組を検討するための委員会を3か月に1回以上開催していること。

(ロ) 身体的拘束が行われている病棟に対し、次の取組のいずれかが行われていること。

① 身体的拘束最小化チームによる病棟の巡回が定期的に行われ、病棟の職員とともに身体的拘束が行われている患者の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討が積極的に行われていること。

② 身体的拘束が行われている患者が生じる都度、病棟の複数の職員により身体的拘束の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討が積極的に行われていること。

(ハ) 当該保険医療機関内で、入院患者に関わる職員を対象として、患者の尊厳の保持の重要性及び身体的拘束の最小化に向けた具体的な方策や好事例の紹介を含む内容の研修が年に2回以上実施されていること。

(8) (7) のアに規定する身体的拘束の実施割合は、直近3か月における当該保険医療機関で入院料(「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料、「A302-2」新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、「A303」総合周産期特定集中治療室管理料、「A303-2」新生児治療回復室入院医療管理料を除く。また、精神病床に入院する全ての患者の身体的拘束を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づいて取り扱う場合には精神病床を除く。)を算定した日数のうち、身体的拘束を実施した日数を、当該入院料を算定した日数で除して得た割合をいう。ただし、実施した身体的拘束が以下のアからウまでのいずれかに該当する場合は、身体的拘束を実施した日数に含めない。なお、アからウまでに該当する場合であっても、常に身体的拘束の解除や代替策の導入について検討し、身体的拘束の最小化に努めること。

ア 衣服に触れるものの、患者の動作により容易に外れ、患者の自発的な運動を制限することはない状況で用いられる、見守りや職員を呼ぶためのセンサー等のみを使用している場合

イ 処置時や移動時に、患者本人又はその家族の同意を得た上で、安全確保のために短時間固定ベルト等を使用する場合であって、使用している間、常に職員が介助等のために当該患者の側に付き添っており、処置や移動の終了時に確実に解除している場合

ウ 患者が訓練のために自由に車椅子を操作することのできる状態であって、患者本人又はその家族の同意を得た上で、車椅子操作による訓練の時間中のみ安全確保のために固定ベルトを使用する場合(車椅子の前にオーバーテーブルを設置する、車椅子をロックする等の方法により、患者本人の活動を制限している場合は該当しない。)

(9) (3)から(6)まで及び(7)のイの規定に関わらず、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられている医療機関における精神病床を含む。)における身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による。精神病床に入院する全ての患者の身体的拘束を当該法律の規定に基づいて取り扱う場合は、当該病床について(3)から(6)まで及び(7)のイの規定を満たすものとみなす。

(10) 令和8年3月31日において現に入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病棟又

は病床については、令和9年5月31日までの間に限り、(6)のイ及び(7)の基準を満たしているものとする。

8 医科点数表第1章第2部通則第8号及び歯科点数表第1章第2部入院料等通則第7号に規定する基準

当該保険医療機関内に、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が1名以上配置されていること。

9 医科点数表第1章第2部通則第11号及び歯科点数表第1章第2部入院料等通則第9号に規定する基準

次のいずれかに該当する医療機関

(1) 令和8年3月31日時点で入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関

(2) 次のいずれかに該当する医療機関

① 令和8年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の、新規に入院ベースアップ評価料の算定を開始する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、5分5厘（看護補助者、事務職員については、8分）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関又は令和9年度の対象職員（医師・歯科医師を除く。）の、新規に入院ベースアップ評価料の算定を開始する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、8分7厘（看護補助者、事務職員については、1割3分7厘）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関

② 令和8年3月31日時点で外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ている有床診療所である保険医療機関

③ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出ている保険医療機関であって、令和8年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の基本給等を合計し、当該対象職員を令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、2分3厘に相当する水準以上のベア等を行った有床診療所である保険医療機関

(3) 令和8年6月1日以降に、新規開設した保険医療機関

第1の2 歯科点数表第1章基本診療料第2部入院料等通則第6号ただし書に規定する入院基本料（特別入院基本料等を含む。）及び特定入院料に係る入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、次のとおりとする。

1 第1の1から4までのいずれにも該当するものであること。

2 栄養管理体制の基準

(1) 当該保険医療機関内（診療所を除く。）に、栄養管理を担当する管理栄養士が1名以上配置されていること。

(2) 管理栄養士をはじめとして、歯科医師、看護職員、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順（標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等）を作成すること。

(3) 入院時に患者の栄養状態を歯科医師、看護師、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載していること。

(4) (3)において、特別な栄養管理が必要と医学的に判断される患者について、栄養状態の評

価を行い、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の医療従事者が共同して、当該患者ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画（別添6の別紙23又はこれに準じた様式とする。）を作成していること。なお、救急患者や休日に入院した患者など、入院日に策定できない場合の栄養管理計画は、入院後7日以内に策定することとする。

- (5) 栄養管理計画には、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法、特別食の有無等）、栄養食事相談に関する事項（入院時栄養食事指導、退院時の指導の計画等）、その他栄養管理上の課題に関する事項、栄養状態の評価の間隔等を記載すること。また、当該計画書又はその写しを診療録等に添付すること。
- (6) 当該患者について、栄養管理計画に基づいた栄養管理を行うとともに、当該患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて栄養管理計画を見直していること。
- (7) 特別入院基本料等及び短期滞在手術等基本料1を算定する場合は、(1)から(6)までの体制を満たしていることが望ましい。
- (8) (1)に規定する管理栄養士は、1か月以内の欠勤については、欠勤期間中も(1)に規定する管理栄養士に算入することができる。なお、管理栄養士が欠勤している間も栄養管理のための適切な体制を確保していること。
- (9) 当該保険医療機関（診療所を除く。）において、管理栄養士の離職又は長期欠勤のため、(1)に係る基準を満たせなくなった場合、地方厚生（支）局長に届け出た場合に限り、当該届出を行った日の属する月を含む3か月間に限り、従前の入院基本料等を算定できる。

第2 病院の入院基本料等に関する施設基準

病院である保険医療機関の入院基本料等に関する施設基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。

- 1 病棟の概念は、病院である保険医療機関の各病棟における看護体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとする。なお、高層建築等の場合であって、複数階（原則として二つの階）を1病棟として認めることは差し支えないが、三つ以上の階を1病棟とすることは、2の(3)の要件を満たしている場合に限り、特例として認められるものであること。また、感染症病床が別棟にある場合は、隣接して看護を円滑に実施できる一般病棟に含めて1病棟とすることができる。

平均入院患者数が概ね30名程度以下の小規模な結核病棟を有する保険医療機関については、一般病棟（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料又は障害者施設等入院基本料を算定する病棟）と結核病棟を併せて1看護単位とすることはできるが、看護配置基準が同じ入院基本料を算定する場合に限る。ただし、結核病床を構造上区分すること等医療法で規定する構造設備の基準は遵守するものとし、平均在院日数の計算に当たっては、一般病棟のみにより計算するものとし、一般病棟が急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料又は10対1入院基本料の届出を行う病棟である場合及び結核病棟が7対1入院基本料又は10対1入院基本料の届出を行う病棟である場合には、原則として一般病棟及び結核病棟で別々に重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの評価を行うものとするが、7対1入院基本料の結核病棟のみで重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの基準を満たせない場合に限り、両病棟全体で重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの評価を行い、重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの基準を満たすことで差し支えないものとする。

- 2 1病棟当たりの病床数に係る取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 1病棟当たりの病床数については、①効率的な看護管理、②夜間における適正な看護の確保、③当該病棟に係る建物等の構造の観点から、総合的に判断した上で決定されるものであり、原則として60床以下を標準とする。ただし、精神病棟については、70床まではやむを得ないものとする。
 - (2) (1)の病床数の標準を上回っている場合については、①2以上の病棟に分割した場合には、片方について1病棟として成り立たない、②建物構造上の事情で標準を満たすことが困難である、③近く建物の改築がなされることが確実である等、やむを得ない理由がある場合限り、認められるものであること。
 - (3) 複数階で1病棟を構成する場合又は別棟にある感染症病床を含めて1病棟を構成する場合についても上記(1)及び(2)と同様であるが、いわゆるサブナース・ステーションの設置や看護要員の配置を工夫すること。
- 3 平均在院日数については次の点に留意すること。
- (1) 平均在院日数を算出するに当たり対象となる入院患者は、保険診療に係る入院患者（「基本診療料の施設基準等」の別表第二に規定する入院患者を除く。）であること。
 - (2) 平均在院日数については、直近3か月間の数値を用いて別添6の別紙4により計算すること。なお、平均在院日数は小数点以下は切り上げること。また、短期滞手術等基本料3を算定した患者であって6日以降も入院する場合は、入院日から起算した日数を含めて平均在院日数を計算すること。
- 4 入院患者の数及び看護要員の数等については下記のとおりとする。
- (1) 入院患者の数については、次の点に留意する。
 - ア 入院患者の数は、当該日の24時現在当該病棟に入院中の患者をいい、当該病棟に入院してその日のうちに退院又は死亡した者を含むものである。また、保険診療に係る入院患者のほか、正常の妊産婦、生母の入院に伴って入院した健康な新生児又は乳児、人間ドックなどの保険外診療の患者であって、看護要員を保険診療を担当する者と保険外診療を担当する者とに明確に区分できない場合の患者を含むものであること。なお、救急患者として受け入れ、処置室、手術室等において死亡した患者について入院料を算定する場合であっても、当該患者については、入院患者の数に計上しない。
 - イ 入院患者の数については、届出時の直近1年間（届出前1年から6か月の間に開設又は増床を行った保険医療機関にあっては、直近6か月間とする。）の延入院患者数を延日数で除して得た数とし、小数点以下は切り上げる。

なお、届出前6か月の間に開設又は増床した病棟を有する保険医療機関に係る入院患者の数の取扱いについては、便宜上、開設又は増床した病床数に対し、一般病棟にあっては一般病棟の病床数の80%、療養病棟にあっては療養病棟の病床数の90%、結核病棟にあっては結核病棟の病床数の80%、精神病棟にあっては精神病棟の病床数の100%を、実績の値に加えた数とする。

また、一般病棟に感染症病床がある場合は、届出時の直近1年間の入院患者数が0であっても、感染症病床数の5%をもって感染症病床に係る入院患者の数とすることができる。
 - ウ 届出前1年間に減床を行った保険医療機関については、減床後の実績が3か月以上ある場合は、減床後の延入院患者数を延日数で除して得た数とする。なお、減床後から3か月未満の期間においては、減床後の入院患者数の見込みをもって届出を行うことができる

ものとするが、当該入院患者数が、減床後3か月の時点での減床後の延入院患者数を延日数で除して得た数を満たしていないことが判明したときは、当該届出は遡って無効となり、変更の届出を行わせること。

- エ 病棟単位で算定する特定入院料（「A317」に掲げる特定一般病棟入院料を除く。）、
「基本診療料の施設基準等」の別表第三に規定する治療室、病室及び短期滞在手術等基本料1に係る回復室に入院中の患者については、入院患者の数から除く。

（2）看護要員の数については、次の点に留意する。

- ア 看護要員の数は、届出時の看護要員の数とする。

- イ 当該届出病棟に配置されている看護要員の数は、1勤務帯8時間で1日3勤務帯を標準として、月平均1日当たりの要件を満たしていること。なお、出産、育児又は家族介護に関する休業等が確保されるよう配慮を行うこと。

- ウ 看護要員の数は、病棟において実際に入院患者の看護に当たっている看護要員の数であり、その算定に当たっては、看護部長等（専ら、病院全体の看護管理に従事する者をいう。）、当該保険医療機関附属の看護師養成所等の専任教員、外来勤務、手術室勤務又は中央材料室勤務等の看護要員の数は算入しない。

- エ 病棟勤務と外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務又は集中治療室勤務等を兼務する場合は、勤務実績表による病棟勤務の時間を看護要員の数に算入する。

- オ 臨時職員であっても継続して勤務に服する者は、給与の支払方式が日給制であるか否かにかかわらず、看護要員の数に算入することができる。ただし、継続勤務については、特に被保険者証等により確認する必要はなく、実態に応じて判断すること。なお、職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づき、職業紹介事業を行う者からの紹介又は労働者供給事業を行う者からの供給により看護要員を雇用した場合、労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、紹介予定派遣として派遣された場合及び産前産後休業、育児休業、育児休業に準ずる休業又は介護休業中の看護職員の勤務を派遣労働者が代替する場合は、雇用期間にかかわらず看護要員の数に算入することができる。また、看護補助者の雇用形態は問わない（派遣職員を含むが、指揮命令権が当該保険医療機関にない請負方式等を除く。）。

- カ 病棟単位で算定する特定入院料（「A317」に掲げる特定一般病棟入院料を除く。）に係る病棟並びに「基本診療料の施設基準等」の別表第三に規定する治療室、病室、短期滞在手術等基本料1に係る回復室及び外来化学療法に係る専用施設に勤務する看護要員の数は、兼務者を除き算入できない。

- キ 保険医療機関内で生じた緊急時等の不測の事象に対応するため、病棟内の看護要員が当該病棟に入院中の患者以外の患者に対して日常の診療の延長として必要な対応を短時間行った場合は、病棟内として勤務時間数に算入してよい。

- ク 病棟内の看護要員が、当該病棟に入院中の患者に付き添い、病棟外において一時的に看護を行った場合は、勤務時間数に算入してよい。

- ケ 看護補助者の数については、次の点に留意する。

（イ）看護補助者の数を算出するに当たっては、看護職員を看護補助者とみなして差し支えない。なお、入院基本料等の施設基準に定める必要な数を超えて配置している看護職員を看護補助者とみなす（以下「みなし看護補助者」という。）場合には、看護職

員の勤務実績に基づいて、実際に勤務した看護職員の総勤務時間数から、当該届出区分において勤務することが必要となる看護職員数の総勤務時間数を差し引いた数を、看護補助者の勤務時間数として算入する。

(ロ) 小児病棟又は特殊疾患入院施設管理加算を算定している病棟等において小児患者の保育に当たっている保育士は、看護補助者の数に算入することができる。ただし、小児入院医療管理料の加算の届出に係る保育士については、看護補助者として算入することはできない。

(ハ) 主として事務的業務を行う看護補助者を配置する場合は、常時、当該病棟の入院患者の数が 200 又はその端数を増すごとに 1 以下であること。

主として事務的業務を行う看護補助者の数の算出に当たっては、当該保険医療機関の院内規程において、看護補助者が行う事務的業務の内容を定めた上で、1 人の看護補助者の延べ勤務時間数のうち事務的業務が 5 割以上を占める看護補助者を、「主として事務的業務を行う看護補助者」として算入すること。また、主として事務的業務を行う看護補助者については、当該病棟において事務的業務以外の業務を行った時間数も含めて、当該看護補助者の勤務時間数を算入すること。

コ 1 か月以上長期欠勤の看護要員、身体障害者（児）に対する機能訓練指導員及び主として洗濯、掃除等の業務を行う者は看護要員に算入しない。

(3) 夜間における勤務（以下「夜勤」という。）については、次の点について留意する。

ア 「夜勤」とは、各保険医療機関が定める午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間（以下「夜勤時間帯」という。）の間において、現に勤務することをいい、当該夜勤時間帯に現に勤務した時間数を「夜勤時間数」という。なお、各保険医療機関において、当該夜勤時間帯を定める場合には、夜勤時間帯以外の時間帯（以下「日勤帯」という。）が、夜勤時間帯と重なる時間が、当該日勤帯の 2 分の 1 以下とすること。

イ 看護要員の名簿及び勤務実績表により、各病棟（精神病棟入院基本料の特別入院基本料等以外の特別入院基本料等を算定する病棟を除く。）ごとに次の要件が満たされていること。

(イ) 看護要員は、常時 2 人以上であること。

(ロ) 一般病棟、結核病棟及び精神病棟においては、看護職員を 2 人以上配置していること（精神病棟入院基本料の特別入院基本料等を除く。）。

(ハ) 療養病棟においては、看護職員 1 人と看護補助者 1 人の計 2 人以上の配置であっても差し支えない。

(ニ) (イ) から (ハ) までの要件を満たしている場合は、曜日や時間帯によって、夜勤の従事者が変動することは差し支えない。

ウ 特定入院料（回復期リハビリテーション入院医療管理料及び地域包括ケア入院医療管理料を除く。また、小児入院医療管理料 4、特殊疾患入院医療管理料又は児童・思春期精神科入院医療管理料については、病棟単位で算定する場合に限る。）を算定している病棟に係る看護要員は、夜勤時間数の計算対象としないこと。

エ 夜勤に従事する看護要員の月当たり延べ夜勤時間数は、1 か月又は 4 週間の当該夜勤時間帯に従事した時間数をいう。

オ 月平均夜勤時間数は、同一の入院基本料を算定する病棟全体（同一の入院基本料を算定する複数の病棟（看護単位）を持つ病院にあっては、当該複数の病棟を合わせた全体）で届出前1か月又は4週間の夜勤時間帯に従事する看護職員の延夜勤時間数を夜勤時間帯に従事した実人員数で除して得た数とし、当該月当たりの平均夜勤時間数の直近1か月又は直近4週間の実績の平均値により、72時間以下であること。すなわち、月平均夜勤時間数は、同一の入院基本料を算定する病棟全体で計算するものであり、病棟（看護単位）ごとに計算するものではないため、病棟（看護単位）ごとに月平均夜勤時間数が72時間以下である必要はないものであること。

また、新規届出直後においては、当該病棟の直近3か月間又は12週間の実績の平均値が要件を満たしていれば差し支えない。

なお、療養病棟入院基本料を算定する病棟の看護職員については、この限りではないこと。

カ 月平均夜勤時間数の計算に含まれる実人員数及び延べ夜勤時間数については、次の点に留意する。

（イ）専ら夜勤時間帯に従事する者（以下「夜勤専従者」という。）は、実人員数及び延べ夜勤時間数に含まないこと。

（ロ）夜勤時間帯に看護職員が病棟勤務と外来勤務等を兼務する場合は、当該看護職員が夜勤時間帯に当該病棟で勤務した月当たりの延べ時間を、当該看護職員の月当たりの延べ夜勤時間（病棟と病棟以外の勤務の時間を含む。）で除して得た数を、夜勤時間帯に従事した実人員数として算入すること。

（ハ）急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料及び10対1入院基本料の病棟の実人員数及び延べ夜勤時間数には、月当たりの夜勤時間数が16時間未満の者は含まないこと。ただし、短時間正職員制度を導入している保険医療機関の短時間正職員については、月当たりの夜勤時間数が12時間以上のものを含む。

（ニ）急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料及び10対1入院基本料以外の病棟の実人員数及び延べ夜勤時間数には、月当たりの夜勤時間数が8時間未満の者は含まないこと。

（ホ）夜勤時間帯の中で申し送りに要した時間は、申し送った看護職員の夜勤時間から除いて差し支えない。ただし、当該申し送りに要した時間の除外の有無については、原則として、同一の入院基本料を算定する病棟全体において、月単位で選択すること。

キ 週当たりの所定労働時間は、40時間以内であること。

ク 夜勤専従者の夜勤時間については、夜勤による勤務負担が過重とならないよう十分配慮すること。

ケ 上記（2）のアからクまで及び（3）のアからクまでに係る看護要員の配置数、人員構成及び夜間勤務に係る具体的な算出方法等については、別添6の別紙5の例を参考とすること。

（4）看護の勤務体制は、次の点に留意する。

ア 看護要員の勤務形態は、保険医療機関の実情に応じて病棟ごとに交代制の勤務形態をとること。

イ 同一の入院基本料を算定する病棟全体で1日当たり勤務する看護要員の数が所定の要件を満たす場合は、24時間一定の範囲で傾斜配置することができる。すなわち、1日当たり

勤務する看護要員の数の要件は、同一の入院基本料を算定する病棟全体で要件を満たしていればよく、病棟（看護単位）ごとに要件を満たす必要はないため、病棟（看護単位）ごとに異なる看護要員の配置を行うことができるとともに、1つの病棟の中でも24時間の範囲で各勤務帯において異なる看護要員の配置を行うことができるものであること。なお、各勤務帯に配置する看護職員の数については、各病棟における入院患者の状態（重症度、医療・看護必要度等）について評価を行い、実情に合わせた適正な配置数が確保されるよう管理すること。

ウ 特別入院基本料を算定している保険医療機関については、各病棟の看護要員数の2割を看護師とすることが望ましい。

（5）看護要員の配置に係る情報提供は、次の点に留意する。

ア 各勤務帯のそれぞれで、1人の看護要員が、実際に受け持っている入院患者の数を各病棟内に掲示すること。また、複数の病棟間で傾斜配置をしている場合には、各病棟の看護要員の配置状況を掲示すること。

イ アの掲示については、第3「届出受理後の措置等」の8の掲示例によること。

（6）看護の実施は、次の点に留意する。

ア 看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであり、当該保険医療機関において患者の負担による付添看護が行われてはならない。ただし、患者の病状により、又は治療に対する理解が困難な小児患者又は知的障害を有する患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えない。なお、患者の負担によらない家族等による付添いであっても、それらが当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は当該保険医療機関の看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならない。

イ ①病状の観察、②病状の報告、③身体的清拭、食事、排泄等の世話等療養上の世話、④診察の介補、⑤与薬・注射・包帯交換等の治療の介助及び処置、⑥検温、血圧測定、検査検体の採取・測定、検査の介助、⑦患者、家族に対する療養上の指導等患者の病状に直接影響のある看護は、看護師又は看護師の指示を受けた准看護師が行うものである。

看護補助者は、看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務を行うこととする。

なお、看護補助者の業務範囲について、「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日医政発第1228001号）にある、「2 役割分担の具体例 （1）医師、看護師等の医療関係職と事務職員等との役割分担」に基づく院内規程を定めており、個別の業務内容を文書で整備していること。

ウ 個々の患者の病状にあった適切な看護が実施されていること。また、効果的な医療が提供できるよう患者ごとに看護計画が立てられ、その計画に沿って看護が実施されるよう配慮すること。

エ 看護に関する記録としては、看護体制の1単位ごとに別添6の別紙6に掲げる記録がなされている必要がある。なお、これらの記録の様式・名称等は各病院が適当とする方法で差し支えないが、記録の作成に際しては、重複を避け簡潔明瞭を旨とすること。

オ 当該届出に係る各病棟の看護単位ごとに看護の責任者が配置され、看護チームによる交代制勤務等の看護が実施され、ナース・ステーション等の設備を有し、看護に必要な器具器械が備え付けられていること。

4 の 2 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料及び地域一般入院基本料（地域一般入院料 1 に限る。）に係る重症度、医療・看護必要度については、次の点に留意する。

- (1) 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（精神病棟を除く。）及び専門病院入院基本料）、10 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料）及び地域一般入院料 1 を算定する病棟は、当該入院基本料を算定するものとして届け出た病床に入院している全ての患者の状態を別添 6 の別紙 7 の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて測定を行い、その結果に基づいて評価を行っていること。なお、急性期病院一般入院基本料を算定する病棟（許可病床数が 200 床未満の保険医療機関であって、重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いた評価を行うことが困難であることに正当な理由がある場合を除く。）、急性期一般入院料 1 を算定する病棟（許可病床数が 200 床未満の保険医療機関であって、重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いた評価を行うことが困難であることに正当な理由がある場合を除く。）、許可病床数 200 床以上の保険医療機関であって急性期一般入院料 2 又は 3 を算定する病棟、許可病床数 400 床以上の保険医療機関であって急性期一般入院料 4 又は 5 を算定する病棟及び 7 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））を算定する病棟については、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うこと。なお、「基本診療料の施設基準等」第五の二の(1)のイの①の 5 に掲げる、重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いた評価を行うことが困難であることに正当な理由がある場合とは、電子カルテシステムを導入していない場合及び主に歯科の入院患者を受け入れる病棟である場合が該当する。
- (2) 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料 1 及び 7 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））については、測定の結果、当該入院基本料を算定するものとして届け出た病床における直近 3 月において入院している患者全体（以下、「延べ患者数」という。）に占める重症度、医療・看護必要度における別表 1 に示す特に高い基準（以下「基準①」という。）を満たす患者（別添 6 の別紙 7 による評価の結果、別表 1 のいずれかに該当する患者をいう。）の割合に、(3) に規定する救急患者応需係数を加えた、基準患者割合に係る指数（以下「基準①割合指数」という。）が、別表 2 の基準以上であること。また、延べ患者数に占める重症度、医療・看護必要度における別表 3 に示す一定程度高い基準（以下「基準②」という。）を満たす患者（別添 6 の別紙 7 による評価の結果、別表 3 のいずれかに該当する患者をいう。）の割合に、(3) に規定する救急患者応需係数を加えた、基準患者割合に係る指数（以下「基準②割合指数」という。）が、別表 4 の基準以上であること。7 対 1 入院基本料（専門病院入院基本料）については、測定の結果、当該入院基本料を算定するものとして届け出た病床における延べ患者数に占める基準①を満たす患者の割合が、別表 5 の基準以上であること。また、延べ患者数に占める基準②を満たす患者の割合が、別表 6 の基準以上であること。なお、別添 6 の別紙 7 の「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票」の B 項目の患者の状況等については、基準に用いないが、当

該評価票を用いて評価を行っていること。

- (3) 前項に規定する救急患者応需係数は、当該病棟における病床当たり年間救急搬送受入件数に応じ、アからウまでに定めるところにより算出する。

ア 「救急搬送受入件数」は、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターにより搬送された患者を受け入れた件数をいう。

イ 「病床当たり年間救急搬送受入件数」とは、当該保険医療機関全体における直近1年間の救急搬送受入件数（以下「全救急搬送受入件数」という。）に、直近1年間における救急搬送により当該保険医療機関に入院した患者（救急患者応需係数の算出対象となる病棟に入院した患者に限る。）のうち、当該入院基本料を算定するものとして届け出た病床に入院した患者の割合を乗じて得た数を、当該入院基本料を算定するものとして届け出た病床数で除して得た数をいう。

ウ 救急患者応需係数は、イにより算出した病床当たり年間救急搬送受入件数に、0.005 を乗じた数として算出し、救急患者応需係数の上限は1割とする。

- (4) B項目の測定日及び測定日以外の評価の取扱い

別添6の別紙7の「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票」におけるB項目の測定及び評価については、次のとおり取り扱う。

ア B項目の測定は、毎日測定するか、毎日測定しない場合には入院初日から入院4日目までの各日に行い、入院5日目以降については、直近の測定日から少なくとも7日ごとに1回以上測定を行うとともに、退院日については必ず測定を行うこと。ただし、患者の状態に明らかな変化が生じた場合には、直近の測定日から7日を待たず、測定を実施することが望ましい。

イ アに基づき測定を行った測定日以外の日におけるB項目の評価については、直近の測定日におけるB項目の評価をもって代替することができる。

- (5) 急性期一般入院基本料（急性期一般入院料1及び6を除く。）については、測定の結果、延べ患者数に占める重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの基準を満たす患者（別添6の別紙7による評価の結果、別表7のいずれかに該当する患者をいう。）の割合に、(3)に規定する救急患者応需係数を加えた、基準患者割合に係る指数が、別表8の基準以上であること。
7対1入院基本料（結核病棟入院基本料に限る）については、測定の結果、延べ患者数に占める重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの基準を満たす患者の割合が、別表9の基準以上であること
- (6) 急性期一般入院料6、7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（結核病棟入院基本料に限る。））、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））、専門病院入院基本料）及び地域一般入院料1については、別添6の別紙7により、直近3月において入院している全ての患者の状態を継続的に測定し、その結果に基づいて評価を行っていること。

別表1

A得点が3点以上の患者
C得点が1点以上の患者

別表 2

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合 指数	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合 指数
急性期病院一般入院基本料	2割8分	2割7分
急性期一般入院料1	2割8分	2割7分
7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））		2割7分

別表 3

A得点が2点以上の患者
C得点が1点以上の患者

別表 4

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合 指数	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合 指数
急性期病院一般入院基本料	3割5分	3割4分
急性期一般入院料1	3割5分	3割4分
7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））		3割4分

別表 5

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合
7対1入院基本料（専門病院入院基本料）	2割2分	2割1分

別表 6

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合
7対1入院基本料（専門病院入院基本料）	2割9分	2割8分

別表 7

A得点が2点以上かつB得点が3点以上の患者
A得点が3点以上の患者

C 得点が 1 点以上の患者

別表 8

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合 指数	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合 指数
急性期一般入院料 2	2 割 8 分	2 割 7 分
急性期一般入院料 3	2 割 4 分	2 割 3 分
急性期一般入院料 4	2 割	1 割 9 分
急性期一般入院料 5	1 割 5 分	1 割 4 分

別表 9

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合
7 対 1 入院基本料（結核病棟入院基本料）	8 分	7 分

- (7) 第 2 の 1 にある小規模な結核病棟を有し、一般病棟と併せて 1 看護単位としている病棟において、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料を算定している場合、一般病棟と結核病棟とで重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれか同一の評価票を用いて別々に評価を行い、それぞれの病棟において(3)及び(4)の割合を満たすものとする。ただし、7 対 1 入院基本料の結核病棟のみで重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの基準を満たせない場合に限り、両病棟全体で重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの評価を行い、一般病棟における重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの基準を満たすことで差し支えないものとする。
- (8) 評価に当たっては、以下に掲げる患者は対象から除外すること。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外すること。
- ア 産科患者
- イ 15 歳未満の小児患者
- ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）
- (イ) (7) において一般病棟と結核病棟の両病棟全体で評価を行う場合
- (ロ) 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成 4 年 12 月 10 日健医発 1415 号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合
- (ハ) 医療法施行規則第 10 条第 5 号により感染症病床に入院する場合
- (9) 10 対 1 入院基本料であっても、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特定機能病院入院基本料（結核病棟及び精神病棟に限る。）については、評価を行っていない場合でも差し支えない。

- (10) 重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うものであること。ただし、別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。なお、実際に、患者の重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で確認を行うこと。
- (11) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院基本料の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7の様式10を用いて届け出ること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは4月又は10月（以下「切替月」という。）のみとし、切替月の10日までに届け出ること。
- (12) 令和8年3月31日において、現に急性期一般入院基本料（急性期一般入院料6を除く。）及び7対1入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）に係る届出を行っている病棟であって、現に旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和8年9月30日までの間は令和8年度改定後の重症度、医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなすものであること。また、令和8年3月31日において、現に急性期一般入院料1に係る届出を行っている病棟であって、現に旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和8年9月30日までの間に限り、急性期病院一般入院基本料の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなす。また、令和8年3月31日時点で急性期一般入院料6、7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（結核病棟入院基本料に限る。））、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））、専門病院入院基本料）及び地域一般入院料1の届出を行っている病棟にあつては、令和8年9月30日までの間に限り、令和8年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発第0305第5号。以下「令和8年度改定前の基本診療料施設基準通知」という。）の別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。
- 4の3 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料1及び7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料及び障害者施設等入院基本料を除く。）に係る入院患者数及び医師の数については、次の点に留意すること。
- (1) 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料1及び7対1入院基本料に係る患者数
4の(1)によること。
- (2) 常勤の医師の数
ア 医師数は、常勤（週4日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週31時間以上であることをいう。ただし、正職員として勤務する者について、育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置が講じられ、当該労働者の所定労働時間が短縮された場合にあつては、所定労働時間が週30時間以上であることをいう。）の医師の他、非常勤医師の実労働時間数を常勤換算し算入することができる。この場合においては、当該保険医療機関における常勤職員の所定労働時間（32時間未満の場合は、32時間）の勤務をもって常勤1名として換算する。
イ ウの医師数の計算方法における医師数は、届出時の医師数とする。

ウ 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料 1 及び 7 対 1 入院基本料に係る医師数の
計算方法

(イ) 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料 1 及び専門病院入院基本料の 7 対 1
入院基本料に係る医師数

医療法上の一般病床（感染症病床を含む。）に入院する患者数から急性期病院一般
入院基本料、急性期一般入院料 1 及び 7 対 1 入院基本料を算定する病棟に入院する患
者数を減じた数を 16 で除した数、結核病床に入院する患者数を 16 で除した数、療養
病床に入院する患者数を 48 で除した数及び精神病床に入院する患者数を 48 で除した
数を合計した数を病院全体の医師数から減じた数

(ロ) 結核病床入院基本料の 7 対 1 入院基本料に係る医師数

医療法上の一般病床（感染症病床を含む。）に入院する患者数を 16 で除した数、療
養病床に入院する患者数を 48 で除した数及び精神病床に入院する患者数を 48 で除し
た数を合計した数を病院全体の医師数から減じた数

(3) 「基本診療料の施設基準等」第五の二の(1)のイの②の 4 及び六の(2)のイの⑤について
は以下のとおりとする。

(2)のウの(イ)による医師数が、(1)による患者数に 100 分の 10 を乗じた数以上。ただ
し、当該病棟に係る入院患者数が 30 人未満の場合は、3 人以上。

(4) 「基本診療料の施設基準等」第五の四の(1)のイの④については以下の通りとする。

(2)のウの(ロ)による医師数が、(1)による患者数に 100 分の 10 を乗じた数以上。ただ
し、当該病棟に係る入院患者数が 30 人未満の場合は、3 人以上。

4 の 4 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料 1、7 対 1 入院基本料（特定機能病院入院
基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）に係る自宅等に退院するものの割合につ
いて

(1) 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料 1、7 対 1 入院基本料（特定機能病院入
院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）に係る自宅等に退院するものとは、
他の保険医療機関（地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料を含む。）、回復期リハビリ
テーション病棟入院料、特定機能病院リハビリテーション病棟入院料、療養病棟入院基本料、
有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を算定する病棟及び病室を除く。

(2)において同じ。）に転院した患者以外の患者をいう。

(2) 当該病棟から退院した患者数に占める自宅等に退院するものの割合は、次のアに掲げる数
をイに掲げる数で除して算出する。ただし、第 2 部「通則 5」に規定する入院期間が通算さ
れる再入院患者、同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟への転棟患者、
「C 0 0 4 - 2」救急患者連携搬送料を算定し他の保険医療機関に転院した患者、退院時に
他の入院料を届け出ている病床又は病室に入院していた患者、「A 4 0 0」短期滞在手術等
基本料を算定する患者及び死亡退院した患者は計算対象から除外する。

ア 直近 6 か月間において、当該病棟から退院した患者数のうち、自宅等に退院するもの
の数

イ 直近 6 か月間に退院した患者数

(3) 令和 8 年 3 月 31 日時点で現に急性期一般入院料 1、7 対 1 入院基本料（特定機能病院入
院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）に係る届出を行っている病棟につ

いては、令和 9 年 5 月 31 日までの間、（１）及び（２）の規定に限り、なお従前の例によることができる。

４の５ 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料、療養病棟入院基本料並びに精神病棟入院基本料を届け出ている病棟においては、データ提出加算に係る届出を行っていること。ただし、令和 8 年 3 月 31 日において、「旧算定方法」別表第一「A 1 0 3」に掲げる精神病棟入院基本料（15 対 1 入院基本料、18 対 1 入院基本料及び 20 対 1 入院基本料に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関については、令和 10 年 5 月 31 日までの間、令和 8 年 3 月 31 日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から 4 又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、以下のいずれかに該当するもの、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。なお、当該基準については、別添 7 の様式 40 の 7 を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。

ア 地域一般入院基本料、療養病棟入院料 1 若しくは 2、専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料に限る。）、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料 5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において 200 床未満のもの

イ 「旧算定方法」別表第一「A 1 0 3」に掲げる精神病棟入院基本料、精神科急性期治療病棟入院料若しくは児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもの

４の５の２ 「基本診療料の施設基準等」第五の二の（１）のイの③の４及び第五の二の（１）のイの④の４について

急性期一般入院料 2 又は 3 を算定する保険医療機関については、厚生労働省が入院医療を担う保険医療機関の機能や役割について分析・評価するために行う調査に適切に参加すること。ただし、やむを得ない事情が存在する場合には、この限りでない。

４の５の３ 許可病床数 400 床以上の保険医療機関であって急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料（急性期一般入院料 2 及び 3 を除く。）を算定するもの又は 7 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））を算定する保険医療機関については、厚生労働省が入院医療を担う保険医療機関の機能や役割について分析・評価するために行う調査に適切に参加することが望ましい。

４の５の４ 基本診療料の施設基準等第五の二の（１）のロの①の４、第五の二の（１）のハの①の４、第五の三の（１）のイの⑦、第五の四の二の（１）のロの③の３、第五の四の二の（１）のロの④の３、第五の四の二の（１）のロの⑤の３

新規に保険医療機関を開設する場合であって急性期一般入院料 6、地域一般入院料 3、療養病棟入院料 2 又は精神病棟入院料（15 対 1 入院基本料、18 対 1 入院基本料及び 20 対 1 入院基本料に限る。）に係る届出を行う場合その他やむを得ない事情とは、新たに保険医療機関の指定を受け、入院基本料の施設基準に係る届出を行う場合、又は第 26 の 4 の 3 （３）の規定によりデータ

提出加算を算定できなくなった場合をいい、新たに保険医療機関を指定する日又はデータ提出加算に係る施設基準を満たさなくなった日の属する月の翌月から起算して1年に限り、急性期一般入院料6、地域一般入院料3、療養病棟入院料2又は精神病棟入院料（15対1入院基本料、18対1入院基本料及び20対1入院基本料に限る。）について、データ提出加算に係る届出を行っているものとみなすことができる。

4の6 月平均夜勤時間超過減算による入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料を算定する病棟については、次の点に留意する。

（1） 月平均夜勤時間超過減算による入院基本料

ア 一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料及び障害者施設等入院基本料を算定する病棟において、別に厚生労働大臣が定める基準（夜勤を行う看護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下であること）のみを満たせなくなった場合、当該基準を満たせなくなってから直近3月に限り、算定できるものであること。ただし、病棟の種別にかかわらず、月平均夜勤時間超過減算による入院基本料又は夜勤時間特別入院基本料を最後に算定した月から起算して1年以内は、当該減算による入院基本料の算定はできないものであること。

イ 本通知の第3の1の（1）に規定する一時的な変動に該当する場合には、当該一時的な変動に該当しなくなってから直近3月に限り、算定できるものであること。

ウ 月平均夜勤時間超過減算により入院基本料を算定する場合は、看護職員の採用活動状況等に関する書類を毎月10日までに地方厚生（支）局長に提出すること。

（2） 夜勤時間特別入院基本料

ア 一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料及び精神病棟入院基本料を算定する病棟において、別に厚生労働大臣が定める基準（夜勤を行う看護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下であること。）のみを満たせなくなった場合、当分の間、算定できるものであること。

イ 夜勤時間特別入院基本料を算定する場合は、医療勤務環境改善支援センターに相談し、その相談状況に関する書類及び看護職員の採用活動状況等に関する書類を毎月10日までに地方厚生（支）局長に提出すること。

（3） 月平均夜勤時間超過減算による入院基本料又は夜勤時間特別入院基本料を算定する保険医療機関においては、保険医療機関及び保険医療養担当規則第11条の2に規定されているように、保険医療機関は、看護を実施するに当たって必要な看護職員の確保に努めなければならないこととされており、看護職員定着のための処遇改善等についてなお一層の努力をすること。また、月平均夜勤時間超過減算による入院基本料又は夜勤時間特別入院基本料の算定期間中は、看護職員の夜勤時間について規定がないため、特定の看護職員に夜勤時間が偏重することがないように配慮すること。

（4） 月平均夜勤時間超過減算による入院基本料又は夜勤時間特別入院基本料の届出を行う場合は、別添7の様式6及び様式9を用いること。

4の7 看護必要度加算及び一般病棟看護必要度評価加算を算定する病棟については、次の点に留意する。

（1） 10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）及び13対1入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）を算定する病棟は、当該入院基

本料を算定するものとして届け出た病棟に、直近３月において入院している全ての患者の状態を、別添６の別紙７の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて継続的に測定し、その結果に基づいて評価を行っていること。１０対１入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）を算定する病棟については、評価の結果、４の２の別表７のいずれかに該当する患者の割合が別表１０のとおりであること。

別表 10

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合
看護必要度加算 1	1 割 8 分	1 割 7 分
看護必要度加算 2	1 割 6 分	1 割 5 分
看護必要度加算 3	1 割 3 分	1 割 2 分

- (2) 評価に当たっては、以下に掲げる患者は対象から除外すること。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に内科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外すること。
- ア 産科患者
- イ 15 歳未満の小児患者
- ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）
- （イ） 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成４年 12 月 10 日健医発 1415 号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合
- （ロ） 医療法施行規則第 10 条第 5 号により感染症病床に入院する場合
- (3) 重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うものであること。ただし、別添６の別紙７の別表１に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ａ・Ｃ項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。なお、実際に、患者の重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で確認を行うこと。
- (4) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院基本料の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添７の様式 10 を用いて届け出ること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の 10 日までに届け出ること。
- (5) 看護必要度加算の経過措置について、令和 8 年 3 月 31 日において、現に看護必要度加算 1、2 又は 3 を算定するものであって、旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす場合は、令和 8 年 9 月 30 日まではそれぞれ令和 8 年度改定後の看護必要度加算 1、2 又は 3 の基準を満たすものとみなすものであること。
- (6) 一般病棟看護必要度評価加算の経過措置について、令和 8 年 3 月 31 日において、現に一般病棟看護必要度評価加算の届出を行っている病棟にあっては、令和 8 年 9 月 30 日までの間に限り、令和 6 年度改定前の基本診療料施設基準通知の別添６の別紙７の一般病棟用の重症度、

医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。

4の8 「基本診療料の施設基準等」の第五の三の(1)のイの⑥に規定する「中心静脈注射用カテーテルに係る感染を防止するにつき十分な体制」について

中心静脈注射用カテーテルに係る感染を防止するにつき十分な体制として、次の体制を整備していること。

ア 中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針を策定していること。

イ 当該療養病棟に入院する個々の患者について、中心静脈注射用カテーテルに係る感染症の発生状況を継続的に把握し、その結果を別添6の別紙8の2の「医療区分・ADL区分等に係る評価票（療養病棟入院基本料）」の所定の欄に記載すること。

4の9 急性期病院一般入院基本料及び急性期病院精神病棟入院基本料における急性期医療に係る体制について

(1) 急性期病院A一般入院料又は急性期病院A精神病棟入院料を算定する病院では、以下の全てを満たすこと。

ア 救急医療の提供に係る体制として、以下のいずれかを満たすこと。

(イ) 「救急医療対策事業実施要綱」に定める第2「入院を要する（第二次）救急医療体制」、第3「救命救急センター」若しくは第4「高度救命救急センター」又は「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」（平成29年3月31日医政地発0331第3号）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」による総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関

(ロ) (イ)と同様に24時間の救急患者を受け入れている保険医療機関

イ 「A304」地域包括医療病棟入院料又は「A308-3」地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない保険医療機関であること。

ウ 画像診断及び検査を24時間実施できる体制を確保していること。

エ 当該保険医療機関については、病棟の看護師長又は同等以上の職に従事した経験を5年以上有し、次に掲げる所定の研修（修了証が交付されるものに限る。）を修了した看護師を配置することが望ましい。

(イ) 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修（180時間以上のものに限る。）

(ロ) 講義及び演習により、次の①から④までを含む研修

- ① 病院組織管理
- ② 医療の質の確保・医療安全
- ③ 多職種連携・人的資源の活用
- ④ 医療DXを含む業務の効率化

(2) 急性期病院B一般入院料及び急性期病院B精神病棟入院料を算定する病院では、以下の全てを満たすこと。

ア 救急医療の提供に係る体制として、以下のいずれかを満たすこと。

(イ) 医療法第30条の4の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関であること。

(ロ) 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること。

(ハ) 24時間の救急患者を受け入れている保険医療機関

イ 「A304」地域包括医療病棟入院料の届出を行っていない保険医療機関であること。

ウ 当該保険医療機関については、病棟の看護師長又は同等以上の職に従事した経験を5年以上有し、次に掲げる所定の研修（修了証が交付されるものに限る。）を修了した看護師を配置することが望ましい。

（イ） 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修（180時間以上のものに限る。）

（ロ） 講義及び演習により、次の①から④までを含む研修

① 病院組織管理

② 医療の質の確保・医療安全

③ 多職種連携・人的資源の活用

④ 医療DXを含む業務の効率化

（3） 令和8年3月31日時点で地域包括医療病棟入院料の届出を行っている保険医療機関については、当分の間、（1）のイのうち地域包括医療病棟入院料に係る基準及び（2）のイを満たしているものとみなす。

（4） 令和8年3月31日時点で地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っている保険医療機関については、当分の間、（1）のイのうち地域包括ケア病棟入院料に係る基準を満たしているものとみなす。

4の10 急性期病院一般入院基本料及び急性期病院精神病棟入院基本料における急性期医療に係る実績について

（1） 急性期病院A一般入院料及び急性期病院A精神病棟入院料を算定する病院における、急性期医療に係る実績として、救急用の自動車（消防法（昭和23年法律第186号）及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）に規定する市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に規定する緊急自動車（傷病者の緊急搬送に用いるものに限る。）をいう。以下同じ。）又は救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下同じ。）による搬送件数が、年間で2,000件以上であり、かつ、全身麻酔による手術件数が年間で1,200件以上であること。なお、全身麻酔とは、医科点数表第2章第11部に掲げる麻酔のうち「L008」声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔をいう。また、手術とは、医科点数表第2章第10部に掲げる手術（輸血管理料を除く。）をいう。

（2） 急性期病院B一般入院料及び急性期病院B精神病棟入院料を算定する病院における、急性期医療に係る実績として、次のいずれかを満たすこと。

ア 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,500件以上であること。

イ 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で500件以上であり、かつ、全身麻酔による手術件数が年間で500件以上であること。

ウ 「基本診療料の施設基準等」別紙4に掲げる地域に所在する保険医療機関であって、当該所属二次医療圏に所在する保険医療機関のうち、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が最大であり、かつ、年間で1,000件以上であること。

エ 別紙5に掲げる離島に属する保険医療機関であって、当該所属二次医療圏に所在する保

険医療機関のうち、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が最大であること。

- (3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院（以下この項において「介護保険施設」という。）に入所中の患者の救急搬送に関しては、（１）及び（２）の搬送件数に算入しない。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、算入することができる。

ア 介護保険施設が協力医療機関に連絡した結果、当該協力医療機関において受入が困難（連絡が取れなかった場合を含む。）であり救急要請した場合

イ 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づく救急搬送の受入れの場合

ウ 急性期病院Ａ又はＢで救急搬送受入後３日以内に当該協力医療機関に転院した場合

- (4) 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数のうち、夜間時間帯（この項において、午後１０時から午前８時までをいう。）に受け入れた救急搬送件数が１割以上あること。

- (5) 介護保険施設等からの救急搬送について、入院加療が必要な場合には、協力医療機関を確認し、当該協力医療機関に情報提供を行うことが望ましい。

- (6) （２）ウ又はエのいずれかに該当する保険医療機関について、当該保険医療機関が所属する二次医療圏において再編統合が行われた場合には、当該時点で（２）ウに該当する保険医療機関については、当分の間、別紙４に掲げる地域に所在する保険医療機関であって、当該所属二次医療圏に所在する保険医療機関のうち、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が最大であるものとみなし、（２）エに該当する保険医療機関については、（２）エを満たしているものとみなす。

- (7) 令和９年３月３１日までの間に限り、（３）にかかわらず、全ての救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数を（１）及び（２）に算入できる。

- (8) 令和９年３月３１日までの間に限り、令和８年３月３１日時点で総合入院体制加算又は急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、（４）に係る基準を満たしているものとみなす。

- (9) 令和９年３月３１日までの間に限り、夜間時間帯に受け入れた救急搬送件数の実績の年間の記録がない医療機関については、（４）に係る実績は、届出前直近１ヶ月の実績により届け出ることと差し支えない。

- (10) 令和８年５月３１日までに実施した全身麻酔による手術件数に係る実績については、令和８年度改定前の医科点数表第２章第１１部に掲げる麻酔のうち「Ｌ００８」に掲げるマスク又は気管挿管による閉鎖循環式全身麻酔による手術件数の実績により届け出ることと差し支えない。

- ５ 療養病棟入院料１及び２を算定する病棟の入院患者に係る「基本診療料の施設基準等」別表第五の二の一に掲げる疾患・状態にある患者及び同表の二に掲げる処置等が実施されている患者（以下別添２において「医療区分３の患者」という。）及び別表第五の三の一に掲げる疾患・状態にある患者及び同表の二に掲げる処置等が実施されている患者並びに同表の三に掲げる患者（以下別添２において「医療区分２の患者」という。）の割合の算出方法等

医療区分３及び医療区分２の患者の割合については、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出する。

ア 直近３か月における各病棟の入院患者ごとの医療区分３の患者及び医療区分２の患者に

該当する日数の和

イ 直近3か月における各病棟の入院患者ごとの入院日数の和

6 「基本診療料の施設基準等」の第五の三の(2)に規定する区分

当該療養病棟に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き」を用いて毎日評価を行い、別添6の別紙8の2の「医療区分・ADL区分等に係る評価票（療養病棟入院基本料）」の所定の欄に記載すること。その際、該当する全ての項目に記載すること。

7 処置等に係る医療区分2に定める「褥瘡に対する治療」については、入院又は転院時既に褥瘡を有していた患者に限り、治癒又は軽快後も30日に限り、引き続き処置等に係る医療区分2として取り扱うことができる。ただし、当該取扱いを行う場合においては、入院している患者に係る褥瘡の発生割合について、当該患者又は家族の求めに応じて説明を行うこと。なお、褥瘡の発生割合とは、当該病棟の全入院患者数に占める当該病棟内で発生した褥瘡患者数（入院又は転院時既に発生していた褥瘡患者を除く。）の割合である。

8 「基本診療料の施設基準等」の第五の三の(1)のイの④に規定する褥瘡の発生割合等の継続的な測定及び評価

当該療養病棟に入院する個々の患者について、褥瘡又は尿路感染症の発生状況や身体的拘束の実施状況を継続的に把握し、その結果を別添6の別紙8の2の「医療区分・ADL区分等に係る評価票（療養病棟入院基本料）」の所定の欄に記載すること。

8の2 療養病棟入院基本料の注1に規定する中心静脈栄養を実施している状態にある者の摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制について

次のいずれも満たしていること。

ア 内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施する体制を有していること。なお、当該検査等については、耳鼻咽喉科又はリハビリテーション科その他必要な診療科を標榜する他の保険医療機関との協力により確保することでも差し支えない。

イ 摂食機能療法を当該保険医療機関内で実施できること。

9 療養病棟入院基本料の注10に規定する在宅復帰機能強化加算について

次の施設基準を全て満たしていること。

(1) 療養病棟入院料1を届け出ている保険医療機関であること。

(2) 次のいずれにも適合すること。

ア 当該病棟から退院した患者（当該保険医療機関の他病棟（療養病棟入院基本料を算定していない病棟に限る。）から当該病棟に転棟した患者については、当該病棟に入院した期間が1月以上のものに限る。以下この項において同じ。）に占める在宅に退院した患者の割合が5割以上であり、その割合は、次の(イ)に掲げる数を(ロ)に掲げる数で除して算出するものであること。なお在宅に退院した患者とは、同一の保険医療機関の当該加算に係る病棟以外の病棟へ転棟した患者、他の保険医療機関へ転院した患者及び介護老人保健施設に入所する患者を除く患者をいい、退院した患者の在宅での生活が1月以上（医療区分3の患者については14日以上）継続する見込みであることを確認できた患者をいう。

(イ) 直近6月間に退院した患者（第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者、退院時に他の入院料を届け出ている病床又は病室に入院していた患者、「A400」短期滞在手術等基本料を算定する患者及び死亡退院した患者を除く。）

のうち、在宅に退院した患者数

- (ロ) 直近6か月間に退院した患者数（第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者、退院時に他の入院料を届け出ている病床又は病室に入院していた患者、「A400」短期滞在手術等基本料を算定する患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。ただし、病状の急性増悪等により、他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）での治療が必要になり転院した患者を除く。なお、当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧を、届出の際に添付の上提出する。）
- イ 在宅に退院した患者の退院後1月以内（医療区分3の患者については14日以内）に、当該保険医療機関の職員が当該患者の居宅を訪問することにより、又は当該保険医療機関が在宅療養を担当する保険医療機関から電話等によって情報提供を受けることにより、当該患者の在宅における生活が1月以上（退院時に医療区分3である場合にあっては14日以上）継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- (3) 当該保険医療機関又は別の保険医療機関の病棟若しくは病室（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、地域包括医療病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料を算定するものに限る。）から当該病棟に入院し、在宅に退院した1年間の患者数（当該保険医療機関の他病棟から当該病棟に転棟して1か月以内に退院した患者は除く。）を、当該病棟の1年間の1日平均入院患者数で除した数が100分の15以上であること。
- (4) 令和8年3月31日時点で現に療養病棟入院基本料の注10に規定する在宅復帰機能強化加算に係る届出を行っている病棟については、令和9年5月31日までの間、(2)の規定に限り、なお従前の例によることができる。
- 10 療養病棟入院基本料の注11に規定する経腸栄養管理加算の施設基準
- (1) 「A233-2」の栄養サポートチーム加算を届け出ていること又は療養病棟における経腸栄養管理を担当する専任の管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施する体制を有していること。なお、当該検査等については、耳鼻咽喉科又はリハビリテーション科その他必要な診療科を標榜する他の保険医療機関との協力により確保することでも差し支えない。
- 11 療養病棟入院基本料の注12に規定する夜間看護加算の施設基準
- (1) 当該病棟において、夜勤を行う看護要員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。ただし、看護要員の配置については、療養病棟入院基本料を届け出ている病棟間においてのみ傾斜配置できるものであること。なお、当該病棟において、夜勤を行う看護要員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護要員の数は、前段の規定にかかわらず、看護職員1を含む看護要員3以上であることとする。
- (2) 夜間看護加算を算定するものとして届け出た病床に入院している患者全体（延べ患者数）に占めるADL区分3の患者の割合が5割以上であること。
- (3) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。
- ア 当該保険医療機関内に、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該保険医療機

関に勤務する看護職員の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

イ 当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議（以下この項において「委員会等」という。）を設置し、「看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。なお、当該委員会等は、当該保険医療機関における労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 19 条に規定する安全衛生委員会等、既存の委員会を活用することで差し支えない。

ウ イの計画は、夜勤を含む現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含めた看護職員の夜勤を含む負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とすること。また、当該計画を職員に対して周知徹底していること。

エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

（４） 夜間看護加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、以下の基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年 1 回以上受講した者であること。なお、アについては、内容に変更がない場合は、2 回目以降の受講は省略して差し支えない。

ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解

イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解

ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術

エ 日常生活にかかわる業務

オ 守秘義務、個人情報の保護

カ 看護補助業務における医療安全と感染防止等

（５） 当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年 1 回以上見直しを行うこと。

（６） 当該病棟の看護師長等は、次のアに掲げる所定の研修（修了証が交付されるものに限る。）を修了していることが望ましいこと。また、当該病棟の全ての看護職員（アに掲げる所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が次のイの内容を含む院内研修を年 1 回以上受講していることが望ましいこと。ただし、それぞれの研修については、内容に変更がない場合は、2 回目以降の受講は省略して差し支えない。

ア 次に掲げる所定の研修

（イ） 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること（5 時間程度）

（ロ） 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること

① 看護補助者の活用に関する制度等の概要

② 看護職員との連携と業務整理

③ 看護補助者の育成・研修・能力評価

④ 看護補助者の雇用形態と処遇等

イ 次の内容を含む院内研修

（イ） 看護補助者との協働の必要性

（ロ） 看護補助者の制度的な位置づけ

（ハ） 看護補助者と協働する看護業務の基本的な考え方

- (ニ) 看護補助者との協働のためのコミュニケーション
 - (ホ) 自施設における看護補助者に係る規定及び運用
- 11 の 2 療養病棟入院基本料の注 13 に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準
- (1) 看護補助・患者ケア体制充実加算 1 の施設基準
- ア 当該保険医療機関において 3 年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が、5 割以上配置されていること。
 - イ 主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。当該看護補助者は、介護福祉士の資格を有する者又は看護補助者として 3 年以上の勤務経験を有し、次に掲げる適切な研修を修了した看護補助者であること。
 - (イ) 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること（12 時間程度）
 - (ロ) 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - ① 直接患者に対し療養生活上の世話をを行うことに伴う医療安全
 - ② 直接患者に対し療養生活上の世話をを行うために必要な患者・家族等とのコミュニケーション
 - ③ 療養生活上の世話に関する具体的な業務（食事、清潔、排泄、入浴、移動等に関する各内容を含むこと）
 - ウ 11 の(1)から(5)までを満たしていること。ただし、(4)のエについては、看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いて院内研修を実施していること。
 - エ 当該病棟の看護師長等が 11 の(6)のアに掲げる所定の研修を修了していること。また、当該病棟の全ての看護職員（(6)のアに掲げる所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が(6)のイの内容を含む院内研修を年 1 回以上受講していること。ただし、内容に変更がない場合は、2 回目以降の受講は省略して差し支えない。
 - オ 当該保険医療機関における看護補助者の業務に必要な能力を段階的に示し、看護補助者の育成や評価に活用していること。
- (2) 看護補助・患者ケア体制充実加算 2 の施設基準
- (1)のイからオを満たすものであること。
- (3) 看護補助・患者ケア体制充実加算 3 の施設基準
- (1)のウ及びエを満たすものであること。
- 12 精神病棟入院基本料の注 4 及び特定機能病院入院基本料の注 4 に規定する重度認知症加算の施設基準
- 精神病棟入院基本料及び特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）を算定する患者について加算できる施設基準等は以下のとおりである。
- (1) 精神病棟入院基本料の注 4 の施設基準等
- ア 「基本診療料の施設基準等」の第五の四の二の(5)のイの基準を満たしていること。
 - イ 算定対象となる重度認知症の状態とは、「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成 18 年 4 月 3 日老発第 0403003 号。別添 6 の別紙 12 及び別紙 13 参照）におけるランク M に該当すること。ただし、重度の意識障害のある者（J C S（Japan Coma Scale）でⅡ－3（又は 30）以上又は G C S（Glasgow Coma Scale）で 8 点以下の

状態にある者)を除く。

(2) 特定機能病院入院基本料の注4の基準

(1)のイの基準を満たしていること。

13 精神病棟入院基本料の注7及び特定機能病院入院基本料の注11に規定する精神病棟看護・多職種協働加算の施設基準

(1) 当該加算による看護職員を含む多職種の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、同一の入院基本料を届け出ている病棟間を含め、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できる。

(2) 当該病棟で実際に配置を必要とした看護職員数の合計(入院料及び精神病棟看護・多職種協働加算に規定する看護職員及び多職種職員を合計した最小必要数から、看護職員以外の多職種職員の実際の配置数を差し引いた数)に占める看護師の割合は、各入院料の施設基準で規定するもの以上であること。

13の2 精神病棟入院基本料の注8に規定する精神保健福祉士配置加算の施設基準

(1) 当該病棟に、専従の常勤精神保健福祉士が1名以上配置されていること。当該専従の常勤精神保健福祉士は、病棟を担当する者として当該病棟の患者に関する業務に主として従事するものであり、当該病棟の患者の支援を目的とする場合、当該保険医療機関外に付き添う等、当該病棟外で業務を行うことは差し支えない。また、その業務に影響のない範囲において、当該病棟に入棟予定又は当該病棟から退棟若しくは退院した患者への支援に係るものであれば、当該病棟以外の場所で業務を行うことは差し支えない。

(2) 当該専従の常勤精神保健福祉士は、注7に規定する精神病棟看護・多職種協働加算に定める精神保健福祉士を兼ねることはできない。

(3) 当該保険医療機関内に退院支援部署を設置し、当該部署に専従の常勤精神保健福祉士が1名以上配置されていること。なお、当該病棟に専従する精神保健福祉士と退院支援部署に専従する精神保健福祉士は兼任できないが、退院支援部署は、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室又は精神科入退院支援加算の入退院支援部門と同一でもよい。

(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第34条第1項若しくは第60条第1項に規定する鑑定入院の命令を受けた者又は同法第37条第5項若しくは第62条第2項に規定する鑑定入院の決定を受けた者(以下「鑑定入院患者」という。)及び同法第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号に規定する入院(以下「医療観察法入院」という。)の決定を受けた者として当該保険医療機関に入院となった患者を除いた当該病棟の入院患者のうち9割以上が入院日から起算して1年以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム(以下「精神障害者施設」という。)へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。また、退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。

13の3 特定機能病院入院基本料の注10に規定する入院栄養管理体制加算の施設基準

- (1) 当該病棟に、専従の常勤管理栄養士が 1 名以上配置されていること。ただし、当該病棟での栄養管理業務に影響のない範囲において、当該病棟から退院した患者の外来栄養食事指導等の継続的な支援を行うことは差し支えない。
- (2) 「A 2 4 6」に掲げる入退院支援加算の「注 8」に規定する入院時支援加算の届出を行っている保険医療機関であること。
- 14 「基本診療料の施設基準等」の第五の六の専門病院入院基本料の施設基準の(1)の通則の主として悪性腫瘍患者又は循環器疾患患者を当該病院の一般病棟に 7 割以上入院させ、高度かつ専門的な医療を行っている病院とは、具体的には、次の各号に掲げる基準を満たすものをいう。
- (1) 悪性腫瘍に係る専門病院について
- ア 200 床以上の一般病床を有していること。
- イ 一般病棟（障害者施設等入院基本料及び特定入院料（救命救急入院料、特定集中治療室管理料及び緩和ケア病棟入院料を除く。）を算定する病棟を除く。以下この項において同じ。）に勤務する常勤の医師の員数が当該一般病棟の許可病床数に 100 分の 6 を乗じて得た数以上であること。
- ウ リニアック等の機器が設置されていること。
- エ 一般病棟の入院患者の 7 割以上が悪性腫瘍患者であること。
- オ 外来患者の 3 割以上が紹介患者であること。
- (2) 循環器疾患に係る専門病院について
- ア 特定集中治療室管理の施設基準に係る届出を行い受理された病院であること。
- イ 一般病棟の入院患者の 7 割以上が循環器疾患患者であること。
- ウ (1)のア、イ及びオを満たしていること。
- 15 「基本診療料の施設基準等」の第五の七の障害者施設等入院基本料の対象となる病棟は、次のいずれかの基準を満たすものをいう。ただし、7 対 1 入院基本料の対象となる病棟は、次の(1)のいずれかの基準を満たすものに限る。なお、(2)の要件を満たすものとして届出を行う場合には、別添 7 の様式 19 を用いること。
- (1) 次のいずれかに該当する一般病棟
- ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児（同法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させるものに限る。）
- イ 児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関
- (2) 次のいずれにも該当する一般病棟
- ア 重度の肢体不自由児（者）（脳卒中の後遺症又は認知症の患者であって、その発症前は重度の肢体不自由児（者）でなかった患者を除く。以下単に「重度の肢体不自由児（者）」という。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症又は認知症の患者であって、その発症前は脊髄損傷等の重度障害者でなかった患者を除く。以下単に「脊髄損傷等の重度障害者」という。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等を 7 割以上入院させている病棟であること。なお、重度とは身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表の 1、2 級に相当する程度をいい、重度の意識障害者とは、次に掲げるものをいうものであり、病因が脳卒中の後遺症であっても、次の状態である場合には、重度の意識障害者となる。また、該当患者の割合については、暦月で 3 か月を超

えない期間の1割以内の一時的な変動にあつては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

(イ) 意識障害レベルがJCS (Japan Coma Scale)でⅡ-3 (又は30) 以上又はGCS (Glasgow Coma Scale) で8点以下の状態が2週以上持続している患者

(ロ) 無動症の患者 (閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等)

イ 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、前段の規定にかかわらず、看護職員1を含む2以上であることとする。

16 障害者施設等入院基本料の注9に規定する看護補助加算の施設基準

(1) 当該病棟において、1日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が30又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。

(2) 当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が75又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。

(3) 看護補助者の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、同一の入院基本料を届け出ている病棟間を含め、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できる。

(4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、11の(3)の例による。

(5) 看護補助加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、以下の基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であること。なお、アについては、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。

ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解

イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解

ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術

エ 日常生活にかかわる業務

オ 守秘義務、個人情報の保護

カ 看護補助業務における医療安全と感染防止等

(6) 当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年1回以上見直しを行うこと。

(7) 当該病棟の看護師長等は、次のアに掲げる所定の研修 (修了証が交付されるものに限る。) を修了していることが望ましいこと。また、当該病棟の全ての看護職員 (アに掲げる所定の研修を修了した看護師長等を除く。) が、次のイの内容を含む院内研修を年1回以上受講していることが望ましいこと。ただし、それぞれの研修については、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。

ア 次に掲げる所定の研修

(イ) 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること (5時間程度)

(ロ) 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること

- ① 看護補助者の活用に関する制度等の概要
- ② 看護職員との連携と業務整理
- ③ 看護補助者の育成・研修・能力評価
- ④ 看護補助者の雇用形態と処遇等

イ 次の内容を含む院内研修

- (イ) 看護補助者との協働の必要性
- (ロ) 看護補助者の制度的な位置づけ
- (ハ) 看護補助者と協働する看護業務の基本的な考え方
- (ニ) 看護補助者との協働のためのコミュニケーション
- (ホ) 自施設における看護補助者に係る規定及び運用

16 の 2 障害者施設等入院基本料の注 10 に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準

(1) 看護補助・患者ケア体制充実加算 1 の施設基準

ア 当該保険医療機関において 3 年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が、5 割以上配置されていること。

イ 主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。当該看護補助者は、介護福祉士の資格を有する者又は看護補助者として 3 年以上の勤務経験を有し、適切な研修を修了した看護補助者であること。なお、研修内容については、11 の 2 の(1)のイの例による。

ウ 16 の(1)から(6)までを満たしていること。ただし、(5)のエについては、看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いて院内研修を実施していること。

エ 当該病棟の看護師長等が 16 の(7)のアに掲げる所定の研修を修了していること。また、当該病棟の全ての看護職員（(7)のアに掲げる所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が(7)のイの内容を含む院内研修を年 1 回以上受講していること。ただし、内容に変更がない場合は、2 回目以降の受講は省略して差し支えない。

オ 当該保険医療機関における看護補助者の業務に必要な能力を段階的に示し、看護補助者の育成や評価に活用していること。

(2) 看護補助・患者ケア体制充実加算 2 の施設基準

(1)のイからオまでを満たすものであること。

(3) 看護補助・患者ケア体制充実加算 3 の施設基準

(1)のウ及びエを満たすものであること。

17 障害者施設等入院基本料の注 11 に規定する夜間看護体制加算について

(1) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、ア又はウを含む 4 項目以上を満たしていること。ただし、当該加算を算定する病棟が 2 交代制勤務又は変則 2 交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからコまでのうち、ア又はウを含む 4 項目以上を満たしていること。また、当該 4 項目以上にコが含まれることが望ましいこと。なお、各項目の留意点については、別添 3 の第 4 の 3 の 9 の(3)と同様であること。

ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務終了時刻と直後の

勤務の開始時刻の間が 11 時間以上であること。

イ 3 交代制勤務又は変則 3 交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね 24 時間後以降となる勤務編成であること。

ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の連続して行う夜勤の数が 2 回以下であること。

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

オ 当該病棟の看護要員について、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫がなされていること。

カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績があること。

キ 当該加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者の業務のうち 5 割以上が療養生活上の世話であること。

ク 当該病棟において、みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が 5 割以上であること。

ケ 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。

コ 当該病棟において、I C T、A I、I o T等の活用によって、看護要員の業務負担軽減を行っていること。

18 一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料における夜間看護体制特定日減算について

当該減算は、許可病床数が 100 床未満の病院において、夜間、病棟の看護職員が一時的に救急外来で勤務する間、病棟の看護職員体制は、看護職員 1 名を含め看護職員と看護補助者を合わせて 2 名以上であること。ただし、当該時間帯の入院患者数が 30 人以下の場合は、看護職員 1 名で差し支えない。加えて、当該時間帯に当該病棟の看護職員が一時的に救急外来で勤務する間、当該病棟の看護に支障がないと当該病棟を担当する医師及び看護の管理者が判断した場合に限ること。

19 情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化についての施設基準

(1) 看護及び看護補助業務の効率化等に当たって、当該病棟において、以下のアからウまでに掲げる I C T、A I、I o Tの機器等（以下「I C T機器等」という。）を全て導入しており、当該病棟の看護職員等が広く使用していること。

ア 見守りににおける業務の効率化に資する I C T機器等

見守りににおける業務の効率化に資する I C T機器等とは、病室に設置されたカメラ等から送信された映像や病床に設置されたセンサー等により、看護職員が遠隔で複数の患者の行動・体動・日常生活の状況等を総合的かつ効率的に把握でき、訪室回数の減少等による業務の効率化を図りつつ、患者の転倒転落の予防、異常の早期発見、身体的拘束の最小化、医療安全その他患者の生命・身体を保護を図るものをいう。なお、当該機器を病室に設置する際には、患者等のプライバシーに配慮する観点から、患者又はその家族等に必要な説明を行い、

同意を得ることとする。また、患者の状態や、患者又はその家族等の意向に応じ、一部の患者に当該機器を使用せず個別に見守りを行うこと又は当該機器の使用を一時的に停止することは差し支えない。

イ 看護記録の作成等の効率化に資する I C T 機器等

看護記録の作成等の効率化に資する I C T 機器等とは、音声入力による看護記録の作成や電子カルテの情報からの自動的なサマリーの生成等、看護記録の作成等の効率化に大きく資する機器であって、当該機器の使用により、業務時間外の記録の作成にかかる時間が減少する等の効果があるものをいう。ただし、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る（複数の機器の連携によるものを含む。）。

ウ 医療従事者間の情報共有の効率化に資する I C T 機器等

医療従事者間の情報共有の効率化に資する I C T 機器等とは、業務中に手に持たずに複数人と同時に通話できる機器や、病棟の看護職員と病院の医師が携帯しリアルタイムに情報を共有できる端末等、直接対面せずに、多人数の職員間での情報共有を効率的に実施できる機器であって、当該機器の使用により報告・連絡に要する時間や、報告・連絡に伴う移動や待機の時間が減少する等の効果があるものをいう。

- (2) I C T 機器等の導入及び使用にあたって電子カルテその他の医療情報システムと連動して医療情報を取り扱うものについては、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び総務省・経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に準拠していること。
- (3) I C T 機器等を導入した病棟の看護要員（常勤職員に限る。）の 1 人 1 月当たりの超過勤務時間の状況（原則として、タイムカードやパーソナルコンピュータ等のログイン及びログアウトの時間を把握できる電子計算機の使用により把握すること。）について、月平均 10 時間以下であるとともに、非常勤職員を含めて導入前と比較して増加する傾向にないこと。なお、突発的な事象等により超過勤務時間が一時的に変動し、月平均 10 時間を超える場合には、歴月で 3 か月を超えない期間において変更の届出は必要ない。
- (4) I C T 機器等の導入前後における看護要員の業務内容、業務量及び業務時間並びに看護要員の事務作業時間及び業務負担等について、年 1 回程度、定量的又は定性的な評価を実施すること。その結果を病院内の職員に周知するとともに、労働安全衛生法第 18 条に規定する衛生委員会その他これに準ずる会議体において確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。
- (5) 中央社会保険医療協議会の要請に基づき、厚生労働大臣が実施する I C T 機器等の活用状況や看護業務の改善に係る継続的な取組状況等に関する随時調査に適切に参加すること。
- (6) 1 日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率については、基本診療料の施設基準等の第五、第九及び第十に規定する基準に対し、1 割以内の減少であること。
- (7) 情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化についての施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 60 を用いること。

20 病棟における患者と家族等との面会について

入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資することから、当該保険医療機関においては、感染対策等の正当な理由なく、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げないよう、面会に関する規程を策定するとともに、当該規程について定期

的に見直しを行い、併せて、患者及びその家族等に対し、当該規程内容が十分に周知されるよう、病棟等の見やすい場所に掲示することが望ましい。

また、感染対策上の必要により、やむを得ず面会の制限を行う場合にあっては、当該制限が必要以上に厳格なものとならないようにすること。

第3 診療所の入院基本料等に関する施設基準

診療所である保険医療機関の入院基本料等に関する基準は、「基本診療料の施設基準等」並びに第2の4の(1)のア及びイ、(2)のア及びオ、キの(イ)及び(ロ)、ク並びに(6)のア及びイの他、下記のとおりとする。

- 1 看護関連記録が整備され、勤務の実態が明確であること。なお、看護関連記録の様式、名称等は、各診療所が適当とする方法で差し支えない。
- 2 看護職員の数、入院患者の看護と外来、手術等の看護が一体として実施されている実態を踏まえ、当該診療所に勤務しその業務に従事する看護師又は准看護師の数とする。
- 3 個々の患者の病状にあった適切な看護が実施されていること。また、効果的な医療が提供できるよう、看護計画が策定されていること。
- 4 当該保険医療機関においてパートタイム労働者として継続して勤務する看護要員の人員換算の方法は、

$$\frac{\text{パートタイム労働者の1か月間の実労働時間}}{\text{常勤職員の所定労働時間}}$$

による。ただし、計算に当たって1人のパートタイム労働者の実労働時間が常勤職員の所定労働時間を超えた場合は、所定労働時間以上の勤務時間は算入せず、「1人」として算出する。なお、常勤職員の週当たりの所定労働時間が32時間未満の場合は、32時間を所定労働時間として計算する。

5 有床診療所入院基本料の施設基準

(1) 有床診療所入院基本料1の施設基準

- ア 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数、7以上であること。
- イ 次の施設基準のうち、(イ)に該当すること又は(ロ)から(ル)までのうち2つ以上に該当すること。
 - (イ) 過去1年間に、介護保険によるリハビリテーション（介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション）、同法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第23項に規定する複合型サービス、同法第8条の2第6項に規定する介護予防居宅療養管理指導若しくは同条第10項に規定する介護予防短期入所療養介護を提供した実績があること、同法第8条第29項に規定する介護医療院を併設していること、又は同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者であること。
 - (ロ) 在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績があること。
 - (ハ) 過去1年間の急変時の入院件数が6件以上であること。なお、「急変時の入院」とは、患者の病状の急変等による入院を指し、予定された入院は除く。

- (ニ) 注6に規定する夜間看護配置加算1又は2の届出を行っていること。
 - (ホ) 「A001」に掲げる再診料の注10に規定する時間外対応体制加算1の届出を行っていること。
 - (ヘ) 過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れが1割以上であること。なお、急性期医療を担う病院の一般病棟とは、一般病棟入院基本料、7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、13対1入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）又は15対1入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）を算定する病棟であること。ただし、地域一般入院基本料、13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する保険医療機関にあっては「A205」に掲げる救急医療管理加算の算定を行っている場合に限るものとする。
 - (ト) 過去1年間の当該保険医療機関内における看取りの実績が2件以上であること。
 - (チ) 過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔（手術を実施した場合に限る。）の患者数（分娩を除く。）が30件以上であること。
 - (リ) 「A317」に掲げる特定一般病棟入院料の注1に規定する厚生労働大臣が定める地域に所在する有床診療所であること。
 - (ヌ) 過去1年間の分娩を行った総数（帝王切開を含む。）が30件以上であること。
 - (ル) 過去1年間に、「A208」に掲げる乳幼児加算・幼児加算、「A212」に掲げる超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算又は「A221-2」に掲げる小児療養環境特別加算を算定した実績があること。
- (2) 有床診療所入院基本料2の施設基準
 - ア 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、4以上7未満であること。
 - イ (1)のイを満たしていること。
 - (3) 有床診療所入院基本料3の施設基準
 - ア 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、1以上4未満であること。
 - イ (1)のイを満たしていること。
 - (4) 有床診療所入院基本料4の施設基準
 - (1)のアを満たしていること。
 - (5) 有床診療所入院基本料5の施設基準
 - (2)のアを満たしていること。
 - (6) 有床診療所入院基本料6の施設基準
 - (3)のアを満たしていること。
- 6 有床診療所入院基本料1、2、4又は5の届出をしている診療所にあっては、看護師を1人以上配置することが望ましいこと。
 - 7 夜間（当該診療所が診療応需の態勢を解除している時間帯で概ね午後6時から午前8時までをいう。）における緊急時の体制を整備することとし、看護要員を1人以上配置していること。
 - 8 有床診療所急性期患者支援病床初期加算及び有床診療所在宅患者支援病床初期加算の施設基準次のいずれかに該当すること。
 - (1) 在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績があること。

- (2) 全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔（手術を実施した場合に限る。）の患者数が年間 30 件以上であること。
- (3) 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急診療所であること。
- (4) 「救急医療対策の整備事業について」に規定された在宅当番医制又は病院群輪番制に参加している有床診療所であること。
- (5) B001 の「22」に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料を算定していること。
- (6) 注 6 に規定する夜間看護配置加算 1 又は 2 を算定しており、夜間の診療応需態勢を確保していること。

9 医師配置加算の施設基準

- (1) 医師配置加算 1 については、次のいずれかに該当する診療所であること。
 - ア 在宅療養支援診療所であって、過去 1 年間に訪問診療を実施した実績があること。
 - イ 全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔（手術を実施した場合に限る。）の患者数が年間 30 件以上であること。
 - ウ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急診療所であること。
 - エ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された在宅当番医制又は病院群輪番制に参加している有床診療所であること。
 - オ 「B001」の「22」に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料を算定していること。
 - カ 注 6 に規定する夜間看護配置加算 1 又は 2 を算定しており、夜間の診療応需態勢を確保していること。
- (2) 施設基準に係る当該有床診療所における医師数は、常勤の医師（週 4 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 31 時間以上である者をいう。）の他、非常勤医師の実労働時間数を常勤換算し算入することができる。この場合においては、当該保険医療機関における常勤職員の所定労働時間（32 時間未満の場合は、32 時間）の勤務をもって常勤 1 名として換算する。

10 看護配置に係る加算の施設基準

- (1) 看護配置加算 1 については、看護職員の数、看護師 3 名を含む 10 名以上であること。
- (2) 看護配置加算 2 については、看護職員の数、10 名以上であること。ただし、看護配置加算 1 に該当する場合を除く。
- (3) 夜間看護配置加算 1 については、夜間の看護要員の数、看護職員 1 名を含む 2 名以上であること。なお、2 名のうち 1 名は当直で良いが、看護職員が 1 名のみである場合には、当該看護職員については当直によることはできないものであること。
- (4) 夜間看護配置加算 2 については、夜間の看護職員の数が 1 名以上であること。ただし、夜間看護配置加算 1 に該当する場合を除く。なお、当該看護職員については、当直でも良い。

11 看護補助配置加算の施設基準

- (1) 看護補助配置加算 1 については、当該診療所（療養病床を除く。）における看護補助者の数が 2 名以上であること。
- (2) 看護補助配置加算 2 については、当該診療所（療養病床を除く。）における看護補助者の数が 1 名であること。ただし、看護補助配置加算 1 に該当する場合を除く。

12 看取り加算の施設基準

当該診療所における夜間の看護職員の数が 1 以上であること。ただし、有床診療所入院基本料

と有床診療所療養病床入院基本料のいずれも届け出ている保険医療機関においては、届出を行っているいずれかの病床で夜間の看護職員の数が1以上であること。

13 栄養管理実施加算の基準

栄養管理を担当する常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。

14 療養病床を有する場合は、長期にわたり療養を必要とする患者にふさわしい看護を行うのに必要な器具器械が備え付けられていること。

15 「基本診療料の施設基準等」の第六の三の(2)のロに規定する区分

当該療養病床に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き」を用いて毎日評価を行い、別添6の別紙8の3の「医療区分・ADL区分等に係る評価票（有床診療所療養病床入院基本料）」の所定の欄に記載すること。その際、該当する全ての項目に記載すること。

16 医療区分2に定める「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、入院又は転院時既に褥瘡を有していた患者に限り、治癒又は軽快後も30日間に限り、引き続き医療区分2として取り扱うことができる。ただし、当該取扱いを行う場合においては、入院している患者に係る褥瘡の発生割合について、当該患者又は家族の求めに応じて説明を行うこと。なお、褥瘡の発生割合とは、有床診療所療養病床入院基本料を算定する全入院患者数に占める褥瘡患者数（入院又は転院時既に発生していた褥瘡患者を除く。）の割合である。

17 有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算及び有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算の施設基準

在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績があること。

18 「基本診療料の施設基準等」の第六の三の(2)のイの③に規定する褥瘡の発生割合等の継続的な測定及び評価

当該施設（療養病床に限る。）に入院する個々の患者について、褥瘡又は尿路感染症の発生状況や身体的拘束の実施状況を継続的に把握していること。なお、その結果を別添6の様式8の3の「医療区分・ADL区分等に係る評価票（有床診療所療養病床入院基本料）」の所定の欄に記載することが望ましい。

19 有床診療所入院基本料の注11に規定する在宅復帰機能強化加算の施設基準

次の施設基準を全て満たしていること。

(1) 有床診療所入院基本料1、有床診療所入院基本料2又は有床診療所入院基本料3を届け出ている保険医療機関であること。

(2) 次のいずれにも適合すること。

ア 当該病床から退院した患者に占める在宅に退院した患者の割合が7割以上であり、その割合は、次の(イ)に掲げる数を(ロ)に掲げる数で除して算出するものであること。なお、在宅に退院した患者とは、他の保険医療機関へ転院した患者及び介護老人保健施設に入所する患者を除く患者をいい、退院した患者の在宅での生活が1月以上継続する見込みであることを確認できる患者をいう。

(イ) 直近6月間に退院した患者（第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。）のうち、在宅に退院した患者数

(ロ) 直近6か月間に退院した患者数（第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。

ただし、病状の急性増悪等により、他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）での治療が必要になり転院した患者を除く。なお、当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧を、届出の際に添付すること。）

イ 在宅に退院した患者の退院後 1 月以内に、当該患者の在宅における生活が 1 月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。なお、当該確認は、当該保険医療機関の職員が当該患者の居宅を訪問すること、当該保険医療機関が在宅療養を担当する保険医療機関から情報提供を受けること、又は当該患者が当該保険医療機関を受診した際に情報提供を受けることによって行うことを原則とするが、当該患者の居宅が遠方にある場合等、これらの方法によりがたい場合には、電話等により確認することができる。

（3） 平均在院日数が 90 日以内であること。

20 有床診療所療養病床入院基本料の注 11 に規定する在宅復帰機能強化加算の施設基準

（1） 当該病床から退院した患者に占める在宅に退院した患者の割合が 5 割以上であること。なお、その割合を算出するに当たっては、有床診療所入院基本料の注 11 に規定する在宅復帰機能強化加算に係る算出方法によるものであること。

（2） 在宅に退院した患者の退院後 1 月以内に、当該患者の在宅における生活が 1 月以上（医療区分 3 の患者については 14 日以上）継続する見込みであることを確認し、記録していること。なお、当該確認は、当該保険医療機関の職員が当該患者の居宅を訪問すること、当該保険医療機関が在宅療養を担当する保険医療機関から情報提供を受けること又は当該患者が当該保険医療機関を受診した際に情報提供を受けることによって行うことを原則とするが、当該患者の居宅が遠方にある場合等、これらの方法によりがたい場合には、電話等により確認することができる。

（3） 平均在院日数が 365 日以内であること。

21 有床診療所入院基本料の「注 12」に規定する介護障害連携加算 1 の施設基準

次の施設基準を全て満たしていること。

（1） 有床診療所入院基本料 1 又は有床診療所入院基本料 2 を届け出ている保険医療機関であること。

（2） 次のいずれかを満たすこと。

ア 5 の（1）のイの（イ）を満たしていること。

イ 過去 1 年間に、介護保険法第 8 条第 5 項に規定する訪問リハビリテーション又は同法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを提供した実績があること。

ウ 過去 1 年間に、「C 0 0 9」に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料又は介護保険法第 8 条第 6 項に規定する居宅療養管理指導（管理栄養士により行われるものに限る。）若しくは同法第 8 条の 2 第 5 項に規定する介護予防居宅療養管理指導（管理栄養士により行われるものに限る。）を提供した実績があること。

エ 過去 1 年間に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項に規定する指定短期入所を提供した実績があること。

22 有床診療所入院基本料の「注 12」に規定する介護障害連携加算 2 の施設基準

次の施設基準を全て満たしていること。

（1） 有床診療所入院基本料 3 を届け出ている保険医療機関であること。

（2） 21 の（2）を満たすこと。

第4 削除

第5 入院基本料の届出に関する事項

1 病院の入院基本料の施設基準に係る届出について

- (1) 病院の入院基本料の施設基準に係る届出は、別添7の様式5から様式11（様式11については、一般病棟において感染症病床を有する場合に限る。）まで及び特掲診療料施設基準通知の別添2の様式98を用いること。なお、別添7の様式6の2については、療養病棟入院基本料を届け出る場合に用い、別添7の様式6の3については、急性期病院入院基本料及び特定機能病院入院基本料を届け出る場合に用い、別添7の様式10、様式10の2及び様式10の5については、急性期病院A一般入院料、急性期一般入院料1及び7対1入院基本料を届け出る場合に用い、別添7の様式10については、急性期病院B一般入院料、急性期一般入院料2から6まで、10対1入院基本料、看護必要度加算又は一般病棟看護必要度評価加算を届け出る場合に用い、別添7の様式10の8については、在宅復帰機能強化加算を届け出る場合に用い、別添7の様式10の7については、精神保健福祉士配置加算を届け出る場合（精神病棟入院基本料を算定している病院に限る。）を届け出る場合に用い、別添7の様式5の9については、経腸栄養管理加算を届け出る場合に用いること。ただし、一般病棟、療養病棟及び結核病棟の特別入院基本料等の届出は、別添7の様式6及び様式7を用いること。
- (2) 令和8年10月1日以降において、急性期一般入院料2から5までの届出を行うに当たっては、現に急性期一般入院基本料を届け出ている病棟であって、重症度、医療・看護必要度に係る基準以外の施設基準を満たしている場合に限り、(1)の規定にかかわらず、様式10のみを用いて届け出れば足りることとする。
- (3) 療養病棟入院基本料の注12に規定する夜間看護加算及び注13に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算並びに障害者施設等入院基本料の注9に規定する看護補助加算及び注10に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算を届け出る場合は、別添7の様式9、様式13の3及び様式18の3を用い、当該加算に係る看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について届け出ること。また、当該加算の変更の届出にあたり直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合は、「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等」の該当項目数が要件にない場合に限り様式13の3の届出を略することができること。
- (4) 一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料又は精神病棟入院基本料を届け出る際にはデータ提出加算の届出の写しを添付すること。
- (5) 療養病棟入院基本料の施設基準における「中心静脈注射用カテーテルに係る感染を防止するにつき十分な体制」に係る第2の4の12のアの届出については、別添7の様式5の6を用いること。
- (6) 特定機能病院入院基本料の注10に規定する入院栄養管理体制加算の届出は、別添7の様式5の8を用いること。
- (7) 精神病棟入院基本料の注7及び特定機能病院入院基本料の注11に規定する精神病棟看護・多職種協働加算の施設基準に係る届け出は、別添7の様式9を用いること。なお、入院基本料等の施設基準に係る届出と当該施設基準を併せて届け出る場合であって、別添7の様式9

を用いる場合は、1部のみ届出で差し支えない。

- 2 一般病棟入院基本料（特別入院基本料を除く。）、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料を算定する病棟のうち、当該病棟に90日を超えて入院する患者について、療養病棟入院料1の例により算定を行う病棟については、別添の様式10の6により地方厚生（支）局長に届け出ること。
- 3 診療所の入院基本料の施設基準に係る届出は、別添7の様式5及び様式12から様式12の10まで及び特掲診療料施設基準通知の別添2の様式98を用いること。ただし、有床診療所（療養病床に限る。）の特別入院基本料の届出は、別添7の様式12を用い、有床診療所の栄養管理実施加算の届出は、別添7の様式12の8を用いること。また、有床診療所の在宅復帰機能強化加算の届出は入院基本料の届出とは別に行うこととし、一般病床については別添7の様式12の9を用い、療養病床については別添7の様式12の10を用いること。
- 4 管理栄養士の離職又は長期欠勤のため栄養管理体制の基準を満たせなくなった病院については、栄養管理体制の基準が一部満たせなくなった保険医療機関として、別添7の様式5の3及び様式6を用いて届出を行うこと。
- 5 届出は、病院である保険医療機関において、全病棟包括的に行うことを原則とするが、一般病棟、療養病棟、結核病棟及び精神病棟を有する保険医療機関については、一般病棟、療養病棟、結核病棟及び精神病棟につき、それぞれ区分し、当該病棟種別の病棟全体につき包括的に届出を行う。
- 6 5の規定にかかわらず、別紙2に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期病院A一般入院料、急性期病院B一般入院料（看護・多職種協働加算に係る届出を行っているものに限る。）、急性期一般入院料1又は急性期一般入院料4（看護・多職種協働加算に係る届出を行っているものに限る。）のみを届け出ている病院を除く。）において、一般病棟入院基本料の届出を行う場合には、病棟全体で包括的に届出を行うのではなく、看護配置が異なる病棟ごとに届出を行っても差し支えない。
- 7 病棟内に特定入院料の各区分に該当する入院医療を行う病床を有する場合（特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料4、回復期リハビリテーション入院医療管理料及び地域包括ケア入院医療管理料1、2、3又は4を算定している病床を除く。）は、これらの病床以外の病棟全体（複数の病棟種別がある場合は、当該病床種別の病棟全体）を単位として行う。
- 8 有床診療所入院基本料の届出は、当該診療所の全病床（療養病床に係る病床を除く。）について包括的に行い、有床診療所療養病床入院基本料の届出は、療養病床に係る病床について包括的に行う。
- 9 入院基本料等の施設基準の届出に当たっては、届出を行おうとする基準について、特に規定がある場合を除き、届出前1か月の実績を有していること。なお、届出前1か月の実績は、例えば一般病床である特殊疾患病棟入院料を算定していた病棟を、療養病床に転換し療養病棟入院基本料の施設基準の届出を行う場合に、特殊疾患病棟入院料を算定していた期間の人員配置基準を実績として用いるなど、入院料の種別の異なる期間の実績であっても差し支えないこと。なお、有床診療所入院基本料の夜間看護配置加算1又は2の届出を行う場合の届出前1か月の実績には、入院患者がいない日を除くことができるものとする。
- 10 平均在院日数の要件は満たしていないものの、看護職員の数及びその他の要件を全て満たして

いる保険医療機関の開設者から、届出直後の3か月間における平均在院日数を所定の日数以内とすることができることを明らかにした病棟運営計画書を添付した場合には、届出の受理を行うことができる。この場合、届出直後の3か月間における平均在院日数が、所定の日数以内とならなかったことが判明したときには、当該届出は無効となる。

- 11 新たに開設された保険医療機関が入院基本料の施設基準に係る届出を行う場合は、届出時点で、精神病棟入院基本料の特別入院基本料の基準を満たしていれば、実績がなくても入院基本料の特別入院基本料の届出を行うことができる。また、有床診療所入院基本料にあっては、有床診療所入院基本料6の基準を満たしていれば、実績がなくても有床診療所入院基本料6の届出を行うことができる。ただし、この場合は、1か月後に適時調査を行い、所定の基準を満たしていないことが判明したときは、当該届出は無効となる。
- 12 当該保険医療機関が届け出ている入院基本料を算定する病棟において、増床又は減床が行われ、届出の内容と異なる事情等が生じた場合には、速やかに変更の届出を行うこと。なお、増床に伴い、既に届け出ている入院基本料以外の入院基本料の届出の必要が生じた場合には、実績がなくても基準を満たす入院基本料の届出を行うことができる。ただし、この場合は、1か月後に適時調査を行い、所定の基準を満たしていないことが判明したときは、当該届出は無効となる。
- 13 第2の2の(1)の1病棟の病床数の標準を上回る場合の届出に係る取扱いはおりのとおりであること。
 - (1) 第2の2の(2)に該当することが確認された場合には、届出を受理する。なお、当該事情が解消され次第、標準規模の病棟になるよう指導すること。
 - (2) 既に標準を超えた規模で届出が受理されている病棟については、新たな届出を行う際に改善をさせた上で届出を受理するものとする。ただし、第2の2の(2)の①から③までに掲げたやむを得ない理由が存在する場合には、届出を受理しても差し支えないものとする。なお、当該事情が解消され次第、標準規模のものとなるよう指導するものとする。
- 14 医療法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の規定に基づき、感染症指定医療機関の指定を受けようとする保険医療機関は、その旨を届け出ること。

入院基本料等加算の施設基準等

入院基本料等加算に関する基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。なお、病棟単位で届出を行う入院基本料等加算を算定する病棟が複数ある場合であっても、それぞれの病棟において当該入院基本料等加算の施設基準の要件を満たすことが必要であること。

第1 急性期総合体制加算

1 通則

- (1) 急性期病院一般入院基本料（急性期総合体制加算1、2、3又は4においては急性期病院A一般入院料に限る。）を算定する病棟を有する保険医療機関であること。
- (2) 手術等の定義については、以下のとおりであること。

ア 全身麻酔による手術

全身麻酔とは、医科点数表第2章第11部に掲げる麻酔のうち「L008」声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔をいう。また、手術とは、医科点数表第2章第10部に掲げる手術（輸血管管理料を除く。）をいう。

イ 悪性腫瘍手術

悪性腫瘍手術とは、医科点数表第2章第10部に掲げる悪性腫瘍手術をいう（病理診断により悪性腫瘍であることが確認された場合に限る。）。

ウ 腹腔鏡下手術及び胸腔鏡下手術

腹腔鏡下手術とは、医科点数表第2章第10部に掲げる手術のうち、「K524-3」、「K526」の「3」、「K530-2」、「K532-3」、「K534-3」、「K537-2」、「K627-2」、「K627-3」、「K627-4」、「K633-2」、「K634」、「K636-3」、「K636-4」、「K639-3」、「K642-2」、「K642-3」、「K643-2」、「K647-2」、「K649-2」、「K654-3」、「K655-2」、「K655-5」、「K656-2」、「K657-2」、「K659-2」、「K660-2」、「K662-2」、「K664」、「K665」の「1」（腹腔鏡によるものに限る。）、「K666-2」、「K667-2」、「K671-2」、「K672-2」、「K674-2」、「K684-2」、「K692-2」、「K695-2」、「K697-2」の「1」、「K697-3」の「1」のイ、「K697-3」の「2」のイ、「K700-3」、「K702-2」、「K703-2」、「K711-2」、「K714-2」、「K715-2」、「K716-2」、「K718-2」、「K719-2」、「K719-3」、「K725-2」、「K726-2」、「K729-3」、「K734-2」、「K735-3」、「K740-2」、「K740-3」、「K742-2」、「K751-3」、「K754-2」、「K754-3」、「K755-2」、「K756-2」、「K769-2」、「K769-3」、「K770-2」、「K770-3」、「K772-2」、「K772-3」、「K773-2」、「K773-3」、「K773-5」、「K778-2」、「K779-3」、「K785-2」、「K802-4」から「K802-6」まで、

「K803-2」、「K803-3」、「K804-2」、「K809-3」、「K823-4」、「K834-2」、「K836-2」、「K843-2」、「K843-3」、「K843-4」、「K859-2」、「K863」、「K865-2」、「K872-2」、「K876-2」、「K877-2」、「K878-2」、「K879-2」、「K886」の「2」、「K887」の「2」、「K887-2」の「2」、「K887-3」の「2」、「K887-4」、「K888」の「2」、「K888-2」の「2」、「K890-3」、「K912」の「2」又は「K913-2」の「2」をいう。

胸腔鏡下手術とは、医科点数表第2章第10部に掲げる手術のうち、「K488-3」、「K488-4」、「K494-2」、「K496-2」、「K496-4」、「K501-3」、「K502-3」、「K502-5」、「K504-2」、「K513」、「K513-2」から「K513-4」まで、「K514-2」、「K524-2」、「K528-3」、「K529-2」、「K539-3」、「K554-2」、「K555-3」、「K562-2」、「K594」の「4」の「ロ」をいう。

エ 心臓カテーテル法による手術

心臓カテーテル法による手術とは、医科点数表第2章第10部に掲げる手術のうち、「K546」から「K550-2」まで、「K555-2」、「K556-2」、「K559-2」、「K559-3」、「K562」の「1」、「K567-2」、「K570-2」から「K570-4」まで、「K573」の「1」、「K574-2」、「K574-3」、「K594」の「4」の「ハ」、「K595」、「K595-2」、「K602-2」をいう。

オ 心臓胸部大血管の手術

心臓胸部大血管手術とは、医科点数表第2章第10部に掲げる手術のうち、「K541」から「K544」まで、「K551」から「K555-2」の「1」及び「2」まで、「K555-3」、「K556」、「K557」から「K559」まで、「K560」の「1」から「5」まで、「K560-2」、「K561」の「2」の「イ」、「K562」の「2」、「K562-2」から「K567」まで、「K568」から「K570」まで、「K571」、「K572」、「K573」の「2」、「K574」、「K575」から「K593」まで、「K594」の「1」から「3」まで、「4」の「イ」、「ロ」、「K594-2」、「K603」、「K603-2」、「K604-2」の「1」、「K605」から「K605-4」までをいう。

カ 消化管内視鏡による手術

消化管内視鏡による手術とは、医科点数表第2章第10部に掲げる手術のうち、「K520」の「4」、「K526-2」から「K526-4」まで、「K530-3」、「K647-3」、「K653」、「K653-5」、「K653-6」、「K682-3」、「K682-4」、「K685」から「K688」まで、「K699-2」、「K705」の「1」、「K707」の「1」、「K708-3」、「K721-4」、「K721-5」、「K722」、「K730」の「3」、「K731」の「3」、「K735-2」、「K735-4」、「K739-2」をいう。

キ 脳神経外科手術

脳神経外科手術とは、医科点数表第2章第10部に掲げる手術のうち、「K149」の

「1」から「K149-2」まで、「K151-2」から「K154-2」まで、「K154-4」から「K160-2」まで、「K162」、「K164」、「K164-3」、「K165」から「K173」まで、「K175」、「K176」、「K177」、「K178」、「K178-3」、「K178-4」、「K179」、「K180」の「3」、「K181」、「K181-4」から「K181-6」まで、「K182-2」、「K182-3」の「2」から「K187」まで、「K188-3」、「K190」の「1」、「K190-2」から「K190-4」まで、「K190-7」、「K191」、「K192」、「K196」の「1」をいう。

ク 放射線治療（体外照射法）

放射線治療とは、医科点数表第2章第12部に掲げる放射線治療（血液照射を除く。）をいう。

ケ 分娩件数

当該医療機関において分娩を行った総数（帝王切開術を含む。）とする。

コ 6歳未満の乳幼児の手術

医科点数表第2章第10部に掲げる手術（輸血管理料を除く。）のうち、6歳未満の乳幼児に対して行ったもの。

（3） 外来を縮小するに当たり、ア又はイのいずれかに該当すること。

ア 次の(イ)並びに(ロ)又は(ハ)のいずれにも該当すること。

(イ) 病院の初診に係る選定療養の報告を行っており、実費を徴収していること。

(ロ) 地域の他の保険医療機関との連携のもとに、「B009」診療情報提供料(Ⅰ)の「注8」の加算を算定する退院患者数、転帰が治癒であり通院の必要のない患者数及び転帰が軽快であり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された患者数が、直近1か月間の総退院患者数（外来化学療法又は外来放射線療法に係る専門外来及びHIV等に係る専門外来の患者を除く。）のうち、4割以上であること。

(ハ) 「A000」初診料の「注2」及び「注3」並びに「A002」外来診療料の「注2」及び「注3」に規定する紹介割合・逆紹介割合について、紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上であること。

イ 紹介受診重点医療機関（医療法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等であって、同法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県により公表されたものをいう。以下同じ。）であること。

（4） 病院の医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。なお、医師事務作業補助体制加算や急性期看護補助体制加算等を届け出ている保険医療機関において、勤務医又は看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備する場合は、当該加算に係る体制と合わせて整備して差し支えない。

ア 当該保険医療機関内に、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該病院に勤務する医療従事者の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

イ 当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議（以下この項において「委員会等」という。）を設置し、「医療従事者の負担の軽減及び処遇の改

善に資する計画」を作成すること。当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。また、当該委員会等において、当該保険医療機関の管理者が年1回以上出席すること。なお、当該委員会等は、当該保険医療機関における労働安全衛生法第19条に規定する安全衛生委員会等、既存の委員会を活用することで差し支えない。

ウ イの計画は、医療従事者の夜勤を含む現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた医療従事者の夜勤を含む負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とすること。また、当該計画を職員に対して周知徹底していること。

エ イの計画には次に掲げる項目のうち少なくとも3項目以上を含んでいること。

- (イ) 外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携などの外来縮小の取組（許可病床数が400床以上の病院では、必ず本項目を計画に含むこと。）
- (ロ) 院内保育所の設置（夜間帯の保育や病児保育の実施が含まれることが望ましい。）
- (ハ) 医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減
- (ニ) 医師の時間外・休日・深夜の対応についての負担軽減及び処遇改善
- (ホ) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定にする指定研修機関において行われる研修を修了した看護師の複数名の配置及び活用による医師の負担軽減
- (ヘ) 院内助産又は助産師外来の開設による医師の負担軽減
- (ト) 看護補助者の配置による看護職員の負担軽減
- (チ) ICT、AI、IoT等の活用による職員の負担軽減

オ 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(5) 「A246」入退院支援加算1又は2の届出を行っている保険医療機関であること。

(6) 画像診断及び検査を24時間実施できる体制を確保していること。

(7) 薬剤師が、夜間当直を行うことにより、調剤を24時間実施できる体制を確保していること。

(8) 当該保険医療機関の敷地内における禁煙の取扱いについて、次の基準を満たしていること。

ア 当該保険医療機関の敷地内が禁煙であること。

イ 敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示していること。

ウ 保険医療機関が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙であること。

エ 「A103」精神病棟入院基本料、「A104」特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）、「A310」緩和ケア病棟入院料、「A311」精神科救急急性期医療入院料、「A311-2」精神科急性期治療病棟入院料、「A311-3」精神科救急・合併症入院料、「A312」精神療養病棟入院料又は「A318」地域移行機能強化病棟入院料を算定している病棟を有する場合は、敷地内に喫煙所を設けても差し支えない。

オ 敷地内に喫煙所を設ける場合は、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れないことを必須とし、さらに、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努めること。喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と

協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる。例えば、喫煙可能区域において、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置を行うこと。

(9) 次のいずれにも該当すること。

ア 「A101」療養病棟入院基本料又は「A308-3」地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない保険医療機関であること。ただし、急性期総合体制加算5においては、平成26年3月31日以前に総合入院体制加算に係る届出を行っている場合及び別紙4に掲げる地域に所在する保険医療機関であって、当該所属二次医療圏に所在する保険医療機関のうち、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が最大である医療機関（以下「地域最多救急病院」という）である場合には、当該基準は適用しない。

イ 「A304」地域包括医療病棟入院料の届出を行っていない保険医療機関であること。

ウ 当該保険医療機関と同一建物内に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院を設置していないこと。ただし、平成30年3月31日時点で総合入院体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、当該施設（介護医療院を除く。）を設置している保険医療機関については、当該時点で設置している当該施設（介護医療院を除く。）を維持することができる。

(10) 急性期総合体制加算を算定するものであって、急性期病院一般入院基本料を算定するものとして届け出た病床に、直近3月において入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて継続的に測定し、その結果、当該加算を算定するものとして届け出た病床に入院している患者全体（延べ患者数）に占める重症度、医療・看護必要度における別表1に示す特に高い基準（以下「基準①」という。）を満たす患者（別添6の別紙7による評価の結果、別表1のいずれかに該当する患者をいう。）の割合に、別添2の第2の4の2の（3）に規定する救急患者応需係数を加えた、基準患者割合に係る指数（以下「基準①割合指数」という。）が、別表2の基準以上であること。また、延べ患者数に占める重症度、医療・看護必要度における別表3に示す一定程度高い基準（以下「基準②」という。）を満たす患者（別添6の別紙7による評価の結果、別表3のいずれかに該当する患者をいう。）の割合に、別添2の第2の4の2の（3）に規定する救急患者応需係数を加えた、基準患者割合に係る指数（以下「基準②割合指数」という。）が、別表4の基準以上であること。ただし、以下に掲げる患者は測定対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。評価にあたっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度のⅠ又はⅡのいずれかを選択し届け出た上で評価すること。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いた評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出る他、評価方法の変更のみを届け出る場合、変更の届出は、新たな評価方法を適用する月の10日までに届け出ること。なお、評価方法の変更のみを行う場合について、新たな評価方法の適用を開始するのは毎年4月及び10月とする。

ア 産科患者

イ 15歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）

- (イ) 別添 2 の第 2 の 4 の 2 (7) において一般病棟と結核病棟の両病棟全体で評価を行う場合
- (ロ) 「結核患者収容モデル事業の実施について」(平成 4 年 12 月 10 日健医発 1415 号)の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合
- (ハ) 医療法施行規則第 10 条第 5 号により感染症病床に入院する場合

別表 1

A 得点が 3 点以上の患者
C 得点が 1 点以上の患者

別表 2

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準 ①割合指数	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準 ①割合指数
急性期総合体制加算 1	3 割 3 分	3 割 2 分
急性期総合体制加算 2	3 割 2 分	3 割 1 分
急性期総合体制加算 3	3 割	2 割 9 分
急性期総合体制加算 4	2 割 9 分	2 割 8 分
急性期総合体制加算 5	2 割 8 分	2 割 7 分

別表 3

A 得点が 2 点以上の患者
C 得点が 1 点以上の患者

別表 4

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準 ②割合指数	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準 ②割合指数
急性期総合体制加算 1	4 割	3 割 9 分
急性期総合体制加算 2	3 割 9 分	3 割 8 分
急性期総合体制加算 3	3 割 7 分	3 割 6 分
急性期総合体制加算 4	3 割 6 分	3 割 5 分
急性期総合体制加算 5	3 割 5 分	3 割 4 分

- (11) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入は、院内研修を受けたものを行うものであること。ただし、別添 6 の別紙 7 の別表 1 に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 A・C 項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。実際に、患者の重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で確認を行うこと。
- (12) 特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がないこと。ただし、令和 6 年 3 月 31 日以前から、特定の保険薬局と不動産の賃貸借取引関係にある場合は、当該特別の関

係がないものとみなす。

2 急性期総合体制加算 1 に関する施設基準等

- (1) 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している保険医療機関であること。

ただし、地域において質の高い医療の提供体制を確保する観点から、医療機関間で医療機能の再編又は統合を行うことについて地域医療構想調整会議（医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）で合意を得た場合に限り、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行っていない場合であっても、施設基準を満たしているものとみなす。

なお、精神科については、24 時間対応できる体制を確保し、医療法第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床を有していること。また、「A 1 0 3」精神病棟入院基本料、「A 3 1 1」精神科救急急性期医療入院料、「A 3 1 1－2」精神科急性期治療病棟入院料、「A 3 1 1－3」精神科救急・合併症入院料、「A 3 1 1－4」児童・思春期精神科入院医療管理料又は「A 3 1 8」地域移行機能強化病棟入院料のいずれかの届出を行っており、現に精神疾患患者の入院を受け入れていること。

- (2) 全身麻酔による手術件数が年 2,000 件以上であること。また、以下のうち、アからキまでのうち 6 つ以上並びにク及びケを全て満たしていること。

- ア 悪性腫瘍手術について、400 件／年以上
- イ 腹腔鏡下手術又は胸腔鏡下手術について、400 件／年以上
- ウ 心臓カテーテル法による手術について、200 件／年以上
- エ 心臓胸部大血管の手術について、100 件／年以上
- オ 消化管内視鏡による手術について、600 件／年以上
- カ 脳神経外科手術について、50 件／年以上
- キ 放射線治療（体外照射法）について、200 例／年以上
- ク 分娩件数について、100 件／年以上
- ケ 6 歳未満の乳幼児の手術件数について、40 件／年以上

- (3) 24 時間の救急医療提供として、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号）に定める第 3「救命救急センター」又は第 4「高度救命救急センター」を設置している保険医療機関であること。また、救急時医療情報閲覧機能を有していること。

- (4) 入院患者の病状の急変の兆候を捉えて対応する体制として、次の体制を整備していること。

ア 当該保険医療機関内に、病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者を把握し、必要な対応を行うためのチーム（以下「院内迅速対応チーム」という。）を設置すること。院内迅速対応チームが病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者を把握した場合には、当該患者が入院する病棟の医師及び看護師等に情報共有を行うとともに、必要に応じて当該患者の診療に介入する必要があること。なお、院内迅速対応チームには少なくとも以下の構成員が所属し、24 時間対応できる体制を確保しておくこと。

- ① 救急又は集中治療の経験を有し、所定の研修を修了した医師 1 名
- ② 救急又は集中治療の経験を有し、所定の研修を修了した専任の看護師 1 名

イ 当該保険医療機関内に、病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患

者の対応状況に関して、当該対応等の改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

ウ 院内迅速対応チームの対応内容も含めた、病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者に対する対応方法をマニュアルとして整備し、職員に遵守させていること。

エ 当該保険医療機関内に、病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応について、多職種からなる当該対応の改善に関する委員会又は会議（以下この項において「委員会等」という。）を設置し、院内迅速対応チームによる対応状況及び入院患者の病状の急変の発生状況の把握を評価するとともに、必要に応じて院内迅速対応チームの対応体制及び報告体制のマニュアルの見直しを行うこと。また、当該マニュアルの見直しを行う場合等、必要に応じて委員会等を開催することとし、イの責任者が年1回以上出席していること。なお、当該委員会等は、当該保険医療機関における医療安全管理委員会等を活用することとして差し支えない。

オ 院内迅速対応チームの対応体制及び対応状況等について、当該保険医療機関内に周知するとともに、年2回程度の院内講習を開催すること。

カ 院内迅速対応チームの対応状況等必要な実績を記録していること。

(5) 次のいずれにも該当すること。

ア 一般病棟における平均在院日数が14日以内であること。

なお、平均在院日数の算出方法については、入院基本料等における算出方法にならうものとする。

イ 一般病棟の退棟患者（退院患者を含む。）に占める、同一の保険医療機関の一般病棟以外の病棟に転棟したものの割合が、1割未満であること。

なお、同一の保険医療機関の一般病棟から転棟した患者の占める割合は、直近3か月間に一般病棟から他の病棟に転棟した患者を直近3か月に当該病棟から退棟した患者の数で除して算出するものであること。

(6) 「A234-2」に掲げる感染対策向上加算1の届出を行っていること。

(7) 高度急性期医療の提供として、特定入院料のうち「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料、「A303」総合周産期特定集中治療室管理料、「A303-2」新生児治療回復室入院医療管理料のいずれかを届け出ていること。

(8) 「A100」一般病棟入院基本料（急性期病院一般入院基本料に限る。）、「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料、「A303」総合周産期特定集中治療室管理料、「A303-2」新生児治療回復室入院医療管理料、「A305」一類感染症患者入院医療管理料及び「A307」小児入院医療管理料（以下この項目において「一般病棟」という。）の病床数の合計が、当該医療機関の許可病床数の総数から「A102」結核病棟入院基本料、「A103」精神病棟入院基本料、「A106」障害者施設等入院基本料（7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。）、「A311」精神科

救急急性期医療入院料、「A 3 1 1－2」精神科急性期治療病棟入院料、「A 3 1 1－3」精神科救急・合併症入院料、「A 3 1 1－4」児童・思春期精神科入院医療管理料及び「A 3 1 8」地域移行機能強化病棟入院料を除いた病床数の9割以上であること。

- (9) 公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれに準ずる病院とは、二次医療圏等の比較的広い地域において急性期医療を中心に地域医療を支える基幹的病院であるとして日本医療機能評価機構が定める機能評価を受けている病院又は当該評価の基準と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。

3 急性期総合体制加算2に関する施設基準等

- (1) 2(1)及び(3)から(9)を満たしていること。
- (2) 全身麻酔による手術件数が年2,000件以上であること。また、以下のアからキまでのうち4つ以上並びにク又はケのいずれかを満たしていること。
- ア 悪性腫瘍手術について、400件／年以上
 - イ 腹腔鏡下手術又は胸腔鏡下手術について、400件／年以上
 - ウ 心臓カテーテル法による手術について、200件／年以上
 - エ 心臓胸部大血管の手術について、60件／年以上
 - オ 消化管内視鏡による手術について、600件／年以上
 - カ 脳神経外科手術について、50件／年以上
 - キ 放射線治療（体外照射法）について、200例／年以上
 - ク 分娩件数について、100件／年以上
 - ケ 6歳未満の乳幼児の手術件数について、40件／年以上

4 急性期総合体制加算3に関する施設基準等

- (1) 2(4)から(9)を満たしていること。
- (2) 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している保険医療機関であること。ただし、地域において質の高い医療の提供体制を確保する観点から、医療機関間で医療機能の再編又は統合を行うことについて地域医療構想調整会議で合意を得た場合に限り、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行っていない場合であっても、施設基準を満たしているものとみなす。なお、精神科については、24時間対応できる体制（自院又は他院の精神科医が、速やかに診療に対応できる体制を含む。）があれば、必ずしも標榜し、入院医療を行う体制を必要としないものであるが、この場合であっても、以下のいずれも満たすものであること。
- ア 「A 2 3 0－4」精神科リエゾンチーム加算又は「A 2 4 7」の「1」認知症ケア加算1の届出を行っていること。
 - イ 「A 2 4 8」の「2」精神疾患診療体制加算2の算定件数又は救急患者の入院3日以内における「I 0 0 1」入院精神療法若しくは「A 3 0 0」救命救急入院料の注2に規定する精神疾患診断治療初回加算の算定件数が合計で年間20件以上であること。
- (3) 全身麻酔による手術件数が年2,000件以上であること。また、次のアからキのうち5つ以上を満たすものであること。
- ア 悪性腫瘍手術について、400件／年以上
 - イ 腹腔鏡下手術又は胸腔鏡下手術について、400件／年以上

ウ 心臓カテーテル法による手術について、200 件／年以上

エ 心臓胸部大血管の手術について、100 件／年以上

オ 消化管内視鏡による手術について、600 件／年以上

カ 脳神経外科手術について、50 件／年以上

キ 放射線治療（体外照射法）について、200 例／年以上

- (4) 24 時間の救急医療提供として、救急時医療情報閲覧機能を有していること。また、以下のいずれかを満たしていること。

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に定める第2「入院を要する（第二次）救急医療体制」、第3「救命救急センター」、第4「高度救命救急センター」又は「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」（平成29年3月31日医政地発0331第3号）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」（以下「周産期医療の体制構築に係る指針」という。）による総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関

イ アと同様に24時間の救急患者を受け入れている保険医療機関

5 急性期総合体制加算4に関する施設基準等

- (1) 2(4)から(9)を満たしていること。

- (2) 以下のアからキまでのうち3つ以上並びにク又はケのいずれかを満たしていること。

ア 悪性腫瘍手術について、400 件／年以上

イ 腹腔鏡下手術又は胸腔鏡下手術について、400 件／年以上

ウ 心臓カテーテル法による手術について、200 件／年以上

エ 心臓胸部大血管の手術について、60 件／年以上

オ 消化管内視鏡による手術について、600 件／年以上

カ 脳神経外科手術について、50 件／年以上

キ 放射線治療（体外照射法）について、200 例／年以上

ク 分娩件数について、100 件／年以上

ケ 6歳未満の乳幼児の手術件数について、40 件／年以上

- (3) 4(2)及び(4)を満たしていること。

6 急性期総合体制加算5に関する施設基準等

- (1) 4の(4)を満たしていること。

- (2) 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している保険医療機関であること。ただし、地域において質の高い医療の提供体制を確保する観点から、医療機関間で医療機能の再編又は統合を行うことについて地域医療構想調整会議で合意を得た場合に限り、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行っていない場合であっても、施設基準を満たしているものとみなす。なお、精神科については、24時間対応できる体制（自院又は他院の精神科医が、速やかに診療に対応できる体制も含む。）があれば、必ずしも標榜し、入院医療を行う体制を必要としないものであるが、以下のいずれかを満たすものであること。

ア 「A230-4」精神科リエゾンチーム加算又は「A247」の「1」認知症ケア加算1の届出を行っていること。

イ 「A248」精神疾患診療体制加算2の算定件数又は救急搬送患者の入院3日以内にお

ける「I O O 1」入院精神療法若しくは「A 3 0 0」救命救急入院料の注2に規定する精神疾患診断治療初回加算の算定件数が合計で年間20件以上であること。

- (3) 全身麻酔による手術件数が年800件以上であること。(地域最多救急病院を除く。)
- (4) 以下のアからケまでの2つ以上を満たしていること。ただし、地域最多救急病院においては、カは、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術及び超急性期脳卒中加算の年間合計算定回数が10件／年以上を満たすことで差し支えない。
 - ア 悪性腫瘍手術について、400件／年以上
 - イ 腹腔鏡下手術又は胸腔鏡下手術について、400件／年以上
 - ウ 心臓カテーテル法による手術について、200件／年以上
 - エ 心臓胸部大血管の手術について、60件／年以上
 - オ 消化管内視鏡による手術について、600件／年以上
 - カ 脳神経外科手術について、50件／年以上
 - キ 放射線治療（体外照射法）について、200例／年以上
 - ク 分娩件数について、100件／年以上
 - ケ 医療提供機能連携確保加算の届出（地域最多救急病院であって、外来・在宅診療体制の確保に係る診療実績を当該保険医療機関が所在する二次医療圏において満たしている場合に限る。）

7 届出に関する事項

- (1) 新規届出時における退院患者数の割合については、届出前3か月間の実績を有していること。
- (2) 急性期総合体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式10、様式13及び様式13の2を用いること。
- (3) 当該加算の変更の届出に当たり、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について、直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合は、様式13の2の届出を略することができること。
- (4) 地域医療構想調整会議で合意を得て、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行わない場合は、当該加算の届出に当たり、合意を得た会議の概要を書面にまとめたものを提出すること。なお、当該書面は届出を行う保険医療機関が作成したものであっても差し支えない。
- (5) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算1若しくは2又は急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和8年9月30日までの間に限り、1の(1)の基準を満たしているものとみなす。
- (6) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算3の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、1の(1)のうち急性期総合体制加算5に係る基準を満たしているものとみなす。
- (7) 令和8年3月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、1の(4)の基準を満たしているものとみなす。
- (8) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、1の(5)の基準を満たしているものとみなす。

- (9) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算2又は3の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、1の(8)の基準を満たしているものとみなす。
- (10) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算及び地域包括医療病棟入院料の届出を行っている保険医療機関については、当分の間、1の(9)のイの基準を満たしているものとみなす。
- (11) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算1又は急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、1の(10)のうち急性期総合体制加算1から5に係る基準を、現に総合入院体制加算2の届出を行っている保険医療機関については1の(10)のうち急性期総合体制加算3から5に係る基準を、現に総合入院体制加算3の届出を行っている保険医療機関については1の(10)のうち急性期総合体制加算5に係る基準を令和8年9月30日までの間に限り満たしているものとみなす。
- (12) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算1又は2の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、2の(4)から(7)、3の(1)のうち2の(4)から(7)に係る基準、4の(1)のうち2の(4)から(7)に係る基準、5の(1)のうち2の(4)から(7)に係る基準を満たしているものとみなす。
- (13) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算1又は2の届出を行っている保険医療機関については、当分の間、3の(1)のうち2の(8)に係る基準及び5の(1)のうち2の(8)に係る基準を満たしているものとみなす。
- (14) 令和8年3月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、4の(2)、5の(3)のうち4の(2)に係る基準及び6の(2)に係る基準を満たしているものとみなす。
- (15) 令和8年3月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和10年5月31日までの間に限り、4の(2)のただし書きに係る基準、5の(3)のうち4の(2)のただし書きに係る基準及び6の(2)のただし書きに係る基準を満たしているものとみなす。
- (16) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算1又は急性期充実体制加算1の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、3の(2)のうちアからケに係るもの、4の(3)のうちアからキに係るもの、5の(2)及び6の(4)に係る基準を満たしているものとみなす。
- (17) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算2又は急性期充実体制加算2の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、5の(2)及び6の(4)に係る基準を満たしているものとみなす。
- (18) 令和8年3月31日において現に総合入院体制加算3の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、6の(4)に係る基準を満たしているものとみなす。
- (19) 令和8年5月31日までに実施した全身麻酔による手術件数に係る実績については、令和8年度改定前の医科点数表第2章第11部に掲げる麻酔のうち「L008」に掲げるマスク又は気管挿管による閉鎖循環式全身麻酔による手術件数の実績により届け出ることによって差し支えない。

- (20) 令和 8 年 3 月 31 日において現に総合入院体制加算 1 又は急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、2 の (2)、3 の (2) 及び 4 の (3) のうち、それぞれ全身麻酔による手術件数に係るもの並びに 6 の (3) に係る基準を、令和 8 年 3 月 31 日において現に総合入院体制加算 2 又は 3 の届出を行っている保険医療機関については 6 の (3) に係る基準を、令和 9 年 5 月 31 日までの間に限り満たしているものとみなす。
- (21) 当該保険医療機関が所属する二次医療圏が再編統合された場合において、再編統合前に地域最多救急病院であった病院は、当該二次医療圏の再編統合後において当分の間、1 (9)、6 (3) 及び (4) に係る基準について、地域最多救急病院であるものとみなす。

第 2 臨床研修病院入院診療加算

1 臨床研修病院入院診療加算に関する施設基準（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）

(1) 基幹型の施設基準

- ア 指導医は臨床経験を 7 年以上有する医師であること。
- イ 研修医 2.5 人につき、指導医 1 人以上であること。
- ウ 当該保険医療機関の医師の数は、医療法に定める基準を満たしていること。
- エ 加算の対象となる保険医療機関は、臨床研修病院であって研修管理委員会が設置されている基幹型臨床研修病院（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 3 条第 1 号に規定する基幹型臨床研修病院をいう。）又は基幹型相当大学病院（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。以下同じ。）であること。
- オ 当該保険医療機関の全職種の職員を対象とした保険診療に関する講習（当該保険医療機関が自ら行うものを指し、当該保険医療機関以外のものにより実施される場合を除く。）が年 2 回以上実施されていること。
- カ 研修医数は、病床数を 10 で除した数又は年間の入院患者数を 100 で除して得た数を超えないものであること。

(2) 協力型の施設基準

- ア 協力型（Ⅰ）臨床研修病院（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令第 3 条第 2 号に規定する協力型臨床研修病院をいう。）又は協力型相当大学病院（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院のうち、他の病院と共同して 3 月以上の臨床研修を行う病院（基幹型相当大学病院を除く。）をいう。）であって、1 の (1) のアからウまで及びカを満たしていること。
- イ 研修医が基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において実施される保険診療に関する講習を受けていること。

2 臨床研修病院入院診療加算に関する施設基準（歯科診療に係るものに限る。）

(1) 単独型又は管理型の施設基準

- ア 指導歯科医は歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令に基づく指導歯科医の資格要件を満たす歯科医師であること。
- イ 研修歯科医 2 人につき、指導歯科医 1 人以上であること。
- ウ 当該保険医療機関の歯科医師の数は、医療法に定める基準を満たしていること。

エ 加算の対象となる病院である保険医療機関は、臨床研修施設であって研修管理委員会が設置されている単独型臨床研修施設（歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年厚生労働省令第103号）第3条第1号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）若しくは管理型臨床研修施設（同条第2号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）又は単独型相当大学病院（歯科医師法第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、単独で若しくは歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号に規定する研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院をいう。以下同じ。）若しくは管理型相当大学病院（歯科医師法第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、他の施設と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。以下同じ。）であること。

オ 当該保険医療機関の職員を対象とした保険診療に関する講習（当該保険医療機関が自ら行うものを指し、当該保険医療機関以外のものにより実施される場合を除く。）が年2回以上実施されていること。

（2）協力型の施設基準

ア 協力型（Ⅰ）臨床研修施設（歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第3号に規定する協力型臨床研修施設をいう。）又は協力型相当大学病院（歯科医師法第16条の2第1項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、他の施設と共同して3月以上の臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院及び管理型相当大学病院を除く。）であって、2の（1）のアからウまでを満たしていること。

イ 研修歯科医が単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設又は単独型相当大学病院若しくは管理型相当大学病院において実施される保険診療に関する講習を受けていること。

3 届出に関する事項

臨床研修病院入院診療加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第2の2 包括期充実体制加算

1 包括期充実体制加算の施設基準

- （1）許可病床数が200床（「基本診療料の施設基準等」別表第6の2に掲げる地域に所在する保険医療機関にあつては280床）未満の病院であること。
- （2）「A304」地域包括医療病棟入院料又は「A308-3」地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟を有する保険医療機関であること。
- （3）「A100」一般病棟入院基本料のうち急性期病院一般入院基本料又は急性期一般入院基本料を算定する病棟を有しない保険医療機関であること。
- （4）地域において高齢者の緊急に入院を要する患者を受け入れ、在宅医療及び介護保険施設等の後方支援を担うにつき十分な体制として、当該保険医療機関が次のアからエまでのいずれにも該当していること。ただし、当該保険医療機関が在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟又は病室を有する保険医療機関

のいずれにも該当しない場合には、ア及びイに該当していること。

ア 次のいずれかを満たしていること。

(イ) 医療法第30条の4の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている
第二次救急医療機関であること。

(ロ) 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること。

イ 当該保険医療機関で受入が可能な疾患や病態について、地域のメディカルコントロール
協議会等と協議を行っていること。協議を踏まえ、連携する他の保険医療機関における救
急患者の転院体制に係る受入先の候補としてリストに掲載されていることが望ましい。

ウ 協力対象施設入所者入院加算を届け出ていること。

エ 地域において、原則として3以上の介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホ
ーム（以下この項において、「介護保険施設等」という。）の協力医療機関として定めら
れていること。ただし、当該保険医療機関の半径10キロメートル以内の介護保険施設等
が、既に全ての施設において別の保険医療機関を協力医療機関としている又は3未満しか
存在しない場合には、連携する介護保険施設等の数は3未満でも差し支えない。

(5) 当該保険医療機関の「A304」地域包括医療病棟入院料及び「A308-3」地域包括
ケア病棟入院料を届け出ている病棟又は病室（以下、この項において「加算対象病棟」とい
う。）における在宅医療や介護保険施設等の後方支援に係る実績の合計が、次のアからエま
でのいずれにも該当していること。

ア 加算対象病棟における、自宅等からの緊急入院患者の受入れが直近3か月間で15人以上
であること。自宅等からの緊急入院患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患
者で、かつ、予定された入院以外の患者のことをいう。

イ 加算対象病棟において、直近3か月間の入院患者に占める、救急搬送後の患者及び他の
保険医療機関で「C004-2」に掲げる救急患者連携搬送料を算定し当該他の保険医療
機関から搬送された患者を合計した数の割合が8分以上であること。

ウ 次のいずれかを満たしていること。

① 加算対象病棟において、前年度の入院患者に占める、「A206」在宅患者緊急入
院診療加算1～3の算定回数の合計が12件以上であること。（在宅患者緊急入院診療
加算1及び2の合計が4件以上あることが望ましい。）

② 加算対象病棟において、前年度の入院患者に占める、「A253」協力対象施設入
所者入院加算1及び2の算定回数の合計が4件以上であること。

エ 加算対象病棟において「B005」退院時共同指導料2及び「B005-1-2」介護
支援等連携指導料2の算定回数の合計が直近3か月間で3回以上であること。

(6) 「A246」入退院支援加算1の届出を行っている保険医療機関であること。

(7) 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付老計発1018001号
・老振発1018001号・老老発1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課
長通知）に規定する地域ケア会議に当該保険医療機関の職員が年1回以上出席していること
が望ましい。

2 届出に関する事項

(1) 包括期充実体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式13の3の2を用いること。

(2) 届出時及び届出開始の当年度から翌年度までにおける、1の(5)のウの件数については、

①は直近3か月で4件以上、②は直近3か月で1件以上として差し支えない。

第2の3 救急医療管理加算

1 救急医療管理加算の注1本文に関する施設基準

- (1) 休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っている認められる次に掲げる保険医療機関であって、医療法第30条の4の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療機関であること又は都道府県知事若しくは指定都市市長の指定する精神科救急医療施設であること。

ア 地域医療支援病院（医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院）

イ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所

ウ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院

なお、精神科救急医療施設の運営については、「精神科救急医療体制整備事業の実施について」（平成20年5月26日障発第0526001号）に従い実施されたい。

- (2) 第二次救急医療施設として必要な診療機能及び専用病床を確保するとともに、診療体制として通常の当直体制のほかに重症救急患者の受入れに対応できる医師等を始めとする医療従事者を確保していること。

- (3) 夜間又は休日において入院治療を必要とする重症患者に対して救急医療を提供する日を地域の行政部門、医師会等の医療関係者及び救急搬送機関等にあらかじめ周知していること。

2 救急医療管理加算の注1ただし書に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

当該保険医療機関において、直近6か月間で、救急医療管理加算2を算定した患者のうち、「基本診療料の施設基準等」の別表第七の三の十三「その他の重症な状態」の患者の割合が5割以上であること。

3 届出に関する事項

救急医療管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の2を用いること。

第3 超急性期脳卒中加算

1 超急性期脳卒中加算に関する施設基準

- (1) 次のいずれかを満たしていること。

ア 当該保険医療機関において、専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師（専ら脳卒中の診断及び治療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）が1名以上配置されており、日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞t-PA適正使用に係る講習会を受講していること。

イ 次のいずれも満たしていること。

(イ) 「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域又は医療法第三十条の四第六項に規定する医師の数が少ないと認められる同条第二項第十四号に規定する区域に所在する保険医療機関であって、超急性期脳卒中加算に係る届出を行っている他の保険医療機関との連携体制が構築されていること。

(ロ) 日本脳卒中学会が定める「脳卒中診療における遠隔医療（テレストローク）ガイドライン」に沿った情報通信機器を用いた診療を行う体制が整備されていること。

(ハ) 日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞t-PA適正使用に係る講習会を受講し

ている常勤の医師が1名以上配置されていること。

- (二) 関係学会の定める指針に基づき、(1)のアを満たすものとして超急性期脳卒中加算に係る届出を行っている他の保険医療機関との間で、脳梗塞患者に対する経皮的脳血栓回収術の適応の可否の判断における連携について協議し、手順書を整備した上で、対象となる患者について当該他の保険医療機関から助言を受けていること。
 - (2) 脳外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること。ただし、(1)のイに該当する保険医療機関であって、連携する保険医療機関において脳外科的処置を迅速に行える体制が整備されている場合においては、この限りではない。
 - (3) (1)のアに該当する保険医療機関においては、脳卒中治療を行うにふさわしい専用の治療室を有していること。ただし、ICUやSCUと兼用であっても構わないものとする。
 - (4) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えていること。ただし、これらの装置及び器具を他の治療室と共有していても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
 - ア 救急蘇生装置（気管挿管セット、人工呼吸装置等）
 - イ 除細動器
 - ウ 心電計
 - エ 呼吸循環監視装置
 - (5) コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影等の必要な脳画像撮影及び診断、一般血液検査及び凝固学的検査並びに心電図検査が常時行える体制であること。
- 2 届出に関する事項
- 超急性期脳卒中加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式15を用いること。

第3の2 妊産婦緊急搬送入院加算

- 1 妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準
 - (1) 産科又は産婦人科を標榜している保険医療機関であること。
 - (2) 妊産婦である患者の受診時に、緊急の分娩について十分な経験を有する専ら産科又は産婦人科に従事する医師が配置されており、その他緊急の分娩に対応できる十分な体制がとられていること。
 - (3) 妊産婦である患者の受診時に、緊急に使用可能な分娩設備等を有しており、緊急の分娩にも対応できる十分な設備を有していること。
 - 2 届出に関する事項
- 妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第4 診療録管理体制加算

- 1 診療録管理体制加算1に関する施設基準
 - (1) 診療記録（過去5年間の診療録及び過去3年間の手術記録、看護記録等）の全てが保管・管理されていること。
 - (2) 中央病歴管理室が設置されており、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下単に「安全管理ガイドライン」という。）に準拠した体制であること。

- (3) 診療録管理部門又は診療記録管理委員会が設置されていること。
- (4) 診療記録の保管・管理のための規程が明文化されていること。
- (5) 年間の退院患者数 2,000 名ごとに 1 名以上の専任の常勤診療記録管理者が配置されており、うち 1 名以上が専従であること。なお、診療記録管理者は、診療情報の管理、入院患者についての疾病統計（I C D 10 による疾病分類等）を行うものであり、診療報酬の請求事務（D P C のコーディングに係る業務を除く。）、窓口の受付業務、医療機関の経営・運営のためのデータ収集業務、看護業務の補助及び物品運搬業務等については診療記録管理者の業務としない。なお、当該専従の診療記録管理者は医師事務作業補助体制加算に係る医師事務作業補助者を兼ねることはできない。
- (6) 入院患者についての疾病統計には、I C D（国際疾病分類）上の規定に基づき、4 桁又は 5 桁の細分類項目に沿って疾病分類がなされていること。
- (7) 以下に掲げる項目を全て含む電子的な一覧表を有し、保管・管理された診療記録が、任意の条件及びコードに基づいて速やかに検索・抽出できること。なお、当該データベースについては、各退院患者の退院時要約が作成された後、速やかに更新されていること。また、当該一覧表及び診療記録に係る患者の個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日（個人情報保護委員会、厚生労働省））「以下「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」という。」に基づく管理が実施されていること。
 - ア 退院患者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所（郵便番号を含む。）
 - イ 入院日、退院日
 - ウ 担当医、担当診療科
 - エ I C D（国際疾病分類）コードによって分類された疾患名
 - オ 手術コード（医科点数表の区分番号）によって分類された当該入院中に実施された手術
- (8) 全診療科において退院時要約が全患者について作成されていること。また、前月に退院した患者のうち、退院日の翌日から起算して 14 日以内に退院時要約が作成されて中央病歴管理室に提出された者の割合が毎月 9 割以上であること。なお、退院時要約については、全患者について退院後 30 日以内に作成されていることが望ましい。
- (9) 患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。なお、この場合、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成 15 年 9 月 12 日医政発第 0912001 号）を参考にする

2 診療録管理体制加算 2 に関する施設基準

- (1) 1 の(1)から(4)まで及び(9)を満たしていること。
- (2) 1 名以上の専任の診療記録管理者が配置されていること。
- (3) 入院患者についての疾病統計には、I C D 大分類程度以上の疾病分類がされていること。
- (4) 保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できること。
- (5) 全診療科において退院時要約が全患者について作成されていること。

3 届出に関する事項

診療録管理体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 17 を用いること。

第4の2 医師事務作業補助体制加算

1 通則

- (1) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。なお、急性期総合体制加算や急性期看護補助体制加算、地域医療体制確保加算等を届け出ている保険医療機関において、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制又は看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備する場合は、当該加算に係る体制と合わせて整備して差し支えない。

ア 当該保険医療機関内に、医師の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該保険医療機関に勤務する医師の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

イ 特別の関係にある保険医療機関での勤務時間も含めて、医師の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況を把握していること。その上で、業務の量や内容を勘案し、特定の個人に業務負担が集中しないよう配慮した勤務体系を策定し、職員に周知徹底していること。

ウ 当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議（以下この項において「委員会等」という。）を設置し、「医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。また、当該委員会等において、当該保険医療機関の管理者が年1回以上出席すること。なお、当該委員会等は、当該保険医療機関における労働安全衛生法第19条に規定する安全衛生委員会等、既存の委員会を活用することで差し支えない。

エ ウの計画は、現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とすること。また、当該計画を職員に対して周知徹底していること。

オ 当該計画には以下の項目を含むこと。

医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）について計画に記載し、医療機関内の職員に向けて周知徹底するとともに、ウに規定する委員会等で取組状況を定期的に評価し、見直しを行うこと。

カ 当該計画には、医師の勤務体制等に係る取組について、次に掲げる項目のうち少なくとも2項目以上を含んでいること。

- ① 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ② 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
- ③ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- ④ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- ⑤ 交替勤務制・複数主治医制の実施
- ⑥ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

キ 医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

- (2) (1)のウの計画に基づき、診療科間の業務の繁閑の実情を踏まえ、医師の事務作業を補助する専従者（以下「医師事務作業補助者」という。）を、15 対 1 補助体制加算の場合は当該加算の届出を行った病床数（以下この項において同じ。）15 床ごとに 1 名以上、20 対 1 補助体制加算の場合は 20 床ごとに 1 名以上、25 対 1 補助体制加算の場合は 25 床ごとに 1 名以上、30 対 1 補助体制加算の場合は 30 床ごとに 1 名以上、40 対 1 補助体制加算の場合は 40 床ごとに 1 名以上、50 対 1 補助体制加算の場合は 50 床ごとに 1 名以上、75 対 1 補助体制加算の場合は 75 床ごとに 1 名以上、100 対 1 補助体制加算の場合は 100 床ごとに 1 名以上配置していること。また、当該医師事務作業補助者は、雇用形態を問わない（派遣職員を含むが、指揮命令権が当該保険医療機関にない請負方式などを除く。）が、当該保険医療機関の常勤職員（週 4 日以上常態として勤務し、かつ所定労働時間が週 31 時間以上である者をいう。ただし、正職員として勤務する者について、育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置が講じられ、当該労働者の所定労働時間が短縮された場合にあっては、所定労働時間が週 30 時間以上であること。）と同じ勤務時間数以上の勤務を行う職員であること。なお、当該職員は、医師事務作業補助に専従する職員の常勤換算による場合であっても差し支えない。この場合においては、当該保険医療機関における常勤職員の所定労働時間（32 時間未満の場合は、32 時間）の勤務をもって常勤 1 名として換算する。ただし、当該医療機関において医療従事者として勤務している看護職員を医師事務作業補助者として配置することはできない。
- (3) 保険医療機関で策定した勤務医負担軽減策を踏まえ、医師事務作業補助者を適切に配置し、医師事務作業補助者の業務を管理・改善するための責任者（医師事務作業補助者以外の職員であって、常勤の者に限る。）を置くこと。当該責任者は適宜勤務医師の意見を取り入れ、医師事務作業補助者の配置状況や業務内容等について見直しを行い、実際に勤務医の事務作業の軽減に資する体制を確保することに努めること。なお、医師事務作業補助者が実際に勤務する場所については、業務として医師の指示に基づく医師の事務作業補助を行う限り問わないことから、外来における事務補助や、診断書作成のための部屋等における勤務も可能であること。
- (4) 当該責任者は、医師事務作業補助者を新たに配置してから 6 か月間は研修期間として、業務内容について必要な研修を行うこと。なお、6 か月の研修期間内に 32 時間以上の研修（医師事務作業補助者としての業務を行いながらの職場内研修を含む。）を実施するものとし、当該医師事務作業補助者には実際に医師の負担軽減及び処遇の改善に資する業務を行わせるものであること。研修の内容については、次の項目に係る基礎知識を習得すること。また、職場内研修を行う場合には、その実地作業における業務状況の確認及び問題点に対する改善の取組を行うこと。

ア 医師法、医療法、医薬品医療機器等法、健康保険法等の関連法規の概要

イ 個人情報の保護に関する事項

ウ 当該医療機関で提供される一般的な医療内容及び各配置部門における医療内容や用語等

エ 診療録等の記載・管理及び代筆、代行入力

オ 電子カルテシステム（オーダーリングシステムを含む。）

また、当該責任者は、医師事務作業補助者に対する教育システムを作成していることが望ましい。

(5) 医療機関内に次の診療体制がとられ、規程を整備していること。

- ア 医師事務作業補助者の業務範囲について、「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成 19 年 12 月 28 日医政発第 1228001 号）にある、「2 役割分担の具体例（1）医師、看護師等の医療関係職と事務職員等との役割分担 1）書類作成等」に基づく院内規程を定めており、個別の業務内容を文書で整備していること。
- イ 診療記録（診療録並びに手術記録、看護記録等）の記載について、「診療録等の記載について」（昭和 63 年 5 月 6 日総第 17 号）等に沿った体制であり、当該体制について、規程を文書で整備していること。
- ウ 個人情報保護について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に準拠した体制であり、当該体制について、規程を文書で整備していること。
- エ 電子カルテシステム（オーダーリングシステムを含む。）について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に準拠した体制であり、当該体制について、規程を文書で整備していること。特に、「成りすまし」がないよう、電子カルテシステムの真正性について十分留意していること。医師事務作業補助者が電子カルテシステムに入力する場合は代行入力機能を使用し、代行入力機能を有しないシステムの場合は、業務範囲を限定し、医師事務作業補助者が当該システムの入力業務に携わらないこと。

2 ICT機器を活用する医師事務作業補助者の配置人数の算入方法

- (1) 医師事務作業補助体制加算の届出を行う保険医療機関において、次のアからエまでのいずれにも該当する場合には、医師事務作業補助者の配置人数は、オ又はカに定めるところにより算入することができる。
 - ア 医師事務作業補助者が行う事務業務に関して、次に掲げるもののうち、①を含むものを当該保険医療機関内で組織的に導入し、当該保険医療機関に勤務する大半の医師及び医師事務作業補助者が日常的に活用することにより、業務の効率化が顕著に図られていること。
 - ① 生成 A I を活用し、退院時要約、診断書及び紹介状等の原案作成を自動的に行い、当該業務を大幅に効率化する医療文書等の文書作成補助システム
 - ② 診療録、退院時要約、診断書及び紹介状の作成に対応する医療文書等への入力を行う医療文書用の音声入力システム（汎用音声入力機能を除く。）
 - ③ 救急医療情報システム等への医療データ等の定型的な入力作業等を自動化するロボティック・プロセス・オートメーション（R P A）
 - ④ 入退院時の説明、検査・処置、麻酔・鎮静、手術、インフォームド・コンセント及び医療安全・感染対策等に関する 10 種類以上の患者向け説明動画
 - イ アの①から④までのうち、電子カルテその他の医療情報システムと連動して医療情報を取り扱うものについては、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び総務省・経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に準拠していること。
 - ウ アの①から④までのうち、生成 A I その他の A I 技術を用いる製品・サービスについては、経済産業省及び総務省が公表する「A I 事業者ガイドライン」に基づき、適切なリスク対策等を講じている事業者が提供しているものであること。

エ アの①から④までについて、当該保険医療機関において導入し、活用しているとして届け出たものについて、当該保険医療機関に配置される全ての医師事務作業補助者に対し、操作方法及び生成ＡＩの適切な利用に関する研修を実施し、全ての医師事務作業補助者が、常時、当該ＩＣＴ機器を用いて、医師事務業務を遂行できる体制を整備していること。

オ アからエまでの要件を全て満たす場合には、医師事務作業補助者１人を１．２人として配置人数に算入することができる。

カ オに加え、アの②から④までに掲げるもののうち少なくとも１種類以上を広く活用している場合には、医師事務作業補助者１人を１．３人として配置人数に算入することができる。

(２) (１)のオ又はカの算入方法により新たに届け出る場合（オの算入方法とカの算入方法を相互に変更する場合を除く。）には、当該届出を行う直近３月以上の期間において、当該算入方法を用いずに、当該配置区分又はこれを上回る配置区分について、引き続き算定していること。

(３) (２)により届け出る保険医療機関は、ＩＣＴ機器等の導入前後における医師事務作業補助者の業務内容、業務量及び業務時間並びに医師の事務作業時間及び負担感等について、年１回程度、定量的又は定性的な評価を実施するとともに、その結果を労働安全衛生法第１８条に規定する衛生委員会その他これに準ずる会議体において確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

３ 医師事務作業補助体制加算１の施設基準

当該保険医療機関において３年以上の医師事務作業補助者としての勤務経験を有する医師事務作業補助者が、それぞれの配置区分ごとに５割以上配置されていること。また、医師事務作業補助者の勤務状況及び補助が可能な業務の内容を定期的に評価することが望ましい。

(１) １５対１補助体制加算の施設基準

次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に規定する第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院又は「周産期医療の体制構築に係る指針」に規定する総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関であること。

イ 年間の緊急入院患者数が８００名以上の実績を有する病院であること。

(２) ２０対１、２５対１、３０対１及び４０対１補助体制加算の施設基準

次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 「(１) １５対１補助体制加算の施設基準」を満たしていること。

イ 「災害時における医療体制の充実強化について」（平成２４年３月２１日医政発０３２１第２号）に規定する災害拠点病院、「へき地保健医療対策事業について」（平成１３年５月１６日医政発第５２９号）に規定するへき地医療拠点病院又は地域医療支援病院の指定を受けていること。

ウ 「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関であること。

エ 年間の緊急入院患者数が２００名以上又は全身麻酔による手術件数が年間８００件以上の実績を有する病院であること。

(３) ５０対１、７５対１及び１００対１補助体制加算の施設基準

次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 「(1) 15 対 1 補助体制加算の施設基準」又は「(2) 20 対 1、25 対 1、30 対 1 及び 40 対 1 補助体制加算の施設基準」を満たしていること。

イ 年間の緊急入院患者数が 100 名以上（75 対 1 及び 100 対 1 補助体制加算については 50 名以上）の実績を有する保険医療機関であること。

- (4) 緊急入院患者数とは、救急搬送（特別の関係にある保険医療機関に入院する患者を除く。）により緊急入院した患者数及び当該保険医療機関を受診した次に掲げる状態の患者であって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要と認めた重症患者のうち、緊急入院した患者数の合計をいう。なお、「周産期医療対策事業等の実施について」（平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330011 号）に規定される周産期医療を担う医療機関において救急搬送となった保険診療の対象となる妊産婦については、母体数と胎児数を別に数える。

ア 吐血、咯血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態

イ 意識障害又は昏睡

ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態

エ 急性薬物中毒

オ ショック

カ 重篤な代謝異常（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）

キ 広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷

ク 外傷、破傷風等で重篤な状態

ケ 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又は t-PA 療法を必要とする状態

コ 消化器疾患で緊急処置を必要とする重篤な状態

サ 蘇生術を必要とする重篤な状態

シ 「ア」から「サ」までに準ずる状態又はその他の重症な状態であって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた重症患者

4 医師事務作業補助体制加算 2 の施設基準

3 の(1)から(3)までのいずれかの基準を満たす保険医療機関において、医師事務作業補助者がそれぞれの配置区分ごとに、配置されていること。

5 届出に関する事項

- (1) 医師事務作業補助体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 13 の 4、様式 18 及び様式 18 の 2 を用いること。
- (2) 当該加算の変更の届出に当たり、医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について、直近 1 年以内に届け出た内容と変更がない場合は、様式 13 の 4 の届出を略することができること。
- (3) 届出は、保険医療機関において、全病棟包括的に行うこと。ただし、一般病棟、療養病棟、結核病棟及び精神病棟を有する保険医療機関については、一般病棟、療養病棟、結核病棟及び精神病棟につき、それぞれ区分し、当該病棟種別の病棟全体につき包括的に届出を行うことができること。この場合において、医師事務作業補助体制加算 1 の届出と医師事務作業補助体制加算 2 の届出を併せて行うことはできないこと。

第 4 の 3 急性期看護補助体制加算

1 通則

- (1) 年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院又は「周産期医療の体制構築に係る指針」に規定する総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関であること。
緊急入院患者数については、第 4 の 2 の 3 の (4) と同様に取り扱うものであること。
- (2) 年間の救急自動車及び救急医療用ヘリコプターによる搬送人数を把握していること。
- (3) 次のいずれかを算定する病棟であること。
- ア 急性期病院一般入院基本料
 - イ 急性期一般入院基本料
 - ウ 特定機能病院入院基本料（一般病棟）の 7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料
 - エ 専門病院入院基本料の 7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料
- (4) 急性期看護補助体制加算を算定するものとして届け出た病床に、直近 3 月において入院している全ての患者の状態を、別添 6 の別紙 7 の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて継続的に測定し、その結果、当該加算を算定するものとして届け出た病床に入院している患者全体（延べ患者数）に占める基準を満たす患者（別添 6 の別紙 7 による評価の結果、下記別表のいずれかに該当する患者をいう。以下「基準を満たす患者」という。）の割合が急性期一般入院料 6 又は 10 対 1 入院基本料を算定する病棟においては一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰで 0.6 割以上、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱで 0.5 割以上であること。ただし、以下に掲げる患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。評価にあたっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度のⅠ又はⅡのいずれかを選択し届け出た上で評価すること。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いた評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出る他、評価方法の変更のみを届け出る場合、変更の届出は、新たな評価方法を適用する月の 10 日までに届け出ること。なお、評価方法の変更のみを行う場合について、新たな評価方法の適用を開始するのは毎年 4 月及び 10 月とする。
- ア 産科患者
 - イ 15 歳未満の小児患者
 - ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）
 - (イ) 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成 4 年 12 月 10 日健医発 1415 号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合
 - (ロ) 医療法施行規則第 10 条第 5 号により感染症病床に入院する場合

別表

A 得点が 2 点以上かつ B 得点が 3 点以上の患者
A 得点が 3 点以上の患者
C 得点が 1 点以上の患者

- (5) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入については、別添 3 の第 1 の 1 の (11) と同様であること。
- (6) 急性期看護補助体制加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、基礎知識を習得で

きる内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であること。なお、研修内容については、別添2の第2の11の(4)の例による。

- (7) 当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年1回以上見直しを行うこと。
 - (8) 当該病棟の看護師長等が所定の研修（修了証が交付されるものに限る。）を修了していることが望ましいこと。また、当該病棟の全ての看護職員（所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が院内研修を年1回以上受講していることが望ましいこと。ただし、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、看護師長等の所定の研修及び看護職員の院内研修の内容については、別添2の第2の11の(6)の例による。
 - (9) 看護補助者の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、同一の入院基本料を届け出ている病棟間を含め、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できる。
 - (10) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の第2の11の(3)の例による。
- 2 25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）の施設基準
- (1) 当該病棟において、1日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
 - (2) 当該加算の届出に必要な看護補助者の最小必要数の5割以上が看護補助者（みなし看護補助者を除く。）であること。
- 3 25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）の施設基準
- (1) 当該病棟において、1日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
 - (2) 当該病棟において、届出の対象となる看護補助者の最小必要数の5割未満が看護補助者（みなし看護補助者を除く。）であること。
- 4 50対1急性期看護補助体制加算の施設基準
- 当該病棟において、1日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が50又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
- 5 75対1急性期看護補助体制加算の施設基準
- 当該病棟において、1日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が75又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
- 6 夜間30対1急性期看護補助体制加算の施設基準
- 当該病棟において、夜間の看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が30又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
- 7 夜間50対1急性期看護補助体制加算の施設基準
- 当該病棟において、夜間の看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が50又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
- 8 夜間100対1急性期看護補助体制加算の施設基準
- 当該病棟において、夜間の看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
- 9 夜間看護体制加算の施設基準

(1) 夜間 30 対 1 急性期看護補助体制加算、夜間 50 対 1 急性期看護補助体制加算又は夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算のいずれかを算定している病棟であること。

(2) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、ア又はウを含む 3 項目以上を満たしていること。また、当該 3 項目以上にケが含まれることが望ましいこと。ただし、当該加算を算定する病棟が 2 交代制勤務又は変則 2 交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからケまでのうち、ア又はウを含む 3 項目以上を満たしていること。

ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻の間が 11 時間以上であること。

イ 3 交代制勤務又は変則 3 交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね 24 時間後以降となる勤務編成であること。

ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の連続して行う夜勤の数が 2 回以下であること。

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

オ 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫がなされていること。

カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績があること。

キ 当該病棟において、みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が 5 割以上であること。

ク 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。

ケ 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護要員の業務負担軽減を行っていること。

(3) (2)のアからエまでについては、届出前 1 か月に当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の各勤務のうち、やむを得ない理由により各項目を満たさない勤務が 0.5 割以内の場合は、各項目の要件を満たしているとみなす。(2)のキについては、暦月で 1 か月を超えない期間の 1 割以内の一時的な変動は要件を満たしているとみなす。(2)のクについては、院内保育所の保育時間に当該保険医療機関が定める夜勤時間帯のうち 4 時間以上が含まれること。ただし、当該院内保育所の利用者がいない日についてはこの限りではない。(2)のケについては、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうかについて、1 年に 1 回以上、当該病棟に勤務する看護要員による評価を実施し、評価結果をもとに必要に応じて活用方法の見直しを行うこと。

10 看護補助体制充実加算の施設基準

(1) 看護補助体制充実加算 1 の施設基準

ア 当該保険医療機関において 3 年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が 5 割以上配置されていること。

イ 看護補助体制充実加算に係る看護補助者に対する院内研修の内容については、別添 2 の第 2 の 11 の (4) の例による。ただし、エについては、看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いた院内研修を実施していること。

ウ 当該病棟の看護師長等は所定の研修を修了していること。また当該病棟の全ての看護職員（所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が院内研修を年 1 回以上受講していること。ただし、内容に変更がない場合は、2 回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、当該研修のそれぞれの内容については、別添 2 の第 2 の 11 の (6) の例による。

エ 当該保険医療機関における看護補助者の業務に必要な能力を段階的に示し、看護補助者の育成や評価に活用していること。

(2) 看護補助体制充実加算 2 の施設基準

(1) のイ及びウを満たすものであること。

11 急性期看護補助体制加算について、令和 8 年 3 月 31 日において、現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあつては、令和 8 年 9 月 30 日までの間は、令和 8 年度改定後の急性期看護補助体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。

12 届出に関する事項

(1) 急性期看護補助体制加算、看護補助体制充実加算、夜間急性期看護補助体制加算及び夜間看護体制加算に関する施設基準に係る届出は別添 7 の様式 9、様式 10、様式 13 の 3 及び様式 18 の 3 を用いること。なお、9 の (2) に掲げる項目のうちア又はウを含む 3 項目以上満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても夜間看護体制加算に関する変更の届出は不要であること。また、入院基本料等の施設基準に係る届出と当該施設基準を併せて届け出る場合であつて、別添 7 の様式 9 を用いる場合は、1 部のみの届出で差し支えない。

(2) 当該加算の変更の届出にあたり、看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制について、直近 1 年以内に届け出た内容と変更がない場合は、「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等」の該当項目数が要件にある場合を除き様式 13 の 3 の届出を略することができること。

第 4 の 4 看護職員夜間配置加算

1 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1 の施設基準

(1) 年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院又は「周産期医療の体制構築に係る指針」に規定する総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関であること。緊急入院患者数については、別添 3 の第 4 の 2 の 3 の (4) と同様に取り扱うものであること。

(2) 年間の救急自動車及び救急医療用ヘリコプターによる搬送人数を把握していること。

(3) 次のいずれかを算定する病棟であること。

ア 急性期病院一般入院基本料

イ 急性期一般入院基本料

ウ 特定機能病院入院基本料（一般病棟）の 7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料

エ 専門病院入院基本料の 7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料

(4) 看護職員夜間配置加算を算定するものとして届け出た病床に、直近 3 月において、入院し

ている全ての患者の状態を、別添 6 の別紙 7 の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて継続的に測定し、その結果、当該加算を算定するものとして届け出た病床に入院している患者全体（延べ患者数）に占める基準を満たす患者（別添 6 の別紙 7 による評価の結果、下記別表のいずれかに該当する患者をいう。以下「基準を満たす患者」という。）の割合が急性期一般入院料 6 又は 10 対 1 入院基本料を算定する病棟においては重症度、医療・看護必要度Ⅰで 0.6 割以上、重症度、医療・看護必要度Ⅱで 0.5 割以上であること。ただし、以下に掲げる患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。評価にあたっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度のⅠ又はⅡのいずれかを選択し届け出た上で評価すること。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いた評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出る他、評価方法の変更のみを届け出る場合、変更の届出は、新たな評価方法を適用する月の 10 日までに届け出ること。なお、評価方法の変更のみを行う場合について、新たな評価方法の適用を開始するのは毎年 4 月及び 10 月とする。

ア 産科患者

イ 15 歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）

（イ） 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成 4 年 12 月 10 日健医発 1415 号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

（ロ） 医療法施行規則第 10 条第 5 号により感染症病床に入院する場合

別表

A 得点が 2 点以上かつ B 得点が 3 点以上の患者
A 得点が 3 点以上の患者
C 得点が 1 点以上の患者

- （5） 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入については、別添 3 の第 1 の 1 の（11）と同様であること。
- （6） 当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が 12 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。ただし、同一の入院基本料を届け出ている病棟間においてのみ傾斜配置できるものであること。なお、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数、前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数、前段の規定にかかわらず、3 以上であることとする。
- （7） 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添 2 の第 2 の 11 の（3）の例による。
- （8） 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、ア又はウを含む 4 項目以上を満たしていること。また、当該 4 項目以上にコが含まれることが望ましいこと。ただし、当該加算を算定する病棟が 2 交代制勤務又は変則 2 交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからコまでのうち、ア又はウ

を含む4項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添3の第4の3の9の(3)と同様であること。

ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻の間が11時間以上であること。

イ 3交代制勤務又は変則3交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね24時間後以降となる勤務編成であること。

ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の連続して行う夜勤の数が2回以下であること。

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

オ 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫がなされていること。

カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績があること。

キ 夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出ている病棟であること。

ク 当該病棟において、みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が5割以上であること。

ケ 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。

コ 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護職員の業務負担軽減を行っていること。

2 看護職員夜間12対1配置加算2の施設基準

1の(1)から(7)までを満たすものであること。

3 看護職員夜間16対1配置加算1の施設基準

(1) 1の(1)から(5)まで、(7)及び(8)を満たすものであること。

(2) 当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。ただし、同一の入院基本料を届け出ている病棟間においてのみ傾斜配置できるものであること。なお、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、3以上であることとする。

4 看護職員夜間16対1配置加算2の施設基準

(1) 1の(1)、(2)、(5)及び(7)並びに3の(2)を満たすものであること。

(2) 急性期一般入院料2から6までのいずれかを算定する病棟であること。

5 看護職員夜間配置加算について、令和8年3月31日において現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、令和8年9月30日までの間、令和8年度改定後の看護職員夜間配置加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。

6 届出に関する事項

- (1) 看護職員夜間配置加算に関する施設基準に係る届出は別添 7 の様式 9、様式 10、様式 13 の 3 及び様式 18 の 3 を用いること。なお、1 の(8)に掲げる項目のうちア又はウを含む 4 項目以上満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても変更の届出は不要であること。また、入院基本料等の施設基準に係る届出と当該施設基準を併せて届け出る場合であって、別添 7 の様式 9 を用いる場合は、1 部のみの届出で差し支えない。
- (2) 当該加算の変更の届出にあたり、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について、直近 1 年以内に届け出た内容と変更がない場合は、「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等」の該当項目数が要件にある場合を除き様式 13 の 3 の届出を略することができること。

第 4 の 5 電子の診療情報連携体制整備加算

1 電子の診療情報連携体制整備加算 1 に関する施設基準

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。
- (3) オンライン資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (4) 電子の診療情報連携体制整備加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。
- (5) (4) について、電子の診療情報連携体制整備加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- (6) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
- (7) 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
 - ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること。
 - イ マイナ保険証を促進する等、医療 D X を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。
- (8) (7) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- (9) 厚生労働省「安全管理ガイドライン」に準拠した体制であること。
- (10) 「安全管理ガイドライン」に基づき、専任の医療情報システム安全管理責任者を配置すること。また、当該責任者は、職員を対象として、少なくとも年 1 回程度、定期的に必要な情報セキュリティに関する研修を行っていること。
- (11) 専任の医療情報システム安全管理責任者は、情報セキュリティマネジメントや情報処理安全確保支援士の資格を有していることが望ましい。
- (12) 非常時に備えた医療情報システムのバックアップを複数の方式で確保し、その一部はネットワークから切り離れたオフラインで保管していること。また、例えば、日次でバックアップを行う場合、数世代（少なくとも 3 世代）確保する等の対策を行うこと。

なお、ネットワークから切り離れたオフラインで保管していることについては、医療情報システム・サービス事業者との契約書等に記載されているか確認し、当該契約書等の記載部分についても届出の添付資料とすること。

- (13) 「安全管理ガイドライン」に基づき、非常時を想定した医療情報システムの利用が困難な場合の対応や復旧に至るまでの対応についての業務継続計画（以下単に「BCP」という。）を策定し、医療情報システム安全管理責任者の主導の下、少なくとも年1回程度、定期的に当該BCPに基づく訓練・演習を実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて改善に向けた対応を行っていること。訓練・演習については、診療を中断して実施する必要はないが、より実効性のあるものとするために、必要に応じてシステム関連事業者も参加した上で行うこと。

なお、当該BCPには「安全管理ガイドライン」の経営管理編「情報セキュリティインシデントへの対策と対応」、企画管理編「非常時（災害、サイバー攻撃、システム障害）対応とBCP策定」等に記載している事項について含める必要がある。また、作成に当たっては関係団体等が作成したマニュアル（医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト）についても参考にすること。

2 電子的診療情報連携体制整備加算2に関する施設基準

1の(1)から(11)までの基準を満たすこと。

3 届出に関する事項

- (1) 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式18の4を用いること。
- (2) 電子的診療情報連携体制整備加算1の届出を行う場合については、第4の5の1の(12)に示す「当該契約書等の記載部分」について添付すること。

第5 特殊疾患入院施設管理加算

1 特殊疾患入院施設管理加算に関する施設基準

- (1) 病院である保険医療機関の一般病棟（障害者施設等一般病棟に限る。）、精神病棟又は有床診療所（一般病床に限る。）を単位とすること。
- (2) 当該病棟又は当該有床診療所（一般病床に限る。）における直近1か月間の入院患者数の7割以上が、重度の肢体不自由児（者）（脳卒中の後遺症又は認知症の患者であって、その発症前は重度の肢体不自由児（者）でなかった患者を除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症又は認知症の患者であって、その発症前は脊髄損傷等の重度障害者でなかった患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者であること。なお、該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動にあつては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。
- (3) 重度の意識障害者とは、次に掲げる者をいう。
- ア 意識障害レベルがJCS (Japan Coma Scale)でⅡ-3（又は30）以上又はGCS (Glasgow Coma Scale)で8点以下の状態が2週以上持続している患者
- イ 無動症の患者（閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等）
- (4) 神経難病患者とは、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核

変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又はもやもや病（ウイルス動脈輪閉塞症）に罹患している患者をいう。

2 届出に関する事項

特殊疾患入院施設管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式19及び様式20を用いること。

第6 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算に規定する状態

- 1 超重症児（者）とは判定基準による判定スコアが25点以上であって、介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等、特別の医学的管理が必要な状態が6月以上継続している状態であること。ただし、新生児集中治療室又は新生児特定集中治療室を退室した患児であって当該治療室での状態が引き続き継続する患児については、当該状態が1月以上継続する場合とする。なお、新生児集中治療室又は新生児特定集中治療室を退室した後の症状増悪又は新たな疾患の発生については、その後の状態が6月以上継続する場合とする。
- 2 準超重症児（者）とは判定基準による判定スコアが10点以上であって、超重症児（者）に準ずる状態であること。
- 3 「基本診療料の施設基準等」における超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準による判定スコアについては、別添6の別紙14を参照のこと。

第6の2 看護配置加算

1 看護配置加算に関する施設基準

- (1) 地域一般入院料3、障害者施設等入院基本料15対1入院基本料又は結核病棟入院基本料若しくは精神病棟入院基本料の15対1入院基本料、18対1入院基本料若しくは20対1入院基本料を算定する病棟であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であること。

2 届出に関する事項

看護配置加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9を用いること。なお、入院基本料等の施設基準に係る届出と当該施設基準を併せて届け出る場合であって、別添7の様式9を用いる場合は、1部のみの届出で差し支えない。

第7 看護補助加算

1 看護補助加算に関する施設基準

- (1) 看護補助加算1を算定するものとして届け出た病床（地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2を算定する病棟又は13対1入院基本料を算定する病棟に限る。）に、直近3月において入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて継続的に測定し、その結果、当該入院基本料を算定するものとして届け出た病床に入院している患者全体（延べ患者数）に占める基準を満たす患者（別添6の

別紙 7 による評価の結果、下記別表のいずれかに該当する患者をいう。以下「基準を満たす患者」という。) の割合が重症度、医療・看護必要度Ⅰで 0.4 割以上、重症度、医療・看護必要度Ⅱで 0.3 割以上であること。ただし、以下に掲げる患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者(同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。)は、対象から除外する。評価にあたっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度のⅠ又はⅡのいずれかを選択し届け出た上で評価すること。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いた評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出る他、評価方法の変更のみを届け出る場合、変更の届出は、新たな評価方法を適用する月の 10 日までに届け出ること。なお、評価方法の変更のみを行う場合について、新たな評価方法の適用を開始するのは毎年 4 月及び 10 月とする。

ア 産科患者

イ 15 歳未満の小児患者

ウ 結核患者(次のいずれかに該当する場合に限る)

(イ) 「結核患者収容モデル事業の実施について」(平成 4 年 12 月 10 日健医発 1415 号)の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

(ロ) 医療法施行規則第 10 条第 5 号により感染症病床に入院する場合

別表

A 得点が 2 点以上かつ B 得点が 3 点以上の患者
A 得点が 3 点以上の患者
C 得点が 1 点以上の患者

- (2) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入については、別添 3 の第 1 の 1 の(11)と同様であること。
- (3) 看護補助者の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、同一の入院基本料を届け出ている病棟間を含め、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できること。
- (4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添 2 の第 2 の 11 の(3)の例による。
- (5) 看護補助加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年 1 回以上受講した者であること。なお、院内研修の内容については、別添 2 の第 2 の 11 の 1 の(4)の例による。
- (6) 当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年 1 回以上見直しを行うこと。
- (7) 当該病棟の看護師長等が所定の研修(修了証が交付されるものに限る。)を修了していることが望ましいこと。また、当該病棟の全ての看護職員(所定の研修を修了した看護師長等を除く。)が院内研修を年 1 回以上受講していることが望ましいこと。ただし、内容に変更がない場合は、2 回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、看護師長等の所定の研修及び看護職員の院内研修の内容については、別添 2 の第 2 の 11 の(6)の例による。

- (8) 看護補助加算 1 について、令和 8 年 3 月 31 日において現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、令和 8 年 9 月 30 日までの間、令和 8 年度改定後の看護補助加算 1 の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。

2 夜間 75 対 1 看護補助加算の施設基準

次のいずれかを算定する病棟であること。

- (1) 地域一般入院料 1 又は地域一般入院料 2
(2) 専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料（結核病棟及び精神病棟に限る。）の 13 対 1 入院基本料

3 夜間看護体制加算の施設基準

- (1) 看護補助者を夜勤時間帯に配置していること。
(2) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、ア又はウを含む 4 項目以上を満たしていること。また、当該 4 項目以上にコが含まれることが望ましいこと。ただし、当該加算を算定する病棟が 2 交代制勤務又は変則 2 交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからコまでのうち、ア又はウを含む 4 項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添 3 の第 4 の 3 の 9 の (3) と同様であること。

ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻の間が 11 時間以上であること。

イ 3 交代制勤務又は変則 3 交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね 24 時間後以降となる勤務編成であること。

ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の連続して行う夜勤の数が 2 回以下であること。

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

オ 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫がなされていること。

カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績があること。

キ 当該加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者の業務のうち 5 割以上が療養生活上の世話であること。

ク 当該病棟において、みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が 5 割以上であること。

ケ 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。

コ 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護要員の業務負担軽減を行っていること。

4 看護補助体制充実加算の施設基準

- (1) 看護補助体制充実加算 1 の施設基準

ア 当該保険医療機関において3年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が5割以上配置されていること。

イ 看護補助体制充実加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講したものであること。なお、研修の内容については、別添2の第2の11の(4)の例による。ただし、エについては、看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いた院内研修を実施していること。

ウ 当該病棟の看護師長等は所定の研修を修了していること及び当該病棟の全ての看護職員（所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が院内研修を年1回以上受講していること。ただし、内容に変更が無い場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、当該研修のそれぞれの内容については、別添2の第2の11の(6)の例による。

エ 当該保険医療機関における看護補助者の業務に必要な能力を段階的に示し、看護補助者の育成や評価に活用していること。

(2) 看護補助体制充実加算2の施設基準

(1)のイ及びウを満たすものであること。

5 届出に関する事項

(1) 看護補助加算及び看護補助体制充実加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式13の3及び様式18の3を用いるが、地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は13対1入院基本料を算定する病棟において看護補助加算1を届け出る場合さらに別添7の様式10も用いること。なお、3の(2)に掲げる項目のうちア又はウを含む4項目以上満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても変更の届出は不要であること。また、入院基本料等の施設基準に係る届出と当該施設基準を併せて届け出る場合であって、別添7の様式9を用いる場合は、1部のみの届出で差し支えない。

(2) 当該加算の変更の届出にあたり、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善の取組状況について、直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合は、様式13の3の届出を略することができること。

第7の2 看護・多職種協働加算

1 看護・多職種協働加算の施設基準

(1) 急性期病院B一般入院料又は急性期一般入院料4を算定する病棟であること。

(2) 年間の救急自動車及び救急医療用ヘリコプターによる搬送人数を把握していること。

(3) 当該病棟において、1日に病棟業務を行う当該加算により配置される看護職員を含む多職種の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。

(4) 看護・多職種協働加算を算定するものとして届け出た病棟に、直近3月において入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて継続的に測定し、その結果、当該加算を算定するものとして届け出た病床に入院している患者全体（延べ患者数）に占める重症度、医療・看護必要度における別表1に示す特に高い基準（以下「基準①」という。）を満たす患者（別添6の別紙7による評価の結果、別表1のいずれかに該当する患者をいう。）の割合に、別添2の第2の4の

２の（３）に規定する救急患者応需係数を加えた、基準患者割合に係る指数（以下「基準①割合指数」という。）が、別表２の基準以上であること。また、延べ患者数に占める重症度、医療・看護必要度における別表３に示す一定程度高い基準（以下「基準②」という。）を満たす患者（別添６の別紙７による評価の結果、別表３のいずれかに該当する患者をいう。）の割合に、別添２の第２の４の２の（３）に規定する救急患者応需係数を加えた、基準患者割合に係る指数（以下「基準②割合指数」という。）が、別表４の基準以上であること。

ただし、以下に該当する患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。評価にあたっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度のⅠ又はⅡのいずれかを選択し届け出た上で評価すること。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いた評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出る他、評価方法の変更のみを届け出る場合、変更の届出は、新たな評価方法を適用する月の１０日までに届け出ること。なお、評価方法の変更のみを行う場合について、新たな評価方法の適用を開始するのは毎年４月及び１０月とする。

ア 産科患者

イ １５歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る。）

（イ） 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成４年１２月１０日健医発１４１５号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

（ロ） 医療法施行規則第１０条第５号により感染症病床に入院する場合

別表１

A得点が３点以上の患者
C得点が１点以上の患者

別表２

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合指数	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合指数
基準①割合指数	２割８分	２割７分

別表３

A得点が２点以上の患者
C得点が１点以上の患者

別表４

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合指数	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合指数
基準②割合指数	３割５分	３割４分

（５） 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入については、別添３の第１の１の（１１）と同様であること。

- (6) 平均在院日数が 16 日以内であること。
 - (7) 看護・多職種協働加算に係る自宅等に退院するもの及び当該病棟から退院した患者数に占める自宅等に退院するものの割合は、別添 2 の第 2 の 4 の 4 の例によること。
 - (8) 常勤の医師の員数の計算方法については、別添 2 の第 2 の 4 の 3 の (2) のウの (イ) の例によること。
 - (9) 多職種の協働により業務を行う際には、医療機関において多職種で相談したうえで、多職種協働の目標、各医療職種が主に行う業務内容、各医療職種で協働・連携して行う業務内容、情報共有や記録等の方法について文書により整理すること。併せて、当該加算により配置される多職種間で当該文書を共有すること。当該病棟における各医療職種の業務については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）別添 1 第 1 章第 2 部第 2 節 A 2 1 5 (3) アからエまでに規定する内容を参考にすること。
 - (10) 医療機関において、当該加算により配置される医療職種の業務内容及び業務範囲について、半年に 1 回以上見直しを行い、文書により共有すること。
 - (11) 当該病棟の全ての看護職員及び当該加算により配置される他の医療職種は、(9) に規定する文書の内容を踏まえて業務を実施すること。
 - (12) 当該加算による看護職員を含む多職種の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、同一の入院基本料を届け出ている病棟間を含め、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できる。
 - (13) 当該病棟で実際に配置を必要とした看護職員数の合計（入院料及び看護・多職種協働加算に規定する看護職員及び多職種職員を合計した最小必要数から、看護職員以外の多職種職員の実際の配置数を差し引いた数）の 7 割以上が看護師であること。
 - (14) 病院の医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添 3 の第 1 の 1 の (4) の例による。
- 2 令和 8 年 3 月 31 日において、現に急性期一般入院料 1 又は専門病院入院基本料の 7 対 1 入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関にあつては、令和 8 年 9 月 30 日までの間は、1 の (4) に規定する重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。

3 届出に関する事項

- (1) 看護・多職種協働加算に関する施設基準に係る届出は別添 7 の様式 9、様式 10、様式 10 の 2、様式 10 の 5 及び様式 13 の 2 を用いること。なお、入院基本料等の施設基準に係る届出と当該施設基準を併せて届け出る場合であつて、別添 7 の様式 9 を用いる場合は、1 部のみの届出で差し支えない。
- (2) 当該加算の変更の届出にあたり、病院の医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する体制について、直近 1 年以内に届け出た内容と変更がない場合は、様式 13 の 2 の届出を略すことができること。

第 8 地域加算

- 1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 3 第 1 項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域は、別紙 1 のとおりであること。
- 2 令和 9 年 5 月 31 日までの間、級地の調整を行う地域については、別紙 1－2 のとおりであること。

第9 療養環境加算

1 療養環境加算に関する施設基準

- (1) 病棟を単位とすること。
- (2) 病室に係る病床の面積が、内法による測定で、1病床当たり8平方メートル以上であること。ただし、当該病棟内に1病床当たり6.4平方メートル未満の病室を有する場合には算定できない。
- (3) 要件となる1病床当たり面積は、医療法上の許可等を受けた病床に係る病室（特別の療養環境の提供に係る病室を除く。）の総床面積を当該病床数（特別の療養環境の提供に係る病室に係る病床を除く。）で除して得た面積とすること。
- (4) 病棟内であっても、診察室、廊下、手術室等病室以外の部分の面積は算入しないこと。なお、病室内に附属している浴室・便所等の面積は算入の対象となるものであること。
- (5) 特別の療養環境の提供に係る病床又は特定入院料を算定している病床若しくは病室については、当該加算の対象から除外すること。
- (6) 当該病院の医師及び看護要員の数は、医療法に定める標準を満たしていること。
- (7) 平成26年3月31日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関については、当該病棟の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、(2)の内法の規定を満たしているものとする。

2 届出に関する事項

療養環境加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式22を用いること。また、当該保険医療機関の平面図（当該加算を算定する病棟の面積等が分かるもの。）を添付すること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第10 重症者等療養環境特別加算

1 重症者等療養環境特別加算に関する施設基準

- (1) 病院である保険医療機関の一般病棟（特殊疾患入院施設管理加算に係る病棟を除く。）における特定の病床を単位として行うこと。
- (2) 当該基準の届出の対象となる病床は次のいずれにも該当すること。
 - ア 個室又は2人部屋であること。
 - イ 重症者等の容態が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされていること（心拍監視装置等の患者監視装置を備えている場合又は映像による患者観察システムを有する場合を含む。）。
 - ウ 酸素吸入、吸引のための設備が整備されていること。
 - エ 特別の療養環境の提供に係る病室でないこと。
- (3) 当該基準の届出の対象となる病床数は、当該保険医療機関の一般病棟に入院している重症者等（重症者等療養環境特別加算を算定できる入院料に係る届出を行っている病床に入院している患者に限る。）の届出前1月間の平均数を上限とする。ただし、当該保険医療機関の当該加算を算定できる入院料に係る届出を行っている病床の平均入院患者数の8%未満とし、当該保険医療機関が特別の診療機能等を有している場合であっても、当該加算を算定できる入院料に係る届出を行っている病床の平均入院患者数の10%を超えないこと。

2 届出に関する事項

重症者等療養環境特別加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 23 及び様式 23 の 2 を用いること。また、当該届出に係る病棟の平面図（当該施設基準に係る病床及びナースステーションが明示されているもの。）を添付すること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第 10 の 2 産科管理加算

1 産科管理加算 1 に関する施設基準

(1) 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関であって、分娩を実施しており、妊娠期から産褥期にかけて母体、胎児及び新生児を管理する病棟（産科の患者及び当該患者が分娩した新生児を受け入れる病棟に、他科の患者を併せて受け入れる場合を含む。以下「産科病棟」という。）を有する保険医療機関であること。

(2) 母子の安定・安全の確保を図ることができる十分な療養環境として、次のア又はイを満たすこと。

ア 産科の患者及び当該患者が分娩した新生児のみ（産科病棟内で産後ケア事業を実施している場合は、その妊産婦や乳児を含む。）を受け入れる病棟である場合は、当該病棟が届出を行っている入院基本料等における看護職員配置を満たすとともに、当該病棟において、看護職員の最小必要数の 5 割以上が助産師であり、かつ、当該病棟に助産師が常時 1 人以上配置されていること。また、母子の安定・安全の確保を行うに当たって適切な管理を行うことができる助産師数を配置すること。

イ 産科の患者及び当該患者が分娩した新生児を受け入れる病棟に、他科の患者を併せて受け入れる病棟である場合は、当該病棟が届出を行っている入院基本料等における看護職員配置を満たすとともに、当該病棟に助産師が常時 1 人以上配置されていること。また、産科区域の特定を行うとともに母子（産科区域内で産後ケア事業を実施している場合は、その妊産婦や乳児を含む。）の安定・安全の確保を行うにあたって適切な管理を行うことができる助産師数を当該産科区域に配置すること。産科区域の特定に当たっては、構造上、病棟内のその他の病室等との間に扉を設ける等の区分がされている、又は少なくとも他科の患者等が通常立ち入ることのないよう区域が区分されていることが明確になるような設備を設けていること。この場合、産科区域に配置する助産師数も当該病棟の看護職員数に含むことができる。なお、産科区域に配置する助産師が産科区域以外の業務を併せて行うことは差し支えないが、産科区域とそれ以外の区域のいずれの患者にも必要な看護が提供できるよう病棟に適切な看護職員数が確保されるよう配慮すること。

(3) 当該保険医療機関内に、助産、産科患者・新生児のケア及び母子保健や福祉に関する事業等との地域連携に係る業務に従事した経験を 5 年以上有し、助産に関する専門の知識や技術を有することについて医療関係団体等から認証された専任の助産師が、1 名以上配置されていること。

(4) 当該保険医療機関内において、助産師外来を含む妊婦健康診査や妊娠期の保健指導が実施されていること。また、当該産科病棟または産科区域に、当該保険医療機関内の産科外来等において、妊婦健康診査や保健指導等の妊娠期にかかるケア及び指導を行う助産師が配置されていること。

なお、妊婦健康診査等に当該産科病棟に配置されている助産師が従事する場合は、当該産科病棟の看護職員としての勤務時間数に 1 日あたり病棟全体で 4 時間まで含むことができる。

- (5) 当該保険医療機関内に、院内助産が開設されていることが望ましい。
- (6) 育児期までの切れ目のない継続したケアの実施を行うために、当該病棟、保険医療機関又は関連する医療機関において産後ケア事業が実施されていることが望ましい。

2 産科管理加算2に関する施設基準

- (1) 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関であって、分娩を実施しており、妊娠期から産褥期にかけて母体、胎児及び新生児を管理する有床診療所であること。
- (2) 母子の安定・安全の確保を図ることができる十分な療養環境として、次のア又はイを満たすこと。

ア 産科の患者及び当該患者が分娩した新生児のみ（有床診療所内で産後ケア事業を実施している場合は、その妊産婦や乳児を含む。）を受け入れる有床診療所である場合は、当該有床診療所が届出を行っている入院基本料等における看護職員配置を満たすとともに、当該有床診療所において母子の安定・安全の確保を行うにあたって適切な管理を行うことができる助産師数を配置すること。

イ 他科の患者を併せて受け入れる有床診療所である場合は、可能な限り産科区域の特定を行うとともに母子（有床診療所内で産後ケア事業を実施している場合は、その妊産婦や乳児を含む。）の安定・安全の確保を行うにあたって適切な管理を行うことができる助産師数を当該産科区域に配置すること。

- (3) 1の(3)、(5)及び(6)の施設基準を満たしていること。
- (4) 当該保険医療機関内において、助産師外来を含む妊婦健康診査や妊娠期の保健指導が実施されていること。

3 届出に関する事項

産科管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式23の3を用いること。

第11 療養病棟療養環境加算

1 療養病棟療養環境加算に関する施設基準

- (1) 療養病棟療養環境加算1に関する施設基準

ア 当該療養病棟に係る病室の病床数は、1病室につき4床以下であること。

イ 当該療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき、6.4平方メートル以上であること。

ウ 当該療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上であること。ただし、両側に居室（両側にある居室の出入口が当該廊下に面している場合に限る。）がある廊下の幅は、2.7メートル以上であること。なお、廊下の幅は、柱等の構造物（手すりを除く。）も含めた最も狭い部分において、基準を満たすこと。

エ 当該病院に機能訓練室を有しており、当該機能訓練室の床面積は、内法による測定で、40平方メートル以上であること。なお、当該機能訓練室には、長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具を備えていること。必要な器械・器具とは、例えば訓練マットとその附属品、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、各種測定用具（角度計、握力計等）であること。

オ 療養病棟に係る病床に入院している患者1人につき、内法による測定で1平方メートル以上の広さを有する食堂が設けられていること。

カ 療養病棟の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有する談話室が設けられていること。ただし、オに規定する食堂と兼用であっても差し支えない。

キ 当該保険医療機関内に、身体の不自由な患者の利用に適した浴室が設けられていること。

ク 当該病棟に係る病棟床面積は、患者 1 人につき内法による測定で、16 平方メートル以上であること。なお、病棟床面積の算定に当たっては、当該病棟内にある治療室、機能訓練室、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、ナースステーション、便所等を面積に算入しても差し支えない。

(2) 療養病棟療養環境加算 2 に関する施設基準

(1) のアからキまでを満たしていること。

2 届出に関する事項

(1) 療養病棟療養環境加算 1 及び 2 の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 24 及び様式 24 の 2 を用いること。また、当該病棟の平面図（当該加算を算定する病棟の面積等が分かるもの）を添付すること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

(2) 平成 26 年 3 月 31 日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関については、当該病棟の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとする。

第 11 の 2 療養病棟療養環境改善加算

1 療養病棟療養環境改善加算に関する施設基準

(1) 療養病棟療養環境改善加算 1 に関する施設基準

ア 当該療養病棟に係る病室の病床数は、1 病室につき 4 床以下であること。

イ 当該療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者 1 人につき、6.4 平方メートル以上であること。

ウ 当該病院に機能訓練室を有しており、当該機能訓練室の床面積は、内法による測定で、40 平方メートル以上であること。なお、当該機能訓練室には、長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具を備えていること。必要な器械・器具とは、例えば訓練マットとその附属品、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、各種測定用具（角度計、握力計等）であること。

エ 療養病棟に係る病床に入院している患者 1 人につき、内法による測定で 1 平方メートル以上の広さを有する食堂が設けられていること。

オ 療養病棟の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有する談話室が設けられていること。ただし、エに規定する食堂と兼用であっても差し支えない。

カ 当該保険医療機関内に、身体の不自由な患者の利用に適した浴室が設けられていること。

キ 当該加算を算定できる期間については、当該病棟の増築又は全面的な改築を行うまでの間とすること。

(2) 療養病棟療養環境改善加算 2 に関する施設基準

ア (1) のエからカまでを満たしていること。

イ 当該病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者 1 人につき、6.0 平方メートル以上であること。

ウ 当該病院に機能訓練室を有していること。

エ 当該加算の対象病棟については、平成 24 年 3 月 31 日において、現に療養病棟療養環境

加算 4 に係る届出を行っている病棟のみとすること。

オ 当該加算を算定できる期間については、当該病棟の増築又は全面的な改築を行うまでの間とすること。

- (3) 平成 26 年 3 月 31 日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関については、当該病棟の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、(2)の内法の規定を満たしているものとする。

2 届出に関する事項

療養病棟療養環境改善加算 1 及び 2 の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 24 及び様式 24 の 2 を用いること。また、当該病棟の平面図（当該加算を算定する病棟の面積等が分かるもの）を添付すること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

また、当該病棟の療養環境の改善に資する計画を、別添 7 の様式 24 の 3 に準じて策定し、届け出るとともに、毎年 8 月にその改善状況について地方厚生（支）局長に報告すること。

第 12 診療所療養病床療養環境加算

1 診療所療養病床療養環境加算に関する施設基準

- (1) 診療所である保険医療機関において、当該療養病床を単位として行うこと。
- (2) 当該療養病床に係る病室の病床数は、1 病室につき 4 床以下であること。
- (3) 当該療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者 1 人につき、6.4 平方メートル以上であること。
- (4) 当該療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8 メートル以上であること。ただし、両側に居室（両側にある居室の出入口が当該廊下に面している場合に限る。）がある廊下の幅は、2.7 メートル以上であること。なお、廊下の幅は、柱等の構造物（手すりを除く。）も含めた最も狭い部分において、基準を満たすこと。
- (5) 当該診療所に機能訓練室を有していること。なお、当該機能訓練室には、長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具を備えていること。必要な器械・器具とは、例えば訓練マットとその附属品、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、各種測定用具（角度計、握力計等）であること。
- (6) 療養病床に係る病床に入院している患者 1 人につき、内法による測定で 1 平方メートル以上の広さを有する食堂が設けられていること。
- (7) 当該診療所内に、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有する談話室が設けられていること。ただし、(6)に定める食堂と兼用であっても差し支えない。
- (8) 当該診療所内に、身体の不自由な患者の利用に適した浴室が設けられていること。

2 届出に関する事項

- (1) 診療所療養病床療養環境加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 25 を用いること。また、当該診療所の平面図（当該加算を算定する病床の面積等が分かるもの。）を添付すること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。
- (2) 平成 26 年 3 月 31 日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関については、当該病床の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとする。

第 12 の 2 診療所療養病床療養環境改善加算

1 診療所療養病床療養環境改善加算に関する施設基準

- (1) 診療所である保険医療機関において、当該療養病床を単位として行うこと。
- (2) 当該療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者 1 人につき、6.0 平方メートル以上であること。
- (3) 当該診療所に機能訓練室を有していること。
- (4) 当該加算を算定できる病床については、平成 24 年 3 月 31 日時点で診療所療養病床療養環境加算 2 を算定している病床のみとすること。
- (5) 当該加算を算定できる期間については、当該病床の増築又は全面的な改築を行うまでの間とすること。
- (6) 平成 26 年 3 月 31 日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関については、当該病床の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、(2)の内法の規定を満たしているものとする。

2 届出に関する事項

診療所療養病床療養環境改善加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 25 を用いること。また、当該診療所の平面図（当該加算を算定する病床の面積等が分かるもの。）を添付すること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

また、当該病床の療養環境の改善に資する計画を、別添 7 の様式 25 の 2 に準じて策定し、届け出るとともに、毎年 8 月にその改善状況について地方厚生（支）局長に報告すること。

第 12 の 3 無菌治療室管理加算

1 無菌治療室管理加算に関する施設基準

(1) 無菌治療室管理加算 1 に関する施設基準

- ア 当該保険医療機関において自家発電装置を有していること。
- イ 滅菌水の供給が常時可能であること。
- ウ 個室であること。
- エ 室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時 ISO クラス 6 以上であること。
- オ 当該治療室の空調設備が垂直層流方式、水平層流方式又はその双方を併用した方式であること。

(2) 無菌治療室管理加算 2 に関する施設基準

- ア 室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時 ISO クラス 7 以上であること。
- イ (1)のア及びイを満たしていること。

2 届出に関する事項

- (1) 無菌治療室管理加算 1 及び無菌治療室管理加算 2 の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 26 の 2 を用いること。
- (2) 当該保険医療機関の平面図（当該届出に係る自家発電装置が分かるもの）を添付すること。
- (3) 当該届出に係る病棟の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、滅菌水の供給場所

及び空調設備の概要が分かるもの)を添付すること。

第 12 の 4 放射線治療病室管理加算の施設基準

1 治療用放射性同位元素による治療の場合の施設基準

治療用放射性同位元素による治療を行う十分な設備を有しているものとして、以下のいずれも満たしていること。

- (1) 医療法施行規則第 30 条の 12 に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が通行又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。
- (2) 当該病室内又は病室付近に必要な放射線測定器（放射性同位元素による汚染の検査に係るもの）、器材（放射性同位元素による汚染の除去に係るもの）及び洗浄設備並びに更衣設備を設置していること。ただし、当該病室が特別措置病室である場合には、更衣設備の設置に代えて、作業衣を備えることをもって、当該基準を満たしているものとして差し支えない。
- (3) 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。

2 密封小線源による治療の場合の施設基準

密封小線源による治療を行う治療を行う十分な設備を有しているものとして、以下のいずれも満たしていること。

- (1) 医療法施行規則第 30 条の 12 に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が通行又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。
- (2) 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。

3 届出に関する事項

- (1) 放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 26 の 3 を用いること。
- (2) 当該病室の平面図を添付すること。

第 13 重症皮膚潰瘍管理加算

1 重症皮膚潰瘍管理加算に関する施設基準

- (1) 個々の患者に対する看護計画の策定、患者の状態の継続的評価、適切な医療機器の使用、褥瘡等の皮膚潰瘍の早期発見及び重症化の防止にふさわしい体制にあること。
- (2) その他褥瘡等の皮膚潰瘍の予防及び治療に関して必要な処置を行うにふさわしい体制にあること。

2 届出に関する事項

重症皮膚潰瘍管理加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 14 緩和ケア診療加算

1 緩和ケア診療加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の 4 名から構成される緩和ケアに係るチーム（以下「緩和ケ

アチーム」という。)が設置されていること。

- ア 身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師
- イ 精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師
- ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師
- エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師

なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

また、緩和ケア診療加算の注2に規定する点数を算定する場合には、以下の4名から構成される緩和ケアチームにより、緩和ケアに係る専門的な診療が行われていること。

- オ 身体症状の緩和を担当する常勤医師
- カ 精神症状の緩和を担当する医師
- キ 緩和ケアの経験を有する看護師
- ク 緩和ケアの経験を有する薬剤師

- (2) 緩和ケアチームの構成員は、小児緩和ケア診療加算に係る小児緩和ケアチームの構成員及び外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームの構成員と兼任であって差し支えない。

また、緩和ケアの特性に鑑みて、専従の医師にあっても、緩和ケア診療加算を算定すべき診療、小児緩和ケア診療加算を算定すべき診療及び外来緩和ケア管理料を算定すべき診療に影響のない範囲において、専門的な緩和ケアに関する外来診療を行って差し支えない(ただし、専門的な緩和ケアに関する外来診療に携わる時間は、所定労働時間の2分の1以下であること。)

- (3) (1)の緩和ケアチームの専従の職員について、次に掲げる介護保険施設等又は指定障害者支援施設等(以下単に「介護保険施設等又は指定障害者支援施設等」という。)からの求めに応じ、当該介護保険施設等又は指定障害者支援施設等において緩和ケアの専門性に基づく助言を行う場合には、緩和ケアチームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月16時間以下であること。

- ア 指定介護老人福祉施設
- イ 指定地域密着型介護老人福祉施設
- ウ 介護老人保健施設
- エ 介護医療院
- オ 指定特定施設入居者生活介護事業所
- カ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- キ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所
- ク 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- ケ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
- コ 指定障害者支援施設
- サ 指定共同生活援助事業所
- シ 指定福祉型障害児入所施設

- (4) (1)のア又はオに掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であること。なお、末期

心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者を対象とする場合には、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者をそれぞれ対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であっても差し支えない。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する医師に限る（末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者を対象とする場合には、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者をそれぞれ対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であっても差し支えない。）。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (5) (1)のイ又はカに掲げる医師は、3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者であること。なお、イに掲げる常勤医師については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する医師に限る。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (6) (1)のア、イ、オ及びカに掲げる医師のうち、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を修了している者であること。また、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アからウまでのいずれかの研修を修了している者であること。さらに、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アの研修を修了している者であること。なお、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。

ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

ウ 日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース

- (7) (1)のウ又はキに掲げる看護師は、5年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了している者であること。なお、ここでいう緩和ケア病棟等における研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

(イ) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要

(ロ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療

(ハ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程

- (ニ) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法
- (ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法
- (ヘ) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ
- (ト) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント
- (チ) コンサルテーション方法
- (リ) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について

エ 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

- (8) (1)のエ又はクに掲げる薬剤師は、麻薬の投薬が行われている悪性腫瘍患者に対する薬学的管理及び指導などの緩和ケアの経験を有する者であること。
- (9) (1)のア、イ、オ及びカに掲げる医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。ただし、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師が複数名である場合は、緩和ケアチームに係る業務に関し専任である医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任であっても差し支えないものとする。
- (10) 症状緩和に係るカンファレンスが週1回程度開催されており、緩和ケアチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う医師、看護師、薬剤師などが参加していること。
- (11) 当該医療機関において緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられていること。
- (12) 院内の見やすい場所に緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。
- (13) 緩和ケア診療加算の注4に規定する点数を算定する場合には、緩和ケアチームに、緩和ケア病棟において緩和ケアを要する患者に対する患者の栄養食事管理に従事した経験又は緩和ケア診療を行う医療機関において栄養食事管理に係る3年以上の経験を有する専任の管理栄養士が参加していること。
- (14) がん診療の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発 0801 第16号厚生労働省健康局長通知）に規定するがん診療連携拠点病院等（がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院（いずれも特例型を含む。））、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院（いずれも特例型を含む。）又は「小児がん拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発 0801 第17号厚生労働省健康局長通知）に規定する小児がん拠点病院）をいう。特定領域がん診療連携拠点病院については、当該特定領域の悪性腫瘍の患者についてのみ、がん診療連携拠点病院に準じたものとして取り扱う。

また、がん診療の拠点となる病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（緩和ケア病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。

2 届出に関する事項

緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式27を用いること。

第14の2 有床診療所緩和ケア診療加算

1 有床診療所緩和ケア診療加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師及び緩和ケアの経

験を有する常勤看護師が配置されていること。

(2) (1)に掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした1年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした1年以上の経験を有する者であっても差し支えない。

(3) (1)に掲げる看護師は、3年以上悪性腫瘍の患者の看護に従事した経験を有する者であること。

(4) (1)に掲げる医師又は看護師のいずれかが所定の研修を修了している者であること。ただし、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療又は看護を行う場合は、この限りではない。

(5) (4)に掲げる「所定の研修を修了している」とは次のとおりであること。

① (1)に掲げる医師については、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、ア、イ又はウのいずれかの研修を修了していること。

ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

ウ 日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース

② (1)に掲げる看護師については、次の事項に該当する研修を修了していること。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（2日以上かつ10時間の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

(イ) 緩和ケア総論及び制度等の概要

(ロ) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法

(ハ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法

(6) 当該診療所における夜間の看護職員の数が1以上であること。

(7) 院内の見やすい場所に緩和ケアが受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

2 届出に関する事項

有床診療所緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式27の2を用いること。

第14の3 小児緩和ケア診療加算

1 小児緩和ケア診療加算に関する施設基準

(1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される小児緩和ケアに係るチーム（以下「小児緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。

ア 身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師

イ 精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師

ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師

エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師

オ 小児科の診療に従事した経験を3年以上有している専任の常勤医師

カ 小児患者の看護に従事した経験を3年以上有している専任の常勤看護師

ア又はイの医師が小児科の診療に従事した経験を3年以上有する場合は、オの要件は満たしていることとする。ウの看護師が小児患者の看護に従事した経験を3年以上有している場合は、カを満たしていることとする。

なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、小児緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

- (2) 小児緩和ケアチームの構成員は、緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームの構成員と兼任であって差し支えない。

また、緩和ケアの特性に鑑みて、専従の医師にあっても、緩和ケア診療加算を算定すべき診療、小児緩和ケア診療加算を算定すべき診療及び外来緩和ケア管理料を算定すべき診療に影響のない範囲において、専門的な緩和ケアに関する外来診療を行って差し支えない（ただし、専門的な緩和ケアに関する外来診療に携わる時間は、所定労働時間の2分の1以下であること。）。

- (3) (1)の小児緩和ケアチームの専従の職員について、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等及び指定障害者支援施設等において緩和ケアの専門性に基づく助言を行う場合には、小児緩和ケアチームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月16時間以下であること。

- (4) (1)のアに掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であっても差し支えない。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する医師に限る（末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であっても差し支えない。）。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が小児緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。なお、アに掲げる医師が小児科の診療に従事した経験を3年以上有し、オの要件を満たしている場合においては、悪性腫瘍、後天性免疫不全症候群又は末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有すること。

- (5) (1)のイに掲げる医師は、3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者であること。なお、イに掲げる常勤医師については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する医師に限る。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が小児緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (6) (1)のア、イに掲げる医師のうち、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を修了している者であること。また、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アからウまでのいずれかの研修を修了している者であること。なお、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。

ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

ウ 日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース

- (7) (1)のウに掲げる看護師は、5年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了している者であること。なお、ここでいう緩和ケア病棟等における研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

- (イ) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要
- (ロ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療
- (ハ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程
- (ニ) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法
- (ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法
- (ヘ) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ
- (ト) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント
- (チ) コンサルテーション方法
- (リ) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について

エ 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

- (8) (1)のエに掲げる薬剤師は、麻薬の投薬が行われている悪性腫瘍患者に対する薬学的管理及び指導などの緩和ケアの経験を有する者であること。
- (9) (1)のア、イに掲げる医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。ただし、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師が複数名である場合は、小児緩和ケアチームに係る業務に関し専任である医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任であっても差し支えないものとする。
- (10) 症状緩和に係るカンファレンスが週 1 回程度開催されており、小児緩和ケアチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う医師、看護師、薬剤師などが参加していること。
- (11) 当該医療機関において小児緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられていること。
- (12) 院内の見やすい場所に小児緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。
- (13) 小児緩和ケア診療加算の注 2 に規定する点数を算定する場合には、小児緩和ケアチームに、緩和ケア病棟において緩和ケアを要する患者に対する患者の栄養食事管理に従事した経験又は緩和ケア診療を行う医療機関において栄養食事管理に係る 3 年以上の経験を有する専任の

管理栄養士が参加していること。なお、当該管理栄養士は、緩和ケア診療加算の注4に規定する個別栄養管理加算に係る管理栄養士と兼任できる。

- (14) がん診療の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知）に規定するがん診療連携拠点病院等（がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院（いずれも特例型を含む。））、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院（いずれも特例型を含む。）又は「小児がん拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発 0801 第 17 号厚生労働省健康局長通知）に規定する小児がん拠点病院）をいう。特定領域がん診療連携拠点病院については、当該特定領域の悪性腫瘍の患者についてのみ、がん診療連携拠点病院に準じたものとして取り扱う。

また、がん診療の拠点となる病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（緩和ケア病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。

2 届出に関する事項

小児緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式27の3を用いること。

第15 精神科応急入院施設管理加算

1 精神科応急入院施設管理加算に関する施設基準

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第18条第1項の規定による指定を受けた精神保健指定医（以下「精神保健指定医」という。）1名以上及び看護師、その他の者3名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、精神保健福祉法第33条の4第1項及び第34条第1項から第3項までの規定により移送される患者（以下「応急入院患者等」という。）に対して診療応需の態勢を整えていること。
- (2) 当該病院の病床について、1日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病床を含む当該病棟の入院患者の数が20又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、当該病床を含む当該病棟において、1日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病床を含む当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、前段の規定にかかわらず、看護職員1を含む2以上であることができる。また、看護職員の数が最小必要数の8割以上であり、かつ、看護職員の2割以上が看護師であること。ただし、地域における応急入院患者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上でやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 応急入院患者等のための病床として、あらかじめ定められた日に1床以上確保していること。
- (4) 応急入院患者等の医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる態勢にあること。

2 届出に関する事項

精神科応急入院施設管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20（精神保健指

定医については、備考欄に指定医番号を記載すること。）及び様式28を用いること。また、当該届出に係る病棟の平面図（当該管理に係る専用病床が明示されていること。）並びに精神保健福祉法第33条の7第1項に基づく都道府県知事による応急入院指定病院の指定通知書の写しを添付すること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第16 精神病棟入院時医学管理加算

1 精神病棟入院時医学管理加算の施設基準

- (1) 病院である保険医療機関の精神病棟を単位とすること。
- (2) 精神科救急医療施設の運営については、「精神科救急医療体制整備事業の実施について」に従い実施されたい。

2 届出に関する事項

精神病棟入院時医学管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式29を用いること。

第16の2 精神科地域移行実施加算

1 精神科地域移行実施加算の施設基準

- (1) 精神科を標榜する病院である保険医療機関において病棟を単位として行うものとする。
- (2) 「A103」精神病棟入院基本料（15対1入院基本料、18対1入院基本料及び20対1入院基本料に限る。）、「A104」特定機能病院入院基本料（15対1精神病棟入院基本料に限る。）、「A312」精神療養病棟入院料のいずれかを算定している病棟であること。
- (3) 当該病院に専門の部門（以下この項において「地域移行推進室」という。）が設置され、地域移行推進のための体制が院内に確保されていること。
- (4) 地域移行推進室に常勤の精神保健福祉士が1名以上配置されていること。なお、当該精神保健福祉士は、入院患者の地域移行支援に係る業務（当該患者又はその家族等に対して、退院後地域で生活するに当たっての留意点等について面接等を行うなどの業務）に専従していることが必要であり、業務を行う場所が地域移行推進室である必要はないこと。また、当該精神保健福祉士は、「A103」精神病棟入院基本料の「注7」等に規定する退院支援部署及び「A246-2」精神科入退院支援加算に規定する入退院支援部門と兼務することができ、地域移行推進室は、退院支援部署又は入退院支援部門と同一でも差し支えない。
- (5) 当該保険医療機関における入院期間が5年を超える入院患者数のうち、退院した患者（退院後3月以内に再入院した患者を除く。）の数が1年間で5%以上の実績（以下この項において「退院に係る実績」という。）があること。
- (6) 退院に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とし、当該要件及び他の要件を満たしている場合は、翌年の4月1日から翌々年の3月末日まで所定点数を算定できるものとする。従って、1月から12月までの1年間の実績において、要件を満たさない場合には、翌年の4月1日から翌々年の3月末日までは所定点数を算定できない。なお、退院に係る実績については、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。
ア 1月1日において入院期間が5年以上である患者のうち、1月から12月までの間に退院した患者（退院後3月以内に再入院した患者を除く。）数
イ 1月1日において入院期間が5年以上である患者数
- (7) (6)にかかわらず、当該施設基準の届出を初めて行う場合は、届出を行う月の前月から遡

って1年間における退院に係る実績が5%以上であれば足りるものとし、届出のあった月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から翌年の3月末日まで所定点数を算定することができるものとする。また、月の初日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該初日から翌年の3月末日まで所定点数を算定することができるものとする。なお、施設基準に適合しなくなったため所定点数を算定できなくなった後に、再度届出を行う場合は、(6)によるものであること。

(8) 死亡又は他の医療機関への転院による退院については、退院に係る実績に算入しない。

(9) (6)のアの期間内に入院期間が5年以上となり、かつ退院した患者については次年度の実績として算入する。

2 届出に関する事項

精神科地域移行実施加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式30を用いること。

第16の3 精神科身体合併症管理加算

1 精神科身体合併症管理加算の施設基準

(1) 精神科を標榜する病院であって、当該病棟に専任の内科又は外科の医師が1名以上配置されていること。

(2) 「A103」精神病棟入院基本料(10対1入院基本料、13対1入院基本料及び15対1入院基本料に限る。)、「A104」特定機能病院入院基本料(精神病棟である7対1入院基本料、10対1入院基本料、13対1入院基本料及び15対1入院基本料に限る。)、「A311」精神科救急急性期医療入院料、「A311-2」精神科急性期治療病棟入院料、「A311-3」精神科救急・合併症入院料及び「A314」認知症治療病棟入院料のいずれかを算定している病棟であること。

(3) 必要に応じて患者の受入れが可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携(他の保険医療機関を含む。)が確保されていること。

2 届出に関する事項

精神科身体合併症管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式31を用いること。

第17 精神科リエゾンチーム加算

1 精神科リエゾンチーム加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に、以下の3名以上から構成される精神医療に係る専門的知識を有した多職種からなるチーム(以下「精神科リエゾンチーム」という。)が設置されていること。

ア 5年以上の勤務経験を有する専任の精神科の医師(他の保険医療機関を主たる勤務先とする精神科の医師が対診等により精神科リエゾンチームに参画してもよい。)

イ 精神科等の経験を3年以上有する、所定の研修を修了した専任の常勤の看護師(精神科等の経験は入院患者の看護の経験1年以上を含むこと。)

ウ 精神科病院又は一般病院での精神医療に3年以上の経験を有する専任の常勤薬剤師、常勤作業療法士、常勤精神保健福祉士又は常勤公認心理師のうち、いずれか1人。ただし、当該精神科リエゾンチームが診察する患者数が週に15人以内である場合は、精神科病院又は一般病院での精神医療に3年以上の経験を有する専任の常勤薬剤師、常勤作業療法士、常勤精神保健福祉士又は常勤公認心理師のうち、いずれか1人で差し支えない。この場合

であっても、週 16 時間以上精神科リエゾンチームの診療に従事する必要があること。

- (2) (1)のイに掲げる看護師は、精神看護関連領域に係る適切な研修を修了した者であること。
なお、ここでいう研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する 600 時間以上の研修（修了証が交付されるものに限る。）又は保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる研修であること。

イ 精神看護関連領域に係る専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものである。

(イ) 精神看護関連領域に必要な理論及び保健医療福祉制度等の概要

(ロ) 精神症状の病因・病態、治療

(ハ) 精神看護関連領域における倫理的課題と対応方法

(ニ) 精神看護関連領域に関するアセスメントと援助技術

(ホ) 患者・家族の支援、関係調整

(ヘ) ケアの連携体制の構築（他職種・他機関との連携、社会資源の活用）

(ト) ストレスマネジメント

(チ) コンサルテーション方法

エ 実習により、事例に基づくアセスメントと精神看護関連領域に必要な看護実践を含むものであること。

- (3) 精神科リエゾンチームが設置されている保険医療機関の入院患者の精神状態や算定対象となる患者への診療方針などに係るカンファレンスが週 1 回程度開催されており、精神科リエゾンチームの構成員及び必要に応じて当該患者の診療を担当する医師、看護師などが参加していること。

- (4) 精神科リエゾンチームによる診療実施計画書や治療評価書には、精神症状等の重症度評価、治療目標、治療計画等の内容を含んでいること。

- (5) 精神科リエゾンチームによる当該診療を行った患者数や診療の回数等について記録していること。

2 届出に関する事項

精神科リエゾンチーム加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 32 を用いること。

第 17 の 1 の 2 精神科慢性身体合併症管理加算

1 精神科慢性身体合併症管理加算の施設基準

- (1) 精神科を標榜する病院の精神病棟であって、当該病棟に内科の医師が 1 名以上配置されていること。

- (2) 「A 1 0 3」精神病棟入院基本料（10 対 1 入院基本料、13 対 1 入院基本料及び 15 対 1 入院基本料に限る。）、「A 1 0 4」特定機能病院入院基本料（精神病棟である 7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料、13 対 1 入院基本料及び 15 対 1 入院基本料に限る。）、「A 3 1 1－2」精神科急性期治療病棟入院料、「A 3 1 2」精神療養病棟入院料、「A 3 1 4」認知症治療病棟入院料又は「A 3 1 8」地域移行機能強化病棟入院料のいずれかを算定している病棟であること。

- (3) 必要に応じて患者の受入れが可能な精神科以外の診療科を有する医療提供体制との連携（他の保険医療機関を含む。）が確保されていること。
- (4) 当該保険医療機関において、一般血液検査が常時行える体制を有していること。
- (5) 糖尿病患者について眼科・歯科等への紹介を行う体制を有していること。

2 届出に関する事項

精神科慢性身体合併症管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式32の2を用いること。

第17の2 強度行動障害入院医療管理加算

1 強度行動障害入院医療管理加算の施設基準

次の各号のいずれかに該当する病棟であること。

- (1) 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させるものに限る。）又は同法第6条の2の2第3項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに係る障害者施設等入院基本料を算定する病棟であること。
- (2) 児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟であること。

2 強度行動障害入院医療管理加算の対象患者

「基本診療料の施設基準等」における強度行動障害スコア、医療度判定スコアについては、別添6の別紙14の2を参照のこと。

3 届出に関する事項

強度行動障害入院医療管理加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第17の3 依存症入院医療管理加算

1 依存症入院医療管理加算の施設基準

- (1) 精神科を標榜する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医が2名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている精神保健指定医である非常勤医師を2名以上組み合わせることにより、当該常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる。
- (3) アルコール依存症の患者に対して治療を行う場合においては、当該保険医療機関にアルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師1名以上及び看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師がそれぞれ1名以上配置されていること。ただし、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師については少なくともいずれか1名が研修を修了していること。なお、研修については、以下の要件を満たすものであること。
 - ア 医師の研修については、アルコール依存症に関する専門的な知識及び技術を有する医師の養成を目的とした20時間以上を要する研修で、次の内容を含むものであること。
 - (イ) アルコール精神医学
 - (ロ) アルコールの公衆衛生学
 - (ハ) アルコール依存症と家族

- (ニ) 再飲酒防止プログラム
 - (ホ) アルコール関連問題の予防
 - (ヘ) アルコール内科学及び生化学
 - (ト) 病棟実習
- イ 看護師の研修については、アルコール依存症に関する専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした 25 時間以上を要する研修で、次の内容を含むものであること。
- (イ) アルコール依存症の概念と治療
 - (ロ) アルコール依存症者の心理
 - (ハ) アルコール依存症の看護・事例検討
 - (ニ) アルコール依存症と家族
 - (ホ) アルコールの内科学
 - (ヘ) 病棟実習
- ウ 精神保健福祉士・公認心理師等の研修については、アルコール依存症に関する専門的な知識及び技術を有する精神保健福祉士・公認心理師等の養成を目的とした 25 時間以上を要する研修で、次の内容を含むものであること。
- (イ) アルコール依存症の概念と治療
 - (ロ) アルコール依存症のインテーク面接
 - (ハ) アルコール依存症と家族
 - (ニ) アルコールの内科学
 - (ホ) アルコール依存症のケースワーク・事例検討
 - (ヘ) 病棟実習
- (4) 薬物依存症の患者に対して治療を行う場合においては、当該保険医療機関に薬物依存症に係る適切な研修を修了した医師 1 名以上及び看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師がそれぞれ 1 名以上配置されていること。ただし、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師については少なくともいずれか 1 名が研修を修了していること。なお、研修については、以下の要件を満たすものであること。
- ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（14 時間以上の研修時間であるもの）
- イ 研修内容に以下の内容を含むものであること
- (イ) 依存症の疫学、依存性薬物の薬理学的特徴と乱用の動向
 - (ロ) 依存症患者の精神医学的特性
 - (ハ) 薬物の使用に対する司法上の対応
 - (ニ) 依存症に関連する社会資源
 - (ホ) 依存症に対する集団療法の概要と適応
 - (ヘ) 集団療法患者に対する入院対応上の留意点
 - (ト) デモセッションの見学や、実際のプログラム実施法に関するグループワーク
- (5) 必要に応じて、当該保険医療機関の精神科以外の医師が治療を行う体制が確保されていること。

2 届出に関する事項

依存症入院医療管理加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 32 の 3 を用いること。

第 17 の 4 摂食障害入院医療管理加算

1 摂食障害入院医療管理加算の施設基準

- (1) 摂食障害の年間新規入院患者数（入院期間が通算される再入院の場合を除く。）が 1 人以上であること。
- (2) 摂食障害の専門的治療の経験を有する常勤の医師、管理栄養士及び公認心理師がそれぞれ 1 名以上当該保険医療機関に配置されていること。なお、摂食障害の専門的治療の経験を有する常勤の医師の配置について、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤医師（摂食障害の専門的治療の経験を有する医師に限る。）を 2 名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
- (3) 精神療法を行うために必要な面接室を有していること。
- (4) 必要に応じて、摂食障害全国支援センター、摂食障害支援拠点病院又は精神保健福祉センターと連携すること。

2 届出に関する事項

摂食障害入院医療管理加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 32 の 4 を用いること。

第 18 がん拠点病院加算

1 がん拠点病院加算の 1 のイに関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がん診療連携拠点病院等又は特定領域がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。なお、がん診療連携拠点病院については、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

2 がん拠点病院加算の 1 のロに関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院の指定を受けていること。

3 「基本診療料の施設基準等」第八の二十七の（２）に規定する施設基準

イ がん拠点病院加算の 1 のイの場合

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び特例領域がん診療連携拠点病院のいずれかの特例型の指定を受けていること。なお、がん診療連携拠点病院については、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

ロ がん拠点病院加算の 1 のロの場合

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院（特例型）の指定を受けていること。

4 がん拠点病院加算の 2 に関する施設基準

「小児がん拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 17 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、小児がん拠点病院の指定を受けていること。なお、がん診療連携拠点病院については、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

5 がんゲノム拠点病院加算に関する施設基準

「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発 0801 第18号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院の指定を受けていること。

6 届出に関する事項

がん拠点病院加算又はがんゲノム医療拠点病院の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第18の2 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算

1 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算1に関する施設基準

- (1) 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）又は10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）を算定する病棟を単位として行うこと。
- (2) 当該病棟に、専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が2名以上配置されていること。なお、うち1名は専任の従事者でも差し支えない。複数の病棟において当該加算の届出を行う場合には、病棟ごとにそれぞれ専従の理学療法士等が配置されていること。また、当該理学療法士等（専従のものに限る。）は、「H000」心大血管疾患リハビリテーション料、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料、「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料、「H002」運動器リハビリテーション料、「H003」呼吸器リハビリテーション料、「H004」摂食機能療法、「H005」視能訓練、「H006」難病患者リハビリテーション料、「H007」障害児（者）リハビリテーション料、「H007-2」がん患者リハビリテーション料、「H007-3」認知症患者リハビリテーション料及び「H008」集団コミュニケーション療法料（以下「疾患別リハビリテーション等」という。）を担当する専従者との兼務はできないものであること。

ただし、当該病棟内に「A308」に規定する回復期リハビリテーション入院医療管理料又は「A308-3」に規定する地域包括ケア入院医療管理料1、2、3又は4を算定する病室がある場合には、当該病室における理学療法士等の業務について兼務しても差し支えない。

- (3) 当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。なお、当該専任の管理栄養士として配置される病棟は、1名につき1病棟に限る。
- (4) 当該保険医療機関において、以下のいずれも満たす常勤医師が1名以上勤務していること。
 - ア リハビリテーション医療に関する3年以上の経験を有していること。
 - イ 適切なりハビリテーション、栄養管理、口腔管理に係る研修を修了していること。
- (5) (4)の要件のうちイにおけるリハビリテーション、栄養管理、口腔管理に係る研修とは、医療関係団体等が開催する急性期のリハビリテーション医療等に関する理論、評価法等に関する総合的な内容を含む研修であり、2日以上かつ12時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものである。なお、当該研修には、次の内容を含むものである。
 - ア リハビリテーション概論について（急性期リハビリテーションの目的、障害の考え方、チームアプローチを含む。）

イ リハビリテーション評価法について（評価の意義、急性期リハビリテーションに必要な評価を含む。）

ウ リハビリテーション治療法について（運動療法、作業療法、言語聴覚療法、義肢装具療法及び薬物療法を含む。）

エ リハビリテーション処方について（リハビリテーション処方の実際、患者のリスク評価、リハビリテーションカンファレンスを含む。）

オ 高齢者リハビリテーションについて（廃用症候群とその予防を含む。）

カ 脳・神経系疾患（急性期）に対するリハビリテーションについて

キ 心臓疾患（CCU でのリハビリテーションを含む。）に対するリハビリテーションについて

ク 呼吸器疾患に対するリハビリテーションについて

ケ 運動器系疾患のリハビリテーションについて

コ 周術期におけるリハビリテーションについて（ICU でのリハビリテーションを含む。）

サ 急性期における栄養状態の評価（GLIM 基準を含む。）、栄養療法について

シ 急性期における口腔状態の評価、口腔ケア、医科歯科連携について

（6）プロセス・アウトカム評価として、以下のア～エの基準を全て満たすこと。

ア 直近1年間に、当該病棟への入棟後3日（入棟日の翌々日）までに疾患別リハビリテーション料が算定された患者数から、当該病棟を退院又は転棟した患者のうち疾患別リハビリテーション料が算定された患者数を除した割合が8割以上であること。

イ 直近1年間に、当該病棟の入棟患者に対する土曜日、日曜日、祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数から、当該病棟の入棟患者に対する平日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数を除した割合が8割以上であること。

ウ 直近1年間に、当該病棟を退院又は転棟した患者（死亡退院及び終末期のがん患者等を除く。）のうち、退院又は転棟時におけるADL（基本的日常生活活動度（Barthel Index）（以下「BI」という。）の合計点数をいう。）が入院時と比較して低下した患者の割合が3%未満であること。

エ 当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡（DESIGN-R2020 分類 d2以上とする。）を保有している入院患者の割合が2.5%未満であること。なお、その割合は、次の（イ）に掲げる数を（ロ）に掲げる数で除して算出する。ただし、届出時の直近月の初日（以下この項において「調査日」という。）における当該病棟の入院患者数が80人以下の場合は、本文の規定にかかわらず、当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡を保有している入院患者が2人以下であること。

（イ） 調査日に褥瘡を保有する患者数のうち、入院時既に褥瘡保有が記録された患者を除いた患者数

（ロ） 調査日の入院患者数（調査日の入院又は予定入院患者は含めず、退院又は退院予定患者は含める。）

（7）脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）及び運動器リハビリテーション料（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）に係る届け出を行っていること。

（8）入退院支援加算1の届出を行っていること。

- (9) 適切な口腔ケアを提供するとともに、口腔状態に係る課題（口腔衛生状態の不良や咬合不良等）を認めた場合は、必要に応じて当該保険医療機関の歯科医師等と連携する又は歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促す体制が整備されていること。
- (10) 当該保険医療機関において、B I の測定に関わる職員を対象としたB I の測定に関する研修会を年1回以上開催すること。なお、当該職員研修会においては、併せて機能的自立度評価法（Functional Independence Measure）（以下「F I M」という。）の測定に関する内容も含むことが望ましい。

2 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算2に関する施設基準

- (1) 1の(1)、(3)から(5)まで及び(7)から(10)までの基準を満たしていること。
- (2) 当該病棟に、専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が2名以上配置されていること。なお、うち1名は専任の従事者でも差し支えない。複数の病棟において当該加算の届出を行う場合には、病棟ごとにそれぞれ専従の理学療法士等が配置されていること。また、当該理学療法士等（専従のものに限る。）は、「H000」心大血管疾患リハビリテーション料、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料、「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料、「H002」運動器リハビリテーション料、「H003」呼吸器リハビリテーション料、「H004」摂食機能療法、「H005」視能訓練、「H006」難病患者リハビリテーション料、「H007」障害児（者）リハビリテーション料、「H007-2」がん患者リハビリテーション料、「H007-3」認知症患者リハビリテーション料及び「H008」集団コミュニケーション療法料（以下「疾患別リハビリテーション等」という。）を担当する専従者との兼務はできないものであること。

ただし、当該病棟内に「A308」回復期リハビリテーション入院医療管理料又は「A308-3」地域包括ケア入院医療管理料1から4までのいずれかを算定する病室がある場合には、当該病室における理学療法士等の業務について兼務しても差し支えない。また、リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算2における専従の理学療法士等においては、「A251」排尿自立支援加算、「A230-4」精神科リエゾンチーム加算及び「H004」摂食嚥下機能回復体制加算における理学療法士等の業務についても兼務して差し支えない。

- (3) プロセス・アウトカム評価として、以下のアからウまでの基準を全て満たすこと。

ア 1の(6)のア及びエを満たすこと。

イ 直近1年間に、当該病棟の入棟患者に対する土曜日、日曜日、祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数から、当該病棟の入棟患者に対する平日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数を除いた割合が7割以上であること。

ウ 直近1年間に、当該病棟を退院又は転棟した患者（死亡退院及び終末期のがん患者等を除く。）のうち、退院又は転棟時におけるADL（B I の合計点数をいう。）が入院時と比較して低下した患者の割合が5%未満であること。

3 届出に関する事項

リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算1及び2の施設基準に係る届出は、別添7の様式5の5を用いること。1の(6)のアからウまで及び2の(3)のアからウまで（1の(6)のエに係るものを除く。）の実績については、新規に届出をする場合は、直近3月間の実績が施

設基準を満たす場合、届出することができる。また、施設基準を満たさなくなったため所定点数を加算できなくなった後、再度届出を行う場合については、新規に届出をする場合には該当しない。

第 19 栄養サポートチーム加算

1 栄養サポートチーム加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される栄養管理に係るチーム（以下「栄養サポートチーム」という。）が設置されていること。また、以下のうちのいずれか 1 人は専従であること。ただし、当該栄養サポートチームが診察する患者数が 1 日に 15 人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

- ア 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤医師
- イ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤看護師
- ウ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤薬剤師
- エ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤管理栄養士

なお、アからエまでのほか、歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士が配置されていることが望ましい。

注 2 に規定する点数を算定する場合は、以下から構成される栄養サポートチームにより、栄養管理に係る専門的な診療が行われていること。

- オ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤医師
- カ 栄養管理に係る所定の研修を修了した看護師
- キ 栄養管理に係る所定の研修を修了した薬剤師
- ク 栄養管理に係る所定の研修を修了した管理栄養士

- (2) (1) のア及びオにおける栄養管理に係る所定の研修とは、医療関係団体等が実施する栄養管理のための専門的な知識・技術を有する医師の養成を目的とした 10 時間以上を要する研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

- ア 栄養不良がもたらす影響
- イ 栄養評価法と栄養スクリーニング
- ウ 栄養補給ルートを選択と栄養管理プランニング
- エ 中心静脈栄養法の実施と合併症及びその対策
- オ 末梢静脈栄養法の実施と合併症及びその対策
- カ 経腸栄養法の実施と合併症及びその対策
- キ 栄養サポートチームの運営方法と活動の実際

また、(1) のア又はオに掲げる常勤医師については、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（栄養管理に係る所定の研修を修了した医師に限る。）を 2 名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該 2 名の非常勤医師が栄養サポートチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (3) (1) のイからエまで及びカからクまでにおける栄養管理に係る所定の研修とは、次の事項に該当する研修であること。

ア 医療関係団体等が認定する教育施設において実施され、40 時間以上を要し、当該団体より修了証が交付される研修であること。

イ 栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等の養成を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

(イ) 栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）

(ロ) 栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導

(ハ) 経静脈栄養剤の側管投与法・薬剤配合変化の指摘

(ニ) 経静脈輸液適正調剤法の取得

(ホ) 経静脈栄養のプランニングとモニタリング

(ヘ) 経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導

(ト) 経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング

(チ) 簡易懸濁法の実施と有用性の理解

(リ) 栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応

(ヌ) 栄養療法に関する問題点・リスクの抽出

(ル) 栄養管理についての患者・家族への説明・指導

(ヲ) 在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導

(4) 当該保険医療機関において、栄養サポートチームが組織上明確に位置づけられていること。

(5) 算定対象となる病棟の見やすい場所に栄養サポートチームによる診療が行われている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

2 届出に関する事項

栄養サポートチーム加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 34 を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第 19 の 2 口腔管理連携加算

1 口腔管理連携加算に関する施設基準

(1) 当該保険医療機関が以下の要件のいずれにも該当し、歯科診療を行う別の保険医療機関と連携体制を構築していること。

ア 歯科診療を提供していない保険医療機関であること

イ 口腔状態に係る課題があり、入院中に歯科受診を要すると医師等が判断した患者が生じた場合に、連携する歯科医療機関（以下、この項において「連携歯科医療機関」という。）へ歯科訪問診療を依頼するための方法について取り決めを行い、連絡先や連絡方法について文書により提供を受けていること

(2) 当該保険医療機関とは別の歯科医療機関と連携体制を構築しており、必要時は入院中に歯科訪問診療が行われる場合があること、及び連携歯科医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(3) (2)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

(4) 次の項目に関する前年度の実績をいずれも有すること。

ア 入院中の患者に対し、連携歯科医療機関から歯科訪問診療を受けた実績が 3 件以上

イ 退院時に「B 0 0 9」の注 14 に規定する歯科医療機関連携加算 1 を算定した実績が 3 件以

上

- (5) 当該医療機関の入院患者に対し、適切な口腔管理を提供するとともに、入院中に治療が必要な口腔状態に係る課題（口腔衛生状態の不良や咬合不良等）を認めた場合は、必要に応じて連携歯科医療機関へ歯科訪問診療を依頼する体制が整備されていること。
- (6) 口腔状態に係る課題がある患者に対しては、入院中に歯科受診を要すると判断しなかった場合においても、退院後に歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促すことが望ましい。
- (7) 全ての入院患者について、入院後速やかに口腔状態に係る課題を評価する体制が整備されていることが望ましい。

2 届出に関する事項

口腔管理連携加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式34の2を用いること。なお、1の(4)に規定する実績については、令和9年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。

第20 医療安全対策加算

1 医療安全対策加算1に関する施設基準

(1) 医療安全管理体制に関する基準

ア 当該保険医療機関内に、医療安全管理者であって、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が配置されていること。なお、(2)に掲げる医療安全管理者の行う業務に従事する時間が当該保険医療機関の定める所定労働時間に満たない場合には、月16時間までに限り、当該業務の実施時間以外に他の業務に従事することは差し支えない。また、ここでいう適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。また、既に受講している研修がこれらの事項を満たしていない場合には、不足する事項を補足する研修を追加受講することで差し支えない。

(イ) 国又は医療関係団体等が主催するものであること。

(ロ) 医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上のものであること。

(ハ) 講義及び具体例に基づく演習等により、医療安全の基本的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、医療事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。

イ 医療に係る安全管理を行う部門（以下「医療安全管理部門」という。）を設置していること。

ウ 医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の具体的な業務内容が整備されていること。

エ 医療安全管理部門に診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等の全ての部門の専任の職員が配置されていること。

オ 医療安全管理者が、安全管理のための委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）と連携し、より実効性のある医療安全対策を実施できる体制が整備されていること。

カ 当該保険医療機関の見やすい場所に医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供が行われていること。

キ 当該保険医療機関の管理者が、医療事故調査制度に係る適切な研修を修了していることが望ましい。なお、ここでいう適切な研修とは、医療事故調査・支援センター、医療事故調査等支援団体等連絡協議会又は医療事故調査等支援団体が実施しているものに限る。

(2) 医療安全管理者の行う業務に関する事項

- ア 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行うこと。
- イ 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること。
- ウ 各部門における医療安全推進担当者への支援を行うこと。
- エ 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。
- オ 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。
- カ 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援すること。
- キ 医療安全対策上の必要に応じて他の部門で開催される会議への参加その他医療安全対策の推進に関する業務を行うこと。

(3) 医療安全管理部門が行う業務に関する基準

- ア 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録していること。
- イ 医療安全管理委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録していること。
- ウ 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、医療安全管理委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加していること。なお、当該カンファレンスを対面によらない方法で開催しても差し支えない。
- エ 「病院等において把握すべき重大事象の類型化について」（令和8年2月13日医政地発第3号）で別表2として示す、患者への影響度が大きいが回避可能性は必ずしも高くない事象について医療安全管理部門に情報を集積して発生の傾向を把握し、必要に応じて検証の実施、検証結果の記録、医療安全管理委員会への検証結果の報告及び必要な対策を実施する体制を整備すること。

2 医療安全対策加算2に関する施設基準

(1) 医療安全管理体制に関する基準

- ア 以下のいずれかの体制を有していること。なお、ここでいう適切な研修とは、1の(1)のアに掲げる研修である。
 - (イ) 当該保険医療機関内に、医療安全管理者であって、医療安全対策に係る適切な研修を修了した、専任の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が配置されていること。
 - (ロ) 当該保険医療機関内に、医療安全管理者であって、医療安全対策に係る適切な研修を修了し、医療安全管理部門での1年以上の業務経験を有する専任の職員が配置されていること。この場合、医療安全管理者とは別に、看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理部門に配置されていること。
- イ 1の(1)のイからキまでの基準を満たすこと。

(2) 1の(2)及び(3)のアからウまでの基準を満たすこと。

3 医療安全対策地域連携加算 1 の施設基準

- (1) 医療安全対策加算 1 に係る届出を行っていること。
- (2) 当該保険医療機関内に、医療安全対策に 3 年以上の経験を有する専任の医師又は医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の医師が医療安全管理部門に配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、1 の(1)のアに掲げる研修である。

この場合、1 の(1)のアの規定に関わらず、当該専任医師が医療安全管理者として配置され、1 の(1)のアに規定された専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理部門に配置されていることとしても差し支えない。

- (3) 他の医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関及び医療安全対策加算 2 に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、それぞれ少なくとも年 1 回程度、医療安全対策地域連携加算 1 に関して連携しているいずれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年 1 回程度、当該加算に関して連携している医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関より評価を受けていること。なお、特定機能病院においては、医療法施行規則第 9 条の 20 の 2 第 1 項第 10 号に規定する特定機能病院間相互のピアレビューで行う技術的助言を当該連携に含めないこと。また、感染対策向上加算 1 を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算 1 に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

- (4) (3)に係る評価については、次の内容に対する評価を含むものである。

ア 医療安全管理者、医療安全管理部門及び医療安全管理委員会の活動状況

- (イ) 医療安全対策の実施状況の把握・分析、医療安全確保のための業務改善等の具体的な対策の推進
- (ロ) 当該対策や医療安全に資する情報の職員への周知（医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の実施を含む）
- (ハ) 当該対策の遵守状況の把握

イ 当該保険医療機関内の各部門における医療安全対策の実施状況

具体的な評価方法及び評価項目については、当該保険医療機関の課題や実情に合わせて連携する保険医療機関と協議し定めること。その際、「医療安全相互チェックシート」（独立行政法人国立病院機構作成）及び「医療安全地域連携シート」（平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「医療安全における医療機関の連携による評価に関する研究」）を参考にされたい。

- (5) (3)において連携を行っている他の医療安全対策加算 1 及び 2 に係る届出を行っている保険医療機関に対し、必要時に医療安全対策に関する助言を行う体制を有すること。

4 医療安全対策地域連携加算 2 の施設基準

- (1) 医療安全対策加算 2 に係る届出を行っていること。
- (2) 医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年 1 回程度、医療安全対策地域連携加算 2 に関して連携しているいずれかの保険医療機関より医療安全対策に関する評価を受けていること。なお、感染対策向上加算 1 を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算 2 に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

- (3) (2)に係る評価については、3の(4)に掲げる内容に対する評価を含むものである。
- (4) (2)において連携を行っている他の医療安全対策地域連携加算1に係る届出を行っている保険医療機関に対し、必要に応じて医療安全対策に関する相談を行う体制を有すること。

5 届出に関する事項

- (1) 医療安全対策加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式35を用いること。
- (2) 医療安全対策地域連携加算1及び医療安全対策地域連携加算2の施設基準に係る届出は、別添7の様式35の4を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第21 感染対策向上加算

1 感染対策向上加算1の施設基準

- (1) 感染防止対策部門を設置していること。この場合において、第20の1の(1)のイに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。
- (2) 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師

ウ 3年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師

エ 3年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師

アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合及び介護保険施設等又は指定障害者支援施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月16時間以下であること。また、感染制御チームの業務への従事時間が当該保険医療機関の定める所定労働時間に満たない場合には、月16時間から介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて助言に係る業務を行った時間を差し引いた時間を超えない範囲で、当該業務の実施時間以外に病院内の他の業務に従事することは差し支えない。

当該保険医療機関内に上記のアからエまでに定める者のうち1名が院内感染管理者として配置されていること。なお、当該職員は「A234」に掲げる医療安全対策加算に規定する医療安全管理者とは兼任できないが、第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

また、アに掲げる常勤医師については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（感染症対策に3年以上の経験を有する医師に限る。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が感染制御チ

ームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(3) (2)のイにおける感染管理に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ 感染管理のための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

(イ) 感染予防・管理システム

(ロ) 医療関連感染サーベイランス

(ハ) 感染防止技術

(ニ) 職業感染管理

(ホ) 感染管理指導

(ヘ) 感染管理相談

(ト) 洗浄・消毒・滅菌とファシリティマネジメント等について

(4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が整備されていること。

(5) (2)のチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

(6) (2)のチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。

(7) (2)のチームにより、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った保険医療機関と合同で、少なくとも年4回程度、定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを行い、その内容を記録していること。また、このうち少なくとも1回は、新興感染症の発生等を想定した訓練を実施すること。

(8) (7)に規定するカンファレンス等は、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。

(9) (2)のチームにより、感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、必要時に院内感染対策に関する助言を行う体制を有すること。

(10) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等）については、届出制又は許可制の体制をとること。

(11) (2)のチームにより、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。

(12) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。

(13) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望まし

い。

- (14) 院内感染対策サーベイランス（J A N I S）、感染対策連携共通プラットフォーム（J－S I P H E）等、地域や全国のサーベイランスに参加していること。
- (15) 感染症法第 38 条の第 2 項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であること。
- (16) 新興感染症の発生時等に、感染症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。
- (17) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
- (18) 他の保険医療機関（感染対策向上加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）と連携し、少なくとも年 1 回程度、当該加算に関して連携するいずれかの保険医療機関に相互に赴いて別添 6 の別紙 24 又はこれに準じた様式に基づく感染防止対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年 1 回程度、他の保険医療機関（感染対策向上加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）から当該評価を受けていること。なお、医療安全対策地域連携加算 1 又は 2 を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と本要件に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。
- (19) 以下の構成員からなる抗菌薬適正使用支援チームを組織し、抗菌薬の適正使用の支援に係る業務を行うこと。

ア 感染症の診療について 3 年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ 5 年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師

ウ 3 年以上の病院勤務経験を持つ感染症診療にかかわる専任の薬剤師

エ 3 年以上の病院勤務経験を持つ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師

アからエのうちいずれか 1 人は専従であること。なお、抗菌薬適正使用支援チームの専従の職員については、感染制御チームの専従者と異なることが望ましい。また、抗菌薬適正使用支援チームの専従の職員については、感染制御チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算 2、感染対策向上加算 3 又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合には、抗菌薬適正使用支援チームの業務について専従とみなすことができる。なお、抗菌薬適正使用支援チームの業務への従事時間が当該保険医療機関の定める所定労働時間に満たない場合には、月 16 時間までに限り、当該業務の実施時間以外に他の業務に従事することは差し支えない。

また、アに掲げる常勤医師については、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（感染症の診療について 3 年以上の経験を有する医師に限る。）を 2 名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該 2 名の非常勤医師が感染制御チームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (20) (19) のイにおける感染管理に係る適切な研修とは、(3) に掲げる研修をいう。

- (21) 抗菌薬適正使用支援チームは以下の業務を行うこと。

ア 抗MRSA薬及び抗緑膿菌作用のある抗菌薬を含めた広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使

用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングを実施する患者を施設の状況に応じて設定する。

イ 感染症治療の早期モニタリングにおいて、アで設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行い、その旨を記録する。

ウ 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備する。

エ 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。

オ 当該保険医療機関の外来における過去1年間の急性気道感染症及び急性下痢症の患者数並びに当該患者に対する経口抗菌薬の処方状況を把握する。

カ 抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修を少なくとも年2回実施する。なお、当該院内研修については、感染対策向上加算に係る院内感染対策に関する研修と併せて実施しても差し支えない。また、院内の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成する。当該院内研修及びマニュアルには、厚生労働省健康局結核感染症課「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、外来における抗菌薬適正使用に係る内容を含めること。

キ 当該保険医療機関内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について医療機関内での使用中止を提案する。

ク (10)に規定する院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制に係る業務については、施設の実態に応じて、感染制御チームではなく、抗菌薬適正使用支援チームが実施しても差し支えない。

(22) 抗菌薬適正使用支援チームが、他の保険医療機関（感染対策向上加算1に係る届出を行っていない保険医療機関に限る。）から、抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける体制を整備していること。また、抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける体制があることについて、(7)に規定する定期的なカンファレンスの場を通じて、他の保険医療機関に周知すること。

(23) 介護保険施設等又は指定障害者支援施設等から求めがあった場合には、当該施設等に赴いての实地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、(6)の院内感染対策に関する研修を介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と合同で実施することが望ましい。

2 感染対策向上加算2の施設基準

(1) 当該保険医療機関の一般病床の数が300床未満を標準とする。

(2) 感染防止対策部門を設置していること。ただし、第20の1の(1)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。

(3) (2)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ 5年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師

ウ 3年以上の病院勤務経験を持つ又は適切な研修を修了した感染防止対策にかかわる専任

の薬剤師

エ 3年以上の病院勤務経験を持つ又は適切な研修を修了した専任の臨床検査技師

当該保険医療機関内に上記のアからエまでに定める者のうち1名が院内感染管理者として配置されていること。なお、当該職員は第20の1の(1)アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

(4) (3)のウ及びエにおける適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（修了証が交付されるもの）。

イ 医療機関における感染防止対策の推進を目的とした研修であること。

ウ 講義により、次の内容を含むものであること。

(イ) 標準予防策と経路別予防策

(ロ) 院内感染サーベイランス

(ハ) 洗浄・消毒・滅菌

(ニ) 院内アウトブレイク対策

(ホ) 行政（保健所）との連携

(ヘ) 抗菌薬適正使用

(5) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が整備されていること。

(6) (3)のチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

(7) (3)のチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。

(8) (3)のチームは、少なくとも年4回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。なお、感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年4回以上参加していること。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加していること。

(9) (8)に規定するカンファレンス等は、ビデオ通話を用いて実施しても差し支えない。

(10) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等）については、届出制又は許可制の体制をとること。

(11) (3)のチームにより、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。

(12) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。

(13) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望まし

い。

- (14) 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であること。
- (15) 新興感染症の発生時等に、感染症患者又は疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。
- (16) 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関等とあらかじめ協議されていること。
- (17) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
- (18) 介護保険施設等又は指定障害者支援施設等から求めがあった場合には、当該施設等に赴いての实地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、(7)の院内感染対策に関する研修を介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と合同で実施することが望ましい。

3 感染対策向上加算3の施設基準

- (1) 当該保険医療機関の一般病床の数が300床未満を標準とする。
- (2) 感染防止対策部門を設置していること。ただし、第20の1の(1)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。
- (3) (2)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア 専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあつては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ 専任の看護師

当該保険医療機関内に上記のア及びイに定める者のうち1名が院内感染管理者として配置されていること。アの常勤医師及びイの看護師については、適切な研修を修了していることが望ましい。なお、当該職員は第20の1の(1)アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

- (4) (3)のチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。
- (5) (3)のチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
- (6) (3)のチームは、少なくとも年4回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。なお、感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の保険医療機関と連携する場合は、当該複数の保険医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年4回以上参加していること。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加していること。

- (7) 院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った他の保険医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。また、細菌学的検査を外部委託している場合は、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えておくなど、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応を行っていること。
 - (8) (3)のチームにより、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。
 - (9) 2の(4)、(5)、(9)、(12)、(13)及び(16)から(18)までを満たしていること。
 - (10) 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関又は同項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関(第36条の2第1項の規定による通知(同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)若しくは第36条の3第1項に規定する医療措置協定(同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。))に基づく措置を講ずる医療機関に限る。)であること。
 - (11) 新興感染症の発生時等に、感染症患者若しくは疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制又は発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有すること。
- 4 指導強化加算の施設基準
- (1) 感染対策向上加算 1 の届出を行っている保険医療機関であること。
 - (2) 感染制御チームの専従医師又は看護師が、過去 1 年間に 4 回以上、感染対策向上加算 2、感染対策向上加算 3 又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った保険医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行っていること。
- 5 微生物学的検査体制加算の施設基準
- (1) 感染対策向上加算 1 の届出を行っている保険医療機関であること。
 - (2) 当該保険医療機関内に微生物学的検査室を有しており、1の(10)、(14)及び(21)に係る業務等に活用していること。
- 6 連携強化加算の施設基準
- (1) 感染対策向上加算 2 又は感染対策向上加算 3 に係る届出を行っている保険医療機関であること。
 - (2) 当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去 1 年間に 4 回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること。
- 7 サーベイランス強化加算の施設基準
- (1) 感染対策向上加算 2 又は感染対策向上加算 3 に係る届出を行っていること。
 - (2) 院内感染対策サーベイランス(JANIS)、感染対策連携共通プラットフォーム(J-SIPHE)等、地域や全国のサーベイランスに参加していること。
- 8 抗菌薬適正使用体制加算の施設基準
- (1) 抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加していること。
 - (2) 直近 6 か月における入院中の患者以外の患者に使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が 60%以上又は(1)のサーベイランスに参加する病院又は有床診療所全体の上位 30%以内であること。

9 届出に関する事項

- (1) 感染対策向上加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 35 の 2 を用いること。
- (2) 指導強化加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 35 の 3 を用いること。
- (3) 微生物学的検査体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。
- (4) 連携強化加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。
- (5) サーベイランス強化加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。
- (6) 抗菌薬適正使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。
- (7) (1)に係る当該加算の届出についてはいずれも実績を要しない。

第 21 の 2 患者サポート体制充実加算

1 患者サポート体制充実加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に患者又はその家族（以下「患者等」という。）からの疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応する窓口を設置していること。
- (2) (1)における当該窓口は専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他医療有資格者等が当該保険医療機関の標榜時間内において常時 1 名以上配置されており、患者等からの相談に対して相談内容に応じた適切な職種が対応できる体制をとっている必要がある。なお、当該窓口は「A 2 3 4」に掲げる医療安全対策加算に規定する窓口と兼用であっても差し支えない。
- (3) (1)における相談窓口に配置されている職員は医療関係団体等が実施する医療対話推進者の養成を目的とした研修を修了していることが望ましい。
- (4) 当該保険医療機関内に患者等に対する支援体制が整備されていること。なお、患者等に対する支援体制とは以下のことをいう。
 - ア 患者支援体制確保のため、(1)における相談窓口と各部門とが十分に連携していること。
 - イ 各部門において、患者支援体制に係る担当者を配置していること。
 - ウ 患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週 1 回程度開催されており、必要に応じて各部門の患者支援体制に係る担当者等が参加していること。
 - エ 各部門において、患者等から相談を受けた場合の対応体制及び報告体制をマニュアルとして整備し、職員に遵守させていること。
 - オ (1)における相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の患者支援に関する実績を記録していること。また、「A 2 3 4」に掲げる医療安全対策加算を算定している場合は、医療安全管理対策委員会と十分に連携し、その状況を記録していること。
 - カ 定期的に患者支援体制に関する取組の見直しを行っていること。
- (5) 当該保険医療機関内の見やすい場所に、(1)における相談窓口が設置されていること及び患者等に対する支援のため実施している取組を掲示していること。また、当該保険医療機関の入院患者について、入院時に文書等を用いて(1)における相談窓口について説明を行っていること。
- (6) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者の評価を受けていることが望ましい。

2 届出に関する事項

患者サポート体制充実加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 36 を用いること。

第 21 の 3 重症患者初期支援充実加算

1 重症患者初期支援充実加算の施設基準

- (1) 「A 2 3 4－3」に掲げる患者サポート体制充実加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関内に、特に重篤な患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う体制として、以下の体制が整備されていること。
 - ア 当該保険医療機関内に、当該患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う専任の担当者（以下「入院時重症患者対応メディエーター」という。）を配置していること。なお、当該支援に当たっては、当該患者の診療を担う医師及び看護師等の他職種とともに支援を行うこと。
 - イ 入院時重症患者対応メディエーターは、当該患者の治療に直接関わらない者であって、以下のいずれかに該当するものであること。なお、以下の(イ)に掲げる者については、医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修を修了していることが望ましいこと。
 - (イ) 医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、公認心理師又はその他医療有資格者
 - (ロ) (イ)以外の者であって、医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修を修了し、かつ、当該支援に係る経験を有する者
 - ウ 当該患者及びその家族等に対する支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが月 1 回程度開催されており、入院時重症患者対応メディエーター、集中治療部門の職員等に加え、必要に応じて当該患者の診療を担う医師、看護師等が参加していること。なお、当該カンファレンスは、「A 2 3 4－3」に掲げる患者サポート体制充実加算におけるカンファレンスを活用することで差し支えない。
 - エ 当該患者及びその家族等に対する支援に係る対応体制及び報告体制をマニュアルとして整備し、職員に遵守させていること。なお、当該マニュアルは、「A 2 3 4－3」に掲げる患者サポート体制充実加算におけるマニュアルを活用することで差し支えない。
 - オ 当該患者及びその家族等に対する支援の内容その他必要な実績を記録していること。
 - カ 定期的に当該患者及びその家族等に対する支援体制に関する取組の見直しを行っていること。

2 届出に関する事項

重症患者初期支援充実加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 36 の 2 を用いること。

第 21 の 4 報告書管理体制加算

1 報告書管理体制加算に関する施設基準

- (1) 放射線科又は病理診断科を標榜する保険医療機関であること。
- (2) 「A 2 3 4」医療安全対策加算 1 又は 2 の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (3) 第 4 部通則 5 に規定する画像診断管理加算 2、3 若しくは 4 又は「N 0 0 6」病理診断管理加算 1 若しくは 2 の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。

- (4) 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の常勤臨床検査技師又は専任の常勤診療放射線技師その他の常勤医療有資格者を報告書確認管理者として配置していること。なお、ここでいう適切な研修とは、第20 医療安全対策加算の1の(1)のアをいうものである。
 - (5) 当該保険医療機関内に、以下の構成員からなる報告書確認対策チームが設置されていること。
 - ア (4)の報告書確認管理者
 - イ 専ら画像診断を行う医師もしくは専ら病理診断を行う医師
 - ウ 医療安全管理部門の医師その他医療有資格者
 - (6) 報告書確認管理者が行う業務に関する事項
 - ア 報告書管理に係る企画立案を行うこと。
 - イ 報告書管理の体制確保のための各部門との調整を行うこと。
 - ウ 各部門における報告書管理の支援を実施し、その結果を記録していること。
 - エ 報告書作成から概ね2週間後に、主治医等による当該報告書の確認状況について、確認を行うとともに、未確認となっている報告書を把握すること。
 - オ 未確認となっている報告書のうち、医学的な対応が必要とされるものについて、その対応状況について、診療録等により確認すること。医学的な対応が行われていない場合にあっては、主治医等に電話連絡等の方法により対応を促すこと。
 - (7) 報告書確認対策チームが行う業務に関する事項
 - ア 各部門における報告書管理の実施状況の評価を行い、実施状況及び評価結果を記録するとともに、報告書管理の実施状況の評価を踏まえた、報告書管理のための業務改善計画書を作成すること。
 - イ 報告書管理を目的とした院内研修を、少なくとも年1回程度実施していること。
 - ウ 医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績を記録すること。
 - エ 報告書管理の評価に係るカンファレンスが月1回程度開催されており、報告書確認対策チームの構成員及び必要に応じて患者の診療を担う医師、画像診断を担当する医師、病理診断を担当する医師、看護師等が参加していること。なお、当該カンファレンスは、対面によらない方法で開催しても差し支えない。
 - (8) 医療事故が発生した際に適切に報告する体制を整備していることが望ましいこと。
- 2 届出に関する事項
- 報告書管理体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式36の3を用いること。

第21の5 身体的拘束最小化推進体制加算

1 身体的拘束最小化推進体制加算の施設基準

- (1) 病院長及び看護部長等の管理職員が、自らの言葉で、身体的拘束の最小化に向けて病院全体で取組を行うこと及びそのために入院患者に関わる職員等が安心して身体的拘束の最小化に取り組むための支援を行うことを表明し、入院患者に関わる全ての職員に周知していること。
- (2) 当該保険医療機関において身体的拘束最小化に関する講習（当該保険医療機関が自ら行うものを指し、当該保険医療機関以外のものにより実施される場合を除く。）が年2回以

上実施されており、入院患者に関わる全ての職員（入職後１年以内の者を除く。）が受講していること。

- （３） 身体的拘束の廃止等を達成している保険医療機関や介護保険施設等の職員等による講演や、身体的拘束の廃止等を達成している医療機関との相互訪問による取組の評価や意見交換を行うことが望ましい。

- （４） 当該保険医療機関において、別添２の第１の７の（５）に規定する身体的拘束最小化チームにより、身体的拘束に使用する用具及び当該用具が使用されている状況を次のアからウにより一元的に管理すること（精神病床を除く。）。

ア 身体的拘束に使用する用具の全てが、病院内（病棟内を除く。）のあらかじめ決められた場所にまとめて管理され、使用後は管理場所に戻されていること。管理場所は原則として１箇所とするが、許可病床数が４００床以上の保険医療機関においては、概ね４００床ごとに１箇所を設定することで差し支えない。

イ 当該保険医療機関における身体的拘束に使用する用具を使用している病棟及び患者、患者の状態、身体的拘束を実施している理由及び期間、代替策の使用を含めた身体的拘束の解除に向けた検討状況等を把握し、当該保険医療機関内で共有すること。

ウ イにより把握した情報に基づき、必要に応じて、身体的拘束の解除に向けた提案を行うこと。

- （５） 当該保険医療機関において、身体的拘束の実施状況を踏まえ、身体的拘束の最小化に向けた具体的な取組を検討するための委員会を３か月に１回以上開催していること。

- （６） 当該保険医療機関において身体的拘束が行われている患者がいる場合、身体的拘束最小化チームによる病棟の巡回が定期的に行われ、その結果を踏まえ、病棟の職員とともに、身体的拘束の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討が行われていること。当該巡回は、身体的拘束について課題のある病棟を中心として、１週につき１～数病棟を対象とするなど、現場で十分な検討が行えるようなスケジュールを組むこととし、一度の巡回で全ての病棟を回る必要はないこと。

- （７） 当該保険医療機関において、身体的拘束を行わずにケアするための用具等を積極的に導入すること。身体的拘束を行わずにケアするための用具とは、例えば、低床ベッドや床マット、ティルト・リクライニング車椅子、見守りや職員を呼ぶためのセンサー等をいう。なお、これらの用具の導入を入院患者に関わる職員が提案できる仕組みや、提案を当該保険医療機関として積極的に導入する仕組みを有すること。

- （８） 当該加算を算定する病棟において、認知症の患者、せん妄や転倒等のリスクのある患者、その他身体的拘束を検討する可能性がある患者の入棟を制限していないこと。また、これらの患者の入院時に、当該保険医療機関が原則として身体的拘束を行わない方針であること、身体的拘束最小化のために実施している取組、身体的拘束を行うことのリスク及び身体的拘束を行わないリスクについて、患者又はその家族等に説明し、身体的拘束に関する意向を十分に聴取すること。

- （９） （８）の説明について、入院患者に関わる職員が実施しやすいよう、当該職員等が適切な資材を容易に活用できる体制を有していること。

- （１０） 当該加算を算定する病棟の入院患者の治療及びケアにあたっては「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添１第１章第２部第２節Ａ２３５（２）ウ

からキまでに規定する身体的拘束の最小化に係る取組を実施していること。

- (11) 当該病棟において、直近3か月における当該加算を算定することのできる入院料を算定した日数のうち、身体的拘束を実施した日数を、当該入院料を算定した日数で除して得た割合が3%以下（当該加算の届出時及び届出から1年間に限り、5%以下）であること。
なお、当該割合は同一の区分番号の入院料を算定する病床全体（同一の区分番号の入院料を算定する複数の病棟及び病室を持つ病院にあっては、当該複数の病棟及び病室を合わせた全体）を対象として算出すること。

- (12) 以下のアからウまでに該当する場合、(11)に規定する割合の計算における身体的拘束を実施した日に含めない。ただし、これらの方法を用いる場合であっても、常に代替の方法を検討し、身体的拘束の最小化に努めること。

ア 衣服に触れるものの、患者の動作により容易に外れ、患者の自発的な運動を制限することはない状況で用いられる、見守りや職員を呼ぶためのセンサー等のみを使用している場合

イ 処置時や移動時に、本人又は家族の同意を得た上で、安全確保のために短時間固定ベルト等を使用する場合であって、使用している間、常に職員が介助等のために当該患者の側に付き添っており、処置や移動の終了時に確実に解除している場合

ウ 患者が訓練のために自由に車椅子を操作することのできる状態であって、患者本人又は家族の同意を得た上で、車椅子操作による訓練の時間中のみ安全確保のために固定ベルトを使用する場合。（車椅子の前にオーバーテーブルを設置する、車椅子をロックする等の方法により、患者本人の活動を制限している場合を除く。）

- (13) 当該保険医療機関の見やすい場所に、当該保険医療機関が原則として身体的拘束を行わない方針であること、身体的拘束最小化のために実施している取組及び身体的拘束の実施状況（(11)に掲げる実施率の推移を含む。）を掲示していること。

- (14) (13)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2 届出に関する事項

身体的拘束最小化推進体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式36の4を用いること。

第22 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

1 褥瘡ハイリスク患者ケア加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、褥瘡ハイリスク患者のケアに従事した経験を5年以上有する看護師等であって、褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修を修了した者を褥瘡管理者として専従で配置していること。なお、ここでいう褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修とは、次の内容を含むものをいうこと。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であって、褥瘡管理者として業務を実施する上で必要な褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる600時間以上の研修（修了証の交付があるもの）又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる褥瘡等の創傷ケアに係る研修であること。

イ 講義及び演習等により、褥瘡予防管理のためのリスクアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーション方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実施す

る研修

注2に規定する点数を算定する場合は、褥瘡ハイリスク患者のケアに従事した経験を5年以上有する看護師等であって、褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修（ア及びイによるもの。）を修了した者を褥瘡管理者として配置していること。

- (2) 褥瘡管理者は、その特性に鑑みて、褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定すべき患者の管理等に影響のない範囲において、オストミー・失禁のケアを行う場合及び介護保険施設等又は指定障害者支援施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等又は指定障害者支援施設等において褥瘡管理の専門性に基づく助言を行う場合には、専従の褥瘡管理者とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月16時間以下であること。
- (3) 別添6の別紙16の褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書を作成し、それに基づく重点的な褥瘡ケアの実施状況及び評価結果を記録していること。
- (4) 褥瘡対策チームとの連携状況、院内研修の実績、褥瘡リスクアセスメント実施件数、褥瘡ハイリスク患者特定数、褥瘡予防治療計画件数及び褥瘡ハイリスク患者ケア実施件数を記録していること。
- (5) 褥瘡対策に係るカンファレンスが週1回程度開催されており、褥瘡対策チームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う医師、看護師等が参加していること。
- (6) 総合的な褥瘡管理対策に係る体制確保のための職員研修を計画的に実施していること。
- (7) 重点的な褥瘡ケアが必要な入院患者（褥瘡の予防・管理が難しい患者又は褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する入院患者をいい、褥瘡リスクアセスメント票を用いて判定する。）に対して、適切な褥瘡発生予防・治療のための予防治療計画の作成、継続的な褥瘡ケアの実施及び評価、褥瘡等の早期発見及び重症化防止のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。

2 褥瘡管理者の行う業務に関する事項

- (1) 褥瘡管理者は、院内の褥瘡対策チームと連携して、所定の方法により褥瘡リスクアセスメントを行うこと。
- (2) (1)の結果、特に重点的な褥瘡ケアが必要と認められる患者について、当該患者の診療を担う医師、看護師、その他必要に応じて関係職種が共同して褥瘡の発生予防等に関する予防治療計画を個別に立案すること。
- (3) 当該計画に基づく重点的な褥瘡ケアを継続して実施し、その評価を行うこと。
- (4) (1)から(3)までの他、院内の褥瘡対策チーム及び当該患者の診療を担う医師と連携して、院内の褥瘡発生状況の把握・報告を含む総合的な褥瘡管理対策を行うこと。

3 届出に関する事項

褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式37を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第22の2 ハイリスク妊娠管理加算

1 ハイリスク妊娠管理加算に関する施設基準

- (1) 産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が、1名以上配置されてい

ること。

(3) 緊急の分娩に対応できる十分な体制及び設備を有していること。

(4) 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

2 届出に関する事項

ハイリスク妊娠管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式38を用いること。

第23 ハイリスク分娩等管理加算

1 ハイリスク分娩管理加算に関する施設基準

(1) 当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する常勤の医師が、3名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専ら産婦人科又は産科に従事する非常勤医師を2名以上組み合わせることにより、当該常勤の医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤医師数に算入することができるのは、常勤の医師のうち2名までに限る。

(2) 当該保険医療機関内に、常勤の助産師が3名以上配置されていること。

(3) 1年間の分娩件数が120件以上であり、かつ、その実施件数、配置医師数及び配置助産師数を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(4) 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

2 地域連携分娩管理加算に関する施設基準

(1) 1の(1)及び(4)を満たしていること。

(2) 当該保険医療機関内に、常勤の助産師が3名以上配置されていること。なお、そのうち1名以上が、助産に関する専門の知識や技術を有することについて医療関係団体等から認証された助産師であること。

(3) 1年間の分娩件数が120件以上であり、かつ、その実施件数、配置医師数、配置助産師数及び連携している保険医療機関を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(4) 当該患者の急変時には、総合周産期母子医療センター等へ迅速に搬送が行えるよう、連携をとっていること。

3 届出に関する事項

ハイリスク分娩等管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式38を用いること。

第24 から第24の4まで 削除

第24の5 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算

1 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に関する施設基準

(1) 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定する紹介元の保険医療機関と精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定する受入先の保険医療機関とが、精神科救急患者の転院体制についてあらかじめ協議を行って連携していること。

- (2) 「A 1 0 3」精神病棟入院基本料の「1」、「A 3 1 1」精神科救急急性期医療入院料、「A 3 1 1－2」精神科急性期治療病棟入院料又は「A 3 1 1－3」精神科救急・合併症入院料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

- (3) 精神科救急搬送患者地域連携受入加算の届出を行っていない保険医療機関であること。

2 届出に関する事項

精神科救急搬送患者地域連携紹介加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式39の3を用いること。

第24の6 精神科救急搬送患者地域連携受入加算

1 精神科救急搬送患者地域連携受入加算に関する施設基準

- (1) 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定する紹介元の保険医療機関と精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定する受入先の保険医療機関とが、精神科救急患者の転院体制についてあらかじめ協議を行って連携していること。

- (2) 「A 1 0 3」精神病棟入院基本料の「2」、「A 3 1 1－4」児童・思春期精神科入院医療管理料、「A 3 1 2」精神療養病棟入院料又は「A 3 1 4」認知症治療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

- (3) 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算の届出を行っていない保険医療機関であること。

2 届出に関する事項

精神科救急搬送患者地域連携受入加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式39の3を用いること。

第25 削除

第26 呼吸ケアチーム加算

1 呼吸ケアチーム加算の施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の4名から構成される人工呼吸器離脱のための呼吸ケアに係るチーム（以下「呼吸ケアチーム」という。）が設置されていること。

ア 人工呼吸器管理等について十分な経験のある専任の医師

イ 人工呼吸器管理や呼吸ケアの経験を有する専任の看護師

ウ 人工呼吸器等の保守点検の経験を3年以上有する専任の臨床工学技士

エ 呼吸器リハビリテーション等の経験を5年以上有する専任の理学療法士

- (2) (1)のイに掲げる看護師は、5年以上呼吸ケアを必要とする患者の看護に従事し、呼吸ケアに係る適切な研修を修了した者であること。なお、ここでいう研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修（600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修であること。

イ 呼吸ケアに必要な専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものであること。

- (イ) 呼吸ケアに必要な看護理論及び医療制度等の概要
 - (ロ) 呼吸機能障害の病態生理及びその治療
 - (ハ) 呼吸ケアに関するアセスメント（呼吸機能、循環機能、脳・神経機能、栄養・代謝機能、免疫機能、感覚・運動機能、痛み、検査等）
 - (ニ) 患者及び家族の心理・社会的アセスメントとケア
 - (ホ) 呼吸ケアに関する看護技術（気道管理、酸素療法、人工呼吸管理、呼吸リハビリテーション等）
 - (ヘ) 安全管理（医療機器の知識と安全対策、感染防止と対策等）
 - (ト) 呼吸ケアのための組織的取組とチームアプローチ
 - (チ) 呼吸ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント
 - (リ) コンサルテーション方法
- エ 実習により、事例に基づくアセスメントと呼吸機能障害を有する患者への看護実践
- (3) 当該患者の状態に応じて、歯科医師又は歯科衛生士が呼吸ケアチームに参加することが望ましい。
- (4) 呼吸ケアチームによる診療計画書には、人工呼吸器装着患者の安全管理、合併症予防、人工呼吸器離脱計画、呼吸器リハビリテーション等の内容を含んでいること。
- (5) 呼吸ケアチームは当該診療を行った患者数や診療の回数、当該患者のうち人工呼吸器離脱に至った患者数、患者の1人当たりの平均人工呼吸器装着日数等について記録していること。
- 2 届出に関する事項
- 呼吸ケアチーム加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の2を用いること。

第26の2 術後疼痛管理チーム加算

1 術後疼痛管理チーム加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の3名以上から構成される術後疼痛管理のための術後疼痛管理に係るチーム（以下「術後疼痛管理チーム」という。）が設置されていること。
- ア 麻酔に従事する常勤の医師（以下「麻酔科医」という。）
 - イ 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の看護師
 - ウ 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の薬剤師
- なお、アからウまでのほか、術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した臨床工学技士が配置されていることが望ましい。
- (2) (1)のイの専任の看護師は、年間200症例以上の麻酔管理を行っている保険医療機関において、手術室又は周術期管理センター等の勤務経験を2年以上有するものであること。
- (3) (1)のウの専任の薬剤師は、薬剤師としての勤務経験を5年以上有し、かつ、うち2年以上が周術期関連の勤務経験を有しているものであること。
- (4) (1)に掲げる臨床工学技士は、手術室、周術期管理センター又は集中治療部門の勤務経験を3年以上有しているものであること。
- (5) (1)に掲げる術後疼痛管理に係る所定の研修とは、次の事項に該当する研修であること。
- ア 医療関係団体等が主催する26時間以上の研修であって、当該団体より修了証が交付される研修であること。
 - イ 術後疼痛管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び臨床工学技士等

の養成を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

- (イ) 術後疼痛に関係する解剖、生理、薬理学
 - (ロ) 術後疼痛発症例の抽出・早期対応
 - (ハ) 術後疼痛に対する鎮痛薬の種類と説明・指導
 - (ニ) 硬膜外鎮痛法、末梢神経ブロックのプランニングとモニタリング
 - (ホ) 患者自己調節式鎮痛法のプランニングとモニタリング
 - (ヘ) 術後鎮痛で問題となる術前合併症・リスクの抽出
 - (ト) 術後鎮痛法に伴う合併症の予防・発症時の対応
 - (チ) 在宅術後疼痛・院外施設での術後疼痛管理法の指導
 - (リ) 手術別各論
- (6) 当該保険医療機関において、術後疼痛管理チームが組織上明確に位置づけられていること。
- (7) 算定対象となる病棟の見やすい場所に術後疼痛管理チームによる診療が行われている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

2 届出に関する事項

術後疼痛管理チーム加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の2の2を用いること。

第26の2の2 地域支援・医薬品供給対応体制加算

1 地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準

- (1) 病院では、薬剤部門において後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ薬事委員会等で後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること。
- 有床診療所では、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること。
- (2) 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が、地域支援・医薬品供給対応体制加算1にあっては90%以上、地域支援・医薬品供給対応体制加算2にあっては85%以上90%未満、地域支援・医薬品供給対応体制加算3にあっては75%以上85%未満であること。
- (3) 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の入院受付、外来受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。
- (4) 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。
- (5) (4)の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (6) (3)及び(5)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

- (7) 個々の医薬品の価値及び流通コストを無視した値引き交渉を慎むこと。また、原則として全ての品目について単品単価交渉とすること。
- (8) 医薬品の流通の効率化及び安定供給の確保のため、卸売販売業者への頻回配送、休日夜間配送及び急配に係る過度な依頼を慎むこと。
- (9) 厳格な温度管理を要する医薬品及び在庫調整を目的とした医薬品等については卸売販売業者への返品を慎むこと。
- (10) 医薬品の流通改善及び安定供給の観点から、平時から地域の保険医療機関、保険薬局及び医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目について情報共有や事前の合意等に取り組むことが望ましい。

2 届出に関する事項

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の3を用いること。

第26の2の3 バイオ後続品使用体制加算

1 バイオ後続品使用体制加算の施設基準

- (1) 病院では、薬剤部門においてバイオ後続品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ薬事委員会等でバイオ後続品の採用を決定する体制が整備されていること。

有床診療所では、薬剤部門又は薬剤師がバイオ後続品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえバイオ後続品の採用を決定する体制が整備されていること。

- (2) 当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先行バイオ医薬品は除く。以下同じ。）について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合について、ア及びイを満たすこと。なお、ア又はイに掲げるそれぞれの成分について、直近1年間に当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品の規格単位数量の合計が50未満の場合においては、当該成分に限り、ア又はイに定める基準未満であっても差し支えないが、ア又はイに掲げる成分のうち少なくとも1つ以上の成分については、規格単位数量の合計が50以上であること。

ア 次に掲げる成分について、当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品について、当該成分全体の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合がそれぞれ80%以上であること。

- (イ) エポエチン
- (ロ) リツキシマブ
- (ハ) トラスツズマブ
- (ニ) テリパラチド
- (ホ) ラニビズマブ
- (ヘ) インスリングルルギン
- (ト) ダルベポエチン

(チ) フィルグラスチム

イ 次に掲げる成分について、当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品について、当該成分全体の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合がそれぞれ 50%以上であること。

(イ) ソマトロピン

(ロ) インフリキシマブ

(ハ) エタネルセプト

(ニ) アガルシダーゼベータ

(ホ) ベバシズマブ

(ヘ) インスリンリスプロ

(ト) インスリンアスパルト

(チ) アダリムマブ

(リ) アフリベルセプト

(ヌ) ウステキヌマブ

(ル) ペグフィルグラスチム

(ヲ) トシリズマブ

(3) 入院及び外来においてバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいる旨及びバイオ後続品の導入に関する説明を積極的に行っている旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(4) (3) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2 届出に関する事項

(1) バイオ後続品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 40 の 3 の 2 を用いること。

(2) 令和 8 年 3 月 31 日時点で、現にバイオ後続品使用体制加算の届出を行っている保険医療機関にあつては、令和 9 年 5 月 31 日までの間に限り、1 の(2)のアの(ホ)から(チ)まで及びイの(リ)から(ヲ)までに掲げる成分について、1 の(2)のア又はイに定める割合の基準を満たしているものとみなす。ただし、本文の規定により基準を満たす保険医療機関にあつては、アの(イ)から(ニ)まで及びイの(イ)から(チ)までのうち少なくとも 1 つ以上の成分について、直近 1 年間に当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品の規格単位数量の合計が 50 以上である必要がある。

第 26 の 3 病棟薬剤業務実施加算

1 病棟薬剤業務実施加算 1 の施設基準

(1) 当該保険医療機関に常勤の薬剤師が、2 名以上配置されているとともに、病棟薬剤業務の実施に必要な体制がとられていること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤薬剤師を 2 名組み合わせることにより、当該常勤薬剤師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤薬剤師が配置されている場合には、これらの非常勤薬剤師の実労働時間を常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤薬剤師に算入することができるのは、常勤薬剤師のうち 1 名

までに限る。

- (2) 病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該保険医療機関の全ての病棟（「A106」障害者施設等入院基本料、「A304」地域包括医療病棟入院料又は「A307」小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を算定する病棟を除く。）に配置されていること。ただし、この場合において、複数の薬剤師が一の病棟において病棟薬剤業務を実施することを妨げない。

病棟の概念及び1病棟当たりの病床数に係る取扱いについては、別添2の第2の1及び2によるものであること。

なお、病棟薬剤業務実施加算を算定できない手術室、治療室及び小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を算定する病棟においても、病棟薬剤業務の実施に努めること。

- (3) 当該保険医療機関において、病棟専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近1か月の実施時間が合算して1週間につき20時間相当に満たない病棟（「A106」障害者施設等入院基本料、「A304」地域包括医療病棟入院料又は「A307」小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を算定する病棟を除く。）があつてはならないこと。
- (4) 病棟薬剤業務の実施時間には、「A307」小児入院医療管理料の「注6」に規定する退院時薬剤情報管理指導連携加算、「B008」薬剤管理指導料及び「B014」退院時薬剤情報管理指導料の算定のための業務に要する時間は含まれないものであること。
- (5) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設（以下「医薬品情報管理室」という。）を有し、院内からの相談に対応できる体制が整備されていること。なお、院内からの相談に対応できる体制とは、当該保険医療機関の医師等からの相談に応じる体制があることを当該医師等に周知していればよく、医薬品情報管理室に薬剤師が常時配置されている必要はない。
- (6) 医薬品情報管理室が、病棟専任の薬剤師を通じて、次のアからウまでに掲げる情報（以下「医薬品安全性情報等」という。）を積極的に収集し、評価するとともに、一元的に管理し、医薬品安全性情報等及びその評価した結果について、有効に活用されるよう分かりやすく工夫した上で、関係する医療従事者に速やかに周知していること。

ア 当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況（使用患者数、使用量、投与日数等を含む。）

イ 当該保険医療機関において発生した医薬品に係る副作用（医薬品医療機器等法第68条の10第2項の規定による報告の対象となる副作用をいう。なお、同条第1項の規定による報告の対象となる副作用についても、同様の体制を講じていることが望ましい。）、ヒヤリハット、インシデント等の情報

ウ 公的機関、医薬品製造販売業者、卸売販売業者、学術誌、医療機関外の医療従事者等外部から入手した医薬品の有効性、安全性、品質、ヒヤリハット、インシデント等の情報（後発医薬品に関するこれらの情報を含む。）

- (7) 医薬品安全性情報等のうち、迅速な対応が必要となるものを把握した際に、電子媒体に保存された診療録、薬剤管理指導記録等の活用により、当該医薬品を処方した医師及び投与された患者（入院中の患者以外の患者を含む。）を速やかに特定でき、必要な措置を迅速に講じることができる体制を有していること。
- (8) 病棟専任の薬剤師と医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、各

病棟での問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が病棟薬剤業務を実施するにつき必要な情報が提供されていること。

- (9) データベースの構築などにより医療従事者が、必要な時に医薬品情報管理室で管理している医薬品安全性情報等を容易に入手できる体制を有していること。
- (10) 上記(6)から(9)までに規定する内容の具体的実施手順及び新たに入手した情報の重要度に応じて、安全管理委員会、薬事委員会等の迅速な開催、関連する医療従事者に対する周知方法等に関する手順が、あらかじめ「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書（医薬品業務手順書）」に定められており、それに従って必要な措置が実施されていること。
- (11) 「B008」薬剤管理指導料に係る届出を行っていること。
- (12) 病棟専任の薬剤師の氏名が病棟内に掲示されていること。
- (13) 当該保険医療機関において「A250」薬剤総合評価調整加算の算定回数が、直近3か月間で10回以上であること。
- (14) 当該保険医療機関において「B014」退院時薬剤情報管理指導料の算定割合が、直近3か月間で退院患者のうち4割以上であること。

2 病棟薬剤業務実施加算2の施設基準

1の(1)～(12)を満たすこと。

3 病棟薬剤業務実施加算3の施設基準

- (1) 病棟薬剤業務実施加算1又は2に係る届出を行っていること。
- (2) 病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該加算を算定する治療室に配置されていること。
- (3) 当該保険医療機関において、治療室専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近1か月の実施時間が合算して1週間につき20時間相当に満たない治療室があってはならないこと。
- (4) 病棟薬剤業務の実施時間には、「B008」薬剤管理指導料及び「B014」退院時薬剤情報管理指導料算定のための業務に要する時間は含まれないものであること。
- (5) 医薬品情報管理室が、治療室専任の薬剤師を通じて、医薬品安全性情報等を積極的に収集し、評価するとともに、一元的に管理し、当該情報及びその評価した結果について、有効に活用されるよう分かりやすく工夫した上で、関係する医療従事者に速やかに周知していること。
- (6) 治療室専任の薬剤師と医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、各治療室での問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が病棟薬剤業務を実施するにつき必要な情報が提供されていること。

4 薬剤業務向上加算の施設基準

- (1) 病棟薬剤業務実施加算1又は2に係る届出を行っていること。
- (2) 「免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修」とは、次に掲げる体制を整備する保険医療機関が実施するものをいう。
 - ア 当該保険医療機関は研修を計画的に実施するために、次のいずれも満たしていること。
 - (イ) 当該研修における責任者を配置すること。
 - (ロ) 研修の計画や実施等に関して検討するために、(イ)の責任者及び当該保険医療機関の医師、薬剤師等の多職種から構成される委員会が設置されていること。
 - イ 薬剤師として十分な病院勤務経験を有し、研修内容に関して指導能力を有する常勤の薬剤師が、当該研修を受ける薬剤師（以下「受講薬剤師」という。）の指導に当たっていること。

ること。

ウ 受講薬剤師の研修に対する理解及び修得の状況などを定期的に評価し、その結果を当該受講薬剤師にフィードバックすること。また、研修修了時に当該受講薬剤師が必要な知識及び技能を習得しているかどうかについて、評価が適切に実施されていること。

エ 無菌製剤処理を行うための設備及び医薬品情報管理室等の設備が整備されていること。

オ 調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラムに基づき研修を実施していること。なお、研修プログラムを医療機関のウェブサイトで公開するとともに、定期的に研修の実施状況の評価及び研修プログラムの見直しを実施する体制を有していること。

(3) (2)のオの研修プログラムは、以下の内容を含むものであること。

ア 内服・外用・注射剤の調剤（医薬品（麻薬・毒薬・向精神薬）の管理、処方鑑査を含む。）

イ 外来患者の薬学的管理（外来化学療法を実施するための治療室における薬学的管理等）

ウ 入院患者の薬学的管理（薬剤管理指導、病棟薬剤業務、入院時の薬局との連携を含む。）

エ 無菌製剤処理（レジメン鑑査を含む）

オ 医薬品情報管理

カ 薬剤の血中濃度測定の結果に基づく投与量の管理

キ 手術室及び集中治療室等における薬学的管理

(4) (2)及び(3)に関しては、「医療機関における新人薬剤師の研修プログラムの基本的考え方」（一般社団法人日本病院薬剤師会）並びに「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」（令和3年度厚生労働科学研究費補助金健康安全確保総合研究分野医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究）における薬剤師の卒後研修プログラム骨子案及び薬剤師卒後研修プログラム評価票案を参考にすること。

(5) 「都道府県との協力の下で、当該保険医療機関の薬剤師が、一定期間、別の保険医療機関に勤務して地域医療に係る業務を実践的に修得する体制」とは、地域医療に係る業務を一定期間経験させるため、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署と連携して、自施設の薬剤師を他の保険医療機関（特別の関係にある保険医療機関を除く。）に出向させる体制として、以下の要件のいずれも満たすこと。

ア 出向先について、都道府県や二次医療圏などの個々の地域における保険医療機関に勤務する薬剤師の需要と供給の状況を踏まえ、薬剤師が不足している地域において病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関を選定していること。なお、薬剤師が不足している地域とは、「薬剤師確保計画ガイドラインについて」（令和5年6月9日付薬生総発0609第2号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）及び「薬剤師偏在指標等について」（令和5年6月9日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）等に基づいて都道府県により判断されるものであること。

イ アにおいて選定した出向先の保険医療機関及び都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議の上で、次の要件を満たす具体的な計画が策定されていること。なお、具体的な計画には、当該地域における医療機関に勤務する薬剤師が不足している状況、出向先の保険医療機関を選定した理由を記載するとともに、都道府県と協議したことがわか

る内容を記載又は計画書へ添付しておくこと。

(イ) 出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、かつ、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師であり、その後、出向元の保険医療機関に戻って勤務すること。

(ロ) 出向の期間は、地域の実情を踏まえ、出向先の保険医療機関、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議により決められたものであること。

ウ ア及びビに基づき現に出向を実施していること。

(6) 医療法第4条の2第1項に規定する特定機能病院又は「A200」急性期総合体制加算1から4までのいずれかに係る届出を行っている保険医療機関であること。

5 届出に関する事項

- (1) 病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の4を用いること。
- (2) 調剤、医薬品情報管理、薬剤管理指導、在宅患者訪問薬剤管理指導又は病棟薬剤業務のいずれに従事しているかを（兼務の場合はその旨を）備考欄に記載すること。
- (3) 薬剤業務向上加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の4の2を用いること。
- (4) 新規届出の場合は、4（5）に基づき当該保険医療機関において出向に関する具体的な計画が策定された時点で届出を行うことができる。また、現に出向を開始した月から算定を開始すること。
- (5) 令和8年3月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和8年9月30日までの間に限り、4の（6）の基準を満たしているものとみなす。

第26の4 データ提出加算

1 データ提出加算の施設基準

- (1) 「A207」診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ただし、特定入院料（「A317」特定一般病棟入院料を除く。）のみの届出を行う保険医療機関にあつては、「A207」診療録管理体制加算1又は2の施設基準を満たしていれば足りること。
- (2) 厚生労働省が毎年実施する「DPCの評価・検証等に係る調査」（以下「DPC調査」という。）に適切に参加できる体制を有すること。また、厚生労働省保険局医療課及び厚生労働省がDPC調査の一部事務を委託するDPC調査事務局（以下「DPC調査事務局」という。）と常時電子メール及び電話での連絡可能な担当者を必ず2名指定すること。
- (3) DPC調査に適切に参加し、DPC調査の退院患者調査に準拠したデータを提出すること。
なお、データ提出加算1及び3にあつては、入院患者に係るデータを、データ提出加算2及び4にあつては、入院患者に係るデータに加え、外来患者に係るデータを提出すること。
- (4) 「適切なコーディングに関する委員会」（以下「コーディング委員会」という。）を設置し、年2回以上当該委員会を開催すること。

コーディング委員会とは、標準的な診断及び治療方法について院内で周知を徹底し、適切なコーディング（適切な国際疾病分類に基づく適切な疾病分類等の決定をいう。）を行う体制を確保することを目的として設置するものとし、コーディングに関する責任者の他に少なくとも診療部門に所属する医師、薬剤部門に所属する薬剤師及び診療録情報を管理する部門

又は診療報酬の請求事務を統括する部門に所属する診療記録管理者を構成員とする委員会のことをいう。

なお、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等がコーディング委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会をコーディング委員会と見なすことができる。ただし、当該委員会の設置規定等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年2回以上、委員会を開催しなければならない。

2 データ提出に関する事項

- (1) データの提出を希望する保険医療機関（DPC対象病院又はDPC準備病院である病院を除く）は、令和8年5月20日、8月20日、11月20日、令和9年2月22日、5月20日、8月20日、11月22日又は令和10年2月21日までに別添7の様式40の5について、地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長へ届出すること。
- (2) (1)の届出を行った保険医療機関は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して2か月分のデータ（例として、令和8年7月に届出を行った場合は、令和8年8月20日の期限に合わせた届出となるため、試行データは令和8年9月及び10月の2か月分となる。）（以下「試行データ」という。）を厚生労働省が提供するチェックプログラムにより作成し、DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）に定められた方法に従って厚生労働省保険局医療課が別途通知する期日までにDPC調査事務局へ提出すること。
- (3) 試行データが適切に提出されていた場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課より事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を1の(2)の担当者宛てに電子メールにて発出する。

なお、当該連絡のあった保険医療機関においては、この連絡以後、データ提出加算の届出を行うことが可能となる。

3 届出に関する事項

- (1) データ提出加算の施設基準に係る届出は別添7の様式40の7を用いること。
- (2) 入院患者に係るデータを提出する場合はデータ提出加算1及び3、入院患者に係るデータに加え、外来患者に係るデータを提出する場合はデータ提出加算2及び4を届け出ること。
なお、データ提出加算1及び3の届出を行っている保険医療機関が、新たに外来患者に係るデータを提出するものとしてデータ提出加算2及び4の届出を行うことは可能である。ただし、データ提出加算2及び4の届出を行っている保険医療機関が外来患者に係るデータを提出しないものとして、データ提出加算1及び3へ届出を変更することはできない。
- (3) 各調査年度において、累積して3回のデータ提出の遅延等が認められた場合は、適切なデータ提出が継続的に行われていないことから、3回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月からは算定できないこと。
- (4) データ提出を取りやめる場合、1の基準を満たさなくなった場合及び(3)に該当した場合については、別添7の様式40の8を提出すること。なお、様式40の8を提出しデータ提出加算に係る届出を辞退した場合、当該加算の届出が施設基準の1つとなっている入院基本料等も算定できなくなること。
- (5) (4)の届出を行い、その後に再度データ提出を行う場合にあっては、2の手続きより開始

すること。

- (6) 基本診療料の施設基準等第十二の二十三及び二十四に掲げる、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由がある場合とは、電子カルテシステムを導入していない場合や厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する物理的安全対策や技術的安全対策を講ずることが困難である場合等が該当する。

第26の5 入退院支援加算

1 入退院支援加算1に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門（以下この項において「入退院支援部門」という。）が設置されていること。
- (2) 入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることから、感染対策等の正当な理由なく、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げてはならないこと。また、やむを得ず面会の制限を行う場合にあっては、当該制限が必要以上に厳格なものとならないよう配慮すること。

なお、これらを踏まえ、面会に関する規程を策定するとともに、当該規程について定期的に見直しを行うこと。併せて、患者及びその家族等に対し、当該規定の内容が十分に周知されるよう、病棟等の見やすい場所に掲示すること。

- (3) 当該入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が1名以上配置されていること。更に、専従の看護師が配置されている場合には入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合には入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専任の看護師が配置されていること（ただし、「A307」小児入院医療管理料（精神病棟に限る。）又は「A309」特殊疾患病棟入院料（精神病棟に限る。）を算定する病棟の患者に対して当該加算を算定する入退院支援を行う場合には、社会福祉士に代えて精神保健福祉士の配置であっても差し支えない。以下この項において同じ。）。なお、当該専従の看護師又は社会福祉士（以下この項において「看護師等」という。）については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤看護師等（入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する看護師等に限る。）を2名以上組み合わせることにより、常勤看護師等と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師等が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。
- (4) 入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は社会福祉士が、当該加算の算定対象となっている各病棟に専任で配置されていること。当該専任の看護師又は社会福祉士が配置される病棟は1人につき2病棟、計120床までに限る。なお、20床未満の病棟及び治療室については、病棟数の算出から除いてよいが、病床数の算出には含めること。また、病棟に専任の看護師又は社会福祉士が、入退院支援部門の専従の職員を兼ねることはできないが、専任の職員を兼ねることは差し支えない。
- (5) 転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い、連携する保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

く指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下「連携機関」という。）の数が25以上であること。なお、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）又は専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料を除く。）を算定する病棟を有する場合は当該連携機関の数のうち1 以上は保険医療機関（特定機能病院、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号）に定める第3「救命救急センター」又は第4「高度救命救急センター」を設置している保険医療機関及び「A200」急性期総合体制加算に関する届出を行っている保険医療機関は除く）であること。また、地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室を有する場合は当該連携機関の数のうち5 以上は介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者であること。

加えて、(2)又は(3)の職員と、それぞれの連携機関の職員が年3回以上の頻度で対面又はビデオ通話が可能な機器を用いて面会し、情報の共有等を行っていること。なお、面会には、個別の退院調整に係る面会等を含めて差し支えないが、年3回以上の面会の日付、担当者名、目的及び連携機関の名称等を一覧できるよう記録すること。

- (6) 過去1年間の介護支援等連携指導料の算定回数と過去1年間の相談支援専門員との連携回数（「A307」小児入院医療管理料を算定する患者に対する支援に限る。）の合計回数が、以下のア及びイを合計した数を上回ること。

ア 「イ 一般病棟入院基本料等の場合」及び「ロ 地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料及び地域包括ケア病棟入院料の場合」の算定対象病床数（介護支援等連携指導料を算定できるものに限る。）に0.15を乗じた数と「ハ 療養病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数（介護支援等連携指導料を算定できるものに限る。）に0.1を乗じた数の合計

イ 「イ 一般病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数（「A307」小児入院医療管理料を算定する病床に限る。）に0.05を乗じた数

なお、相談支援専門員との連携は、相談支援専門員と共同して、患者に対し、患者の心身の状況等を踏まえ導入が望ましいと考えられる障害福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援や、当該地域において提供可能な障害福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援等の情報を提供すること。

- (7) 病棟の廊下等の見やすい場所に、患者及び家族から分かりやすいように、入退院支援及び地域連携業務に係る病棟に専任の職員及びその担当業務を掲示していること。

2 入退院支援加算2に関する施設基準

- (1) 1の(1)から(3)までの施設基準を満たしていること。
- (2) 有床診療所の場合は、当該入退院支援部門に、入退院支援に関する経験を有する専任の看護師、准看護師又は社会福祉士が1名以上配置されていること。

3 入退院支援加算3に関する施設基準

- (1) 1の(1)及び(2)の施設基準を満たしていること。
- (2) 当該入退院支援部門に入退院支援、5年以上の新生児集中治療及び小児の患者に対する看護に係る業務の経験を有し、小児患者の在宅移行に係る適切な研修を修了した専任の看護師

（３年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有するものに限る。）又は入退院支援、５年以上の新生児集中治療及び小児の患者に対する看護に係る業務の経験を有する専任の看護師（３年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有するものに限る。）及び専任の社会福祉士が配置されていること。なお、当該専任の社会福祉士は、週 30 時間以上入退院支援に係る業務に従事していること。また、当該専任の社会福祉士については、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤社会福祉士を 2 名以上組み合わせることにより、常勤社会福祉士と同じ時間帯にこれらの非常勤社会福祉士が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

（３）（２）に掲げる適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること（修了証が交付されるもの）。

イ 小児の在宅移行支援に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習は、次の内容について 9 時間以上含むものであること。

（イ） 小児の在宅療養に係る社会資源に関する知識

（ロ） 医療的ケア児とその家族への援助技術

（ハ） 家族や多職種との調整やコミュニケーション方法

（ニ） 在宅移行支援に伴う倫理的問題への対応方法

4 地域連携診療計画加算に関する施設基準

（１） あらかじめ疾患や患者の状態等に応じた地域連携診療計画が作成され、連携機関と共有されていること。

（２） 連携機関の職員と当該保険医療機関の職員が、地域連携診療計画に係る情報交換のために、年 3 回以上の頻度で面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しが適切に行われていること。

（３） 入退院支援加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。

5 入退院支援加算の「注 6」に規定する施設基準

（１） １の（１）の施設基準を満たしていること。

（２） 当該入退院支援部門に、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士が配置されていること。なお、当該専任の看護師及び専任の社会福祉士については、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤看護師又は専任の非常勤社会福祉士（入退院支援に関する十分な経験を有するものに限る。）をそれぞれ 2 名以上組み合わせることにより、常勤看護師又は常勤社会福祉士と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師又は非常勤社会福祉士が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

6 入院時支援加算に関する施設基準

（１） 入退院支援加算 1 又は 2 を届け出ている場合にあつては 1 の（３）で、入退院支援加算 3 を届け出ている場合にあつては 3 の（２）で求める人員に加え、入院前支援を行う者として、当該入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専任の看護師が 1 名以上又は入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士がそれぞれ 1 名以上配置されていること。なお、当該入院前支援を行う

専従の看護師については、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専従の非常勤看護師（入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する看護師に限る。）を 2 名以上組み合わせることにより、常勤看護師と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。ただし、許可病床数が 200 床未満の保険医療機関にあつては、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師が 1 名以上配置されていること。当該専任の看護師が、入退院支援加算 1 又は 2 を届け出ている場合にあっては 1 の（3）で、入退院支援加算 3 を届け出ている場合にあっては 3 の（2）で求める専従又は専任の看護師を兼ねることは差し支えない。

- （2） 転院又は退院体制等について、連携機関とあらかじめ協議し、地域連携に係る十分な体制が整備されていること。

7 総合機能評価加算に関する施設基準

- （1） 当該保険医療機関内に総合的な機能評価に係る適切な研修を修了した常勤の医師若しくは歯科医師又は総合的な機能評価の経験を 1 年以上有する常勤の医師若しくは歯科医師が 1 名以上いること。
- （2） 総合的な機能評価に係る適切な研修とは、次のものをいう。
 - ア 医療関係団体等が実施するものであること。
 - イ 研修内容に高齢者に対する基本的な診察方法、高齢者の病態の一般的な特徴、薬物療法、終末期医療等の内容が含まれているものであること。
 - ウ 研修内容に総合的な機能評価、薬物療法等のワークショップが含まれたものであること。
 - エ 研修期間は通算して 16 時間程度のものであること。
- （3） 当該保険医療機関内で高齢者の総合的な機能評価のための職員研修を計画的に実施することが望ましい。

8 届出に関する事項

- （1） 入退院支援加算、地域連携診療計画加算、入院時支援加算及び総合機能評価加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 40 の 9 を用いること。
- （2） 地域連携診療計画加算に係る届出は、特掲診療料施設基準通知の別添 2 の様式 12 を用いること。これに添付する地域連携診療計画は、特掲診療料施設基準通知の別添 2 の様式 12 の 2 に準じた様式を用いること。

第 26 の 5 の 2 精神科入退院支援加算

1 精神科入退院支援加算に関する施設基準

- （1） 当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門（以下この項において「入退院支援部門」という。）が設置されていること。
- （2） 次のア又はイを満たすこと。
 - ア 当該入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師及び入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専任の精神保健福祉士が配置されていること。
 - イ 当該入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の精神保健福祉士及び入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専任の看護師が

配置されていること。

当該専従の看護師又は精神保健福祉士（以下この項において「看護師等」という。）については、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専従の非常勤看護師等（入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する看護師等に限る。）を 2 名以上組み合わせることにより、常勤看護師等と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師等が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

なお、入退院支援部門は、精神保健福祉士配置加算若しくは地域移行機能強化病棟入院料の退院支援部署、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室又は入退院支援加算の入退院支援部門と同一でもよい。また、入退院支援部門に専従する従事者が精神保健福祉士の場合には、当該精神保健福祉士は、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室と兼務することができる。入退院支援加算及び精神科入退院支援加算の入退院支援部門の専従又は専任の看護師は、双方を兼務することができる。入退院支援部門に専従又は専任の精神保健福祉士が併せて社会福祉士の資格を有する場合は、入退院支援加算に係る入退院支援部門の専従又は専任の社会福祉士を兼務することができる。

- (3) 入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師等が、当該加算の算定対象となっている各病棟に専任で配置されていること。当該専任の看護師又は精神保健福祉士が配置される病棟は 1 人につき 2 病棟、計 120 床までに限る。なお、20 床未満の病棟及び治療室については、病棟数の算出から除いてよいが、病床数の算出には含めること。また、病棟に専任の看護師等が、入退院支援部門の専従の職員を兼ねることはできないが、専任の職員を兼ねることは差し支えない。

- (4) 次のア又はイを満たすこと。

ア 以下の(イ)から(ホ)に掲げる、転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い連携する機関（以下「連携機関」という。）の数の合計が 10 以上であること。ただし、(イ)から(ホ)までのうち少なくとも 3 つ以上との連携を有していること。また、(2)又は(3)の職員と、それぞれの連携機関の職員が年 3 回以上の頻度で対面又はビデオ通話が可能な機器を用いて面会し、情報の共有等を行っていること。なお、面会には、個別の退院調整に係る面会等を含めて差し支えないが、年 3 回以上の面会の日付、担当者名、目的及び連携機関の名称等を一覧できるよう記録すること。

(イ) 他の保険医療機関

(ロ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援、特定相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、共同生活援助又は就労継続支援等の障害福祉サービス等事業者

(ハ) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所等

(ニ) 介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者又は施設サービス事業者

(ホ) 精神保健福祉センター、保健所又は都道府県若しくは市区町村の障害福祉担当部署

イ 直近 1 年間に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 20 項に規定する地域移行支援を利用し退院した患者又は退院後の同条第 16 項に規定する自立生活援助若しくは同条第 21 項に規定する地域定着支援の利用に係る申請手続きを入院

中に行った患者の数の合計が5人以上であること。

- (5) 病棟の廊下等の見やすい場所に、患者及び家族から分かりやすいように、入退院支援及び地域連携業務に係る病棟に専任の職員及びその担当業務を掲示していること。

2 届出に関する事項

精神科入退院支援加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の9の2を用いること。

第26の5の3 医療的ケア児（者）入院前支援加算

1 医療的ケア児（者）入院前支援加算の施設基準

当該保険医療機関における直近1年間の医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児（者）の入院患者数が10件以上であること。

- 2 医療的ケア児（者）入院前支援加算の注ただし書に規定する厚生労働大臣が定める施設基準別添1の第1の1に掲げる情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

3 届出に関する事項

- (1) 医療的ケア児（者）入院前支援前加算に係る届出は、別添7の様式40の9の3を用いること。
- (2) 情報通信機器を用いた入院前支援を行う場合の施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、情報通信機器を用いた入院前支援を行う場合として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第26の6 認知症ケア加算

1 認知症ケア加算1の施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される認知症ケアに係るチーム（以下「認知症ケアチーム」という。）が設置されていること。このうち、イに掲げる看護師については、原則週16時間以上、認知症ケアチームの業務に従事すること。なお、認知症ケアチームは、別添2の第1の7の(5)に規定する身体的拘束最小化チームを兼ねることは差し支えない。

ア 認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師

イ 認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する看護師であって、認知症看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 認知症患者等の退院調整について経験のある専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福祉士

なお、アからウまでのほか、患者の状態に応じて、理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士が参加することが望ましい。

- (2) (1)のアに掲げる医師は、精神科の経験を3年以上有する医師、神経内科の経験を3年以上有する医師又は認知症治療に係る適切な研修を修了した医師であること。なお、ここでの適切な研修とは、国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であり、認知症診断について適切な知識・技術等を修得することを目的とした研修で、2日間、7時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものであること。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（精神科の経験を3年以上有する医師、神経内科の経験を3年以上有する医師又は認知症治療に係る適切な研修を修了した医師に限る。）を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と

同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名以上の非常勤医師が認知症ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (3) (1)のイに掲げる認知症看護に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ 認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものであること。

(イ) 認知症の原因疾患・病態及び治療・ケア・予防

(ロ) 認知症に関わる保健医療福祉制度の変遷と概要

(ハ) 認知症患者に特有な倫理的課題と対応方法

(ニ) 認知症看護に必要なアセスメントと援助技術

(ホ) コミュニケーションスキル

(ヘ) 認知症の特性を踏まえた生活・療養環境の調整方法、行動・心理症状（BPSD）への対応

(ト) ケアマネジメント（各専門職・他機関との連携、社会資源の活用方法）

(チ) 家族への支援・関係調整

エ 実習により、事例に基づくアセスメントと認知症看護関連領域に必要な看護実践を含むものであること。

- (4) (1)のウに掲げる社会福祉士又は精神保健福祉士は、認知症患者又は要介護者の退院調整の経験のある者又は介護支援専門員の資格を有する者であること。

- (5) 認知症ケアチームは、以下の業務を行うこと。

ア 認知症患者のケアに係るカンファレンスが週1回程度開催されており、チームの構成員及び当該患者の入院する病棟の看護師等、必要に応じて当該患者の診療を担う医師などが参加していること。

イ チームは、週1回以上、各病棟を巡回し、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況の把握や病棟職員への助言等を行うこと。

ウ チームにより、身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書（マニュアル）を作成し、保険医療機関内に周知し活用すること。なお、認知症ケアの実施状況等を踏まえ、定期的に当該手順書の見直しを行うこと。

エ せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。

オ チームにより、認知症患者に関わる職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修を定期的実施すること。

- (6) 認知症患者に関わる全ての病棟の看護師等は、原則として年に1回、認知症患者のアセスメントや看護方法等について、当該チームによる研修又は院外の研修を受講すること（ただし、既に前年度又は前々年度に研修を受けた看護師等にあつてはこの限りではない）。また、

原則として、全ての病棟（小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床は除く。）に、2の(4)に掲げる認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修又は院内研修を受けた看護師を1名以上配置することが望ましい。

(7) 当該保険医療機関において、当該チームが組織上明確に位置づけられていること。

2 認知症ケア加算2の施設基準

(1) 当該保険医療機関に、認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師又は認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する看護師であって、認知症看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師を配置すること。

(2) (1)に掲げる医師については、1の(2)を満たすものであること。また、(1)に掲げる認知症看護に係る適切な研修については、1の(3)の例による。

(3) 原則として、全ての病棟（小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床は除く。）に、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修を受けた看護師を3名以上配置すること。

(4) (3)に掲げる認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。ただし、(3)に掲げる3名以上の看護師のうち1名については、次の事項に該当する研修を受けた看護師が行う認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る院内研修の受講をもって満たすものとして差し支えない。

ア 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること（修了証が交付されるもの）。

イ 認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習は、次の内容について9時間以上含むものであること。

(イ) 認知症の原因疾患と病態・治療

(ロ) 入院中の認知症患者に対する看護に必要なアセスメントと援助技術

(ハ) コミュニケーション方法及び療養環境の調整方法

(ニ) 行動・心理症状（BPSD）、せん妄の予防と対応法

(ホ) 認知症に特有な倫理的課題と意思決定支援

(5) (1)の医師又は看護師は、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況を定期的に把握し、病棟職員に対して必要な助言等を行うこと。

(6) (1)の医師又は看護師を中心として、身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書（マニュアル）を作成し、保険医療機関内に周知し活用すること。

(7) (1)の医師又は看護師を中心として、せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。

(8) (1)の医師又は看護師を中心として、認知症患者に関わる職員に対し、少なくとも年に1回は研修や事例検討会等を実施すること。

3 認知症ケア加算3の施設基準

(1) 2の(3)及び(4)の施設基準を満たしていること。

(2) 身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケ

アに関する手順書（マニュアル）を作成し、保険医療機関内に周知し活用すること。

- (3) せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。
- (4) 2の(3)に掲げる認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修を受けた看護師を中心として、病棟の看護師等に対し、少なくとも年に1回は研修や事例検討会等を実施すること。

4 届出に関する事項

- (1) 認知症ケア加算1の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の10を用いること。
- (2) 認知症ケア加算2又は3の届出は、保険医療機関単位で届け出るが、その際、小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床を除いて届け出ることができること。また、施設基準に係る届出は、別添7の様式40の11を用いること。

第26の6の2 せん妄ハイリスク患者ケア加算

1 せん妄ハイリスク患者ケア加算の施設基準

- (1) 「A100」一般病棟入院基本料（急性期病院一般入院基本料及び急性期一般入院基本料に限る。）、「A104」特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料又は「A317」特定一般病棟入院料を算定する病棟であること。
- (2) せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。

2 届出に関する事項

せん妄ハイリスク患者ケア加算に係る届出は別添7の2を用いること。

第26の7 精神疾患診療体制加算

1 精神疾患診療体制加算に関する施設基準

- (1) 内科及び外科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関の精神病床に係る許可病床数が当該保険医療機関全体の許可病床数の50%未満であること。
- (3) 24時間の救急医療提供として、以下のいずれかを満たしていること。

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に定める第2「入院を要する（第二次）救急医療体制」、第3「救命救急センター」、第4「高度救命救急センター」又は「周産期医療の体制構築に係る指針」に規定する総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関
イ アと同様に24時間の救急患者を受け入れている保険医療機関

2 届出に関する事項

精神疾患診療体制加算に係る届出は別添7の様式40の12を用いること。

第26の8 精神科急性期医師配置加算

1 通則

当該病棟における常勤の医師は、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1以上配置されていること。なお、当該病棟における常勤の医師は、他の病棟に配置される医師と兼任はできない。

2 精神科急性期医師配置加算1に関する施設基準

- (1) 措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院の決定を受けた者（以下「医療観察法入院患者」という。）及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち6割以上が入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。また、「A311-2」精神科急性期治療病棟入院料においては、退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。
- (2) 当該保険医療機関においてクロザピンを新規に導入した実績が過去5年間に15件又は過去1年間に3件以上であり、かつ、入院又は外来においてクロザピンを使用する患者数が年間に6人以上であること。
- (3) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における外来診療（電話等再診を除く。）件数が年間20件以上であり、かつ、入院件数が年間8件以上であること。
- (4) 当該病棟に常勤の精神保健指定医が2名以上配置されていること。

3 精神科急性期医師配置加算2のイに関する施設基準

「A103」精神病棟入院基本料（10対1入院基本料、13対1入院基本料及び15対1入院基本料に限る。）及び「A104」特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）を算定する病棟については、以下の要件を満たしていること。

- (1) 精神病床を除く当該保険医療機関全体の許可病床数が100床（「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあつては80床）以上であつて、内科、外科、耳鼻科、眼科、整形外科及び精神科を標榜する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関の精神病床に係る許可病床数が当該保険医療機関全体の許可病床数の50%未満かつ届出を行っている精神病棟が2病棟以下であること。
- (3) 24時間の救急医療提供として、以下のいずれかを満たしている保険医療機関であること。
 - ア 「救急医療対策事業実施要綱」に定める第2「入院を要する（第二次）救急医療体制」、第3「救命救急センター」、第4「高度救命救急センター」又は「周産期医療の体制構築に係る指針」に規定する総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関
 - イ アと同様に24時間の救急患者を受け入れている保険医療機関
- (4) 「A230-4」精神科リエゾンチーム加算に係る届出を行っていること。
- (5) 当該病棟の直近3か月間の新規入院患者の5%以上が入院時に「A230-3」精神科身体合併症管理加算の対象となる患者であること。
- (6) 当該保険医療機関の精神科医が、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターにより搬送された患者であつて、身体疾患又は負傷とともに精神疾患又はせん妄・抑うつを有する者を速やかに診療できる体制を有し、当該保険医療機関到着後12時間以内に毎月5人以上（直近3か月間の平均）診察していること。

4 精神科急性期医師配置加算 2 のロに関する施設基準

2 の(1)及び(3)を満たすものであること。

5 精神科急性期医師配置加算 3 に関する施設基準

(1) 措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち 4 割以上が入院日から起算して 3 月以内に退院し、自宅等へ移行すること。なお、入院後に要介護認定を申請し、介護老人保健施設、介護医療院又は特別養護老人ホーム等へと退院したものについては、入院日から起算して 4 月以内に退院した場合も、3 月以内に退院したものと同様として本号を適用する。また、当該要件にかかる留意点については 2 の(1)と同様であること。

(2) 当該保険医療機関においてクロザピンを新規に導入した実績が過去 5 年間に 10 件又は過去 1 年間に 2 件以上であり、かつ、入院又は外来においてクロザピンを使用する実患者数が年間に 4 人以上であること。

(3) 2 の(3)を満たすものであること。

6 届出に関する事項

精神科急性期医師配置加算に係る届出は別添 7 の様式 40 の 13 及び様式 53 を用いること。

第 26 の 9 排尿自立支援加算

1 排尿自立支援加算に関する施設基準

(1) 保険医療機関内に、以下から構成される排尿ケアに係るチーム（以下「排尿ケアチーム」という。）が設置されていること。

ア 下部尿路機能障害を有する患者の診療について経験を有する医師

イ 下部尿路機能障害を有する患者の看護に従事した経験を 3 年以上有し、所定の研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 下部尿路機能障害を有する患者のリハビリテーション等の経験を有する専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士

(2) (1)の アに掲げる医師は、3 年以上の勤務経験を有する泌尿器科の医師又は排尿ケアに係る適切な研修を修了した者であること。なお、他の保険医療機関を主たる勤務先とする医師（3 年以上の勤務経験を有する泌尿器科の医師又は排尿ケアに係る適切な研修を修了した医師に限る。）が対診等により当該チームに参画しても差し支えない。また、ここでいう適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること。

イ 下部尿路機能障害の病態、診断、治療、予防及びケアの内容が含まれるものであること。

ウ 通算して 6 時間以上のものであること。

(3) (1)の イに掲げる所定の研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること。

イ 下部尿路機能障害の病態生理、その治療と予防、評価方法、排尿ケア及び事例分析の内容が含まれるものであること。

ウ 排尿日誌による評価、エコーを用いた残尿測定、排泄用具の使用、骨盤底筋訓練及び自己導尿に関する指導を含む内容であり、下部尿路機能障害患者の排尿自立支援について十分な知識及び経験のある医師及び看護師が行う演習が含まれるものであること。

エ 通算して16時間以上のものであること。

- (4) 排尿ケアチームの構成員は、「B005-9」外来排尿自立指導料に規定する排尿ケアチームの構成員と兼任であっても差し支えない。
- (5) 排尿ケアチームは、対象となる患者抽出のためのスクリーニング及び下部尿路機能評価のための情報収集（排尿日誌、残尿測定）等の排尿ケアに関するマニュアルを作成し、当該保険医療機関内に配布するとともに、院内研修を実施すること。
- (6) 包括的排尿ケアの計画及び実施に当たっては、下部尿路機能の評価、治療及び排尿ケアに関するガイドライン等を遵守すること。

2 届出に関する事項

当該加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の14を用いること。

第26の10 地域医療体制確保加算

1 地域医療体制確保加算1に関する施設基準

- (1) 「A100」一般病棟入院基本料（地域一般入院基本料を除く。）、「A102」結核病棟入院基本料（7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。）、「A103」精神病棟入院基本料（10対1入院基本料又は13対1入院基本料であって精神病棟看護・多職種協働加算を算定する場合に限る。）、「A104」特定機能病院入院基本料（7対1入院基本料、10対1入院基本料又は13対1入院基本料であって精神病棟看護・多職種協働加算を算定する場合に限る。）、「A105」専門病院入院基本料（7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。）、「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料、「A302-2」新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、「A303」総合周産期特定集中治療室管理料、「A303-2」新生児治療回復室入院医療管理料、「A304」地域包括医療病棟入院料、「A305」一類感染症患者入院医療管理料、「A307」小児入院医療管理料（小児入院医療管理料5を除く。）、「A311」精神科救急急性期医療入院料又は「A311-3」精神科救急・合併症入院料を算定する病棟であること。
- (2) 以下のいずれかを満たしていること。
 - ア 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で2,000件以上であること。
 - イ 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上であり、かつ、「A237」ハイリスク分娩等管理加算（ハイリスク分娩管理加算に限る。）若しくは「A303」総合周産期特定集中治療室管理料又は「A301-4」小児特定集中治療室管理料若しくは「A302」新生児特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
 - ウ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」（平成29年3月31日医政地発0331第3号）に規定する総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターのいずれかであること。
- (3) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備しているこ

と。なお、急性期総合体制加算、医師事務作業補助体制加算又は急性期看護補助体制加算等を届け出ている保険医療機関において、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制又は看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備する場合は、当該加算に係る体制と合わせて整備して差し支えない。

ア 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

イ 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況を把握していること。

ウ 当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

エ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

- (4) 医師の労働時間について、原則として、タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。また、当該保険医療機関に勤務する医療法施行規則第63条に定める特定地域医療提供医師及び連携型特定地域医療提供医師（以下、この項において、「特定対象医師」という。）の1年間の時間外・休日労働時間が、原則として、次のとおりであること。ただし、1年間の時間外・休日労働時間が次のとおりでない特定対象医師がいる場合において、その理由、改善のための計画を当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示する等の方法で公開した場合は、その限りでないこと。

ア 令和8年度においては、1635時間以下

イ 令和9年度においては、1560時間以下

- (5) (2)の救急医療に係る実績は、4月から翌年3月までの1年間における実績とし、当該要件及び他の要件を満たしている場合は、翌年度の4月1日から翌々年の3月末日まで所定点数を算定できるものとする。

2 地域医療体制確保加算2に関する施設基準

- (1) 1の(1)から(5)までを満たしていること。

- (2) 「A104」特定機能病院入院基本料（7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。）又は「A200」急性期総合体制加算を届け出ていること。

- (3) 全国的に若手の医師数が減少傾向にある消化器外科、心臓血管外科、小児外科及び循環器内科のうち、地域でも医師の確保が特に必要な診療科を3つ以内で特定し、特定した診療科（以下「特定診療科」という。）の医師及び医療提供体制の確保に関し以下の特別な配慮を行っていること。なお、実態として消化器外科、心臓血管外科又は小児外科を含む場合であって、当該診療科を他の外科系診療科と区別することが困難な場合には、外科系診療科全体を特定することとして差し支えないものとし、その場合にあっては、外科系診療科全体を2診療科として特定したものとする。

ア 手術及び高度な医療に関する機能分化並びに集約による地域医療の確保について、地域の他の保険医療機関と協議していること

イ 臨床研修終了後の研修(医師法第 16 条の 10 に規定する計画に定められた研修を含む。)を地域の他の保険医療機関と連携して行うなど、地域で協働して医師の育成を図るための取組を実施していること

ウ 特定診療科の医師の給与体系に他の診療科の医師とは異なる特別な配慮(休日手当、時間外手当、深夜手当、当直手当等の毎月決まって支給されない手当を含まず、特定診療科の医師のみを対象として毎月決まって支給されるものに限る。)を行っていること

(4) 特定診療科において、ア又はイの取組及びウ又はエの取組を実施していること。

ア 交代勤務制を導入しており、以下の(イ)から(ホ)までのいずれも実施していること。

(イ) 当該診療科に常勤の医師が 3 名以上配置されていること。

(ロ) 夜勤時間帯において、1 名以上の医師が勤務していること。

(ハ) 夜勤を行った医師については、翌日の日勤帯は、休日としていること。

(ニ) 日勤から連続して夜勤を行う場合は、当該夜勤時間帯に 2 名以上の医師が勤務していることとし、夜勤時間帯に、日勤から連続して勤務している者 1 名につき、4 時間以上の休憩を確保すること。

(ホ) 原則として、当該診療科において夜勤時間帯に行われる診療については、夜勤を行う医師のみによって実施されていること。ただし、同時に 2 列以上の手術を行う場合は、夜勤を行う医師以外の医師が行っても良い。

イ チーム制を導入しており以下の(イ)から(ハ)までのいずれも実施していること。

(イ) 休日、時間外又は深夜(以下「休日等」という。)において、2 名以上(当該診療科に配置されている医師の数が 5 名未満の場合は 1 名以上)の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。

(ロ) 休日等において、当該診療科における診療が必要な場合は、原則として緊急呼出し当番又は当直医(当該診療科以外の医師を含む。)が行うこと(ただし、当該診療科において、緊急手術を行う場合は、緊急呼出し当番以外の者が手術に参加しても良い。)

(ハ) 夜勤時間帯に緊急呼出し当番を行う者については、医療法第 123 条第 1 項に規定する特定対象医師であるかどうかにかかわらず、特定対象医師について医療法第 123 条第 1 項及び第 2 項に規定されているものと同様の休息時間を確保すること。また、特定対象医師について同条第 3 項に規定されているものと同様の休息時間を確保するよう配慮していること。

ウ 医師事務作業補助体制加算を届け出ており、当該加算において配置することとされている医師事務作業補助者が、全ての特定診療科の病棟又は外来等に配置されていること。

エ 各特定診療科の術前術後の管理等に携わる看護職員について集中治療、術後疼痛管理、呼吸ケア等、特定診療科に係る適切な研修を修了した者がいること。

3 届出に関する事項

地域医療体制確保加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 40 の 15 及び様式 40 の 16 を用いること。

第 26 の 11 協力対象施設入所者入院加算

1 協力対象施設入所者入院加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び入院受入体制等を確保していること。

ア 介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この項において「介護保険施設等」という。）から協力医療機関として定められている保険医療機関（以下この項において「協力医療機関である保険医療機関」という。）であること。なお、協力医療機関である保険医療機関は、介護保険施設等の入所者の病状が急変した場合等において、当該介護保険施設等の医師又は当該保険医療機関若しくはその他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として当該保険医療機関が受け入れる体制を確保していることについて、当該介護保険施設等と取り決めを行っていること。

イ 協力医療機関である保険医療機関において、24 時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定するとともに、当該担当者及び当該担当者と直接連絡がとれる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等について、事前に介護保険施設等の管理者等に対して、提供していること。この場合において連絡を受ける担当者とは当該保険医療機関の24 時間連絡を受けることができる部門を指定することで差し支えない。なお、担当者として個人を指定している場合であって、曜日、時間帯ごとに担当者が異なる場合には、それぞれ曜日、時間帯ごとの担当者及び当該担当者と直接連絡がとれる連絡先電話番号等を明示すること。

ウ 当該保険医療機関において、緊急時に介護保険施設等に入所する患者が入院できる病床を常に確保していること。ただし、当該保険医療機関が確保している病床を超える複数の患者の緊急の入院が必要な場合等、やむを得ない事情により当該保険医療機関に入院させることが困難な場合は、当該保険医療機関が当該患者に入院可能な保険医療機関を紹介すること。

- (2) 次のいずれかの要件を満たすもの。

ア 次のいずれにも該当していること。

(イ) 介護保険施設等において、診療を行う患者の診療情報及び病状急変時の対応方針等をあらかじめ患者の同意を得た上で当該介護保険施設等から協力医療機関である保険医療機関に適切に提供されており、必要に応じて入院受入れを行う保険医療機関に所属する保険医が I C T を活用して当該患者の診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有していること。

(ロ) 当該介護保険施設等と協力医療機関である保険医療機関において、介護保険施設等の入所者の病状が急変した場合等における対応方針等の共有を図るため、年1 回以上の頻度でカンファレンスを実施していること。

イ 当該介護保険施設等と協力医療機関である保険医療機関において、介護保険施設等の入所者の病状が急変した場合等における対応方針等の共有を図るため、年3 回以上の頻度でカンファレンスを実施していること。ただし、当該介護保険施設等において入院の必要性が認められた入所者の入院を、年に2 件以上（当該加算を算定する場合に限る。）受け入れた場合には、カンファレンスの実施は年に1 回以上の頻度であれば良いこととする。この場合において、入退院に際して当該介護保険施設等の職員と、入所者の急変時の対応方針及び診療又は入院依頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること。

- (3) (2) のアの(ロ) 及び(2) のイに規定するカンファレンスは、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。また、当該カンファレンスが別添3 の第26 の5 の1 の

- (5) に規定する入退院支援加算 1 における連携機関との面会を兼ねることは差し支えない。
- (4) 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び当該介護保険施設等の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (5) (4) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2 届出に関する事項

協力対象施設入所者入院加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 40 の 18 を用いること。

第 26 の 12 医療提供機能連携確保加算

1 医療提供機能連携確保加算

- (1) 別紙 3 に掲げる人口の少ない地域における、外来・在宅診療体制の確保に係る診療（入院中の患者以外の患者に対して行う診療に限る。）の実績として、以下のいずれかのうち 2 つ以上を満たしていること。なお、当該実績は、同一の二次医療圏において満たす必要がある。
- ア 当該地域に所在する他の保険医療機関に対して、常勤の医師を派遣して行う診療を実施した日数の合計が、直近 1 年間に 40 日以上であること。
- イ 当該地域に所在する他の保険医療機関に対して、当該保険医療機関に勤務する医師の休暇時等における代替医師を臨時に派遣して行う診療を実施した日数の合計が、直近 1 年間に 4 日以上であること。
- ウ 当該地域において、巡回診療を実施した日数の合計が、直近 1 年間に 20 日以上であること。
- エ 当該地域に居住する患者に対して、情報通信機器を用いて行う診療を実施した日数の合計が、直近 1 年間に 40 日以上であること。
- (2) (1) のア若しくはイに定める他の保険医療機関から紹介を受けた患者又は (1) のウ若しくはエによる診療を受けた日から 3 か月以内の患者であって、病状の急変等により緊急で入院が必要となったものの受入れを、前年度において 3 件以上実施していること。
- (3) 「救急医療対策事業実施要綱」に規定する第二次救急医療機関又は第三次救急医療機関であること。
- (4) 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制又は地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有若しくは閲覧できるネットワークを活用する体制を有することが望ましい。

2 届出に関する事項

- (1) 医療提供機能連携確保加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 40 の 19 を用いること。
- (2) 別紙 3 に掲げる人口の少ない地域の二次医療圏が再編統合された場合において、再編統合前の当該二次医療圏に所属する地域は、当該二次医療圏の再編統合後において当分の間、1 (1) に係る基準について、別紙 3 に掲げる人口の少ない地域であるものとみなす。その際、同一の二次医療圏に係る基準については、再編統合前の二次医療圏を単位とすることに留意すること。

第 26 の 13 精神科地域密着多機能体制加算

1 通則

- (1) 当該保険医療機関における許可病床数が 350 床以下であること。
- (2) 当該保険医療機関における許可病床数に占める精神病床の割合が、6 割 5 分以上であること。
- (3) 当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医が 2 名以上配置されていること。
- (4) 当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医のうち 2 名以上がそれぞれ以下のいずれかを満たすこと。

ア 精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務（措置診察等）について、都道府県に積極的に協力し、診察業務等を年 1 回以上行うこと。具体的には、都道府県に連絡先等を登録し、都道府県の依頼による公務員としての業務等に参画し、（イ）から（ホ）までのいずれかの診察あるいは業務を年 1 回以上行うこと。

（イ） 措置入院及び緊急措置入院時の診察

（ロ） 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察

（ハ） 精神医療審査会における業務

（ニ） 精神科病院への立入検査での診察

（ホ） その他都道府県の依頼による公務員としての業務

イ 保健所の精神科嘱託医を務めていること。

ウ 市町村の障害者総合支援法における支援区分に係る審査委員会の委員を務めていること。

- (5) 当該保険医療機関は次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定を受けている医療機関又は身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている医療機関であること。

イ 精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関であって、以下の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当すること。

（イ） 時間外、休日又は深夜における入院件数が年 4 件以上であること。そのうち 1 件以上は、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする。以下イにおいて同じ。）、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼であること。

（ロ） 時間外、休日又は深夜における外来対応件数が年 10 件以上であること。なお、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼の場合は、日中の対応であっても件数に含む。

- (6) 「A 2 4 6－2」精神科入退院支援加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (7) 「I 0 0 2」注 8 の療養生活継続支援加算を過去 3 か月間で月平均 3 回以上算定していること。
- (8) 当該保険医療機関の開設者が令和 8 年 4 月 1 日以降、半径 10 キロメートル以内に別の病院（精神病床を有するものに限る）を新たに開設していないこと。また、当該保険医療機関は、令和 8 年 4 月 1 日以降、半径 10 キロメートル以内の別の病院（精神病床を有するものに限る）の開設者によって新たに開設されていないこと。

2 精神科地域密着多機能体制加算 1 の施設基準

- (1) 当該保険医療機関における精神病床の許可病床数が 100 床以下であること。
- (2) 当該保険医療機関における精神病床の入院患者の平均在院日数が 150 日以内であること。
なお、当該平均在院日数の算定にあたっては、特定入院料を算定する患者も計算に含めること。
- (3) 当該保険医療機関の精神病床の許可病床数に占める、「A 3 1 2」精神療養病棟入院料又は「A 3 1 4」認知症治療病棟入院料を算定する病床数の割合が 3 割以下であること。
- (4) 当該保険医療機関における精神病床において、措置入院患者、鑑定入院患者又は医療観察法入院患者として当該保険医療機関に入院となった患者を除いた、令和 8 年 1 月 1 日以降に新たに入院となった患者のうち 6 割以上が、当該保険医療機関に入院した日から起算して 6 月以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。また、退院後に、第 2 部「通則 5」の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。
- (5) 次に掲げる項目のうちア又はイ及びウからカまでのいずれかを満たしていること。
- ア 当該保険医療機関において「I 0 1 2」精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）及び（Ⅲ）の算定回数が直近 3 か月間で 60 回以上であること。
- イ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションにおいて精神科訪問看護基本療養費の算定回数が直近 3 か月間で 300 回以上であること。
- ウ 当該保険医療機関において「B 0 1 5」精神科退院時共同指導料の算定回数が直近 3 か月間で 3 回以上であること。
- エ 当該保険医療機関において「I 0 0 2」通院・在宅精神療法の「2」の算定回数が直近 3 か月で 20 回以上であること。
- オ 当該保険医療機関において「I 0 1 6」精神科在宅患者支援管理料の算定回数が直近 3 か月間で 10 回以上であること。
- カ 当該保険医療機関において在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の合計算定回数が直近 3 か月間で 10 回以上であること。
- (6) 次のいずれかを満たすこと。
- ア 当該保険医療機関の開設者が、当該保険医療機関の所在する市区町村内または、当該保険医療機関から半径 10 キロメートル以内に、障害福祉サービス事業所等を開設していること。
- イ 当該保険医療機関の代表者が、当該保険医療機関の所在する市区町村内または、当該保険医療機関から半径 10 キロメートル以内に所在する障害福祉サービス事業所等の代表者を務めていること。
- (7) 当該保険医療機関に常勤の精神保健福祉士が 2 名以上配置されていること。ただし、病棟に配置されている精神保健福祉士（専任の場合を除く。）は当該要件で求めている精神保健福祉士に含めることができない。
- (8) 当該保険医療機関に常勤の作業療法士が 1 名以上配置されていること。ただし、病棟に配置されている作業療法士（専任の場合を除く。）は当該要件で求めている作業療法士に含め

ることができない。

- (9) 当該保険医療機関に常勤の公認心理師が1名以上配置されていること。ただし、病棟に配置されている公認心理師（専任の場合を除く。）は当該要件で求めている公認心理師に含めることができない。
- (10) 当該保険医療機関において、過去6か月間の「I O O 2」通院・在宅精神療法、「I O O 3-2」認知療法・認知行動療法を算定する患者の延べ診療月数を、当該保険医療機関の精神病床の許可病床数で除した数が36以上であること。

3 精神科地域密着多機能体制加算2の施設基準

- (1) 当該保険医療機関における精神病床の入院患者の平均在院日数が150日以内であること。
なお、当該平均在院日数の算定にあたっては、特定入院料を算定する患者も計算に含めること。
- (2) 次のいずれかを満たすこと。
 - ア 当該保険医療機関における精神病床の許可病床数が101床以上150床以下であること。
 - イ 当該保険医療機関における精神病床の許可病床数が151床以上250床以下であり、以下を全て満たすこと。
 - (イ) 以下で算出される値が0.95以下であること。
$$\frac{\text{届出前月末日時点での精神病床の許可病床数}}{\text{届出前月から3年前の日の属する年度の1日当たりの精神病床における入院料算定患者数}}$$
 - (ロ) 届出から1年が経過するごとに以下で算出される数値が0.95以下であること。
$$\frac{\text{当該月の末日時点での精神病床の許可病床数}}{\text{当該月の末日から3年前の日の属する年度の1日あたりの精神病床における入院料算定患者数}}$$
- (3) 当該保険医療機関の精神病床の許可病床数に占める、「A 3 1 2」精神療養病棟入院料又は「A 3 1 4」認知症治療病棟入院料を算定する病床数の割合が3割以下であること。
- (4) 2の(4)から(10)を満たしていること。

4 精神科地域密着多機能体制加算3の施設基準

- (1) 当該保険医療機関における精神病床の入院患者の平均在院日数が250日以内であること。
なお、当該平均在院日数の算定にあたっては、特定入院料を算定する患者も計算に含めること。
- (2) 当該保険医療機関における精神病床の許可病床数が250床以下であり、以下を全て満たすこと。
 - ア 以下で算出される値が0.97以下であること。
$$\frac{\text{届出前月末日時点での精神病床の許可病床数}}{\text{届出前月から3年前の日の属する年度の1日当たりの精神病床における入院料算定患者数}}$$
 - イ 届出時の精神病床の許可病床数を上回っていないこと。また、届出から1年が経過するごとに以下で算出される数値が0.95以下であること。
$$\frac{\text{当該月の末日時点での精神病床の許可病床数}}{\text{当該月の末日から3年前の時点での精神病床の許可病床数}}$$
- (3) 当該保険医療機関の精神病床の許可病床数に占める、「A 3 1 2」精神療養病棟入院料を算定する病床数の割合が3割以下であること。
- (4) 当該保険医療機関に常勤の精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師が合計2名以上配

置されていること。ただし、病棟に配置されている精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師（専任の場合を除く。）は当該要件で求めている精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師に含めることができない。

（５） 当該保険医療機関において、過去６か月間の「Ｉ００２」通院・在宅精神療法、「Ｉ００３－２」認知療法・認知行動療法を算定する患者の延べ診療月数を、当該保険医療機関の精神病床の許可病床数で除した数が２７以上であること。

（６） ２の（５）または（６）を満たしていること。

５ 届け出に関する事項

精神科地域密着多機能体制加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式４０の２０を用いること。

第２７ 地域歯科診療支援病院入院加算

１ 地域歯科診療支援病院入院加算に関する施設基準

（１） 歯科診療報酬点数表の初診料の注２に規定する地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準の届出を行った病院である保険医療機関であって、次の要件を満たしていること。

ア 連携する別の保険医療機関において歯科診療報酬点数表の「Ａ０００」初診料の「注６」又は「Ａ００２」再診料の「注４」に規定する加算を算定している患者若しくは歯科訪問診療料を算定している患者に対して、入院して歯科診療を行う体制を確保していること。

イ 連携する別の保険医療機関との調整担当者を１名以上配置していること。

（２） 地域において歯科訪問診療を実施している別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

２ 届出に関する事項

地域歯科診療支援病院入院加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式４１を用いること。

人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域

人事院規則九―四九第 2 条に規定する地域

級地区分	都 道 府 県	地 域
1 級地	東京都	特別区
2 級地	茨城県	つくば市
	東京都	特別区以外の地域
	神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市
	大阪府	大阪市、吹田市
3 級地	茨城県	取手市、守谷市
	埼玉県	さいたま市、志木市、和光市
	千葉県	千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市
	神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市以外の地域
	静岡県	裾野市
	愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市
	大阪府	大阪市、吹田市以外の地域
	兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市
4 級地	宮城県	仙台市、多賀城市
	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市
	埼玉県	川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市
	千葉県	市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市
	静岡県	静岡市
	愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市以外の地域
	三重県	四日市市、鈴鹿市
	滋賀県	大津市、草津市、栗東市
	京都府	全域
	兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市
	奈良県	奈良市、大和郡山市、天理市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市、春日市、福津市
5 級地	北海道	札幌市
	茨城県	つくば市、取手市、守谷市、水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市以外の地域
	栃木県	全域
	群馬県	前橋市、高崎市、太田市
	埼玉県	さいたま市、志木市、和光市、川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市以外の地域

千葉県	千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市以外の地域
富山県	富山市
石川県	金沢市
山梨県	甲府市
長野県	長野市、松本市、塩尻市
岐阜県	岐阜市
静岡県	裾野市、静岡市以外の地域
三重県	四日市市、鈴鹿市以外の地域
滋賀県	大津市、草津市、栗東市以外の地域
兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市、神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市以外の地域
奈良県	奈良市、大和郡山市、天理市以外の地域
和歌山県	和歌山市、橋本市
岡山県	岡山市、倉敷市
広島県	広島市以外の地域
香川県	高松市
福岡県	福岡市、春日市、福津市以外の地域

備考 この表の「地域」欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

人事院規則で定める地域に準じる地域

級地区分	都道府県	地 域
3級地	埼玉県	蕨市
	千葉県	習志野市、我孫子市
	愛知県	日進市
	京都府	長岡京市
4級地	埼玉県	狭山市、新座市、桶川市、富士見市、鶴ヶ島市、ふじみ野市
	千葉県	八千代市、四街道市
	兵庫県	高砂市
5級地	宮城県	富谷市

この表の「地域」欄に掲げる地域については、「人事院規則で定める地域」において該当する級地区分に関わらず、この表に定める級地区分に該当することとして扱う。

備考 この表の「地域」欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は村の同日における区域によって示された地域を示し、その後

におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別紙 1－2

令和 9 年 5 月 31 日までの間、級地の調整を行う地域

令和 9 年 5 月 31 日 までの 級地区分	令和 9 年 6 月 1 日 以降の 級地区分	都道府県	地 域
3 級地	2 級地	東京都	三鷹市、小金井市、東大和市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日ノ出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	4 級地	愛知県	大府市
4 級地	3 級地	埼玉県	蕨市
		千葉県	我孫子市
		神奈川県	逗子市、三浦市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
		静岡県	裾野市
		京都府	長岡京市
		大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
	5 級地	茨城県	稲敷市、つくばみらい市、阿見町
		兵庫県	猪名川町
		奈良県	生駒市、平群町、川西町
		広島県	府中町
5 級地	4 級地	埼玉県	ふじみ野市
		愛知県	大治町、南知多町、美浜町、設楽町、東栄町、豊根村
		京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、大山崎町、京丹波町、伊根町、与謝野町
	対象外地域	宮城県	七ヶ浜町、利府町
		群馬県	明和町
		和歌山県	紀の川市、岩出市、かつらぎ町
		佐賀県	佐賀市

別紙 2

医療を提供しているが、医療資源の少ない地域

都道府県	二次医療圏	市 町 村
北海道	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
	遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
青森県	西北五地域	五所川原市、つがる市、鯹ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
岩手県	岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
	気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町
	久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
	二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
秋田県	県南	大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村
山形県	最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
埼玉県	秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
新潟県	魚沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
	佐渡	佐渡市
石川県	能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
福井県	奥越	大野市、勝山市
山梨県	峡南	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
岐阜県	飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	湖西	高島市
奈良県	南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

兵庫県	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
島根県	雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町
	大田	大田市、川本町、美郷町、邑南町
	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	真庭	真庭市、新庄村
香川県	小豆	小豆郡（土庄町、小豆島町）
長崎県	五島	五島市
	上五島	小値賀町、新上五島町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
鹿児島県	熊毛	西之表市、熊毛郡（中種子町、南種子町、屋久島町）
	奄美	奄美市、大島郡（大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町）
沖縄県	宮古	宮古島市、多良間村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

上記のほか、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

別紙 3

人口の少ない地域

都道府県	二次医療圏	市町村
北海道	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	北渡島檜山	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	南空知	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
	中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	北空知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
	西胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
	上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
	遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
青森県	西北五地域	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	上十三地域	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
	下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
岩手県	胆江	奥州市、金ヶ崎町
	両磐	一関市、平泉町
	気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町
	釜石	釜石市、大槌町
	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村

	久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
	二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
宮城県	仙南	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
山形県	最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
福島県	県南	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
	相双	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村
栃木県	県西	鹿沼市、日光市
群馬県	藤岡	藤岡市、上野村、神流町
	富岡	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
	吾妻	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	沼田	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
埼玉県	秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
新潟県	魚沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
	佐渡	佐渡市
富山県	新川	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
	砺波	砺波市、小矢部市、南砺市
石川県	能登中部	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
	能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
福井県	奥越	大野市、勝山市
	丹南	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
	嶺南	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
山梨県	峡東	山梨市、笛吹市、甲州市
	峡南	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
	富士・東部	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
長野県	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
	木曽	上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
	大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村

	北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
岐阜県	飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
静岡県	賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	湖北	長浜市、米原市
	湖西	高島市
京都府	丹後	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
	中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市
	南丹	亀岡市、南丹市、京丹波町
兵庫県	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	丹波	丹波篠山市、丹波市
奈良県	南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
	有田	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
	御坊	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
	田辺	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
	新宮	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
島根県	雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町
	大田	大田市、川本町、美郷町、邑南町
	浜田	浜田市、江津市
	益田	益田市、津和野町、吉賀町
	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	高梁・新見	高梁市、新見市
	真庭	真庭市、新庄村
	津山・英田	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
広島県	備北	三次市、庄原市
山口県	岩国	岩国市、和木町
	柳井	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
	長門	長門市
	萩	萩市、阿武町
徳島県	南部	小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
	西部	美馬市、つるぎ町、三好市、東みよし町
香川県	小豆	土庄町、小豆島町
愛媛県	宇摩	四国中央市

	八幡浜・大洲	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
	宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	安芸	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
	高幡	須崎市、中土佐町、禰原町、津野町、四万十町
	幡多	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
長崎県	五島	五島市
	上五島	小値賀町、新上五島町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
熊本県	鹿本	山鹿市
	阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村
	八代	八代市、氷川町
	芦北	水俣市、芦北町、津奈木町
	球磨	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
	天草	上天草市、天草市、苓北町
大分県	南部	佐伯市
	豊肥	竹田市、豊後大野市
	西部	日田市、九重町、玖珠町
	北部	中津市、豊後高田市、宇佐市
宮崎県	延岡西臼杵	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
	日南串間	日南市、串間市
	西諸	小林市、えびの市、高原町
	西都児湯	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
	日向入郷	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
鹿児島県	南薩	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
	川薩	薩摩川内市、さつま町
	出水	阿久根市、出水市、長島町
	曾於	曾於市、志布志市、大崎町
	肝属	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
	熊毛	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
	奄美	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

上記のほか、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

別紙 4

人口 20 万人未満の地域（急性期病院一般入院基本料及び急性期総合体制加算の施設基準に規定するもの）

都道府県	二次医療圏	市町村
北海道	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	北渡島檜山	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
	中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	北空知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
	西胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
	上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
	遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
青森県	西北五地域	五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	上十三地域	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
	下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
岩手県	胆江	奥州市、金ヶ崎町
	両磐	一関市、平泉町
	気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町
	釜石	釜石市、大槌町
	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
	久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
	二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

宮城県	仙南	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
山形県	最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
福島県	県南	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
	相双	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村
栃木県	県西	鹿沼市、日光市
	県東	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
群馬県	渋川	渋川市、榛東村、吉岡町
	藤岡	藤岡市、上野村、神流町
	富岡	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
	吾妻	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	沼田	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
	桐生	桐生市、みどり市
埼玉県	秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
千葉県	安房	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
新潟県	魚沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
	佐渡	佐渡市
富山県	新川	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
	砺波	砺波市、小矢部市、南砺市
石川県	能登中部	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
	能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
福井県	奥越	大野市、勝山市
	丹南	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
	嶺南	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
山梨県	峡東	山梨市、笛吹市、甲州市
	峡南	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
	富士・東部	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
長野県	上小	上田市、東御市、青木村、長和町
	諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村

	飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
	木曾	上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町
	大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
	北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
岐阜県	飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
静岡県	賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
	熱海伊東	熱海市、伊東市
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	甲賀	甲賀市、湖南市
	湖東	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	湖北	長浜市、米原市
	湖西	高島市
京都府	丹後	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
	中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市
	南丹	亀岡市、南丹市、京丹波町
	山城南	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
兵庫県	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	丹波	丹波篠山市、丹波市
	淡路	洲本市、南あわじ市、淡路市
奈良県	東和	天理市、桜井市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村
	南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	那賀	紀の川市、岩出市
	橋本	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
	有田	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
	御坊	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
	田辺	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
	新宮	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
島根県	雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町
	出雲	出雲市
	大田	大田市、川本町、美郷町、邑南町
	浜田	浜田市、江津市
	益田	益田市、津和野町、吉賀町
	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	高梁・新見	高梁市、新見市

	真庭	真庭市、新庄村
	津山・英田	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
広島県	広島西	大竹市、廿日市市
	備北	三次市、庄原市
山口県	岩国	岩国市、和木町
	柳井	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
	長門	長門市
	萩	萩市、阿武町
徳島県	南部	小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
	西部	美馬市、つるぎ町、三好市、東みよし町
香川県	小豆	土庄町、小豆島町
愛媛県	宇摩	四国中央市
	今治	今治市、上島町
	八幡浜・大洲	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
	宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	安芸	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
	高幡	須崎市、中土佐町、禰原町、津野町、四万十町
	幡多	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	宗像	宗像市、福津市
	朝倉	朝倉市、筑前町、東峰村
	八女・筑後	八女市、筑後市、広川町
	飯塚	飯塚市、嘉麻市、桂川町
	直方・鞍手	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
	田川	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
	京築	行橋市、豊前市、荏田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	東部	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町
	北部	唐津市、玄海町
	西部	伊万里市、有田町
	南部	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	県南	島原市、雲仙市、南島原市
	五島	五島市
	上五島	小値賀町、新上五島町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
熊本県	宇城	宇土市、宇城市、美里町

	有明	荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町
	鹿本	山鹿市
	菊池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村
	八代	八代市、氷川町
	芦北	水俣市、芦北町、津奈木町
	球磨	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
	天草	上天草市、天草市、苓北町
大分県	東部	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
	南部	佐伯市
	豊肥	竹田市、豊後大野市
	西部	日田市、九重町、玖珠町
	北部	中津市、豊後高田市、宇佐市
宮崎県	都城北諸県	都城市、三股町
	延岡西臼杵	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
	日南串間	日南市、串間市
	西諸	小林市、えびの市、高原町
	西都児湯	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
	日向入郷	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
鹿児島県	南薩	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
	川薩	薩摩川内市、さつま町
	出水	阿久根市、出水市、長島町
	曾於	曾於市、志布志市、大崎町
	肝属	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
	熊毛	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
	奄美	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
	宮古	宮古島市、多良間村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

別紙 5

離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島の地域に該当する地域であって、離島のみで構成されている二次医療圏

都道府県	二次医療圏	市町村
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
新潟県	佐渡	佐渡市
島根県	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
香川県	小豆	土庄町、小豆島町
長崎県	五島	五島市
	上五島	小値賀町、新上五島町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
鹿児島県	熊毛	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
	奄美	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	宮古	宮古島市、多良間村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

別添 4

特定入院料の施設基準等

特定入院料に関する施設基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。

- 1 特定入院料の施設基準に係る届出は、各入院料につき個別に規定するもののほか、別添 7 の様式 5、様式 6 及び様式 7 を用いること。
- 2 特定入院料の施設基準は、治療室、病床又は病棟ごとに要件を満たすことが必要であること。
- 3 特定入院料を算定する病棟及び治療室等のみの保険医療機関又は特定入院料を算定する病棟及び治療室等以外に算定する入院基本料等が特別入院基本料等のみの保険医療機関において、届出及び算定可能な特定入院料は、回復期リハビリテーション病棟入院料 1、2、3、4 及び 5 並びに回復期リハビリテーション入院医療管理料、地域包括ケア病棟入院料 1、2、3 及び 4（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）、地域包括医療病棟入院料 1 及び 2、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料 1 及び 2、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料 1 及び 2、地域移行機能強化病棟入院料、特定一般病棟入院料 1 及び 2、小児入院医療管理料 5、特殊疾患病棟入院料 1 及び 2、緩和ケア病棟入院料 1 及び 2、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料に限る。このうち精神科急性期治療病棟入院料 1 及び 2 は、他の特定入院料を届け出ている場合に限る。なお、小児入院医療管理料 5、特殊疾患病棟入院料 1 及び 2、緩和ケア病棟入院料 1 及び 2、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料については、当該保険医療機関において、このうち 2 種類の特定入院料まで、かつ、これらの届出病床数の合計が 20 床までに限るものであること。
- 4 一病棟において届け出ることができる特定入院料の種別は 2 までに限るものであること。
- 5 在宅等に退院するものの割合その他の患者の割合の計算は、特に規定する場合を除き、特定入院料を算定する病棟内に他の特定入院料を算定する病床若しくは病室がある場合の当該病床又は病室に入院する患者及び「A 4 0 0」に規定する短期滞在手術等基本料を算定する患者を除いて行うこと。

第 1 救命救急入院料

1 救命救急入院料 1 に関する施設基準

- (1) 専任の医師が、午前 0 時より午後 12 時までの間常に（以下「常時」という。）救命救急治療室内に勤務しているとともに、手術に必要な麻酔科医等が緊急時に速やかに対応できる体制がとられていること。なお、当該専任の医師は、宿日直を行う医師ではないこと。ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。
- (2) 重篤な救急患者に対する手術等の診療体制に必要な看護師が常時治療室内に勤務していること。
- (3) 重篤な救急患者に対する医療を行うのに必要な次に掲げる装置及び器具を治療室内に常時備え付けていること。ただし、ウからカまでについては、当該保険医療機関内に備え、必要な際に迅速に使用でき、緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
ア 救急蘇生装置（気管挿管セット、人工呼吸装置等）

- イ 除細動器
- ウ ペースメーカー
- エ 心電計
- オ ポータブルエックス線撮影装置
- カ 呼吸循環監視装置

- (4) 自家発電装置を有している病院であつて、当該病院において電解質定量検査及び血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。なお、当該治療室以外の病床を有しない病院は、一般病棟入院基本料の届出も同時に行うこと。
- (5) 当該治療室専任の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での勤務及び宿日直を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。
- (6) 「A 2 3 4」に掲げる医療安全対策加算 1 の届出を行っていること。
- (7) 当該病院において救急時医療情報閲覧機能を有していること。
- (8) 特定集中治療室管理料 1 の (6) 、 (8) 及び (11) 並びに特定集中治療室管理料 2 の (2) 及び (5) の施設基準を満たすものであること。

2 救命救急入院料 2 に関する施設基準

- (1) 救命救急入院料 1 の (1) から (7) までの施設基準を満たすこと。
- (2) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添 6 の別紙 18 の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて測定し評価すること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外すること。なお、別添 6 の別紙 18 の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」の B 項目の患者の状況等については、ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る基準には用いないが、当該評価票を用いて評価を行っていること。
- (3) ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入は、院内研修を受けた者が行うものであること。ただし、別添 6 の別紙 18 の別表 1 に掲げる「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。なお、実際に患者の重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で確認を行うこと。

3 救命救急入院料の「注 1」に掲げる算定上限日数に係る施設基準

- (1) 当該治療室において、「注 8」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算又は「注 9」に掲げる早期栄養介入管理加算の届出を行っていること。
- (2) 当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。

4 救命救急入院料の「注 2」に規定する精神疾患診断治療初回加算の「イ」に関する施設基準

- (1) 自殺企図等により入院となった患者に対する生活上の課題等について指導等を行うための適切な研修を修了した専任の常勤医師が 1 名以上配置されていること。なお、週 3 日以上常

態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（自殺企図等により入院となった患者に対する生活上の課題等について指導等を行うための適切な研修を修了した医師に限る。）を 2 名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (2) 自殺企図等により入院となった患者に対する生活上の課題等について指導等を行うための適切な研修を修了した専任の常勤看護師、専任の常勤作業療法士、専任の常勤精神保健福祉士、専任の常勤公認心理師又は専任の常勤社会福祉士が、1 名以上配置されていること。

- (3) (1)及び(2)における適切な研修とは、次のものをいうこと。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（16 時間以上の研修期間であるもの）。

イ 講義及び演習により次の内容を含むものであること。

- (イ) 自殺死亡者及び自殺企図後の患者についての基本的事項
- (ロ) 救急搬送された自殺企図後の患者のケースマネジメントの概要
- (ハ) 自殺企図のリスク因子と防御因子について
- (ニ) 自殺企図後の患者とのコミュニケーション技法について
- (ホ) 初回ケースマネジメント面接について
- (ヘ) 定期ケースマネジメントについて
- (ト) ケースマネジメントの終了について
- (チ) インシデント対応について
- (リ) ポストベンションについて
- (ヌ) チーム医療とセルフケアについて

ウ 研修にはグループワークや、救急搬送された自殺企図後の患者のケースマネジメントを豊富に経験している者による実技指導やロールプレイ等を含むこと。

5 救命救急入院料の「注 3」に掲げる加算の施設基準

- (1) 救急体制充実加算 1 の施設基準

「救命救急センターの新しい充実段階評価について」（令和 8 年 1 月 26 日医政地発 0126 第 1 号。以下「新評価基準」という。）の救命救急センターの評価基準に基づく評価が充実段階 S であるものであること。

- (2) 救急体制充実加算 2 の施設基準

新評価基準の救命救急センターの評価基準に基づく評価が充実段階 A であるものであること。

- (3) 救急体制充実加算 3 の施設基準

新評価基準の救命救急センターの評価基準に基づく評価が充実段階 B であるものであること。

6 救命救急入院料の「注 4」に掲げる加算の施設基準

「救急医療対策事業実施要綱」第 4 に規定する高度救命救急センターであること。

7 救命救急入院料の「注 6」に掲げる小児加算の施設基準

専任の小児科の医師が常時配置されている保険医療機関であること。

8 救命救急入院料の「注 8」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算の施設基準

- (1) 当該治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームが設置されていること。
- ア 集中治療に関する5年以上の経験を有する専任の医師
 - イ 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師
 - ウ 急性期医療を提供する保険医療機関において5年以上従事した経験を有する専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士
- (2) 当該保険医療機関内に「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料又は「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料を届け出た病棟（以下「特定集中治療室等」という。）が複数設置されている場合、(1)に規定するチームが複数の特定集中治療室等の早期離床・リハビリテーションに係るチームを兼ねることは差し支えない。
- (3) (1)のイに掲げる専任の医師は、特定集中治療室等に配置される医師が兼ねることは差し支えない。また、特定集中治療室等を複数設置している保険医療機関にあつては、当該専任の医師が配置される特定集中治療室等の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、別の特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。
- (4) (1)のイに掲げる集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修とは、国又は医療関係団体等が主催する600時間以上の研修（修了証が交付されるもの）であり、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修であること。
- (5) (1)のイに掲げる専任の常勤看護師は、第2の1の(2)の看護師が兼ねることは差し支えない。また、特定集中治療室等を複数設置している保険医療機関にあつては、当該看護師が配置される特定集中治療室等の患者の看護に支障がない体制を確保している場合は、別の特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。
- (6) (1)のウに掲げる専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士は特定集中治療室等を有する保険医療機関で5年以上の経験を有すること。ただし、特定集中治療室等を有する保険医療機関での経験が5年に満たない場合は、回復期リハビリテーション病棟に専従で勤務した経験とあわせて5年以上であっても差し支えない。
- (7) 救命救急入院料を算定する病室における早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルを整備していること。なお、早期離床・リハビリテーションの実施状況等を踏まえ、定期的に当該プロトコルの見直しを行うこと。
- (8) 「H000」心大血管疾患リハビリテーション料、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料又は「H003」呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- 9 救命救急入院料の「注9」に掲げる早期栄養介入管理加算の施設基準
- (1) 当該治療室に次の要件を満たす管理栄養士が専任で配置されていること。
- ア 別添3の第19の1の(3)に規定する研修を修了し、栄養サポートチームにおいて栄養管

理に係る３年以上の経験を有すること

イ 集中治療を必要とする患者の栄養管理に係る３年以上の経験を有すること

(2) (1)に掲げる管理栄養士は、以下の知識及び技能を有していることが望ましい。

ア 当該治療室への入室翌日までに入室患者全員の栄養スクリーニングを実施し、重点的な栄養管理を必要とする患者を特定することができること

イ 腸管機能として腸蠕動音、鼓音及び腹部膨満等を確認するとともに、Refeeding Syndrome、Over feeding についてのアセスメント及びモニタリングをすることができること

ウ 栄養管理に係る計画及び治療目的を多職種と共有し、アセスメントによって把握された徴候及び症状を勘案し、可能な限り入院前の日常生活機能等に近づけるよう栄養補給について立案することができること

エ 経腸栄養投与継続が困難と評価した場合は、担当医に報告し、栄養管理に係る計画を再考することができること

オ 経口摂取移行時においては、摂食嚥下機能について確認し、必要に応じて言語聴覚士等との連携を図ることができること

(3) 救命救急入院料を算定する一般病床の治療室における専任の管理栄養士の数は、当該治療室の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。複数の治療室を有する保険医療機関において、専任の管理栄養士は、複数の治療室を担当することは可能であるが、その場合であっても、専任の管理栄養士の数は、当該加算を届け出る治療室の入院患者の数の合計数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

(4) 当該治療室において、早期から栄養管理を実施するため日本集中治療医学会の「日本版重症患者の栄養療法ガイドライン」を参考にして院内において栄養管理に係る手順書を作成し、それに従って必要な措置が実施されていること。また、栄養アセスメントに基づく計画を対象患者全例について作成し、必要な栄養管理を行っていること。

10 救命救急入院料の「注11」に掲げる重症患者対応体制強化加算の施設基準

(1) 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了した専従の常勤看護師（以下この項において「常勤看護師」という。）が当該治療室内に1名以上配置されていること。なお、ここでの「適切な研修」とは、国又は医療関係団体等が主催する600時間以上の研修（修了証が交付されるものに限る。）であり、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修であること。

(2) 救命救急入院料1又は特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関において5年以上勤務した経験を有する専従の常勤臨床工学技士が当該治療室内に1名以上配置されていること。

(3) 常勤看護師のほか、集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を3年以上有する看護師が当該治療室内に2名以上配置されていること。

(4) (3)に規定する看護師は、集中治療を必要とする患者の看護に関する以下のいずれかの研修を受講すること。なお、当該研修を既に修了している場合においては、(5)に示す院内研修の講師や、(6)に示す地域の医療機関等が主催する集中治療を必要とする患者の看護に関

する研修の講師として参加すること。

ア 国又は医療関係団体等が主催する 600 時間以上の研修（修了証が交付されるものに限る。）であって、講義及び演習により集中治療を要する患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修

イ 保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修

- (5) 当該保険医療機関の医師、(3)に規定する看護師又は臨床工学技士により、集中治療を必要とする患者の看護に従事する看護職員を対象とした院内研修を、年 1 回以上実施すること。なお、院内研修は重症患者への看護実践のために必要な知識・技術の習得とその向上を目的とした研修であり、講義及び演習に、次のいずれの内容も含むものであること。

ア 重症患者の病態生理、全身管理の知識・看護

イ 人工呼吸器又は体外式膜型人工肺（ECMO）を用いた重症患者の看護の実際

- (6) (3)に規定する看護師は、地域の医療機関等が主催する集中治療を必要とする患者の看護に関する研修に講師として参加するなど、地域における集中治療の質の向上を目的として、地域の医療機関等と協働することが望ましい。

- (7) (3)に規定する看護師の研修の受講状況や(6)に規定する地域活動への参加状況について記録すること。

- (8) 新興感染症の発生等の有事の際に、都道府県等の要請に応じて、他の医療機関等の支援を行う看護師が 2 名以上確保されていること。なお、当該看護師は、(3)に規定する看護師であることが望ましいこと。

- (9) 「A 2 3 4 - 2」感染対策向上加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関であり、かつ、以下のいずれかを満たしていること。

ア 特定機能病院であること。

イ 「A 2 0 0」急性期総合体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

- (10) (3)に規定する看護師は、当該治療室の施設基準に係る看護師の数に含めないこと。

- (11) (3)に規定する看護師が当該治療室以外の治療室又は病棟において勤務した場合、勤務した治療室又は病棟の施設基準に係る看護師の数に含めないこと。

- (12) 当該治療室に入院している全ての患者の状態を、別添 6 の別紙 17 の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて測定及び評価し、その結果、重症度、医療・看護必要度Ⅱによる評価で「特殊な治療法等」に該当する患者が直近 6 か月間で 1 割 5 分以上であること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者及び歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は対象から除外する。

11 救命救急入院料「注 12」に掲げる広範囲熱傷管理加算の施設基準

- (1) 広範囲熱傷特定集中治療管理を行うにふさわしい治療室を有しており、当該治療室の広さは、内法による測定で、1 床当たり 15 平方メートル以上であること。また、平成 26 年 3 月 31 日において、現に救命救急入院料の届出を行っている保険医療機関については、当該治療室の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとみなす。

- (2) 当該保険医療機関に広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務していること。

12 届出に関する事項

- (1) 救命救急入院料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 42、様式 43 を用いること。また、当該治療室の平面図（面積等の分かるもの。）を添付すること。なお、当該治療室に勤務する従事者並びに当該病院に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師については、別添 7 の様式 20 を用いること。
- (2) 救命救急入院料の注 2 のイに係る届出は、別添 7 の様式 42 の 6 を用いること。
- (3) 早期離床・リハビリテーション加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 42 の 3 を用いること。
- (4) 早期栄養介入管理加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 42 の 4 を用いること。
- (5) 重症患者対応体制強化加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 42 の 7 を用いること。

第 2 特定集中治療室管理料

1 特定集中治療室管理料 1 に関する施設基準

- (1) 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師を交代で担う複数の医師に、特定集中治療の経験を 5 年以上有し、特定集中治療に係る適切な研修を修了した医師を 2 名以上含むこと。なお、当該専任の医師は、宿日直を行う医師ではないこと。ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。
- (2) 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を 5 年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師を当該治療室内に週 20 時間以上配置すること。なお、専任の常勤看護師を 2 名組み合わせることにより、当該治療室内に週 20 時間以上配置しても差し支えないが、当該 2 名の勤務が重複する時間帯については 1 名についてのみ計上すること。また、ここでいう「適切な研修」とは、国又は医療関係団体等が主催する 600 時間以上の研修（修了証が交付されるものに限る。）であり、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修又は保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修であること。
- (3) 専任の臨床工学技士が、常時、院内に勤務していること。
- (4) 特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の特定集中治療室を有しており、当該特定集中治療室の広さは、内法による測定で、1 床当たり 20 平方メートル以上であること。ただし、新生児用の特定集中治療室にあつては、1 床当たり 9 平方メートル以上であること。
- (5) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常時備えていること。ただし、ウからカについては、当該保険医療機関内に備え、必要な際に迅速に使用でき、緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
 - ア 救急蘇生装置（気管挿管セット、人工呼吸装置等）
 - イ 除細動器
 - ウ ペースメーカー
 - エ 心電計
 - オ ポータブルエックス線撮影装置
 - カ 呼吸循環監視装置

- (6) 新生児用の特定集中治療室にあつては、(5)に掲げる装置及び器具のほか、次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常時備えていること。
- ア 経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置
 - イ 酸素濃度測定装置
 - ウ 光線治療器
- (7) 自家発電装置を有している病院であつて、当該病院において電解質定量検査及び血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
- (8) 当該治療室内に、手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室を設置することが望ましいこと。
- (9) 当該治療室専任の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での勤務及び宿日直を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。
- (10) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて測定及び評価し、その結果、基準を満たす患者が、重症度、医療・看護必要度Ⅱによる評価で8割以上いること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者及び歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は対象から除外する。なお、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」のB項目の患者の状況等については、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る基準に用いないが、当該評価票を用いて評価を行っていること。
- (11) 「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」の記入は、院内研修を受けたものが行うものであること。ただし、別添6の別紙17の別表1に掲げる「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。なお、実際に患者の重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で確認を行うこと。
- (12) 直近1年間における、新たに当該治療室に入室した患者のうち、入室日のS O F Aスコア5以上の患者の割合が2割以上であること。ただし、15歳未満の小児は対象から除外する。
- (13) 「A 2 3 4」に掲げる医療安全対策加算1の届出を行っていること。
- (14) 当該保険医療機関の直近1年間の実績として、以下のいずれかを満たしていること。なお、全身麻酔の定義は、「A 2 0 0」に掲げる急性期総合体制加算における定義と同様である。
- ア 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上であること。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院にあつては、当該件数が年間で800件以上であること。
 - イ 全身麻酔による手術件数が年間で1,000件以上であること。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院にあつては、当該件数が年間で800件以上であること。
 - ウ 許可病床数のうち、「A 3 0 1－4」小児特定集中治療室管理料、「A 3 0 2」新生児特定集中治療室管理料、「A 3 0 2－2」新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、

「A303」の「2」新生児集中治療室管理料、「A303-2」新生児治療回復室入院医療管理料及び「A307」小児入院医療管理料（小児入院医療管理料1から3までに限る。）の届出病床数を合計した病床数が占める割合が5割以上の病院であって、全身麻酔による手術件数が年間で500件以上であること。ただし、当該病院であって、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在するものにあつては、当該件数が年間で400件以上であること。

2 特定集中治療室管理料2に関する施設基準

- (1) 専任の医師（宿日直を行っている専任の医師を含む。）が常時、原則として特定集中治療室内（当該治療室から離れる場合にあつては、保険医療機関内の速やかに特定集中治療室での診療を開始できる場所）に勤務していること。
- (2) 特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の特定集中治療室を有しており、当該特定集中治療室の広さは、内法による測定で、1床当たり15平方メートル以上であること。ただし、新生児用の特定集中治療室にあつては、1床当たり9平方メートル以上であること。
- (3) 特定集中治療室管理料1の(2)、(5)から(8)まで、(11)、(13)及び(14)を満たすこと。
- (4) 当該治療室専任の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での勤務を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。
- (5) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて測定及び評価し、その結果、基準を満たす患者が、重症度、医療・看護必要度Ⅱによる評価で7割以上いること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者及び歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は対象から除外する。なお、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」のB項目の患者の状況等については、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る基準の対象から除外するが、当該評価票を用いて評価を行っていること。
- (6) 直近1年間における、新たに治療室に入室する患者のうち、入室日のSOFASコア3以上の患者の割合が2割以上であること。ただし、15歳未満の小児は対象から除外する。

3 特定集中治療室管理料3に関する施設基準

- (1) 特定集中治療室管理料1の(5)から(8)まで、(11)、(13)及び(14)を満たすこと。
- (2) 特定集中治療室管理料2の(1)、(2)、(4)及び(5)を満たすこと。

4 特定集中治療室管理料の「注1」に掲げる算定上限日数に係る施設基準

- (1) 当該治療室において、「注4」に規定する早期離床・リハビリテーション加算又は「注5」に規定する早期栄養介入管理加算の届出を行っていること。
- (2) 当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。

5 特定集中治療室管理料の「注2」に掲げる小児加算の施設基準

専任の小児科の医師が常時配置されている保険医療機関であること。

6 特定集中治療室管理料の「注4」に規定する早期離床・リハビリテーション加算の施設基準

- (1) 当該治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームが設置されていること。

ア 集中治療に関する5年以上の経験を有する専任の医師

イ 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 急性期医療を提供する保険医療機関において5年以上従事した経験を有する専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士

- (2) 当該保険医療機関内に複数の特定集中治療室等が設置されている場合、(1)に規定するチームが複数の特定集中治療室等の早期離床・リハビリテーションに係るチームを兼ねることは差し支えない。

- (3) (1)のアに掲げる専任の医師は、特定集中治療室等に配置される医師が兼ねることは差し支えない。また、特定集中治療室等を複数設置している保険医療機関にあつては、当該医師が配置される特定集中治療室等の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、別の特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。

- (4) (1)のイに掲げる集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修とは、国又は医療関係団体等が主催する600時間以上の研修(修了証が交付されるもの)であり、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修であること。

- (5) (1)のイに掲げる専任の常勤看護師は、1の(2)の看護師が兼ねることは差し支えない。また、特定集中治療室等を複数設置している保険医療機関にあつては、当該看護師が配置される特定集中治療室等の患者の看護に支障がない体制を確保している場合は、別の特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。

- (6) (1)のウに掲げる専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士は特定集中治療室等を有する保険医療機関で5年以上の経験を有すること。ただし、特定集中治療室等を有する保険医療機関での経験が5年に満たない場合は、回復期リハビリテーション病棟に専従で勤務した経験とあわせて5年以上であっても差し支えない。

- (7) 特定集中治療室における早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルを整備していること。なお、早期離床・リハビリテーションの実施状況等を踏まえ、定期的に当該プロトコルの見直しを行うこと。

- (8) 「H000」心大血管疾患リハビリテーション料、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料又は「H003」呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

7 特定集中治療室管理料の「注5」に規定する早期栄養介入管理加算の施設基準

- (1) 当該治療室に次の要件を満たす管理栄養士が専任で配置されていること。

ア 別添3の第19の1の(3)に規定する研修を修了し、栄養サポートチームにおいて栄養管理に係る3年以上の経験を有すること

イ 集中治療を必要とする患者の栄養管理に係る3年以上の経験を有すること

(2) (1)に掲げる管理栄養士は、以下の知識及び技能を有していることが望ましい。

ア 特定集中治療室への入室翌日までに入室患者全員の栄養スクリーニングを実施し、重点的な栄養管理を必要とする患者を特定することができること

イ 腸管機能として腸蠕動音、鼓音及び腹部膨満等を確認するとともに、Refeeding Syndrome、Over feeding についてのアセスメント及びモニタリングをすることができること

ウ 栄養管理に係る計画及び治療目的を多職種と共有し、アセスメントによって把握された徴候及び症状を勘案し、可能な限り入院前の日常生活機能等に近づけるよう栄養補給について立案することができること

エ 経腸栄養投与継続が困難と評価した場合は、担当医に報告し、栄養管理に係る計画を再考することができること

オ 経口摂取移行時においては、摂食嚥下機能について確認し、必要に応じて言語聴覚士等との連携を図ることができること

(3) 特定集中治療室管理料を算定する一般病床の治療室における専任の管理栄養士の数は、当該治療室の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。複数の治療室を有する保険医療機関において、専任の管理栄養士は、複数の治療室を担当することは可能であるが、その場合であっても、専任の管理栄養士の数は、当該加算を届け出る治療室の入院患者の数の合計数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

(4) 当該治療室において、早期から栄養管理を実施するため日本集中治療医学会の「日本版重症患者の栄養療法ガイドライン」を参考にして院内において栄養管理に係る手順書を作成し、それに従って必要な措置が実施されていること。また、栄養アセスメントに基づく計画を対象患者全例について作成し、必要な栄養管理を行っていること。

8 特定集中治療室管理料の「注6」に掲げる重症患者対応体制強化加算の施設基準

(1) 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、かつ、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了した専従の常勤看護師（以下この項において「常勤看護師」という。）が当該治療室内に1名以上配置されていること。なお、ここでいう「適切な研修」とは、国又は医療関係団体等が主催する600時間以上の研修（修了証が交付されるものに限る。）であり、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修であること。

(2) 救命救急入院料1又は特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関において5年以上勤務した経験を有する専従の常勤臨床工学技士が当該治療室内に1名以上配置されていること。

(3) 常勤看護師のほか、集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を3年以上有する看護師が当該治療室内に2名以上配置されていること。

(4) (3)に規定する看護師は、集中治療を必要とする患者の看護に関する以下のいずれかの研修を受講すること。なお、当該研修を既に修了している場合においては、(5)に示す院内研修の講師や、(6)に示す地域の医療機関等が主催する集中治療を必要とする患者の看護に関する研修の講師として参加すること。

ア 国又は医療関係団体等が主催する 600 時間以上の研修（修了証が交付されるものに限る。）であって、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修

イ 保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に関する研修

- (5) 当該保険医療機関の医師、(3)に規定する看護師又は臨床工学技士により、集中治療を必要とする患者の看護に従事する看護職員を対象とした院内研修を、年 1 回以上実施すること。なお、院内研修は重症患者への看護実践のために必要な知識・技術の習得とその向上を目的とした研修であり、講義及び演習に、次のいずれの内容も含むものであること。

ア 重症患者の病態生理、全身管理の知識・看護

イ 人工呼吸器又は体外式膜型人工肺（ECMO）を用いた重症患者の看護の実際

- (6) (3)に規定する看護師は、地域の医療機関等が主催する集中治療を必要とする患者の看護に関する研修に講師として参加するなど、地域における集中治療の質の向上を目的として、地域の医療機関等と協働することが望ましい。

- (7) (3)に規定する看護師の研修の受講状況や(6)に規定する地域活動への参加状況について記録すること。

- (8) 新興感染症の発生等の有事の際に、都道府県等の要請に応じて、他の医療機関等の支援を行う看護師が 2 名以上確保されていること。なお、当該看護師は、(3)に規定する看護師であることが望ましいこと。

- (9) 「A 2 3 4－2」感染対策向上加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関であり、かつ、以下のいずれかを満たしていること。

ア 特定機能病院であること。

イ 「A 2 0 0」急性期総合体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

- (10) (3)に規定する看護師は、当該治療室の施設基準に係る看護師の数に含めないこと。

- (11) (3)に規定する看護師が当該治療室以外の治療室又は病棟において勤務した場合、勤務した治療室又は病棟の施設基準に係る看護師の数に含めないこと。

- (12) 当該治療室に入院している全ての患者の状態を、別添 6 の別紙 17 の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて測定及び評価し、その結果、重症度、医療・看護必要度Ⅱによる評価で「特殊な治療法等」に該当する患者が直近 6 か月間で 1 割 5 分以上であること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者及び歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は対象から除外する。

9 特定集中治療室管理料「注 7」に掲げる特定集中治療室遠隔支援加算の施設基準

被支援側医療機関における施設基準を満たした上で、支援側医療機関における施設基準を満たす医療機関から入院患者についての常時モニタリングを受けるとともに助言を受けられる体制があること。

- (1) 被支援側医療機関における施設基準

ア 特定集中治療室管理料 2 又は特定集中治療室管理料 3 の届出を行っていること。

イ 支援側医療機関から定期的に重症患者の治療に関する研修を受けていること。

ウ 情報セキュリティに必要な体制を整備した上で、支援側による電子カルテの確認及びモ

ニタリングに必要な機器等を有している等関係学会の定める指針に従って支援を受ける体制を有していること。

(2) 支援側医療機関における施設基準

ア 特定集中治療室管理料 1 の届出を行っていること。

イ 特定集中治療の経験を 5 年以上有する医師又は集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を 5 年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の看護師が、被支援側医療機関の特定集中治療室における患者のモニタリングを常時行うこと。

ウ 特定集中治療の経験を 5 年以上有する医師が、特定集中治療室内に勤務する専任の医師と別に配置されていること。

エ イの職員数は、被支援側医療機関の治療室における入院患者数が 30 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

オ 被支援側医療機関に対して定期的に重症患者の治療に関する研修を行うこと。

カ 情報セキュリティに必要な体制を整備した上で、被支援側医療機関の電子カルテの確認及びモニタリングに必要な機器等を有する等関係学会の定める指針に従って支援を行う体制を有していること。

10 特定集中治療室管理料「注 8」に掲げる広範囲熱傷管理加算の施設基準

(1) 広範囲熱傷特定集中治療管理を行うにふさわしい治療室を有しており、当該治療室の広さは、内法による測定で、1 床当たり 15 平方メートル以上であること。

(2) 当該保険医療機関に広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務していること。

11 1 から 6 までの掲げる内法の規定の適用について、平成 26 年 3 月 31 日において、現に当該管理料の届出を行っている保険医療機関については、当該治療室の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとする。

12 届出に関する事項

(1) 特定集中治療室管理料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 42、43 を用いること。また、当該治療室の配置図及び平面図（面積等の分かるもの。）を添付すること。なお、当該治療室に勤務する従事者並びに当該病院に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師については、別添 7 の様式 20 を用いること。

(2) 早期離床・リハビリテーション加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 42 の 3 を用いること。

(3) 早期栄養介入管理加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 42 の 4 を用いること。

(4) 重症患者対応体制強化加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 42 の 7 を用いること。

(5) 令和 8 年 3 月 31 日時点で特定集中治療室管理料 1 から 4 までの届出を行っている治療室であって、旧算定方法における基準を満たす治療室については、令和 8 年 12 月 31 日までの間に限り、1 の(12)又は 2 の(6)に該当するものとみなす。

(6) 特定集中治療室管理料 2 に係る届出を行う治療室については、令和 10 年 5 月 31 日までの間に限り、2 の(3)（1 の(2)に限る。）に掲げる「集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師」の規定に該当するものとみなす。

(7) 令和 8 年 3 月 31 日時点で、現に特定集中治療室管理料の届出を行っている治療室にあつては、令和 8 年 12 月 31 日までの間に限り、1 の(14)に該当するものとみなす。

- (8) 当該保険医療機関が所属する二次医療圏が再編統合された場合において、再編統合前に「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在していた病院は、当該二次医療圏の再編統合後において当分の間、1 (14)、2 (3) のうち1 (14) に係る基準及び3 (1) のうち1 (14) に係る基準について、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院であるものとみなす。

第3 ハイケアユニット入院医療管理料

1 ハイケアユニット入院医療管理料1に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、専任の常勤医師（宿日直を行っている専任の医師を含む）が常時1名以上いること。
- (2) 当該保険医療機関の一般病床に、ハイケアユニット入院医療管理を行うにふさわしい専用の治療室を有していること。
- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えていること。ただし、当該治療室が特定集中治療室と隣接しており、これらの装置及び器具を特定集中治療室と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
- ア 救急蘇生装置（気管挿管セット、人工呼吸装置等）
- イ 除細動器
- ウ 心電計
- エ 呼吸循環監視装置
- (4) 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。
- (5) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙18の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて毎日測定及び評価し、その結果、基準①を満たす患者が2割以上、基準②を満たす患者が8割以上いること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は対象から除外すること。なお、別添6の別紙18の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」のB項目の患者の状況等については、ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る基準に用いないが、当該評価票を用いて評価を行っていること。
- (6) 「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」の記入は、院内研修を受けたものが行うものであること。ただし、別添6の別紙18の別表1に掲げる「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。なお、実際に患者の重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で確認を行うこと。
- (7) 「A234」に掲げる医療安全対策加算1の届出を行っていること。
- (8) 当該保険医療機関の直近1年間の実績として、以下のいずれかを満たしていること。なお、全身麻酔の定義は、「A200」に掲げる急性期総合体制加算における定義と同様であ

る。

ア 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件以上であること。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院にあっては、当該件数が年間で 800 件以上であること。

イ 全身麻酔による手術件数が年間で 500 件以上であること。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院にあっては、当該件数が年間で 400 件以上であること。

ウ 許可病床数のうち、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料、「A302-2」新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、「A303」の「2」新生児集中治療室管理料、「A303-2」新生児治療回復室入院医療管理料及び「A307」小児入院医療管理料（小児入院医療管理料 1 から 3 までに限る。）の届出病床数を合計した病床数が占める割合が 5 割以上の病院であって、全身麻酔による手術件数が年間で 250 件以上であること。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院にあっては、当該件数が年間で 200 件以上であること。

2 ハイケアユニット入院医療管理料 2 に関する施設基準

(1) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添 6 の別紙 18 の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて毎日測定及び評価し、その結果、基準①を満たす患者が 2 割以上、基準②を満たす患者が 6 割 5 分以上いること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は対象から除外すること。なお、別添 6 の別紙 18 の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」の B 項目の患者の状況等については、ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る基準の対象から除外するが、当該評価票を用いて評価を行っていること。

(2) 1 の(1)から(4)まで及び(6)から(8)までの施設基準を満たしていること。

3 ハイケアユニット入院医療管理料の「注 3」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算の施設基準

(1) 当該治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームが設置されていること。

ア 集中治療に関する 5 年以上の経験を有する専任の医師

イ 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を 5 年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 急性期医療を提供する保険医療機関において 5 年以上従事した経験を有する専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士

(2) 当該保険医療機関内に複数の特定集中治療室等が設置されている場合、(1)に規定するチームが複数の特定集中治療室等の早期離床・リハビリテーションに係るチームを兼ねることは差し支えない。

(3) (1)のアに掲げる専任の医師は、特定集中治療室等に配置される医師が兼ねることは差し

支えない。また、特定集中治療室等を複数設置している保険医療機関にあっては、当該医師が配置される特定集中治療室等の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、別の特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。

- (4) (1)のイに掲げる集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修とは、国又は医療関係団体等が主催する 600 時間以上の研修（修了証が交付されるもの）であり、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修又は保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号の規定による指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修であること。
 - (5) (1)のイに掲げる専任の常勤看護師は、第 2 の 1 の(2)の看護師が兼ねることは差し支えない。また、特定集中治療室等を複数設置している保険医療機関にあっては、当該看護師が配置される特定集中治療室等の患者の看護に支障がない体制を確保している場合は、別の特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。
 - (6) (1)のウに掲げる専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士は特定集中治療室等を有する保険医療機関で 5 年以上の経験を有すること。ただし、特定集中治療室等を有する保険医療機関での経験が 5 年に満たない場合は、回復期リハビリテーション病棟に専従で勤務した経験とあわせて 5 年以上であっても差し支えない。
 - (7) ハイケアユニット入院医療管理料を算定する病室における早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルを整備していること。なお、早期離床・リハビリテーションの実施状況等を踏まえ、定期的に当該プロトコルの見直しを行うこと。
 - (8) 「H 0 0 0」心大血管疾患リハビリテーション料、「H 0 0 1」脳血管疾患等リハビリテーション料又は「H 0 0 3」呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- 4 ハイケアユニット入院医療管理料の「注 4」に規定する早期栄養介入管理加算の施設基準
- (1) 当該治療室に次の要件を満たす管理栄養士が専任で配置されていること。
 - ア 別添 3 の第 19 の 1 の(3)に規定する研修を修了し、栄養サポートチームにおいて栄養管理に係る 3 年以上の経験を有すること
 - イ 集中治療を必要とする患者の栄養管理に係る 3 年以上の経験を有すること
 - (2) (1)に掲げる管理栄養士は、以下の知識及び技能を有していることが望ましい。
 - ア 当該治療室への入室翌日までに入室患者全員の栄養スクリーニングを実施し、重点的な栄養管理を必要とする患者を特定することができること
 - イ 腸管機能として腸蠕動音、鼓音及び腹部膨満等を確認するとともに、Refeeding Syndrome、Over feeding についてのアセスメント及びモニタリングをすることができること
 - ウ 栄養管理に係る計画及び治療目的を多職種と共有し、アセスメントによって把握された徴候及び症状を勘案し、可能な限り入院前の日常生活機能等に近づけるよう栄養補給について立案することができること
 - エ 経腸栄養投与継続が困難と評価した場合は、担当医に報告し、栄養管理に係る計画を再考することができること
 - オ 経口摂取移行時においては、摂食嚥下機能について確認し、必要に応じて言語聴覚士等

との連携を図ることができること

- (3) ハイケアユニット入院医療管理料を算定する一般病床の治療室における専任の管理栄養士
の数は、当該治療室の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。複数の
治療室を有する保険医療機関において、専任の管理栄養士は、複数の治療室を担当するこ
とは可能であるが、その場合であっても、専任の管理栄養士の数は、当該加算を届け出る治
療室の入院患者の数の合計数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - (4) 当該治療室において、早期から栄養管理を実施するため日本集中治療医学会の「日本版重
症患者の栄養療法ガイドライン」を参考にして院内において栄養管理に係る手順書を作成し、
それに従って必要な措置が実施されていること。また、栄養アセスメントに基づく計画を対
象患者全例について作成し、必要な栄養管理を行っていること。
- 5 ハイケアユニット入院医療管理料の注5の規定により入院料を算定する治療室については、次
の点に留意する。

ハイケアユニット入院医療管理料の注1に規定する治療室以外の治療室であって、ハイケア
ユニット入院医療管理料2の施設基準のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（2の（2）（1
の（8）に限る。）に規定する救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数及び
全身麻酔による手術件数に関する要件）のみを満たせなくなった場合に、令和8年3月31日時
点で診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和六年厚生労働省告示第五十七号）による改
正前の診療報酬の算定方法の医科点数表の特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医
療管理料に係る届出を行っていた治療室に限り、当面の間、算定できる。

6 届出に関する事項

- (1) ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式43、44を用いる
こと。また、当該治療室に勤務する従事者については、別添7の様式20を用いること。
- (2) 早期離床・リハビリテーション加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の3を用い
ること。
- (3) 早期栄養介入管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の4を用いること。
- (4) 令和8年3月31日時点で現にハイケアユニット入院医療管理料1又はハイケアユニット入
院医療管理料2に係る届出を行っている治療室であって、旧算定方法におけるハイケアユニ
ット用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす治療室については、令和8年12月31日
までの間は令和6年度改定後のハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準をそ
れぞれ満たすものとみなすものであること。
- (5) 令和8年3月31日時点で、現にハイケアユニット入院医療管理料の届出を行っている治
療室にあつては、令和8年12月31日までの間に限り、1の（8）に該当するものとみなす。
- (6) 当該保険医療機関が所属する二次医療圏が再編統合された場合において、再編統合前に
「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在していた病院は、当該二
次医療圏の再編統合後において当分の間、1（8）及び2（2）のうち1（8）に係る基準
について、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院であ
るものとみなす。

第4 脳卒中ケアユニット入院医療管理料

1 脳卒中ケアユニット入院医療管理料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の医師（宿日直を行っている専任の医師を含む）が常時1名以上いること。ただし、夜間又は休日において、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する医師が、当該保険医療機関の外にいる場合であって、当該医師に対して常時連絡することや、頭部の精細な画像や検査結果を含め診療上必要な情報を直ちに送受信することが可能であり、かつ、当該医師が迅速に判断を行い、必要な場合には当該保険医療機関に赴くことが可能である体制が確保されている時間に限り、当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を3年以上有する専任の医師（宿日直を行っている専任の医師を含む）が常時1名以上いればよいこととする。なお、患者の個人情報を含む医療情報の送受信に当たっては、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保すること。
- (2) 脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにふさわしい専用の治療室を有していること。
- (3) 当該保険医療機関において「A205-2」超急性期脳卒中加算と「K178-4」経皮的脳血栓回収術を合計して直近1年間に20回以上算定していること。
- (4) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えていること。ただし、当該治療室が特定集中治療室と隣接しており、これらの装置及び器具を特定集中治療室と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
- ア 救急蘇生装置（気管挿管セット、人工呼吸装置等）
- イ 除細動器
- ウ 心電計
- エ 呼吸循環監視装置
- (5) 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。
- (6) 脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士が1名以上、当該治療室に勤務していること。なお、当該理学療法士又は当該作業療法士は、疾患別リハビリテーションを担当する専従者との兼務はできないものであること。
- (7) 当該治療室の入院患者数の概ね8割以上が、脳梗塞、脳出血又はくも膜下出血の患者であること。
- (8) コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影、脳血管造影等の必要な脳画像撮影及び診断が常時行える体制であること。
- (9) 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の届出を行っていること。
- (10) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に、直近3月において入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票Ⅰ又はⅡを用いて測定し評価すること。ただし、以下に該当する患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7の様式10を用いて届け出ることがあること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の10日までに届け出ること。

ア 産科患者

イ 15歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る。）

（イ） 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成4年12月10日健医発1415号）
の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」
を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

（ロ） 医療法施行規則第10条第5号により感染症病床に入院する場合

（11） 重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うものであること。ただし、別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。

（12） 「A234」に掲げる医療安全対策加算1の届出を行っていること。

2 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の「注3」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算の施設基準

（1） 当該治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームが設置されていること。

ア 集中治療に関する5年以上の経験を有する専任の医師

イ 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 急性期医療を提供する保険医療機関において5年以上従事した経験を有する専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士

（2） 当該保険医療機関内に複数の特定集中治療室等が設置されている場合、（1）に規定するチームが複数の特定集中治療室等の早期離床・リハビリテーションに係るチームを兼ねることは差し支えない。

（3） （1）のアに掲げる専任の医師は、特定集中治療室等に配置される医師が兼ねることは差し支えない。また、特定集中治療室等を複数設置している保険医療機関にあつては、当該医師が配置される特定集中治療室等の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、別の特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。

（4） （1）のイに掲げる集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修とは、国又は医療関係団体等が主催する600時間以上の研修（修了証が交付されるもの）であり、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修であること。

（5） （1）のイに掲げる専任の常勤看護師は、第2の1の（2）の看護師が兼ねることは差し支えない。また、特定集中治療室等を複数設置している保険医療機関にあつては、当該看護師が配置される特定集中治療室等の患者の看護に支障がない体制を確保している場合は、別の特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。

（6） （1）のウに掲げる専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚

士は特定集中治療室等を有する保険医療機関で5年以上の経験を有すること。ただし、特定集中治療室等を有する保険医療機関での経験が5年に満たない場合は、回復期リハビリテーション病棟に専従で勤務した経験とあわせて5年以上であっても差し支えない。

- (7) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する病室における早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルを整備していること。なお、早期離床・リハビリテーションの実施状況等を踏まえ、定期的に当該プロトコルの見直しを行うこと。
- (8) 「H000」心大血管疾患リハビリテーション料、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料又は「H003」呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の「注4」に規定する早期栄養介入管理加算の施設基準

- (1) 当該治療室に次の要件を満たす管理栄養士が専任で配置されていること。
 - ア 別添3の第19の1の(3)に規定する研修を修了し、栄養サポートチームにおいて栄養管理に係る3年以上の経験を有すること
 - イ 集中治療を必要とする患者の栄養管理に係る3年以上の経験を有すること
- (2) (1)に掲げる管理栄養士は、以下の知識及び技能を有していることが望ましい。
 - ア 当該治療室への入室翌日までに入室患者全員の栄養スクリーニングを実施し、重点的な栄養管理を必要とする患者を特定することができること
 - イ 腸管機能として腸蠕動音、鼓音及び腹部膨満等を確認するとともに、Refeeding Syndrome、Over feeding についてのアセスメント及びモニタリングをすることができること
 - ウ 栄養管理に係る計画及び治療目的を多職種と共有し、アセスメントによって把握された徴候及び症状を勘案し、可能な限り入院前の日常生活機能等に近づけるよう栄養補給について立案することができること
 - エ 経腸栄養投与継続が困難と評価した場合は、担当医に報告し、栄養管理に係る計画を再考することができること
 - オ 経口摂取移行時においては、摂食嚥下機能について確認し、必要に応じて言語聴覚士等との連携を図ることができること
- (3) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する一般病床の治療室における専任の管理栄養士の数は、当該治療室の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。複数の治療室を有する保険医療機関において、専任の管理栄養士は、複数の治療室を担当することは可能であるが、その場合であっても、専任の管理栄養士の数は、当該加算を届け出る治療室の入院患者の数の合計数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (4) 当該治療室において、早期から栄養管理を実施するため日本集中治療医学会の「日本版重症患者の栄養療法ガイドライン」を参考にして院内において栄養管理に係る手順書を作成し、それに従って必要な措置が実施されていること。また、栄養アセスメントに基づく計画を対象患者全例について作成し、必要な栄養管理を行っていること。

4 届出に関する事項

- (1) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式10及び様式45を用いること。
- (2) 1の(1)及び(5)に掲げる医師及び理学療法士又は作業療法士の経験が確認できる文書を添付すること。

- (3) 1の(1)、(4)及び(5)に掲げる医師、看護師及び理学療法士又は作業療法士の勤務の態様（常勤・非常勤、専従・専任の別）及び勤務時間を、別添7の様式20を用いて提出すること。
- (4) 早期離床・リハビリテーション加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の3を用いること。
- (5) 早期栄養介入管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の4を用いること。
- (6) 令和8年3月31日時点で脳卒中ケアユニット入院医療管理料の届出を行っている治療室にあっては、令和8年9月30日までの間に限り、令和8年度改定前の基本診療料施設基準通知の別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。
- (7) 令和8年3月31日時点で、現に脳卒中ケアユニット入院医療管理料の届出を行っている治療室にあっては、令和8年12月31日までの間に限り、1の(3)に該当するものとみなす。

第4の2 小児特定集中治療室管理料

1 小児特定集中治療室管理料に関する施設基準

- (1) 小児入院医療管理料1の届出を行っている医療機関であること。
- (2) 専任の医師が常時、小児特定集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師を交代で担う複数の医師に、小児の特定集中治療の経験を5年以上有する医師を2名以上含むこと。
なお、当該専任の医師は、宿日直を行う医師ではないこと。ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。
- (3) 小児特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の小児特定集中治療室を有しており、当該治療室の病床数は、8床以上であること。また、当該小児特定集中治療室の広さは、内法による測定で、1床当たり15平方メートル以上であること。
- (4) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常時備えていること。ただし、ウからカについては、当該保険医療機関内に備え、必要な際に迅速に使用でき、緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
 - ア 救急蘇生装置（気管挿管セット、人工呼吸装置等）
 - イ 除細動器
 - ウ ペースメーカー
 - エ 心電計
 - オ ポータブルエックス線撮影装置
 - カ 呼吸循環監視装置
 - キ 体外補助循環装置
 - ク 急性血液浄化療法に必要な装置
- (5) 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査及び血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
- (6) 当該治療室内に、手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室を設置することが望ましい。
- (7) 当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での勤務

及び宿日直を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。

(8) 次のいずれかの基準を満たしていること。

ア 当該治療室において、他の保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者（転院時に他の保険医療機関で「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料を算定するものに限る。）が直近1年間に20名以上であること。

イ 当該治療室において、他の保険医療機関から転院してきた患者（転院時に他の保険医療機関又は当該保険医療機関で「C004」救急搬送診療料を算定したものに限る。）が直近1年間に50名以上（そのうち、当該治療室に入室後24時間以内に人工呼吸（5時間以上（手術時の麻酔や検査のために実施した時間を除く。）のものに限る。）を実施した患者（当該治療室に入室後又は当該他の保険医療機関で開始されたものに限られ、日常的に人工呼吸を実施している患者は含まない。）が30名以上）であること。

ウ 当該治療室において、人工心肺を用いた先天性心疾患手術の周術期に必要な管理を実施した患者が直近1年間に80名以上であること。

(9) 「A234」に掲げる医療安全対策加算1の届出を行っていること。

2 1の(3)に掲げる内法の規定の適用について、平成26年3月31日において、現に当該管理料の届出を行っている保険医療機関については、当該治療室の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとする。

3 小児特定集中治療室管理料の「注3」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算の施設基準

(1) 当該治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームが設置されていること。

ア 小児の集中治療に関する5年以上の経験を有する専任の医師

イ 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 急性期医療を提供する保険医療機関において5年以上従事した経験を有する専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士

(2) 当該保険医療機関内に複数の小児特定集中治療室管理料を届け出た病棟が設置されている場合、(1)に規定するチームが複数の小児特定集中治療室の早期離床・リハビリテーションに係るチームを兼ねることは差し支えない。

(3) (1)のイに掲げる専任の医師は、小児特定集中治療室に配置される医師が兼ねることは差し支えない。また、小児特定集中治療室を複数設置している保険医療機関にあっては、当該医師が配置される小児特定集中治療室の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、別の小児特定集中治療室の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。

(4) (1)のイに掲げる集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修とは、国又は医療関係団体等が主催する600時間以上の研修（修了証が交付されるもの）であり、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修であること。

(5) (1)のイに掲げる専任の常勤看護師は、第2の1の(2)の看護師が兼ねることは差し支え

ない。また、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料又は小児特定集中治療室管理料（以下「小児特定集中治療室等」という。）を複数設置している保険医療機関にあっては、当該看護師が配置される小児特定集中治療室等の患者の看護に支障がない体制を確保している場合は、別の小児特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。

- (6) (1)のウに掲げる専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士は小児特定集中治療室等を有する保険医療機関で5年以上の経験を有すること。ただし、小児特定集中治療室等を有する保険医療機関での経験が5年に満たない場合は、回復期リハビリテーション病棟に専従で勤務した経験とあわせて5年以上であっても差し支えない。
- (7) 小児特定集中治療室における早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルを整備していること。なお、早期離床・リハビリテーションの実施状況等を踏まえ、定期的に当該プロトコルの見直しを行うこと。
- (8) 「H000」心大血管疾患リハビリテーション料、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料又は「H003」呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

4 小児特定集中治療室管理料の「注4」に掲げる早期栄養介入管理加算の施設基準

- (1) 当該治療室に次の要件を満たす管理栄養士が専任で配置されていること。
 - ア 別添3の第19の1の(3)に規定する研修を修了し、栄養サポートチームにおいて栄養管理に係る3年以上の経験を有すること
 - イ 集中治療を必要とする患者の栄養管理に係る3年以上の経験を有すること
- (2) (1)に掲げる管理栄養士は、以下の知識及び技能を有していることが望ましい。
 - ア 当該治療室への入室翌日までに入室患者全員の栄養スクリーニングを実施し、重点的な栄養管理を必要とする患者を特定することができること
 - イ 腸管機能として腸蠕動音、鼓音及び腹部膨満等を確認するとともに、Refeeding Syndrome、Over feeding についてのアセスメント及びモニタリングをすることができること
 - ウ 栄養管理に係る計画及び治療目的を多職種と共有し、アセスメントによって把握された徴候及び症状を勘案し、可能な限り入院前の日常生活機能等に近づけるよう栄養補給について立案することができること
 - エ 経腸栄養投与継続が困難と評価した場合は、担当医に報告し、栄養管理に係る計画を再考することができること
 - オ 経口摂取移行時においては、摂食嚥下機能について確認し、必要に応じて言語聴覚士等との連携を図ることができること
- (3) 小児特定集中治療室管理料を算定する一般病床の治療室における専任の管理栄養士の数は、当該治療室の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。複数の治療室を有する保険医療機関において、専任の管理栄養士は、複数の治療室を担当することは可能であるが、その場合であっても、専任の管理栄養士の数は、当該加算を届け出る治療室の入院患者の数の合計数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (4) 当該治療室において、早期から栄養管理を実施するため日本集中治療医学会の「日本版重症患者の栄養療法ガイドライン」を参考にして院内において栄養管理に係る手順書を作成し、

それに従って必要な措置が実施されていること。また、栄養アセスメントに基づく計画を対象患者全例について作成し、必要な栄養管理を行っていること。

5 届出に関する事項

- (1) 小児特定集中治療室管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式43の2及び48を用いること。また、当該治療室の平面図（面積等の分かるもの。）を添付すること。なお、当該治療室に勤務する従事者並びに当該病院に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師については、別添7の様式20を用いること。
- (2) 早期離床・リハビリテーション加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の3を用いること。
- (3) 早期栄養介入管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の4を用いること。

第5 新生児特定集中治療室管理料

1 新生児特定集中治療室管理料1に関する施設基準

- (1) 専任の医師が常時、新生児特定集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師は、宿日直を行う医師ではないこと。ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。
- (2) 新生児特定集中治療室管理を行うのにふさわしい専用の新生児特定集中治療室を有しており、当該新生児特定集中治療室の広さは、内法による測定で、1床当たり7平方メートル以上であること。また、平成26年3月31日において、現に当該管理料の届出を行っている保険医療機関については、当該治療室の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとする。
- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を新生児特定集中治療室内に常時備えていること。
 - ア 救急蘇生装置（気管挿管セット）
 - イ 新生児用呼吸循環監視装置
 - ウ 新生児用人工換気装置
 - エ 微量輸液装置
 - オ 経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置
 - カ 酸素濃度測定装置
 - キ 光線治療器
- (4) 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査及び血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
- (5) 当該治療室内に、手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室を設置することが望ましい。
- (6) 当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、治療室又は治療室、中間室及び回復室からなる病棟（正常新生児室及び一般小児病棟は含まれない。）以外での勤務及び宿日直を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。
- (7) 次のいずれかの基準を満たしていること。

ア 直近 1 年間の出生体重 1,000 グラム未満の新生児の新規入院患者数が 4 件以上であること。

イ 直近 1 年間の当該治療室に入院している患者について行った開胸手術、開頭手術、開腹手術、胸腔鏡下手術又は腹腔鏡下手術の年間実施件数が 6 件以上であること。

(8) 「A234」に掲げる医療安全対策加算 1 の届出を行っていること。

2 新生児特定集中治療室管理料 2 に関する施設基準

(1) 専任の医師（宿日直を行っている専任の医師を含む）が常時、当該保険医療機関内に勤務していること。なお、当該医師のみで対応できない緊急時には別の医師が速やかに診療に参加できる体制を整えていること。

(2) 1 の(2)から(5)まで及び(8)の施設基準を満たしていること。

(3) 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。

(4) 次のいずれかの基準を満たしていること。

ア 直近 1 年間の出生体重 2,500 グラム未満の新生児の新規入院患者数が 30 件以上であること。

イ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に規定する総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターのいずれかであって、直近 1 年間の出生体重 2,500 グラム未満の新生児の新規入院患者数が 25 件以上であること。

3 新生児特定集中治療室管理料の届出を行っている病床数を一時的に超えて入院患者を受け入れた場合（超過する病床数は 2 床を上限とする。）であっても、他の医療機関において受入困難な状況での緊急入院などのやむを得ない事情がある場合には、次に掲げる要件を満たす場合に限り、新生児特定集中治療室管理料を算定できるものとする。また、常態として届け出た病床数を超えて患者を受け入れている場合には、新生児特定集中治療室管理料を算定する病床数の変更の届出を行うこと。

(1) 常時 4 対 1 以上の看護配置（当該治療室内における助産師又は看護師の数が、常時、当該治療室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1 以上であること）よりも手厚い看護配置であること。

(2) (1)の看護配置について、常時 3 対 1 以上の看護配置（当該治療室内における助産師又は看護師の数が、常時、当該治療室の入院患者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること）の基準を満たせなくなってから 24 時間以内に常時 3 対 1 以上の看護配置に戻すこと。

(3) 定員超過した病床数、時刻及びその際の看護配置状況等について記録を備えておくこと。

4 届出に関する事項

新生児特定集中治療室管理料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 42 の 2 及び様式 20 を用いること。

第 5 の 2 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の施設基準

1 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料に関する施設基準

(1) 「A302」の「1」新生児特定集中治療室管理料 1 又は「A303」の「2」新生児集

中治療室管理料を届け出ている治療室（以下この項で単に「治療室」という。）の病床を単位として行うものであること。

- (2) 専任の医師が常時、当該治療室内に勤務していること。当該専任の医師を交代で担う複数の医師に、新生児の特定集中治療の経験を5年以上有する医師を2名以上含むこと。当該専任の医師は、宿日直を行う医師ではないこと。ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない

- (3) 当該専任の医師は、当該治療室における専任の医師と兼任であって差し支えない。

- (4) 当該治療室が次のアからウの基準を全て満たしていること。

ア 直近1年間の出生体重750グラム未満の新生児の新規入院患者数が4件以上であること。

イ 直近1年間の当該治療室に入院している患者について行った開胸手術、開頭手術、開腹手術、胸腔鏡下手術又は腹腔鏡下手術の年間実施件数が6件以上であること。

ウ 直近1年間経鼻的持続陽圧呼吸療法を除く人工呼吸管理を要する新規入院患者数が30件以上であること。

- (5) 当該保険医療機関に常勤の臨床工学技士が1名以上配置されており、緊急時には常時対応できる体制がとられていること。

- (6) 当該保険医療機関に常勤の公認心理師が1名以上配置されていること。

- (7) 当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、治療室又は治療室、中間室及び回復室からなる病棟（正常新生児室及び一般小児病棟は含まれない。）以外での勤務及び宿日直を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。

- (8) 当該病床と当該治療室については、それぞれ別の看護単位として運用する必要はないが、それぞれの看護配置を満たす必要がある。

- (9) 当該管理料を届け出る病床に入院している患者が算定要件を満たす状態になった時点の時刻及び当該管理料を算定している際の看護配置状況等について記録を備えておくこと。

- (10) 当該病床を有する治療室は、「A302」の「1」に掲げる新生児特定集中治療室管理料1又は「A303」の「2」に掲げる新生児集中治療室管理料の届出を行っている病床数を一時的に超えて入院患者を受け入れた場合については、それぞれの管理料を算定することはできない。

2 届出に関する事項

新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式20及び様式42の2を用いること。

第6 総合周産期特定集中治療室管理料

1 総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準

- (1) 母体・胎児集中治療室管理料に関する施設基準

ア 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号）に規定する総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターのいずれかであること。

イ 以下のいずれかを満たすこと。なお、日によって①又は②のいずれの体制をとるかが異

なっているとしても差し支えない。

- ① 専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師は、宿日直を行う医師ではないこと。ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。なお、当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での勤務及び宿日直を併せて行わないものとする。
 - ② 専ら産婦人科又は産科に従事する医師（宿日直を行う医師を含む。）が常時2名以上（ただし、母体・胎児集中治療室の届出病床数が6床以下である保険医療機関であって、当該医師とは別に、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が緊急呼出し当番により、30分以内に当該治療室での診療を開始できる体制が確保されている場合にあっては1名以上）当該保険医療機関内に勤務し、母体・胎児集中治療室で診療が必要な際に速やかに対応できる体制をとること。
- ウ 当該保険医療機関の直近1年間の実績として、以下の①から④までのうち、いずれか3つ以上を満たすこと。
- ① 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる妊産婦（「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添1第1章第2部第3節「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の（2）に規定する「妊産婦」をいう。）の搬送受入件数が、年間で10件以上であること。
 - ② 多胎妊娠の分娩件数が、年間で10件以上であること。
 - ③ 帝王切開術による分娩件数が、年間で50件以上であること。
 - ④ 分娩時の妊娠週数が22週以上34週未満である分娩件数が、年間で10件以上であること。
- エ 母体・胎児集中治療室管理を行うにふさわしい専用の母体・胎児集中治療室を有しており、当該集中治療室の広さは、内法による測定で、1床当たり15平方メートル以上であること。また、当該治療室に3床以上設置されていること。
- オ 帝王切開術が必要な場合、30分以内に児の娩出が可能となるよう保険医療機関内に、医師その他の各職員が配置されていること。
- カ 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を母体・胎児集中治療室内に常時備えていること。ただし、（ロ）及び（ハ）については、当該保険医療機関内に備え、必要な際に迅速に使用でき、緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
- （イ） 救急蘇生装置（気管挿管セット、人工呼吸装置等）
 - （ロ） 心電計
 - （ハ） 呼吸循環監視装置
 - （ニ） 分娩監視装置
 - （ホ） 超音波診断装置（カラードップラー法による血流測定が可能なものに限る。）
- キ 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査及び血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
- ク 当該治療室内に、手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室を設置することが望ましいこと。

ケ 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。

コ 第5の1の(8)を満たしていること。

(2) 新生児集中治療室管理料に関する施設基準

ア 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号）に規定する総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターのいずれかであること。

イ 第5の1の(1)から(8)までを全て満たしていること。

ウ 当該治療室に病床が6床以上設置されていること。

2 新生児集中治療室管理料について、届出を行った病床数を一時的に超えて入院患者を受け入れた場合（超過する病床数は2床を上限とする。）は、第5の3の規定と同様に取り扱うものであること。

3 1の(1)のウに掲げる内法の規定の適用について、平成26年3月31日において、現に当該管理料の届出を行っている保険医療機関については、当該治療室の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとする。

4 総合周産期特定集中治療室管理料の「注3」に規定する成育連携支援加算の施設基準

当該保険医療機関内に、以下から構成される成育連携チームが設置されていること。

(1) 産科又は産婦人科の医師

(2) 小児科の医師

(3) 助産師

(4) 5年以上新生児の集中治療に係る業務の経験を有する専任の常勤看護師

(5) 専任の常勤社会福祉士

(6) 専任の常勤公認心理師

なお、当該専任の看護師、社会福祉士又は公認心理師（以下この項において「看護師等」という。）については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤看護師等を2名以上組み合わせることにより、常勤看護師等と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師等が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

5 届出に関する事項

(1) 総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の2及び様式20を用いること。

(2) 成育連携支援加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式45の3を用いること。

(3) 令和8年3月31日の時点で、現に総合周産期特定集中治療室管理料の届出を行っている治療室にあっては、令和9年5月31日までの間に限り、1の(1)のウを満たしているものとみなす。

第7 新生児治療回復室入院医療管理料

1 新生児治療回復室入院医療管理料に関する施設基準

(1) 病院である保険医療機関の一般病棟における特定の治療室を単位とすること。

(2) 当該保険医療機関内に、専任の小児科の常勤医師（宿日直を行っている専任の医師を含

む。)又は週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の小児科の非常勤医師(宿日直を行っている専任の医師を含む。)が常時1名以上配置されていること。

- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えていること。ただし、当該治療室が新生児特定集中治療室又は新生児集中治療室と隣接しており、これらの装置及び器具を新生児特定集中治療室又は新生児集中治療室と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りでない。

ア 救急蘇生装置(気管挿管セット)

イ 新生児用呼吸循環監視装置

ウ 新生児用人工換気装置

エ 微量輸液装置

オ 経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置

カ 酸素濃度測定装置

キ 光線治療器

- (4) 自家発電装置を有している病院であつて、当該病院において電解質定量検査及び血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。

2 届出に関する事項

新生児治療回復室入院医療管理料に関する施設基準に係る届出は、別添7の様式20及び様式42の2を用いること。

第7の2 地域包括医療病棟入院料

1 地域包括医療病棟入院料1の施設基準

- (1) 病院の一般病棟の病棟単位で行うものであること。
- (2) 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員が本文に規定する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員数は、本文の規定にかかわらず、2以上であること。また、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であること。
- (3) 当該病棟に、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士(以下、この項において「専従の理学療法士等」という。)が2名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士、専従の非常勤作業療法士又は専従の非常勤言語聴覚士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士がそれぞれ配置されている場合には、それぞれの基準を満たすこととみなすことができる。
- (4) 当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。なお、当該専任の管理栄養士として配置される病棟は、1名につき1病棟に限る。
- (5) 当該病棟の病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき、6.4平方メートル以上であることが望ましい。なお、床面積が患者1人につき、6.4平方メートルに満たない場合、

全面的な改築等を行うまでの間は 6.4 平方メートル未満であっても差し支えないが、全面的な改築等の予定について年 1 回報告を行うこと。

- (6) 病室に隣接する廊下の幅は内法による測定で、1.8 メートル以上であることが望ましい。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、2.7 メートル以上であることが望ましい。なお、廊下の幅が 1.8 メートル（両側居室の場合は 2.7 メートル）に満たない医療機関については、全面的な改築等を行うまでの間は 1.8 メートル（両側居室の場合は 2.7 メートル）未満であっても差し支えないが、全面的な改築等の予定について年 1 回報告を行うこと。
- (7) 当該病棟に、又は当該医療機関内における当該病棟の近傍に患者の利用に適した浴室及び便所が設けられていること。
- (8) 地域包括医療病棟入院料を算定するものとして届け出た病床に入院している全ての患者の状態を別添 6 の別紙 7 の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて測定を行い、その結果に基づいて評価を行っていること。測定の結果、地域包括医療病棟入院料を算定するものとして届け出た病床における直近 3 月において入院している患者全体（延べ患者数）に占める重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの基準①を満たす患者（別添 6 の別紙 7 による評価の結果、別表 3 の該当患者割合①の基準のいずれかに該当する患者をいう。）の割合に、別添 2 の第 2 の 4 の 2 の（3）に規定する救急患者応需係数を加えた、基準患者割合に係る指数（以下「基準①割合指数」という。）が、別表 4 の基準以上であること。評価に当たっては、以下のアからウまでに該当する患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に内科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入（別添 6 の別紙 7 の別表 1 に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 A・C 項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目は除く。）は、院内研修を受けたものが行うものであること。また、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添 7 の様式 10 を用いて届け出ること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の 10 日までに届け出ること。

ア 産科患者

イ 15 歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る。）

（イ） 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成 4 年 12 月 10 日健医発 1415 号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

（ロ） 医療法施行規則第 10 条第 5 号により感染症病床に入院する場合

- (9) 地域包括医療病棟入院料を算定するものとして届け出た病床において、直近 3 月の間に新たに当該病棟に入棟した患者に占める、当該病棟に入棟した日に介助を特に実施している患者（別添 6 の別紙 7 による評価の結果、別表 3 の該当患者割合②の基準に該当する患者をいう。）の割合（以下「基準②を満たす患者割合」という。）が、別表 4 の基準以上であること。評価に当たっては、以下に該当する患者は対象から除外する。

ア 産科患者

イ 15 歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る。）

（イ） 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成 4 年 12 月 10 日健医発 1415 号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

（ロ） 医療法施行規則第 10 条第 5 号により感染症病床に入院する場合

別表 3

該当患者割合①の基準	A 得点が 2 点以上の患者
	C 得点が 1 点以上の患者
該当患者割合②の基準	入棟初日の B 得点が 3 点以上の患者

別表 4

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合指数	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合指数
基準①割合指数	1 割 9 分	1 割 8 分
基準②を満たす患者割合	5 割	

(10) 当該病棟に入院する患者の平均在院日数が原則として 20 日以内であること。ただし、当該病棟における当該 3 か月間の新退棟患者数に占める 85 歳以上の患者の割合が 2 割以上 4 割未満の場合は 21 日、4 割以上 6 割未満の場合は 22 日、6 割以上 8 割未満の場合は 23 日、8 割以上 10 割未満の場合は 24 日、10 割の場合は 25 日であること。なお、平均在院日数の算出方法については、入院基本料等における算出方法にならうものとする。

(11) 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が 8 割以上であること。

(12) 当該病棟から退院した患者数に占める在宅等に退院するものの割合は、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出する。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。

ア 直近 6 か月間において、当該病棟から退院又は転棟した患者数（第 2 部「通則 5」に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。）のうち、在宅等に退院するものの数

この場合において、在宅等に退院するものの数は、退院患者の数から、次に掲げる数を合計した数を控除した数をいう。

① 他の保険医療機関（有床診療所入院基本料（別添 2 の第 3 の 5 の（1）のイの（イ）に該当するものに限る。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟、病室又は病床を除く。）に転院した患者

② 介護老人保健施設（介護保健施設サービス費（Ⅱ）、（Ⅲ）若しくは（Ⅳ）又はユニット型介護保健施設サービス費の（Ⅱ）、（Ⅲ）若しくは（Ⅳ）の届出を行っているも

のに限る)に退院した患者

- ③ 同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟又は病室(回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟又は病室を除く。)に転棟した患者の数
- イ 直近6か月間に退院又は転棟した患者数(第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。)
- (13) 当該病棟における、直近3か月の入院患者に占める、同一の保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が5分未満であること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。
- (14) 当該病棟において、直近3か月の入院患者に占める、救急搬送後の患者の割合が1割5分以上であること。救急搬送後の患者とは、救急搬送され、入院初日から当該病棟に入院した患者又は他の保険医療機関で「C004-2」に掲げる救急患者連携搬送料を算定し当該他の保険医療機関から搬送され、入院初日から当該病棟に入院した患者であること。ただし、14日以内に同一の保険医療機関の他の病棟(回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟又は病室を除く。)に転棟した患者は、救急搬送後の患者に含めないこと。
- (15) 当該保険医療機関が次のいずれかを満たしていること。
- ア 医療法第30条の4の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関であること。
- イ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること。
- (16) 当該保険医療機関において、常時、必要な検査、CT撮影、MRI撮影を含む救急患者への対応を実施出来る体制を有していること。
- (17) データ提出加算に係る届出を行っていること。また、当該基準については別添7の様式40の5を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。
- (18) 当該保険医療機関が、特定機能病院以外の保険医療機関であること。
- (19) 当該保険医療機関が、急性期総合体制加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
- (20) 当該保険医療機関が、一般病棟入院基本料、専門病院入院基本料に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
- (21) 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)及び運動器リハビリテーション料(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)に係る届け出を行っていること。
- (22) 入退院支援加算1に係る届け出を行っていること。
- (23) 直近1年間に、当該病棟を退院又は転棟した患者(死亡退院及び終末期のがん患者等を除く。)のうち、退院又は転棟時におけるADL(基本的日常生活活動度(Barthel Index)(以下「BI」という。)の合計点数をいう。)が入院時と比較して低下した患者の割合が7%未満であること。ただし、当該医療機関における直近1年間の退院患者のうち、85歳以上のものの占める割合が2割に満たない場合は、5%未満であること。
- (24) 当該保険医療機関において、休日を含め全ての日において、リハビリテーションを提供できる体制を備えていること。なお、リハビリテーションの提供体制については、当該保険医療機関のその他の病床におけるリハビリテーションの実施状況を踏まえ、適切な体制をとることとするが、当該病棟の患者に対し、曜日により著しい単位数を含めた提供量の差がないような体制とすること。

- (25) 当該保険医療機関において、B I の測定に関わる職員を対象とした B I の測定に関する研修会を年 1 回以上開催すること。
- (26) 令和 8 年 3 月 31 日時点で現に地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和 8 年 9 月 30 日までの間、(8)の規定に限り、なお従前の例による。

2 地域包括医療病棟入院料 2 の施設基準

- (1) 1 の (1) から (19) まで及び (21) から (26) までを満たしていること。
- (2) 当該保険医療機関が、専門病院入院基本料に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

3 地域包括医療病棟入院料の「注 4」に掲げる夜間看護体制特定日減算について

当該減算は、許可病床数が 100 床未満の病院において、夜間、病棟の看護職員が一時的に救急外来で勤務する間、病棟の看護職員体制は、看護職員 1 名を含め看護職員と看護補助者を合わせて 2 名以上であること。ただし、当該時間帯の入院患者数が 30 人以下の場合は、看護職員 1 名で差し支えない。加えて、当該時間帯に当該病棟の看護職員が一時的に救急外来で勤務する間、当該病棟の看護に支障がないと当該病棟を担当する医師及び看護の管理者が判断した場合に限ること。

4 地域包括医療病棟入院料の「注 6」に掲げる看護補助体制加算の施設基準

(1) 通則

ア 看護補助体制加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年 1 回以上受講した者であること。なお、研修内容については、別添 2 の第 2 の 11 の (4) の例による。

イ 当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年 1 回以上見直しを行うこと。

ウ 当該病棟の看護師長等が所定の研修（修了証が交付されるものに限る。）を修了していることが望ましいこと。また、当該病棟の全ての看護職員（所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が院内研修を年 1 回以上受講していることが望ましいこと。ただし、内容に変更がない場合は、2 回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、看護師長等の所定の研修及び看護職員の院内研修の内容については、別添 2 の第 2 の 11 の (6) の例による。

エ 看護補助者の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、同一の入院基本料を届け出ている病棟間を含め、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できる。

オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添 2 の第 2 の 11 の (3) の例による。

(2) 25 対 1 看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上）の施設基準

ア 当該病棟において、1 日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。

イ 当該加算の届出に必要な看護補助者の最小必要数の 5 割以上が看護補助者（みなし看護補助者を除く）であること。

(3) 25 対 1 看護補助体制加算（看護補助者 5 割未満）の施設基準

ア 当該病棟において、1 日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入

院患者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。

イ 当該病棟において、届出の対象となる看護補助者の最小必要数の 5 割未満が看護補助者（みなし看護補助者を除く。）であること。

(4) 50 対 1 看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、1 日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。

(5) 75 対 1 看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、1 日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 75 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。

5 地域包括医療病棟入院料の「注 7」に掲げる夜間看護補助体制加算の施設基準

(1) 通則

「注 5」に掲げる 25 対 1 看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上）、25 対 1 看護補助体制加算（看護補助者 5 割未満）、50 対 1 看護補助体制加算又は 75 対 1 看護補助体制加算のいずれかを算定する病棟であること。

(2) 夜間 30 対 1 看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜間の看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。

(3) 夜間 50 対 1 看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜間の看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。

(4) 夜間 100 対 1 看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜間の看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。

6 地域包括医療病棟入院料の「注 8」に掲げる夜間看護体制加算の施設基準

(1) 「注 5」に掲げる 25 対 1 看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上）、25 対 1 看護補助体制加算（看護補助者 5 割未満）、50 対 1 看護補助体制加算又は 75 対 1 看護補助体制加算のいずれかを算定する病棟であること。

(2) 「注 6」に掲げる夜間 30 対 1 看護補助体制加算、夜間 50 対 1 看護補助体制加算又は夜間 100 対 1 看護補助体制加算のいずれかを算定している病棟であること。

(3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、ア又はウを含む 3 項目以上を満たしていること。また、当該 3 項目以上にケが含まれることが望ましいこと。ただし、当該加算を算定する病棟が 2 交代制勤務又は変則 2 交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからケまでのうち、ア又はウを含む 3 項目以上を満たしていること。

ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻の間が 11 時間以上であること。

イ 3 交代制勤務又は変則 3 交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね 24 時間後以降となる勤務編成であること。

ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の連続して行う夜勤の数

が2回以下であること。

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

オ 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫がなされていること。

カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績があること。

キ 当該病棟において、みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が5割以上であること。

ク 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。

ケ 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護要員の業務負担軽減を行っていること。

- (4) (3)のアからエまでについては、届出前1か月に当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の各勤務のうち、やむを得ない理由により各項目を満たさない勤務が0.5割以内の場合は、各項目の要件を満たしているとみなす。(3)のキについては、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動は要件を満たしているとみなす。(3)のクについては、院内保育所の保育時間に当該保険医療機関が定める夜勤時間帯のうち4時間以上が含まれること。ただし、当該院内保育所の利用者がいない日についてはこの限りではない。(3)のケについては、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうかについて、1年に1回以上、当該病棟に勤務する看護要員による評価を実施し、評価結果をもとに必要に応じて活用方法の見直しを行うこと。

7 地域包括医療病棟入院料の「注9」に掲げる看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準

(1) 看護補助・患者ケア体制充実加算1の施設基準

ア 当該保険医療機関において3年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が、「注6」に掲げる看護補助体制加算のそれぞれの配置区分ごとに5割以上配置されていること。

イ 主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1以上であること。当該看護補助者は、介護福祉士の資格を有する者又は看護補助者として3年以上の勤務経験を有し適切な研修を修了した看護補助者であること。なお、研修内容については、別添2の第2の11の2の(1)のイの例による。

ウ 看護補助・患者ケア体制充実加算に係る看護補助者に対する院内研修の内容については、別添2の第2の11の(4)の例による。ただし、エについては、看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いた院内研修を実施していること。

エ 当該病棟の看護師長等は所定の研修を修了していること。また当該病棟の全ての看護職員(所定の研修を修了した看護師長等を除く。)が院内研修を年1回以上受講していること。ただし、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、

当該研修のそれぞれの内容については、別添 2 の第 2 の 11 の(6)の例による。

オ 当該保険医療機関における看護補助者の業務に必要な能力を段階的に示し、看護補助者の育成や評価に活用していること。

(2) 看護補助・患者ケア体制充実加算 2 の施設基準

(1) のイからオを満たすものであること。

(3) 看護補助・患者ケア体制充実加算 3 の施設基準

(1) のウ及びエを満たすものであること。

8 地域包括医療病棟入院料の「注 10」に掲げる看護職員夜間配置加算の施設基準

(1) 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1 の施設基準

ア 当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 12 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。ただし、同一の入院基本料を届け出ている病棟間においてのみ傾斜配置できるものであること。なお、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、3 以上であることとする。

イ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添 2 の第 2 の 11 の(3)の例による。

ウ 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、(イ)又は(ハ)を含む 4 項目以上を満たしていること。また、当該 4 項目以上に(ヌ)が含まれることが望ましいこと。ただし、当該加算を算定する病棟が 2 交代制勤務又は変則 2 交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、(イ)及び(ハ)から(ヌ)までのうち、(イ)又は(ハ)を含む 4 項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添 3 の第 4 の 3 の 9 の(3)と同様であること。

(イ) 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻の間が 11 時間以上であること。

(ロ) 3 交代制勤務又は変則 3 交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね 24 時間後以降となる勤務編成であること。

(ハ) 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の連続して行う夜勤の数が 2 回以下であること。

(ニ) 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

(ホ) 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫がなされていること。

(ヘ) 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績があること。

(ト) 夜間 30 対 1 急性期看護補助体制加算、夜間 50 対 1 急性期看護補助体制加算又は夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算を届け出ている病棟であること。

(チ) 当該病棟において、みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が 5 割以上であるこ

と。

(リ) 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。

(ヌ) 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護職員の業務負担軽減を行っていること。

(2) 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 2 の施設基準

(1) のア及びイを満たすものであること。

(3) 看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1 の施設基準

ア (1) のイ及びウを満たすものであること。

イ 当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 16 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。ただし、同一の入院基本料を届け出ている病棟間においてのみ傾斜配置できるものであること。なお、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、3 以上であることとする。

(4) 看護職員夜間 16 対 1 配置加算 2 の施設基準

(1) のイ及び(3)のイを満たすものであること。

9 地域包括医療病棟入院料の「注 11」に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準

(1) 通則

ア 当該保険医療機関において、以下のいずれも満たす常勤医師が 1 名以上勤務していること。

(イ) リハビリテーション医療に関する 3 年以上の経験を有していること。

(ロ) 適切なリハビリテーション、栄養管理、口腔管理に係る研修を修了していること。

イ アの要件のうち(ロ)におけるリハビリテーション、栄養管理、口腔管理に係る研修とは、医療関係団体等が開催する急性期のリハビリテーション医療等に関する理論、評価法等に関する総合的な内容を含む研修であり、2 日以上かつ 12 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものである。なお、当該研修には、次の内容を含むものである。また、これらの内容に加え、高齢者の救急患者等に対してリハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に提供する役割を担う観点から、維持期のリハビリテーションや医療介護連携に係る内容を含んでもよい。

(イ) リハビリテーション概論について（急性期リハビリテーションの目的、障害の考え方、チームアプローチを含む。）

(ロ) リハビリテーション評価法について（評価の意義、急性期リハビリテーションに必要な評価を含む。）

(ハ) リハビリテーション治療法について（運動療法、作業療法、言語聴覚療法、義肢装具療法及び薬物療法を含む。）

(ニ) リハビリテーション処方について（リハビリテーション処方の実際、患者のリスク評価、リハビリテーションカンファレンスを含む。）

(ホ) 高齢者リハビリテーションについて（廃用症候群とその予防を含む。）

- (ヘ) 脳・神経系疾患（急性期）に対するリハビリテーションについて
- (ト) 心臓疾患（CCU でのリハビリテーションを含む。）に対するリハビリテーションについて
- (チ) 呼吸器疾患に対するリハビリテーションについて
- (リ) 運動器系疾患のリハビリテーションについて
- (ヌ) 周術期におけるリハビリテーションについて（ICU でのリハビリテーションを含む。）
- (ル) 急性期における栄養状態の評価（GLIM 基準を含む。）、栄養療法について
- (ロ) 急性期における口腔状態の評価、口腔ケア、医科歯科連携について
- ウ 当該病棟の入院患者に対し、適切な口腔ケアを提供するとともに、口腔状態に係る課題（口腔衛生状態の不良や咬合不良等）を認めた場合は、必要に応じて当該保険医療機関の歯科医師等へ連携する又は歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促す体制が整備されていること。

(2) リハビリテーション・栄養・口腔連携加算 1 の施設基準

プロセス・アウトカム評価として、以下の基準を全て満たすこと。

- ア 直近 1 年間に、当該病棟への入棟後 3 日（入棟日の翌々日）までに疾患別リハビリテーション料が算定された患者数から、当該病棟を退院又は転棟した患者のうち疾患別リハビリテーション料が算定された患者数を除した割合が 8 割以上であること。
- イ 直近 1 年間に、当該病棟の入棟患者に対する土日祝日における 1 日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数から、当該病棟の入棟患者に対する平日における 1 日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数を除した割合が 8 割以上であること。
- ウ 直近 1 年間に、当該病棟を退院又は転棟した患者（死亡退院及び終末期のがん患者等を除く。）のうち、退院又は転棟時における ADL の合計点数が入院時と比較して低下した患者の割合が 3 %未満であること。
- エ 当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡（DESIGN-R2020 分類 d 2 以上とする。）を保有している入院患者の割合が 2.5%未満であること。なお、その割合は、次の(イ)に掲げる数を(ロ)に掲げる数で除して算出する。ただし、届出時の直近月の初日（以下この項において「調査日」という。）における当該病棟の入院患者数が 80 人以下の場合は、本文の規定にかかわらず、当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡を保有している入院患者が 2 人以下であること。
 - (イ) 調査日に褥瘡を保有する患者数のうち、入院時既に褥瘡保有が記録された患者を除いた患者数
 - (ロ) 調査日の入院患者数（調査日の入院又は予定入院患者は含めず、退院又は退院予定患者は含める。）

(3) リハビリテーション・栄養・口腔連携加算 2 の施設基準

プロセス・アウトカム評価として、以下の基準を全て満たすこと。

- ア (2) のア及びエを満たすものであること。
- イ 直近 1 年間に、当該病棟の入棟患者に対する土日祝日における 1 日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数から、当該病棟の入棟患者に対する平日における 1 日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数を除した割合が 7 割以上であること。

- ウ 直近 1 年間に、当該病棟を退院又は転棟した患者（死亡退院及び終末期のがん患者等を除く。）のうち、退院又は転棟時における A D L の合計点数が入院時と比較して低下した患者の割合が 5 % 未満であること。

10 届出に関する事項

地域包括医療病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 10、様式 20 及び様式 45 の 4 を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、別添 7 の様式 20 の当該看護要員のみを省略することができること。また、1 の（5）又は（6）のなお書きに該当する場合は、年 1 回、全面的な改築等の予定について別添 7 の様式 45 の 4 により地方厚生（支）局長に報告すること。

「注 6」、「注 7」、「注 8」、「注 9」及び「注 10」に規定する看護補助体制加算、夜間看護補助体制加算、夜間看護体制加算、看護補助・患者ケア体制充実加算、看護職員夜間配置加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 13 の 3 及び様式 18 の 3 を用いること。また、当該加算の変更の届出にあたり、直近 1 年以内に届け出た内容と変更がない場合は、当該様式の届出を略することができること。

「注 11」に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 5 の 5 を用いること。9 の（2）のアからウまで及び 9 の（3）のアからウまで（9 の（2）のエに係るものを除く。）の実績については、新規に届出をする場合は、直近 3 月間の実績が施設基準を満たす場合、届出することができる。なお、施設基準を満たさなくなったため所定点数を加算できなくなった後、再度届出を行う場合については、新規に届出をする場合には該当しない。

第 8 一類感染症患者入院医療管理料

1 一類感染症患者入院医療管理料に関する施設基準

当該治療室を有する医療機関は感染症法第 6 条第 13 項に規定する特定感染症指定医療機関又は同法第 6 条第 14 項に規定する第一種感染症指定医療機関であること。

2 届出に関する事項

一類感染症患者入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 20 及び様式 46 を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 を省略することができること。

第 9 特殊疾患入院医療管理料

1 特殊疾患入院医療管理料に関する施設基準

- （1）当該病室の入院患者数の 8 割以上が、脊髄損傷等の重度障害者（平成 20 年 10 月 1 日以降は、脳卒中又は認知症の患者であって、その発症前は脊髄損傷等の重度障害者でなかった患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者であること。なお、重度の意識障害者とは、次に掲げるものをいうものであり、病因が脳卒中の後遺症であっても、次の状態である場合には、重度の意識障害者となる。なお、該当患者の割合については、暦月で 3 か月を超えない期間の 1 割以内の一時的な変動にあつては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

ア 意識障害レベルが J C S (Japan Coma Scale) でⅡ－3（又は 30）以上又は G C S (Glas

gow Coma Scale) で 8 点以下の状態が 2 週以上持続している患者
イ 無動症の患者（閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等）

- (2) 当該病室を有する当該病棟において、日勤時間帯以外の時間帯にあっては看護要員が常時 2 人以上配置されており、そのうち 1 名以上は看護職員であること。
- (3) 当該病室に係る病室床面積は、患者 1 人につき内法による測定で、6.4 平方メートル以上であること。
- (4) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添 7 の様式 40 の 7 を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和 8 年 3 月 31 日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から 4 又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料 1 若しくは 2 を算定する病棟、専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料に限る。）、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料 5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において 200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

2 届出に関する事項

特殊疾患入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 20 及び様式 47 を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 を省略することができること。また、当該病棟の平面図（面積等が分かるもの。）を添付すること。

第 10 小児入院医療管理料

1 小児入院医療管理料に関する施設基準

- (1) 小児入院医療管理料 1、2、3 又は 4 と小児入院医療管理料 5 の双方を算定することはできないものであること。
- (2) 小児入院医療管理料において、小児科の常勤の医師とは、小児科又は小児外科を専任する常勤の医師のことをいう。
- (3) 小児入院医療管理料において、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている小児科又は小児外科の非常勤医師を 2 人以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、これらの非常勤医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる。ただし、小児入院医療管理料 1 を算定する病棟において、常勤換算し常勤医師数に算入することができるのは、常勤の医師のうち 10 名までに限る。

2 小児入院医療管理料 1、2、3 及び 4 の施設基準

- (1) 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関であること。なお、小児入院医療管理料 1、2 及

び3を算定しようとする保険医療機関であって、他に一般病棟入院基本料を算定すべき病棟がない場合には、小児入院医療管理料を算定しようとする病棟に関し、一般病棟入院基本料に係る届出を行うこと。

- (2) 当該病棟においては、看護職員による複数夜勤体制がとられていること。
- (3) 同一保険医療機関内に小児入院医療管理料1、2及び3を算定すべき病棟と、小児入院医療管理料4を算定すべき病室を持つ病棟とは混在することができるものであること。
- (4) 小児入院医療管理料1を算定しようとする保険医療機関では、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 新生児及び6歳未満の乳幼児の入院を伴う手術件数が年間200件以上であること。

イ 「A301」特定集中治療室管理料、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料又は「A303の2」新生児集中治療室管理料の届出を行っていること。

ウ 年間の小児緊急入院患者数が800件以上であること。なお、小児緊急入院患者数とは、次に掲げる患者数の合計をいう。

(イ) 救急搬送（特別の関係にある保険医療機関に入院する患者又は通院する患者を除く。）により緊急入院した15歳未満の患者数

(ロ) 当該保険医療機関を受診した患者であって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要と認めた15歳未満の患者数

(ハ) 出生直後に集中治療のために入院した新生児の患者数

- (5) 小児入院医療管理料2を算定しようとする保険医療機関では、入院を要する小児救急医療の提供を24時間365日行っていること。

- (6) 小児入院医療管理料3を算定しようとする保険医療機関であって、平均入院患者数が概ね30名程度以下の小規模な病棟を有する場合は、急性期病院一般入院基本料（急性期病院B一般入院料にあつては、急性期病院B一般入院料の看護職員の配置が小児入院医療管理料3の施設基準を満たす場合に限る。）、急性期一般入院料1、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）の7対1入院基本料又は専門病院入院基本料の7対1入院基本料を算定すべき病棟と当該小児病棟を併せて1看護単位とすることができる。ただし、この場合は次の点に留意すること。

ア 別添2の第2の1、2、4、4の3及び4の6並びに別添3及び別添4のうち人員配置に関する規定の適用に当たっては、当該看護単位を一つの病棟とみなす。

イ 別添2の第2の3、4の2、4の4、4の7その他アに掲げる以外の規定の適用に当たっては、当該看護単位のうち、小児入院医療管理料3を算定する病棟と、他の入院料を算定する病棟を別の病棟として取り扱い、それぞれの規定を適用する。

ウ 小児入院医療管理料3を算定する病床を集めて区域特定する等により、小児患者が安心して療養生活を送れる環境を整備すること。

エ 当該看護単位における夜勤については、看護職員を3人以上配置していることが望ましく、そのうち、ウの区域特定した病床を2人以上の看護職員が担当していることが望ましい。

3 小児入院医療管理料の「注2」に規定する加算の施設基準

- (1) 保育士1名の場合の施設基準

- ア 当該病棟に小児入院患者を専ら対象とする常勤の保育士が1名以上勤務していること。
- イ 内法による測定で30平方メートルのプレイルームがあること。プレイルームについては、当該病棟内（小児入院医療管理料5においては、主として小児が入院する病棟）にあることが望ましい。
- ウ プレイルーム内には、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等があること。

(2) 保育士2名以上の場合の施設基準

- ア 当該病棟に小児入院患者を専ら対象とする常勤の保育士が2名以上勤務していること。
なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤保育士を2名以上組み合わせることにより、常勤保育士と同じ時間帯にこれらの非常勤保育士が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。ただし、常勤換算し常勤保育士数に算入することができるのは、常勤配置のうち1名までに限る。
- イ 当該保育士について、当該病棟に入院する小児の患者の特性やニーズに対応できるよう、早出や遅出等の勤務体制の工夫がなされていること。
- ウ (1)のイ及びウを満たすものであること。

4 小児入院医療管理料の「注4」に規定する加算の施設基準

(1) 重症児受入体制加算1の施設基準

- ア 小児入院医療管理料3、4又は5を届け出ている保険医療機関であること。
- イ 当該病棟に小児入院患者を専ら対象とする常勤の保育士が1名以上勤務していること。
- ウ 内法による測定で30平方メートルのプレイルームがあること。プレイルームについては、当該病棟内（小児入院医療管理料5においては、主として小児が入院する病棟）にあることが望ましい。
- エ プレイルーム内には、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等があること。
- オ 当該病棟において、他の保険医療機関から転院してきた患者（転院前の保険医療機関において新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定した患者に限る。）が直近1年間に5名以上であること。
- カ 当該病棟において、15歳未満の超重症児又は準超重症児（医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定する短期入所の者を含む。）が直近1年間に10名以上入院していること。なお、入院期間が通算される入院については、合わせて1名として計上すること。

(2) 重症児受入体制加算2の施設基準

- ア 当該病棟に小児入院患者を専ら対象とする常勤の保育士が2名以上勤務していること。
なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤保育士を2名以上組み合わせることにより、常勤保育士と同じ時間帯にこれらの非常勤保育士が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。ただし、常勤換算し常勤保育士数に算入することができるのは、常勤配置のうち1名までに限る。
- イ 当該保育士について、当該病棟に入院する小児の患者の特性やニーズに対応できるよう、早出や遅出等の勤務体制の工夫がなされていること。

ウ (1)のア及びウからカまでを満たすものであること。

5 小児入院医療管理料の注5に規定する加算の施設基準

(1) 無菌治療管理加算1の施設基準

ア 当該保険医療機関において自家発電装置を有していること。

イ 滅菌水の供給が常時可能であること。

ウ 個室であること。

エ 室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時ISOクラス6以上であること。

オ 当該治療室の空調設備が垂直層流方式、水平層流方式又はその双方を併用した方式であること。

(2) 無菌治療管理加算2に関する施設基準

ア 室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時ISOクラス7以上であること。

イ (1)のア及びイを満たしていること。

6 小児入院医療管理料の「注7」に規定する、養育支援体制加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される虐待等不適切な養育が疑われる小児患者への支援（以下「養育支援」という。）に係るチーム（以下「養育支援チーム」という。）が設置されていること。

ア 小児医療に関する十分な経験を有する専任の常勤医師

イ 小児患者の看護に従事する専任の常勤看護師

ウ 小児患者の支援に係る経験を有する専任の常勤社会福祉士

なお、当該専任の医師、看護師又は社会福祉士（以下この項において「医師等」という。）については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師等を2名以上組み合わせることにより、常勤医師等と同じ時間帯にこれらの非常勤医師等が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

(2) 養育支援チームの行う業務に関する事項

ア 養育支援に関するプロトコルを整備していること。なお、当該支援の実施状況等を踏まえ、定期的に当該プロトコルの見直しを行うこと。

イ 虐待等不適切な養育が疑われる小児患者が発見された場合に、院内からの相談に対応すること。

ウ 虐待等不適切な養育が疑われる小児患者が発見された場合に、主治医及び多職種と十分に連携をとって養育支援を行うこと。

エ 虐待等不適切な養育が疑われた症例を把握・分析し、養育支援の体制確保のために必要な対策を推進すること。

オ 養育支援体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。当該研修は、養育支援の基本方針について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、年2回程度実施されていること。なお、当該研修は、第16の3の2(2)のオに規定する精神科養育支援体制を確保するための職員研修と合同で開催して差し支えない。

(3) (2)のイ及びウの業務を実施する医師は、虐待等不適切な養育が疑われる小児患者の診療

を担当する医師との重複がないよう、配置を工夫すること。

7 小児入院医療管理料の「注8」に規定する時間外受入体制強化加算の施設基準

(1) 時間外受入体制強化加算1の施設基準

ア 小児入院医療管理料1を算定する病棟であること。

イ 当該保険医療機関において、15歳未満の時間外における緊急入院患者数が、年間で1,000件以上であること。

ウ 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、3項目以上を満たしていること。また、当該3項目以上に(チ)が含まれることが望ましいこと。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、以下の(イ)及び(ハ)から(チ)までのうち、3項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添3の第4の3の9の(3)と同様であること。

(イ) 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻の間が11時間以上であること。

(ロ) 3交代制勤務又は変則3交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務開始時刻が直近の勤務の開始時刻の概ね24時間後以降となる勤務編成であること。

(ハ) 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の連続して行う夜勤の数が2回以下であること。

(ニ) 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

(ホ) 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出などの柔軟な勤務態勢の工夫がなされていること。

(ヘ) 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績があること。

(ト) 当該保険医療機関において、夜間時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。

(チ) 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護要員の業務負担軽減を行っていること。

(2) 時間外受入体制強化加算2の施設基準

ア 小児入院医療管理料2を算定する病棟であること。

イ 当該保険医療機関において、15歳未満の時間外における緊急入院患者数が、年間で600件以上であること。

ウ (1)のウを満たしていること。

8 小児入院医療管理料の「注9」に規定する看護補助加算の施設基準

(1) 当該病棟において、1日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が30又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。

(2) 当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が75又

はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。

- (3) 看護補助者の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できる。
 - (4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の2の11の(3)の例による。
 - (5) 看護補助加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であること。なお、院内研修の内容については、別添2の第2の11の(4)の例による。
 - (6) 当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年1回以上見直しを行うこと。
 - (7) 当該病棟の看護師長等が所定の研修（修了証が交付されるものに限る。）を修了していることが望ましいこと。また、当該病棟の全ての看護職員（所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が院内研修を年1回以上受講していることが望ましいこと。ただし、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、看護師長等の所定の研修及び看護職員の院内研修の内容については、別添2の第2の11の(6)の例による。
- 9 小児入院医療管理料の「注10」に規定する看護補助体制充実加算の施設基準
- (1) 8の(1)から(6)までを満たしていること。ただし、別添2の第2の11の(4)の例による看護補助者が受講する研修内容のEについては、看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、それを用いて院内研修を実施していること。
 - (2) 当該病棟の看護師長等が所定の研修（修了証が交付されるものに限る。）を修了していること。また、当該病棟の全ての看護職員（所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が院内研修を年1回以上受講していること。ただし、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、看護師長等の所定の研修及び看護職員の院内研修の内容については、別添2の第2の11の(6)の例による。
- 10 届出に関する事項
- (1) 小児入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式26の2、様式48から様式48の3までを用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。
 - (2) 「注9」及び「注10」に規定する看護補助加算及び看護補助体制充実加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式13の3及び様式18の3を用いること。また、当該加算の変更の届出にあたり、直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合は、当該様式の届出を略することができること。

第11 回復期リハビリテーション病棟入院料

1 通則

- (1) 「H000」心大血管疾患リハビリテーション料(I)、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、(II)若しくは(III)、「H002」運動器リハビリテーション料(I)若しくは(II)又は「H003」呼吸器リハビリテーション料(I)の届出を行っていること。
- (2) 回復期リハビリテーション病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につ

き、6.4 平方メートル以上であること。

- (3) 患者の利用に適した浴室及び便所が設けられていること。
- (4) 病室に隣接する廊下の幅は内法による測定で、1.8 メートル以上であることが望ましい。
ただし、両側に居室がある廊下の幅は、2.7 メートル以上であることが望ましい。
- (5) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」における別紙様式 21 に基づきリハビリテーションの実施計画の作成の体制及び適切な当該リハビリテーションの効果、実施方法等を定期的に評価する体制がとられていること。
- (6) 2の(4)、3の(4)又は4の(4)において日常生活機能評価による測定を行う場合にあっては、当該病棟及び病室への入院時等に測定する日常生活機能評価については、別添6の別紙 21 を用いて測定すること。ただし、産科患者、15 歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。当該日常生活機能評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うものであること。なお、院内研修は、次に掲げる所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）又は評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。
 - ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（1 日程度）
 - イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - (イ) 日常生活機能評価の考え方、日常生活機能評価票の構成と評価方法
 - (ロ) 日常生活機能評価に係る院内研修の企画・実施・評価方法
- (7) 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対する1日当たりリハビリテーション提供単位数は平均3単位以上（回復期リハビリテーション病棟入院料5及び回復期リハビリテーション病棟入院医療管理料にあっては、2単位以上）であること。なお、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。
 - ア 直近1か月間に回復期リハビリテーション病棟又は病室に入院する回復期リハビリテーションを要する状態の患者（「基本診療料の施設基準等」別表第九の二に掲げる状態の患者。以下同じ。）に対して提供された心大血管疾患リハビリテーション、脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーション及び呼吸器リハビリテーションの総単位数（その費用が回復期リハビリテーション病棟入院料等に含まれるもの及び選定療養として行われたものを除く。）
 - イ 直近1か月間に回復期リハビリテーション病棟又は病室に入院していた回復期リハビリテーションを要する状態の患者の延入院日数
- (8) 他の保険医療機関へ転院した者等とは、同一の保険医療機関の当該入院料等に係る病棟又は病室以外の病棟又は病室へ転棟した患者、他の保険医療機関（有床診療所入院基本料（別添2の第3の5の(1)のイの(イ)に該当するものに限る。）を算定する病床を除く。）へ転院した患者及び介護老人保健施設に入所する患者のことをいう。なお、退院患者のうちの他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合は、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。
 - ア 直近6か月間に退院した患者数（第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。）のうち、他の保険医療機関へ転院した者等を除く患者数
 - イ 直近6か月間に退院した患者数（第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院

患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。ただし、同一の保険医療機関の当該入院料等に係る病棟以外の病棟（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）へ転棟した患者及び他の保険医療機関に転院した患者（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）を除く。なお、当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧を、届出の際に添付の上提出すること。）

(9) 次に掲げるものを少なくとも3か月ごとに当該保険医療機関内に掲示していること。

ア 前月までの3か月間に当該保険医療機関の回復期リハビリテーション病棟又は病室から退棟した患者の数及び当該退棟患者数の基本診療料の施設基準等別表第九の二に掲げる回復期リハビリテーションを要する状態の区分別内訳

イ 回復期リハビリテーション病棟又は病室における直近のリハビリテーション実績指数（「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2部第3節A308（13）イに示す方法によって算出したものをいう。以下第11において同じ。）

(10) (9)の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

(11) 特定機能病院（医療法第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下同じ。）以外の保険医療機関であること。

(12) 回復期リハビリテーションを要する状態にある患者のうち、急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後に該当する患者に対して、リハビリテーションを行う保険医療機関については、「H000」心大血管疾患リハビリテーション料の届出を行っていること。

(13) 次に掲げるアからウまでの要件の、いずれも満たすこと。

ア 当該保険医療機関において、次のうち当該地域における高次脳機能障害の患者に適したサービスを提供するものの情報（所在地、連絡先、提供サービス等）を、あらかじめ把握できる体制を整備していること。

(イ) 高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第十九条第一項に規定する高次脳機能障害者支援センター

(ロ) 他の保険医療機関

(ハ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に基づく生活介護、自立訓練、就労継続支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援、計画相談支援等の障害福祉サービス等を提供する事業所又は施設

(ニ) 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者

イ アの情報を、当該病棟に入院中の「基本診療料の施設基準等」の別表第九に掲げる「高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合」に該当する患者の退院時に、当該患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者に対して、説明の上、提供できる体制を整備していること。

ウ 退院後に他の保険医療機関でのリハビリテーション、介護保険によるリハビリテーショ

ン又は障害福祉サービスによるリハビリテーションへの移行を予定している患者については、当該患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者の同意が得られた場合は、利用を予定している保険医療機関、当該生活介護等を提供する事業所又は施設、指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設等に対して、3月以内に作成したリハビリテーション総合実施計画書等を文書により提供できる体制を整備していること。

2 回復期リハビリテーション病棟入院料1及び2の施設基準

- (1) リハビリテーション科を標榜しており、当該病棟に専任の医師1名以上、専従の理学療法士3名以上、作業療法士2名以上、言語聴覚士1名以上、専任の管理栄養士1名以上（回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。）及び在宅復帰支援を担当する専従の社会福祉士等1名以上の常勤配置を行うこと。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士、非常勤作業療法士、非常勤言語聴覚士又は非常勤社会福祉士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士、常勤作業療法士、常勤言語聴覚士又は常勤社会福祉士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士、非常勤言語聴覚士又は非常勤社会福祉士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士、非常勤言語聴覚士又は非常勤社会福祉士の実労働時間を常勤換算し常勤理学療法士、常勤作業療法士、常勤言語聴覚士又は社会福祉士数にそれぞれ算入することができる。ただし、常勤換算し常勤理学療法士又は常勤作業療法士数に算入することができるのは、常勤配置のうち理学療法士は2名、作業療法士は1名までに限る。

また、回復期リハビリテーション病棟入院料2を算定しようとする病棟では、当該病棟に専任の管理栄養士1名以上の常勤配置を行うことが望ましいこと。

なお、複数の病棟において当該入院料の届出を行う場合には、病棟ごとにそれぞれの従事者が配置されていること。

- (2) (1)に規定する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、次のいずれも満たす場合に限り、当該病棟において現に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している患者及び当該病棟から同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した日から起算して3か月以内の患者（在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者であって、当該保険医療機関に入院中の患者に限る。）に対する退院前の訪問指導並びに当該病棟を退棟した日から起算して3か月以内の患者（在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者に限る。ただし、保険医療機関に入院中の患者又は介護老人保健施設に入所する患者を除く。）に対する外来におけるリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施しても差し支えないものとする。

ア 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績指数が42以上であること。

イ 当該保険医療機関において、前月に、外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施していること。

- (3) (2)のア又はイのいずれかを満たさない場合には、(1)に規定する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、当該月以降、(2)の業務を実施できないこととする。なお、その後、別の月（4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。）において、ア及びイのいずれも満た

す場合には、当該月以降、(2)の業務を実施しても差し支えないものとする。

- (4) 当該病棟が回復期リハビリテーション病棟入院料1又は2を算定する場合、重症の患者（別添6の別紙21に定める日常生活機能評価で10点以上又はFIM得点で21点以上55点以下の患者（FIMの測定によることが望ましい。）、高次脳機能障害と診断された患者（基本診療料の施設基準等別表第九第一号に規定する患者に限る。）又は脊髄損傷と診断された患者（基本診療料の施設基準等別表第九第一号に規定する患者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が新規入院患者のうち3割5分以上であること。なお、その割合は、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。
- ア 直近6か月間に当該回復期リハビリテーション病棟に新たに入院した患者（第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院の患者を除く。）のうちの重症の患者数
- イ 直近6か月間に当該回復期リハビリテーション病棟に新たに入院した患者数（第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院の患者数を除く。）
- (5) 当該保険医療機関において、土曜日、休日を含め全ての日において、リハビリテーションを提供できる体制を備えていること。なお、リハビリテーションの提供体制については、当該保険医療機関のその他の病床におけるリハビリテーションの実施状況を踏まえ、適切な体制をとることとするが、回復期リハビリテーションが提供される患者に対し、土曜日、休日の1日当たりリハビリテーション提供単位数も平均3単位以上であるなど、曜日により著しい提供単位数の差がないような体制とすること。
- (6) 当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士若しくは(1)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤の理学療法士又は専従の常勤作業療法士若しくは(1)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤作業療法士のうち1名以上がいずれの日においても配置されていること。
- (7) 当該病棟において看護又は看護補助を行う看護要員の配置が、当該保険医療機関の土曜日、休日においてもリハビリテーションを提供する支障とならないよう配慮すること。
- (8) 当該保険医療機関において、FIMの測定に関わる職員を対象としたFIMの測定に関する研修会を年1回以上開催すること。
- (9) 市町村の要請を受けて、「地域支援事業実施要綱」（平成18年6月9日老発0609001第1号厚生労働省老健局長通知）に規定する地域リハビリテーション活動支援事業等の地域支援事業に、地域の医師会等と連携し、参加していることが望ましい。
- (10) 当該入院料を算定する患者について、適切な口腔ケアを提供するとともに、口腔状態に係る課題（口腔衛生状態の不良や咬合不良等）を認めた場合は、必要に応じて当該保険医療機関の歯科医師等と連携する又は歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促す体制が整備されていること。
- (11) 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績指数が、回復期リハビリテーション病棟入院料1にあつては42以上、回復期リハビリテーション病棟入院料2にあつては32以上であること。
- (12) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。
- (13) 回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する場合は、公益財団法人日本医療機能評

価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（リハビリ病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院であることが望ましい。

3 回復期リハビリテーション病棟入院料 3、4 及び 5 の施設基準

- (1) リハビリテーション科を標榜しており、当該病棟に専任の医師 1 名以上、専従の理学療法士 2 名以上及び作業療法士 1 名以上の常勤配置を行うこと。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士をそれぞれ 2 名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士の実労働時間を常勤換算し常勤従事者数にそれぞれ算入することができる。ただし、常勤換算し常勤理学療法士数に算入することができるのは、常勤配置のうち理学療法士は 1 名までに限る。

なお、複数の病棟において回復期リハビリテーション病棟入院料 3、4 及び 5 の届出を行う場合には、病棟ごとにそれぞれの従事者が配置されていること。

また、当該病棟に専従の言語聴覚士 1 名以上（回復期リハビリテーション病棟入院料 3 又は 4 を算定するものに限る。）、専従の社会福祉士等 1 名以上（回復期リハビリテーション病棟入院料 3 又は 4 を算定するものに限る。）及び専任の管理栄養士 1 名以上の常勤配置を行うことが望ましいこと。

- (2) (1)に規定する理学療法士及び作業療法士については、次のいずれも満たす場合に限り、当該病棟において現に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している患者及び当該病棟から同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した日から起算して 3 か月以内の患者（在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者であって、当該保険医療機関に入院中の患者に限る。）に対する退院前の訪問指導並びに当該病棟を退棟した日から起算して 3 か月以内の患者（在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者に限る。ただし、保険医療機関に入院中の患者又は介護老人保健施設に入所する患者を除く。）に対する外来におけるリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施しても差し支えないこととする。

ア 届出を行う月及び各年度 4 月、7 月、10 月及び 1 月に算出したリハビリテーション実績指数が 37（回復期リハビリテーション病棟入院料 5 にあつては、32）以上であること。

イ 当該保険医療機関において、前月に、外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施していること。

- (3) (2)のア又はイのいずれかを満たさない場合には、(1)に規定する理学療法士及び作業療法士は、当該月以降、(2)の業務を実施できないこととする。なお、その後、別の月（4 月、7 月、10 月又は 1 月以外の月を含む。）において、ア及びイのいずれも満たす場合には、当該月以降、(2)の業務を実施しても差し支えないものとする。
- (4) 回復期リハビリテーション病棟入院料 3 又は 4 を算定しようとする病棟では、重症の患者が新規入院患者のうち 2 割 5 分以上であること。
- (5) 回復期リハビリテーション病棟入院料 3 又は 4 を算定する場合は、当該保険医療機関において、土曜日、休日を含め全ての日において、リハビリテーションを提供できる体制を備え

ていること。なお、リハビリテーションの提供体制については、当該保険医療機関のその他の病床におけるリハビリテーションの実施状況を踏まえ、適切な体制をとることとするが、回復期リハビリテーションが提供される患者に対し、土曜日、休日の1日当たりリハビリテーション提供単位数も平均3単位以上であるなど、曜日により著しい提供単位数の差がないような体制とすること。

- (6) 当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士若しくは(1)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤の理学療法士又は専従の常勤作業療法士若しくは(1)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤作業療法士のうち1名以上がいずれの日においても配置されていること。
- (7) 当該病棟において看護又は看護補助を行う看護要員の配置が、当該保険医療機関の土曜日、休日においてもリハビリテーションを提供する支障とならないよう配慮すること。
- (8) 回復期リハビリテーション病棟入院料3又は4を算定しようとする場合は、届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績指数が、回復期リハビリテーション病棟入院料3にあつては37以上、回復期リハビリテーション病棟入院料4にあつては32以上であること。
- (9) 回復期リハビリテーション病棟入院料3又は4を算定しようとする場合は、当該保険医療機関において、FIMの測定に関わる職員を対象としたFIMの測定に関する研修会を年1回以上開催すること。
- (10) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。令和8年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13対1入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であつて、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、専門病院入院基本料（13対1入院基本料に限る。）、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。
- (11) 回復期リハビリテーション病棟入院料3を算定する場合は、公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（リハビリ病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院であることが望ましい。
- (12) 回復期リハビリテーション病棟入院料3又は4を算定する場合は、市町村の要請を受けて、「地域支援事業実施要綱」（平成18年6月9日老発0609001第1号厚生労働省老健局長通知）に規定する地域リハビリテーション活動支援事業等の地域支援事業に、地域の医師会等と連携し、参加していることが望ましい。
- (13) 回復期リハビリテーション病棟入院料3又は4を算定する場合は、当該入院料を算定する

患者について、適切な口腔ケアを提供するとともに、口腔状態に係る課題（口腔衛生状態の不良や咬合不良等）を認めた場合は、必要に応じて当該保険医療機関の歯科医師等と連携する又は歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促す体制が整備されていることが望ましい。

4 回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準

(1) リハビリテーション科を標榜しており、当該病室を有する病棟に専任の医師1名以上、専従の理学療法士1名以上及び専任の作業療法士1名以上の常勤配置を行うこと。ただし、当該理学療法士等は、当該病室を有する病棟において届け出られている入院料に規定する専従者及び当該病室を有する病棟におけるリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算に係る専従者と兼務することができる。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士又は専任の非常勤作業療法士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士の実労働時間を常勤換算し常勤従事者数にそれぞれ算入することができる。

(2) (1)に規定する理学療法士及び作業療法士については、次のいずれも満たす場合に限り、当該病室を有する病棟において現に回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定している患者及び当該病室を有する病棟から同一の保険医療機関の当該管理料に係る病棟以外の病棟へ転棟した日から起算して3か月以内の患者（在棟中に回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定した患者であって、当該保険医療機関に入院中の患者に限る。）に対する退院前の訪問指導並びに当該病棟を退棟した日から起算して3か月以内の患者（在棟中に回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定した患者に限る。ただし、保険医療機関に入院中の患者又は介護老人保健施設に入所する患者を除く。）に対する外来におけるリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施しても差し支えないこととする。

ア 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績指数が37以上であること。

イ 当該保険医療機関において、前月に、外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施していること。

(3) (2)のア又はイのいずれかを満たさない場合には、(1)に規定する理学療法士及び作業療法士は、当該月以降、(2)の業務を実施できないこととする。なお、その後、別の月（4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。）において、ア及びイのいずれも満たす場合には、当該月以降、(2)の業務を実施しても差し支えないものとする。

(4) 3の(4)を満たしていること。

(5) 次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 別表第六の二に掲げる地域に所在する医療機関であって、当該病院を中心とした半径12キロメートル以内の当該病院を含む病院が回復期リハビリテーション病棟入院料1から5を届出していないこと。

イ 当該病室において、新規入棟患者のうち4割以上が別表第九に掲げる状態及び算定上限日数の一に規定する状態の患者であること。

(6) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準につい

ては別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。

5 休日リハビリテーション提供体制加算の施設基準

- (1) 回復期リハビリテーション病棟入院料5又は回復期リハビリテーション入院医療管理料の届出を行っていること。
- (2) 当該保険医療機関において、土曜日、休日を含め全ての日において、リハビリテーションを提供できる体制を備えていること。なお、リハビリテーションの提供体制については、当該保険医療機関のその他の病床におけるリハビリテーションの実施状況を踏まえ、適切な体制をとることとするが、回復期リハビリテーションが提供される患者に対し、土曜日、休日の1日当たりリハビリテーション提供単位数も平均3単位以上であるなど、曜日により著しい提供単位数の差がないような体制とすること。
- (3) 当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士、3の(1)に規定する常勤換算対象となる専従の非常勤理学療法士若しくは4の(1)に規定する常勤換算対象となる専従の非常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士、3の(1)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤作業療法士若しくは4の(1)に規定する常勤換算対象となる専従の非常勤作業療法士のうち1名以上がいずれの日においても配置されていること。
- (4) 当該病棟において看護又は看護補助を行う看護要員の配置が当該保険医療機関の土曜日、休日においてもリハビリテーションを提供する支障とならないよう配慮すること。

6 回復期リハビリテーション強化体制加算の施設基準

- (1) 回復期リハビリテーション病棟入院料1の届出を行っていること。
- (2) 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績指数が48以上であること。
- (3) A251に掲げる排尿自立支援加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、H004摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関であることが望ましいこと。
- (4) 直近6か月間に自宅へ退院した患者のうち、1割以上に退院前訪問指導を実施していること。

7 届出に関する事項

- (1) 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式49から様式49の6(様式49の5を除く。)までを用いること。また、回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式49、様式49の3から様式49の6(様式49の5を除く。)までを用いること。加えて、回復期リハビリテーション強化体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式49の5を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。
- (2) 異なる区分の回復期リハビリテーション病棟入院料を組み合わせる届出を行う場合にあっては、別表1のいずれかに該当する組み合わせであること。
- (3) 新たに回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行う場合は、回復期リハビリテーション病棟入院料5を届け出ることとし、その届出から6月間に限り、(2)の規定にかかわらず、別表2のいずれかに該当する組み合わせによる届出を行うことができること。なお、

回復期リハビリテーション病棟入院料 5 の算定から 6 月が経過し、当該病棟が回復期リハビリテーション病棟入院料 1、2、3 又は 4 の施設基準を満たさないことが明らかな場合に、別表 2 のいずれかに該当する組み合わせによる届出を行うことはできない。

別表 1 ※○：組み合わせでの届出可、－：組み合わせでの届出不可

	入院料 1	入院料 2	入院料 3	入院料 4
入院料 1		－	○	－
入院料 2	－		○	○
入院料 3	○	○		－
入院料 4	－	○	－	

別表 2

入院料 1 及び入院料 5
入院料 2 及び入院料 5
入院料 3 及び入院料 5
入院料 4 及び入院料 5
入院料 1、入院料 3 及び入院料 5
入院料 2、入院料 3 及び入院料 5
入院料 2、入院料 4 及び入院料 5

第 12 地域包括ケア病棟入院料

1 地域包括ケア病棟入院料の施設基準

- (1) 当該病棟又は病室を含む病棟において、1 日に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が 13 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。ただし、当該病棟又は病室を含む病棟において、1 日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、2 以上であること。また、看護職員の最小必要数の 7 割以上が看護師であること。なお、注 2 の届出を行う場合にあっては、当該病棟又は病室を含む病棟において、1 日に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が 15 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。ただし、当該病棟又は病室を含む病棟において、1 日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、2 以上であること。また、看護職員の最小必要数の 4 割以上が看護師であること。
- (2) 当該入院料を算定するものとして届け出ている病床又は病室に、直近 3 月において入院している全ての患者の状態について、別添 6 の別紙 7 の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I 又は II に係る評価票におけるモニタリング及び処置等の項目（A 項目）及び手術等の医学的状況の項目（C 項目）を用いて測定し、その結果、当該病床又は当該病室へ入院する患者全体に占める基準を満たす患者（別添 6 の別紙 7 による評価の結果、看護必要度評価票 A 項目の得点が 1 点以上の患者又は C 項目の得点が 1 点以上の患者をいう。）の割合が、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I で 1 割以上、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度

Ⅱで0.8割以上であること。ただし、以下のアからウまでに掲げる患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入（別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目は除く。）は、院内研修を受けたものが行うものであること。また、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7の様式10を用いて届け出ること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の10日までに届け出ること。

ア 産科患者

イ 15歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）

（イ） 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成4年12月10日健医発1415号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

（ロ） 医療法施行規則第10条第5号により感染症病床に入院する場合

（3） 当該保険医療機関内に入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。なお、当該専従の看護師又は社会福祉士については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤の看護師又は社会福祉士（入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する看護師又は社会福祉士に限る。）を2名以上組み合わせることにより、常勤看護師等と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師等が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

また、当該病棟又は病室を含む病棟に、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が1名以上配置されていること。なお、当該理学療法士等は、疾患別リハビリテーション等を担当する専従者との兼務はできないものであり、当該理学療法士等が提供した疾患別リハビリテーション等については疾患別リハビリテーション料等を算定することはできない。ただし、地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合に限り、当該理学療法士等は、当該病室を有する病棟において届け出られている入院料に規定する専従者及び当該病室を有する病棟におけるリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算に係る専従者と兼務することはできる。なお、注2の届出を行う場合にあっては、専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士が1名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士、専従の非常勤作業療法士又は専従の非常勤言語聴覚士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士の勤務時間帯と同じ時間帯に

これらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士がそれぞれ配置されている場合には、それぞれの基準を満たすこととみなすことができる。

- (4) データ提出加算に係る届出を行っていること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。
- (5) 特定機能病院以外の保険医療機関であること。
- (6) 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)又はがん患者リハビリテーション料の届出を行っていること。
- (7) (6)のリハビリテーションを提供する患者については、1日平均2単位以上提供していること。ただし、1患者が1日に算入できる単位数は9単位までとする。なお、当該リハビリテーションは地域包括ケア病棟入院料に包括されており、費用を別に算定することはできないため、当該病棟又は病室を含む病棟に専従の理学療法士等が提供しても差し支えない。また、当該入院料を算定する患者に提供したリハビリテーションは、疾患別リハビリテーションに規定する従事者1人あたりの実施単位数に含むものとする。リハビリテーションの提供に当たっては、当該患者の入棟又は入室時に測定したADL等を参考にリハビリテーションの必要性を判断し、その結果について診療録に記載するとともに、患者又はその家族等に説明すること。
- (8) 病室に隣接する廊下の幅は内法による測定で、1.8メートル以上であることが望ましい。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、2.7メートル以上であることが望ましい。なお、廊下の幅が1.8メートル(両側居室の場合は2.7メートル)に満たない医療機関については、全面的な改築等を行うまでの間は1.8メートル(両側居室の場合は2.7メートル)未満であっても差し支えないが、全面的な改築等の予定について年1回報告を行うこと。
- (9) 当該病棟若しくは病室を含む病棟に、又は当該医療機関内における当該病棟若しくは病室を含む病棟の近傍に患者の利用に適した浴室及び便所が設けられていること。
- (10) 次のいずれかの基準を満たしていること。なお、一般病床において、地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合にあつては、ア、イ又はオのいずれか及びウ又はエの基準を満たしていること。ただし、許可病床数が200床未満の保険医療機関の一般病床において、地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合にあつては、ウ又はエについては、当該保険医療機関内に救急外来を有していること又は24時間の救急患者を受け入れていることにより当該基準を満たすものとみなすものであること。
 - ア 特掲診療料施設基準通知の別添1の第14の2に規定する在宅療養支援病院の届出を行っていること。
 - イ 特掲診療料施設基準通知の別添1の第16の3に規定する在宅療養後方支援病院の届出を行っており、直近1年間の在宅患者の受入実績が3件以上(「A206」在宅患者緊急入院診療加算の1を算定したものに限る。)であること。
 - ウ 医療法第30条の4の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関であること。
 - エ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること。
 - オ 訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に設置されていること。

- (11) 同一の保険医療機関の一般病棟から転棟した患者の占める割合は、直近3か月間に一般病棟から転棟した患者を直近3か月に当該病棟に入棟した患者の数で除して算出するものであること。
- (12) 地域において、介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この項において、「介護保険施設等」という。）から協力医療機関となることを求められた場合、その求めに応じて当該介護保険施設等の協力医療機関として定められることが望ましい。
- (13) 令和8年3月31日時点で現に地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和8年9月30日までの間、(2)の規定に限り、なお従前の例による。

2 地域包括ケア病棟入院料1の施設基準

- (1) 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割2分5厘以上であること。
- (2) 当該病棟から退院した患者数に占める在宅等に退院するものの割合は、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出する。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。

ア 直近6か月間において、当該病棟から退院又は転棟した患者数（第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。）のうち、在宅等に退院するものの数

この場合において、在宅等に退院するものの数は、退院患者の数から、次に掲げる数を合計した数を控除した数をいう。

- ① 他の保険医療機関（有床診療所入院基本料（別添2の第3の5の(1)のイの(i)に該当するものに限る。）を算定する病床を除く。）に転院した患者の数
- ② 介護老人保健施設（介護保健施設サービス費（Ⅰ）の介護保健施設サービス費（ⅱ）若しくは介護保健施設サービス費（ⅳ）又はユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）若しくは経過型ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）の届出を行っているものに限る。）に入所した患者の数の5割の数
- ③ 介護老人保健施設（介護保健施設サービス費（Ⅰ）の介護保健施設サービス費（ⅱ）若しくは介護保健施設サービス費（ⅳ）又はユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）若しくは経過型ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）の届出を行っていないものに限る。）に入所した患者の数
- ④ 同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟への転棟患者の数

イ 直近6か月間に退院又は転棟した患者数（第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。）

- (3) 当該病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき、6.4平方メートル以上であること。なお、平成27年3月31日までの間に、床面積について、壁芯による測定で届出が行われたものについては、平成27年4月1日以降も有効なものとして取扱う。
- (4) 許可病床200床未満（「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあつては280床）の保険医療機関であること。
- (5) 当該病棟に入棟した患者のうち、自宅等から入棟した患者の占める割合が2割以上であること。なお、自宅等から入棟した患者とは、自宅又は介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型グループホーム若しくは有料老人ホーム等（以下「有料老人ホ

ーム等」という。)から入棟した患者のことをいう。ただし、当該入院料を算定する病棟を有する病院に有料老人ホーム等が併設されている場合は当該有料老人ホーム等から入棟した患者は含まれない。

(6) 自宅等から入棟した患者の占める割合は、直近3か月間に自宅等から入棟した患者を直近3か月に当該病棟に入棟した患者の数で除して算出するものであること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。

(7) 当該病棟において自宅等からの緊急入院患者の受入れが直近3か月間で9人以上であること。自宅等からの緊急入院患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者で、かつ、予定された入院以外の患者のことをいう。

(8) 次に掲げる項目のうち少なくとも2つを満たしていること。

ア 当該保険医療機関において在宅患者訪問診療料(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定回数の合計が直近3か月間で30回以上であること。

イ 当該保険医療機関において退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)、精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)の指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問看護費のロ及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生省告示第百二十七号)の指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問看護費のロの算定回数の合計が直近3か月間で150回以上であること。

ウ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションにおいて訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイの算定回数の合計が直近3か月間で800回以上であること。

エ 当該保険医療機関において在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数が直近3か月間で30回以上であること。

オ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する事業所が、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有していること。

カ 当該保険医療機関において退院時共同指導料2及び外来在宅共同指導料1の算定回数の合計が直近3か月間で6回以上であること。

(9) 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。

3 地域包括ケア入院医療管理料1の施設基準

(1) 当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割2分5厘以上であること。なお、割合の算出方法は2の(2)の例による。ただし、2の(2)のアの④の「同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟への転棟患者の数」については、「同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病床以外の病床への転棟患者の数」と読み替えるものとする。

(2) 当該病室に入室した患者のうち、自宅等から入室した患者の占める割合が2割以上である

こと。ただし、当該病室が10床未満の場合については自宅等から入室した患者を前3月において8人以上受け入れていること。なお、自宅等から入室した患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入室した患者のことをいう。ただし、当該入院料を算定する病室を有する病院に有料老人ホーム等が併設されている場合は当該有料老人ホーム等から入棟した患者は含まれない。

- (3) 自宅等から入室した患者の占める割合は、直近3か月間に自宅等から入室した患者を直近3か月に当該病室に入室した患者の数で除して算出するものであること。また、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。
- (4) 当該病室において自宅等からの緊急入院患者の受入れが直近3か月間で9人以上であること。自宅等からの緊急入院患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者で、かつ、予定された入院以外の患者のことをいう。
- (5) 病院の一般病棟又は療養病棟の病室単位で行うものであること。
- (6) 2の(3)、(4)及び(8)を満たすものであること。

4 地域包括ケア病棟入院料2の施設基準

- (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
- (2) 2の(1)から(3)までを満たすものであること。
- (3) 許可病床数400床未満の保険医療機関であること。
- (4) 次のいずれか1つ以上を満たしていること。

ア 当該病棟に入棟した患者のうち、自宅等から入棟した患者の占める割合が2割以上であること。なお、自宅等から入棟した患者とは、有料老人ホーム等から入棟した患者のことをいう。ただし、当該入院料を算定する病棟を有する病院に有料老人ホーム等が併設されている場合は当該有料老人ホーム等から入棟した患者は含まれない。自宅等から入棟した患者の占める割合は、直近3か月間に自宅等から入棟した患者を直近3か月に当該病棟に入棟した患者の数で除して算出するものであること。また、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。

イ 当該病棟において自宅等からの緊急入院患者の受入れが直近3か月間で9人以上であること。自宅等からの緊急入院患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者で、かつ、予定された入院以外の患者のことをいう。

ウ 当該保険医療機関において在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定回数の合計が直近3か月間で30回以上であること。

エ 当該保険医療機関において退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）、精神科訪問看護・指導料（Ⅲ）、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のロ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のロの算定回数の合計が直近3か月間で150回以上であること。

オ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションにおいて訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護

護費のイの算定回数の合計が直近3か月間で800回以上であること。

カ 当該保険医療機関において「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数が直近3か月間で30回以上であること。

キ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する事業所が、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有していること。

ク 当該保険医療機関において「B005」退院時共同指導料2及び「C014」外来在宅共同指導料1の算定回数の合計が直近3か月間で6回以上であること。

- (5) 許可病床数が200床以上の病院であって、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する病院でない病院にあっては、当該病棟における、入院患者に占める、同一の保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が6割5分未満であること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。

5 地域包括ケア入院医療管理料2の施設基準

- (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病室単位で行うものであること。
- (2) 2の(3)及び(4)、3の(1)並びに4の(4)を満たすものであること。ただし、4の(4)のAについては、当該病室が10床未満の場合においては自宅等から入室した患者を前3月において8人以上受け入れていることで満たすものとする。

6 地域包括ケア病棟入院料3の施設基準

- (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
- (2) 2の(4)から(8)までを満たすものであること。
- (3) 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割以上であること。なお、割合の算出方法は2の(2)の例による。

7 地域包括ケア入院医療管理料3の施設基準

- (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病室単位で行うものであること。
- (2) 2の(4)及び(8)並びに3の(2)から(4)までを満たすものであること。
- (3) 当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割以上であること。なお、割合の算出方法は2の(2)の例による。ただし、2の(2)のAの④の「同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟への転棟患者の数」については、「同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病床以外の病床への転棟患者の数」と読み替えるものとする。

8 地域包括ケア病棟入院料4の施設基準

- (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
- (2) 4の(3)から(5)まで及び6の(3)を満たすものであること。

9 地域包括ケア入院医療管理料4の施設基準

- (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病室単位で行うものであること。
- (2) 2の(4)、4の(4)及び7の(3)を満たすものであること。ただし、4の(4)のAについては、当該病室が10床未満の場合においては自宅等から入室した患者を前3月において8人以上受け入れていることで満たすものとする。

10 地域包括ケア病棟入院料の「注3」に掲げる看護職員配置加算の施設基準

- (1) 当該病棟（地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合は、当該病室を有する病棟）において、1日に看護を行う看護職員の数が、当該入院料の施設基準の最小必要人数に加え、常時、当該病棟の入院患者の数が50又はその端数を増すごとに1以上であること。なお、看護職員の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できること。
- (2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の第2の11の(3)の例による。

11 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算の施設基準

- (1) 当該病棟（地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合は、当該病室を有する病棟）において、1日に看護補助を行う看護補助者の数が、当該入院料の施設基準の最小必要人数に加え、常時、当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。なお、当該加算は、みなし看護補助者を除いた看護補助者の配置を行っている場合のみ算定できる。

また、看護補助者の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できること。

- (2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の第2の11の(3)の例による。
- (3) 看護補助者配置加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であること。なお、院内研修の内容については、別添2の第2の11の(4)の例による。
- (4) 当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年1回以上見直しを行うこと。
- (5) 当該病棟の看護師長等が所定の研修（修了証が交付されているものに限る。）を修了していることが望ましいこと。また、当該病棟の全ての看護職員（所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が院内研修を年1回以上受講していることが望ましいこと。ただし、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、看護師長等の所定の研修及び看護職員の院内研修の内容については、別添2の第2の11の(6)の例による。

11の2 地域包括ケア病棟入院料の「注5」に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準

(1) 看護補助・患者ケア体制充実加算1の施設基準

ア 当該保険医療機関において3年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者が、それぞれの配置区分ごとに5割以上配置されていること。

イ 主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1以上であること。当該看護補助者は、介護福祉士の資格を有する者又は看護補助者として3年以上の勤務経験を有し適切な研修を修了した看護補助者であること。なお、研修内容については、別添2の第2の11の2の(1)のイの例による。

ウ 看護補助・患者ケア体制充実加算に係る看護補助者に対する院内研修の内容については、別添2の第2の11の(4)の例による。ただし、エについては、看護補助者が行う業務内

容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いた院内研修を実施していること。

エ 当該病棟の看護師長等は所定の研修を修了していること。また当該病棟の全ての看護職員（所定の研修を修了した看護師長等を除く。）が院内研修を年1回以上受講していること。ただし、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、当該研修のそれぞれの内容については、別添2の第2の11の(6)の例による。

オ 当該保険医療機関における看護補助者の業務に必要な能力を段階的に示し、看護補助者の育成や評価に活用していること。

カ 11の(1)から(4)までを満たしていること。

(2) 看護補助・患者ケア体制充実加算2の施設基準

(1)のイからカを満たすものであること。

(3) 看護補助・患者ケア体制充実加算3の施設基準

(1)のウ、エ及びカを満たすものであること。

12 地域包括ケア病棟入院料の「注8」に掲げる看護職員夜間配置加算の施設基準

(1) 当該病棟（地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合は、当該病室を有する病棟）において、夜勤を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。

(2) 認知症等の患者の割合は、当該入院料を算定するものとして届け出ている病床又は病室に入院している全ての患者に対し別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰに係る評価票の患者の状況等の項目（B項目）のうち、認知症及びせん妄状態に関する項目（「13. 診療・療養上の指示が通じる」又は「14. 危険行動」）に該当する患者の割合が、3割以上であること。ただし、以下に該当する患者は対象から除外する。

ア 産科患者

イ 15歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る。）

(イ) 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成4年12月10日健医発1415号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

(ロ) 医療法施行規則第10条第5号により感染症病床に入院する場合

(3) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の第2の11の(3)の例による。

13 地域包括ケア病棟入院料の「注9」に掲げる夜間看護体制特定日減算について

当該減算は、許可病床数が100床未満の病院において、夜間、病棟の看護職員が一時的に救急外来で勤務する間、病棟の看護職員体制は、看護職員1名を含め看護職員と看護補助者を合わせて2名以上であること。ただし、当該時間帯の入院患者数が30人以下の場合は、看護職員1名で差し支えない。加えて、当該時間帯に当該病棟の看護職員が一時的に救急外来で勤務する間、当該病棟の看護に支障がないと当該病棟を担当する医師及び看護の管理者が判断した場合に限ること。

14 地域包括ケア病棟入院料の「注14」に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準

- (1) 当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。なお、当該専任の管理栄養士として配置される病棟は、1名につき1病棟に限る。
- (2) 当該保険医療機関において、以下のいずれも満たす常勤医師が1名以上勤務していること。
 - ア リハビリテーション医療に関する3年以上の経験を有していること。
 - イ 適切なリハビリテーション、栄養管理、口腔管理に係る研修を修了していること。
- (3) (2)の要件のうちイにおけるリハビリテーション、栄養管理、口腔管理に係る研修とは、医療関係団体等が開催する早期からのリハビリテーション医療等に関する理論及び評価法等に関する総合的な内容を含む研修であり、2日以上かつ12時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものである。なお、当該研修は以下のような内容を含むものである。
 - ア リハビリテーション概論について（早期からのリハビリテーションの目的、障害の考え方、チームアプローチを含む。）
 - イ リハビリテーション評価法について（評価の意義、早期からのリハビリテーションに必要な評価を含む。）
 - ウ リハビリテーション治療法について（運動療法、作業療法、言語聴覚療法、義肢装具療法及び薬物療法を含む。）
 - エ リハビリテーション処方について（リハビリテーション処方の実際、患者のリスク評価、リハビリテーションカンファレンスを含む。）
 - オ 高齢者リハビリテーションについて（廃用症候群とその予防を含む。）
 - カ 脳・神経系疾患に対するリハビリテーションについて
 - キ 心臓疾患に対するリハビリテーションについて
 - ク 呼吸器疾患に対するリハビリテーションについて
 - ケ 運動器系疾患のリハビリテーションについて
 - コ 周術期におけるリハビリテーションについて
 - サ 早期からの栄養状態の評価（GLIM基準を含む。）、栄養療法について
 - シ 早期からの口腔状態の評価、口腔ケア、医科歯科連携について
- (4) プロセス・アウトカム評価として、以下の基準を全て満たすこと。
 - ア 当該病棟に入棟した患者のうち、当該病棟への入棟後3日（入棟日の翌々日）までに疾患別リハビリテーションを実施した患者の割合が直近1年間で6割以上であること。
 - イ 直近1年間に、当該病棟の入棟患者に対する土日祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーションの提供単位数から、当該病棟の入棟患者に対する平日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数を除いた割合が7割以上であること。
 - ウ 当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡（DESIGN-R2020 分類 d2以上とする。）を保有している入院患者の割合が2.5%未満であること。なお、その割合は、次の(イ)に掲げる数を(ロ)に掲げる数で除して算出する。ただし、届出時の直近月の初日（以下この項において「調査日」という。）における当該病棟の入院患者数が80人以下の場合は、本文の規定にかかわらず、当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡を保有している入院患者が2人以下であること。
 - (イ) 調査日に褥瘡を保有する患者数のうち、入院時既に褥瘡保有が記録された患者を除いた患者数
 - (ロ) 調査日の入院患者数（調査日の入院又は予定入院患者は含めず、退院又は退院予定

患者は含める。)

(5) 当該病棟の入院患者に対し、適切な口腔ケアを提供するとともに、口腔状態に係る課題(口腔衛生状態の不良や咬合不良等)を認めた場合は、必要に応じて当該保険医療機関の歯科医師等へ連携する又は歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促す体制が整備されていること。

(6) 当該保険医療機関において、基本的日常生活活動度(Barthel Index)(以下「B I」という。)の測定に関わる職員を対象としたB Iの測定に関する研修会を年1回以上開催すること。

15 届出に関する事項

地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式10、様式20、様式50から様式50の3までを用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。また、1の(8)のなお書きに該当する場合は、年1回、全面的な改築等の予定について別添7の様式50又は50の2により地方厚生(支)局長に報告すること。

「注3」、「注4」、「注5」及び「注8」に規定する看護職員配置加算、看護補助者配置加算、看護補助・患者ケア体制充実加算、看護職員夜間配置加算及び地域包括ケア病棟特別入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式13の3、様式18の3、様式20、様式50及び様式50の2を用いること。また、当該加算の変更の届出にあたり、直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合は、当該様式の届出を略することができること。

また、急性期病院A一般入院料、急性期一般入院料1又は7対1入院基本料(専門病院入院基本料に限る。)に係る届出を行っている病棟が当該届出を行う場合に限り、2の(1)及び(2)又は3の(1)について実績を要しない。

なお、平成26年3月31日時点で10対1入院基本料(一般病棟入院基本料若しくは専門病院入院基本料に限る。)、13対1入院基本料(一般病棟入院基本料若しくは専門病院入院基本料に限る。)又は15対1入院基本料(一般病棟入院基本料に限る。)を算定する病院において、地域包括ケア病棟入院料の届出を行った場合には、当該入院料の届出を行っている期間において、急性期病院A一般入院料、急性期病院B一般入院料(看護・多職種協働加算に係る届出を行っている場合に限り。)、急性期一般入院料1、急性期一般入院料4(看護・多職種協働加算に係る届出を行っている場合に限り。)又は7対1入院基本料の届出を行うことはできない。

「注14」に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式5の5を用いること。14の(4)のア及びイの実績については、新規に届出をする場合は、直近3月間の実績が施設基準を満たす場合、届出することができる。なお、施設基準を満たさなくなったため所定点数を加算できなくなった後、再度届出を行う場合については、新規に届出をする場合には該当しない。

許可病床数が400床以上の保険医療機関については、地域包括ケア病棟入院料の届出を行うことはできない。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定めるとおり、地域包括ケア病棟入院料の届出を行うことができる。

ア 令和2年3月31日時点で地域包括ケア病棟入院料を届け出ている保険医療機関であって、現に許可病床数が400床以上のものについては、当該時点で現に届け出ている病棟を維持することができる。

イ 地域医療構想調整会議において再編又は統合を行うことについて合意が得られ、許可病床数 400 床以上となった病院であって、次のいずれにも該当するものについては、地域包括ケア病棟入院料 2 又は 4 に係る届出を行うことができる。なお、届出に当たっては、合意を得た地域医療構想調整会議の概要を書面にまとめたものを提出すること。当該書面は、届出を行う保険医療機関が作成したものでも差し支えない。

- ① 複数の許可病床数 400 床未満の病院が再編又は統合の対象病院であること
- ② 再編又は統合を行う対象病院のいずれかが、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていること
- ③ 地域医療構想調整会議において、再編又は統合後の病院が、地域包括ケア病棟を有する必要があると合意を得ていること。

また、以下の場合にあつては、届出をすることができる病棟は 1 病棟に限る。ただし、(3) について、平成 28 年 1 月 1 日時点で地域包括ケア病棟入院料 1 若しくは 2 を 2 病棟以上届け出ている保険医療機関であつて、(3) に掲げる施設基準を届け出ている保険医療機関については、当該時点で現に届け出ている複数の病棟を維持することができる。

- (1) 療養病床により届出を行う場合
- (2) 許可病床数が 200 床（「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあつては 280 床）未満の保険医療機関であつて、地域包括ケア入院医療管理料 1、2、3 又は 4 の届出を行う場合
- (3) 「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料又は「A301-4」小児特定集中治療室管理料の施設基準を届け出ている保険医療機関であつて、地域包括ケア病棟入院料 1、2、3 又は 4 の届出を行う場合
- (4) 地域医療構想調整会議において再編又は統合を行うことについて合意が得られ、許可病床数 400 床以上となった病院が地域包括ケア病棟入院料 2 又は 4 の届出を行う場合

第 13 特殊疾患病棟入院料

1 特殊疾患病棟入院料に関する施設基準

(1) 特殊疾患病棟入院料 1 又は 2 の施設基準

- ア 当該病棟に専任の医師が常勤していること。
- イ 当該病棟において、日勤時間帯以外の時間帯にあつては看護要員が常時 2 人以上配置されており、そのうち 1 名以上は看護職員であること。
- ウ 当該病棟に係る病棟床面積は、患者 1 人につき内法による測定で、16 平方メートル以上であること。なお、病棟床面積の算定に当たっては当該病棟内にある治療室、機能訓練室、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、ナースステーション、便所等の面積を算入しても差し支えない。
- エ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添 7 の様式 40 の 7 を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和 8 年 3 月 31 日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から 4 又は地域包括ケ

ア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料 1 若しくは 2 を算定する病棟、専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料に限る。）、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料 5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において 200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

（２） 特殊疾患病棟入院料 1 の施設基準

当該病棟の入院患者数の 8 割以上が、脊髄損傷等の重度障害者（平成 20 年 10 月 1 日以降は、脳卒中の後遺症又は認知症の患者であって、その発症前は脊髄損傷等の重度障害者でなかった患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者であること。なお、重度の意識障害者とは、次に掲げるものをいうものであり、病因が脳卒中の後遺症であっても、次の状態である場合には、重度の意識障害者となる。なお、該当患者の割合については、暦月で 3 か月を超えない期間の 1 割以内の一時的な変動にあつては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

ア 意識障害レベルが J C S (Japan Coma Scale) でⅡ－3（又は 30）以上又は G C S (Glasgow Coma Scale) で 8 点以下の状態が 2 週以上持続している患者

イ 無動症の患者（閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等）

（３） 特殊疾患病棟入院料 2 の施設基準

次のいずれかの基準を満たしていること。

ア 次のいずれかに該当する一般病棟又は精神病棟

（イ） 児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児（同法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させるものに限る。）

（ロ） 児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関

イ 当該病棟の入院患者数の 8 割以上が、重度の肢体不自由児（者）（日常生活自立度のランク B 以上に限る。）等の重度の障害者（ただし、（２）に掲げる脊髄損傷等の重度障害者、筋ジストロフィー患者、神経難病患者、脳卒中の後遺症又は認知症の患者であって、その発症前は重度の障害者でなかった患者（平成 20 年 10 月 1 日以降に限る。）を除く。）であること。なお、該当患者の割合については、暦月で 3 か月を超えない期間の 1 割以内の一時的な変動にあつては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

2 届出に関する事項

特殊疾患病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 20、様式 24 の 2 及び様式 51 を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 を省略することができること。また、当該病棟の平面図（面積等の分かるもの。）を添付すること。

第 14 緩和ケア病棟入院料

1 緩和ケア病棟入院料 1 に関する施設基準等

- (1) 主として悪性腫瘍患者、後天性免疫不全症候群又は終末期の末期腎不全に罹患している患者を入院させ、緩和ケアを行う病棟を単位として行うこと。
- (2) 夜間において、看護師が複数配置されていること。
- (3) 当該病院の医師の員数は、医療法に定める標準を満たしていること。
- (4) 当該病棟内に緩和ケアを担当する常勤の医師が1名以上配置されていること。なお、複数の病棟において当該入院料の届出を行う場合には、病棟ごとに1名以上の常勤医師が配置されていること。
- (5) (4)に掲げる医師は次のいずれかの研修を修了している者であること。また、終末期の末期腎不全の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アの研修を修了している者であること。
 - ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会
 - イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等
- (6) 当該病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき内法による測定で、30平方メートル以上であり、病室床面積は、患者1人につき内法による測定で、8平方メートル以上であること。
- (7) 当該病棟内に、患者家族の控え室、患者専用の台所、面談室、一定の広さを有する談話室を備えていること。
- (8) 当該病棟は全室個室であって差し支えないが、特別の療養環境の提供に係る病床の数が5割以下であること。
- (9) 入退棟に関する基準が作成されていること。
- (10) 緩和ケアの内容に関する患者向けの案内が作成され、患者・家族に対する説明が行われていること。
- (11) 緩和ケア病棟入院料を算定する保険医療機関は、地域の在宅医療を担う保険医療機関と連携し、緊急時に在宅での療養を行う患者が入院できる体制を保険医療機関として確保していること。
- (12) 緩和ケア病棟入院料を算定する保険医療機関は、連携している保険医療機関の患者に関し、緊急の相談等に対応できるよう、24時間連絡を受ける体制を保険医療機関として確保していること。
- (13) 緩和ケア病棟においては、連携する保険医療機関の医師、看護師又は薬剤師に対して、実習を伴う専門的な緩和ケアの研修を行っていること。
- (14) がん診療の拠点となる病院は、別添3の第14の1の(13)と同様であること。

また、がん診療の拠点となる病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（緩和ケア病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。
- (15) 当該病棟への入院を希望する患者の紹介を受けた場合に、(4)の医師が入院の適応を判断し、当該医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が入院までの待機期間や待機中の緊急時の対応方針等について、患者に説明を行う体制を設けること。
- (16) 以下のア又はイを満たしていること。
 - ア 当該病棟直近1年間の入院患者について、以下の(イ)から(ロ)までの期間の平均が

14 日未満であること。

(イ) (4)の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員から説明を受けた上で、患者等が文書又は口頭で入院の意思表示を行った日

(ロ) 患者が当該病棟に入院した日

イ 直近 1 年間に於いて、退院患者のうち、次のいずれかに該当する患者以外の患者が 15% 以上であること。

(イ) 他の保険医療機関（療養病棟入院基本料、有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を算定する病棟及び病室を除く。）に転院した患者

(ロ) 同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟（療養病棟入院基本料を算定する病棟を除く。）への転棟患者

(ハ) 死亡退院の患者

(17) 次のいずれかに係る届出を行っていること。

ア 「A 2 2 6 - 2」に掲げる緩和ケア診療加算

イ 「B 0 0 1」「2 4」に掲げる外来緩和ケア管理料

ウ 「C 0 0 3」に掲げる在宅がん医療総合診療料

(18) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添 7 の様式 40 の 7 を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和 8 年 3 月 31 日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から 4 又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であつて、地域一般入院基本料、療養病棟入院料 1 若しくは 2 を算定する病棟、専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料に限る。）、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料 5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において 200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

2 緩和ケア病棟入院料 2 に関する施設基準等

1 の(1)から(14)まで及び(18)を満たしていること。

3 届出に関する事項

緩和ケア病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 20 及び様式 52 を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができること。また、当該病棟の平面図（面積等が分かるもの。）を添付すること。

第 15 精神科救急急性期医療入院料

1 精神科救急急性期医療入院料に関する施設基準等

(1) 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。

- (2) 当該保険医療機関内に、精神保健指定医が4名以上常勤していること。
- (3) 当該保険医療機関内に他の精神病棟が存在する場合は、当該他の精神病棟は、精神病棟入院基本料の10対1入院基本料、13対1入院基本料、15対1入院基本料、18対1入院基本料若しくは20対1入院基本料又は特定入院料を算定している病棟でなければならないこと。
- (4) 当該各病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (5) 当該各病棟に2名以上の常勤の精神保健福祉士が配置されていること。
- (6) 当該各病棟において、日勤帯以外の時間帯にあっては、看護師が常時2名以上配置されていること。
- (7) 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。
- (8) 当該病棟の病床のうち、隔離室を含む個室が半数以上を占めていること。
- (9) 必要な検査及びCT撮影が必要に応じて速やかに実施できる体制にあること。ただし、CT撮影については、他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されていれば足りるものとする。
- (10) 1月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、4割以上が新規患者の延べ入院日数であること。
- (11) 当該病棟の年間の新規患者のうち6割以上が、「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において3点以上のものであること。令和8年5月31日までの間に新規に入院した患者については、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院、鑑定入院又は医療観察法入院のいずれかに係るものであった場合、「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において、3点以上であるものとする。
- (12) 以下の地域における直近1年間における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者のうち、原則として4分の1以上、又は20件以上の患者を当該病棟において受け入れていること。
 - ア 当該保険医療機関の所在地の都道府県（政令市の区域を含むものとする。）
 - イ 1精神科救急医療圏と1基幹病院が対となって明確に区分された圏域がある場合（例えば政令市は市立病院が、政令市以外の地区は県立病院が救急基幹病院となる。）は、当該圏域
- (13) 当該保険医療機関における精神科救急急性期医療入院料又は精神科急性期治療病棟入院料を算定する病床数の合計が300床以下であること。
- (14) 当該保険医療機関が、精神科救急医療体制整備事業において基幹的な役割を果たしていること。具体的には、次のいずれも満たしていること。
 - ア 常時精神科救急外来診療が可能であること。
 - イ 全ての入院形態の患者受入れが可能であること。
 - ウ 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の実績が年間30件以上又は(12)のア又はイの地域における人口1万人当たり0.37件以上であること。そのうち6件以上又は2割以上は、精神科救急医療体制整備事業における精神科救急情報センター（以下「精神科救急情報センター」という。）、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業における精神医療相談窓口（以下「精神医療相談窓口」という。）、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする。）、市町村、保

健所、警察又は消防（救急車）からの依頼であること。

- (15) 当該病棟において、措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち4割以上が入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム（以下「精神障害者施設」という。）へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう（以下この項において同じ。）。
- (16) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和8年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13対1入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、専門病院入院基本料（13対1入院基本料に限る。）、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

2 看護職員夜間配置加算の施設基準

- (1) 当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
- (2) 行動制限最小化に係る委員会において次の活動を行っていること。
- ア 行動制限についての基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針の整備
 - イ 患者の病状、院内における行動制限患者の状況に係るレポートをもとに、月1回程度の病状改善、行動制限の状況の適切性及び行動制限最小化のための検討会議の開催
 - ウ 当該保険医療機関における精神科診療に携わる職員全てを対象とした、精神保健福祉法、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会の年2回程度の実施
- (3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、ア又はウを含む3項目以上を満たしていること。また、当該3項目以上にクが含まれることが望ましいこと。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからクまでのうち、ア又はウを含む3項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添3の第4の3の9の(3)と同様であること。
- ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務終了時刻と直後の

勤務の開始時刻の間が 11 時間以上であること。

イ 3 交代制勤務又は変則 3 交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね 24 時間後以降となる勤務編成であること。

ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の連続して行う夜勤の数が 2 回以下であること。

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

オ 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫がなされていること。

カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績があること。

キ 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。

ク 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護職員の業務負担軽減を行っていること。

(4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添 2 の第 2 の 11 の(3)の例による。

3 精神科救急急性期医療入院料の「注 5」に規定する精神科救急医療体制加算の施設基準等

(1) 精神科救急医療体制加算 1 の施設基準

ア 次のいずれも満たしていること。

(イ) 精神科救急医療体制整備事業に参画し、本事業において入院を要する患者を積極的に受け入れていること。

(ロ) 当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医が 5 名以上配置されていること。

(ハ) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の実績が年間 65 件以上又は以下の地域における人口 1 万人当たり 0.85 件以上であること。そのうち 13 件以上又は 2 割以上は、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする。）、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼であること。

① 当該保険医療機関の所在地の都道府県（政令市の区域を含むものとする。）

② 1 精神科救急医療圏と 1 基幹病院が対となって明確に区分された圏域がある場合（例えば政令市は市立病院が、政令市以外の地区は県立病院が救急基幹病院となる。）は、当該圏域

(ニ) 当該病棟において、措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち 6 割以上が入院日から起算して 3 月以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。

イ 複数の病棟において当該加算の届出を行う場合については、アの（ハ）の「件以上」を

「に届出病棟数を乗じた数以上」と読み替えること。

ウ 病院である保険医療機関の精神病棟を単位とすること。

エ 「精神科救急医療体制整備事業の実施について」に規定する以下のいずれかの医療機関であること。

(イ) 身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている医療機関

(ロ) 精神科救急医療確保事業において常時対応型施設又は病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関

オ 24 時間 365 日、重症度及び入院形態を問わず、入院が必要な患者の受入れを含む診療体制を整備していること。

(2) 精神科救急医療体制加算 2 の施設基準

ア 次のいずれも満たしていること。

(イ) (1)のアの(イ)、(ロ)及び(ニ)を満たすこと。

(ロ) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の実績が年間 40 件以上又は以下の地域における人口 1 万人当たり 0.5 件以上であること。そのうち 8 件以上又は 2 割以上は、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする。）、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼であること。

① 当該保険医療機関の所在地の都道府県（政令市の区域を含むものとする。）

② 1 精神科救急医療圏と 1 基幹病院が対となって明確に区分された圏域がある場合（例えば政令市は市立病院が、政令市以外の地区は県立病院が救急基幹病院となる。）は、当該圏域

イ (1)のイからエまでを満たすこと。

(3) 当該加算は病棟の病床単位で届け出ることとし、120 床までに限り届出を行うことができる。

4 届出に関する事項

(1) 精神科救急急性期医療入院料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 20（精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載すること。）、様式 53 及び様式 54 を用いることとし、当該病棟の配置図（隔離室の位置が分かるもの。）を添付すること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができること。

(2) 「注 4」に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 13 の 3、様式 20 及び特掲診療料施設基準通知の別添 2 の様式 48 を用いること。なお、当該加算の様式 48 に係る届出については、医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

(3) 「注 5」に規定する精神科救急医療体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 53 及び様式 54 の 2 を用いること。

第 16 精神科急性期治療病棟入院料

1 精神科急性期治療病棟入院料に関する施設基準等

(1) 同一保険医療機関内に精神科急性期治療病棟入院料 1 を算定すべき病棟と精神科急性期治

療病棟入院料 2 を算定すべき病棟が混在することはできない。

(2) 精神科急性期治療病棟入院料 1 又は 2 の施設基準

以下のアからコまでのいずれも満たすこと。

ア 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。

イ 当該各病棟において、日勤帯以外の時間帯にあつては看護要員が常時 2 人以上配置されており、そのうち 1 人以上は看護師であること。

ウ 当該保険医療機関に他の精神病棟が存在する場合は、当該他の精神病棟は、精神病棟入院基本料の 10 対 1 入院基本料、13 対 1 入院基本料、15 対 1 入院基本料、18 対 1 入院基本料若しくは 20 対 1 入院基本料又は特定入院料を算定している病棟でなければならないこと。

エ 当該各病棟に精神保健指定医及び精神保健福祉士又は公認心理師が常勤していること。

オ 当該保険医療機関が精神科救急医療システムに参加していること。

カ 当該病棟の病床数は、130 床以下であり、当該保険医療機関における精神科救急急性期医療入院料及び精神科急性期治療病棟入院料を算定する病床数の合計が 300 床以下であること。

キ 当該病棟の病床数は、1 看護単位当たり 60 床以下であること。

ク 当該病棟に隔離室があること。

ケ 1 月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、4 割以上が新規患者の延べ入院日数であること。

コ 当該病棟において、措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち 4 割以上が入院日から起算して 3 月以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。また、退院後に、医科点数表第 1 章第 2 部通則 5 の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。なお、入院後に要介護認定を申請し、介護老人保健施設、介護医療院又は特別養護老人ホーム等へと退院したものについては、入院日から起算して 4 月以内に退院した場合も、3 月以内に退院したものと同みなして本号を適用する。

サ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添 7 の様式 40 の 7 を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和 8 年 3 月 31 日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から 4 又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であつて、「旧算定方法」別表第一「A 1 0 3」に掲げる精神病棟入院基本料、精神科急性期治療病棟入院料若しくは児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、データ提出加算の届

出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

- 2 精神科急性期治療病棟入院料の「注4」に規定する精神科看護・多職種協働加算の施設基準
 - (1) 当該病棟で実際に配置を必要とした看護職員数の合計（入院料及び精神科看護・多職種協働加算に規定する看護職員及び多職種職員を合計した最小必要数から、看護職員以外の多職種職員の実際の配置数を差し引いた数）の4割以上が看護師であること。
 - (2) 当該加算における精神保健福祉士及び公認心理師は、1（2）エに定める精神保健福祉士又は公認心理師と兼任はできない。
- 3 届出に関する事項
 - (1) 精神科急性期治療病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20（精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載すること。）及び様式53を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。また、当該病棟の配置図（隔離室の位置が分かるもの。）を添付すること。
 - (2) 「注4」に規定する精神科看護・多職種協働加算に係る届出は、別添7の様式9を用いること。なお、入院基本料等の施設基準に係る届出と当該施設基準を併せて届け出る場合であって、別添7の様式9を用いる場合は、1部のみの届出で差し支えない。

第16の2 精神科救急・合併症入院料

- 1 精神科救急・合併症入院料に関する施設基準等
 - (1) 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。
 - (2) 当該保険医療機関内に、精神科医師が5名以上常勤していること。
 - (3) 当該保険医療機関内に当該入院料を算定する病棟以外の他の精神科病棟が存在する場合は、当該他の精神科病棟は、精神科入院基本料の10対1入院基本料、13対1入院基本料、15対1入院基本料、18対1入院基本料若しくは20対1入院基本料又は特定入院料を算定している病棟でなければならない。
 - (4) 当該各病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - (5) 当該各病棟に2名以上の常勤の精神保健福祉士が配置されていること。
 - (6) 当該各病棟において、日勤帯以外の時間帯にあっては、看護師が常時2人以上配置されていること。
 - (7) 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。
 - (8) 当該病棟に以下に定める合併症ユニットを有しており、当該病棟の病床のうち、隔離室を含む個室が半数以上を占めること。なお、合併症ユニットの病床は個室として算入することができる。
 - ア 当該病棟の治療室単位であり、当該病棟の病床数の2割以上であること。
 - イ 当該治療室に入院する患者は、常時8割以上が下記の身体疾患を持つ精神障害者であること。
 - (イ) 呼吸器系疾患（肺炎、喘息発作、肺気腫、間質性肺炎の急性増悪、肺塞栓又は気胸）

- (ロ) 心疾患（New York Heart Association の心機能分類のⅢ度、Ⅳ度相当の心不全、虚血性心疾患又はモニター監視を必要とする不整脈）
 - (ハ) 手術又は直達・介達牽引を要する骨折
 - (ニ) 脊髄損傷
 - (ホ) 重篤な内分泌・代謝性疾患（インスリン投与を要する糖尿病、専門医の診療を要する内分泌疾患又は肝硬変に伴う高アンモニア血症）
 - (ヘ) 重篤な栄養障害（Body Mass Index 15 未満の摂食障害）
 - (ト) 意識障害（急性薬物中毒、アルコール精神障害、電解質異常、代謝性疾患によるせん妄等）
 - (チ) 全身感染症（結核、後天性免疫不全症候群、梅毒 1 期、2 期又は敗血症）
 - (リ) 中枢神経系の感染症（髄膜炎、脳炎等）
 - (ヌ) 急性腹症（消化管出血、イレウス等）
 - (ル) 劇症肝炎又は重症急性膵炎
 - (ヲ) 悪性症候群又は横紋筋融解症
 - (ワ) 広範囲（半肢以上）熱傷
 - (カ) 手術、化学療法若しくは放射線療法を要する状態又は末期の悪性腫瘍
 - (ヨ) 重篤な血液疾患（ヘモグロビン 7g/dl 以下の貧血又は頻回に輸血を要する状態）の患者
 - (タ) 急性かつ重篤な腎疾患（急性腎不全、ネフローゼ症候群又は糸球体腎炎）の患者
 - (レ) 人工透析中又は腎不全で透析導入を要する状態
 - (ソ) 手術室での手術を必要とする状態
 - (ツ) 合併症妊娠・出産
 - (ネ) 膠原病（専門医による管理を必要とする状態）
- ウ 身体合併症管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該病棟内に常時備えていること。
- (イ) 救急蘇生装置
 - (ロ) 除細動器
 - (ハ) 心電計
 - (ニ) 呼吸循環監視装置
- (9) 必要な検査及びCT撮影が必要に応じて速やかに実施できる体制にあること。
- (10) 1 月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、4 割以上が新規患者の延べ入院日数であること。
- (11) 当該病棟において、措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち 4 割以上が入院日から起算して 3 月以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。また、退院後に、医科点数表第 1 章第 2 部通則 5 の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。

- (12) 精神科救急医療体制整備事業において基幹的な役割を果たしていること。具体的には、以下のアからウまでのいずれも満たしていること。
- ア 常時精神科救急外来診療が可能であること。
 - イ 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数が年間 20 件以上であること。
 - ウ 全ての入院形態の患者受入れが可能であること。
- (13) 当該病棟の年間の新規患者のうち 6 割以上が、「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において 3 点以上及び合併症ユニットへ入院する身体疾患を有する精神障害者のいずれかに係るものであること。令和 8 年 5 月 31 日までの間に新規に入院した患者については、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院、鑑定入院及び医療観察法入院のいずれかに係るものであった場合、「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において 3 点以上であるものとする。
- (14) 以下の地域における直近 1 年間における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者のうち、原則として 4 分の 1 以上又は 5 件以上の患者を当該病棟において受け入れていること。
- ア 当該保険医療機関の所在地の都道府県（政令市の区域を含むものとする。）
 - イ 1 精神科救急医療圏と 1 基幹病院が対となって明確に区分された圏域がある場合（例えば政令市は市立病院が、政令市以外の地区は県立病院が救急基幹病院となる。）は、当該圏域

2 看護職員夜間配置加算の施設基準

- (1) 当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 16 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。
- (2) 行動制限最小化に係る委員会において次の活動を行っていること。
- ア 行動制限についての基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針の整備
 - イ 患者の病状、院内における行動制限患者の状況に係るレポートをもとに、月 1 回程度の病状改善、行動制限の状況の適切性及び行動制限最小化のための検討会議の開催
 - ウ 当該保険医療機関における精神科診療に携わる職員全てを対象とした、精神保健福祉法、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会の年 2 回程度の実施
- (3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、ア又はウを含む 3 項目以上を満たしていること。また、当該 3 項目以上にクが含まれることが望ましいこと。ただし、当該加算を算定する病棟が 2 交代制勤務又は変則 2 交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからクまでのうち、ア又はウを含む 3 項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添 3 の第 4 の 3 の 9 の（3）と同様であること。
- ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻の間が 11 時間以上であること。
 - イ 3 交代制勤務又は変則 3 交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね 24 時間後以降となる勤務編成であること。
 - ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の連続して行う夜勤の数

が2回以下であること。

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

オ 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫がなされていること。

カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績があること。

キ 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。

ク 当該病棟において、I C T、A I、I o T等の活用によって、看護職員の業務負担軽減を行っていること。

(4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の第2の11の(3)の例による。

3 届出に関する事項

(1) 精神科救急・合併症入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20（精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載すること。）、様式53及び様式55を用いることとし、当該病棟の配置図（合併症ユニット及び隔離室の位置が分かるもの。）を添付すること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。

(2) 「注4」に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式13の3、様式20及び特掲診療料施設基準通知の別添2の様式48を用いること。なお、当該加算の様式48に係る届出については、医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第16の3 児童・思春期精神科入院医療管理料

1 児童・思春期精神科入院医療管理料に関する施設基準等

(1) 精神科を標榜する病院において精神病棟又は治療室を単位とすること。

(2) 当該病棟又は治療室における直近1か月間の入院患者数の概ね8割以上が、20歳未満の精神疾患を有する患者（精神作用物質使用による精神及び行動の障害の患者並びに知的障害の患者を除く。）であること。

(3) 当該病棟又は治療室に小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤の医師が2名以上配置されており、うち1名は精神保健指定医であること。

(4) 当該病棟又は治療室に専従の常勤の精神保健福祉士及び常勤の公認心理師がそれぞれ1名以上配置されていること。当該専従の常勤精神保健福祉士は、病棟を担当する者として当該病棟の患者に関する業務に主として従事するものであり、当該病棟の患者の支援を目的とする場合、当該保険医療機関外に付き添う等、当該病棟外で業務を行うことは差し支えない。また、その業務に影響のない範囲において、当該病棟に入棟予定又は当該病棟から退棟若しくは退院した患者への支援に係るものであれば、当該病棟以外の場所で業務を行うことは差

し支えない。

- (5) 当該保険医療機関内に学習室が設けられていること。
- (6) 当該治療室の病床は30床以下であり、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、便所、学習室が、当該病棟の他の治療室とは別に設置されていること。
- (7) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和8年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13対1入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、「旧算定方法」別表第一「A103」に掲げる精神病棟入院基本料、精神科急性期治療病棟入院料若しくは児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

2 精神科養育支援体制加算の施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される虐待等不適切な養育が疑われる20歳未満の精神疾患を有する患者への支援（以下「精神科養育支援」という。）に係るチーム（以下「精神科養育支援チーム」という。）が設置されていること。

ア 小児医療及び児童・思春期の精神医療に関する十分な経験を有する専任の常勤精神保健指定医

イ 20歳未満の精神疾患を有する患者の看護に従事する専任の常勤看護師

ウ 20歳未満の精神疾患を有する患者の支援に係る経験を有する専任の常勤精神保健福祉士

エ 20歳未満の精神疾患を有する患者の支援に係る経験を有する専任の常勤公認心理師

なお、当該専任の医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師（以下この項において「医師等」という。）については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師等を2名以上組み合わせることにより、常勤医師等と同じ時間帯にこれらの非常勤医師等が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

- (2) 精神科養育支援チームの行う業務に関する事項

ア 精神科養育支援に関するプロトコルを整備していること。なお、当該支援の実施状況等を踏まえ、定期的に当該プロトコルの見直しを行うこと。

イ 虐待等不適切な養育が疑われる20歳未満の精神疾患を有する患者が発見された場合に、院内からの相談に対応すること。

ウ 虐待等不適切な養育が疑われる20歳未満の精神疾患を有する患者が発見された場合に、主治医及び多職種と十分に連携をとって養育支援を行うこと。

エ 虐待等不適切な養育が疑われた症例を把握・分析し、養育支援の体制確保のために必要な対策を推進すること。

オ 精神科養育支援体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。当該研修は、精神科養育支援の基本方針について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、年

2回程度実施されていること。なお、当該研修は、第10の6の(2)のオに規定する養育支援体制を確保するための職員研修と合同で開催して差し支えない。

(3) (1)のウ及びエを構成する精神保健福祉士及び公認心理師については、児童・思春期精神科入院医療管理料の届出に係る専従の常勤の精神保健福祉士及び常勤の公認心理師との兼任は可能である。

(4) (2)のイ及びウの業務を実施する医師は、虐待等不適切な養育が疑われる小児患者の診療を担当する医師との重複がないよう、配置を工夫すること。

3 届出に関する事項

児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20及び様式57を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。また、学習室が設けられていることが確認できる当該施設の平面図を添付すること。

第17 精神療養病棟入院料

1 精神療養病棟入院料の施設基準等

(1) 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。

(2) 当該病棟に精神科医師である常勤の専任医師及び常勤の作業療法士又は作業療法の経験を有する常勤の看護職員が配置されていること。

なお、作業療法の経験を有する看護職員とは、専門機関等が主催する作業療法又は生活技能訓練に関する所定の研修を修了したものであること。

(3) 当該病棟における専任の精神科医師は他の病棟に配置される医師と兼任はできない。また、当該医師の外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務への従事は週2日以内とすること。

(4) 医療法施行規則第19条第1項第1号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること（当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数が、常時、当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合は除く。）。

(5) 当該各病棟において、日勤時間帯以外の時間帯にあっては看護要員が常時2人以上配置されており、そのうち1名以上は看護職員であること。

(6) 当該保険医療機関に、精神保健福祉士又は公認心理師が常勤していること。

(7) 当該病棟の入院患者の退院に向けた相談支援業務等を行う者（以下「退院支援相談員」という。）を、平成26年4月1日以降に当該病棟に入院した患者1人につき1人以上、入院した日から起算して7日以内に指定し、当該保険医療機関内に配置していること。なお、退院支援相談員は、次のいずれかの者であること。

ア 精神保健福祉士

イ 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、社会福祉士又は公認心理師として、精神障害者に関する業務に従事した経験を3年以上有する者

(8) 1人の退院支援相談員が同時に担当する患者の数は60以下であること。また、退院支援相談員が担当する患者の一覧を作成していること。

(9) 退院支援相談員の担当する当該病棟の入院患者について退院に向けた支援を推進するための委員会（「退院支援委員会」という。）を設置していること。

- (10) 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。
- (11) 当該病棟に係る病室の病床数は、1病室につき6床以下であること。
- (12) 当該病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき内法による測定で18平方メートル以上であり、病室床面積は、患者1人につき内法による測定で、5.8平方メートル以上であること。
なお、病棟床面積の算定に当たっては当該病棟内にある治療室、食堂、談話室、面会室、浴室、廊下、ナースステーション及び便所等の面積を算入しても差し支えない。
- (13) 当該病棟に、当該病棟の入院患者同士が使用できる談話室、食堂、面会室、浴室（又はシャワー室）及び公衆電話が設けられている。ただし、談話室、食堂、面会室については兼用であっても差し支えない。
- (14) 当該病棟に鉄格子がないこと。ただし、既存の病棟については、届出後1年間の経過措置を認める。
- (15) 当該保険医療機関内に、専用の作業療法室又は生活機能回復訓練室を有していること。
- (16) 病棟における患者の金銭管理が適切に行われていること。

2 重症者加算1の施設基準

当該病棟を有する保険医療機関が次のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定を受けている医療機関又は身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている医療機関であること。
- (2) 精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関であって、ア又はイのいずれかに該当すること。

ア 時間外、休日又は深夜における入院件数が年4件以上であること。そのうち1件以上は、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする。以下重症者加算1において同じ。）、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼であること。

イ 時間外、休日又は深夜における外来対応件数が年10件以上であること。なお、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼の場合は、日中の対応であっても件数に含む。

- (3) 当該保険医療機関の精神保健指定医が、精神科救急医療体制の確保への協力を行っていること。具体的にはア又はイのいずれかに該当すること。

ア 時間外、休日又は深夜における外来対応施設（自治体等の夜間・休日急患センター等や精神科救急医療確保事業において外来対応施設として指定を受けている医療機関等）での外来診療又は救急医療機関への診療協力（外来、当直又は対診）を年6回以上行うこと（いずれも精神科医療を必要とする患者の診療を行うこと。）。

イ 精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務（措置診察等）について、都道府県に積極的に協力し、診察業務等を年1回以上行うこと。具体的には、都道府県に連絡先等を登録し、都道府県の依頼による公務員としての業務等に参画し、(イ)から(ホ)までのいずれかの診察あるいは業務を年1回以上行うこと。

(イ) 措置入院及び緊急措置入院時の診察

(ロ) 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察

(ハ) 精神医療審査会における業務

(ニ) 精神科病院への立入検査での診察

(ホ) その他都道府県の依頼による公務員としての業務

3 精神保健福祉士配置加算の施設基準

- (1) 当該病棟に、専従の常勤精神保健福祉士が1名以上配置されていること。当該専従の常勤精神保健福祉士は、病棟を担当する者として当該病棟の患者に関する業務に主として従事するものであり、当該病棟の患者の支援を目的とする場合、当該保険医療機関外に付き添う等、当該病棟外で業務を行うことは差し支えない。また、その業務に影響のない範囲において、当該病棟に入棟予定若しくは当該病棟から退棟又は退院した患者への支援に係るものであれば、当該病棟以外の場所で業務を行うことは差し支えない。
- (2) 当該保険医療機関内に退院支援部署を設置し、専従の精神保健福祉士が1名以上配置されていること。なお、当該病棟に専従する精神保健福祉士と退院支援部署に専従する精神保健福祉士は兼任できないが、退院支援部署は、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室又は精神科入退院支援加算の入退院支援部門と同一でもよい。
- (3) 措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者として当該保険医療機関に入院となった患者を除いた当該病棟の入院患者のうち7割5分以上が入院日から起算して1年以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。また、退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。

4 届出に関する事項

精神療養病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20（作業療法等の経験を有する看護職員については、その旨を備考欄に記載すること。）、様式24の2、様式55の2及び様式55の3を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること（作業療法等の経験を有する看護職員を除く。）。また、当該病棟の平面図（面積並びに談話室、食堂、面会室、浴室及び公衆電話の位置等が分かるもの。）を添付すること。

第18 削除

第19 認知症治療病棟入院料

1 認知症治療病棟入院料の施設基準等

- (1) 精神科を標榜している病院である保険医療機関であること。
- (2) 同一保険医療機関内に認知症治療病棟入院料1を算定すべき病棟と認知症治療病棟入院料2を算定すべき病棟が混在することはできない。
- (3) 認知症治療病棟入院料1の施設基準
 - ア 当該保険医療機関内に、精神科医師及び認知症治療病棟に専従する作業療法士がそれぞれ1人以上勤務していること。
 - イ 当該病棟に勤務する看護職員の最小必要数の半数以上は、精神病棟に勤務した経験を有

する看護職員であること。

ウ 当該病棟に勤務する看護補助者の最小必要数の半数以上は、精神病棟に勤務した経験を有する看護補助者であること。

エ 当該保険医療機関内に、専従する精神保健福祉士又は専従する公認心理師がいずれか1人以上勤務していること。当該専従の精神保健福祉士は、病棟を担当する者として当該病棟の患者に関する業務に主として従事するものであり、当該病棟の患者の支援を目的とする場合、当該保険医療機関外に付き添う等、当該病棟外で業務を行うことは差し支えない。また、その業務に影響のない範囲において、当該病棟に入棟予定又は当該病棟から退棟若しくは退院した患者への支援に係るものであれば、当該病棟以外の場所で業務を行うことは差し支えない。

オ 当該病棟における1看護単位は、概ね40から60床までを上限とすること。

カ 当該病棟の患者1人当たりの面積は、内法による測定で、18平方メートル（管理部分を除く。）を標準とすること。ただし、平成20年3月31日時点で特殊疾患療養病棟入院料2を算定している病棟から当該病棟へ移行した場合は、当分の間、内法による測定で、16平方メートル（治療室、機能訓練室、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、ナースステーション、便所等の面積を含む。）であっても、認めることとする。

キ 認知症治療病棟入院医療を行うにふさわしいデイルーム等の共有空間がある等高齢者の行動しやすい廊下を有していること。

ク 認知症治療病棟入院医療を行うにふさわしい、広さ60平方メートル以上（内法による測定に基づく。）の専用の生活機能回復訓練室（平成20年3月31日時点で特殊疾患療養病棟入院料2を算定している病棟から当該病棟へ移行した場合は、当分の間、代用的に生活機能回復訓練等が行える場所（デイルーム等））を有し、当該病棟に入院している全ての患者に対して、次に掲げる生活機能回復訓練等を行うこと。

（イ） 医師の指導監督の下で、作業療法士、看護師、精神保健福祉士の従事者により、精神症状等の軽快及び生活機能の回復を目的に看護並びに生活機能回復のための訓練及び指導を集中的に行う。

（ロ） 医師の診療に基づき心理検査の結果等を踏まえて作成した患者ごとの治療計画に基づき、看護並びに生活機能回復のための訓練及び指導を集中的に行うとともに、定期的にその評価を行う等計画的な治療を行う。

（ハ） 生活機能回復のための訓練及び指導を、生活機能回復訓練室等において患者1人当たり1日4時間、週5回行う。ただし、当該訓練及び指導は患者の状態に応じて行うものとし、認知症患者リハビリテーション料又は精神科作業療法を算定した場合は、その時間を含めて差し支えない。

（4） 認知症治療病棟入院料2の施設基準

ア （3）のイからエまでを満たしている。

イ 当該保険医療機関内に、精神科医師及び認知症治療病棟に専従する作業療法士がそれぞれ1名以上勤務している。ただし、認知症患者の作業療法の経験を有する看護師が1人以上勤務する認知症治療病棟にあっては、作業療法士が週1回以上当該病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、当分の間、作業療法士が1人以上勤務していることとみなす。なお、作業療法の経験を有する看護師とは、専門機関等が主催する認知症

指導に関する所定の研修を修了した者である。この場合、当該看護師は当該入院料を算定する際の看護師の員数には算入しない。

ウ 当該病棟における 1 看護単位は、概ね 60 床を上限とする。

エ 当該病棟の患者 1 人当たりの面積は、内法による測定で、18 平方メートル（管理部分を除く。）以上とする。ただし、平成 20 年 3 月 31 日時点で特殊疾患療養病棟入院料 2 を算定している病棟から当該病棟へ移行した場合は、当分の間、内法による測定で、16 平方メートル（治療室、機能訓練室、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、ナースステーション、便所等の面積を含む。）であっても、認めることとする。

オ 認知症治療病棟入院医療を行うにふさわしい、広さ 60 平方メートル以上（内法による測定に基づく。）の専用の生活機能回復訓練室（平成 20 年 3 月 31 日時点で特殊疾患療養病棟入院料 2 を算定している病棟から当該病棟へ移行した場合は、当分の間、代用的に生活機能回復訓練等が行える場所（デイルーム等））を有し、当該病棟に入院している全ての患者に対して、次に掲げる生活機能回復機能訓練等を行うこと。

（イ） 医師の指導監督の下で、作業療法士、看護師又は精神保健福祉士の従事者により、精神症状等の軽快及び生活機能の回復を目的に看護並びに生活機能回復のための訓練及び指導を集中的に行う。

（ロ） 医師の診療に基づき心理検査の結果等を踏まえて作成した患者ごとの治療計画に基づき、看護並びに生活機能回復のための訓練及び指導を集中的に行うとともに、定期的にその評価を行う等計画的な治療を行う。

（ハ） 生活機能回復のための訓練及び指導を、生活機能回復訓練室等において患者 1 人当たり 1 日 4 時間、週 5 回行う。ただし、当該訓練及び指導は患者の状態に応じて行うものとし、認知症患者リハビリテーション料又は精神科作業療法を算定した場合は、その時間を含めて差し支えない。

（５） 認知症夜間対応加算の施設基準

ア 認知症治療病棟入院料 1、認知症治療病棟入院料 2 のいずれの場合も、夜勤を行う看護要員が 3 名以上の場合に算定できる。

イ 行動制限最小化に係る委員会において次の活動を行っていること。

（イ） 行動制限についての基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針の整備

（ロ） 患者の病状、院内における行動制限患者の状況に係るレポートをもとに、月 1 回程度の病状改善、行動制限の状況の適切性及び行動制限最小化のための検討会議の開催

（ハ） 当該保険医療機関における精神科診療に携わる職員全てを対象とした、精神保健福祉法、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会の年 2 回程度の実施

（６） （３）及び（４）の内法の規定の適用については、平成 26 年 3 月 31 日において、現に当該入院料の届出を行っている保険医療機関については、当該病棟の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、（３）及び（４）の内法の規定を満たしているものとする。

2 届出に関する事項

認知症治療病棟入院料に係る施設基準の届出は、別添 7 の様式 9、様式 20 及び様式 56 を用いることとし、当該病棟の平面図を添付すること。また、「注 2」に規定する認知症夜間対応

加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 20 及び特掲診療料施設基準通知の別添 2 の様式 48 を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができること。なお、認知症夜間対応加算の様式 48 に係る届出については、医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 20 特定一般病棟入院料

1 特定一般病棟入院料の施設基準等

- (1) 医療提供体制の確保の状況に鑑み、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関のうち、一般病棟が 1 病棟で構成される病院である保険医療機関であること。

(2) 特定一般病棟入院料 1 の施設基準

当該病室を有する病棟において、常時 13 対 1 以上の看護配置（当該病棟における看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が 13 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。）よりも手厚い看護配置であること。ただし、夜勤を行う看護職員の数、2 以上であること。

(3) 特定一般病棟入院料 2 の施設基準

当該病室を有する病棟において、常時 15 対 1 以上の看護配置（当該病棟における看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が 15 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。）よりも手厚い看護配置であること。ただし、夜勤を行う看護職員の数、2 以上であること。

(4) 一般病棟看護必要度評価加算の施設基準

注 5 に掲げる一般病棟看護必要度評価加算を算定する病棟は、当該加算を算定するものとして届け出た病棟に、直近 3 月について入院している全ての患者の状態を、別添 6 の別紙 7 の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票のⅠ又はⅡを用いて継続的に測定し、その結果に基づいて評価を行っていること。ただし、以下に掲げる患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。なお、重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入（別添 6 の別紙 7 の別表 1 に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 A・C 項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目は除く。）は、院内研修を受けたものが行うものであること。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添 7 の様式 10 を用いて届け出ること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の 10 日までに届け出ること。

ア 産科患者

イ 15 歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）

- (イ) 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成 4 年 12 月 10 日健医発 1415 号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

- (ロ) 医療法施行規則第 10 条第 5 号により感染症病床に入院する場合

(5) 特定一般病棟入院料（地域包括ケア1）の施設基準等

ア 注7に規定する地域包括ケア入院医療管理を行う病室を有する病棟において、常時15対1以上の看護配置（当該病棟における看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が15又はその端数を増すごとに1以上であること。）よりも手厚い看護配置であること。ただし、夜勤を行う看護職員は、2以上であること。

イ 当該病室を有する病棟において、病室を含む病棟に、専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が1名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤理学療法士、専任の非常勤作業療法士又は専任の非常勤言語聴覚士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士がそれぞれ配置されている場合には、それぞれの基準を満たすこととみなすことができる。

ウ 当該保険医療機関内に入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。なお、当該専従の看護師又は社会福祉士については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤の看護師又は社会福祉士（入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する看護師又は社会福祉士に限る。）を2名以上組み合わせることにより、常勤看護師等と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師等が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

エ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)又はがん患者リハビリテーション料の届出を行っていること。

オ エのリハビリテーションを提供する患者については、1日平均2単位以上提供していること。なお、リハビリテーションの提供に当たっては、当該患者の入棟又は入室時に測定したADL等を参考にリハビリテーションの必要性を判断し、その結果について診療録等に記載するとともに、患者又はその家族等に説明すること。

カ 当該病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき、6.4平方メートル以上であること。なお、平成27年3月31日までの間に、床面積について、壁芯による測定で届出が行われたものについては、平成27年4月1日以降も有効なものとして取り扱う。

キ 病室に隣接する廊下の幅は内法による測定で、1.8メートル以上であることが望ましい。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、2.7メートル以上であることが望ましい。なお、廊下の幅が1.8メートル（両側居室の場合は2.7メートル）に満たない医療機関については、全面的な改築等を行うまでの間は1.8メートル（両側居室の場合は2.7メートル）未満であっても差し支えないが、全面的な改築等の予定について年1回報告を行うこと。

ク 当該病室を含む病棟に、又は当該医療機関内における当該病室を含む病棟の近傍に患者の利用に適した浴室及び便所が設けられていること。

ケ 当該入院料を算定するものとして届け出ている病室に、直近３月において入院している全ての患者の状態について、別添６の別紙７の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票におけるモニタリング及び処置等の項目（Ａ項目）及び手術等の医学的状況の項目（Ｃ項目）を用いて測定し、その結果、当該病棟又は当該病室へ入院する患者全体に占める基準を満たす患者（別添６の別紙７による評価の結果、看護必要度評価票Ａ項目の得点が１点以上の患者又はＣ項目の得点が１点以上の患者をいう。）の割合が重症度、医療・看護必要度Ⅰで１割以上又は重症度、医療・看護必要度Ⅱで０.８割以上であること。ただし、以下に掲げる患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入（別添６の別紙７の別表１に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ａ・Ｃ項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目は除く。）は、院内研修を受けたものが行うものであること。また、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添７の様式１０を用いて届け出る必要があること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の１０日までに届け出ること。令和８年３月３１日において、現に当該入院料の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和８年９月３０日までの間、令和６年度改定後の当該入院料の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。

① 産科患者

② １５歳未満の小児患者

③ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）

（イ） 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成４年１２月１０日健医発１４１５号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

（ロ） 医療法施行規則第１０条第５号により感染症病床に入院する場合

コ 次のいずれかの基準を満たしていること。

① 特掲診療料施設基準通知の別添１の第１４の２に規定する在宅療養支援病院の届出を行っていること。

② 特掲診療料施設基準通知の別添１の第１６の３に規定する在宅療養後方支援病院の届出を行っており、在宅患者の直近１年間の受入実績が３件以上（「Ａ２０６」在宅患者緊急入院診療加算の１を算定したものに限る。）であること。

③ 医療法第３０条の４の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関であること。

④ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること。

⑤ 訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に設置されていること。

サ 当該病室を退院した患者に占める在宅等に退院するものの割合が７割以上であること。

シ 当該病室から退院した患者数に占める在宅等に退院するものの割合は、次の①に掲げる数を②に掲げる数で除して算出する。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び

基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。

① 直近6か月間において、当該病室から退院した患者数（第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。）のうち、在宅等に退院するものの数この場合において、在宅等に退院するものの数は、退院患者の数から、次に掲げる数を合計した数を控除した数をいう。

（イ） 他の保険医療機関（有床診療所入院基本料（別添2の第3の5の(1)のイの(イ)に該当するものに限る。）を算定する病床を除く。）に転院した患者の数

（ロ） 介護老人保健施設（介護保健施設サービス費（Ⅰ）の介護保健施設サービス費（ⅱ）若しくは介護保健施設サービス費（ⅳ）又はユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）若しくは経過型ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）の届出を行っているものに限る。）に入所した患者の数の5割の数

（ハ） 介護老人保健施設（介護保健施設サービス費（Ⅰ）の介護保健施設サービス費（ⅱ）若しくは介護保健施設サービス費（ⅳ）又はユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）若しくは経過型ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）の届出を行っていないものに限る。）に入所した患者の数

（ニ） 同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟への転棟患者の数

② 直近6か月間に退院した患者数（第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。）

ス データ提出加算の届出を行っていること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。

セ 当該病室に入室した患者のうち、自宅等から入室した患者の占める割合が1割5分以上であること。ただし、当該病室が10床未満の場合については自宅等から入室した患者を前3月において6人以上受け入れていること。なお、自宅等から入室した患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入室した患者のことをいう。ただし、当該入院料を算定する病棟又は病室を有する病院に有料老人ホーム等が併設されている場合は当該有料老人ホーム等から入棟した患者は含まれない。

ソ 自宅等から入室した患者の占める割合は、直近3か月間に自宅等から入室した患者を直近3か月に当該病棟に入室した患者の数で除して算出するものであること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。

タ 当該病室において自宅等からの緊急入院患者の受入れが直近3か月間で6人以上であること。自宅等からの緊急入院患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者で、かつ、予定された入院以外の患者のことをいう。

チ 次に掲げる項目のうち少なくとも2つを満たしていること。

① 当該保険医療機関において在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定回数の合計が直近3か月間で30回以上であること。

② 当該保険医療機関において退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）、精神科訪問看護・指導料

(Ⅲ)、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のロ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のロの算定回数の合計が直近3か月間で150回以上であること。

- ③ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションにおいて訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイの算定回数の合計が直近3か月間で800回以上であること。
- ④ 当該保険医療機関において在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数が直近3か月間で30回以上であること。
- ⑤ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する事業所が、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有していること。
- ⑥ 当該保険医療機関において退院時共同指導料2及び外来在宅共同指導料1の算定回数の合計が直近3か月間で6回以上であること。

ツ 地域において、介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この項において、「介護保険施設等」という。）から協力医療機関となることを求められた場合、その求めに応じて当該介護保険施設等の協力医療機関として定められることが望ましい。

テ 許可病床280床未満の保険医療機関であること。

- (6) 特定一般病棟入院料（地域包括ケア2）の施設基準等
(5)のアからスの基準を満たしていること。
- (7) 特定一般病棟入院料（地域包括ケア3）の施設基準等
(5)のカ、サ及びシを除く全ての基準を満たしていること。
- (8) 特定一般病棟入院料（地域包括ケア4）の施設基準等
(5)のアからオ、キからコ及びスの基準を満たしていること。

2 届出に関する事項

- (1) 特定一般病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9及び様式57の2を用いること。
- (2) 注5に規定する一般病棟看護必要度評価加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式10を用いること。
- (3) 注7又は注9に規定する地域包括ケアに係る病室の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式10、様式20、様式50から様式50の3までを用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。
- (4) 当該病棟に90日を超えて入院する患者について、療養病棟入院料1の例により算定を行う病棟については、別添7の様式57の3により地方厚生（支）局長に届け出ること。
- (5) 令和8年3月31日時点で注7に係る届出を行っている保険医療機関については、令和8年9月30日までの間、1の(5)のケの規定に限り、なお従前の例による。

第21 地域移行機能強化病棟入院料

1 地域移行機能強化病棟入院料の施設基準等

- (1) 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。
- (2) 当該保険医療機関に医療法施行規則第19条第1項第1号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。
- (3) 当該病棟に精神科医師である常勤の専任医師及び常勤の専任作業療法士又は作業療法の経験を有する常勤の看護職員が配置されていること。なお、作業療法の経験を有する看護職員とは、専門機関等が主催する作業療法又は生活技能訓練に関する所定の研修を修了したものであること。
- (4) 当該病棟における専任の精神科医師は他の病棟に配置される医師と兼任はできない。また、当該医師の外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務への従事は週2日以内とすること。
- (5) 当該各病棟において、日勤時間帯以外の時間帯にあつては看護要員、作業療法士及び精神保健福祉士が常時2人以上配置されており、そのうち1名以上は看護職員であること。
- (6) 当該病棟において、看護要員の病棟勤務時間を算出する際には、当該保険医療機関内及び当該保険医療機関外で、退院支援業務に従事している時間を含めることができること。従事している時間を含めることができる当該保険医療機関外での退院支援業務は、患者家族等への訪問指導、障害福祉サービス又は介護保険サービスの事業所及び市役所、区役所又は町村役場等で患者が行う諸手続への同行及び障害福祉サービス事業所担当者等、退院後の患者の日常生活の支援を行う者との調整に限られること。
- (7) 当該保険医療機関に常勤の公認心理師が配置されていること。
- (8) 当該病棟に1名以上の専従の常勤精神保健福祉士が配置されていること。当該専従の常勤精神保健福祉士は、病棟を担当する者として当該病棟の患者に関する業務に主として従事するものであり、当該病棟の患者の支援を目的とする場合、当該保険医療機関外に付き添う等、当該病棟外で業務を行うことは差し支えない。また、その業務に影響のない範囲において、当該病棟に入棟予定又は当該病棟から退棟若しくは退院した患者への支援に係るものであれば、当該病棟以外の場所で業務を行うことは差し支えない。
- (9) 当該保険医療機関内に退院支援部署を設置し、専従する1人の従事者（看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士又は公認心理師のうちいずれか1名）が配置されていること。退院支援部署は、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室又は精神科入退院支援加算の入退院支援部門と同一でもよい。また、退院支援部署に専従する従事者が精神保健福祉士の場合には、当該精神保健福祉士は、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室と兼務することができる。
- (10) 当該病棟の入院患者の退院に向けた支援業務等を行う者（以下「退院支援相談員」という。）を、当該病棟に入院した患者1人につき1人以上指定し、当該保険医療機関内に配置していること。また、退院支援相談員のうち1名以上（入院患者の数が40を超える場合は2名以上）は、当該病棟に専任の常勤の者であること。なお、退院支援相談員は、次のいずれかの者であること。
 - ア 精神保健福祉士（当該病棟専従の者でも可）
 - イ 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、社会福祉士又は公認心理師として、精神障害者に関する業務に従事した経験を3年以上有する者
- (11) 1人の退院支援相談員が同時に担当する患者の数は20以下であること。また、退院支援相

談員が担当する患者の一覧を作成していること。

- (12) 退院支援相談員の担当する当該病棟の入院患者について退院に向けた支援を推進するための委員会（「退院支援委員会」という。）を設置していること。

- (13) 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。

- (14) 届出時点で、次のいずれの要件も満たしていること。

ア 届出前月に、以下の(イ)又は(ロ)いずれか小さい値を(ハ)で除して算出される数値が0.85以上であること。なお、届出に先立ち精神病床の許可病床数を減少させることにより0.85以上としても差し支えないこと。

(イ) 届出前月の当該保険医療機関全体の精神病棟における平均入院患者数

(ロ) 届出前1年間の当該保険医療機関全体の精神病棟における平均入院患者数

(ハ) 届出前月末日時点での精神病床に係る許可病床数

イ 以下の式で算出される数値が3.3%以上であること。なお、自宅等への退院とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することをいう。ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。

当該保険医療機関に1年以上入院していた患者のうち、当該病棟から自宅等に退院した患者の数の1か月当たりの平均（届出の前月までの3か月間における平均）÷当該病棟の届出病床数×100（%）

- (15) 算定開始以降、各月末時点で、以下の式で算出される数値が3.3%以上であること。

当該保険医療機関に1年以上入院していた患者のうち、算定開始以降に当該病棟から自宅等に退院した患者数の1か月当たりの平均（地域移行機能強化病棟入院料を算定した全期間における平均）÷当該病棟の届出病床数×100（%）

- (16) 算定開始以降、1年ごとに1回以上、当該保険医療機関全体の精神病床について、当該保険医療機関の所在する都道府県に許可病床数変更の許可申請を行っていること。算定開始月の翌年以降の同じ月における許可病床数は、以下の式で算出される数値以下であること。

届出前月末日時点での精神病床の許可病床数－（当該病棟の届出病床数の40%×当該病棟の算定年数）

- (17) 地域移行機能強化病棟入院料に係る届出を取り下げる際には、許可病床数が以下の式で算出される数値以下であること。

届出前月末日時点での精神病床の許可病床数－（当該病棟の届出病床数の40%×当該病棟の算定月数÷12）

- (18) 地域移行機能強化病棟入院料に係る届出を取り下げた後、再度地域移行機能強化病棟入院料を届け出る場合には、今回届出前月末日時点での精神病床の許可病床数が、直近の届出を取り下げた時点の精神病床の許可病床数以下であること。

- (19) 保健所、市区町村の障害福祉担当部署、指定特定相談支援事業者及び指定一般相談支援事業者と連携を有していること。当該保険医療機関の担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を保健所等に文書で情報提供するとともに、保健所等の担当者の氏名及び連絡先の提供を受けていること。

- (20) 令和6年5月31日において現に地域移行機能強化病棟入院料の届出を行っている病棟につ

いては、(15)から(17)までの規定について、それぞれ以下のとおりとすること。

ア (15)の「算定開始」及び「地域移行機能強化病棟入院料を算定した全期間」については、それぞれ「令和6年6月」及び「令和6年6月以降に地域移行機能強化病棟入院料を算定した全期間」と読み替えるものとする。

イ (16)の「算定開始」、「算定開始月の翌年以降の同じ月」、「届出前月末日」及び「当該病棟の算定年数」については、それぞれ「令和6年6月」、「令和7年6月以降の毎年6月」、「令和6年5月31日」及び「令和6年6月以降の当該病棟の算定年数」と読み替えるものとする。

ウ (17)の「届出前月末日」及び「当該病棟の算定月数」については、それぞれ「令和6年5月31日」及び「令和6年6月以降の当該病棟の算定月数」と読み替えるものとする。

2 重症者加算1の施設基準

当該病棟を有する保険医療機関が次のいずれかの要件を満たすこと。

(1) 精神療養病棟入院料の重症者加算1の届出を行っていること。

(2) 次のいずれかの要件を満たすこと

ア 精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定を受けている医療機関又は身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている医療機関であること。

イ 精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関であって、(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。

(イ) 時間外、休日又は深夜における入院件数が年4件以上であること。そのうち1件以上は、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする。以下重症者加算1において同じ。）、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼であること。

(ロ) 時間外、休日又は深夜における外来対応件数が年10件以上であること。なお、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）等からの依頼の場合は、日中の対応であっても件数に含む。

ウ 当該保険医療機関の精神保健指定医が、精神科救急医療体制の確保への協力を行っていること。具体的には(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。

(イ) 時間外、休日又は深夜における外来対応施設（自治体等の夜間・休日急患センター等や精神科救急医療確保事業において外来対応施設として指定を受けている医療機関等）での外来診療又は救急医療機関への診療協力（外来、当直又は対診）を年6回以上行うこと（いずれも精神科医療を必要とする患者の診療を行うこと。）。

(ロ) 精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務（措置診察等）について、都道府県に積極的に協力し、診察業務等を年1回以上行うこと。具体的には、都道府県に連絡先等を登録し、都道府県の依頼による公務員としての業務等に参画し、①から⑤までのいずれかの診察又は業務を年1回以上行うこと。

① 措置入院及び緊急措置入院時の診察

② 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察

③ 精神医療審査会における業務

④ 精神科病院への立入検査での診察

⑤ その他都道府県の依頼による公務員としての業務

3 届出に関する事項

地域移行機能強化病棟入院料に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 20（作業療法等の経験を有する看護職員については、その旨を備考欄に記載すること。）及び様式 57 の 4 を用いること。作業療法士及び精神保健福祉士を看護配置に含める場合には、様式 9 の勤務実績表において、当該作業療法士及び当該精神保健福祉士を准看護師として記入すること。また、当該届出は令和 12 年 3 月 31 日までに限り行うことができるものであること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができること（作業療法等の経験を有する看護職員を除く。）。なお、重症者加算 1 について、精神療養病棟入院料の重症者加算 1 の届出を行っている場合は、地域移行機能強化病棟入院料の重症者加算 1 として特に地方厚生（支）局長に対して届出を行う必要はないこと。

第 22 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料

1 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料に関する施設基準

- (1) 「H000」心大血管疾患リハビリテーション料(I)、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、「H002」運動器リハビリテーション料(I)及び「H003」呼吸器リハビリテーション料(I)の届出を行っていること。
- (2) 特定機能病院リハビリテーション病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者 1 人につき、6.4 平方メートル以上であること。
- (3) 患者の利用に適した浴室及び便所が設けられていること。
- (4) 病室に隣接する廊下の幅は内法による測定で、1.8 メートル以上であることが望ましい。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、2.7 メートル以上であることが望ましい。
- (5) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」における別紙様式 21 に基づきリハビリテーションの実施計画の作成の体制及び適切な当該リハビリテーションの効果、実施方法等を定期的に評価する体制がとられていること。
- (6) (15)において日常生活機能評価による測定を行う場合にあっては、当該病棟への入院時等に測定する日常生活機能評価については、別添 6 の別紙 21 を用いて測定すること。ただし、産科患者、15 歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。当該日常生活機能評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うものであること。なお、院内研修は、次に掲げる所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）又は評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。
 - ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（1 日程度）
 - イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - (イ) 日常生活機能評価の考え方、日常生活機能評価票の構成と評価方法
 - (ロ) 日常生活機能評価に係る院内研修の企画・実施・評価方法
- (7) 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対する 1 日当たりリハビリテーション提供単位数は平均 3 単位以上であること。なお、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。
 - ア 直近 1 か月間に特定機能病院リハビリテーション病棟に入院する回復期リハビリテーシ

ョンを要する状態の患者（「基本診療料の施設基準等」別表第九の二に掲げる状態の患者。以下同じ。）に対して提供された、心大血管疾患リハビリテーション、脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーション及び呼吸器リハビリテーションの総単位数（その費用が特定機能病院リハビリテーション病棟入院料に含まれるもの及び選定療養として行われたものを除く。）

イ 直近1か月間に特定機能病院リハビリテーション病棟に入院していた回復期リハビリテーションを要する状態の患者の延入院日数

- (8) 他の保険医療機関へ転院した者等とは、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した患者、他の保険医療機関（有床診療所入院基本料（別添2の第3の5の(1)のイの(イ)に該当するものに限る。）を算定する病床を除く。）へ転院した患者及び介護老人保健施設に入所する患者のことをいう。なお、退院患者のうちの他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合は、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。

ア 直近6か月間に退院した患者数（第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。）のうち、他の保険医療機関へ転院した者等を除く患者数

イ 直近6か月間に退院した患者数（第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。ただし、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）へ転棟した患者及び他の保険医療機関に転院した患者（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）を除く。なお、当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧を、届出の際に添付の上提出すること。）

- (9) 次に掲げるものを少なくとも3か月ごとに当該保険医療機関内に掲示していること。

ア 前月までの3か月間に当該保険医療機関の特定機能病院リハビリテーション病棟から退棟した患者の数及び当該退棟患者数の基本診療料の施設基準等別表第九の二に掲げる回復期リハビリテーションを要する状態の区分別内訳

イ 特定機能病院リハビリテーション病棟における直近のリハビリテーション実績指数（「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2部第3節A308(13)イに示す方法に準じて算出したものをいう。以下第22において同じ。）

- (10) (9)の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

- (11) 特定機能病院（医療法第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下同じ。）であること。

- (12) リハビリテーション科を標榜しており、当該病棟に専従の医師1名以上、専従の理学療法士3名以上、作業療法士2名以上、言語聴覚士1名以上、専従の管理栄養士1名以上及び在宅復帰支援を担当する専従の社会福祉士等1名以上の常勤配置を行うこと。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の

非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士の実労働時間を常勤換算し常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士数にそれぞれ算入することができる。ただし、常勤換算し常勤理学療法士又は常勤作業療法士数に算入することができるのは、常勤配置のうち理学療法士は2名、作業療法士は1名までに限る。

- (13) (12)に規定する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、次のいずれも満たす場合に限り、当該病棟において現に特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定している患者及び当該病棟から同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した日から起算して3か月以内の患者（在棟中に特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定した患者であって、当該保険医療機関に入院中の患者に限る。）に対する退院前の訪問指導並びに当該病棟を退棟した日から起算して3か月以内の患者（在棟中に特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定した患者に限る。ただし、保険医療機関に入院中の患者又は介護老人保健施設に入所する患者を除く。）に対する外来におけるリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施しても差し支えないものとする。

ア 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績指数が42以上であること。

イ 当該保険医療機関において、前月に、外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施していること。

- (14) (13)のア又はイのいずれかを満たさない場合には、(12)に規定する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、当該月以降、(13)の業務を実施できないこととする。なお、その後、別の月（4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。）において、ア及びイのいずれも満たす場合には、当該月以降、(13)の業務を実施しても差し支えないものとする。

- (15) 重症の患者（別添6の別紙21に定める日常生活機能評価で10点以上又はFIM得点で21点以上55点以下の患者（FIMの測定によって望ましい。）、高次脳機能障害と診断された患者（基本診療料の施設基準等別表第九第一号に規定する患者に限る。）又は脊髄損傷と診断された患者（基本診療料の施設基準等別表第九第一号に規定する患者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が新規入院患者のうち4割5分以上であること。なお、その割合は、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。

ア 直近6か月間に当該特定機能病院リハビリテーション病棟に新たに入院した患者（第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院の患者を除く。）のうちの重症の患者数

イ 直近6か月間に当該特定機能病院リハビリテーション病棟に新たに入院した患者数（第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院の患者数を除く。）

- (16) 当該保険医療機関において、土曜日、休日を含め全ての日において、リハビリテーションを提供できる体制を備えていること。なお、リハビリテーションの提供体制については、当該保険医療機関のその他の病床におけるリハビリテーションの実施状況を踏まえ、適切な体制をとることとするが、リハビリテーションが提供される患者に対し、土曜日、休日の1日当たりリハビリテーション提供単位数も平均3単位以上であるなど、曜日により著しい提供

単位数の差がないような体制とすること。

- (17) 当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士若しくは(12)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤の理学療法士又は専従の常勤作業療法士若しくは(12)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤作業療法士のうち1名以上がいずれの日においても配置されていること。
- (18) 当該病棟において看護又は看護補助を行う看護要員の配置が、当該保険医療機関の土曜日、休日においてもリハビリテーションを提供する支障とならないよう配慮すること。
- (19) 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定しようとする場合は、当該保険医療機関において、FIMの測定に関わる職員を対象としたFIMの測定に関する研修会を年1回以上開催すること。
- (20) 当該入院料を算定する患者について、適切な口腔ケアを提供するとともに、口腔状態に係る課題(口腔衛生状態の不良や咬合不良等)を認めた場合は、必要に応じて当該保険医療機関の歯科医師等と連携する又は歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促す体制が整備されていること。
- (21) 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績指数が42以上であること。
- (22) 地域の保険医療機関との連携体制として、次に掲げる体制が整備されていること。
 - ア 当該保険医療機関において、他の保険医療機関等に所属するリハビリテーションに関わる職員を対象とした研修会を月1回以上開催すること。
 - イ 他の保険医療機関等からのリハビリテーションに係る照会や患者の状況に関する相談等に応じる体制を整備すること。また、当該体制について、ホームページや研修会等で周知すること。
- (23) 次に掲げるアからウまでの要件の、いずれも満たすこと。
 - ア 当該保険医療機関において、次のうち当該地域における高次脳機能障害の患者に適したサービスを提供するものの情報(所在地、連絡先、提供サービス等)を、あらかじめ把握できる体制を整備していること。
 - (イ) 高次脳機能障害者支援法(令和七年法律第九十六号)第十九条第一項に規定する高次脳機能障害者支援センター
 - (ロ) 他の保険医療機関
 - (ハ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に基づく生活介護、自立訓練、就労継続支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援、計画相談支援等の障害福祉サービス等を提供する事業所又は施設
 - (ニ) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者
- イ アの情報を、当該病棟に入院中の「基本診療料の施設基準等」の別表第九に掲げる「高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合」に該当する患者の退院時に、当該患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者に対して、説明の上、提供できる体制を整備していること。
- ウ 退院後に他の保険医療機関でのリハビリテーション、介護保険によるリハビリテーション又は障害福祉サービスによるリハビリテーションへの移行を予定している患者について

は、当該患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者の同意が得られた場合は、利用を予定している保険医療機関、当該生活介護等を提供する事業所又は施設、指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設等に対して、3月以内に作成したリハビリテーション総合実施計画書等を文書により提供できる体制を整備していること。

2 届出に関する事項

- (1) 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式49、様式49の2を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。
- (2) 1病棟に限り届出を行うことができること。
- (3) 令和4年3月31日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行っている病院に限り届出を行うことができること。

短期滞在手術等基本料の施設基準等

短期滞在手術等基本料に関する施設基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。

1 短期滞在手術等基本料 1 に関する施設基準

- (1) 手術を行う場合にあっては、術後の患者の回復のために適切な専用の病床を有する回復室が確保されていること。ただし、当該病床は必ずしも許可病床である必要はない。
- (2) 看護師が常時患者 4 人に 1 人の割合で回復室に勤務していること。
- (3) 手術を行う場合にあっては、当該保険医療機関が、退院後概ね 3 日間の患者に対して 24 時間緊急対応の可能な状態にあること。又は当該保険医療機関と密接に提携しており、当該手術を受けた患者について 24 時間緊急対応が可能な状態にある保険医療機関があること。
- (4) 短期滞在手術等基本料に係る手術（全身麻酔を伴うものに限る。）が行われる日において、麻酔科医が勤務していること。
- (5) 術前に患者に十分に説明し、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」における別紙様式 8 を参考として同意を得ること。

2 短期滞在手術等基本料の注 3 に関する施設基準

当該保険医療機関における、以下に定める手術（以下「対象手術」という。）の外来実施率（対象手術のうち、当該保険医療機関における実施件数が年間 12 件以上のものに限る。）を、対象手術毎の全病院における外来実施率に当該保険医療機関の対象手術毎の患者構成割合を乗じたものの総和で除した値（以下「外来移行指数」という。）が、1.3 以上であること。なお、当該保険医療機関の対象手術毎の患者構成割合は、当該保険医療機関における当該対象手術の実施件数（対象手術のうち、当該保険医療機関における実施件数が年間 12 件以上のものに限る。以下同じ。）を、当該保険医療機関において外来実施率の計算の対象とした対象手術の実施件数の総和で除して算出する。

- (1) 「K 0 3 0」四肢・軀幹軟部腫瘍摘出術の「7」手軟部腫瘍摘出術
- (2) 「K 0 7 0」ガングリオン摘出術の「1」手部ガングリオン摘出術
- (3) 「K 0 9 3－2」手根管開放手術（内視鏡下）
- (4) 「K 2 0 2」涙管チューブ挿入術の「1」涙道内視鏡を用いるもの
- (5) 「K 2 1 7」眼瞼内反症手術の「2」皮膚切開法
- (6) 「K 2 1 9」眼瞼下垂症手術の「1」眼瞼挙筋前転法
- (7) 「K 2 1 9」眼瞼下垂症手術の「3」その他のもの
- (8) 「K 2 2 4」翼状片手術（弁の移植を要するもの）
- (9) 「K 2 5 4」治療的角膜切除術の「1」エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）
- (10) 「K 2 6 8」緑内障手術の「6」水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
- (11) 「K 2 8 2」水晶体再建術の「1」眼内レンズを挿入する場合の「ロ」その他のもの
- (12) 「K 6 1 6－4」経皮的シャント拡張術・血栓除去術の「1」初回
- (13) 「K 6 1 6－4」経皮的シャント拡張術・血栓除去術の「2」1 の実施後 3 月以内に実施す

る場合

- (14) 「K 6 1 7」下肢静脈瘤手術の「2」硬化療法（一連として）
- (15) 「K 6 1 7－4」下肢静脈瘤血管内焼灼術
- (16) 「K 6 1 7－6」下肢静脈瘤血管内塞栓術
- (17) 「K 7 2 1」内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術の「1」長径2センチメートル未満
- (18) 「K 7 4 3」痔核手術（脱肛を含む。）の「2」硬化療法（四段階注射法によるもの）
- (19) 「K 7 4 7」肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門ポリープ切除術及び肛門尖圭コンジローム切除術に限る。）
- (20) 「K 8 2 3－6」尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）

3 届出に関する事項

- (1) 短期滞在手術等基本料の施設基準に係る届出は、別添7の様式58を用いること。
- (2) 外来移行指数については、直近1年間の数値を用いて別添6の別紙25により計算すること。

別添 6

<通則>

医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する書面等は別紙のとおりである。

なお、当該別紙は、参考として示しているものであり、示している事項が全て記載されていれば、当該別紙と同じでなくても差し支えないものであること。

また、当該別紙の作成や保存等に当たっては、医師事務作業の負担軽減等の観点から各保険医療機関において工夫されたいこと。

自筆の署名がある場合には印は不要であること。

※別紙 1、9、10、11、15、19、20、22は欠番である。

入 院 診 療 計 画 書

(患者氏名) 殿

年 月 日

病 棟 (病 室)	
主治医以外の担当者名	
在宅復帰支援担当者名 *	
病 名 (他に考え得る病名)	
症 状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間	
特別な栄養管理の必要性	有 ・ 無 (どちらかに○)
その他 ・ 看護計画 ・ リハビリテーション等の 計画	
在宅復帰支援計画 *	
総合的な機能評価 ◇	

注 1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わり得るものである。

注 2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。

注 3) *印は、地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)を算定する患者にあっては必ず記入すること。

注 4) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。

注 5) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

(主治医氏名)

入 院 診 療 計 画 書

(患者氏名) 殿

年 月 日

病 棟 (病 室)	
主治医以外の担当者名	
病 名 (他に考え得る病名)	
症 状 治療により改善すべき点等	
全身状態の評価 (ADLの評価を含む)	
治 療 計 画 (定期的検査、日常生活機能の保持・回復、入院治療の目標等を含む)	
リハビリテーションの計画 (目標を含む)	
栄養摂取に関する計画	(特別な栄養管理の必要性： 有 ・ 無)
感染症、皮膚潰瘍等の皮膚疾患に関する対策 (予防対策を含む)	
そ の 他 ・ 看護計画 ・ 退院に向けた支援計画 ・ 入院期間の見込み等	

注) 上記内容は、現時点で考えられるものであり、今後、状態の変化等に応じて変わり得るものである。

(主治医氏名)

入 院 診 療 計 画 書

(患者氏名) 殿

年 月 日

病 棟 (病 室)	
主治医以外の担当者名	
選任された 退院後生活環境相談員の氏名	
病 名 (他に考え得る病名)	
症 状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間	
特別な栄養管理の必要性	有 ・ 無 (どちらかに○)
その他 ・看護計画 ・リハビリテーション等の 計画	
退院に向けた取組	
総合的な機能評価 ◇	

注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わり得るものである。

注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。

注3) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。

注4) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

(主治医氏名)

褥瘡対策に関する診療計画書（１）

氏名
殿 男 女
年 月 日 生 (歳)

病棟
記入医師名
記入看護師名

計画作成日

褥瘡の有無
1. 現在 なし あり (仙骨部、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他())
2. 過去 なし あり (仙骨部、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他())

褥瘡発生日

＜日常生活の自立度が低い入院患者の褥瘡に関する危険因子の評価＞							
危険因子の評価	日常生活自立度		J (1, 2)	A (1, 2)	B (1, 2)	C (1, 2)	対処
	・基本的動作能力 (ベッド上 自力体位変換)				できる	できない	「できない」もしくは「あり」が1つ以上の場合、看護計画を立案し実施する
	(イス上 坐位姿勢の保持、除圧)				できる	できない	
	・病的骨突出				なし	あり	
	・関節拘縮				なし	あり	
	・栄養状態低下				なし	あり	
	・皮膚湿潤(多汗、尿失禁、便失禁)				なし	あり	
	・皮膚の脆弱性(浮腫)				なし	あり	
・皮膚の脆弱性(スキナーケアの保有、既往)				なし	あり		

＜褥瘡を有する患者の状態の評価＞

両括弧内は点数 (※1)

褥瘡の状態の評価 (DESIGN R2020)	深さ	(0)皮膚損傷・発赤なし	(1)持続する発赤	(2)真皮までの損傷	(3)皮下組織までの損傷	(4)皮下組織をこえる損傷	(5)関節腔、体腔に至る損傷	(DTI)深部損傷褥瘡(DTI)疑い(※2)	(U)深さ判定が不能の場合
	滲出液	(0)なし	(1)少量: 毎日の交換を要しない	(3)中等量: 1日1回の交換	(6)多量: 1日2回以上の交換				
	大きさ(cm ²) 長径×長径に直交する最大径(持続する発赤の範囲も含む)	(0)皮膚損傷なし	(3)4未満	(6)4以上16未満	(8)16以上36未満	(9)36以上64未満	(12)64以上100未満	(15)100以上	
	炎症・感染	(0)局所の炎症徴候なし	(1)局所の炎症徴候あり(創周辺の発赤、腫脹、熱感、疼痛)	(3C) (※3) 臨界的定着疑い(創面にぬめりがあり、滲出液が多い。肉芽があれば、浮腫性で脆弱など)	(3) (※3) 局所の明らかな感染徴候あり(炎症徴候、膿、悪臭)	(9)全身的影響あり(発熱など)			
	肉芽形成 良性肉芽が占める割合	(0)創が治癒した場合、創が浅い場合、深部損傷褥瘡(DTI)疑い(※2)	(1)創面の90%以上を占める	(3)創面の50%以上90%未満を占める	(4)創面の10%以上50%未満を占める	(5)創面の10%未満を占める	(6)全く形成されていない		
	壊死組織	(0)なし	(3)柔らかい壊死組織あり	(6)硬く厚い密着した壊死組織あり					
	ポケット(cm ²) 潰瘍面も含めたポケット全周(ポケットの長径×長径に直交する最大径)－潰瘍面積	(0)なし	(6)4未満	(9)4以上16未満	(12)16以上36未満	(24)36以上			
合計点									

※1 該当する状態について、両括弧内の点数を合計し、「合計点」に記載すること。ただし、深さの点数は加えないこと。
※2 深部損傷褥瘡(DTI)疑いは、視診・触診、補助データ(発生経緯、血液検査、画像診断等)から判断する。
※3 「3C」あるいは「3」のいずれかを記載する。いずれの場合も点数は3点とする。

＜褥瘡対策の診療計画＞

看護 計画	留意する項目		計画の内容
	圧迫、ズレカの排除 （体位変換、体圧分散寝具、 頭部挙上方法、車椅子姿勢 保持等）	ベッド上	
		イス上	
	スキンケア		
	栄養状態改善		
	リハビリテーション		

【記載上の注意】
1 日常生活自立度の判定に当たっては「「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について」
(平成3年11月18日 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知 老健第102-2号)を参照のこと。

＜薬学的管理に関する事項＞ ☐ 対応の必要無し

	褥瘡の発症リスクに影響を与える可能性がある薬剤の使用 □無 □有（催眠鎮静剤、抗不安剤、麻薬、解熱鎮痛消炎剤、利尿剤、腫瘍用薬、副腎ホルモン剤、免疫抑制剤、その他（ ））
薬学的管理計画	<すでに褥瘡を有する患者> 薬剤滞留の問題 □無 □有

＜栄養管理に関する事項＞ ☐ 対応の必要無し ☐ 栄養管理計画書での対応

栄養評価	評価日 年 月 日		
	【GLIM基準による評価（□非対応）】 判定: □ 低栄養非該当 □ 低栄養(□ 中等度低栄養、□ 重度低栄養)		
	該当項目: 表現型(□ 体重減少、□ 低BMI、□ 筋肉量減少) 病因(□ 食事摂取量減少/消化吸収能低下、□ 疾病負荷/炎症)		
	体重 kg(測定日 /)	BMI kg/m ²	体重減少（ 無 ・ 有 ）
栄養管理計画	身体所見	浮腫（ 無 ・ 有（ 胸水・腹水・下肢 ）・不明 ）	
	検査等 検査している場合に記載	□ 測定無し Alb値()g/dL 測定日(/)	□ 測定無し Hb値()g/dL 測定日(/)
	栄養補給法	経口・経腸（ 経口・経鼻・胃瘻・腸瘻 ）・静脈	栄養補助食品の使用（ 無 ・ 有 ）

[記載上の注意]

- 2 栄養管理に関する項目に関して、栄養管理計画書にて対応する場合は、□にチェックを入れること。

平均在院日数の算定方法

- 1 入院基本料等の施設基準に係る平均在院日数の算定は、次の式による。

①に掲げる数

②に掲げる数

- ① 当該病棟における直近 3 か月間の在院患者延日数
- ② (当該病棟における当該 3 か月間の新入棟患者数＋当該病棟における当該 3 か月間の新退棟患者数) ÷ 2
- なお、小数点以下は切り上げる。
- 2 上記算定式において、在院患者とは、毎日24時現在当該病棟に在院中の患者をいい、当該病棟に入院してその日のうちに退院又は死亡した者を含むものである。なお、患者が当該病棟から他の病棟へ移動したときは、当該移動した日は当該病棟における入院日として在院患者延日数に含める。
- 3 上記算定式において、新入棟患者数とは、当該 3 か月間に新たに当該病棟に入院した患者の数(以下「新入院患者」という。)及び他の病棟から当該病棟に移動した患者数の合計をいうが、当該入院における 1 回目の当該病棟への入棟のみを数え、再入棟は数えない。
- また、病棟種別の異なる病棟が 2 つ以上ある場合において、当該 2 以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1 回目の入棟のみを新入棟患者として数える。
- 当該 3 か月以前から当該病棟に入院していた患者は、新入棟患者数には算入しない。
- 当該病院を退院後、当該病棟に再入院した患者は、新入院患者として取り扱う。
- 4 上記算定式において、新退棟患者数とは、当該 3 か月間に当該病棟から退院(死亡を含む。)した患者数と当該病棟から他の病棟に移動した患者数をいう。ただし、当該入院における 1 回目の当該病棟からの退棟のみを数え、再退棟は数えないこととする。
- 病棟種別の異なる病棟が 2 以上ある場合において、当該 2 以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1 回目の退棟のみを新退棟患者として数えるものとする。
- 5 特に規定する場合を除き、「基本診療料の施設基準等」の別表第二に規定する入院患者は 1 の①及び②から除く。
- 6 短期滞在手術等基本料 3 を算定した患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者であって 6 日以降も入院する場合は、①及び②に含めるものとし、入院日から起算した日数を含めて平均在院日数を計算すること。

看護要員等の算出方法及び配置状況例

入院基本料等の施設基準に係る届出（入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式 9）を含む。）を行うにあたっては、以下の点に留意し、作成すること。

医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において、看護配置が異なる病棟ごとに届出を行う場合は、一般病棟入院基本料の届出は、同一の看護配置の病棟ごとにそれぞれ入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式 9）を作成すること。

1. 様式 9「3. 入院患者の数及び看護要員の数」の算出方法等

- ・「配置区分の数」とは、当該届出に係る入院基本料又は加算において求める看護配置数（例えば、急性期一般入院料 1 の場合「7」、10 対 1 入院基本料の場合「10」、25 対 1 急性期看護補助体制加算の場合「25」、夜間 30 対 1 急性期看護補助体制加算の場合「30」）をいう。
- ・ただし、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料及び精神科急性期治療病棟入院料の精神病棟看護・多職種協働加算においては、加算において求める看護職員及び多職種職員配置数（例えば、精神病棟入院基本料の精神病棟看護・多職種協働加算（13 対 1 入院基本料の場合）の場合「10」、精神病棟看護・多職種協働加算（15 対 1 入院基本料の場合）の場合「13」）をいう。

① 1 日平均入院患者数

1 日平均入院患者数〔A〕 _____ 人（算出期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

- ・小数第 1 位を切り上げ（小数第 1 位までの数、例：12.34 → 12.4）

② 月平均 1 日当たり看護職員配置数

月平均 1 日当たり看護職員配置数〔M〕 = _____ 人〔C / (日数 × 8)〕

- ・小数第 2 位以下切り捨て（小数第 1 位までの数、例：12.34 → 12.3）
- ・〔C〕は、看護職員の「月延べ勤務時間数」（様式 9「4. 勤務実績表」の月延べ勤務時間数欄の上段「日勤時間帯」と中段「夜勤時間帯」において当該病棟で勤務した時間数）の計である。
- ・1 日看護職員配置数 ≤ 月平均 1 日当たり看護職員配置数であること。

（参考）1 日看護職員配置数（必要数）： _____ = 〔（A / 配置区分の数）× 3〕

- ・小数第 1 位を切り上げ
- ・「情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化についての施設基準」を届け出ている場合：1 日看護職員配置数（必要数）× 0.9

③ 看護職員中の看護師の比率 _____ %

〔月平均 1 日当たり看護職員配置数のうちの看護師数 / 1 日看護職員配置数〕

- ・「情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化についての施設基準」を届け出ている場合は、入院基本料で規定する看護職員中の看護師の比率に 0.9 を乗じた値以上であること。

④ 平均在院日数 _____ 日（算出期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

- ・小数点以下切り上げ

⑤ 夜勤時間帯（16 時間） _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

⑥ 月平均夜勤時間数 _____ 時間 〔（D - E） / B〕

- ・小数第 2 位以下切り捨て
- ・〔D - E〕は、月延べ夜勤時間数である。
- ・〔D〕は、当該病棟における「月延べ夜勤時間数」（月延べ勤務時間数欄の中段「夜勤時間帯」において当該病棟で勤務した時間数）の計である。
- ・〔E〕は、月延べ夜勤時間数（月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数）である。
- ・〔B〕は、夜勤従事職員数の計である。

- ・〔B〕〔D〕〔E〕は、看護職員に係る数を計上する。

⑦ 月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数 _____人

- ・看護職員配置加算（「A308-3」地域包括ケア病棟入院料の注3）を届け出る場合に記載。
- ・小数第2位以下切り捨て

（参考）最小必要数以上の看護職員配置数（必要数）： = $[(A/50) \times 3]$

- ・小数第1位を切り上げ

- ・看護職員配置加算（地域包括ケア病棟入院料の注3）を届け出る場合の看護職員数の算出方法

1日看護職員配置数（必要数）※〔L〕	$[(A/13^{※}) \times 3]$
月平均1日当たり看護職員配置数	$[C / (日数 \times 8)]$
月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数	$[\{ C - (L \times 日数 \times 8) \} / (日数 \times 8)]$

※小数第1位を切り上げ

※地域包括ケア病棟入院料を届け出る場合には13対1の「13」、地域包括ケア病棟入院料の注2の届出を行う場合は、15対1の「15」で計算すること。

⑧ 月平均1日当たり看護補助者配置数 _____人

- ・看護補助加算／看護補助・患者ケア体制充実加算（「A106」障害者施設等入院基本料の注9・注10）、「A207-3」急性期看護補助体制加算、「A214」看護補助加算、看護補助体制加算（「A304」地域包括医療病棟入院料の注6）、看護補助加算／看護補助体制充実加算（「A307」小児入院医療管理料の注9・注10）、看護補助者配置加算／看護補助・患者ケア体制充実加算（「A308-3」地域包括ケア病棟入院料の注4・注5）等を届け出る場合に記載。

- ・小数第2位以下切り捨て

（参考）1日看護補助者配置数（必要数）： = $(A / \text{配置区分の数}) \times 3$

- ・小数第1位を切り上げ

- ・急性期看護補助体制加算・看護補助加算等を届け出る場合の看護補助者の算出方法

看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計〔G〕	
みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計〔H〕	$[C] - [1日看護職員配置数 \times 日数 \times 8]$
看護補助者のみの月延べ夜勤時間数〔I〕	看護補助者（みなしを除く）のみの〔D〕
1日看護補助者配置数（必要数）※〔J〕	$[(A / \text{配置区分の数}) \times 3]$
月平均1日当たり看護補助者配置数（みなし看護補助者を含む）	$[G + H / (日数 \times 8)]$
月平均1日当たり看護補助者配置数（みなし看護補助者を除く）〔K〕	$[G / (日数 \times 8)]$
看護補助者夜間配置数（必要数）※	A／配置区分の数
月平均1日当たり夜間看護補助者配置数	$[I / (日数 \times 16)]$
看護補助者（みなし看護補助者を含む）の最小必要数に対する看護補助者（みなし看護補助者を除く）の割合（％）	$[(K / J) \times 100]$

※小数第1位を切り上げ

- ・〔K〕は、地域包括ケア病棟入院料の注4に掲げる看護補助者配置加算及び注5に掲げる看護補助・患者ケア体制充実加算は、みなし看護補助者を除いて要件を満たす必要がある。

⑨ 月平均1日当たり看護補助者夜間配置数 _____人 = $[I / (日数 \times 16)]$

- ・看護補助加算／看護補助・患者ケア体制充実加算（「A106」障害者施設等入院基本料の注9・注10）、「A207-3」夜間急性期看護補助体制加算、「A214」夜間75対1看護補助加算、夜間看護補助体制加算（「A304」地域包括医療病棟入院料の注7）、看護補助加算・看護補助体制充実加算（「A307」小児入院医療管理料の注9・注10）を届け出る場合に記載。

- ・小数第2位以下切り捨て

（参考）夜間看護補助者配置数（必要数）： = $A / \text{配置区分の数}$

- ・ 小数第 1 位を切り上げ

⑩ 月平均 1 日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数 _____ 人〔F / (日数 × 8)〕

- ・ 小数第 3 位以下切り捨て
- ・ 〔F〕は、様式 9「4. 勤務実績表」の看護補助者の業務の欄において「事務的業務」に○を記入した看護補助者のみの「月延べ勤務時間数」の計である。
- ・ 配置数の上限〔(A / 200) × 3〕を超える主として事務的業務を行う看護補助者は様式 9 に記載しないこと。
- ・ 主として事務的業務を行う看護補助者配置数 ≥ 月平均 1 日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数であること。

(参考) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数 (上限) : _____ = [(A / 200) × 3]

- ・ 小数第 3 位以下切り捨て

⑪ 月平均 1 日当たり看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数 _____ 人〔N〕 = 〔M〕 + _____ 人〔O〕 (作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数)

又は

⑫ 月平均 1 日当たり看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び臨床検査技師配置数 _____ 人〔N〕 = 〔M〕 + _____ 人〔O〕 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び臨床検査技師配置数)

- ・ 小数第 2 位以下切り捨て

- ・ ⑪は精神病棟看護・多職種協働加算（「A 1 0 3」精神病棟入院基本料の注 7、「A 1 0 4」特定機能病院入院基本料の注 11、「A 3 1 1 - 2」精神科急性期治療病棟入院料の注 4）を届け出る場合に記載。

(参考) 1 日看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数 (必要数) 〔P〕

: _____ = [(A / 配置区分の数) × 3] ・ 小数第 1 位を切り上げ

- ・ ⑫は「A 2 1 5」看護・多職種協働加算を届け出る場合に記載。

(参考) 1 日看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び臨床検査技師

配置数 (必要数) 〔P〕 : _____ = [{(A / 10) + (A / 25)} × 3]

- ・ 小数第 1 位を切り上げ

- ・ 急性期看護補助体制加算・看護補助加算等を併せて届け出る場合の算出方法

(⑧に示す算出方法ではなく以下を用いること)

月平均 1 日当たり看護職員 + 多職種職員配置数〔N〕	〔M + O〕
1 日看護職員 + 多職種職員配置数 (必要数) ※	〔P〕
月平均 1 日当たりみなし看護補助者配置数〔Q〕	次の 2 つの数値のうち小さい方 ※いずれも正の場合に限る ・ 〔N - P〕 ・ 〔H / (日数 × 8)〕
月平均 1 日当たり看護補助者配置数 (みなし看護補助者を除く)〔K〕	〔G / (日数 × 8)〕
月平均 1 日当たり看護補助者配置数 (みなし看護補助者を含む)	〔G / (日数 × 8) + Q〕

※ 小数第 1 位を切り上げ

⑬ 看護職員中の看護師の比率 (看護・多職種協働加算等) _____ %

- ・ 精神病棟看護・多職種協働加算（「A 1 0 3」精神病棟入院基本料の注 7、「A 1 0 4」特定機能病院入院基本料の注 11、「A 3 1 1 - 2」精神科急性期治療病棟入院料の注 4）、「A 2 1 5」看護・多職種協働加算を届け出る場合に記載。

(参考) 月平均 1 日当たり看護職員配置数のうちの看護師数 / 〔P - O〕

2. 看護要員の数及び病棟における勤務時間

- ・看護要員の算出にあたっては、看護要員の数及び勤務時間数は以下をもとに算出すること。

看護要員の数	
算入	○臨時職員であっても継続して勤務に服する者 ○職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の規定に基づき、職業紹介事業を行う者からの紹介又は労働者供給事業を行う者からの供給により看護要員を雇用した場合の者 ○労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、紹介予定派遣として派遣された場合及び産前産後休業、育児休業、育児休業に準ずる休業又は介護休業中の看護職員の勤務を派遣労働者が代替する場合の者 ○小児病棟又は特殊疾患入院施設管理加算を算定している病棟等において小児患者の保育に当たっている保育士
除外	○看護部長等（専ら、病院全体の看護管理に従事する者をいう。）、当該保険医療機関附属の看護師養成所等の専任教員、外来勤務、手術室勤務又は中央材料室等に勤務する者 ○病棟単位で算定する特定入院料（「A 3 1 7」に掲げる特定一般病棟入院料を除く。）に係る病棟並びに「基本診療料の施設基準等」の別表第三に規定する治療室、病室、短期滞在手術等基本料 1 に係る回復室及び外来化学療法に係る専用施設に勤務する者（兼務者を除く。） ○「A 3 0 7」小児入院医療管理料の加算の届出に係る保育士 ○1 か月以上長期欠勤の者 ○身体障害者（児）に対する機能訓練指導員及び主として洗濯、掃除等の業務を行う者
病棟における勤務時間	
算入	○病棟勤務と外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務又は集中治療室勤務等を兼務する場合は、勤務実績表による病棟勤務の時間 ○通常の休憩時間 ○主として事務的業務を行う看護補助者が、当該病棟において事務的業務以外の業務を行った時間数も含めた、当該看護補助者の勤務時間数 ○入院基本料の施設基準の「院内感染防止対策の基準」、「医療安全管理体制の基準」、「褥瘡対策の基準」及び「身体的拘束最小化の基準」を満たすために必要な院内感染防止対策委員会、安全管理のための委員会及び安全管理の体制確保のための職員研修、褥瘡対策委員会並びに身体的拘束最小化チームに係る業務及び身体的拘束の最小化に関する職員研修へ参加する時間 ○当該保険医療機関から、入院基本料の施設基準に規定する安全管理の体制確保のための職員研修及び身体的拘束の最小化に関する職員研修以外であって、業務の質向上に資するとして受講を指示された研修について、主として当該病棟において従事する職員 1 名につき月 1 時間までの、当該保険医療機関内で実施される研修（当該病棟内で受講するオンライン研修及び病棟外で行われる集合研修を含む。）へ参加する時間 ○保険医療機関内で生じた緊急時等の不測の事象に対応するため、病棟内の看護要員が当該病棟に入院中の患者以外の患者に対して日常の診療の延長として必要な対応を短時間（30 分程度）行った時間 ○病棟内の看護要員が、当該病棟に入院中の患者に付き添い、病棟外において一時的に看護を行った時間
除外	○休憩時間以外の病棟で勤務しない時間、有給休暇及び残業時間 ○病棟における勤務時間に含むことが出来るもの以外の研修へ参加する時間 ○日勤時間帯及び夜勤時間帯の中で、申し送った看護職員の申し送りに要した時間は、病棟における勤務時間から除外しても差し支えない（ただし、当該申し送りに要した時間の除外の有無については、原則として、同一の入院基本料を算定する病棟全体において、月単位で選択すること。）。

3. 看護要員の配置状況（例）

急性期一般入院基本料の場合の例

【1病棟（1看護単位）入院患者数40人で急性期一般入院料2の届出を行う場合】

- ・ 1勤務帯8時間、1日3勤務帯を標準として、月平均1日当たり必要となる看護職員の数が12人以上であること。
- ・ 当該届出区分において、月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数に対する実際に勤務した月平均1日当たりの看護師の比率が70%以上であること。
- ・ 当該病棟が交代制の勤務形態であること。
- ・ 夜間勤務の看護職員配置については、看護師1人を含む2人以上であること。
- ・ 当該病棟の平均在院日数が21日以内であること。

(1) 看護職員配置の算出方法

①各勤務帯に従事している看護職員の1人当たりの受け持ち患者数が10人以内であること。

$(40人 \times 1 / 10) \times 3 =$ 当該病棟に1日当たり12人以上の看護職員が勤務していること。

②月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数に対する実際に勤務した月平均1日当たりの看護師の比率が70%を満たすこと。当該病棟の月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数
12人の場合、実際に勤務する月平均1日当たりの看護師は8.4人以上であること。

$$12人 \times 70\% = 8.4人$$

(2) 看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数の算出方法

各病棟において、夜勤時間帯に従事した看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下であること。

$\text{月平均夜勤時間数} = \frac{\text{当該病棟の看護職員の月延夜勤時間数}}{\text{夜勤時間帯の従事者数}} \\ \text{(夜勤専従者及び夜勤16時間未満の看護職員を除く)}$

①当該保険医療機関で夜勤時間帯を設定：16時から翌朝8時まで（16時間）

②夜勤時間と従事者数：2人以上の看護職員が配置されている。

16時～24時30分（看護師3人、計3人）

0時～8時30分（看護師2人、准看護師1人 計3人）

③1月当たり夜勤時間帯に従事する実人員数：23人（8人+11人+4人）

8人×72時間（夜勤を月9日）＝576時間（a）

11人×64時間（夜勤を月8日）＝704時間（b）

4人×40時間（夜勤を月5日）＝160時間（c）

※

※ 夜勤時間帯の中で申し送りに要した時間（24時から24時30分）は申し送った従事者の夜勤時間及び夜勤帯に病棟以外で勤務した時間は夜勤時間には含めていない。

④月延夜勤時間数：1,440時間（(a)～(c)の合計）

⑤月平均夜勤時間数：72時間以下である。

$$1,440時間 \div 23人 = 62.6時間 \text{（小数第2位以下切り捨て）}$$

入院基本料に係る看護記録

入院基本料の届出を行った病棟においては、看護体制の1単位ごとに次に掲げる記録がなされている必要がある。ただし、その様式、名称等は各保険医療機関が適当とする方法で差し支えない。

1 患者の個人記録

(1) 経過記録

個々の患者について観察した事項及び実施した看護の内容等を看護要員が記録するもの。

ただし、病状安定期においては診療録の温度表等に状態の記載欄を設け、その要点を記録する程度でもよい。

(2) 看護計画に関する記録

個々の患者について、計画的に適切な看護を行うため、看護の目標、具体的な看護の方法及び評価等を記録するもの。

2 看護業務の計画に関する記録

(1) 看護業務の管理に関する記録

患者の移動、特別な問題を持つ患者の状態及び特に行われた診療等に関する概要、看護要員の勤務状況並びに勤務交代に際して申し送る必要のある事項等を各勤務帯ごとに記録するもの。

(2) 看護業務の計画に関する記録

看護要員の勤務計画及び業務分担並びに看護師、准看護師の受け持ち患者割当等について看護チームごとに掲げておくもの。看護職員を適正に配置するための患者の状態に関する評価の記録。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧

※のついたレセプト電算処理システム用コードについては、重症度、医療・看護必要度Iを評価する場合のみに用いること。

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
A 1 創傷処置（褥瘡の処置を除く）	140000610	創傷処置（100cm2未満）	
	140000710	創傷処置（100cm2以上500cm2未満）	
	140000810	創傷処置（500cm2以上3000cm2未満）	
	140000910	創傷処置（3000cm2以上6000cm2未満）	
	140001010	創傷処置（6000cm2以上）	
	140062110	下肢創傷処置（足部（踵を除く）の浅い潰瘍）	
	140062210	下肢創傷処置（足趾の深い潰瘍・踵部の浅い潰瘍）	
	140062310	下肢創傷処置（足部（踵を除く）の深い潰瘍・踵部の深い潰瘍）	
	140032010	熱傷処置（100cm2未満）	
	140032110	熱傷処置（100cm2以上500cm2未満）	
	140032210	熱傷処置（500cm2以上3000cm2未満）	
	140036510	熱傷処置（3000cm2以上6000cm2未満）	
	140036610	熱傷処置（6000cm2以上）	
	140034830	電撃傷処置（100cm2未満）	
	140034930	電撃傷処置（100cm2以上500cm2未満）	
	140035030	電撃傷処置（500cm2以上3000cm2未満）	
	140035130	電撃傷処置（3000cm2以上6000cm2未満）	
	140035230	電撃傷処置（6000cm2以上）	
	140035430	凍傷処置（100cm2未満）	
	140035530	凍傷処置（100cm2以上500cm2未満）	
	140035630	凍傷処置（500cm2以上3000cm2未満）	
	140035730	凍傷処置（3000cm2以上6000cm2未満）	
	140035830	凍傷処置（6000cm2以上）	
	140036030	凍傷処置（100cm2未満）	
	140036130	凍傷処置（100cm2以上500cm2未満）	
	140036230	凍傷処置（500cm2以上3000cm2未満）	
	140036330	凍傷処置（3000cm2以上6000cm2未満）	
	140036430	凍傷処置（6000cm2以上）	
A 2 呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）	140005610	酸素吸入	
	140005750	突発性難聴に対する酸素療法	
	140005810	酸素テント	
	140005910	間歇的陽圧吸入法	
	140037810	鼻マスク式補助換気法	
	140006050	体外式陰圧人工呼吸器治療	
	140057410	ハイフローセラピー（15歳以上）	
	140009310	人工呼吸	
	140063810	人工呼吸（5時間超15日以降）	
	140023510	人工呼吸（5時間超14日目まで）	
	140039850	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入	
	140039950	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入（5時間超14日目まで）	
	140064250	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入（5時間超15日以降）	
	140009450	無水アルコール吸入療法	
	140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超14日目まで）	
	140063950	無水アルコール吸入療法（5時間超15日以降）	
	140009550	人工呼吸（閉鎖循環式麻酔装置）	
	140023750	人工呼吸（閉鎖循環式麻酔装置）（5時間超14日目まで）	
	140064050	人工呼吸（閉鎖循環式麻酔装置）（5時間超15日以降）	
	140009650	酸素吸入（マイクロアダプター）	
	140023850	酸素吸入（マイクロアダプター）（5時間超14日目まで）	
	140064150	酸素吸入（マイクロアダプター）（5時間超15日以降）	
	140009950	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器）	
	140024150	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器・5時間超14日目まで）	
	140064450	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器・5時間超15日以降）	
	140009750	人工呼吸（半閉鎖式循環麻酔器）	
	140023950	人工呼吸（半閉鎖式循環麻酔器）（5時間超14日目まで）	
	140064350	人工呼吸（半閉鎖式循環麻酔器）（5時間超15日以降）	
	140039550	人工呼吸（鼻マスク式人工呼吸器）	
	140039650	人工呼吸（鼻マスク式人工呼吸器）（5時間超14日目まで）	
	140064750	人工呼吸（鼻マスク式人工呼吸器）（5時間超15日以降）	
A 3 注射薬剤3種類以上の管理	別紙7別表2の薬剤を除く、注射薬剤の種類		0
A 4 シリンジポンプの管理	130000210	精密持続点滴注射加算	
A 5 輸血や血液製剤の管理	620004744	人全血液－LR「日赤」	
	620004745	人全血液－LR「日赤」	
	620004679	照射人全血液－LR「日赤」	
	620004680	照射人全血液－LR「日赤」	
	621609201	濃厚血小板－LR「日赤」	
	621609301	濃厚血小板－LR「日赤」	
	621609401	濃厚血小板－LR「日赤」	
	621609501	濃厚血小板－LR「日赤」	
	621609601	濃厚血小板－LR「日赤」	
	621609701	濃厚血小板－LR「日赤」	
	622191301	合成血液－LR「日赤」	
	622191401	合成血液－LR「日赤」	
	622191101	解凍赤血球液－LR「日赤」	
	622191201	解凍赤血球液－LR「日赤」	
	621772801	赤血球液－LR「日赤」	
	621772901	赤血球液－LR「日赤」	
	621772601	新鮮凍結血漿－LR「日赤」120	
	621772701	新鮮凍結血漿－LR「日赤」240	
	622192101	新鮮凍結血漿－LR「日赤」480	
	622190901	洗浄赤血球液－LR「日赤」	
	622191001	洗浄赤血球液－LR「日赤」	
	621609801	濃厚血小板HLA－LR「日赤」	
	621609901	濃厚血小板HLA－LR「日赤」	
	621610001	濃厚血小板HLA－LR「日赤」	
	621772001	照射赤血球液－LR「日赤」	
	621772101	照射赤血球液－LR「日赤」	
	621602201	照射濃厚血小板－LR「日赤」	
	621602301	照射濃厚血小板－LR「日赤」	
	621602401	照射濃厚血小板－LR「日赤」	
	622984701	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」	
	621602501	照射濃厚血小板－LR「日赤」	
	622984801	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」	
	621602601	照射濃厚血小板－LR「日赤」	
	622984901	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」	
	621602701	照射濃厚血小板－LR「日赤」	
	622985001	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」	
	621602801	照射濃厚血小板HLA－LR「日赤」	
	622985201	照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」	
	621602901	照射濃厚血小板HLA－LR「日赤」	
	622985301	照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」	
	621603001	照射濃厚血小板HLA－LR「日赤」	
	622985401	照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」	
	622985101	照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」	
	622191701	照射解凍赤血球液－LR「日赤」	
	622191801	照射解凍赤血球液－LR「日赤」	
	622191901	照射合成血液－LR「日赤」	
	622192001	照射合成血液－LR「日赤」	
	622191501	照射洗浄赤血球液－LR「日赤」	
	622191601	照射洗浄赤血球液－LR「日赤」	
	622487001	照射洗浄血小板－LR「日赤」	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	622985501	照射洗浄血小板-LRBS「日赤」
	622487101	照射洗浄血小板HLA-LR「日赤」
	622985601	照射洗浄血小板HLA-LRBS「日赤」
	621151301	献血ベニロン-1 静注用500mg
	621151701	献血ベニロン-1 静注用2500mg
	621449901	献血ベニロン-1 静注用5000mg
	621152901	献血グロベニン-1 静注用500mg
	621153301	献血グロベニン-1 静注用2500mg
	621450001	献血グロベニン-1 静注用5000mg
	646340035	抗HBs人免疫グロブリン
	621153508	抗HBs人免疫グロブリン筋注1000単位/5mL「JB」
	646340065	抗HBs人免疫グロブリン
	621153607	抗HBs人免疫グロブリン筋注200単位/1mL「JB」
	646340492	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622885801	コンファクトF 静注用250単位
	621153808	クロスエイトMC 静注用250単位
	646340493	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	640431015	コンコエイト-HT
	622885901	コンファクトF 静注用500単位
	621153909	クロスエイトMC 静注用500単位
	646340494	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	646340495	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622886001	コンファクトF 静注用1000単位
	621154006	クロスエイトMC 静注用1000単位
	622454900	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622454901	クロスエイトMC 静注用2000単位
	622865100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622865101	クロスエイトMC 静注用3000単位
	646340510	乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン
	621154101	抗Dグロブリン筋注用1000倍「ニチヤク」
	621154105	抗D人免疫グロブリン筋注用1000倍「JB」
	646340451	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン
	621154207	テタムP筋注用250単位
	621154201	破傷風グロブリン筋注用250単位「ニチヤク」
	646340500	乾燥人血液凝固第9因子複合体 200国際単位(溶解液付)
	621154302	PFSB-HIT 静注用200単位「タケダ」
	646340501	乾燥人血液凝固第9因子複合体 400国際単位(溶解液付)
	646340502	乾燥人血液凝固第9因子複合体 500国際単位(溶解液付)
	621154502	PFSB-HIT 静注用500単位「タケダ」
	646340503	乾燥人血液凝固第9因子複合体 1,000国際単位(溶解液付)
	621356303	献血アルブミン5%静注5g/100mL「JB」
	620009135	アルブミン-5%静注12.5g/250mL
	621755403	献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「JB」
	621755302	献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「タケダ」
	621155202	献血アルブミン20%静注4g/20mL「JB」
	621155502	献血アルブミン20%静注4g/20mL「タケダ」
	620008814	献血アルブミン25%静注5g/20mL「ベネシス」
	620008815	献血アルブミン25%静注12.5g/50mL「ベネシス」
	620009136	アルブミン-25%静注12.5g/50mL
	621450201	赤十字アルブミン25%静注12.5g/50mL
	621156608	献血アルブミン25%静注12.5g/50mL「KMB」
	621645902	献血アルブミン25%静注12.5g/50mL「タケダ」
	620009137	アルブミン-ベアリング20%静注10.0g/50mL
	621157302	献血アルブミン20%静注10g/50mL「JB」
	621155408	献血アルブミン20%静注10g/50mL「KMB」
	621157403	献血アルブミン20%静注10g/50mL「タケダ」
	622979201	献血アルブミン25%静注25g/100mL「KMB」
	646340028	乾燥人フィブリノゲン
	621157504	フィブリノゲンHT 静注用1g「JB」
	646340054	人免疫グロブリン
	621157617	グロブリン筋注450mg/3mL「JB」
	621157604	グロブリン筋注1500mg/10mL「JB」
	621157607	ガンマグロブリン筋注450mg/3mL「タケダ」
	621157611	ガンマグロブリン筋注1500mg/10mL「タケダ」
	621384901	ファイバ静注用1000
	620007377	テタガムP筋注シリンジ250
	646340456	抗破傷風人免疫グロブリン
	646340188	人ハプトグロビン
	621158404	ハプトグロビン静注2000単位「JB」
	622607401	ガンマガード 静注用5g
	621158701	献血アルブミン-4.4%静注4.4g/100mL
	621560801	献血アルブミン-4.4%静注11g/250mL
	646340261	乾燥抗HBs人免疫グロブリン
	621159004	ヘプスリン筋注用200単位
	621159001	乾燥HBグロブリン筋注用200単位「ニチヤク」
	646340262	乾燥抗HBs人免疫グロブリン
	621159104	ヘプスリン筋注用1000単位
	621159101	乾燥HBグロブリン筋注用1000単位「ニチヤク」
	646340491	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
	620001350	献血ノンスロン500注射用
	621159207	ノイアート 静注用500単位
	640453060	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
	620001351	献血ノンスロン1500注射用
	620003071	ノイアート 静注用1500単位
	620009201	ベリナートP 静注用500
	622926301	ベリナート皮下注用2000
	622821601	ビリウィジェン10%静注2.5g/25mL
	622683602	ビリウィジェン10%静注5g/50mL
	622683702	ビリウィジェン10%静注10g/100mL
	622683802	ビリウィジェン10%静注20g/200mL
	623000301	グロベニン-110%静注5g/50mL
	623000401	グロベニン-110%静注10g/100mL
	623000501	グロベニン-110%静注20g/200mL
	621490001	献血ヴェノグロブリンIH5%静注5g/100mL
	622983900	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン5g100mL注射液
	622534401	献血ヴェノグロブリンIH10%静注0.5g/5mL
	622534501	献血ヴェノグロブリンIH10%静注2.5g/25mL
	622534601	献血ヴェノグロブリンIH10%静注5g/50mL
	622534701	献血ヴェノグロブリンIH10%静注10g/100mL
	622534801	献血ヴェノグロブリンIH10%静注20g/200mL
	646340497	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅴ因子
	622408201	ノバクトM 静注用500単位
	646340499	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅴ因子
	622408301	ノバクトM 静注用1000単位
	622034100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅴ因子
	622034200	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅴ因子
	622408401	ノバクトM 静注用2000単位
	620009198	フィブロガミンP 静注用
	629903301	アドベイト 静注用キット250
	629903401	アドベイト 静注用キット500
	629903501	アドベイト 静注用キット1000
	629903601	アドベイト 静注用キット1500
	629903701	アドベイト 静注用キット2000
	629903801	アドベイト 静注用キット3000
	640412173	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161703	テタノブリンIH 静注250単位
	640412174	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161803	テタノブリンIH 静注1500単位

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	622366301	ノボセプンH I 静注用1 m g シリンジ
	622366401	ノボセプンH I 静注用2 m g シリンジ
	622366501	ノボセプンH I 静注用5 m g シリンジ
	640443038	注射用アナクトC 2, 5 0 0 単位
	640453163	ポリエチレングリコール処理抗H B s 人免疫グロブリン
	621450602	ヘプスプリンI H 静注1 0 0 0 単位
	621971601	ベネフィクス静注用5 0 0
	621971701	ベネフィクス静注用1 0 0 0
	621971801	ベネフィクス静注用2 0 0 0
	622273601	ベネフィクス静注用3 0 0 0
	622288001	ハイゼントラ2 0 %皮下注1 g / 5 m L
	622288101	ハイゼントラ2 0 %皮下注2 g / 1 0 m L
	622288201	ハイゼントラ2 0 %皮下注4 g / 2 0 m L
	622955401	ハイゼントラ2 0 %皮下注1 g / 5 m L シリンジ
	622955501	ハイゼントラ2 0 %皮下注2 g / 1 0 m L シリンジ
	622955601	ハイゼントラ2 0 %皮下注4 g / 2 0 m L シリンジ
	622950901	キュービトル2 0 %皮下注2 g / 1 0 m L
	622951001	キュービトル2 0 %皮下注4 g / 2 0 m L
	622951101	キュービトル2 0 %皮下注8 g / 4 0 m L
	622333001	ノボエイト静注用2 5 0
	622333101	ノボエイト静注用5 0 0
	622333201	ノボエイト静注用1 0 0 0
	622333301	ノボエイト静注用1 5 0 0
	622333401	ノボエイト静注用2 0 0 0
	622333501	ノボエイト静注用3 0 0 0
	622364101	オルブロリクス静注用5 0 0
	622364201	オルブロリクス静注用1 0 0 0
	622364301	オルブロリクス静注用2 0 0 0
	622364401	オルブロリクス静注用3 0 0 0
	622426501	オルブロリクス静注用2 5 0
	622608701	オルブロリクス静注用4 0 0 0
	622402801	イロクテイト静注用2 5 0
	622402901	イロクテイト静注用5 0 0
	622403001	イロクテイト静注用7 5 0
	622403101	イロクテイト静注用1 0 0 0
	622403201	イロクテイト静注用1 5 0 0
	622403301	イロクテイト静注用2 0 0 0
	622403401	イロクテイト静注用3 0 0 0
	622682501	イロクテイト静注用4 0 0 0
	622424901	ノボサートーレン静注用2 5 0 0
	622442001	アコアラン静注用6 0 0
	622583901	アコアラン静注用1 8 0 0
	622623201	アディノバイド静注用キット2 5 0
	622623501	アディノバイド静注用キット5 0 0
	622623601	アディノバイド静注用キット1 0 0 0
	622623701	アディノバイド静注用キット2 0 0 0
	622646001	アディノバイド静注用キット1 5 0 0
	622646101	アディノバイド静注用キット3 0 0 0
	622489301	コパールトリイ静注用2 5 0
	622489401	コパールトリイ静注用5 0 0
	622489501	コパールトリイ静注用1 0 0 0
	622489601	コパールトリイ静注用2 0 0 0
	622489701	コパールトリイ静注用3 0 0 0
	622526101	イデルピオン静注用2 5 0
	622526201	イデルピオン静注用5 0 0
	622526301	イデルピオン静注用1 0 0 0
	622526401	イデルピオン静注用2 0 0 0
	6229900101	イデルピオン静注用3 5 0 0
	622595901	エイフスチラ静注用2 5 0
	622596001	エイフスチラ静注用5 0 0
	622596101	エイフスチラ静注用1 0 0 0
	622596201	エイフスチラ静注用1 5 0 0
	622596301	エイフスチラ静注用2 0 0 0
	622596401	エイフスチラ静注用2 5 0 0
	622596501	エイフスチラ静注用3 0 0 0
	622608201	ヘムライブラ皮下注3 0 m g
	622608301	ヘムライブラ皮下注6 0 m g
	622608401	ヘムライブラ皮下注9 0 m g
	622608501	ヘムライブラ皮下注1 0 5 m g
	622608601	ヘムライブラ皮下注1 5 0 m g
	6229931001	ヘムライブラ皮下注1 2 m g
	622647001	レフィキシア静注用5 0 0
	622647101	レフィキシア静注用1 0 0 0
	622647201	レフィキシア静注用2 0 0 0
	622658001	ジビイ静注用5 0 0
	622658101	ジビイ静注用1 0 0 0
	622658201	ジビイ静注用2 0 0 0
	622658301	ジビイ静注用3 0 0 0
	6229905101	イスバロクト静注用5 0 0
	6229905201	イスバロクト静注用1 0 0 0
	6229905301	イスバロクト静注用1 5 0 0
	6229905401	イスバロクト静注用2 0 0 0
	6229905501	イスバロクト静注用3 0 0 0
	6229908001	ボシペンディイ静注用1 3 0 0
	622842901	リンスパッド点滴静注1000mg
	6229912801	スーイック静注用2 5 0
	6229912901	スーイック静注用5 0 0
	6229913001	スーイック静注用1 0 0 0
	6229913101	スーイック静注用2 0 0 0
	6229913201	スーイック静注用2 5 0 0
	6229913301	スーイック静注用3 0 0 0
	6229913401	スーイック静注用4 0 0 0
	622367201	バイクロット配合静注用
	622250701	ノーモザンク点滴静注2 5 0 m g
	6229926801	アレモ皮下注15mg
	6229926901	アレモ皮下注60mg
	6229927001	アレモ皮下注150mg
	6229925701	オルツビーオ静注用500
	6229925801	オルツビーオ静注用1000
	6229925601	オルツビーオ静注用250
	6229925901	オルツビーオ静注用2000
	6229926001	オルツビーオ静注用3000
	6229926101	オルツビーオ静注用4000
	6229929701	オビザー静注用5 0 0 5 0 0 単位 (溶解液付)
	622966401	セブーロチン静注用1 0 0 0 単位
	6229933101	ヒムベブジ皮下注1 5 0 m g ベン
	622367202	バイクロット配合静注用2. 5 m L
	622979301	バイクロット配合静注用5 m L
	622979401	バイクロット配合静注用1 0 m L
	6229932701	ハイキュービア1 0 %皮下注セット5 g / 5 0 m L
	6229932501	ハイキュービア1 0 %皮下注セット1 0 g / 1 0 0 m L
	6229932601	ハイキュービア1 0 %皮下注セット2 0 g / 2 0 0 m L
	150224810	自家採血輸血 (1 回目)
	150286210	自家採血輸血 (2 回目以降)
	150224910	保存血液輸血 (1 回目)
	150286310	保存血液輸血 (2 回目以降)
	150327510	自己血貯血 (6 歳以上) (液状保存)
	150327610	自己血貯血 (6 歳以上) (凍結保存)

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	150247010	自己血輸血（6歳以上）（液状保存）	
	150254810	自己血輸血（6歳以上）（凍結保存）	
	150390610	希釈式自己血輸血（6歳以上）	
	150225010	交換輸血	
	150225210	骨髄内輸血加算（その他）	
	150225110	骨髄内輸血加算（胸骨）	
	150366370	血管露出術加算	
	150225310	血液型加算（ABO式及びRh式）	
	150225410	不規則抗体加算	
	150247110	HLA型検査クラス1加算（A、B、C）	
	150278910	HLA型検査クラス2加算（DR、DQ、DP）	
	150225510	血液交叉試験加算	
	150225610	間接クームス検査加算	
	150404970	コンピュータクロスマッチ加算	
	150366470	血小板洗浄術加算	
	150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手法科（1回目）	
	150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手法科（2回目以降）	
A 6 専門的な治療・処置（①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ））	620009152	サンドスタチン皮下注用50μg	
	622504701	オクトレオチド皮下注50μg「あすか」	
	622522901	オクトレオチド酢酸塩皮下注50μg「サンド」	
	620009153	サンドスタチン皮下注用100μg	
	622504801	オクトレオチド皮下注100μg「あすか」	
	622523001	オクトレオチド酢酸塩皮下注100μg「サンド」	
	622352101	サンドスタチンLAR筋注用キット10mg	
	622352201	サンドスタチンLAR筋注用キット20mg	
	622352301	サンドスタチンLAR筋注用キット30mg	
	620008225	パミドロン酸二Na点滴静注用15mg「サワイ」	
	620008226	パミドロン酸二Na点滴静注用30mg「サワイ」	
	644210058	注射用イホマイド1g	
	620009116	フスルフェクス点滴静注用60mg	
	644210065	注射用サイメリン50mg	
	644210066	注射用サイメリン100mg	
	640451006	アルケラン静注用50mg	
	621982101	アキダール点滴静注用100mg	
	620007515	メソトレキセート点滴静注液200mg	
	622221301	メソトレキセート点滴静注液1000mg	
	644210049	注射用メソトレキセート5mg	
	644210048	注射用メソトレキセート50mg	
	620003714	キロサイド注20mg	
	620003715	キロサイド注40mg	
	620003716	キロサイド注60mg	
	620003717	キロサイド注100mg	
	620003718	キロサイド注200mg	
	620003713	キロサイドN注400mg	
	621972001	キロサイドN注1g	
	622283003	シタラビン点滴静注液1g「NIG」	
	622282903	シタラビン点滴静注液400mg「NIG」	
	620914301	サンラビン点滴静注用150mg	
	620914401	サンラビン点滴静注用200mg	
	620914501	サンラビン点滴静注用250mg	
	620002600	フルダラ静注用50mg	
	620002618	ロイコボリン注3mg 0.3%1mL	
	620005897	アラノンジ―静注用250mg	
	622250601	エボルトラ点滴静注20mg	
	620007299	コスメゲン静注用0.5mg	
	620005148	アクラシノン注射用20mg	
	620005176	ダウノマイシン静注用20mg	
	620003762	テラルピン注射用10mg	
	620005206	ピノルビン注射用10mg	
	620003763	テラルピン注射用20mg	
	620005207	ピノルビン注射用20mg	
	622513101	ピノルビン注射用30mg	
	620008800	イダマイシン静注用5mg	
	640462038	カルセド注射用20mg	
	640462039	カルセド注射用50mg	
	620007499	マイロターグ点滴静注用5mg	
	640454006	オンコピン注射用1mg	
	644210059	注射用フィルデシン1mg	
	644210060	注射用フィルデシン3mg	
	620004777	ラステット注100mg/5mL	
	620004760	ベプシド注100mg	
	620008173	エトボシド点滴静注液100mg「サンド」 5mL	
	622220501	エトボシド点滴静注液100mg「SN」	
	622101703	エトボシド点滴静注100mg「NIG」	
	622903600	エトボシド100mg 5mL注射液	
	622993001	ヘイカムチン点滴静注液1mg/1mL	
	620005197	ヘイカムチン注射用1.1mg	
	620003247	ロイナーゼ注用5000	
	620003248	ロイナーゼ注用10000	
	620008946	ランダ注10mg/20mL	
	620923301	シスプラチン点滴静注10mg「マルコ」	
	620008947	ランダ注25mg/50mL	
	620923701	シスプラチン点滴静注25mg「マルコ」	
	620008948	ランダ注50mg/100mL	
	620924101	シスプラチン点滴静注50mg「マルコ」	
	620001919	動注用アイエーコール100mg	
	620002591	動注用アイエーコール50mg	
	640454032	ノバントロン注20mg	
	644290005	ノバントロン注10mg	
	640407072	アクブラ静注用10mg	
	640407073	アクブラ静注用50mg	
	640407074	アクブラ静注用100mg	
	640462007	ロイスタチン注8mg	
	622919701	トリセノックス点滴静注12mg	
	620006806	ゼグザリン イットリウム（90Y）静注用セット	
	621954001	ミリブラ動注用70mg	
	621969701	フスリテック点滴静注用1.5mg（溶解液付）	
	621969801	フスリテック点滴静注用7.5mg（溶解液付）	
	622149401	ボテリジオ点滴静注20mg	
	629912501	ボワイビー点滴静注用30mg	
	629912601	ボワイビー点滴静注用140mg	
	629914701	レミトロ点滴静注用300μg	
	629917001	パドセブ点滴静注用30mg	
	629923301	パドセブ点滴静注用20mg	
	622388101	マブキャンパス点滴静注30mg	
	622449301	ヨンデリス点滴静注用0.25mg	
	622449401	ヨンデリス点滴静注用1mg	
	622929301	ビシバニール注射用1KE	
	622929401	ビシバニール注射用5KE	
	620001918	注射用レザフィリン100mg	
	622797601	ステボロニン点滴静注バッグ9000mg/300mL	
	622622401	ベスボンサ点滴静注用1mg	
	622654901	ビーリンサイト点滴静注用35μg	
	629911001	アキラルックス点滴静注250mg	
	629916001	ユニツキシ点点滴静注17.5mg/5mL	
	622870001	ルタデラ静注	
	622875201	ライアットMIBG-1131静注	
	622930501	アークウィナーゼ筋注用10000	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
A 6 専門的な治療・処置 (① 抗悪性腫瘍剤の使用 (注射剤のみ))	629922501	イジユド点滴静注25mg	
	629922601	イジユド点滴静注300mg	
	629922701	リブタヨ点滴静注350mg	
	629923701	ベスレミ皮下注250μgシリンジ	
	629923801	ベスレミ皮下注500μgシリンジ	
	640453025	イムノマックスγ注100	
	640453024	イムノマックスγ注50	
	646390065	イムネース注35	
	614220011	スタラシドカプセル50	
	614220012	スタラシドカプセル100	
	620920403	塩酸プロカルバジンカプセル50mg「TYP」	
	620005101	ベサノイドカプセル10mg	
	622669101	ビジンプロ錠15mg	
	622669201	ビジンプロ錠45mg	
	622688401	ヴァンフリタ錠17.7mg	
	622688501	ヴァンフリタ錠26.5mg	
	622696201	ベネクレクスタ錠10mg	
	622696301	ベネクレクスタ錠50mg	
	622696401	ベネクレクスタ錠100mg	
	622867601	タズベリク錠200mg	
	622871601	ハイヤスタ錠10mg	
	622995401	レットウィモ錠40mg	
	622995501	レットウィモ錠80mg	
	622875401	レットウィモカプセル40mg	
	622875501	レットウィモカプセル80mg	
	622885601	ルマケラス錠120mg	
	622910401	セムブリックス錠20mg	
	622910501	セムブリックス錠40mg	
	622919601	ジェセリ錠40mg	
	622926701	エザルミア錠50mg	
	622926801	エザルミア錠100mg	
A 6 専門的な治療・処置 (③ 麻薬の使用 (注射剤のみ))	648110008	アヘンアルカロイド塩酸塩注射液	
	620009272	バンオピン皮下注20mg	
	648110009	モルヒネ塩酸塩注射液	
	620003067	アンベック注10mg	
	620009277	モルヒネ塩酸塩注射液10mg「シオノギ」	
	628504000	モルヒネ塩酸塩注射液10mg「第一三共」	
	628504304	モルヒネ塩酸塩注射液10mg「タケダ」	
	640407022	モルヒネ塩酸塩注射液	
	620003068	アンベック注50mg	
	620009278	モルヒネ塩酸塩注射液50mg「シオノギ」	
	628504500	モルヒネ塩酸塩注射液50mg「第一三共」	
	628504804	モルヒネ塩酸塩注射液50mg「タケダ」	
	640453051	モルヒネ塩酸塩注射液	
	621454706	モルヒネ塩酸塩注100mgシリンジ「テルモ」	
	620001373	アンベック注200mg	
	620009279	モルヒネ塩酸塩注射液200mg「第一三共」	
	628505102	モルヒネ塩酸塩注射液200mg「シオノギ」	
	628505304	モルヒネ塩酸塩注射液200mg「タケダ」	
	628513501	モルヒネ塩酸塩注射液200mg「テルモ」	
	622135601	オキファスト注10mg	
	622685701	オキシコドン注射液10mg「第一三共」	
	622135701	オキファスト注50mg	
	622685801	オキシコドン注射液50mg「第一三共」	
	622625401	ナルベイン注2mg	
	622625501	ナルベイン注20mg	
	648110014	複方オキシコドン注射液	
	648110001	アヘンアルカロイド・アトロピン注射液	
	648110002	アヘンアルカロイド・スコボラミン注射液	
	648110010	弱アヘンアルカロイド・スコボラミン注射液	
	648110012	複方オキシコドン・アトロピン注射液	
	648110006	モルヒネ・アトロピン注射液	
	648210005	ベチジン塩酸塩注射液	
	628512804	ベチジン塩酸塩注射液35mg「タケダ」	
	648210006	ベチジン塩酸塩注射液	
	628513304	ベチジン塩酸塩注射液50mg「タケダ」	
	621208101	フェンタニル注射液0.1mg「第一三共」	
	621899203	フェンタニル注射液0.1mg「テルモ」	
	621627101	フェンタニル注射液0.25mg「第一三共」	
	621899303	フェンタニル注射液0.25mg「テルモ」	
	621899403	フェンタニル注射液0.5mg「テルモ」	
	622905700	フェンタニルケエン酸塩0.005%5mL注射液	
	622905800	フェンタニルケエン酸塩0.005%5mL注射液	
	620004422	アルチバ静注用2mg	
	622486801	レミフェンタニル静注用2mg「第一三共」	
	620004423	アルチバ静注用5mg	
	622486901	レミフェンタニル静注用5mg「第一三共」	
	621208403	ベチロールファン配合注HD	
	621208503	ベチロールファン配合注LD	
A 6 専門的な治療・処置 (④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理)	618110006	アヘン末	
	628500001	アヘン末「第一三共」	
	618110004	アヘン散	
	628500501	アヘン散「第一三共」	
	618110002	アヘンチンキ	
	628501001	アヘンチンキ「第一三共」	
	618110014	アヘンアルカロイド塩酸塩	
	618110025	バンオピン「タケダ」	
	618110015	エチルモルヒネ塩酸塩水和物	
	618110017	モルヒネ塩酸塩錠	
	620009255	モルヒネ塩酸塩錠10mg「DSP」	
	618110016	モルヒネ塩酸塩水和物	
	620008346	モルヒネ塩酸塩水和物「第一三共」原末	
	620009256	モルヒネ塩酸塩水和物「タケダ」原末	
	610453130	モルベス細粒2%	
	610453131	モルベス細粒6%	
	622842701	モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包30mg「フジモト」	
	618110023	MSコンチン錠10mg	
	618110024	MSコンチン錠30mg	
	610406378	MSコンチン錠60mg	
	610453027	MSツワイスロンカプセル10mg	
	610453028	MSツワイスロンカプセル30mg	
	610453029	MSツワイスロンカプセル60mg	
	620003165	バシーフカプセル30mg	
	620003166	バシーフカプセル60mg	
	620003167	バシーフカプセル120mg	
	610470010	オプゾ内服液5mg	
	610470011	オプゾ内服液10mg	
	668110001	アンベック坐剤10mg	
	668110002	アンベック坐剤20mg	
	660432005	アンベック坐剤30mg	
	618110011	コデインリン酸塩錠	
	620009226	コデインリン酸塩錠20mg「第一三共」	
	628505804	コデインリン酸塩錠20mg「タケダ」	
	618110009	コデインリン酸塩水和物	
	620009227	コデインリン酸塩水和物「タケダ」原末	
	628506001	コデインリン酸塩水和物「第一三共」原末	
	610462035	コデインリン酸塩散10%	
	620009225	コデインリン酸塩散10%「タケダ」	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	628506500	コデインリン酸塩散 1 0 % 「第一三共」	
	618110012	ジヒドロコデインリン酸塩	
	628507001	ジヒドロコデインリン酸塩「第一三共」 原末	
	628507304	ジヒドロコデインリン酸塩「タケダ」 原末	
	610462037	ジヒドロコデインリン酸塩散 1 0 %	
	628507501	ジヒドロコデインリン酸塩散 1 0 % 「第一三共」	
	628507804	ジヒドロコデインリン酸塩散 1 0 % 「タケダ」	
	620003630	メテバニール錠 2 m g	
	622016901	オキノーム散 2 . 5 m g	
	622017001	オキノーム散 5 m g	
	622017101	オキノーム散 1 0 m g	
	622303901	オキノーム散 2 0 m g	
	622802101	オキシコドン錠 2 . 5 m g N X 「第一三共」	
	622802201	オキシコドン錠 5 m g N X 「第一三共」	
	622802301	オキシコドン錠 1 0 m g N X 「第一三共」	
	622802401	オキシコドン錠 2 0 m g N X 「第一三共」	
	622576301	オキシコンチン T R 錠 5 m g	
	622685301	オキシコドン徐放錠 5 m g N X 「第一三共」	
	622576401	オキシコンチン T R 錠 1 0 m g	
	622685401	オキシコドン徐放錠 1 0 m g N X 「第一三共」	
	622576501	オキシコンチン T R 錠 2 0 m g	
	622685501	オキシコドン徐放錠 2 0 m g N X 「第一三共」	
	622576601	オキシコンチン T R 錠 4 0 m g	
	622685601	オキシコドン徐放錠 4 0 m g N X 「第一三共」	
	622303501	オキシコドン徐放カプセル 5 m g 「テルモ」	
	622303601	オキシコドン徐放カプセル 1 0 m g 「テルモ」	
	622303701	オキシコドン徐放カプセル 2 0 m g 「テルモ」	
	622303801	オキシコドン徐放カプセル 4 0 m g 「テルモ」	
	622839101	オキシコドン内服液 2 . 5 m g 「日本臓器」	
	622839201	オキシコドン内服液 5 m g 「日本臓器」	
	622839301	オキシコドン内服液 1 0 m g 「日本臓器」	
	622839401	オキシコドン内服液 2 0 m g 「日本臓器」	
	622550201	ナルラビド錠 1 m g	
	622550301	ナルラビド錠 2 m g	
	622550501	ナルラビド錠 4 m g	
	622549801	ナルサス錠 2 m g	
	622549901	ナルサス錠 6 m g	
	622550001	ナルサス錠 1 2 m g	
	622550101	ナルサス錠 2 4 m g	
	618110001	アヘン・トコソ散	
	618110027	ドーフル散	
	618210001	ベチジン塩酸塩	
	622293501	アブストラル吉下錠 1 0 0 μ g	
	622293601	アブストラル吉下錠 2 0 0 μ g	
	622293701	アブストラル吉下錠 4 0 0 μ g	
	622264901	イーフェンバツカル錠 5 0 μ g	
	622265001	イーフェンバツカル錠 1 0 0 μ g	
	622265101	イーフェンバツカル錠 2 0 0 μ g	
	622265201	イーフェンバツカル錠 4 0 0 μ g	
	622265301	イーフェンバツカル錠 6 0 0 μ g	
	622265401	イーフェンバツカル錠 8 0 0 μ g	
	622212701	メサペイン錠 5 m g	
	622212801	メサペイン錠 1 0 m g	
	622228202	フェンタニル 3 日用テープ 2 . 1 m g 「ユートク」	
	620007678	デュロテップ M T パッチ 2 . 1 m g	
	622177901	フェンタニル 3 日用テープ 2 . 1 m g 「HMT」	
	622628101	フェンタニル 3 日用テープ 2 . 1 m g 「トーワ」	
	622305202	フェンタニル 3 日用テープ 2 . 1 m g 「テイコク」	
	622228302	フェンタニル 3 日用テープ 4 . 2 m g 「ユートク」	
	620007679	デュロテップ M T パッチ 4 . 2 m g	
	622178001	フェンタニル 3 日用テープ 4 . 2 m g 「HMT」	
	622628201	フェンタニル 3 日用テープ 4 . 2 m g 「トーワ」	
	622305302	フェンタニル 3 日用テープ 4 . 2 m g 「テイコク」	
	622228402	フェンタニル 3 日用テープ 8 . 4 m g 「ユートク」	
	620007680	デュロテップ M T パッチ 8 . 4 m g	
	622178101	フェンタニル 3 日用テープ 8 . 4 m g 「HMT」	
	622628301	フェンタニル 3 日用テープ 8 . 4 m g 「トーワ」	
	622305402	フェンタニル 3 日用テープ 8 . 4 m g 「テイコク」	
	622228502	フェンタニル 3 日用テープ 1 2 . 6 m g 「ユートク」	
	620007681	デュロテップ M T パッチ 1 2 . 6 m g	
	622178201	フェンタニル 3 日用テープ 1 2 . 6 m g 「HMT」	
	622628401	フェンタニル 3 日用テープ 1 2 . 6 m g 「トーワ」	
	622305502	フェンタニル 3 日用テープ 1 2 . 6 m g 「テイコク」	
	622228602	フェンタニル 3 日用テープ 1 6 . 8 m g 「ユートク」	
	620007682	デュロテップ M T パッチ 1 6 . 8 m g	
	622178301	フェンタニル 3 日用テープ 1 6 . 8 m g 「HMT」	
	622628501	フェンタニル 3 日用テープ 1 6 . 8 m g 「トーワ」	
	622305602	フェンタニル 3 日用テープ 1 6 . 8 m g 「テイコク」	
	622041901	ワンデュロパッチ 0 . 8 4 m g	
	622505002	フェンタニル 1 日用テープ 0 . 8 4 m g 「ユートク」	
	622042001	ワンデュロパッチ 1 . 7 m g	
	622505102	フェンタニル 1 日用テープ 1 . 7 m g 「ユートク」	
	622042101	ワンデュロパッチ 3 . 4 m g	
	622505202	フェンタニル 1 日用テープ 3 . 4 m g 「ユートク」	
	622042201	ワンデュロパッチ 5 m g	
	622505302	フェンタニル 1 日用テープ 5 m g 「ユートク」	
	622042301	ワンデュロパッチ 6 . 7 m g	
	622505402	フェンタニル 1 日用テープ 6 . 7 m g 「ユートク」	
	622700801	ラフェンタテープ 1 . 3 8 m g	
	622963800	フェンタニル 1 . 3 8 m g 貼付剤	
	622700901	ラフェンタテープ 2 . 7 5 m g	
	622963900	フェンタニル 2 . 7 5 m g 貼付剤	
	622701001	ラフェンタテープ 5 . 5 m g	
	622963000	フェンタニル 5 . 5 m g 貼付剤	
	622701101	ラフェンタテープ 8 . 2 5 m g	
	622963100	フェンタニル 8 . 2 5 m g 貼付剤	
	622701201	ラフェンタテープ 1 1 m g	
	622963200	フェンタニル 1 1 m g 貼付剤	
	621988502	フェントステープ 1 m g	
	622643101	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 1 m g 「第一三共」	
	622696801	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 1 m g 「テイコク」	
	621988602	フェントステープ 2 m g	
	622643201	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 2 m g 「第一三共」	
	622696901	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 2 m g 「テイコク」	
	621988702	フェントステープ 4 m g	
	622643301	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 4 m g 「第一三共」	
	622697001	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 4 m g 「テイコク」	
	621988802	フェントステープ 6 m g	
	622643401	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 6 m g 「第一三共」	
	622697101	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 6 m g 「テイコク」	
	621988902	フェントステープ 8 m g	
	622643501	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 8 m g 「第一三共」	
	622697201	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 8 m g 「テイコク」	
	622645901	フェントステープ 0 . 5 m g	
	622856201	フェンタニルケエン酸塩 1 日用テープ 0 . 5 m g 「テイコク」	
	622842601	モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包 1 0 m g 「フジモト」	
A 6 専門的な治療・処置 (⑤ 放射線治療)	180008810	体外照射 (エックス線表在治療) (1 回目)	
	180019410	体外照射 (エックス線表在治療) (2 回目)	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	180762610	体外照射（高エネルギー放射線治療）（全乳房照射）	
	180762810	体外照射（高エネルギー放射線治療）（その他）（１回目）１門	
	180762910	体外照射（高エネルギー放射線治療）（その他）（２回目）１門	
	180763210	体外照射（高エネルギー放射線治療）（その他）（１回目）２門以上	
	180763110	体外照射（高エネルギー放射線治療）（その他）（１回目）運動照射	
	180763010	体外照射（高エネルギー放射線治療）（その他）（１回目）原体照射	
	180763510	体外照射（高エネルギー放射線治療）（その他）（２回目）２門以上	
	180763310	体外照射（高エネルギー放射線治療）（その他）（２回目）運動照射	
	180763410	体外照射（高エネルギー放射線治療）（その他）（２回目）原体照射	
	180762710	体外照射（高エネルギー放射線治療）（全乳房照射）（裏分割照射）	
	180763610	体外照射（IMRT）（前立腺照射）	
	180763810	体外照射（IMRT）（その他）	
	180763710	体外照射（IMRT）（前立腺照射）（裏分割照射）	
	180763910	施設基準不適合減算（高エネルギー放射線治療）（１００分の６０）	
	180764010	体外照射（高エネルギー放射線治療）（治療を中止等）（７回目まで）	
	180764110	体外照射（高エネルギー放射線治療）（治療を中止等）（８回目以降）	
	180764210	体外照射（IMRT）（治療を中止等）（９回目まで）	
	180764310	体外照射（IMRT）（治療を中止等）（１０回目以降）	
	180009270	術中照射療法加算	
	180016970	体外照射用固定器具加算（体外照射）	
	180054870	画像誘導放射線治療加算（腫瘍の位置情報）	
	180054770	画像誘導放射線治療加算（骨構造の位置情報）	
	180054670	画像誘導放射線治療加算（体表面の位置情報）	
	180764410	画像誘導放射線治療加算（高エネルギー放射線治療）全乳房照射	
	180764510	画像誘導放射線治療加算（IMRT）（前立腺照射）	
	180035270	体外照射呼吸性移動対策加算	
	180764610	体外照射呼吸性移動対策加算（高エネルギー放射線治療）全乳房照射	
	180018910	ガンマナイフによる定位放射線治療	
	180019710	直線加速器による放射線治療（定位放射線治療）	
	180035310	直線加速器による放射線治療（１以外）	
	180028750	直線加速器による放射線治療（定位放射線治療・体幹部に対する）	
	180035470	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動物追尾法）	
	180035570	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（その他）	
	180055110	粒子線治療（希少な疾病）（陽子線治療）	
	180055010	粒子線治療（希少な疾病）（重粒子線治療）	
	180055310	粒子線治療（１以外の特定の疾病）（陽子線治療）	
	180055210	粒子線治療（１以外の特定の疾病）（重粒子線治療）	
	180046970	粒子線治療適応判定加算	
	180047070	粒子線治療医字管理加算	
	180012710	全身照射	
	180009410	密封小線源治療（外部照射）	
	180017010	密封小線源治療（腔内照射）（高線量率イリジウム照射）	
	180032110	密封小線源治療（腔内照射）（新型コバルト小線源治療装置）	
	180009510	密封小線源治療（腔内照射）（その他）	
	180027110	密封小線源治療（組織内照射）（前立腺癌に対する永久挿入療法）	
	180018610	密封小線源治療（組織内照射）（高線量率イリジウム照射）	
	180032310	密封小線源治療（組織内照射）（新型コバルト小線源治療装置）	
	180009610	密封小線源治療（組織内照射）（その他）	
	180009710	密封小線源治療（放射性粒子照射）	
	180027270	線源使用加算（密封小線源治療）（前立腺癌に対する永久挿入療法）	
	180018770	食道用アプリケーション加算（密封小線源治療）	
	180018870	気管、気管支用アプリケーション加算（密封小線源治療）	
	180047170	画像誘導密封小線源治療加算	
A 6 専門的な治療・処置（⑥ 免疫抑制剤の管理（注射剤のみ））	620007335	ソル・コーテプ注射用１００mg	
	620007332	ソル・コーテプ静注用２５０mg	
	620007333	ソル・コーテプ静注用５００mg	
	620004661	ケナコルトーA皮内用関節腔内用水懸注５０mg／５mL	
	620004660	ケナコルトーA筋注用関節腔内用水懸注４０mg／１mL	
	620002613	リンデロン注２mg（０．４％）	
	620003829	リノザール注射液２mg（０．４％）	
	620002614	リンデロン注４mg（０．４％）	
	620003830	リノザール注射液４mg（０．４％）	
	620002615	リンデロン注２０mg（０．４％）	
	620003831	リノザール注射液２０mg（０．４％）	
	620002616	リンデロン注２０mg（２％）	
	620002617	リンデロン注１００mg（２％）	
	620525001	デカドロン注射液１．６５mg	
	620525101	デキサート注射液１．６５mg	
	620525201	オルガドロン注射液１．９mg	
	620525301	デカドロン注射液３．３mg	
	620525401	デキサート注射液３．３mg	
	620525801	オルガドロン注射液３．８mg	
	620525601	デカドロン注射液６．６mg	
	620525701	デキサート注射液６．６mg	
	620525901	オルガドロン注射液１９mg	
	620003832	リメタゾン静注２．５mg	
	642450087	リンデロン懸濁注	
	620007356	フル・メドロール静注用４０mg	
	620007357	フル・メドロール静注用１２５mg	
	620007358	フル・メドロール静注用５００mg	
	620007359	フル・メドロール静注用１０００mg	
	620007381	デボ・メドロール水懸注２０mg	
	620007382	デボ・メドロール水懸注４０mg	
	642450115	注射用ブレドニゾンコハク酸エステルナトリウム	
	642450169	水溶性ブレドニン１０mg	
	642450116	注射用ブレドニゾンコハク酸エステルナトリウム	
	642450170	水溶性ブレドニン２０mg	
	642450117	注射用ブレドニゾンコハク酸エステルナトリウム	
	642450171	水溶性ブレドニン５０mg	
	620894001	サンディミョン点滴静注用２５０mg	
	643990141	プログラブ注射液５mg	
	622047401	プログラブ注射液２mg	
	620008850	スバニン点滴静注用１００mg	
	620009011	ステロネマ注腸３mg	
	620009010	ステロネマ注腸１．５mg	
	622944201	アトガム点滴静注液250mg	
	629919601	ウィフガート点滴静注４００mg	
	629924801	リスティエゴ皮下注２８０mg	
	629927801	ヒプデュア配合皮下注５．６mL	
	622949301	シルビスク皮下注１６．６mgシリンジ	
	622949401	シルビスク皮下注２３．０mgシリンジ	
	622949501	シルビスク皮下注３２．４mgシリンジ	
	629931901	リスティエゴ皮下注４２０mg	
	629937201	アイマービー点滴静注３００mg	
	629937101	アイマービー点滴静注１２００mg	
	621459501	シムレクト静注用２０mg	
	621882501	シムレクト小児用静注用１０mg	
A 6 専門的な治療・処置（⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ））	620008805	エホチール注１０mg	
	620002175	イノバン注１００mg	
	620244718	ドバミン塩酸塩点滴静注１００mg「NP」	
	620244701	ドバミン塩酸塩点滴静注１００mg「イセイ」	
	620244707	ドバミン塩酸塩点滴静注１００mg「KCC」	
	620244702	ドバミン塩酸塩点滴静注１００mg「ツルハラ」	
	620245102	ツルドバミ点滴静注２００mg	
	620003194	イノバン注０．１％シリンジ	
	620003195	イノバン注０．３％シリンジ	
	620004105	イノバン注０．６％シリンジ	
	621644502	ドバミン塩酸塩点滴静注液２００mgキット「KCC」	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	620246106	ドパミン塩酸塩点滴静注液200mgキット「VTRS」	
	621644602	ドパミン塩酸塩点滴静注液600mgキット「KCC」	
	620246405	ドパミン塩酸塩点滴静注液600mgキット「VTRS」	
	620244734	ドパミン塩酸塩点滴静注液100mg「NIG」	
	620244736	ドパミン塩酸塩点滴静注液100mg「VTRS」	
	621399014	ドパミン塩酸塩点滴静注液50mg「NIG」	
	622060503	ドパミン塩酸塩点滴静注液200mg「NIG」	
	620246306	ドパミン塩酸塩点滴静注液200mgバッグ「NIG」	
	620246606	ドパミン塩酸塩点滴静注液600mgバッグ「NIG」	
	642110084	ドブトレックス注射液100mg	
	620005187	ドブタミン点滴静注100mg「アイロム」	
	622749700	ドブタミン塩酸塩100mg注射液	
	621365314	ドブタミン塩酸塩点滴静注液100mg「サワイ」	
	621365316	ドブタミン点滴静注液100mg「F」	
	621365323	ドブタミン点滴静注液100mg「VTRS」	
	620247905	ドブタミン点滴静注液200mgキット「VTRS」	
	620248005	ドブタミン点滴静注液600mgキット「VTRS」	
	620005188	ドブトレックス点滴静注用200mg	
	620005189	ドブトレックス点滴静注用600mg	
	621512001	ドブタミン持続静注50mgシリンジ「KKC」	
	622984400	ドブタミン塩酸塩0.1%50mLキット	
	621512002	ドブタミン持続静注50mgシリンジ「テルモ」	
	621512101	ドブタミン持続静注150mgシリンジ「KKC」	
	622984500	ドブタミン塩酸塩0.3%50mLキット	
	621512102	ドブタミン持続静注150mgシリンジ「テルモ」	
	621757901	ドブタミン持続静注300mgシリンジ「KKC」	
	622984600	ドブタミン塩酸塩0.6%50mLキット	
	621757902	ドブタミン持続静注300mgシリンジ「テルモ」	
	620002593	ネオシネジンコーワ注1mg	
	620002594	ネオシネジンコーワ注5mg	
	642450005	アドレナリン注射液	
	620517902	ボスミン注1mg	
	642450071	ノルアドレナリン注射液	
	620008384	ノルアドレナリン注1mg	
	621371901	アドレナリン注0.1%シリンジ「テルモ」	
	628704702	エビベン注射液0.15mg	
	628704802	エビベン注射液0.3mg	
A 6 専門的な治療・処置 (⑧ 抗不整脈剤の使用 (注射剤のみ))	641210020	リドカイン注射液	
	641210093	キシロカイン注射液0.5%	
	641210094	リドカイン注「NM」0.5%	
	641210021	リドカイン注射液	
	641210096	キシロカイン0.5%筋注用溶解液	
	641210022	リドカイン注射液	
	641210099	キシロカイン注射液1%	
	641210100	リドカイン注「NM」1%	
	641210023	リドカイン注射液	
	641210102	キシロカイン注射液2%	
	641210103	リドカイン注「NM」2%	
	641210024	リドカイン注射液	
	641210105	静注用キシロカイン2%	
	620166503	リドカイン静注液2%「タカタ」	
	641210025	リドカイン注射液	
	621670602	リドカイン点滴静注液1%「タカタ」	
	642120014	プロカイナミド塩酸塩注射液	
	620008355	アミサリン注100mg	
	642120015	プロカイナミド塩酸塩注射液	
	620008356	アミサリン注200mg	
	642120006	インデラル注射液2mg	
	621494801	オノアクト点滴静注用50mg	
	622953001	ランジオール塩酸塩点滴静注用50mg「F」	
	622953101	ランジオール塩酸塩点滴静注用150mg「F」	
	622094701	コアベータ静注用12.5mg	
	622422801	オノアクト点滴静注用150mg	
	640462042	プレビプロック注100mg	
	620004782	リスモダンP静注50mg	
	620005243	ワゾラン静注5mg	
	621555003	ベラパミル塩酸塩静注5mg「NIG」	
	622750600	ベラパミル塩酸塩0.25%2mL注射液	
	620008940	メキシチール点滴静注125mg	
	620262301	シベノール静注70mg	
	620007361	タンボコール静注50mg	
	620002584	シンビット静注用50mg	
	640443003	サンリズム注射液50	
	620002610	リドカイン静注用2%シリンジ「テルモ」	
	620004876	アンカロン注150	
	622609302	アミオダロン塩酸塩静注150mg「TE」	
	640407031	ヘルベッサー注射用250	
	620333401	ジルチアゼム塩酸塩注射用250mg「サワイ」	
	622752600	ジルチアゼム塩酸塩250mg注射液	
	621958501	ヘルベッサー注射用10	
	620333501	ジルチアゼム塩酸塩注射用10mg「サワイ」	
	622752700	ジルチアゼム塩酸塩10mg注射液	
	621958601	ヘルベッサー注射用50	
	620333601	ジルチアゼム塩酸塩注射用50mg「サワイ」	
	622752800	ジルチアゼム塩酸塩50mg注射液	
A 6 専門的な治療・処置 (⑨ 抗血栓塞栓薬の特続点滴の使用)	621406901	アルガトロバン注射液10mg「サワイ」	
	621405904	アルガトロバン注射液10mg「SN」	
	622944501	アルガトロバンH1注10mg/2mL「フソー」	
	620002948	スロノンH1注10mg/2mL	
	620002974	ノバスタンH1注10mg/2mL	
	620002252	チトラミン液「フソー」=4%	
	620812203	ヘパリンCa皮下注2万単位/0.8mL「サワイ」	
	621824702	ヘパリンカルシウム注1万単位/10mL「AY」	
	621824802	ヘパリンCa注射液2万単位/20mL「サワイ」	
	621825002	ヘパリンカルシウム注5万単位/50mL「AY」	
	621824902	ヘパリンCa注射液5万単位/50mL「サワイ」	
	621825102	ヘパリンCa注射液10万単位/100mL「サワイ」	
	622458001	ヘパリンCa皮下注1万単位/0.4mL「サワイ」	
	621933401	ヘパリンカルシウム皮下注5千単位/0.2mLシリンジ「モチダ」	
	643330011	ヘパリンナトリウム注射液	
	620812504	ヘパリンナトリウム注5千単位/5mL「AY」	
	620006725	ヘパリンナトリウム注射液	
	621825302	ヘパリンNa注5千単位/5mL「モチダ」	
	622973301	ヘパリンナトリウム注5千単位/5mL「AY」	
	620006728	ヘパリンナトリウム注射液	
	621825802	ヘパリンナトリウム注1万単位/10mL「AY」	
	621825602	ヘパリンナトリウム注1万単位/10mL「AY」	
	621825704	ヘパリンナトリウム注1万単位/10mL「ニプロ」	
	621825502	ヘパリンNa注1万単位/10mL「モチダ」	
	620006734	ヘパリンナトリウム注射液	
	621826102	ヘパリンナトリウム注5万単位/50mL「AY」	
	621826004	ヘパリンナトリウム注5万単位/50mL「ニプロ」	
	620006739	ヘパリンナトリウム注射液	
	621826402	ヘパリンナトリウム注10万単位/100mL「AY」	
	620006312	ヘパリンNa透折用250単位/mL「フソー」20mL 5千U	
	621832801	ヘパリンNa透折用250U/mL「NS」20mL 5千U	
	621701902	ダルデパリンNa静注5000単位/5mL「日新」	
	622757800	ダルデパリンナトリウム5,000低分子ヘパリン国際単位注射液	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	622757900	ダルテパリンナトリウム5、000低分子ヘパリン国際単位注射液
	620812701	フラグミン静注5000単位/5mL
	621702702	ダルテパリンNa静注5000単位/5mL「サワイ」
	621673102	ダルテパリンNa静注5000単位/5mL「AFP」
	621994801	ダルテパリンNa静注2500単位/10mLシリンジ「ニプロ」
	621994901	ダルテパリンNa静注3000単位/12mLシリンジ「ニプロ」
	621995001	ダルテパリンNa静注4000単位/16mLシリンジ「ニプロ」
	621995101	ダルテパリンNa静注5000単位/20mLシリンジ「ニプロ」
	620006789	リコモジュリン点滴静注用12800
	620006203	クロナーゼ静注用6万単位
	620006202	クロナーゼ錠静注用12万単位
	620006267	デフィブラーゼ点滴静注液10単位
	643950056	アタチバシン注600万
	643950059	グルトバ注600万
	643950057	アタチバシン注1200万
	643950060	グルトバ注1200万
	643950058	アタチバシン注2400万
	643950061	グルトバ注2400万
	620007270	クリアクター静注用40万
	620007271	クリアクター静注用80万
	621645001	オザグレルNa静注液20mg「日医工」
	621645201	オザグレルNa静注液80mg「日医工」
	621536201	オザグレルNa点滴静注液20mg「ケミファ」
	621536902	オザグレルNa点滴静注20mg「IP」
	622759200	オザグレルナトリウム20mg1mL注射液
	621696901	オザグレルNa点滴静注液20mg「トーワ」
	620002915	オザグレルナトリウム点滴静注液80mg「JD」
	621754402	オザグレルNa点滴静注液80mg「ケミファ」
	621537002	オザグレルNa点滴静注80mg「IP」
	621697101	オザグレルNa点滴静注液80mg「トーワ」
	620002914	オザグレルナトリウム点滴静注液40mg「JD」
	621536301	オザグレルNa点滴静注液40mg「ケミファ」
	621645402	オザグレルNa点滴静注40mg「IP」
	621697001	オザグレルNa点滴静注液40mg「トーワ」
	622694000	オザグレルナトリウム40mg2mL注射液
	621645101	オザグレルNa静注液40mg「日医工」
	622759500	オザグレルナトリウム40mg4mL注射液
	621484101	オザグレルNa注射用20mg「SW」
	622759600	オザグレルナトリウム20mg注射用
	621484501	オザグレルNa注射用40mg「SW」
	622759700	オザグレルナトリウム40mg注射用
	620008180	オザグレルNa注射液80mgシリンジ「サワイ」
	621645502	オザグレルNa注80mgシリンジ「IP」
	622093801	オザグレルNa点滴静注80mgバッグ「タカタ」
	622263401	オザグレルNa点滴静注80mgバッグ「テルモ」
	620008178	オザグレルNa注射液20mgシリンジ「サワイ」
	622462201	オザグレルNa注射液40mgシリンジ「サワイ」
	621643701	オザグレルNa点滴静注80mg/100mLバッグ「IP」
	621519105	オザグレルNa点滴静注80mg「タカタ」
	621519205	オザグレルNa点滴静注20mgシリンジ「NIG」
	621519305	オザグレルNa点滴静注40mgシリンジ「NIG」
	620002926	オザグレルNa点滴静注80mgシリンジ「NIG」
	621808401	カタクロット注射液40mg
	622759900	オザグレルNa点滴静注20mg「タカタ」
	621808501	オザグレルナトリウム20mg1mL注射液
	622760000	オザグレルNa点滴静注40mg「タカタ」
	622873901	オザグレルナトリウム40mg2mL注射液
	140032310	オザグレルNa注80mgシリンジ「トーワ」
A 6 専門的な治療・処置 (⑩ ドレナージの管理)	140032410	ドレージ法 (ドレナージ) (持続的吸引)
	140051810	ドレージ法 (ドレナージ) (その他)
	140051910	局所陰圧閉鎖処置 (入院) (100cm2未満)
	140052010	局所陰圧閉鎖処置 (入院) (100cm2以上)
	140052170	局所陰圧閉鎖処置 (入院) (200cm2以上)
	140052270	初回加算 (局所陰圧閉鎖処置) (入院) (100cm2未満)
	140052370	初回加算 (局所陰圧閉鎖処置) (入院) (100cm2以上)
	140004110	初回加算 (局所陰圧閉鎖処置) (入院) (200cm2以上)
	140004310	持続的胸腔ドレナージ
	140004510	胃持続ドレナージ
	140052710	持続的腹腔ドレナージ
	140007010	持続的腸性下術便ドレナージ
		イレウス用ロングチューブ挿入法
A 6 専門的な治療・処置 (⑪ 無菌治療室での治療)	190106570	無菌治療室管理加算1
	190146510	無菌治療室管理加算2
A 7 緊急に入院を必要とする状態	190171910	救急医療管理加算1
	190172010	救急医療管理加算2
	190831970	救急医療管理加算2 (その他の重症な状態が一定割合以上)
	113710670	時間外救急搬送加算 (ハ)
	113710770	時間外救急搬送加算 (ロ)
	113710570	時間外救急搬送加算 (イ)
C 15 開頭手術 (11日間)	150067010	頭蓋開導術
	150067210	試験開頭術
	150335610	減圧開頭術 (キアリ奇形、脊髄空洞症)
	150067410	減圧開頭術 (その他)
	150397510	後頭蓋窩減圧術
	150067510	脳腫瘍排膿術
	150291010	広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術
	150067710	耳性頭蓋内合併症手術
	150067850	耳科の硬膜外膿瘍切開術
	150068010	機能的定位脳手術 (その他) (片側)
	150314910	機能的定位脳手術 (その他) (両側)
	150481710	機能的定位脳手術 (てんかん)
	150291110	顕微鏡使用によるてんかん手術 (焦点切除術)
	150291210	顕微鏡使用によるてんかん手術 (側頭葉切除術)
	150291310	顕微鏡使用によるてんかん手術 (脳梁離断術)
	150068310	脳切除術 (開頭)
	150068410	延髄における脊髄視床路切除術
	150068510	三叉神経節後線維切除術
	150068610	視神経管開放術
	150068710	顔面神経減圧手術 (乳様突起経路)
	150068850	顔面神経管開放術
	150068910	脳神経手術 (開頭)
	150069050	頭蓋内微小血管減圧術
	150069110	頭蓋骨腫瘍摘出術
	150069210	頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術
	150069410	頭蓋骨硬下血腫摘出術
	150069510	頭蓋内血腫除去術 (開頭) (硬膜外)
	150069610	頭蓋内血腫除去術 (開頭) (硬膜下)
	150069710	頭蓋内血腫除去術 (開頭) (脳内)
	150069850	脳血管塞栓摘出術
	150069950	脳血管血栓摘出術
	150070010	脳内異物摘出術
	150070110	脳腫瘍全摘術
	150070210	頭蓋内腫瘍摘出術
	150070310	脳切除術
	150070510	頭蓋内腫瘍摘出術 (松果体部腫瘍)
	150284510	頭蓋内腫瘍摘出術 (その他)
	150372470	脳腫瘍覚醒マッピング加算
	150370470	原発性悪性脳腫瘍光線力治療法加算

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150412010	脳動静脈奇形摘出術（単純）
	150412110	脳動静脈奇形摘出術（複雑）
	150071310	脳・脳膜脱手術
	150243410	脳動脈瘤被包術（1箇所）
	150243510	脳動脈瘤被包術（2箇所以上）
	150243610	脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭）（1箇所）
	150243710	脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭）（2箇所以上）
	150243810	脳動脈瘤頸部クリッピング（1箇所）
	150243910	脳動脈瘤頸部クリッピング（2箇所以上）
	150344370	ローフローバイパス術併用加算
	150397670	ハイフローバイパス術併用加算
	150072010	髄液漏閉鎖術
	150072210	頭蓋骨形成手術（硬膜形成を伴う）
	150335810	頭蓋骨形成手術（骨移動を伴う）
	150412210	頭蓋内電極植込術（硬膜下電極）
	150412310	頭蓋内電極植込術（脳深部電極）（7本未満の電極）
	150412410	頭蓋内電極植込術（脳深部電極）（7本以上の電極）
	150150310	動脈形成術、吻合術（頭蓋内動脈）
	150299250	脳新生血管造成術
	150152510	血管移植術、バイパス移植術（頭、頸部動脈）
	150107210	気管異物除去術（開胸手術）
C 16 開胸手術（9日間）	150109910	気管形成手術（管状気管、気管移植等）（開胸又は胸骨正中切開）
	150123810	胸壁悪性腫瘍摘出術（胸壁形成手術を併施）
	150123910	胸壁悪性腫瘍摘出術（その他）
	150124150	胸骨悪性腫瘍摘出術（胸壁形成手術を併施）
	150124250	胸骨悪性腫瘍摘出術（その他）
	150124410	胸壁瘻手術
	150124510	漏斗胸手術（胸骨羊上法）
	150124610	漏斗胸手術（胸骨翻転法）
	150124710	試験開胸術
	150127350	試験的開胸開腹術
	150125910	胸腔内（胸腔内）血腫除去術
	150126610	臓嚥胸膜、胸膜肺低切除術（1肺葉に相当する範囲以内）
	150126710	臓嚥胸膜、胸膜肺低切除術（1肺葉に相当する範囲を超える）
	150316810	胸膜外肺剥皮術（1肺葉に相当する範囲以内）
	150316910	胸膜外肺剥皮術（1肺葉に相当する範囲を超える）
	150127210	臓胸腔有茎筋肉弁充填術
	150357110	臓胸腔有茎大網充填術
	150127510	胸腔形成手術（臓胸手術）（肋骨切除を主とする）
	150127610	胸腔形成手術（臓胸手術）（胸膜肺低切除を併施する）
	150127810	胸腔形成手術（肺切除後遺残腔を含む）
	150128210	乳房胸手術
	150260550	胸腔・腹腔シャントバルブ設置術
	150128310	縦隔腫瘍、胸腺摘出術
	150292710	縦隔切開術（経胸腔）
	150294710	縦隔切開術（経腹）
	150374110	拡大胸腺摘出術
	150128510	縦隔郭清術
	150128610	縦隔悪性腫瘍手術（単純摘出）
	150357410	縦隔悪性腫瘍手術（広汎摘出）
	150129010	肺腫瘍切開排膿術
	150129310	気管支異物除去術（開胸手術）
	150374410	気管支瘻孔閉鎖術
	150129710	肺切除術（楔状部分切除）
	150129810	肺切除術（区域切除（1肺葉に満たない））
	150129910	肺切除術（肺葉切除）
	150130010	肺切除術（複合切除（1肺葉を超える））
	150130110	肺切除術（1側肺全摘）
	150317110	肺切除術（気管支形成を伴う肺切除）
	150357810	肺悪性腫瘍手術（部分切除）
	150357910	肺悪性腫瘍手術（区域切除）
	150358010	肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超える）
	150358110	肺悪性腫瘍手術（肺全摘）
	150358210	肺悪性腫瘍手術（隣接臓器合併切除を伴う肺切除）
	150358310	肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
	150358410	肺悪性腫瘍手術（気管分枝部切除を伴う肺切除）
	150358510	肺悪性腫瘍手術（気管分枝部再建を伴う肺切除）
	150374510	肺悪性腫瘍手術（胸膜肺全摘）
	150386610	肺悪性腫瘍手術（壁側・縦側胸膜全切除、横隔膜心膜合併切除を伴う）
	150317510	同種死体肺移植術
	150336510	移植用部分肺採取術（生体）
	150336610	生体部分肺移植術
	150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算
	150399270	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）
	150131210	肺剥皮術
	150131310	気管支瘻閉鎖術
	150131610	肺結核術
	150287750	肺結核術（肺気腫に対する正中切開）（楔状部分切除）
	150131710	気管支形成手術（楔状切除術）
	150131810	気管支形成手術（輪状切除術）
	150253410	先天性気管狭窄症手術
	150132210	食道縫合術（穿孔、損傷）（開胸手術）
	150132410	食道周囲膿瘍切開誘導術（開胸手術）
	150132510	食道周囲膿瘍切開誘導術（胸骨切開）
	150132610	食道周囲膿瘍切開誘導術（その他（頸部手術を含む））
	150346310	食道空嚢バイパス作成術
	150133110	食道異物摘出術（開胸手術）
	150133710	食道癌根治切除術（開胸）
	150133810	食道切除再建術（頸部、胸部、腹部の操作）
	150133910	食道切除再建術（胸部、腹部の操作）
	150253610	食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術）
	150134110	食道悪性腫瘍手術（単に切除のみ）（頸部食道）
	150134210	食道悪性腫瘍手術（単に切除のみ）（胸部食道）
	150414710	食道切除術（単に切除のみ）
	150135010	先天性食道閉鎖症根治手術
	150359010	先天性食道狭窄症根治手術
	150135110	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術併施）（頸部、胸部、腹部の操作）
	150135210	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術併施）（胸部、腹部の操作）
	150428110	再建胃管悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部の操作によるもの）
	150136610	横隔膜縫合術（経胸）
	150136810	横隔膜縫合術（経胸及び経腹）
	150136950	横隔膜レフラサチオ手術（経胸）
	150137150	横隔膜レフラサチオ手術（経胸及び経腹）
	150137210	胸腹裂孔ヘルニア手術（経胸）
	150137410	胸腹裂孔ヘルニア手術（経胸及び経腹）
	150137910	食道裂孔ヘルニア手術（経胸）
	150138110	食道裂孔ヘルニア手術（経胸及び経腹）
	150138210	心臓縫合術
	150138310	心筋縫合止血術（外傷性）
	150138410	心臓切開術
	150138510	心臓嚢胞、心臓腫瘍切除術
	150138710	収縮性心膜炎手術
	150140510	試験開心術
	150140610	心腔内異物除去術
	150140710	心房内血栓除去術
	150448310	心臓腫瘍摘出術（単独）（胸腔鏡下）
	150448510	心臓腫瘍摘出術（単独）（その他）
	150448710	心臓腫瘍摘出術（単独）（胸腔鏡下）（手術用支援機器使用）

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150448410	心腔内結液腫瘍摘出術（単独）（胸腔鏡下）
	150493110	心腔内結液腫瘍摘出術（単独のもの）（胸腔鏡下によるもの）（内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合）
	150317810	心臓傷摘出術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150318110	心腔内結液腫瘍摘出術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150317910	心臓傷摘出術（冠動脈血行再建術（2吻合以上））
	150318210	心腔内結液腫瘍摘出術（冠動脈血行再建術（2吻合以上））
	150140010	開胸心臓マッサージ
	150145710	冠動脈形成術（血腔内膜摘除）（1箇所）
	150145810	冠動脈形成術（血腔内膜摘除）（2箇所以上）
	150145910	冠動脈、大動脈バイパス移植術（1吻合）
	150146010	冠動脈、大動脈バイパス移植術（2又は3吻合）
	150484810	冠動脈、大動脈バイパス移植術（4吻合以上）
	150302770	冠動脈形成術（血腔内膜摘除）併施加算
	150318410	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺不使用）（1吻合）
	150318510	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺不使用）（2又は3吻合）
	150484910	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺不使用）（4吻合以上）
	150143010	心室瘤切除術（単独）
	150143110	心室瘤切除術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150318610	心室瘤切除術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）
	150318710	左室形成術（単独）
	150319010	心室中隔穿孔閉鎖術（単独）
	150319310	左室自由壁破裂修復術（単独）
	150318810	左室形成術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150319110	心室中隔穿孔閉鎖術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150319410	左室自由壁破裂修復術（冠動脈血行再建術（1吻合）を伴う）
	150318910	左室形成術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）
	150319210	心室中隔穿孔閉鎖術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）
	150319510	左室自由壁破裂修復術（冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴う）
	150141010	弁形成術（1弁）
	150279510	弁形成術（2弁）
	150279610	弁形成術（3弁）
	150141410	弁置換術（1弁）
	150141610	弁置換術（2弁）
	150141710	弁置換術（3弁）
	150485010	弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含む）
	150359470	心臓弁再置換術加算（弁置換術）
	150387210	経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術）
	150143610	大動脈弁狭窄症直視下切開術
	150143710	大動脈弁上装置手術
	150143810	大動脈弁下装置切除術（機能的、筋肥厚を含む）
	150141510	弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術
	150375570	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（1弁）
	150375670	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（2弁）
	150375770	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）
	150319610	D K S 吻合を伴う大動脈狭窄症手術
	150292910	ロース手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術）
	150139310	閉鎖式僧帽弁交連切開術
	150244910	大動脈瘤切除術（上行）（弁置換術又は形成術）
	150359510	大動脈瘤切除術（上行）（人工弁置換を伴う基部置換術）
	150359610	大動脈瘤切除術（上行）（自己弁温存型基部置換術）
	150245010	大動脈瘤切除術（上行）（その他）
	150150010	大動脈瘤切除術（弓部）
	150359710	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（弁置換術又は形成術）
	150359810	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（人工弁置換を伴う基部置換術）
	150359910	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（自己弁温存型基部置換術）
	150275910	大動脈瘤切除術（上行・弓部同時）（その他）
	150150110	大動脈瘤切除術（下行）
	150264810	大動脈瘤切除術（胸腹部大動脈）
	150375870	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術）（1弁）
	150375970	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術）（2弁）
	150376070	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術）（3弁）
	150485370	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術）（大動脈弁等の再建を含む）
	150381550	オープン型ステントグラフト内挿術（弓部）
	150381650	オープン型ステントグラフト内挿術（上行・弓部同時、弁置換・形成）
	150381750	オープン型ステントグラフト内挿術（上行・弓部同時、弁・基部置換）
	150381850	オープン型ステントグラフト内挿術（上行・弓部同時、弁温存置換術）
	150381950	オープン型ステントグラフト内挿術（上行・弓部同時、その他）
	150382050	オープン型ステントグラフト内挿術（下行）
	150151810	動脈管閉塞症手術（動脈管閉塞閉鎖術（直視下））
	150139110	肺動脈絞扼術
	150319810	血管輪又は重複大動脈弓離断手術
	150319910	巨大側副血管手術（肺内肺動脈結紮術）
	150138810	体動脈肺動脈短絡手術（ブラロック手術、ウォーターストーン手術）
	150151910	大動脈縮窄（離断）症手術（単独）
	150320010	大動脈縮窄（離断）症手術（心室中隔欠損症手術を伴う）
	150320110	大動脈縮窄（離断）症手術（複雑心奇形手術を伴う）
	150144110	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（単独）
	150320210	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（心内奇形手術を伴う）
	150320310	三尖弁手術（エプスタイン氏奇形、ウル氏病手術）
	150139410	肺動脈狭窄症手術（肺動脈弁切開術（単独））
	150320410	純型肺動脈弁閉鎖症手術（肺動脈弁切開術（単独））
	150142910	肺動脈狭窄症手術（右室流出路形成又は肺動脈形成を伴う）
	150320510	純型肺動脈弁閉鎖症手術（右室流出路形成又は肺動脈形成を伴う）
	150145110	肺静脈還流異常症手術（部分肺静脈還流異常）
	150376210	肺静脈還流異常症手術（総肺静脈還流異常）（心臓型）
	150376310	肺静脈還流異常症手術（総肺静脈還流異常）（その他）
	150144910	肺静脈形成術
	150142410	心房中隔欠損作成術（心房中隔欠損作成術）
	150141810	心房中隔欠損閉鎖術（単独）
	150141910	心房中隔欠損閉鎖術（肺動脈弁狭窄を合併する）
	150142050	三心房心手術
	150142110	心室中隔欠損閉鎖術（単独）
	150142210	心室中隔欠損閉鎖術（肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴う）
	150142310	心室中隔欠損閉鎖術（大動脈弁形成を伴う）
	150142810	心室中隔欠損閉鎖術（右室流出路形成を伴う）
	150144010	バルサルバ洞動脈瘤手術（単独）
	150320710	バルサルバ洞動脈瘤手術（大動脈閉鎖不全症手術を伴う）
	150144550	右室二腔症手術
	150147410	不完全型房室中隔欠損症手術（心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独））
	150147510	不完全型房室中隔欠損症手術（心房中隔欠損パッチ閉鎖及び全形成術）
	150320810	完全型房室中隔欠損症手術（心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術）
	150320910	完全型房室中隔欠損症手術（アットー四徴症手術を伴う）
	150146510	アットー四徴症手術（右室流出路形成を伴う）
	150146610	アットー四徴症手術（未閉肺動脈形成を伴う）
	150321010	肺動脈閉鎖症手術（単独）
	150321110	肺動脈閉鎖症手術（ラステリ手術を伴う）
	150321210	肺動脈閉鎖症手術（巨大側副血管術を伴う）
	150376470	人工血管等再置換術加算（肺動脈閉鎖症手術）
	150146910	両大血管右室起始症手術（単独）
	150146810	両大血管右室起始症手術（右室流出路形成を伴う）
	150321310	両大血管右室起始症手術（タウシヒ・ビンギ奇形手術）
	150142510	大血管転位症手術（マスタートド・セニング手術）
	150145310	大血管転位症手術（ジャアーン手術）
	150139510	大血管転位症手術（心室中隔欠損閉鎖術を伴う）
	150147010	大血管転位症手術（ラステリ手術を伴う）
	150376570	人工血管等再置換術加算（大血管転位症手術）
	150321410	修正大血管転位症手術（心室中隔欠損パッチ閉鎖術）
	150321510	修正大血管転位症手術（根治手術（ダブルスイッチ手術））

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	
	150147310	総動脈幹症手術	
	150321810	単心室症手術（両方向性グレン手術）	
	150141310	三尖弁閉鎖症手術（両方向性グレン手術）	
	150321910	単心室症手術（フォンタン手術）	
	150321610	三尖弁閉鎖症手術（フォンタン手術）	
	150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）	
	150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	
	150376770	人工血管等再置換術加算（単心室症又は三尖弁閉鎖症手術）	
	150293010	左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）	
	150145510	冠動脈瘻開胸的遮断術	
	150145410	冠動脈起始異常症手術	
	150322010	心室憩室切除術	
	150322110	心臓脱手術	
	150144310	肺動脈塞栓除去術	
	150346610	肺動脈血栓内腔摘除術	
	150144810	肺静脈血栓除去術	
	150253810	不整脈手術（副伝導路切断術）	
	150253910	不整脈手術（心室頻拍症手術）	
	150275610	不整脈手術（メイズ手術）	
	150415010	不整脈手術（左心耳閉鎖術）（開胸手術）	
	150400510	肺静脈隔離術	
	150147610	人工心臓（初日）	
	150428510	体外式膜型人工心臓（初日）	
	150296110	補助人工心臓（初日）	
	150485710	植込型補助人工心臓（非拍動流型・設置・初日）	
	150322310	移植用心臓取術	
	150322410	同種心移植術	
	150322510	移植用心臓採取術	
	150323610	同種心臓移植術	
	150387710	骨格筋由来細胞シート心表面移植術	
	150148310	血管結紮術（開胸を伴う）	
	150149010	動脈塞栓除去術（開胸を伴う）	
	150150410	動脈形成術、吻合術（胸腔内動脈）（大動脈を除く）	
	150152210	血管移植術、バイパス移植術（大動脈）	
	150152310	血管移植術、バイパス移植術（胸腔内動脈）	
	150154610	胸腔内頸静脈吻合術	
	150175810	肝臓傷切開術（開胸）	
C 17 開腹手術（6日間）	150132310	食道縫合術（穿孔、損傷）（開腹手術）	
	150133210	食道異物摘出術（開腹手術）	
	150134010	食道切除再建術（腹部の操作）	
	150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	
	150267550	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）	
	150374610	非開胸食道抜去術（消化管再建手術を併施）	
	150135310	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術併施）（腹部の操作）	
	150328650	有茎腸管移植加算（食道悪性腫瘍手術）	
	150386970	血行再建加算（食道悪性腫瘍手術）	
	150135510	食道アカラシア形成手術	
	150135710	食道切除後2次的再建術（皮弁形成）	
	150135810	食道切除後2次的再建術（消化管利用）	
	150136110	食道・胃静脈瘤手術（血行遮断術を主とする）	
	150136210	食道・胃静脈瘤手術（食道離断術を主とする）	
	150136350	食道静脈瘤手術（開腹）	
	150136710	横隔膜縫合術（経腹）	
	150137050	横隔膜レクサチオ手術（経腹）	
	150137310	胸腹裂孔ヘルニア手術（経腹）	
	150137810	後胸骨ヘルニア手術	
	150138010	食道裂孔ヘルニア手術（経腹）	
	150245110	大動脈瘤切除術（腹部大動脈（分枝血管の再建））	
	150245210	大動脈瘤切除術（腹部大動脈（その他））	
	150148410	血管結紮術（開腹を伴う）	
	150148910	動脈塞栓除去術（開腹を伴う）	
	150150510	動脈形成術、吻合術（腹腔内動脈）（大動脈を除く）	
	150152410	血管移植術、バイパス移植術（腹腔内動脈）	
	150154210	静脈血栓摘出術（開腹を伴う）	
	150154810	静脈形成術、吻合術（腹腔内静脈）	
	150156910	リンパ節群郭清術（後腹膜）	
	150158010	腹壁瘻手術（腹腔に通ずる）	
	150158410	腹壁瘻ヘルニア手術	
	150158510	半月状線ヘルニア手術	
	150158810	膈ヘルニア手術	
	150158910	膈疝ヘルニア手術	
	150159010	直径ヘルニア手術	
	150159110	大腿ヘルニア手術	
	150159210	腰ヘルニア手術	
	150159310	閉鎖孔ヘルニア手術	
	150251110	坐骨ヘルニア手術	
	150251210	会陰ヘルニア手術	
	150159410	内ヘルニア手術	
	150160010	試験開腹術	
	150347410	ダメージコントロール手術	
	150160110	限局性腹腔腫瘍手術（横隔膜下腫瘍）	
	150160210	限局性腹腔腫瘍手術（ダグラス窩腫瘍）	
	150160310	限局性腹腔腫瘍手術（虫垂周囲腫瘍）	
	150160410	限局性腹腔腫瘍手術（その他）	
	150160610	骨盤腔外腫瘍切開排膿術	
	150160810	急性汎発性腹膜炎手術	
	150160950	結核性腹膜炎手術	
	150161110	腸間膜損傷手術（縫合、修復のみ）	
	150161310	腸間膜損傷手術（腸管切除を伴う）	
	150161410	大網切除術	
	150161510	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術（腸切除を伴わない）	
	150161610	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術（腸切除を伴う）	
	150162310	後腹膜悪性腫瘍手術	
	150162610	膈膵管瘻手術（腸管切除を伴わない）	
	150162710	膈膵管瘻手術（腸管切除を伴う）	
	150245310	骨盤内臓全摘術	
	150162910	胃血管結紮術（急性胃出血手術）	
	150163010	胃縫合術（大網充填術又は被覆術を含む）	
	150163110	胃切開術	
	150163710	胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）	
	150164110	胃捻転症手術	
	150164210	胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術（開腹）	
	150323210	胃局所切除術	
	150165210	胃切除術（単純切除術）	
	150168010	胃切除術（悪性腫瘍手術）	
	150347770	有茎腸管移植加算	
	150165650	十二指腸嚢（内方）憩室摘出術	
	150337210	噴門側胃切除術（単純切除術）	
	150337310	噴門側胃切除術（悪性腫瘍切除術）	
	150165910	胃縮小術	
	150166110	胃全摘術（単純全摘術）	
	150168110	胃全摘術（悪性腫瘍手術）	
	150429010	胃全摘術（悪性腫瘍手術）（空腸嚢作製術を伴うもの）	
	150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	
	150170210	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（ドレナージを併施）	
	150170310	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（胃切除術を併施）	
	150170610	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150170710	食道下部迷走神経選択的切除術（ドレナージを併施）
	150170810	食道下部迷走神経選択的切除術（胃切除術を併施）
	150171210	胃冠状静脈結紮及び切除術
	150171310	胃腸吻合術（ブラウン吻合を含む）
	150171510	十二指腸空腸吻合術
	150171810	幽門形成術（粘膜炎幽門筋切開術を含む）
	150171910	噴門形成術
	150172010	胃横断術（静脈瘤手術）
	150172110	胆管切開術
	150172210	胆嚢切開結石摘出術
	150296610	胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む）（胆嚢摘出を含む）
	150172310	胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む）（胆嚢摘出を含まない）
	150172410	胆嚢摘出術
	150165850	胆嚢摘出術と十二指腸空腸吻合術併施
	150173110	胆管形成手術（胆管切除術を含む）
	150173210	総胆管拡張症手術
	150306650	先天性胆管拡張症に対する手術（胃切除、総胆管切除等併施）
	150169950	胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢に限局するもの（リンパ節郭清を含む））
	150362210	胆嚢悪性腫瘍手術（肝切除（亜区域切除以上））
	150324010	胆嚢悪性腫瘍手術（肝切除（葉以上）を伴う）
	150324110	胆嚢悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除を伴う）
	150324210	胆嚢悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴う）
	150388410	胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴う）
	150417410	胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び血行再建を伴う）
	150429310	胆管悪性腫瘍手術（肝外胆道切除術によるもの）
	150388510	胆管悪性腫瘍手術（その他）
	150347810	肝門部胆管悪性腫瘍手術（血行再建あり）
	150347910	肝門部胆管悪性腫瘍手術（血行再建なし）
	150173710	胆嚢胃（腸）吻合術
	150173910	総胆管胃（腸）吻合術
	150174110	胆嚢外嚢造設術
	150174210	胆管外嚢造設術（開腹）
	150174810	先天性胆道閉鎖症手術
	150175610	肝縫合術
	150175710	肝臓傷切開術（開腹）
	150175910	肝囊胞切開又は縫縮術
	150176110	肝内結石摘出術（開腹）
	150176210	肝囊嚢、肝嚢嚢摘出術
	150417610	肝切除術（部分切除）（単回切除）
	150417710	肝切除術（部分切除）（複数回切除）
	150362710	肝切除術（亜区域切除）
	150362810	肝切除術（外側区域切除）
	150362910	肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く））
	150363010	肝切除術（2区域切除）
	150363110	肝切除術（3区域切除以上）
	150363210	肝切除術（2区域切除以上で血行再建）
	150177210	肝内胆管（肝管）胃（腸）吻合術
	150177310	肝内胆管外嚢造設術（開腹）
	150436210	移植用部分肝採取術（生体）（その他のもの）
	150284810	生体部分肝移植術
	150284910	生体部分肝移植術（提供者の療養上の費用）加算
	150324410	同種死体肝移植術
	150348210	急性肝炎手術（感染性壊死部切除を伴う）
	150277310	急性肝炎手術（その他）
	150177810	脾結石手術（脾切開）
	150177910	脾結石手術（経十二指腸乳頭）
	150348310	脾中央切除術
	150389110	脾腫瘍摘出術
	150296810	脾破裂縫合術
	150178110	脾体尾部腫瘍切除術（脾尾部切除術）（脾同時切除）
	150348410	脾体尾部腫瘍切除術（脾尾部切除術）（脾温存）
	150178210	脾体尾部腫瘍切除術（リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術）
	150277410	脾体尾部腫瘍切除術（周辺臓器の合併切除を伴う腫瘍切除術）
	150277510	脾体尾部腫瘍切除術（血行再建を伴う腫瘍切除術）
	150178410	脾頭部腫瘍切除術（膵頭十二指腸切除術）
	150296910	脾頭部腫瘍切除術（リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術）
	150297010	脾頭部腫瘍切除術（十二指腸温存脾頭切除術）
	150297110	脾頭部腫瘍切除術（周辺臓器の合併切除を伴う腫瘍切除術）
	150297210	脾頭部腫瘍切除術（血行再建を伴う腫瘍切除術）
	150178710	脾全摘術
	150409950	脾嚢嚢胃（腸）バイパス術（内視鏡）
	150418910	脾嚢嚢胃（腸）バイパス術（開腹）
	150179110	脾管空腸吻合術
	150179310	脾嚢嚢外嚢造設術（開腹）
	150179410	脾管外嚢造設術
	150179550	脾管誘導手術
	150179610	脾嚢嚢閉鎖術
	150324610	同種死体脾移植術
	150324810	同種死体脾腎移植術
	150179710	脾縫合術（部分切除を含む）
	150179810	脾摘出術
	150180010	破裂腸管縫合術
	150180110	腸切開術
	150180210	腸管狭窄症手術
	150180350	腸閉塞症手術（腸管癒着症手術）
	150181110	腸重積症整復術（観血的）
	150180550	腸閉塞症手術（腸重積症整復術）（観血的）
	150297310	小腸切除術（複雑）
	150299350	腸閉塞症手術（小腸切除術）（複雑）
	150181210	小腸切除術（その他）
	150180650	腸閉塞症手術（小腸切除術）（その他）
	150401610	移植用部分小腸採取術（生体）
	150401710	生体部分小腸移植術
	150401810	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算
	150181310	小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メックル憩室炎手術を含む）
	150181610	虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴わないもの）
	150337510	虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴うもの）
	150181710	結腸切除術（小範囲切除）
	150180750	腸閉塞症手術（結腸切除術）（小範囲切除）
	150181810	結腸切除術（結腸半側切除）
	150180850	腸閉塞症手術（結腸切除術）（結腸半側切除）
	150181910	結腸切除術（全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術）
	150180950	腸閉塞症手術（結腸切除術）（全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術）
	150363810	全結腸・直腸切除嚢肛門吻合術
	150183110	結腸腫瘍摘出術（回盲部腫瘍摘出術を含む）
	150297410	結腸憩室摘出術
	150183510	結腸ポリープ切除術（開腹）
	150184110	腸吻合術
	150184310	腸嚢造設術
	150184410	虫垂嚢造設術
	150184510	人工肛門造設術
	150184610	腹壁外腸管前置術
	150184710	腸狭窄部切開縫合術
	150184810	腸閉鎖症手術（腸管切除を伴わない）
	150184910	腸閉鎖症手術（腸管切除を伴う）
	150364110	多発性小腸閉鎖症手術
	150185210	小腸嚢閉鎖術（腸管切除を伴わない）
	150185310	小腸嚢閉鎖術（腸管切除を伴う）

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	150185410	結腸癌閉鎖術（腸管切除を伴わない）	
	150185510	結腸癌閉鎖術（腸管切除を伴う）	
	150185610	人工肛門閉鎖術（腸管切除を伴わない）	
	150420310	人工肛門閉鎖術（腸管切除を伴うもの）（直腸切除術後）	
	150420410	人工肛門閉鎖術（腸管切除を伴うもの）（その他）	
	150185810	盲腸縫縮術	
	150185910	腸回転異常症手術	
	150186010	先天性巨大結腸症手術	
	150402310	腸管延長術	
	150186110	人工肛門形成術（開腹を伴う）	
	150186710	直腸異物除去術（開腹）	
	150187010	直腸腫瘍摘出術（ボリープ摘出を含む）（経腹及び経肛）	
	150187110	直腸切除・切断術（切除術）	
	150245410	直腸切除・切断術（低位前方切除術）	
	150297510	直腸切除・切断術（超低位前方切除術）	
	150420610	直腸切除・切断術（経肛門吻合を伴う切除術）	
	150187210	直腸切除・切断術（切断術）	
	150187510	直腸狭窄形成手術	
	150187710	直腸脱手術（直腸挙上固定）	
	150187910	直腸脱手術（腹会陰（腸切除を含む））	
	150264010	肛門悪性腫瘍手術（直腸切断を伴うもの）	
	150191610	鎖肛手術（腹会陰式）	
	150191710	鎖肛手術（腹仙骨式）	
	150192310	副腎摘出術（副腎部分切除術を含む）	
	150245510	副腎腫瘍摘出術（皮質腫瘍）	
	150245610	副腎腫瘍摘出術（髄質腫瘍（褐色細胞腫））	
	150192810	副腎悪性腫瘍手術	
	150193010	腎破裂縫合術	
	150193150	腎破裂手術	
	150193210	腎周囲膿瘍切開術	
	150193410	腎切手術	
	150193510	癒合腎離断術	
	150193610	腎被膜剥離術（除神経術を含む）	
	150193710	腎固定術	
	150193810	腎切右術	
	150194410	腎盂切右術	
	150194610	腎部分切除術	
	150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	
	150194810	腎囊胎切除縮小術	
	150195010	腎摘出術	
	150195210	腎（尿管）悪性腫瘍手術	
	150195910	腎（腎盂）皮膚癌閉鎖術	
	150402910	腎（腎盂）腸癌閉鎖術（その他）	
	150196110	腎盂形成手術	
	150196210	移植用腎採取術（生体）	
	150196310	同種死体腎移植術	
	150196570	移植臓器提供加算（同種死体腎移植術）	
	150338610	生体腎移植術	
	150196410	生体腎移植術（提供者の療養上の費用）加算	
	150196810	尿管切右術（上部及び中部）	
	150196910	尿管切右術（膀胱近接部）	
	150197110	残存尿管摘出術	
	150248950	尿管剥離術	
	150197210	尿管膀胱吻合術	
	150197310	尿管尿管吻合術	
	150197410	尿管腸吻合術	
	150197510	尿管腸膀胱吻合術	
	150197810	尿管皮膚瘻造設術	
	150197910	尿管皮膚瘻閉鎖術	
	150403210	尿管腸瘻閉鎖術（その他）	
	150198110	尿管腔瘻閉鎖術	
	150198310	尿管口形成手術	
	150198410	膀胱破裂閉鎖術	
	150198510	膀胱周囲膿瘍切開術	
	150198810	膀胱結石摘出術（膀胱高位切開術）	
	150199210	膀胱壁切除術	
	150199310	膀胱憩室切除術	
	150199510	膀胱単純摘除術（尿管利用の尿路変更を行う）	
	150199610	膀胱単純摘除術（その他）	
	150245810	膀胱腫瘍摘出術	
	150348910	膀胱脱手術（メッシュ使用）	
	150162150	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴わない）	
	150162250	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴う）	
	150200510	膀胱悪性腫瘍手術（切除）	
	150200610	膀胱悪性腫瘍手術（全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わない））	
	150245910	膀胱悪性腫瘍手術（全摘（尿管S状結腸吻合利用で尿路変更を行う））	
	150246010	膀胱悪性腫瘍手術（全摘（回腸又は結腸導管利用で尿路変更を行う））	
	150246110	膀胱悪性腫瘍手術（全摘（代用膀胱利用で尿路変更を行う））	
	150201010	尿管管摘出術	
	150403910	膀胱皮膚瘻造設術	
	150404010	導尿管造設術	
	150201510	膀胱皮膚瘻閉鎖術	
	150201610	膀胱腔瘻閉鎖術	
	150404210	膀胱腸瘻閉鎖術（その他）	
	150201810	膀胱子宮瘻閉鎖術	
	150201950	膀胱尿管逆流手術	
	150202010	ボアリー氏手術	
	150202110	尿管利用膀胱拡大術	
	150264310	回腸（結腸）導管造設術	
	150349010	排泄腔外反症手術（外反膀胱閉鎖術）	
	150349110	排泄腔外反症手術（膀胱腸閉鎖術）	
	150246310	尿道悪性腫瘍摘出術（摘出）	
	150246510	尿道悪性腫瘍摘出術（尿路変更）	
	150365610	人工尿道括約筋植込・置換術	
	150208810	前立腺膿瘍切開術	
	150209010	前立腺癌腫下摘出術	
	150209310	前立腺悪性腫瘍手術	
	150326910	陰断端挙上術（腔式、腹式）	
	150214910	子宮位置矯正術（開腹による位置矯正術）	
	150215010	子宮位置矯正術（鏡着剥離矯正術）	
	150215410	子宮脱手術（腔壁形成手術及び子宮全摘術）（腔式、腹式）	
	150216910	子宮筋腫摘出（核出）術（腔式）	
	150217050	痕跡副角子宮手術（腔式）	
	150217410	子宮腔上部切断術	
	150217510	子宮全摘術	
	150409010	子宮全摘術（性同一性障害）	
	150217610	広輪帯内腫瘍摘出術	
	150217710	子宮悪性腫瘍手術	
	150218210	腹壁子宮瘻手術	
	150218310	直腹子宮手術	
	150218410	双角子宮手術	
	150219010	奇形子宮形成手術（ストラスマン手術）	
	150219410	子宮附属器癌着剥離術（両側）（開腹）	
	150219710	卵巣部分切除術（腔式を含む）（開腹）	
	150219850	卵管結紮術（腔式を含む）（両側）（開腹）	
	150219650	卵管口切開術（開腹）	
	150220010	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）	
	150409410	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	150421910	子宮附属器腫瘍摘出術（両側、開腹、遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者）	
	150220150	卵管全摘除術（両側）（開腹）	
	150220250	卵管腫瘍全摘除術（両側）（開腹）	
	150220450	子宮卵管留血腫手術（両側）（開腹）	
	150220710	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	
	150220910	卵管形成手術（卵管・卵巣移植、卵管架橋等）	
	150222110	帝王切開術（緊急帝王切開）	
	150222210	帝王切開術（選択帝王切開）	
	150222810	子宮破裂手術（子宮全摘除を行う）	
	150222910	子宮破裂手術（子宮腔上部切断を行う）	
	150223010	子宮破裂手術（その他）	
	150223110	妊娠子宮摘出術（ボロー手術）	
	150223310	子宮内反症修復手術（腹式）（観血的）	
	150349310	性腺摘出術（開腹）	
	150019210	骨折観血的手術（大腿骨骨折観血的手術）	
	150019410	骨折観血的手術（下腿骨骨折観血的手術）	
	150019610	骨折観血的手術（膝蓋骨）	
	150458510	骨折観血的手術（足根骨骨折観血的手術）	
	150458610	骨折観血的手術（中足骨骨折観血的手術）	
C 18 骨の手術（10日間）	150352210	骨折観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（大腿骨）	
	150352410	骨折観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（下腿骨）	
	150459110	骨折観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（足根骨）	
	150459210	骨折観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（中足骨）	
	150021410	骨部分切除術（肩甲骨部分切除術）	
	150021610	骨部分切除術（大腿骨部分切除術）	
	150021810	骨部分切除術（下腿骨部分切除術）	
	150021910	骨部分切除術（鎖骨部分切除術）	
	150022010	骨部分切除術（膝蓋骨部分切除術）	
	150461210	骨部分切除術（足根骨部分切除術）	
	150461310	骨部分切除術（中足骨部分切除術）	
	150023510	腐骨摘出術（肩甲骨腐骨摘出術）	
	150023610	腐骨摘出術（上腕骨腐骨摘出術）	
	150022710	腐骨摘出術（大腿骨腐骨摘出術）	
	150022810	腐骨摘出術（前腕骨腐骨摘出術）	
	150022910	腐骨摘出術（下腿骨腐骨摘出術）	
	150023010	腐骨摘出術（鎖骨腐骨摘出術）	
	150023110	腐骨摘出術（膝蓋骨腐骨摘出術）	
	150023410	骨全摘術（肩甲骨全摘術）	
	150023510	骨全摘術（上腕骨全摘術）	
	150023610	骨全摘術（大腿骨全摘術）	
	150023710	骨全摘術（前腕骨全摘術）	
	150023810	骨全摘術（下腿骨全摘術）	
	150023910	骨全摘術（鎖骨全摘術）	
	150024010	骨全摘術（膝蓋骨全摘術）	
	150461710	骨全摘術（足部骨全摘術）	
	150461810	骨全摘術（その他の骨全摘術）	
	150024710	骨腫瘍切除術（肩甲骨腫瘍切除術）	
	150024810	骨腫瘍切除術（上腕骨腫瘍切除術）	
	150024910	骨腫瘍切除術（大腿骨腫瘍切除術）	
	150025010	骨腫瘍切除術（前腕骨腫瘍切除術）	
	150025110	骨腫瘍切除術（下腿骨腫瘍切除術）	
	150025210	骨腫瘍切除術（鎖骨腫瘍切除術）	
	150025310	骨腫瘍切除術（膝蓋骨腫瘍切除術）	
	150026510	骨悪性腫瘍手術（肩甲骨悪性腫瘍手術）	
	150026610	骨悪性腫瘍手術（上腕骨悪性腫瘍手術）	
	150026710	骨悪性腫瘍手術（大腿骨悪性腫瘍手術）	
	150026810	骨悪性腫瘍手術（前腕骨悪性腫瘍手術）	
	150026910	骨悪性腫瘍手術（下腿骨悪性腫瘍手術）	
	150027010	骨悪性腫瘍手術（鎖骨悪性腫瘍手術）	
	150027110	骨悪性腫瘍手術（膝蓋骨悪性腫瘍手術）	
	150027210	骨悪性腫瘍手術（手部骨悪性腫瘍手術）	
	150462510	骨悪性腫瘍手術（足部骨悪性腫瘍手術）	
	150462610	骨悪性腫瘍手術（その他の骨悪性腫瘍手術）	
	150027510	骨切り術（肩甲骨骨切り術）	
	150027610	骨切り術（上腕骨骨切り術）	
	150027710	骨切り術（大腿骨骨切り術）	
	150027810	骨切り術（前腕骨骨切り術）	
	150027910	骨切り術（下腿骨骨切り術）	
	150028010	骨切り術（鎖骨骨切り術）	
	150028110	骨切り術（膝蓋骨骨切り術）	
	150463210	骨切り術（足根骨骨切り術）	
	150463310	骨切り術（中足骨骨切り術）	
	150289710	骨切り術（その他の骨切り術）	
	150372170	患者適合型変形矯正ガイド加算（骨切り術）	
	150459410	骨折一時的創外固定術（上腕骨骨折一時的創外固定術）	
	150459510	骨折一時的創外固定術（前腕骨骨折一時的創外固定術）	
	150459610	骨折一時的創外固定術（手関節骨折一時的創外固定術）	
	150459710	骨折一時的創外固定術（大腿骨骨折一時的創外固定術）	
	150459810	骨折一時的創外固定術（膝蓋骨骨折一時的創外固定術）	
	150459910	骨折一時的創外固定術（下腿骨骨折一時的創外固定術）	
	150460010	骨折一時的創外固定術（足部骨折一時的創外固定術）	
	150460110	骨折一時的創外固定術（脊椎骨折一時的創外固定術）	
	150460210	骨折一時的創外固定術（骨盤骨折一時的創外固定術）	
	150308810	大腿骨頭回転骨切り術	
	150308910	大腿骨近位部（転子間を含む）骨切り術	
	150028610	偽関節手術（肩甲骨偽関節手術）	
	150028710	偽関節手術（上腕骨偽関節手術）	
	150028810	偽関節手術（大腿骨偽関節手術）	
	150028910	偽関節手術（前腕骨偽関節手術）	
	150029010	偽関節手術（下腿骨偽関節手術）	
	150309010	偽関節手術（手舟状骨偽関節手術）	
	150029110	偽関節手術（鎖骨偽関節手術）	
	150029210	偽関節手術（膝蓋骨偽関節手術）	
	150463610	偽関節手術（手根骨（舟状骨を除く）偽関節手術）	
	150463710	偽関節手術（中手骨偽関節手術）	
	150463910	偽関節手術（足根骨偽関節手術）	
	150464010	偽関節手術（中足骨偽関節手術）	
	150289810	偽関節手術（その他の偽関節手術）	
	15029810	変形治癒骨折矯正手術（大腿骨変形治癒骨折矯正手術）	
	150030010	変形治癒骨折矯正手術（下腿骨変形治癒骨折矯正手術）	
	150030210	変形治癒骨折矯正手術（膝蓋骨変形治癒骨折矯正手術）	
	150464510	変形治癒骨折矯正手術（足根骨変形治癒骨折矯正手術）	
	150464610	変形治癒骨折矯正手術（中足骨変形治癒骨折矯正手術）	
	150031410	骨長調整手術（骨端軟骨発育抑制術）	
	150031510	骨長調整手術（骨短縮術）	
	150031610	骨長調整手術（その他の骨延長術）	
	150295010	骨移植術（軟骨移植術を含む、自家骨移植）	
	150031710	骨移植術（軟骨移植術を含む、同種骨移植、生体）	
	150383710	骨移植術（軟骨移植術を含む、同種骨移植、非生体、特殊）	
	150383810	骨移植術（軟骨移植術を含む、同種骨移植、非生体、その他）	
	150369450	骨移植術（軟骨移植術を含む）（自家培養軟骨移植術）	
	150353110	自家骨軟骨移植術（関節鏡下）	
	150041710	関節切除術（肩関節切除術）	
	150041810	関節切除術（股関節切除術）	
	150041910	関節切除術（膝関節切除術）	
	150042010	関節切除術（胸鎖関節切除術）	
	150042110	関節切除術（肘関節切除術）	
	150042310	関節切除術（足関節及び距骨周囲関節切除術）	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	150042410	関節切除術（肩鎖関節切除術）	
	150042710	関節内骨折観血の手術（股関節）	
	150042810	関節内骨折観血の手術（膝関節）	
	150043210	関節内骨折観血の手術（足関節及び距骨周囲関節）	
	150353710	関節内骨折観血の手術（関節鏡下）（手関節）	
	150353810	関節内骨折観血の手術（関節鏡下）（足関節及び距骨周囲関節）	
	150396110	関節授動術（関節鏡下）（肩関節授動術）	
	150396310	関節授動術（関節鏡下）（膝関節授動術）	
	150396510	関節授動術（関節鏡下）（肘関節授動術）	
	150396710	関節授動術（関節鏡下）（足関節及び距骨周囲関節授動術）	
	150047410	関節観血の固定術（肘関節観血の固定術）	
	150047510	関節観血の固定術（手関節観血の固定術）	
	150047610	関節観血の固定術（足関節及び距骨周囲関節観血の固定術）	
	150048210	関節形成手術（肩関節形成手術）	
	150048310	関節形成手術（股関節形成手術）	
	150048410	関節形成手術（膝関節形成手術）	
	150048510	関節形成手術（胸鎖関節形成手術）	
	150048610	関節形成手術（肘関節形成手術）	
	150048710	関節形成手術（手関節形成手術）	
	150048810	関節形成手術（足関節及び距骨周囲関節形成手術）	
	150048910	関節形成手術（肩鎖関節形成手術）	
	150049410	人工骨頭挿入術（肩関節人工骨頭挿入術）	
	150049510	人工骨頭挿入術（股関節人工骨頭挿入術）	
	150049810	人工骨頭挿入術（肘関節人工骨頭挿入術）	
	150469610	人工関節置換術（人工肩関節置換術）（縫移行を伴わない）	
	150469710	人工関節置換術（人工肩関節置換術）（縫移行を伴う）	
	150050410	人工関節置換術（人工股関節置換術）	
	150050510	人工関節置換術（人工膝関節置換術）	
	150470410	人工膝関節置換術（手術支援装置を用いる）	
	150050710	人工関節置換術（人工肘関節置換術）	
	150050810	人工関節置換術（人工手関節置換術）	
	150050910	人工関節置換術（人工足関節置換術）	
	150469810	人工関節置換術（人工手指関節置換術）	
	150469910	人工関節置換術（人工足趾関節置換術）	
	150300210	人工関節抜去術（人工肩関節抜去術）	
	150300310	人工関節抜去術（人工股関節抜去術）	
	150300410	人工関節抜去術（人工膝関節抜去術）	
	150300610	人工関節抜去術（人工肘関節抜去術）	
	150300710	人工関節抜去術（人工手関節抜去術）	
	150300810	人工関節抜去術（人工足関節抜去術）	
	150470010	人工関節抜去術（人工手指関節抜去術）	
	150470110	人工関節抜去術（人工足趾関節抜去術）	
	150255910	人工関節再置換術（人工肩関節再置換術）	
	150256010	人工関節再置換術（人工股関節再置換術）	
	150256110	人工関節再置換術（人工膝関節再置換術）	
	150256310	人工関節再置換術（人工肘関節再置換術）	
	150256410	人工関節再置換術（人工手関節再置換術）	
	150256510	人工関節再置換術（人工足関節再置換術）	
	150470210	人工関節再置換術（人工手指関節再置換術）	
	150470310	人工関節再置換術（人工足趾関節再置換術）	
	150397010	関節形成術（自家肋軟骨を用いる）	
	150411610	人工距骨全置換術	
	150446210	人工股関節置換術（手術支援装置を用いる）	
	150051310	四肢切断術（上腕切断術）	
	150051410	四肢切断術（前腕切断術）	
	150051610	四肢切断術（大腿切断術）	
	150051710	四肢切断術（下腿切断術）	
	150051810	四肢切断術（足切断術）	
	150052110	四肢関節離断術（肩関節離断術）	
	150052210	四肢関節離断術（股関節離断術）	
	150052310	四肢関節離断術（膝関節離断術）	
	150052410	四肢関節離断術（肘関節離断術）	
	150052510	四肢関節離断術（手関節離断術）	
	150052610	四肢関節離断術（足関節及び距骨周囲関節離断術）	
	150053810	断端形成術（骨形成を要する）（その他の断端形成術）	
	150053910	四肢切断再接合術	
	150059310	脊椎、骨盤骨接合術（脊椎骨接合術）	
	150059410	脊椎、骨盤骨接合術（骨盤骨接合術）	
	150059810	脊椎脱臼観血の手術	
	150060210	仙腸関節脱臼観血の手術	
	150060310	恥骨結合離開観血の手術	
	150060810	腸骨翼骨折観血の手術	
	150384510	寛骨臼骨折観血の手術	
	150060910	骨盤骨折観血の手術（腸骨翼及び寛骨臼骨折観血の手術を除く）	
	150471510	椎弓切除術（内視鏡下）（頸椎椎弓切除術）	
	150471610	椎弓切除術（内視鏡下）（胸椎椎弓切除術）	
	150471710	椎弓切除術（内視鏡下）（腰椎椎弓切除術）	
	150471810	椎弓切除術（内視鏡下）（仙椎椎弓切除術）	
	150474210	脊椎、骨盤腫瘍切除術（頸椎腫瘍切除術）	
	150474310	脊椎、骨盤腫瘍切除術（胸椎腫瘍切除術）	
	150474410	脊椎、骨盤腫瘍切除術（腰椎腫瘍切除術）	
	150474510	脊椎、骨盤腫瘍切除術（仙椎腫瘍切除術）	
	150474610	脊椎、骨盤腫瘍切除術（骨盤腫瘍切除術）	
	150474710	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術（頸椎悪性腫瘍手術）	
	150474810	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術（胸椎悪性腫瘍手術）	
	150474910	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術（腰椎悪性腫瘍手術）	
	150475010	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術（仙椎悪性腫瘍手術）	
	150475110	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術（骨盤悪性腫瘍手術）	
	150064210	骨盤切断術	
	150475210	腫瘍脊椎骨全摘術（頸椎腫瘍脊椎骨全摘術）	
	150475310	腫瘍脊椎骨全摘術（胸椎腫瘍脊椎骨全摘術）	
	150475410	腫瘍脊椎骨全摘術（腰椎腫瘍脊椎骨全摘術）	
	150475510	腫瘍脊椎骨全摘術（仙椎腫瘍脊椎骨全摘術）	
	150064710	骨盤骨切り術	
	150064810	臼蓋形成手術	
	150314510	寛骨臼移動術	
	150354910	脊椎制動術	
	150475610	脊椎骨切り術（頸椎骨切り術）	
	150475710	脊椎骨切り術（胸椎骨切り術）	
	150475810	脊椎骨切り術（腰椎骨切り術）	
	150475910	脊椎骨切り術（仙椎骨切り術）	
	150476010	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（頸椎前方椎体固定術）	
	150476110	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（胸椎前方椎体固定術）	
	150476210	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（腰椎前方椎体固定術）	
	150476310	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（仙椎前方椎体固定術）	
	150476410	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（頸椎後方又は後側方固定術）	
	150476510	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（胸椎後方又は後側方固定術）	
	150476610	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（腰椎後方又は後側方固定術）	
	150476710	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（仙椎後方又は後側方固定術）	
	150476810	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（頸椎後方椎体固定術）	
	150476910	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（胸椎後方椎体固定術）	
	150477010	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（腰椎後方椎体固定術）	
	150477110	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（仙椎後方椎体固定術）	
	150477210	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（頸椎前方後方同時固定術）	
	150477310	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（胸椎前方後方同時固定術）	
	150477410	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（腰椎前方後方同時固定術）	
	150477510	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（仙椎前方後方同時固定術）	
	150477610	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（頸椎椎弓切除術）	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	150477710	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（胸椎椎弓切除術）	
	150477810	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（腰椎椎弓切除術）	
	150477910	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（仙椎椎弓切除術）	
	150478010	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（頸椎椎弓形成術）	
	150478110	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（胸椎椎弓形成術）	
	150478210	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（腰椎椎弓形成術）	
	150478310	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（仙椎椎弓形成術）	
	150478410	多椎間又は多椎弓実施加算（頸椎前方椎体固定術）	
	150478510	多椎間又は多椎弓実施加算（胸椎前方椎体固定術）	
	150478610	多椎間又は多椎弓実施加算（腰椎前方椎体固定術）	
	150478710	多椎間又は多椎弓実施加算（仙椎前方椎体固定術）	
	150478810	多椎間又は多椎弓実施加算（頸椎後方又は後側方固定術）	
	150478910	多椎間又は多椎弓実施加算（胸椎後方又は後側方固定術）	
	150479010	多椎間又は多椎弓実施加算（腰椎後方又は後側方固定術）	
	150479110	多椎間又は多椎弓実施加算（仙椎後方又は後側方固定術）	
	150479210	多椎間又は多椎弓実施加算（頸椎後方椎体固定術）	
	150479310	多椎間又は多椎弓実施加算（胸椎後方椎体固定術）	
	150479410	多椎間又は多椎弓実施加算（腰椎後方椎体固定術）	
	150479510	多椎間又は多椎弓実施加算（仙椎後方椎体固定術）	
	150479610	多椎間又は多椎弓実施加算（頸椎前方後方同時固定術）	
	150479710	多椎間又は多椎弓実施加算（胸椎前方後方同時固定術）	
	150479810	多椎間又は多椎弓実施加算（腰椎前方後方同時固定術）	
	150479910	多椎間又は多椎弓実施加算（仙椎前方後方同時固定術）	
	150480010	多椎間又は多椎弓実施加算（頸椎椎弓切除術）	
	150480110	多椎間又は多椎弓実施加算（胸椎椎弓切除術）	
	150480210	多椎間又は多椎弓実施加算（腰椎椎弓切除術）	
	150480310	多椎間又は多椎弓実施加算（仙椎椎弓切除術）	
	150480410	多椎間又は多椎弓実施加算（頸椎椎弓形成術）	
	150480510	多椎間又は多椎弓実施加算（胸椎椎弓形成術）	
	150480610	多椎間又は多椎弓実施加算（腰椎椎弓形成術）	
	150480710	多椎間又は多椎弓実施加算（仙椎椎弓形成術）	
	150282750	脊椎側弯症手術（脊椎側弯症手術固定術）	
	150343910	脊椎側弯症手術（脊椎側弯症手術矯正術・初回挿入）	
	150344010	脊椎側弯症手術（脊椎側弯症手術矯正術・交換術）	
	150344110	脊椎側弯症手術（脊椎側弯症手術矯正術・伸展術）	
	150480810	胸椎又は腰椎前方固定術（内視鏡下）（胸椎前方固定術）	
	150480910	胸椎又は腰椎前方固定術（内視鏡下）（腰椎前方固定術）	
	150397310	肩突起骨折接合術	
	150397410	腰椎分離部修復術	
	150066110	仙腸関節固定術	
	150095010	中耳、側頭骨腫瘍摘出術	
	150095210	中耳悪性腫瘍手術（切除）	
	150095310	中耳悪性腫瘍手術（側頭骨摘出術）	
	150096210	アブミ骨摘出術	
	150096350	アブミ骨可動化手術	
	150104210	咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む）	
	150344810	副咽頭間隙腫瘍摘出術（経側頭下窩（下顎離断を含む））	
	150345010	副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術（経側頭下窩（下顎離断を含む））	
	150481110	椎弓形成術（内視鏡下）（頸椎椎弓形成術）	
	150481210	椎弓形成術（内視鏡下）（胸椎椎弓形成術）	
	150481310	椎弓形成術（内視鏡下）（腰椎椎弓形成術）	
	150481410	椎弓形成術（内視鏡下）（仙椎椎弓形成術）	
	150111510	頰結核悪性腫瘍手術	
	150113610	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	
	150115410	顎骨腫瘍摘出術（長径3 c m未満）	
	150115510	顎骨腫瘍摘出術（長径3 c m以上）	
	150115610	下顎骨部分切除術	
	150115710	下顎骨離断術	
	150115810	下顎骨悪性腫瘍手術（切除）	
	150413110	下顎骨悪性腫瘍手術（切断）（おとがい部を含む）	
	150115910	下顎骨悪性腫瘍手術（切断）（その他）	
	150116210	上顎骨全摘術	
	150116310	上顎骨悪性腫瘍手術（摘除）	
	150116410	上顎骨悪性腫瘍手術（切除）	
	150116510	上顎骨悪性腫瘍手術（全摘）	
	150123610	胸骨切除術	
	310006710	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	※
	310008010	上顎骨悪性腫瘍手術（全摘）	※
	310036610	下顎骨悪性腫瘍手術（切断）（おとがい部を含むもの）	※
	310008410	下顎骨悪性腫瘍手術（切断）（その他のもの）	※
	310008310	下顎骨悪性腫瘍手術（切除）	※
	310007910	上顎骨悪性腫瘍手術（切除）	※
	310034710	同種骨移植術（非生体）（特殊）	※
	310008210	下顎骨離断術	※
	310012610	同種骨移植術（生体）	※
	310007110	頰結核悪性腫瘍手術	※
	310008110	下顎骨部分切除術	※
	310034810	同種骨移植術（非生体）（その他）	※
	310012510	自家骨移植術（固着）	※
	310008610	顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢嚢を除く。）（長径3 c m以上）	※
	310008510	顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢嚢を除く。）（長径3センチメートル未満）	※
	310007810	上顎骨悪性腫瘍手術（摘除）	※
	310012410	自家骨移植術（簡易）	※
C 19 胸腔鏡・腹腔鏡の手術（4日間）	150336310	嚥下嚥手術（胸腔鏡）	
	150356910	胸腔鏡下気管開胸術	
	150357010	胸腔鏡下試験切除術	
	150292410	胸腔鏡下肺膜胸膜又は胸膜肺低切除術	
	150317010	胸腔鏡下膿胸摘除術	
	150357210	胸腔鏡下胸腔結紮術（乳糜胸手術）	
	150357310	胸腔鏡下縦隔切開術	
	150374210	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術	
	150414010	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器使用）	
	150374310	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術	
	150405910	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器使用）	
	150266610	胸腔鏡下肺切除術（肺嚢胞手術（楔状部分切除））	
	150414110	胸腔鏡下肺切除術（部分切除）	
	150414210	胸腔鏡下肺切除術（区域切除）	
	150414310	胸腔鏡下肺切除術（肺葉切除又は1肺葉超）	
	150447610	胸腔鏡下肺切除術（区域切除）（内視鏡手術用支援機器使用）	
	150447710	胸腔鏡下肺切除術（肺葉切除又は1肺葉超）（内視鏡手術用支援機器）	
	150270750	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	
	150406010	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器使用）	
	150270850	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	
	150298750	胸腔鏡下肺結核術	
	150358610	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（部分切除）	
	150358710	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除）	
	150414410	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除）（内視鏡手術用支援機器使用）	
	150358810	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超える）	
	150406110	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除、1肺葉超・手術用支援機器使用）	
	150428010	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）	
	150447810	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺全摘）	
	150358910	胸腔鏡下食道憩室切除術	
	150399510	腹腔鏡下食道憩室切除術	
	150274710	食道腫瘍摘出術（腹腔鏡下）	
	150317710	食道腫瘍摘出術（胸腔鏡下）	
	150386710	胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	
	150374710	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（頭部、胸部、腹部の操作）	
	150406210	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（頭、胸、腹部操作・手術用支援機器使用）	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150374810	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（胸部、腹部の操作）
	150406310	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（胸部、腹部の操作・手術用支援機器使用）
	150387070	有支腸管移植加算（胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術）
	150399610	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術
	150414810	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器使用）
	150296310	腹腔鏡下食道アカラシア形成手術
	150366910	腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）
	150359110	胸腔鏡下（腹腔鏡下を含む）横隔横縫合術
	150275110	腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術
	150359210	胸腔鏡下心膜開窓術
	150448310	心臓傷摘出術（単独）（胸腔鏡下）
	150399710	胸腔鏡下弁形成術（1弁）
	150406410	胸腔鏡下弁形成術（1弁）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150399810	胸腔鏡下弁形成術（2弁）
	150406510	胸腔鏡下弁形成術（2弁）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150399910	胸腔鏡下弁置換術（1弁）
	150400010	胸腔鏡下弁置換術（2弁）
	150448710	胸腔鏡下弁置換術（1弁）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150448810	胸腔鏡下弁置換術（2弁）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150376110	胸腔鏡下動脈管開閉鎖術
	150449010	胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術
	150424650	不整脈手術（左心耳閉鎖術）（胸腔鏡下手術）
	150416910	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）
	150417010	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）
	150417110	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（骨盤）
	150428810	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
	150377010	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術
	150377110	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術
	150361210	腹腔鏡下ヘルニア手術（腹壁最低ヘルニア）
	150361310	腹腔鏡下ヘルニア手術（大腿ヘルニア）
	150388010	腹腔鏡下ヘルニア手術（半月状線ヘルニア、白線ヘルニア）
	150388110	腹腔鏡下ヘルニア手術（膈ヘルニア）
	150388210	腹腔鏡下ヘルニア手術（閉鎖孔ヘルニア）
	150263610	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）
	150361410	腹腔鏡下試験開腹術
	150361510	腹腔鏡下試験切除術
	150361610	腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術
	150361710	腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術
	150377210	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術
	150377310	腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術
	150449310	腹腔鏡下骨盤内臓全摘術
	150271650	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術
	150377410	腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）
	150377510	腹腔鏡下胃捻転症手術
	150377610	腹腔鏡下胃局所切除術（内視鏡処置を併施）
	150377710	腹腔鏡下胃局所切除術（その他）
	150417310	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施）
	150323410	腹腔鏡下胃切除術（単純切除術）
	150406610	腹腔鏡下胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150323510	腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術）
	150406710	腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150377810	腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術）
	150406810	腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150377910	腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術）
	150406910	腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術）（手術用支援機器）
	150378010	腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除）
	150449710	腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除）（バイパス術を併施）
	150323610	腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術）
	150407010	腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150323710	腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術）
	150429110	腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術）（空腸囊作製を伴うもの）
	150407110	腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術）（内視鏡手術用支援機器使用）
	150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）
	150276610	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術
	150362010	腹腔鏡下胃腸吻合術
	150323810	腹腔鏡下幽門形成術
	150276710	腹腔鏡下噴門形成術
	150276810	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術（胆嚢摘出を含む）
	150276910	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術（胆嚢摘出を含まない）
	150254110	腹腔鏡下胆嚢摘出術
	150388310	腹腔鏡下総胆管拡張症手術
	150441410	腹腔鏡下総胆管拡張症手術（内視鏡手術用支援機器）
	150429210	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
	150401210	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術
	150277710	腹腔鏡下肝嚢嚢切開術
	150417810	腹腔鏡下肝切除術（部分切除）（単回切除）
	150441810	腹腔鏡下肝切除術（部分切除）（単回切除）（内視鏡手術用支援機器）
	150417910	腹腔鏡下肝切除術（部分切除）（複数回切除）
	150441910	腹腔鏡下肝切除術（部分切除）（複数回切除・内視鏡手術用支援機器）
	150348110	腹腔鏡下肝切除術（外側区域切除）
	150442010	腹腔鏡下肝切除術（外側区域切除）（内視鏡手術用支援機器）
	150388710	腹腔鏡下肝切除術（亜区域切除）
	150442410	腹腔鏡下肝切除術（亜区域切除）（内視鏡手術用支援機器）
	150388810	腹腔鏡下肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く））
	150441510	腹腔鏡下肝切除術（1区域切除・外側区域切除を除く・内視鏡支援機器）
	150388910	腹腔鏡下肝切除術（2区域切除）
	150441610	腹腔鏡下肝切除術（2区域切除）（内視鏡手術用支援機器）
	150389010	腹腔鏡下肝切除術（3区域切除以上）
	150441710	腹腔鏡下肝切除術（3区域切除以上）（内視鏡手術用支援機器）
	150378410	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm以内）（腹腔鏡）
	150378610	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cmを超える）（腹腔鏡）
	150429410	移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるもの）
	150401510	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
	150450010	腹腔鏡下膵中央切除術
	150389210	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（膵尾部切除・脾同時切除）
	150418310	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（膵尾部切除・脾同時切除）（通則18）
	150389310	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（膵尾部切除・脾温存）
	150418410	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（膵尾部切除・脾温存）（通則18）
	150487610	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（郭清等を伴う腫瘍切除）
	150487710	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（郭清等を伴う腫瘍切除）（通則18）
	150418510	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（膵頭十二指腸切除術）
	150418610	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（膵頭十二指腸切除術）（通則18）
	150418710	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（リンパ節・神経叢郭清等伴う腫瘍切除術）
	150418810	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（リンパ節等伴う腫瘍切除術）（通則18）
	150271850	腹腔鏡下脾摘出術
	150271550	腹腔鏡下腸管癒着剥離術
	150389510	腹腔鏡下腸重複症整復術
	150363710	腹腔鏡下小腸切除術（複雑）
	150271950	腹腔鏡下小腸切除術（その他）
	150337610	腹腔鏡下虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴わないもの）
	150272050	腹腔鏡下虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴うもの）
	150277810	腹腔鏡下結腸切除術（小範囲切除、結腸半側切除）
	150337710	腹腔鏡下結腸切除術（全切除、重全切除）
	150324910	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術
	150442110	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器）
	150420210	腹腔鏡下全結腸・直腸切除糞肛門吻合術
	150364010	腹腔鏡下腸瘻、虫垂嚢造設術
	150389610	腹腔鏡下人工肛門造設術

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	150364210	腹腔鏡下腸閉鎖症手術	
	150420510	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（直腸切除術後）	
	150364310	腹腔鏡下腸回転異常症手術	
	150325110	腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	
	150325210	腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術）	
	150337810	腹腔鏡下直腸切除・切断術（低位前方切除術）	
	150429910	腹腔鏡下直腸切除・切断術（超低位前方切除術）	
	150430110	腹腔鏡下直腸切除・切断術（経肛門吻合を伴う切除術）	
	150337910	腹腔鏡下直腸切除・切断術（切断術）	
	150487810	腹腔鏡下直腸切除・切断術（手術支援機器）（切除術）	
	150487910	腹腔鏡下直腸切除・切断術（手術支援機器）（低位前方切除術）	
	150488010	腹腔鏡下直腸切除・切断術（手術支援機器）（超低位前方切除術）	
	150488110	腹腔鏡下直腸切除・切断術（手術支援機器）（経肛門吻合を伴う切除術）	
	150488210	腹腔鏡下直腸切除・切断術（手術支援機器）（切断術）	
	150364610	腹腔鏡下直腸脱手術	
	150325510	腹腔鏡下鎖肛手術（胆嚢陰式）	
	150279210	腹腔鏡下副腎摘出術	
	150442210	腹腔鏡下副腎摘出術（内視鏡手術用支援機器）	
	150338110	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	
	150378910	腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）	
	150442310	腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器）	
	150364710	腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	
	150325710	腹腔鏡下腎部分切除術	
	150338210	腹腔鏡下小切開腎部分切除術	
	150325810	腹腔鏡下腎囊嚢切除縮小術	
	150364810	腹腔鏡下腎囊嚢切除術	
	150325910	腹腔鏡下腎摘出術	
	150338310	腹腔鏡下小切開腎摘出術	
	150326010	腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術	
	150338410	腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術	
	150436510	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術支援機器・7センチ以下）	
	150430410	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる）（その他）	
	150430510	腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	
	150326110	腹腔鏡下腎盂形成手術	
	150420810	腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器使用）	
	150338510	腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）	
	150379010	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	
	150379110	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	
	150379210	腹腔鏡下膀胱部分切除術	
	150379310	腹腔鏡下膀胱脱手術	
	150407510	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（腸管等利用し尿路変更なし・通則18）	
	150403310	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘、腸管等利用し尿路変更なし）	
	150407610	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（回腸等導管利用尿路変更あり・通則18）	
	150403410	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘、回腸結腸導管利用し尿路変更あり）	
	150403510	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（全摘、代用膀胱利用し尿路変更あり）	
	150407710	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（代用膀胱利用し尿路変更あり・通則18）	
	150403610	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、腸管等利用尿路変更なし）	
	150403710	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、回腸等利用尿路変更あり）	
	150403810	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術（全摘、代用膀胱利用尿路変更あり）	
	150379510	腹腔鏡下尿膜管摘出術	
	150365310	腹腔鏡下膀胱内手術	
	150365510	腹腔鏡下尿失禁手術	
	150278310	腹腔鏡下内精果静脈結紮術	
	150326410	腹腔鏡下腹腔内停留精果陰嚢内固定術	
	150326510	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	
	150338810	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	
	150390310	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる）	
	150365810	腹腔鏡下造精術	
	150431310	腹腔鏡下陰断雄拳上術	
	150451610	腹腔鏡下陰断雄拳上術（内視鏡手術用支援機器使用）	
	150264510	腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	
	150390410	腹腔鏡下仙骨籠固定術	
	150421210	腹腔鏡下仙骨籠固定術（内視鏡手術用支援機器使用）	
	150294110	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	
	150366010	腹腔鏡下子宮腫上部切断術	
	150272250	腹腔鏡下腹式子宮全摘術	
	150409110	腹腔鏡下腹式子宮全摘術（性同一性障害）	
	150409210	腹腔鏡下腹式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器使用）	
	150409710	腹腔鏡下腹式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）	
	150327210	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	
	150379810	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る）	
	150409310	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る・手術用支援機器使用）	
	150409810	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）	
	150431410	腹腔鏡下子宮癒着部修復術	
	150264610	子宮附属器癒着剥離術（両側）（腹腔鏡）	
	150264710	卵巣部分切除術（腹式を含む）（腹腔鏡）	
	150267650	卵管結紮術（腹式を含む）（両側）（腹腔鏡）	
	150299850	腹腔鏡下多嚢嚢性卵巣嚢胞術	
	150270010	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）	
	150409510	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）（性同一性障害）	
	150422010	子宮附属器腫瘍摘出術（両側、腹腔鏡、遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者）	
	150268250	子宮卵管留置手術（両側）（腹腔鏡）	
	150268150	卵管腫瘍全摘除術（両側）（腹腔鏡）	
	150268050	卵管全摘除術（両側）（腹腔鏡）	
	150264910	異所性妊娠手術（腹腔鏡）	
C 20 全身麻酔・脊椎麻酔の手術（5日間）	150232910	脊椎麻酔	
	150332510	閉鎖循環式全身麻酔1（麻酔困難な患者）	
	150332610	閉鎖循環式全身麻酔1	
	150332710	閉鎖循環式全身麻酔2（麻酔困難な患者）	
	150332810	閉鎖循環式全身麻酔2	
	150332910	閉鎖循環式全身麻酔3（麻酔困難な患者）	
	150333010	閉鎖循環式全身麻酔3	
	150333110	閉鎖循環式全身麻酔4（麻酔困難な患者）	
	150333210	閉鎖循環式全身麻酔4	
	150328210	閉鎖循環式全身麻酔5（麻酔困難な患者）	
	150233410	閉鎖循環式全身麻酔5	
	150247470	硬膜外麻酔併施加算（頭・胸部）	
	150247570	硬膜外麻酔併施加算（腰部）	
	150247670	硬膜外麻酔併施加算（仙骨部）	
	150342470	術中経食道心エコー連続監視加算（心臓手術又は冠動脈疾患、弁膜症）	
	150395670	術中経食道心エコー連続監視加算（カテーテル使用経皮的な心臓手術）	
	150350670	臓器移植術加算	
C 21 救命等に係る内科的治療（4日間）（①経皮的血管内治療）	150391070	神経ブロック併施加算（イ以外）	
	150391170	非侵襲的血行動態モニタリング加算	
	190120810	超急性期脳卒中加算	
	130004670	中心静脈注射用カテーテル挿入	
	130011810	カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入	
	130004810	脳脊髄腔注射（腰椎）	
	140003010	腰椎穿刺	
	140029850	持続経線徐式血液濾過	
	140008410	吸着式血液浄化法	
	140061610	エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法（18歳以上）	
	140061710	エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法（18歳未満）	
	150263810	経皮経肝胆管ステント挿入術	
	150401310	経皮経肝バルーン拡張術	
	150254910	脳血管内手術（1箇所）	
	150344410	脳血管内手術（2箇所以上）	
	150355410	脳血管内手術（脳血管内ステント）	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150273510	経皮的脳血管形成術
	150301110	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（頭蓋内脳血管）
	150301210	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（頭部脳血管）（内頸、椎骨動脈）
	150481810	経皮的脳血栓回収術（頸動脈ステント留置を併施）
	150481910	経皮的脳血栓回収術（その他）
	150380850	経皮的脳血管ステント留置術
	150374910	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞）
	150375010	経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症）
	150375110	経皮的冠動脈形成術（その他）
	150260350	経皮的冠動脈粥腫切除術
	150284310	経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミカテータル）
	150359310	経皮的冠動脈形成術（エキシマレーザー血管形成用カテータル）
	150443750	経皮的冠動脈形成術（アテローム切除アブレーション式カテータル）
	150375210	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞）
	150375310	経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症）
	150375410	経皮的冠動脈ステント留置術（その他）
	160107550	冠動脈内血栓溶解療法
	150318310	経皮的冠動脈血栓吸引術
	150387310	経カテータル弁置換術（経皮的大動脈弁置換術）
	150400410	ステントグラフト内挿術（血管損傷）
	150301310	ステントグラフト内挿術（胸部大動脈）
	150485510	ステントグラフト内挿術（腹部大動脈（腸骨動脈の再建を伴う））
	150485610	ステントグラフト内挿術（腹部大動脈（その他））
	150301510	ステントグラフト内挿術（腸骨動脈）
	150360610	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（止血術）
	150376810	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（選択的動脈化学塞栓術）
	150360710	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（その他）
	150401110	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
C 21 救命等に係る内科的治療（４日間）（②経皮的心的筋焼灼術等の治療）	140010310	カウンスラーショック（その他）
	150346710	経皮的カテータル心筋焼灼術（心房中隔穿刺、心外膜アプローチ）
	150262810	経皮的カテータル心筋焼灼術（その他）
	150346870	三次元カブリレーション加算
	150370050	磁気ナビゲーション加算
	150303310	経皮的の中隔心筋焼灼術
	150267310	体外ベースメーカーリング術
	150140110	ベースメーカー移植術（心筋電極）
	150140210	ベースメーカー移植術（経静脈電極）
	150415110	両心室ベースメーカー移植術（心筋電極）
	150415210	両心室ベースメーカー移植術（経静脈電極）
	150387410	植込型除細動器移植術（経静脈リード）
	150383250	植込型除細動器移植術（皮下植込型リード）
	150415810	両室ベージング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極）
	150415910	両室ベージング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極）
	150347210	経皮的大動脈遮断術
	150336810	内視鏡的食道粘膜切除術（早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術）
	150400810	内視鏡下胃、十二指腸穿孔縫孔閉鎖術
	150323010	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術（早期悪性腫瘍粘膜）
	150417210	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術（早期悪性腫瘍十二指腸）
	150362310	内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術（ENBD）
C 21 救命等に係る内科的治療（４日間）（③侵襲的な消化器治療）	150174910	内視鏡的胆道結石除去術（胆道砕石術を伴う）
	150362510	内視鏡的胆道結石除去術（その他）
	150175310	内視鏡的胆道拡張術
	150175410	内視鏡的乳頭切開術（乳頭括約筋切開のみ）
	150296710	内視鏡的乳頭切開術（胆道砕石術を伴う）
	150417510	内視鏡的乳頭切開術（胆道鏡下結石破砕術を伴う）
	150254410	内視鏡的胆道ステント留置術
	150363610	内視鏡的膵管ステント留置術
	150378510	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（２ｃｍ以内）（その他）
	150378710	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（２ｃｍを超える）（その他）
	150363910	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
	150164850	内視鏡的消化管止血術
	150341450	内視鏡的乳頭拡張術
	160160410	超音波検査（心臓超音波検査）（経食道心エコー法）
	160092810	E F－気管支
	160213910	気管支カテータル気管支肺胞洗浄法検査
	160098010	経皮的針生検法
	160219410	経皮的腎生検法
	160188210	E U S－F N A
	160148210	経気管肺生検法
C 22 別に定める検査（２日間）	160200210	E B U S－T B N A
	160188310	組織試験採取、切採法（心筋）
	160093150	縦隔鏡検査
	160095010	腹腔鏡検査
	160093010	胸腔鏡検査
	160092110	関節鏡検査（片）
	160160830	関節鏡検査（両）
	160064510	心カテ（左心）
	160064610	心カテ（右心）
	150004210	皮膚悪性腫瘍切除術（広汎切除）
	150005110	顔面神経麻痺形成手術（動的）
	150006710	分層植皮術（２００ｃｍ２以上）
	150333910	全層植皮術（１００ｃｍ２以上２００ｃｍ２未満）
	150334010	全層植皮術（２００ｃｍ２以上）
	150443050	自家皮膚非培養細胞移植術（２００ｃｍ２以上）
	150008010	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術（１００ｃｍ２以上）
	150009010	筋（皮）弁術
	150008810	動脈（皮）弁術
	150371710	遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付き）（乳房再建術）
	150371810	遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付き）（その他）
C 23 別に定める手術（５日間）	150455010	自家脂肪注入（５０ｍＬ未満のもの）（１回目）
	150455110	自家脂肪注入（５０ｍＬ未満のもの）（２回目）
	150009210	自家筋腫複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付き）
	150020350	象皮膚根治手術（大腿）
	150020450	象皮膚根治手術（下腿）
	150011510	四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術（肩軟部悪性腫瘍手術）
	150011710	四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術（前腕軟部悪性腫瘍手術）
	150011610	四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術（上腕軟部悪性腫瘍手術）
	150011910	四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術（下腿軟部悪性腫瘍手術）
	150308710	四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術（軀幹軟部悪性腫瘍手術）
	150011810	四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術（大腿軟部悪性腫瘍手術）
	150013510	腓骨移植術（人工腓骨形成術を含む）（その他の腓骨移植術）
	150352110	骨折観血的修復固定術（インプラント周囲骨折）（上腕骨）
	150353010	難治性感染性偽関節手術（創外固定器）
	150029710	変形性膝関節症手術（上腕骨変形性膝関節症手術）
	150029910	変形性膝関節症手術（前腕骨変形性膝関節症手術）
	150464850	骨移植術（自家骨移植と人工骨移植の併施）（特殊）
	150465050	骨移植術（非生体同種骨移植と人工骨移植の併施）（特殊）
	150464950	骨移植術（自家骨移植と人工骨移植の併施）（その他）
	150465150	骨移植術（非生体同種骨移植と人工骨移植の併施）（その他）
	150052850	化膿性又は結核性関節炎摘除術（肩関節）
	150052950	化膿性又は結核性関節炎摘除術（股関節）
	150053050	化膿性又は結核性関節炎摘除術（膝関節）
	150035410	関節脱臼観血的修復術（肩関節）
	150035210	関節脱臼観血的修復術（肩関節）
	150035310	関節脱臼観血的修復術（股関節）
	150036110	先天性股関節脱臼観血的修復術
	150042610	関節内骨折観血的手術（肩関節）
	150043010	関節内骨折観血的手術（肘関節）

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	150353610	関節内骨折観血の手術（関節鏡下）（肘関節）	
	150353210	関節内骨折観血の手術（関節鏡下）（肩関節）	
	150353410	関節内骨折観血の手術（関節鏡下）（膝関節）	
	150313310	韌帯断裂縫合術（関節鏡下）（十字韌帯断裂縫合術）	
	150045310	関節観血の授動術（股関節観血の授動術）	
	150045410	関節観血の授動術（膝関節観血の授動術）	
	150045210	関節観血の授動術（肩関節観血の授動術）	
	150045810	関節観血の授動術（足関節及び距骨周囲関節観血の授動術）	
	150045610	関節観血の授動術（肘関節観血の授動術）	
	150046210	関節観血の制動術（股関節観血の制動術）	
	150046310	関節観血の制動術（膝関節観血の制動術）	
	150046110	関節観血の制動術（肩関節観血の制動術）	
	150047110	関節観血の固定術（股関節観血の固定術）	
	150047010	関節観血の固定術（肩関節観血の固定術）	
	150047210	関節観血の固定術（膝関節観血の固定術）	
	150047910	韌帯断裂形成手術（十字韌帯断裂形成手術）	
	150313710	韌帯断裂形成手術（関節鏡下）（十字韌帯断裂形成手術）	
	150354110	韌帯断裂形成手術（関節鏡下）（内側膝蓋大腿靭帯断裂形成手術）	
	150049250	内反足手術	
	150354210	肩腱板断裂手術（複雑）	
	150343810	肩腱板断裂手術（関節鏡下）（単単）	
	150425810	肩腱板断裂手術（関節鏡下）（単単）（上腕二頭筋腱の固定を伴う）	
	150354310	肩腱板断裂手術（関節鏡下）（複雑）	
	150384210	肩関節唇形成術（関節鏡下）（腱板断裂を伴う）	
	150384310	肩関節唇形成術（関節鏡下）（腱板断裂を伴わない）	
	150384410	股関節唇縫合術（関節鏡下）	
	150426010	上腕二頭筋腱固定術（関節鏡下）	
	150411710	人工股関節置換術交換術	
	150471110	四肢切断再接合術（手指切断再接合術）	
	150471210	四肢切断再接合術（足趾切断再接合術）	
	150055410	足三関節固定（ランプリスディ）手術	
	150290910	デュエイトレン拘縮手術（4指以上）	
	1500657210	巨指症手術（骨関節、腱の形成を要する）	
	150058110	裂足手術	
	150058010	裂手手術	
	150058210	母指化手術	
	150472010	黄色靭帯骨化症手術（頸椎黄色靭帯骨化症手術）	
	150472110	黄色靭帯骨化症手術（胸椎黄色靭帯骨化症手術）	
	150472210	黄色靭帯骨化症手術（腰椎黄色靭帯骨化症手術）	
	150472310	黄色靭帯骨化症手術（仙椎黄色靭帯骨化症手術）	
	150472410	後縦靭帯骨化症手術（前方進入）（頸椎後縦靭帯骨化症手術）	
	150472510	後縦靭帯骨化症手術（前方進入）（胸椎後縦靭帯骨化症手術）	
	150472610	椎間板摘出術（頸椎椎間板前方摘出術）	
	150472710	椎間板摘出術（胸椎椎間板前方摘出術）	
	150472810	椎間板摘出術（腰椎椎間板前方摘出術）	
	150472910	椎間板摘出術（頸椎椎間板後方摘出術）	
	150473010	椎間板摘出術（胸椎椎間板後方摘出術）	
	150473110	椎間板摘出術（腰椎椎間板後方摘出術）	
	150473210	椎間板摘出術（仙椎椎間板後方摘出術）	
	150063310	椎間板摘出術（腰椎椎間板側方摘出術）	
	150473410	椎間板摘出（切除）術（内視鏡下）（頸椎椎間板前方摘出術）	
	150473510	椎間板摘出（切除）術（内視鏡下）（胸椎椎間板前方摘出術）	
	150473610	椎間板摘出（切除）術（内視鏡下）（腰椎椎間板前方摘出術）	
	150473710	椎間板摘出（切除）術（内視鏡下）（頸椎椎間板後方摘出術）	
	150473810	椎間板摘出（切除）術（内視鏡下）（胸椎椎間板後方摘出術）	
	150473910	椎間板摘出（切除）術（内視鏡下）（腰椎椎間板後方摘出術）	
	150474010	椎間板摘出（切除）術（内視鏡下）（仙椎椎間板後方摘出術）	
	150410650	頸椎人工椎間板置換術	
	150064410	脊椎拔裂手術（神経処置を伴う）	
	150064510	脊椎拔裂手術（その他）	
	150072950	骨形成的片側椎弓切除術と髄核摘出術	
	150344250	脊椎側弯症手術（脊椎側弯症手術矯正術・交換術・胸郭変形矯正材料）	
	150426110	腰部脊柱管拡大減圧術（顕微鏡下）	
	150243210	体外式脊椎固定術	
	150067910	鼻性頭蓋内合併症手術	
	150372210	定位脳腫瘍生検術	
	180058750	集束超音波による機能的定位脳手術	
	150372310	内視鏡下脳内血腫除去術	
	150426310	内視鏡下脳腫瘍生検術	
	150426410	内視鏡下脳腫瘍摘出術	
	150070810	経耳の聴神経腫瘍摘出術	
	150071010	経鼻的下垂体腫瘍摘出術	
	150384610	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術（下垂体腫瘍）	
	150384710	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術（頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く））	
	150301610	水頭症手術（脳室穿破術（神経内視鏡手術による））	
	150301710	水頭症手術（シャント手術）	
	150255110	脳刺激装置植込術（片側）	
	150315010	脳刺激装置植込術（両側）	
	150355510	迷走神経刺激装置植込術	
	150315210	神経交差縫合術（その他）	
	150072510	脊髄硬膜切開術	
	150372610	空洞・くも膜下腔シャント術（脊髄空洞症）	
	150072610	減圧脊髄切開術	
	150072710	脊髄切開術	
	150072810	脊髄硬膜内神経切断術	
	150426810	壊疽性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剝離操作を行うもの）	
	150398010	脊髄刺激装置植込術（脊髄刺激電極を留置）	
	150398110	脊髄刺激装置植込術（ジェネレーターを留置）	
	150315310	重症慢性疼痛治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術	
	150398310	仙骨神経刺激装置植込術（脊髄刺激電極を留置）	
	150398410	仙骨神経刺激装置植込術（ジェネレーターを留置）	
	150073210	脊髄腫瘍摘出術（髄外）	
	150073310	脊髄腫瘍摘出術（髄内）	
	150073410	脊髄血管腫摘出術	
	150076010	神経移植術	
	150081710	眼窩内異物除去術（深在性）（眼窩先端）	
	150082610	眼窩悪性腫瘍手術	
	150086210	角膜移植術	
	150087110	虹彩腫瘍切除術	
	150373010	緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術）（プレートあり）	
	150089410	網膜復位術	
	150373110	網膜再建術	
	150356310	水晶体再建術（計画的後囊切開を伴う）	
	150092910	外耳道悪性腫瘍手術（悪性外耳道炎手術を含む）	
	150093510	外耳道造設術・閉鎖症手術	
	150253110	小耳症手術（軟骨移植による耳介形成手術）	
	150093910	上鼓室乳突洞開放術	
	150094110	乳突削開術	
	150095910	中耳根治手術	
	150398510	鼓室形成手術（耳小骨温存術）	
	150398610	鼓室形成手術（耳小骨再建術）	
	150427510	経外耳道の内視鏡下鼓室形成術（上鼓室開放を伴わない）	
	150427410	経外耳道の内視鏡下鼓室形成術（上鼓室・乳突洞開放を伴う）	
	150394850	人工中耳植込術	
	150096610	内リンパ嚢開放術	
	150255010	内耳窓閉鎖術	
	150266510	人工内耳植込術	
	150274210	鼻骨変形治療骨折矯正術	

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150373610	内視鏡下鼻・副鼻腔手術4型（汎副鼻腔手術）
	150373710	内視鏡下鼻・副鼻腔手術5型（拡大副鼻腔手術）
	150099410	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（切除）
	150099510	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（全摘）
	150427610	経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清等）
	150100010	後鼻孔閉鎖症手術（複棟）（骨性閉鎖）
	150292110	経上顎洞的顎動脈結紮術
	150102310	汎副鼻腔根治手術
	150102510	経上顎洞的翼突管神経切除術
	150412710	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む）
	150441110	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術含・内視鏡用支援機器）
	150114450	鼻咽腔閉鎖術
	150104610	上咽頭悪性腫瘍手術
	150344710	副咽頭間隙腫瘍摘出術（経頸部）
	150344910	副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術（経頸部）
	150107810	喉頭悪性腫瘍手術（切除）
	150107910	喉頭悪性腫瘍手術（全摘）
	150412910	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（切除）
	150441210	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（切除）（内視鏡手術用支援機器）
	150108110	喉頭悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む）
	150108210	下咽頭悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む）
	150108710	喉頭狭窄症手術（前方開大術）
	150108810	喉頭狭窄症手術（前壁形成手術）
	150109010	気管狭窄症手術
	150109310	喉頭形成手術（筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術）
	150398710	喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具使用）
	150109710	縦隔気管口形成手術
	150109810	気管形成手術（管状気管、気管移植等）（頸部から）
	150345310	嚥下機能手術（喉頭気管分離術）
	150345410	嚥下機能手術（喉頭全摘術）
	150110810	顎・口蓋裂形成手術（硬口蓋に及ぶ）
	150345510	顎・口蓋裂形成手術（顎裂を伴う）（両側）
	150110910	顎・口蓋裂形成手術（顎裂を伴う）（片側）
	150111210	口腔底悪性腫瘍手術
	150112110	舌悪性腫瘍手術（切除）
	150112210	舌悪性腫瘍手術（亜全摘）
	150113110	口腔悪性腫瘍手術
	150114210	口腔裂形成手術（片側）（鼻腔底形成を伴う）
	150316310	口腔裂形成手術（両側）（口腔裂鼻形成を伴う）
	150316410	口腔裂形成手術（両側）（鼻腔底形成を伴う）
	150274310	頰骨変形治療骨折矯正術
	150274410	下顎骨折癒的手術（両側）
	150345610	下顎関節突起骨折癒血的手術（片側）
	150345710	下顎関節突起骨折癒血的手術（両側）
	150114910	顎関節脱臼癒血の手術
	150115210	顔面多発骨折癒血の手術
	150116710	上顎骨形成術（単純）
	150116810	上顎骨形成術（複雑及び2次の再建）
	150336110	上顎骨形成術（骨移動を伴う）
	150268610	下顎骨形成術（伸長）
	150268510	下顎骨形成術（短縮）
	150268710	下顎骨形成術（再建）
	150336210	下顎骨形成術（骨移動を伴う）
	150262410	顎関節授動術（開放授動術）
	150117810	顎下腺悪性腫瘍手術
	150118110	耳下腺腫瘍摘出術（耳下腺浅葉摘出術）
	150118210	耳下腺腫瘍摘出術（耳下腺深葉摘出術）
	150118310	耳下腺悪性腫瘍手術（切除）
	150118410	耳下腺悪性腫瘍手術（全摘）
	150386110	内視鏡下甲状腺部分切除・腺腫摘出術（両葉）
	150119310	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）
	150386210	内視鏡下パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）
	150119410	甲状腺悪性腫瘍手術（切除）（頸部外側区域郭清を伴わない）
	150413410	甲状腺悪性腫瘍手術（切除）（頸部外側区域郭清を伴う）
	150119510	甲状腺悪性腫瘍手術（全摘及び亜全摘・頸部外側区域郭清を伴わない）
	150413510	甲状腺悪性腫瘍手術（全摘及び亜全摘・片側頸部外側区域郭清を伴う）
	150413610	甲状腺悪性腫瘍手術（全摘及び亜全摘・両側頸部外側区域郭清を伴う）
	150398810	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術（切除）
	150398910	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術（全摘及び亜全摘）
	150119810	副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術（副甲状腺全摘、一部筋肉移植）
	150386310	内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
	150119910	副甲状腺（上皮小体）悪性腫瘍手術（広汎）
	150120410	頸部郭清術（片）
	150262610	頸部郭清術（両）
	150120610	頸部悪性腫瘍手術
	150447210	頸頭部悪性腫瘍光線力学療法
	150303110	乳腺悪性腫瘍手術（乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わない））
	150316510	乳腺悪性腫瘍手術（乳房切除術（腋窩部郭清を伴わない））
	150262710	乳腺悪性腫瘍手術（乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴う））
	150121710	乳腺悪性腫瘍手術（乳房切除術・胸筋切除を併施しない）
	150121810	乳腺悪性腫瘍手術（乳房切除術・胸筋切除を併施する）
	150121910	乳腺悪性腫瘍手術（拡大乳房切除術（郭清を併施する））
	150386410	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術・腋窩部郭清無・内視鏡下）
	150386510	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴う））
	150483450	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術・腋窩部郭清無・内視鏡以下）
	150316610	動脈（皮）弁等乳房再建術（乳房切除後・内視鏡下・一次的）
	150483550	動脈（皮）弁等乳房再建術（乳房切除後・内視鏡以下以外・一次的）
	150316710	動脈（皮）弁等乳房再建術（乳房切除後・内視鏡下・二次的）
	150483650	動脈（皮）弁等乳房再建術（乳房切除後・内視鏡以下以外・二次的）
	150133010	食道異物摘出術（頸部手術）
	150133610	食道癌至切術（頸部手術）
	150382950	内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法
	150260050	経皮の大動脈弁拡張術
	150242550	経皮的僧帽弁拡張術
	150400310	経皮的僧帽弁クリップ術
	150319710	動脈管閉存症手術（経皮的動脈管閉存閉鎖術）
	150346410	経皮の大動脈形成術
	150260150	経皮的肺動脈弁拡張術
	150346510	経皮的肺動脈形成術
	150320610	経皮の心房中隔欠損閉鎖術
	150411050	経皮的卵門孔閉存閉鎖術
	150410850	不整脈手術（左心耳閉鎖術）（経カテーテルの手術）
	150387510	経静脈電極除去術（レーザーシースを用いる）
	150387610	経静脈電極除去術（レーザーシースを用いない）
	150149410	動脈血腔内膜摘出術（大動脈に及ぶ）
	150322710	動脈血腔内膜摘出術（内頸動脈）
	150149510	動脈血腔内膜摘出術（その他）
	150337110	経皮的頸動脈ステント留置術
	150152010	腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術）
	150360510	血管移植術、バイパス移植術（下腿、足部動脈）
	150387810	血管移植術、バイパス移植術（腓骨動脈）
	150153810	四肢の血管拡張術・血栓除去術（その他）
	150347310	経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後）
	150416810	経皮の下肢動脈形成術
	150416410	末梢動静脈瘻造設術（内シャント造設術）（単純）
	150416510	末梢動静脈瘻造設術（内シャント造設術）（静脈転位を伴う）
	150154430	総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術
	150154510	門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称	
	150156410	リンパ節群郭清術（頸部）（深在性）	
	150156710	リンパ節群郭清術（胸骨旁）	
	150322810	リンパ節群郭清術（骨盤）	
	150159710	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	
	150347510	経皮的腹腔腫瘍ドレナージ術	
	150347610	内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	
	150361810	内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術	
	150171610	胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）	
	150362110	経皮経食道胃管挿入術（P T E G）	
	150394950	薬剤投与用胃瘻造設術	
	150255310	体外衝撃波胆石破砕術（一連につき）	
	150174550	経皮的胆管ドレナージ術	
	150362410	超音波内視鏡下嚢孔形成術（腹腔内嚢瘍）	
	150337410	経皮的肝嚢瘍ドレナージ術	
	150378210	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）（腹腔鏡によるもの）	
	150378310	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）（その他のもの）	
	150370250	体外衝撃波胆石破砕術（一連につき）	
	150179210	経嚥部外瘻造設術（内視鏡によるもの）	
	150293310	小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）	
	150364410	下部消化管ステント留置術	
	150348610	経肛門の内視鏡下手術（直腸腫瘍に限る）	
	150389810	直腸脱手術（経会陰）（腸管切除を伴う）	
	150190710	肛門悪性腫瘍手術（切除）	
	150191210	肛門括約筋形成手術（組織置換）	
	150191510	鎖肛手術（仙骨会陰式）	
	150277910	仙尾部奇形腫手術	
	150194010	経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻造設術を含む）	
	150194210	経皮的腎正腫瘍切除術（経皮的腎瘻造設術を含む）	
	150489610	腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固）（2 c m以内）	
	150489710	腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固）（2 c mを超える）	
	150365010	経尿道的尿路結石除去術（レーザー）	
	150197010	経尿道的尿管狭窄拡張術	
	150264210	経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	
	150404110	膀胱腫瘍閉鎖術（内視鏡）	
	150246410	尿道悪性腫瘍摘出術（内視鏡）	
	150246910	尿道形成手術（後部尿道）	
	150204810	尿道下裂形成手術	
	150407910	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	
	150204950	陰茎形成術	
	150408010	陰茎形成術（性同一性障害）	
	150285610	尿失禁手術（その他）	
	150326310	膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	
	150365410	膀胱尿管逆流症手術（治療用注入材）	
	150206710	陰茎悪性腫瘍手術（陰茎切除）	
	150206810	陰茎悪性腫瘍手術（陰茎全摘）	
	150379610	経尿道的前立腺手術（電解質溶液利用）	
	150365710	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術（ホルミウムレーザー等使用）	
	150404410	経尿道的前立腺核摘出術	
	150211010	女子外生殖器悪性腫瘍手術（切除）	
	150211110	女子外生殖器悪性腫瘍手術（皮膚移植（筋皮弁使用））	
	150326710	陰壁裂創縫合術（分娩時を除く）（直腸裂傷を伴う）	
	150213210	陰壁悪性腫瘍手術	
	150404510	陰腸腫瘍閉鎖術（内視鏡）	
	150404610	陰腸腫瘍閉鎖術（その他）	
	150285910	造陰術（陰部癌等）	
	150366210	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	
	150349710	造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（自家移植）	
	310021710	自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付き）	※
	310004210	舌悪性腫瘍手術（亜全摘）	※
	310021510	遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付き）	※
	310031810	上顎骨形成術（骨移動を伴う）	※
	310023810	顔面神経麻痺形成手術（動的）	※
	310031910	下顎骨形成術（骨移動を伴う）	※
	310022310	血管移植術、バイパス移植術（頭、頸部動脈）	※
	310014210	上顎骨形成術（複雑及び2次的再建）	※
	310011310	耳下腺悪性腫瘍手術（全摘）	※
	310016110	顔面多発骨折観血的手術	※
	310014410	頬骨変形治療骨折矯正術	※
	310011110	耳下腺腫瘍摘出術（耳下腺深葉摘出術）	※
	310006610	口唇悪性腫瘍手術	※
	310010910	顎下腺悪性腫瘍手術	※
	310011210	耳下腺悪性腫瘍手術（切除）	※
	310015910	下顎骨形成術（再建）	※
	310021410	動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	※
	310020810	全層植皮術（2 0 0 c m 2 以上）	※
	310003810	口腔底悪性腫瘍手術	※
	310014110	上顎骨形成術（単純）	※
	310014810	下顎骨折観血的手術（両側）	※
	310011010	耳下腺腫瘍摘出術（耳下腺浅葉摘出術）	※
	310005810	口唇裂形成手術（両側）（鼻腔底形成を伴う）	※
	310030510	顎・口蓋裂形成手術（顎裂を伴う）（両側）	※
	310015810	下顎骨形成術（短縮又は伸長）	※
	310022410	血管移植術、バイパス移植術（その他の動脈）	※
	310004110	舌悪性腫瘍手術（切除）	※
	310020710	全層植皮術（1 0 0 c m 2 以上2 0 0 c m 2 未満）	※
	310016310	顎間筋脱臼観血的手術	※
	310016710	顎間筋授動術（開放授動術）	※
	310020410	分層植皮術（2 0 0 c m 2 以上）	※
	310005010	顎・口蓋裂形成手術（顎裂を伴う）（片側）	※
	310005510	口唇裂形成手術（片側）（鼻腔底形成を伴う）	※
	310006010	鼻咽腔閉鎖術	※
	310022710	神経移植術	※
	310004910	顎・口蓋裂形成手術（硬口蓋）	※
	310005710	口唇裂形成手術（両側）（口唇裂鼻形成を伴う）	※
	310021310	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術（1 0 0 c m 2 以上）	※
	310022110	動脈形成術、吻合術	※

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 A・C 項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧の「A 3 注射薬剤 3 種類以上の管理」において、薬剤の種類数の対象から除くもの

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
620000226	グルアセト 3.5 注 250mL
620000237	生理食塩液 1. 3L
620000238	生理食塩液 1. 5L
620000239	生理食塩液 2L
620001328	カーミバック生理食塩液 L 1. 3L
620001893	大塚食塩注 10% 20mL
620002215	生食注シリンジ「NP」 10mL
620002216	生食注シリンジ「NP」 20mL
620002471	カーミバック生理食塩液 L 1. 5L
620002570	塩化ナトリウム注 10% シリンジ「テルモ」 20mL
620004100	アセトキープ 3G 注 500mL
620004101	アセトキープ 3G 注 200mL
620004136	生食注シリンジ「オーツカ」 5mL
620004137	生理食塩液「ヒカリ」 250mL
620004322	10% 食塩注「小林」 20mL
620004658	KCL 注 10mEq キット「テルモ」 1 モル 10mL
620004659	KCL 注 20mEq キット「テルモ」 1 モル 20mL
620005681	ニソリ M 注 250mL
620005682	ニソリ M 注 500mL
620005702	ペロール 注 300mL
620005703	ペロール 注 500mL
620005704	ペンライブ 注 200mL
620005705	ペンライブ 注 300mL
620005706	ペンライブ 注 500mL
620005818	塩化ナトリウム注 10% 「日新」 20mL
620006186	アステマリン 3 号 MG 輸液 500mL
620006236	生理食塩液 バッグ「フソー」 250mL
620006237	生理食塩液 バッグ「フソー」 500mL
620006238	生理食塩液 バッグ「フソー」 1L
620006246	ソルアセト F 輸液 500mL
620006247	ソルアセト F 輸液 1L
620006248	ソルアセト D 輸液 250mL
620006249	ソルアセト D 輸液 500mL
620006250	ソルマルト 輸液 200mL
620006251	ソルマルト 輸液 500mL
620006252	ソルラクト S 輸液 250mL
620006253	ソルラクト S 輸液 500mL
620006254	ソルラクト TMR 輸液 250mL
620006255	ソルラクト TMR 輸液 500mL
620006256	ソルラクト D 輸液 250mL
620006257	ソルラクト D 輸液 500mL
620006258	ソルラクト 輸液 250mL
620006259	ソルラクト 輸液 500mL
620006260	ソルラクト 輸液 1L
620006274	ニソリ 輸液 500mL
620006285	ヒシナルク 3 号 輸液 200mL
620006286	ヒシナルク 3 号 輸液 500mL
620006331	リプラス 1 号 輸液 500mL
620006333	リプラス 1 号 輸液 200mL
620006334	リプラス 1 号 輸液 500mL
620006336	リプラス 3 号 輸液 500mL
620006337	リプラス 3 号 輸液 200mL
620006338	リプラス 3 号 輸液 500mL
620006347	リン酸 2 カリウム注 20mEq キット「テルモ」 0. 5 モル 20mL
620006610	塩化ナトリウム注 10% 「フソー」 20mL
620006623	生食注 20mL 「CMX」
620006624	生理食塩液 バッグ「フソー」 1. 5L
620006625	生理食塩液 PL 「フソー」 20mL
620006626	生理食塩液 PL 「フソー」 50mL
620006627	生理食塩液 PL 「フソー」 100mL
620006629	生理食塩液 PL 「フソー」 500mL
620006630	生理食塩液 PL 「フソー」 1L
620006631	生理食塩液 PL 「フソー」 2L
620006632	生理食塩液 「フソー」 5mL
620006766	リングル液「オーツカ」 500mL
620007164	アクマルト 輸液 500mL
620007192	E L-3 号 輸液 500mL
620007230	塩化 Na 補正液 1mEq/mL 1 モル 20mL
620007245	大塚生食注 2 ポート 100mL
620007282	KNMG 3 号 輸液 500mL
620007284	KN 1 号 輸液 200mL
620007285	KN 1 号 輸液 500mL
620007286	KN 2 号 輸液 500mL
620007288	KN 3 号 輸液 200mL
620007289	KN 3 号 輸液 500mL
620007290	KN 4 号 輸液 500mL
620007291	KCL 補正液 1mEq/mL 1 モル 20mL
620007315	10% E L-3 号 輸液 500mL
620007337	ソルデム 1 輸液 200mL
620007338	ソルデム 1 輸液 500mL
620007339	ソルデム 2 輸液 200mL
620007340	ソルデム 2 輸液 500mL
620007341	ソルデム 3 AG 輸液 200mL
620007342	ソルデム 3 AG 輸液 500mL
620007343	ソルデム 3 A 輸液 200mL
620007344	ソルデム 3 A 輸液 500mL
620007345	ソルデム 3 A 輸液 1L

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
620007346	ソルデム3PG輸液 200mL
620007347	ソルデム3PG輸液 500mL
620007348	ソルデム3輸液 200mL
620007349	ソルデム3輸液 500mL
620007354	ソルデム6輸液 200mL
620007355	ソルデム6輸液 500mL
620007378	デノサリン1輸液 200mL
620007379	デノサリン1輸液 500mL
620007396	トリフリード輸液 500mL
620007397	トリフリード輸液 1L
620007403	乳酸Na補正液1mEq/mL 1モル20mL
620007434	ハルトマンーG3号輸液 500mL
620007435	ハルトマンーG3号輸液 200mL
620007444	ピカーボン輸液 500mL
620007494	ポタコールR輸液 250mL
620007495	ポタコールR輸液 500mL
620007531	ラクテックG輸液 250mL
620007532	ラクテックG輸液 500mL
620007533	ラクテックG輸液 1L
620007535	ラクテックD輸液 500mL
620008176	大塚生食注2ポート50mL
620008404	リンゲル液「フソー」 500mL
620008529	生食注シリンジ「オーツカ」10mL
620008530	生食注シリンジ「オーツカ」20mL
620008857	生食注シリンジ「SN」5mL
620008858	生食注シリンジ「SN」10mL
620008859	生食注シリンジ「SN」20mL
620009265	生食液NS 5mL
620009562	生食注シリンジ「NP」 5mL
620765806	塩化ナトリウム注10%「HK」 20mL
620765904	生理食塩液「NP」 5mL
620766006	生理食塩液「NP」 20mL
620766024	生理食塩液「ヒカリ」 20mL
620766034	生食注20mL「Hp」
620767302	生理食塩液「NP」 500mL
620767310	生理食塩液「AY」 500mL
620767507	エボプロステノール静注ヤンセン専用溶解液（生理食塩液） 50mL
620767704	生食液バッグ100mL「CMX」
620767902	生理食塩液「NP」 250mL
620768401	生食注キット「フソー」 100mL
620793801	アクメインD輸液 500mL
620794204	リナセートD輸液 500mL
620795601	サヴィオゾール輸液 500mL
620797301	フィジオ70輸液 500mL
620797401	フィジオ35輸液 250mL
620797501	フィジオ35輸液 500mL
621311001	フィジオ140輸液 250mL
621311101	フィジオ140輸液 500mL
621514701	ハルトマン輸液「NP」 500mL
621514801	ハルトマン輸液pH8「NP」 500mL
621514901	ハルトマン輸液pH8「NP」 1L
621554802	ユエキンキープ3号輸液 200mL
621554902	ユエキンキープ3号輸液 500mL
621560603	テルモ生食 1.3L
621572001	KCL補正液キット20mEq 0.4モル50mL
621621301	フィジオゾール3号輸液 500mL
621695101	アクメインD輸液 500mL
621753501	アセテート維持液3G「HK」 200mL
621753601	アセテート維持液3G「HK」 500mL
621956601	生食注キット「フソー」 50mL
621969101	塩化Na補正液2.5mEq/mL 2.5モル20mL
621969501	塩化アンモニウム補正液5mEq/mL 5モル20mL
622016601	ピカネイト輸液 500mL
622016701	ピカネイト輸液 1L
622046601	リン酸Na補正液0.5mmol/mL 0.5モル20mL
622100901	ソリュウゲンG注 200mL
622121101	アクマルト輸液 200mL
622121202	アクメインD輸液 200mL
622130601	生食注シリンジ「テルモ」5mL
622130701	生食注シリンジ「テルモ」10mL
622132801	生食注シリンジ「テルモ」20mL
622132901	ソルアセトD輸液 200mL
622133001	テルモ生食TK 50mL
622250401	ボルベン輸液6% 500mL
622344502	リナセートD輸液 200mL
622344601	ソリタックスーH輸液 500mL
622344701	ソリターT1号輸液 200mL
622344801	ソリターT1号輸液 500mL
622344901	ソリターT2号輸液 200mL
622345001	ソリターT2号輸液 500mL
622345101	ソリターT3号輸液 200mL
622345201	ソリターT3号輸液 500mL
622345301	ソリターT3号G輸液 200mL
622345401	ソリターT3号G輸液 500mL
622345501	ソリターT4号輸液 200mL
622345601	ソリターT4号輸液 500mL
622445901	YDソリターT1号輸液 200mL
622446001	YDソリターT1号輸液 500mL
622446101	YDソリターT3号輸液 200mL
622446201	YDソリターT3号輸液 500mL
622446301	YDソリターT3号G輸液 200mL
622446401	YDソリターT3号G輸液 500mL
622507501	生食注シリンジ50mL「ニプロ」
622572001	アクチット輸液 200mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622572101	アクチット輸液 500mL
622572201	ヴィーンF輸液 500mL
622572301	ヴィーンD輸液 200mL
622572401	ヴィーンD輸液 500mL
622572501	ヴィーン3G輸液 200mL
622572601	ヴィーン3G輸液 500mL
622574501	リナセートF輸液 500mL
622702401	アルトフェッド注射液 200mL
622702501	ラクトリンゲル液 [〃] 「フソー」 200mL
622791701	ソリュウゲンF注 500mL
622804301	アセトキープ3G注 500mL
622804401	エスロンB注 500mL
622804601	ソリュウゲンG注 500mL
622829801	クリニザルツ輸液 500mL
622829901	グルアセト35注 500mL
622830101	ハルトマンーG3号輸液 500mL
622830201	ハルトマン液「コバヤシ」 500mL
622842200	生理食塩液 200mL
622842201	生理食塩液バッグ「フソー」 200mL
640406034	大塚生食注TN 50mL
640407051	生食溶解液キットH 50mL
640407056	テルモ生食 250mL
640407166	ソリュウゲンF注 500mL
640412008	エスロンB注 200mL
640412033	ソリュウゲンG注 300mL
640412045	低分子デキストランL注 250mL
640412105	生理食塩液 100mL
640412107	生理食塩液 250mL
640412109	テルモ生食TK 100mL
640421007	生食液NS 20mL
640421008	大塚生食注 500mL
640421009	大塚生食注 500mL
640421010	大塚生食注 1L
640421011	大塚生食注 1L
640441019	テルモ生食 100mL
640460009	生理食塩液「ヒカリ」 500mL
643310004	10%塩化ナトリウム注射液 20mL
643310086	ニソリ・S注 500mL
643310102	ハルトマン液「コバヤシ」 500mL
643310156	ラクトリンゲルS注「フソー」 500mL
643310157	ラクトリンゲル液 [〃] 「フソー」 500mL
643310170	リンゲル液 500mL
643310181	生理食塩液 5mL
643310182	生理食塩液 20mL
643310183	生理食塩液 100mL
643310184	生理食塩液 200mL
643310185	生理食塩液 250mL
643310187	生理食塩液 500mL
643310188	生理食塩液 1L
643310190	大塚生食注 20mL
643310209	テルモ生食 500mL
643310210	テルモ生食 1L
643310213	ニソリM注 500mL
643310214	ニソリM注 250mL
643310225	大塚生食注 100mL
643310284	ラクトリンゲルS注「フソー」 500mL
643310286	生理食塩液 500mL
643310287	生理食塩液 1L
643310328	ラクトリンゲル液 [〃] 「フソー」 500mL
643310329	ラクトリンゲル液 [〃] 「フソー」 1L
643310330	ラクトリンゲルM注「フソー」 500mL
643310332	エスロンB注 500mL
643310335	生理食塩液 500mL
643310336	低分子デキストランL注 500mL
643310337	低分子デキストラン糖注(大塚製薬工場) 500mL
643310343	ペンライプ注 500mL
643310347	ラクテック注 500mL
643310348	ラクテック注 1L
643310356	大塚生食注 50mL
643310384	ラクトリンゲルS注「フソー」 200mL
643310391	ラクトリンゲルM注「フソー」 500mL
643310394	ラクトリンゲルM注「フソー」 200mL
643310397	リンゲル液 500mL
643310402	ペンライプ注 200mL
643310403	ペンライプ注 300mL
643310407	アルトフェッド注射液 500mL
643310408	アルトフェッド注射液 500mL
643310415	生食液「小林」 5mL
643310429	生理食塩液「ヒカリ」 50mL
643310434	生理食塩液「ヒカリ」 100mL
643310445	生理食塩液「ヒカリ」 500mL
643310450	カーミバック生理食塩液 500mL
643310452	生理食塩液「ヒカリ」 1L
643310454	カーミバック生理食塩液 1L
643310473	大塚生食注TN 100mL
643310476	大塚生食注 250mL
643310486	ソリュウゲンG注 500mL
643310491	フルクトラクト注 200mL
643310492	フルクトラクト注 500mL
643310493	ペロール注 300mL
643310494	ペロール注 500mL
643310497	ラクテック注 250mL
643310508	生食溶解液キットH 100mL
620767311	生食液バッグ500mL「CMX」

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622830800	生理食塩液
622830801	大塚生食注
622935900	生理食塩液 20mLキット
621606302	ハルトマンD液「フソー」
622830002	ハルトマンD液「フソー」
620001315	大塚糖液 50% 200mL
620001316	大塚糖液 50% 500mL
620001317	光糖液 10% 500mL
620001947	キシリトール注射液 5% 200mL
620001948	キシリトール注射液 5% 500mL
620002399	キシリトール注「ヒカリ」 5% 500mL
620002599	ブドウ糖注 50% シリンジ「テルモ」 20mL
620002935	キシリトール注射液 5% 300mL
620003059	キリット注 5% 300mL
620003091	キリット注 5% 500mL
620004172	光糖液 5% 250mL
620004173	光糖液 20% 500mL
620004174	光糖液 30% 500mL
620004397	キシリトール注 5%「フソー」 200mL
620004398	キシリトール注 5%「フソー」 500mL
620004399	キシリトール注 5%「フソー」 500mL
620004400	キシリトール注 10%「フソー」 20mL
620004401	キシリトール注 20%「フソー」 20mL
620006268	テルモ糖注 5% 250mL
620006269	テルモ糖注 5% 500mL
620006292	ブドウ糖注 5% バッグ「フソー」 250mL
620006293	ブドウ糖注 5% バッグ「フソー」 500mL
620006634	テルモ糖注 5% 100mL
620006635	テルモ糖注 10% 500mL
620006636	テルモ糖注 50% 200mL
620006637	テルモ糖注 50% 500mL
620006641	ブドウ糖注 5% PL「フソー」 20mL
620006642	ブドウ糖注 5% PL「フソー」 100mL
620006643	ブドウ糖注 5% PL「フソー」 500mL
620006645	ブドウ糖注 10% バッグ「フソー」 500mL
620006646	ブドウ糖注 10% PL「フソー」 500mL
620006647	ブドウ糖注 20% PL「フソー」 20mL
620006649	ブドウ糖注 50% PL「フソー」 20mL
620007246	大塚糖液 5% 2ポート 100mL
620007416	ハイカリックRF輸液 250mL
620007417	ハイカリックRF輸液 500mL
620007507	マルトス輸液 10% 250mL
620007508	マルトス輸液 10% 500mL
620008177	大塚糖液 5% 2ポート 50mL
620155611	ブドウ糖注 20%「NP」 20mL
620155634	光糖液 20% 20mL
620155641	ブドウ糖注 20% PL「HP」 20mL
620155645	糖液注 20%「AFP」 20mL
620155714	光糖液 50% 20mL
620155716	糖液注 50%「AFP」 20mL
620735116	光糖液 5% 20mL
620735119	ブドウ糖注 5%「CMX」 20mL
620735121	糖液注 5%「AFP」 20mL
620737702	ブドウ糖注 5%「NP」 250mL
620738002	ブドウ糖注 5%「NP」 500mL
620738010	ブドウ糖注射液「AY」 5% 500mL
620738011	小林糖液 5% 500mL
620740001	マルトース輸液 10%「フソー」 500mL
620740601	マルトース輸液 10%「フソー」 200mL
620741309	キシリトール注 20%「NP」 20mL
620745601	リハビックス-K1号輸液 500mL
620745701	リハビックス-K2号輸液 500mL
621646001	ブドウ糖注 5% シリンジ「NP」 20mL
621651401	ブドウ糖注 20% シリンジ「NP」 20mL
622133101	テルモ糖注 TK 5% 500mL
622688901	マンニトールS注射液 300mL
622842300	ブドウ糖注射液 5% 200mL
622842301	ブドウ糖注 5% バッグ「フソー」 200mL
640406035	大塚糖液 5% TN 50mL
640407023	5%糖液キットH 50mL
640407024	5%糖液キットH 100mL
640408013	20%ブドウ糖注射液「ニッシン」 20mL
640412067	ブドウ糖注射液 5% 100mL
640412069	ブドウ糖注射液 50% 200mL
640412070	ブドウ糖注射液 50% 500mL
640412071	ブドウ糖注射液 70% 350mL
640412102	果糖注射液 5% 200mL
640412103	果糖注射液 5% 500mL
640412110	テルモ糖注 TK 5% 100mL
640412111	ブドウ糖注射液 5% 250mL
640412112	ブドウ糖注射液 10% 20mL
640421002	20%ブドウ糖注「日医工」 20mL
640431047	ブドウ糖注 20%「CMX」 20mL
640450010	5%ブドウ糖注射液「ニッシン」 20mL
640460006	50%ブドウ糖注射液「ニッシン」 20mL
640460011	光糖液 5% 500mL
643230011	キシリトール注射液 5% 300mL
643230012	キシリトール注射液 5% 500mL
643230013	キシリトール注射液 10% 20mL
643230026	ハイカリック液-1号 700mL
643230027	ハイカリック液-2号 700mL
643230032	ブドウ糖注射液 5% 20mL
643230034	ブドウ糖注射液 5% 100mL
643230035	ブドウ糖注射液 5% 200mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
643230036	ブドウ糖注射液 5% 250mL
643230038	ブドウ糖注射液 5% 500mL
643230039	ブドウ糖注射液 5% 1L
643230042	ブドウ糖注射液 20% 20mL
643230048	ブドウ糖注射液 50% 20mL
643230050	ブドウ糖注射液 50% 300mL
643230052	ブドウ糖注射液 50% 500mL
643230076	果糖注射液 5% 500mL
643230077	果糖注射液 5% 1L
643230081	果糖注射液 20% 20mL
643230089	大塚糖液 10% 20mL
643230090	大塚糖液 5% 20mL
643230176	ハイカリック液-3号 700mL
643230212	大塚糖液 5% 100mL
643230230	ブドウ糖注射液 5% 500mL
643230251	大塚糖液 5% 50mL
643230252	ブドウ糖注射液 50% 100mL
643230253	ブドウ糖注射液 10% 500mL
643230254	ブドウ糖注射液 5% 50mL
643230267	光糖液 5% 50mL
643230270	光糖液 5% 100mL
643230282	小林糖液 5% 500mL
643230283	光糖液 5% 500mL
643230287	大塚糖液 5% 500mL
643230297	大塚糖液 10% 500mL
643230298	大塚糖液 20% 20mL
643230314	大塚糖液 40% 20mL
643230317	大塚糖液 50% 20mL
643230346	20%フルクトン注 20mL
643230406	大塚糖液 5% TN 100mL
643230411	大塚糖液 5% 250mL
643230412	大塚糖液 70% 350mL
620003682	イオパミロン注 150 30.62% 50mL
620003683	イオパミロン注 150 30.62% 200mL
620003684	イオパミロン注 300 61.24% 20mL
620003685	イオパミロン注 300 61.24% 50mL
620003686	イオパミロン注 300 61.24% 100mL
620003688	イオパミロン注 300 シリンジ 61.24% 80mL
620003689	イオパミロン注 300 シリンジ 61.24% 100mL
620003690	イオパミロン注 370 75.52% 20mL
620003691	イオパミロン注 370 75.52% 50mL
620003692	イオパミロン注 370 75.52% 100mL
620003694	イオパミロン注 370 シリンジ 75.52% 80mL
620003695	イオパミロン注 370 シリンジ 75.52% 100mL
620003697	イソピスト注 240 51.26% 10mL
620003698	イソピスト注 300 64.08% 10mL
620004304	ウログラフィン注 60% 20mL
620004305	ウログラフィン注 60% 100mL
620004306	ウログラフィン注 76% 20mL
620007447	ビジパーク 270注 20mL 54.97%
620007448	ビジパーク 270注 50mL 54.97%
620007449	ビジパーク 270注 100mL 54.97%
620007450	ビジパーク 320注 50mL 65.15%
620007451	ビジパーク 320注 100mL 65.15%
620009142	オムニパーク 240注 シリンジ 100mL 51.77%
620009143	オムニパーク 300注 シリンジ 50mL 64.71%
620009144	オムニパーク 300注 シリンジ 80mL 64.71%
620009145	オムニパーク 300注 シリンジ 100mL 64.71%
620009146	オムニパーク 300注 シリンジ 125mL 64.71%
620009147	オムニパーク 300注 シリンジ 150mL 64.71%
620009148	オムニパーク 350注 シリンジ 70mL 75.49%
620009149	オムニパーク 350注 シリンジ 100mL 75.49%
621176405	リビオドール 480注 10mL
621183101	ピリスコピン点滴静注 50 10.55% 100mL
621183301	イオパミドール 300注 50mL「F」 61.24%
621183701	イオパミドール 300注 100mL「F」 61.24%
621184101	イオパミドール 370注 50mL「F」 75.52%
621184501	イオパミドール 370注 100mL「F」 75.52%
621184901	イオパミドール 150注 50mL「F」 30.62%
621185101	イオパミドール 150注 200mL「F」 30.62%
621185301	イオパミドール 300注 20mL「F」 61.24%
621185603	イオパミドール 300注 シリンジ 50mL「HK」 61.24%
621185703	イオパミドール 300注 シリンジ 100mL「HK」 61.24%
621185901	イオパミドール 300注 シリンジ 100mL「F」 61.24%
621186003	イオパミドール 370注 シリンジ 50mL「HK」 75.52%
621186103	イオパミドール 370注 シリンジ 100mL「HK」 75.52%
621186501	イオパミドール 370注 20mL「F」 75.52%
621187501	オムニパーク 240注 10mL 51.77%
621187901	オムニパーク 300注 10mL 64.71%
621188001	オムニパーク 300注 20mL 64.71%
621188601	オムニパーク 300注 50mL 64.71%
621188701	オムニパーク 300注 100mL 64.71%
621188801	オムニパーク 350注 20mL 75.49%
621188901	オムニパーク 350注 50mL 75.49%
621189001	オムニパーク 350注 100mL 75.49%
621189701	オブチレイ 320注 20mL 67.8%
621189801	オブチレイ 320注 50mL 67.8%
621189901	オブチレイ 240注 シリンジ 100mL 50.9%
621190001	オブチレイ 320注 シリンジ 75mL 67.8%
621190101	オブチレイ 320注 シリンジ 100mL 67.8%
621190201	オブチレイ 320注 100mL 67.8%
621190301	オブチレイ 350注 20mL 74.1%
621190401	オブチレイ 350注 50mL 74.1%
621190501	オブチレイ 350注 100mL 74.1%

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
621190701	イオメロン300注20mL 61.24%
621190801	イオメロン300注50mL 61.24%
621190901	イオメロン300注100mL 61.24%
621191001	イオメロン350注20mL 71.44%
621191101	イオメロン350注50mL 71.44%
621191201	イオメロン350注100mL 71.44%
621191401	イオメロン400注50mL 81.65%
621191501	イオメロン400注100mL 81.65%
621191601	イオメロン300注シリンジ50mL 61.24%
621191701	イオメロン300注シリンジ100mL 61.24%
621191801	イオメロン350注シリンジ50mL 71.44%
621191901	イオメロン350注シリンジ100mL 71.44%
621451301	イオパミドール300注シリンジ50mL「F」 61.24%
621451401	イオパミドール370注シリンジ100mL「F」 75.52%
621451501	イオパミドール300注シリンジ80mL「F」 61.24%
621452002	イオヘキソール300注20mL「F」 64.71%
621452102	イオヘキソール300注シリンジ50mL「F」 64.71%
621452302	イオヘキソール300注シリンジ100mL「F」 64.71%
621452702	イオヘキソール300注50mL「F」 64.71%
621453002	イオヘキソール300注100mL「F」 64.71%
621453102	イオヘキソール350注20mL「F」 75.49%
621453202	イオヘキソール350注50mL「F」 75.49%
621453402	イオヘキソール350注100mL「F」 75.49%
621490601	イオメロン300注シリンジ75mL 61.24%
621490701	イオメロン350注シリンジ75mL 71.44%
621493001	イオヘキソール300注シリンジ80mL「F」 64.71%
621534901	イオヘキソール350注シリンジ100mL「F」 75.49%
621728802	イオヘキソール240注シリンジ100mL「F」 51.77%
621695401	イオヘキソール300注シリンジ100mL「HK」 64.71%
621728902	イオパミドール370注シリンジ80mL「F」 75.52%
621892301	イオメロン350注シリンジ135mL 71.44%
621922401	オブチレイ350注シリンジ100mL 74.1%
621928003	イオプロミド300注20mL「BYL」 62.34%
622961700	イオプロミド(300)20mL注射液 62.34%
621928103	イオプロミド300注50mL「BYL」 62.34%
622961800	イオプロミド(300)50mL注射液 62.34%
621928203	イオプロミド300注100mL「BYL」 62.34%
622961900	イオプロミド(300)100mL注射液 62.34%
621928303	イオプロミド300注シリンジ50mL「BYL」 62.34%
621928403	イオプロミド300注シリンジ80mL「BYL」 62.34%
621928503	イオプロミド300注シリンジ100mL「BYL」 62.34%
621928603	イオプロミド370注20mL「BYL」 76.89%
621928703	イオプロミド370注50mL「BYL」 76.89%
622962000	イオプロミド(370)50mL注射液 76.89%
621928803	イオプロミド370注100mL「BYL」 76.89%
621928903	イオプロミド370注シリンジ50mL「BYL」 76.89%
621929003	イオプロミド370注シリンジ80mL「BYL」 76.89%
621929103	イオプロミド370注シリンジ100mL「BYL」 76.89%
622027402	イオパミドール300注シリンジ80mL「HK」 61.24%
622027502	イオパミドール370注シリンジ80mL「HK」 75.52%
622030802	イオヘキソール350注シリンジ70mL「F」 75.49%
622067703	イオヘキソール300注シリンジ125mL「F」 64.71%
622067803	イオヘキソール300注シリンジ150mL「F」 64.71%
622067901	オムニパーク300注シリンジ110mL 64.71%
622074101	イオヘキソール300注シリンジ50mL「HK」 64.71%
622074201	イオヘキソール300注シリンジ80mL「HK」 64.71%
622074301	イオヘキソール300注シリンジ125mL「HK」 64.71%
622074401	イオヘキソール300注シリンジ150mL「HK」 64.71%
622090603	イオパミドール370注シリンジ50mL「F」 75.52%
622213602	イオパミドール300注シリンジ150mL「F」 61.24%
622267501	オムニパーク350注シリンジ45mL 75.49%
622286602	イオヘキソール300注シリンジ110mL「F」 64.71%
622347001	イオヘキソール300注シリンジ110mL「HK」 64.71%
622347101	イオヘキソール350注シリンジ70mL「HK」 75.49%
622347201	イオヘキソール350注シリンジ100mL「HK」 75.49%
622376902	イオパミドール370注シリンジ65mL「F」 75.52%
622450501	イオパミドール370注シリンジ65mL「HK」 75.52%
622547001	オブチレイ350注シリンジ135mL 74.1%
622766900	イオパミドール(370)50mLキット 75.52%
622853201	イオパミロン注300シリンジ 61.24%130mL
622853301	イオパミロン注300シリンジ 61.24%150mL
647210004	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 60%100mL
647210005	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 60%20mL
647210006	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 76%20mL
647210013	イオタラム酸ナトリウム注射液 66.8%20mL
647210015	イオタラム酸メグルミン注射液 30%220mL
647210016	イオタラム酸メグルミン注射液 60%20mL
647210017	イオタラム酸メグルミン注射液 60%50mL
647210018	イオタラム酸メグルミン注射液 60%100mL
621194102	LH-RH注0.1mg「ニプロ」
621195502	TRH注0.5mg「ニプロ」
621196005	ヒトCRH静注用100μg「ニプロ」(溶解液付)
620005210	フルオレサイト静注500mg 10%5mL
620005898	EOB・プリモビスト注シリンジ 18.143%5mL
620005899	EOB・プリモビスト注シリンジ 18.143%10mL
620007319	ソナゾイド注射用16μL (溶解液付)
621198901	プロハンス静注5mL
621199001	プロハンス静注15mL
621199101	プロハンス静注20mL
621199201	プロハンス静注10mL
621453902	マグネスコープ静注38%シリンジ10mL 37.695%
621454002	マグネスコープ静注38%シリンジ15mL 37.695%
621454102	マグネスコープ静注38%シリンジ20mL 37.695%
621464301	プロハンス静注シリンジ13mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
621464401	プロハンス静注シリンジ17mL
622396901	マグネスコープ静注38%シリンジ11mL 37.695%
622397001	マグネスコープ静注38%シリンジ13mL 37.695%
622404301	スクラッチダニアレゲンエキストリイ10万JAU/mL 1mL
622410801	ガドピスト静注1.0mol/Lシリンジ5mL 60.47%
622411101	ガドピスト静注1.0mol/Lシリンジ7.5mL 60.47%
622411201	ガドピスト静注1.0mol/Lシリンジ10mL 60.47%
622455401	アレゲンスクラッチエキスイ陽性液トリイヒスタミン二塩酸塩 2mL
622624101	ガドテリドール静注シリンジ13mL「HK」
622624201	ガドテリドール静注シリンジ17mL「HK」
622639501	レギチーン注射液5mg 0.5%1mL
622639601	ガドピスト静注1.0mol/L 2mL 60.47%
622818101	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ10mLGE37.695%
622818201	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ11mLGE37.695%
622818301	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ13mLGE37.695%
622818401	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ15mLGE37.695%
622818501	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ20mLGE37.695%
628002601	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」エダマメ1:1千 2mL
628002801	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」大麦1:1,000 2mL
628003201	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」カナムグラ花粉1:1千 2mL
628003701	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」カモガヤ花粉1:1千 2mL
628005001	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」クリ1:1,000 2mL
628005601	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」米1:1,000 2mL
628007701	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」スギ花粉1:1千 2mL
628007801	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」ススキ花粉1:1千 2mL
628010201	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」トウモロコシ1:1千 2mL
628012901	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」ヒメガヤ花粉1:1千 2mL
628013401	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」ブタクサ花粉1:1千 2mL
640462008	オフサグリーン静注用25mg (溶解液付)
640462043	リゾピスト注 44.6mg 1.6mL
647250002	診断用アレゲンスクラッチエキスイ「トリイ」 1mL
620002496	アデノスキャン注60mg 20mL
620007509	ミオテクター冠血管注 1瓶1管
620008566	タイロゲン筋注用0.9mg
621954101	ミリブラ用懸濁液4mL
622364701	アデノシン負荷用静注60mgシリンジ「FRI」 20mL
628776702	アミヴィッド静注 370MBq
628777501	ビザミル静注 185MBq
622884801	アキュミン静注 185MBq
622975301	ロビパカイン塩酸塩0.75%注75mg/10mL「テルモ」
622975401	ロビパカイン塩酸塩0.75%注150mg/20mL「テルモ」
623001601	ロビパカイン塩酸塩0.2%注バッグ200mg/100mLテルモ
623001701	ロビパカイン塩酸塩0.2%注20mg/10mL「テルモ」
622965701	テクネビロリン酸静注
622994001	ガリアファーム68Ge/68Gaジェネレータ
622998201	ガリアファーム溶出用0.1mol/L塩酸溶液
622996701	ロカメッツキット
620002282	ヘパフラッシュ10単位/mLシリンジ5mL 50単位
620002283	ヘパフラッシュ10単位/mLシリンジ10mL 100単位
620002284	ヘパフラッシュ100単位/mLシリンジ5mL 500単位
620002285	ヘパフラッシュ100単位/mLシリンジ10mL 1,000単位
620004183	ヘパフィルド透析用250単位/mLシリンジ20mL 5千単位
620004186	ヘパリンNa透析200U/mLシリンジ20mL「フソー」 4千U
620004188	ヘパリンNa透析250U/mLシリンジ20mL「フソー」 5千U
620004192	ヘパリンNaロック10U/mLシリンジオートツカ5mL 50U
620004193	ヘパリンNaロック10U/mLシリンジオートツカ10mL 100U
620004194	ヘパリンNaロック100U/mLシリンジオートツカ5mL 500U
620004195	ヘパリンNaロック100U/mLシリンジオートツカ10mL 1千U
620004874	アリクストラ皮下注1.5mg 0.3mL
620004875	アリクストラ皮下注2.5mg 0.5mL
620005699	ヘパリンNa透析用150単位/mLシリンジ20mLフソー 3千U
620005700	ヘパリンNa透析用150単位/mLフソー20mL 3千U
620005701	ヘパリンNa透析用200単位/mLフソー20mL 4千U
620006786	クレキサン皮下注キット2000IU 2千低ヘパ国際単位0.2mL
621463103	ヘパリンNaロック用10U/mLシリンジ5mLニプロ 50U
621463203	ヘパリンNaロック用10U/mLシリンジ10mLニプロ 100U
621463403	ヘパリンNaロック用100U/mLシリンジ10mLニプロ 1千U
621497403	ヘパリンNaロック用100U/mLシリンジ5mLニプロ 500U
621653101	ヘパリンNa透析用500U/mLシリンジ10mL「NP」 5千U
621653201	ヘパリンNa透析用500U/mLシリンジ20mL「NP」 1万U
621759505	ヘパリンNa透析用150単位/mLシリンジ20mL「NIG」
621759605	ヘパリンNa透析用200単位/mLシリンジ20mL「NIG」
621759805	ヘパリンNa透析用250単位/mLシリンジ20mL「NIG」
621728001	ローヘパ透析用100単位/mLシリンジ20mL 2千低ヘパ単位
621728101	ローヘパ透析用150単位/mLシリンジ20mL 3千低ヘパ単位
621728201	ローヘパ透析用200単位/mLシリンジ20mL 4千低ヘパ単位
621956701	ヘパリンNa透析350U/mLシリンジ20mL「フソー」 7千U
621989202	バルナバリンNa透析100U/mLシリンジ20mLフソー 2千U
621989302	バルナバリンNa透析150U/mLシリンジ20mLフソー 3千U
621989402	バルナバリンNa透析200U/mLシリンジ20mLフソー 4千U
622044501	アリクストラ皮下注5mg 0.4mL
622044601	アリクストラ皮下注7.5mg 0.6mL
622083701	ヘパリンNa透析用250U/mLシリンジ12mLニプロ 3千U
622083801	ヘパリンNa透析用250U/mLシリンジ16mLニプロ 4千U
622083901	ヘパリンNa透析用250U/mLシリンジ20mLニプロ 5千U
622131301	ヘパフィルド透析用150単位/mLシリンジ20mL 3千単位
622131401	ヘパフィルド透析用200単位/mLシリンジ20mL 4千単位
622811101	ヘパリンNa透析ロック用1千U/mLシリンジ5mLニプロ 5千U
643330016	輸血用クエン酸ナトリウム注射液 10%5mL
643330019	輸血用チトラミン「フソー」 10%5mL
621515201	ローヘパ透析用500単位/mLバイアル10mL 5千低ヘパ単位
621544005	ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ5mL「NIG」
621544105	ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ10mL「NIG」
621544205	ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ5mL「NIG」

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
621544305	ヘパリンNa ロック用100単位/mL シリンジ10mL 「NIG」
620002936	キシロカイン注シリンジ0.5% 10mL
620002937	キシロカイン注シリンジ1% 10mL
620004312	カルボカインアンプル注0.5% 5mL
620004313	カルボカインアンプル注0.5% 10mL
620004314	カルボカインアンプル注1% 2mL
620004315	カルボカインアンプル注1% 5mL
620004316	カルボカインアンプル注1% 10mL
620004317	カルボカインアンプル注2% 2mL
620004318	カルボカインアンプル注2% 5mL
620004319	カルボカインアンプル注2% 10mL
620005863	ロカイン注1% 1mL
620005864	ロカイン注1% 2mL
620005865	ロカイン注1% 5mL
620005866	ロカイン注2% 1mL
620005867	ロカイン注2% 2mL
620005868	ロカイン注2% 5mL
620006809	ボブスカイン0.25%注シリンジ25mg/10mL
620006810	ボブスカイン0.25%注バッグ250mg/100mL
620006811	ボブスカイン0.25%注25mg/10mL
620006812	ボブスカイン0.75%注シリンジ75mg/10mL
620006813	ボブスカイン0.75%注75mg/10mL
620006814	ボブスカイン0.75%注150mg/20mL
620007260	キシロカイン注ボリアンプ0.5% 5mL
620007261	キシロカイン注ボリアンプ0.5% 10mL
620007262	キシロカイン注ボリアンプ1% 5mL
620007263	キシロカイン注ボリアンプ1% 10mL
620007264	キシロカイン注ボリアンプ2% 5mL
620007265	キシロカイン注ボリアンプ2% 10mL
620008387	プロカニン注0.5% 5mL
620008389	プロカニン注1% 5mL
620164104	プロカイン塩酸塩注射液0.5%「日医工」 5mL
620164903	プロカイン塩酸塩注射液0.5%「日医工」 10mL
620164406	プロカイン塩酸塩注1%「日新」
620164706	プロカイン塩酸塩注2%「日新」
621644201	リドカイン塩酸塩注1%「日新」 5mL
621644301	リドカイン塩酸塩注1%「日新」 10mL
621651601	リドカイン塩酸塩注2%「日新」 5mL
621651701	リドカイン塩酸塩注2%「日新」 10mL
621653501	リドカイン塩酸塩注0.5%「日新」 5mL
621653601	リドカイン塩酸塩注0.5%「日新」 10mL
622086301	ボブスカイン0.5%注シリンジ50mg/10mL
622086401	ボブスカイン0.5%注50mg/10mL
640422006	メビパカイン塩酸塩注射液 2% 2mL
640422007	メビパカイン塩酸塩注射液 0.5% 5mL
640422008	メビパカイン塩酸塩注射液 0.5% 10mL
620166710	メビパカイン塩酸塩注射液0.5%「VTRS」
621563701	メビパカイン塩酸塩注0.5%「日新」
621563801	メビパカイン塩酸塩注0.5%「日新」
640422010	メビパカイン塩酸塩注射液 1% 2mL
640422011	メビパカイン塩酸塩注射液 1% 5mL
620166810	メビパカイン塩酸塩注射液1%「VTRS」
621565201	メビパカイン塩酸塩注1%「日新」
621565301	メビパカイン塩酸塩注1%「日新」
640422014	メビパカイン塩酸塩注射液 2% 5mL
640422015	メビパカイン塩酸塩注射液 2% 10mL
620166910	メビパカイン塩酸塩注射液2%「VTRS」
621562101	メビパカイン塩酸塩注2%「日新」
621562001	メビパカイン塩酸塩注2%「日新」
640422017	メビパカイン塩酸塩注射液 1% 10mL
621710002	メビパカイン塩酸塩注射液0.5%シリンジ50mg/10mL「NP」
621710102	メビパカイン塩酸塩注射液1%シリンジ100mg/10mL「NP」
621710202	メビパカイン塩酸塩注射液2%シリンジ200mg/10mL「NP」
640443005	マーカイン注脊麻用0.5%高比重 4mL
640443006	マーカイン注脊麻用0.5%等比重 4mL
640451000	アナペイン注2mg/mL 0.2% 10mL
640451001	アナペイン注2mg/mL 0.2% 100mL
640451002	アナペイン注7.5mg/mL 0.75% 10mL
640451003	アナペイン注7.5mg/mL 0.75% 20mL
640451004	アナペイン注10mg/mL 1% 10mL
640451005	アナペイン注10mg/mL 1% 20mL
641210003	キシロカイン注射液「0.5%」エビレナミン1:100,000含有
641210004	キシロカイン注射液「1%」エビレナミン(1:100,000)含有
641210005	キシロカイン注射液「2%」エビレナミン(1:80,000)含有
641210017	マーカイン注0.125%
641210018	マーカイン注0.25%
641210019	マーカイン注0.5%
641210026	プロカイン塩酸塩注射液 0.5% 1mL
641210027	プロカイン塩酸塩注射液 0.5% 2mL
641210028	プロカイン塩酸塩注射液 0.5% 5mL
641210029	プロカイン塩酸塩注射液 1% 1mL
641210030	プロカイン塩酸塩注射液 1% 2mL
641210031	プロカイン塩酸塩注射液 1% 5mL
641210032	プロカイン塩酸塩注射液 1% 10mL
641210034	プロカイン塩酸塩注射液 2% 1mL
641210035	プロカイン塩酸塩注射液 2% 2mL
641210036	プロカイン塩酸塩注射液 2% 5mL
641210039	メビパカイン塩酸塩注射液 0.5%
641210040	メビパカイン塩酸塩注射液 1%
641210041	メビパカイン塩酸塩注射液 2%
641210042	プロカイン塩酸塩注射液 0.5% 10mL
641210058	塩プロ1%注「小林」 1mL
641210063	塩プロ1%注「小林」 2mL
641210067	塩プロ1%注「小林」 5mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
641210090	0. 5 %カルボカイン注
641210091	1 %カルボカイン注
641210092	2 %カルボカイン注
620005154	カーボスター透析剤・M 10 L (炭酸水素ナトリウム付)
620005155	カーボスター透析剤・L 6 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620005156	カーボスター透析剤・L 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620005157	カーボスター透析剤・P 2袋
622973201	カーボスター透析剤・P 2瓶
622987201	カーボスター透析剤2号・L 6 L (炭酸水素ナトリウム液付)
622987301	カーボスター透析剤2号・L 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
622987401	カーボスター透析剤2号・P 2袋
622989001	カーボスター透析剤2号・P 2瓶
620007210	AKーソリタ透析剤・FL 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620007211	AKーソリタ透析剤・FP 9 L (炭酸水素ナトリウム付)
620007212	AKーソリタ透析剤・DL 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620007213	AKーソリタ透析剤・DP 9 L (炭酸水素ナトリウム付)
620007307	サブバック血液ろ過用補充液ーBi 1010mL
620007308	サブバック血液ろ過用補充液ーBi 2020mL
620007429	バイフィル専用炭酸水素ナトリウム補充液1. 39% 2 L
620007430	バイフィル透析剤 6 L
620007543	リンバック透析剤TA1 2袋
620007544	リンバック透析剤TA3 2袋
620008806	キンダリー透析剤2E 2袋
620008808	キンダリー透析剤3E 2袋
620009543	サブラッド血液ろ過用補充液BSG 1010mL
620009544	サブラッド血液ろ過用補充液BSG 2020mL
620820901	キンダリー透析剤AF1号 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620821001	キンダリー透析剤AF1P号 10 L (炭酸水素ナトリウム付)
620822001	キンダリー透析剤AF2号 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620822101	キンダリー透析剤AF2P号 10 L (炭酸水素ナトリウム付)
620822301	キンダリー透析剤AF2号 6 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620822901	キンダリー透析剤AF3号 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620823001	キンダリー透析剤AF3P号 10 L (炭酸水素ナトリウム付)
620823201	キンダリー透析剤AF3号 6 L (炭酸水素ナトリウム液付)
621561701	Dドライ透析剤2. 5S 2瓶
621561801	Dドライ透析剤3. 0S 2瓶
622054501	キンダリー透析剤AF4P号 10 L (炭酸水素ナトリウム付)
622054701	キンダリー透析剤4E 2袋
622181701	キンダリー透析剤AF4号 6 L (炭酸水素ナトリウム液付)
622420401	キンダリー透析剤AF4号 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
622530601	Dドライ透析剤2. 75S 2瓶
622836101	キンダリー透析剤5E 2袋
622836201	キンダリー透析剤AF5P号 10 L (炭酸水素ナトリウム付)
622836301	キンダリー透析剤AF5号 6 L (炭酸水素ナトリウム液付)
622836401	キンダリー透析剤AF5号 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620008830	ステイセーフバランス 1/1. 5 腹膜透析液 1. 5 L排液バッグ
620008831	ステイセーフバランス 1/1. 5 腹膜透析液 2 L排液用バッグ付
620008832	ステイセーフバランス 1/1. 5 腹膜透析液 2. 5 L
620008833	ステイセーフバランス 1/1. 5 腹膜透析液 2. 5 L排液バッグ
620008834	ステイセーフバランス 1/2. 5 腹膜透析液 1. 5 L排液バッグ
620008835	ステイセーフバランス 1/2. 5 腹膜透析液 2 L排液用バッグ付
620008836	ステイセーフバランス 1/2. 5 腹膜透析液 2. 5 L
620008837	ステイセーフバランス 1/2. 5 腹膜透析液 2. 5 L排液バッグ
620008838	ステイセーフバランス 1/4. 25 腹膜透析 1. 5 L排液バッグ
620008839	ステイセーフバランス 1/4. 25 腹膜透析液 2 L排液用バッグ
620008840	ステイセーフバランス 2/1. 5 腹膜透析液 1. 5 L排液バッグ
620008841	ステイセーフバランス 2/1. 5 腹膜透析液 2 L排液用バッグ付
620008842	ステイセーフバランス 2/1. 5 腹膜透析液 2. 5 L
620008843	ステイセーフバランス 2/1. 5 腹膜透析液 2. 5 L排液バッグ
620008844	ステイセーフバランス 2/2. 5 腹膜透析液 1. 5 L排液バッグ
620008845	ステイセーフバランス 2/2. 5 腹膜透析液 2 L排液用バッグ付
620008846	ステイセーフバランス 2/2. 5 腹膜透析液 2. 5 L
620008847	ステイセーフバランス 2/2. 5 腹膜透析液 2. 5 L排液バッグ
620008848	ステイセーフバランス 2/4. 25 腹膜透析 1. 5 L排液バッグ
620008849	ステイセーフバランス 2/4. 25 腹膜透析液 2 L排液用バッグ
620009138	エクストラニール腹膜透析液 1. 5 L
620009139	エクストラニール腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
620009140	エクストラニール腹膜透析液 2 L
620009141	エクストラニール腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620009154	ダイアニールーN PDー2 1. 5 腹膜透析液 1 L
620009155	ダイアニールーN PDー2 1. 5 腹膜透析液 1 L排液用バッグ付
620009156	ダイアニールーN PDー2 1. 5 腹膜透析液 1. 5 L
620009157	ダイアニールーN PDー2 1. 5 腹膜透析 1. 5 L排液バッグ付
620009158	ダイアニールーN PDー2 1. 5 腹膜透析液 2 L
620009159	ダイアニールーN PDー2 1. 5 腹膜透析液 2 L排液用バッグ付
620009160	ダイアニールーN PDー2 1. 5 腹膜透析液 2. 5 L
620009161	ダイアニールーN PDー2 1. 5 腹膜透析 2. 5 L排液バッグ付
620009162	ダイアニールーN PDー2 1. 5 腹膜透析液 5 L
620009163	ダイアニールーN PDー2 2. 5 腹膜透析液 1 L
620009164	ダイアニールーN PDー2 2. 5 腹膜透析液 1 L排液用バッグ付
620009165	ダイアニールーN PDー2 2. 5 腹膜透析液 1. 5 L
620009166	ダイアニールーN PDー2 2. 5 腹膜透析 1. 5 L排液バッグ付
620009167	ダイアニールーN PDー2 2. 5 腹膜透析液 2 L
620009168	ダイアニールーN PDー2 2. 5 腹膜透析液 2 L排液用バッグ付
620009169	ダイアニールーN PDー2 2. 5 腹膜透析液 2. 5 L
620009170	ダイアニールーN PDー2 2. 5 腹膜透析 2. 5 L排液バッグ付
620009171	ダイアニールーN PDー2 2. 5 腹膜透析液 5 L
620009172	ダイアニールーN PDー4 1. 5 腹膜透析液 1 L
620009173	ダイアニールーN PDー4 1. 5 腹膜透析液 1 L排液用バッグ付
620009174	ダイアニールーN PDー4 1. 5 腹膜透析液 1. 5 L
620009175	ダイアニールーN PDー4 1. 5 腹膜透析 1. 5 L排液バッグ付
620009176	ダイアニールーN PDー4 1. 5 腹膜透析液 2 L
620009177	ダイアニールーN PDー4 1. 5 腹膜透析液 2 L排液用バッグ付
620009178	ダイアニールーN PDー4 1. 5 腹膜透析液 2. 5 L

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
620009179	ダイアニール-N PD-4 1. 5 腹膜透析 2. 5 L 排液バッグ付
620009180	ダイアニール-N PD-4 1. 5 腹膜透析液 5 L
620009181	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 1 L
620009182	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 1 L 排液用バッグ付
620009183	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 1. 5 L
620009184	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析 1. 5 L 排液バッグ付
620009185	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 2 L
620009186	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 2 L 排液用バッグ付
620009187	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 2. 5 L
620009188	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析 2. 5 L 排液バッグ付
620009189	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 5 L
620009190	ダイアニール PD-2 4. 2 5 腹膜透析液 1. 5 L 排液用バッグ付
620009191	ダイアニール PD-2 4. 2 5 腹膜透析液 2 L
620009192	ダイアニール PD-2 4. 2 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620009193	ダイアニール PD-4 4. 2 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
620009194	ダイアニール PD-4 4. 2 5 腹膜透析液 2 L
620009195	ダイアニール PD-4 4. 2 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620829801	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 1. 5 L
620829901	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 2 L
620830101	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 1 L
620830201	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
620830301	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
620830401	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620830801	ミッドベリック 2 5 0 腹膜透析液 1. 5 L
620830901	ミッドベリック 2 5 0 腹膜透析液 2 L
620831201	ミッドベリック 2 5 0 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
620831301	ミッドベリック 2 5 0 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
620831401	ミッドベリック 2 5 0 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620831901	ミッドベリック 4 0 0 腹膜透析液 2 L
620832401	ミッドベリック 4 0 0 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621317201	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 1 L
621317301	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621317401	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 1. 5 L
621317501	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621317601	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 2 L
621317701	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621318001	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 1 L
621318101	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621318201	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 1. 5 L
621318301	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621318401	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 2 L
621318501	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621318901	ミッドベリック L 4 0 0 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621319201	ミッドベリック L 4 0 0 腹膜透析液 2 L
621319301	ミッドベリック L 4 0 0 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621492801	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
621492901	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
621501501	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 1. 5 L
621501601	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621501701	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 2 L
621501801	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621501901	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 1. 5 L
621502001	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621502101	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 1 L
621502201	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621502301	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 2 L
621502401	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621502501	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 3 L
621502601	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 1. 5 L
621502701	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621502801	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 2 L
621502901	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621503001	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 1. 5 L
621503101	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621503201	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 1 L
621503301	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621503401	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 2 L
621503501	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621503601	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 3 L
621503701	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 1 L
621503801	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621503901	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 3 L
621505201	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 1 L
621505301	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621505401	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 3 L
621563301	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
621564101	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
621628201	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 2. 5 L
621633401	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 2. 5 L
621633501	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
621633601	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
622132501	ステイセーフバランス 1/4. 2 5 腹膜透析液 1 L 排液用バッグ
622132601	ステイセーフバランス 1/4. 2 5 腹膜透析液 2 L
622132701	ステイセーフバランス 2/4. 2 5 腹膜透析液 2 L
622299401	レギュニール H C a 1. 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
622299501	レギュニール H C a 1. 5 腹膜透析液 1. 5 L 排液用バッグ付
622299601	レギュニール H C a 1. 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
622299701	レギュニール H C a 1. 5 腹膜透析液 2. 5 L
622299801	レギュニール H C a 1. 5 腹膜透析液 5 L
622299901	レギュニール H C a 2. 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
622300001	レギュニール H C a 2. 5 腹膜透析液 1. 5 L 排液用バッグ付
622300101	レギュニール H C a 2. 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
622300201	レギュニール H C a 2. 5 腹膜透析液 2. 5 L
622300301	レギュニール H C a 2. 5 腹膜透析液 5 L

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622300401	レギュニール L C a 1. 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
622300501	レギュニール L C a 1. 5 腹膜透析液 1. 5 L 排液用バッグ付
622300601	レギュニール L C a 1. 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
622300701	レギュニール L C a 1. 5 腹膜透析液 2. 5 L
622300801	レギュニール L C a 1. 5 腹膜透析液 5 L
622300901	レギュニール L C a 2. 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
622301001	レギュニール L C a 2. 5 腹膜透析液 1. 5 L 排液用バッグ付
622301101	レギュニール L C a 2. 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
622301201	レギュニール L C a 2. 5 腹膜透析液 2. 5 L
622301301	レギュニール L C a 2. 5 腹膜透析液 5 L
622301401	レギュニール H C a 4. 2 5 腹膜透析液 2 L
622301501	レギュニール L C a 4. 2 5 腹膜透析液 2 L
622989501	レギュニール L C a 4. 2 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
622396501	ニコベリック腹膜透析液 1. 5 L
622396601	ニコベリック腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
622396701	ニコベリック腹膜透析液 2 L
622396801	ニコベリック腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620002416	注射用GHRP科研100 100 μ g (溶解液付)
622989401	注射用GHRP科研100 100 μ g
620007191	アンチレクス静注10mg 1%1mL
620007311	ジアグノグリーン注射用25mg (溶解液付)
620007383	テリバラチド酢酸塩静注用100旭化成 100酢酸テリバラチド単位
621194401	プロチレリン酒石酸塩注射液0. 5mg「サワイ」
621194701	プロチレリン酒石酸塩注0. 5mg「NP」
621195201	プロチレリン酒石酸塩注射液2mg「サワイ」 1mL
621195401	プロチレリン酒石酸塩注2mg「NP」 1mL
622988001	プロチレリン酒石酸塩注射液0. 5mg「SW」
622988101	プロチレリン酒石酸塩注射液2mg「SW」 1mL
621196304	インジゴカルミン注20mg「AFP」 0. 4%5mL
621196404	パラアミノ馬尿酸ソーダ注射液10% (AFP) 20mL
621196604	フェノールスルホンフタレイン注0. 6%「AFP」 1. 3mL
621197401	グルカゴンGノボ注射用1mg (溶解液付)
621515302	グルカゴン注射用1単位「ILS」 1U. S. P. 単位 (溶解液付)
621921002	アルギニン点滴静注30g「AY」 10%300mL
621967502	プロチレリン酒石酸塩注射液1mg「サワイ」 1mL
622256801	イヌリード注 4g40mL
622769600	プロチレリン酒石酸塩0. 5mg注射液
622769700	プロチレリン酒石酸塩1mg1mL注射液
622769800	プロチレリン酒石酸塩2mg1mL注射液
640454036	ヒルトニン0. 5mg注射液
641190002	ヒルトニン1mg注射液 1mL
641190003	ヒルトニン2mg注射液 1mL
647280004	インジゴカルミン注射液 0. 4%5mL
647280017	フェノールスルホンフタレイン注射液 0. 6%1. 3mL
621894701	ゾレア皮下注用150mg
629916801	小児用ヌーカラ皮下注40mgシリンジ 0. 4mL
622586701	ファセンラ皮下注30mgシリンジ 1mL
629925401	ファセンラ皮下注10mgシリンジ 0. 5mL
629931701	ファセンラ皮下注30mgペン 1mL
622680501	ゾレア皮下注75mgシリンジ 0. 5mL
622680601	ゾレア皮下注150mgシリンジ 1mL
629928801	ゾレア皮下注75mgペン 0. 5mL
629928901	ゾレア皮下注150mgペン 1mL
629929001	ゾレア皮下注300mgペン 2mL
629906501	ヌーカラ皮下注100mgペン 1mL
629906601	ヌーカラ皮下注100mgシリンジ 1mL
621150308	ビームゲン注0. 25mL
621150408	ビームゲン注0. 5mL
622629101	ヘプタバックスー2水性懸濁注シリンジ0. 25mL
622629201	ヘプタバックスー2水性懸濁注シリンジ0. 5mL
622683901	ラビビュール筋注用 (溶解液付)
622833101	ニューモバックスNPシリンジ 0. 5mL
646310001	乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン (溶解液付)
646310009	組換え沈降B型肝炎ワクチン (酵母由来) 0. 25mL
646310010	組換え沈降B型肝炎ワクチン (酵母由来) 0. 5mL
646310011	組織培養不活化狂犬病ワクチン (溶解液付)
646310024	肺炎球菌ワクチン 0. 5mL
646310025	組換え沈降B型肝炎ワクチン (チャイニーズハムスター) 0. 25mL
646310026	組換え沈降B型肝炎ワクチン (チャイニーズハムスター) 0. 5mL
620005861	破トキ「ビケンF」 0. 5mL
646320001	沈降破傷風トキシイド 10mL
646320003	沈降破傷風トキシイド 0. 5mL
646320005	沈降破傷風トキシイド「生研」 0. 5mL
620766038	生理食塩液「VTRS」 20mL
620766730	生理食塩液「VTRS」 100mL
620766906	生理食塩液「VTRS」 250mL
620767120	生理食塩液「VTRS」 500mL
621537104	リドカイン塩酸塩注射液1%「VTRS」 5mL
621537204	リドカイン塩酸塩注射液1%「VTRS」 10mL
621537304	リドカイン塩酸塩注射液2%「VTRS」 5mL
621537404	リドカイン塩酸塩注射液2%「VTRS」 10mL
621698403	リドカイン塩酸塩注射液0. 5%「VTRS」 10mL
621698504	リドカイン塩酸塩注射液0. 5%「VTRS」 5mL
620005181	チョコラA筋注5万単位
622458503	マキサカルシトール静注透析用2. 5 μ g「NIG」 1mL
622514101	マキサカルシトール静注透析用2. 5 μ g「トロー」 1mL
622848600	マキサカルシトール2. 5 μ g1mL注射液
640443023	オキサロール注2. 5 μ g 1mL
622471001	マキサカルシトール静注透析用2. 5 μ g「ニプロ」 1mL
622458603	マキサカルシトール静注透析用5 μ g「NIG」 1mL
622848700	マキサカルシトール5 μ g1mL注射液
640443024	オキサロール注5 μ g 1mL
622471101	マキサカルシトール静注透析用5 μ g「ニプロ」 1mL
622514201	マキサカルシトール静注透析用5 μ g「トロー」 1mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622458703	マキサカルシトール静注透析用10 μ g「NIG」 1mL
622471201	マキサカルシトール静注透析用10 μ g「ニプロ」 1mL
622514001	マキサカルシトール静注透析用10 μ g「トーワ」 1mL
622693400	マキサカルシトール10 μ g 1mL注射液
640443025	オキサロール注10 μ g 1mL
622605601	マキサカルシトール静注透析用シリンジ2.5 μ g「イセイ」 1mL
622605701	マキサカルシトール静注透析用シリンジ2.5 μ g「フソー」 1mL
622605801	マキサカルシトール静注透析用シリンジ5 μ g「イセイ」 1mL
622605901	マキサカルシトール静注透析用シリンジ5 μ g「フソー」 1mL
622606001	マキサカルシトール静注透析用シリンジ10 μ g「イセイ」 1mL
622606101	マキサカルシトール静注透析用シリンジ10 μ g「フソー」 1mL
640451015	ロカルトロール注0.5-0.5 μ g 1mL
622430001	カルシトリオール静注液0.5 μ g「F」 1mL
640451016	ロカルトロール注1 μ g 1mL
622430101	カルシトリオール静注液1 μ g「F」 1mL
620680303	チアミン塩化物塩酸塩注5mg「フソー」
643120100	チアミン塩化物塩酸塩注射液 5mg
620008385	ビタミンB1注10mg「イセイ」
620680408	チアミン塩化物塩酸塩注10mg「NP」
620680409	チアミン塩化物塩酸塩注10mg「フソー」
620680419	チアミン塩化物塩酸塩注10mg「日新」
620680420	チアミン塩化物塩酸塩注射液10mg「ツルハラ」
620680429	チアミン塩化物塩酸塩注射液10mg「VTRS」
643120101	チアミン塩化物塩酸塩注射液 10mg
620680505	チアミン塩化物塩酸塩注20mg「フソー」
620680515	チアミン塩化物塩酸塩注射液20mg「VTRS」
643120102	チアミン塩化物塩酸塩注射液 20mg
620680604	チアミン塩化物塩酸塩注射液50mg「ツルハラ」
643120103	チアミン塩化物塩酸塩注射液 50mg
643120203	メタボリンG注射液10mg
643120211	メタボリンG注射液20mg
643120216	メタボリン注射液50mg
620680603	チアミン塩化物塩酸塩注50mg「フソー」
640454001	アリナミンF5注 5mg
640454002	アリナミンF10注 10mg
643120013	アリナミンF25注 25mg 10mL
620684102	フルスルチアミン注50mg「日新」 20mL
620684302	フルスルチアミン静注50mg「トーワ」 20mL
622902100	フルスルチアミン塩酸塩50mg 20mL注射液
643120014	アリナミンF50注 50mg 20mL
643120012	アリナミンF100注 100mg 20mL
620004719	バイオゲン静注50mg 20mL
640463002	アリナミン注射液10mg
643130186	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液 1mg
643130187	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液 5mg
643130315	ホスフラン注-5mg
643130321	ビタミンB2注1%「イセイ」 10mg
643130188	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液 10mg
643130318	ビスラーゼ注射液10mg
643130323	ホスフラン注-10mg
643130189	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液 20mg
643130325	ビスラーゼ注射液20mg
643130326	ホスフラン注-20mg
643130074	ニコチン酸注射液 20mg
643130075	ニコチン酸注射液 50mg
643130108	パントシン注5% 100mg
620699301	パンテチン注200mg「KCC」
643130107	パントシン注10% 200mg
643130103	パントール注射液100mg
620699501	パンテノール注100mg「KCC」
643130104	パントール注射液250mg
620699802	パンテノール注250mg「KCC」
643130105	パントール注射液500mg
620700102	パンテノール注500mg「KCC」
643130197	ビリドキシン塩酸塩注射液 10mg
643130333	ビーシックス注「フソー」-10mg
643130199	ビリドキシン塩酸塩注射液 30mg
643130339	ビーシックス注「フソー」-30mg
640433063	ビドキサル注10mg
620003787	ビリドキサル注10mg「イセイ」
640433064	ビドキサル注30mg
643130211	葉酸注射液 15mg
643130341	フォリアミン注射液 15mg
620005225	マスブロン注1mg
620007483	プレスミンS注射液1000 μ g 1mg
643130059	シアノコバラミン注射液 100 μ g
620008367	シアノコバラミン注射液1mg「ツルハラ」
620711309	シアノコバラミン注1000 μ g「NP」 1mg
643130346	シアノコバラミン注射液1,000 μ g「トーワ」 1mg
643130061	シアノコバラミン注射液 1mg
620711401	メコバラミン注500 μ g「イセイ」 0.5mg
620711408	メコバラミン注射液500 μ g「トーワ」 0.5mg
622757000	メコバラミン0.5mg注射液
643130224	メチコバル注射液500 μ g 0.5mg
620711409	メコバラミン注500 μ g「NP」 0.5mg
621669801	メコバラミン注500 μ gシリンジ「NP」 1mL
620712401	アスコルビン酸注100mg「イセイ」
620712409	アスコルビン酸注射液100mg「トーワ」
620712410	アスコルビン酸注100mg「NP」
620712413	アスコルビン酸注射液100mg「ツルハラ」
643140002	アスコルビン酸注射液 100mg
643140026	ビタミンC注「フソー」-100mg
643140027	ビタミンC注10% 100mg

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
643140021	ビタミン注射液 100mg
643140003	アスコルビン酸注射液 200mg
620712601	アスコルビン酸注500mg「イセイ」
620712609	アスコルビン酸注射液500mg「トーワ」
620712610	アスコルビン酸注500mg「NP」
620712613	アスコルビン酸注射液500mg「ツルハラ」
643140004	アスコルビン酸注射液 500mg
643140044	ビタミンC注「フソー」→500mg
643140045	ビタC注25% 500mg
643140039	ビタミン注射液500mg
620712706	アスコルビン酸注射液1000mg「トーワ」 1g
643140005	アスコルビン酸注射液 1g
620712704	アスコルビン酸注1g「NP」
620712803	アスコルビン酸注射液2000mg「トーワ」 2g
643140006	アスコルビン酸注射液 2g
643140054	ビタミンC注「フソー」→2g
621652101	アスコルビン酸注500mgPB「日新」
643140011	クリストファン注 20mL
620717601	ケイツーN静注10mg
643180005	ダイビタミックス注 2mL
620723302	ジアイナ配合静注液 10mL
643180007	ネオラミン・スリーピー液（静注用） 10mL
643180017	ピタメジン静注用
643180004	シーバラ注 2mL
643180039	オーツカMV注 1瓶1管
643180040	マルタミン注射用
640407176	ダイメジン・マルチ注
620006287	ビタジェクト注キット 2筒
620004739	ピオチン注1mg「フソー」
620005208	フェジン静注40mg 2mL
622676601	フェインジェクト静注500mg 10mL
622926501	モノヴァー静注500mg 5mL
622926601	モノヴァー静注1000mg 1.000mg10mL
620002577	K. C. L. 点滴液15% 20mL
620733601	ルーアスバラギン酸カリウム点滴10mEq日新17.12%10mL
620002554	アスバラカリウム注10mEq 17.12%10mL
620733703	ルーアスバラギン酸K点滴静注液10NIG 17.12%10mL
620004635	アスバラギン酸カリウム注10mEqテルモ 17.12%10mL
622676501	アセレンド注100μg 2mL
643910004	アスバラ注射液 10%10mL
621480003	シザナリン配合点滴静注液 2mL
622757100	塩化マンガン・硫酸亜鉛配合2mL注射液
640463133	メドレニック注 2mL
643220007	エレメンミック注 2mL
640463129	ミネラミック注 2mL
620006212	エレジェクト注シリンジ 2mL
620735124	ブドウ糖注射液5%「VTRS」 20mL
620735909	ブドウ糖注射液5%「VTRS」 250mL
620736119	ブドウ糖注射液5%「VTRS」 500mL
620155647	ブドウ糖注射液20%「VTRS」 20mL
643230018	キシリトール注射液 20%20mL
643250036	ハイ・プレアミン注→10% 20mL
640454043	プロテアミン12注射液 12%200mL
620007525	モリアミンS注 10%200mL
620007526	モリブロンF輸液 200mL
620007186	アミバレン輸液 200mL
620007187	アミバレン輸液 300mL
620007188	アミバレン輸液 400mL
620007177	アミニック輸液 200mL
620006195	アミゼットB輸液 200mL
620002278	プレアミン-P注射液 200mL
643250033	ハイ・プレアミンS注→10% 20mL
620007474	プラスアミノ輸液 200mL
620007475	プラスアミノ輸液 500mL
620007439	ビーエヌツイン-1号輸液
620007440	ビーエヌツイン-2号輸液
620007441	ビーエヌツイン-3号輸液
620007373	ツインバル輸液 500mL
620007374	ツインバル輸液 1L
620007512	ミキシッドL輸液 900mL
620007511	ミキシッドH輸液 900mL
620006301	フルカリック1号輸液 903mL
622210502	フルカリック1号輸液 1354.5mL
620006303	フルカリック2号輸液 1003mL
622210602	フルカリック2号輸液 1504.5mL
620006305	フルカリック3号輸液 1103mL
620007404	ネオバレン1号輸液 1000mL
620007405	ネオバレン1号輸液 1500mL
620007407	ネオバレン2号輸液 1000mL
620007408	ネオバレン2号輸液 1500mL
620007437	バレーセーフ輸液 500mL
620007454	ビーフリード輸液 500mL
620007455	ビーフリード輸液 1L
622336401	バレープラス輸液 500mL
622336501	バレープラス輸液 1000mL
622447001	エルネオパNF1号輸液 1000mL
622447201	エルネオパNF1号輸液 1500mL
622447401	エルネオパNF1号輸液 2000mL
622447101	エルネオパNF2号輸液 1000mL
622447301	エルネオパNF2号輸液 1500mL
622447501	エルネオパNF2号輸液 2000mL
622621301	ワンバル1号輸液 800mL
622621401	ワンバル1号輸液 1200mL
622621501	ワンバル2号輸液 800mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622621601	ワンバル2号輸液 1200mL
622840401	エネフリード輸液 550mL
622840501	エネフリード輸液 1100mL
620007167	アデラビン9号注1mL
620007168	アデラビン9号注2mL
620005573	メナデトレノンカプセル15mg「科研」
620007206	イントラリボス輸液10% 250mL
620007208	イントラリボス輸液20% 100mL
620007209	イントラリボス輸液20% 250mL
620007207	イントラリボス輸液20% 50mL
622975801	ロゼパラミン筋注用25mg
622950701	キドバレン輸液 1,050mL
620004744	人全血液-LR「日赤」
620004745	人全血液-LR「日赤」
620004679	照射人全血液-LR「日赤」
620004680	照射人全血液-LR「日赤」
621609201	濃厚血小板-LR「日赤」
621609301	濃厚血小板-LR「日赤」
621609401	濃厚血小板-LR「日赤」
621609501	濃厚血小板-LR「日赤」
621609601	濃厚血小板-LR「日赤」
621609701	濃厚血小板-LR「日赤」
622191301	合成血液-LR「日赤」
622191401	合成血液-LR「日赤」
622191101	解凍赤血球液-LR「日赤」
622191201	解凍赤血球液-LR「日赤」
621772801	赤血球液-LR「日赤」
621772901	赤血球液-LR「日赤」
621772601	新鮮凍結血漿-LR「日赤」120
621772701	新鮮凍結血漿-LR「日赤」240
622192101	新鮮凍結血漿-LR「日赤」480
622190901	洗浄赤血球液-LR「日赤」
622191001	洗浄赤血球液-LR「日赤」
621609801	濃厚血小板HLA-LR「日赤」
621609901	濃厚血小板HLA-LR「日赤」
621610001	濃厚血小板HLA-LR「日赤」
621772001	照射赤血球液-LR「日赤」
621772101	照射赤血球液-LR「日赤」
621602201	照射濃厚血小板-LR「日赤」
621602301	照射濃厚血小板-LR「日赤」
621602401	照射濃厚血小板-LR「日赤」
621602501	照射濃厚血小板-LR「日赤」
621602601	照射濃厚血小板-LR「日赤」
621602701	照射濃厚血小板-LR「日赤」
621602801	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」
621602901	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」
621603001	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」
622191701	照射解凍赤血球液-LR「日赤」
622191801	照射解凍赤血球液-LR「日赤」
622191901	照射合成血液-LR「日赤」
622192001	照射合成血液-LR「日赤」
622191501	照射洗浄赤血球液-LR「日赤」
622191601	照射洗浄赤血球液-LR「日赤」
622487001	照射洗浄血小板-LR「日赤」
622487101	照射洗浄血小板HLA-LR「日赤」
621151301	献血ベニコシ-Ⅰ静注用500mg
621151701	献血ベニコシ-Ⅰ静注用2500mg
621449901	献血ベニコシ-Ⅰ静注用5000mg
621152901	献血グロベニシ-Ⅰ静注用500mg
621153301	献血グロベニシ-Ⅰ静注用2500mg
621450001	献血グロベニシ-Ⅰ静注用5000mg
646340035	抗HBS人免疫グロブリン
621153508	抗HBS人免疫グロブリン筋注1000単位/5mL「JB」
646340065	抗HBS人免疫グロブリン
621153607	抗HBS人免疫グロブリン筋注200単位/1mL「JB」
646340492	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
622885801	コンファクトF静注用250単位
621153808	クロスエイトMC静注用250単位
646340493	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
640431015	コンコエイト-HT
622885901	コンファクトF静注用500単位
621153909	クロスエイトMC静注用500単位
646340494	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
646340495	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
622886001	コンファクトF静注用1000単位
621154006	クロスエイトMC静注用1000単位
622454900	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
622454901	クロスエイトMC静注用2000単位
622865100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
622865101	クロスエイトMC静注用3000単位
646340510	乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン
621154101	抗Dグロブリン筋注用1000倍「ニチャク」
621154105	抗D人免疫グロブリン筋注用1000倍「JB」
646340451	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン
621154207	テタノブリン筋注用250単位
621154201	破傷風グロブリン筋注用250単位「ニチャク」
646340500	乾燥人血液凝固第9因子複合体 200国際単位(溶解液付)
621154302	PPSB-HT静注用200単位「タケダ」
646340501	乾燥人血液凝固第9因子複合体 400国際単位(溶解液付)
646340502	乾燥人血液凝固第9因子複合体 500国際単位(溶解液付)
621154502	PPSB-HT静注用500単位「タケダ」
646340503	乾燥人血液凝固第9因子複合体 1,000国際単位(溶解液付)
621356303	献血アルブミン5%静注5g/100mL「JB」
620009135	アルブミン5%静注12.5g/250mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
621755403	献血アルブミン５％静注１２．５ｇ／２５０ｍＬ「ＪＢ」
621755302	献血アルブミン５％静注１２．５ｇ／２５０ｍＬ「タケダ」
621155202	献血アルブミン２０％静注４ｇ／２０ｍＬ「ＪＢ」
621155502	献血アルブミン２０％静注４ｇ／２０ｍＬ「タケダ」
620008814	献血アルブミン２５％静注５ｇ／２０ｍＬ「ベネシス」
620008815	献血アルブミン２５％静注１２．５ｇ／５０ｍＬ「ベネシス」
620009136	アルブミン２５％静注１２．５ｇ／５０ｍＬ
621450201	赤十字アルブミン２５％静注１２．５ｇ／５０ｍＬ
621156608	献血アルブミン２５％静注１２．５ｇ／５０ｍＬ「ＫＭＢ」
621645902	献血アルブミン２５％静注１２．５ｇ／５０ｍＬ「タケダ」
620009137	アルブミン－ベアリング２０％静注１０．０ｇ／５０ｍＬ
621157302	献血アルブミン２０％静注１０ｇ／５０ｍＬ「ＪＢ」
621155408	献血アルブミン２０％静注１０ｇ／５０ｍＬ「ＫＭＢ」
621157403	献血アルブミン２０％静注１０ｇ／５０ｍＬ「タケダ」
646340028	乾燥人フィブリノゲン
621157504	フィブリノゲンＨＴ静注用１ｇ「ＪＢ」
646340054	人免疫グロブリン
621157617	グロブリン筋注４５０ｍｇ／３ｍＬ「ＪＢ」
621157604	グロブリン筋注１５００ｍｇ／１０ｍＬ「ＪＢ」
621157607	ガンマグロブリン筋注４５０ｍｇ／３ｍＬ「タケダ」
621157611	ガンマグロブリン筋注１５００ｍｇ／１０ｍＬ「タケダ」
621384901	ファイバ静注用１０００
620007377	テタガムＰ筋注シリンジ２５０
646340456	抗破傷風人免疫グロブリン
646340188	人ハプトグロビン
621158404	ハプトグロビン静注２０００単位「ＪＢ」
622607401	ガンマガード静注用５ｇ
621158701	献血アルブミン４．４％静注４．４ｇ／１００ｍＬ
621560801	献血アルブミン４．４％静注１１ｇ／２５０ｍＬ
646340261	乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリン
621159004	ヘプスブリン筋注用２００単位
621159001	乾燥ＨＢグロブリン筋注用２００単位「ニチヤク」
646340262	乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリン
621159104	ヘプスブリン筋注用１０００単位
621159101	乾燥ＨＢグロブリン筋注用１０００単位「ニチヤク」
646340491	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
620001350	献血ノンスロン５００注射用
621159207	ノイアート静注用５００単位
640453060	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
620001351	献血ノンスロン１５００注射用
620003071	ノイアート静注用１５００単位
620009201	ベリナートＰ静注用５００
622926301	ベリナート皮下注用２０００
622821601	ビリヴィジェン１０％静注２．５ｇ／２５ｍＬ
622683602	ビリヴィジェン１０％静注５ｇ／５０ｍＬ
622683702	ビリヴィジェン１０％静注１０ｇ／１００ｍＬ
622683802	ビリヴィジェン１０％静注２０ｇ／２００ｍＬ
621490001	献血ヴェノグロブリンⅠＨ５％静注５ｇ／１００ｍＬ
622534401	献血ヴェノグロブリンⅠＨ１０％静注０．５ｇ／５ｍＬ
622534501	献血ヴェノグロブリンⅠＨ１０％静注２．５ｇ／２５ｍＬ
622534601	献血ヴェノグロブリンⅠＨ１０％静注５ｇ／５０ｍＬ
622534701	献血ヴェノグロブリンⅠＨ１０％静注１０ｇ／１００ｍＬ
622534801	献血ヴェノグロブリンⅠＨ１０％静注２０ｇ／２００ｍＬ
646340497	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
622408201	ノバクトＭ静注用５００単位
646340499	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
622408301	ノバクトＭ静注用１０００単位
622034100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
622034200	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
622408401	ノバクトＭ静注用２０００単位
620009198	フィブロガミンＰ静注用
629903301	アドベイト静注用キット２５０
629903401	アドベイト静注用キット５００
629903501	アドベイト静注用キット１０００
629903601	アドベイト静注用キット１５００
629903701	アドベイト静注用キット２０００
629903801	アドベイト静注用キット３０００
640412173	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
621161703	テタノブリンⅠＨ静注２５０単位
640412174	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
621161803	テタノブリンⅠＨ静注１５００単位
622366301	ノボセプンⅠⅠ静注用１ｍｇ シリンジ
622366401	ノボセプンⅠⅠ静注用２ｍｇ シリンジ
622366501	ノボセプンⅠⅠ静注用５ｍｇ シリンジ
640443038	注射用アナクトＣ２，５００単位
640453163	ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン
621450602	ヘプスブリンⅠⅠ静注１０００単位
621971601	ベネフィクス静注用５００
621971701	ベネフィクス静注用１０００
621971801	ベネフィクス静注用２０００
622273601	ベネフィクス静注用３０００
622288001	ハイゼントラ２０％皮下注１ｇ／５ｍＬ
622288101	ハイゼントラ２０％皮下注２ｇ／１０ｍＬ
622288201	ハイゼントラ２０％皮下注４ｇ／２０ｍＬ
622955401	ハイゼントラ２０％皮下注１ｇ／５ｍＬシリンジ
622955501	ハイゼントラ２０％皮下注２ｇ／１０ｍＬシリンジ
622955601	ハイゼントラ２０％皮下注４ｇ／２０ｍＬシリンジ
622950901	キュービトル２０％皮下注２ｇ／１０ｍＬ
622951001	キュービトル２０％皮下注４ｇ／２０ｍＬ
622951101	キュービトル２０％皮下注８ｇ／４０ｍＬ
622333001	ノボエイト静注用２５０
622333101	ノボエイト静注用５００
622333201	ノボエイト静注用１０００
622333301	ノボエイト静注用１５００

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622333401	ノボエイト静注用2000
622333501	ノボエイト静注用3000
622364101	オルプロリクス静注用500
622364201	オルプロリクス静注用1000
622364301	オルプロリクス静注用2000
622364401	オルプロリクス静注用3000
622426501	オルプロリクス静注用250
622608701	オルプロリクス静注用4000
622402801	イロクテイト静注用250
622402901	イロクテイト静注用500
622403001	イロクテイト静注用750
622403101	イロクテイト静注用1000
622403201	イロクテイト静注用1500
622403301	イロクテイト静注用2000
622403401	イロクテイト静注用3000
622682501	イロクテイト静注用4000
622424901	ノボサーティーン静注用2500
622442001	アコアラン静注用600
622583901	アコアラン静注用1800
622623201	アディノベイト静注用キット250
622623501	アディノベイト静注用キット500
622623601	アディノベイト静注用キット1000
622623701	アディノベイト静注用キット2000
622646001	アディノベイト静注用キット1500
622646101	アディノベイト静注用キット3000
622489301	コバールトリイ静注用250
622489401	コバールトリイ静注用500
622489501	コバールトリイ静注用1000
622489601	コバールトリイ静注用2000
622489701	コバールトリイ静注用3000
622526101	イデルピオン静注用250
622526201	イデルピオン静注用500
622526301	イデルピオン静注用1000
622526401	イデルピオン静注用2000
629900101	イデルピオン静注用3500
622595901	エイフスチラ静注用250
622596001	エイフスチラ静注用500
622596101	エイフスチラ静注用1000
622596201	エイフスチラ静注用1500
622596301	エイフスチラ静注用2000
622596401	エイフスチラ静注用2500
622596501	エイフスチラ静注用3000
622608201	ヘムライブラ皮下注30mg
622608301	ヘムライブラ皮下注60mg
622608401	ヘムライブラ皮下注90mg
622608501	ヘムライブラ皮下注105mg
622608601	ヘムライブラ皮下注150mg
622647001	レフィキシア静注用500
622647101	レフィキシア静注用1000
622647201	レフィキシア静注用2000
622658001	ジビイ静注用500
622658101	ジビイ静注用1000
622658201	ジビイ静注用2000
622658301	ジビイ静注用3000
629905101	イスバロクト静注用500
629905201	イスバロクト静注用1000
629905301	イスバロクト静注用1500
629905401	イスバロクト静注用2000
629905501	イスバロクト静注用3000
629908001	ボンベンディ静注用1300
622842901	リンスパッド点滴静注用1000mg
629912801	スーイック静注用250
629912901	スーイック静注用500
629913001	スーイック静注用1000
629913101	スーイック静注用2000
629913201	スーイック静注用2500
629913301	スーイック静注用3000
629913401	スーイック静注用4000
622367201	バイクロット配合静注用
622250701	ノーモサング点滴静注250mg
629926801	アレモ皮下注15mg
629926901	アレモ皮下注60mg
629927001	アレモ皮下注150mg
629925701	オルツビーオ静注用500
629925801	オルツビーオ静注用1000
629925601	オルツビーオ静注用250
629925901	オルツビーオ静注用2000
629926001	オルツビーオ静注用3000
629926101	オルツビーオ静注用4000
629929701	オビザー静注用500 500単位（溶解液付）
620009152	サンドスタチン皮下注用50μg
622504701	オクトレオチド皮下注50μg「あすか」
622522901	オクトレオチド酢酸塩皮下注50μg「サンド」
620009153	サンドスタチン皮下注用100μg
622504801	オクトレオチド皮下注100μg「あすか」
622523001	オクトレオチド酢酸塩皮下注100μg「サンド」
622352101	サンドスタチンLAR筋注用キット10mg
622352201	サンドスタチンLAR筋注用キット20mg
622352301	サンドスタチンLAR筋注用キット30mg
620008225	バミドロロン酸二Na点滴静注用15mg「サワイ」
620008226	バミドロロン酸二Na点滴静注用30mg「サワイ」
644210058	注射用イホマイド1g
620009116	ブスルフェクス点滴静注用60mg
644210065	注射用サイメリン50mg

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
644210066	注射用サイメリン100mg
640451006	アルケラン静注用50mg
621982101	デモダール点滴静注用100mg
620007515	メソトレキセート点滴静注液200mg
622221301	メソトレキセート点滴静注液1000mg
644210049	注射用メソトレキセート5mg
644210048	注射用メソトレキセート50mg
620003714	キロサイド注20mg
620003715	キロサイド注40mg
620003716	キロサイド注60mg
620003717	キロサイド注100mg
620003718	キロサイド注200mg
620003713	キロサイドN注400mg
621972001	キロサイドN注1g
622283003	シタラビン点滴静注液1g「NIG」
622282903	シタラビン点滴静注液400mg「NIG」
620914301	サンラビン点滴静注用150mg
620914401	サンラビン点滴静注用200mg
620914501	サンラビン点滴静注用250mg
620002600	フルダラ静注用50mg
620005897	アラノンジー静注用250mg
622250601	エボルトラ点滴静注20mg
620007299	コスメゲン静注用0.5mg
620005148	アクラシノン注射用20mg
620005176	ダウノマイシン静注用20mg
620003762	テラルビシン注射用10mg
620005206	ピノルビン注射用10mg
620003763	テラルビシン注射用20mg
620005207	ピノルビン注射用20mg
622513101	ピノルビン注射用30mg
620008800	イダマイシン静注用5mg
640462038	カルセド注射用20mg
640462039	カルセド注射用50mg
620007499	マイロターグ点滴静注用5mg
640454006	オンコピン注射用1mg
644210059	注射用フィルデシン1mg
644210060	注射用フィルデシン3mg
620004777	ラステット注100mg/5mL
620004760	ベブシド注100mg
620008173	エトボシド点滴静注液100mg「サンド」5mL
622220501	エトボシド点滴静注液100mg「SN」
622101703	エトボシド点滴静注100mg「NIG」
622903600	エトボシド100mg5mL注射液
620005197	ハイカムチン注射用1.1mg
620003247	ロイナーゼ注用5000
620003248	ロイナーゼ注用10000
620008946	ランダ注10mg/20mL
620923301	シスプラチン点滴静注10mg「マルコ」
620008947	ランダ注25mg/50mL
620923701	シスプラチン点滴静注25mg「マルコ」
620008948	ランダ注50mg/100mL
620924101	シスプラチン点滴静注50mg「マルコ」
620001919	動注用アイエーコール100mg
620002591	動注用アイエーコール50mg
640454032	ノバントロン注20mg
644290005	ノバントロン注10mg
640407072	アクブラ静注用10mg
640407073	アクブラ静注用50mg
640407074	アクブラ静注用100mg
640462007	ロイスタチン注8mg
622919701	トリセノックス点滴静注12mg
620006806	ゼヴェリン イットリウム(90Y) 静注用セット
621954001	ミリブラ動注用70mg
622149401	ボテリジオ点滴静注20mg
629912501	ボライビー点滴静注用30mg
629912601	ボライビー点滴静注用140mg
629914701	レミトロ点滴静注用300μg
629917001	パドセブ点滴静注用30mg
629923301	パドセブ点滴静注用20mg
622388101	マブキャンバス点滴静注30mg
622449301	ヨンデリス点滴静注用0.25mg
622449401	ヨンデリス点滴静注用1mg
622929301	ビシバニール注射用1KE
622929401	ビシバニール注射用5KE
620001918	注射用レザフィリン100mg
622797601	ステボロニン点滴静注バッグ9000mg/300mL
622622401	ベスボンサ点滴静注用1mg
622654901	ビーリンサイト点滴静注用35μg
629911001	アキシャルックス点滴静注250mg
629916001	ユニツキシ点滴静注17.5mg/5mL
622870001	ルタテラ静注
622875201	ライアットMIBG-I131静注
622930501	アーウィナーゼ筋注用10000
629922501	イジュド点滴静注25mg
629922601	イジュド点滴静注300mg
629922701	リプタヨ点滴静注350mg
629923701	ベスレミ皮下注250μgシリンジ
629923801	ベスレミ皮下注500μgシリンジ
640453024	イムノマックスγ注50
646390065	イムネース注35
648110008	アヘンアルカロイド塩酸塩注射液
620009272	パンオピン皮下注20mg
648110009	モルヒネ塩酸塩注射液
620003067	アンベック注10mg

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
620009277	モルヒネ塩酸塩注射液 10mg 「シオノギ」
628504000	モルヒネ塩酸塩注射液 10mg 「第一三共」
628504304	モルヒネ塩酸塩注射液 10mg 「タケダ」
640407022	モルヒネ塩酸塩注射液
620003068	アンベック注 50mg
620009278	モルヒネ塩酸塩注射液 50mg 「シオノギ」
628504500	モルヒネ塩酸塩注射液 50mg 「第一三共」
628504804	モルヒネ塩酸塩注射液 50mg 「タケダ」
640453051	モルヒネ塩酸塩注射液
621454706	モルヒネ塩酸塩注 100mg シリンジ「テルモ」
620001373	アンベック注 200mg
620009279	モルヒネ塩酸塩注射液 200mg 「第一三共」
628505102	モルヒネ塩酸塩注射液 200mg 「シオノギ」
628505304	モルヒネ塩酸塩注射液 200mg 「タケダ」
628513501	モルヒネ塩酸塩注射液 200mg 「テルモ」
622135601	オキファスト注 10mg
622685701	オキシコドン注射液 10mg 「第一三共」
622135701	オキファスト注 50mg
622685801	オキシコドン注射液 50mg 「第一三共」
622625401	ナルベイン注 2mg
622625501	ナルベイン注 20mg
648110014	複方オキシコドン注射液
648110001	アヘンアルカロイド・アトロピン注射液
648110002	アヘンアルカロイド・スコボラミン注射液
648110010	弱アヘンアルカロイド・スコボラミン注射液
648110012	複方オキシコドン・アトロピン注射液
648110006	モルヒネ・アトロピン注射液
648210005	ベチジン塩酸塩注射液
628512804	ベチジン塩酸塩注射液 35mg 「タケダ」
648210006	ベチジン塩酸塩注射液
628513304	ベチジン塩酸塩注射液 50mg 「タケダ」
621208101	フェンタニル注射液 0.1mg 「第一三共」
621899203	フェンタニル注射液 0.1mg 「テルモ」
621627101	フェンタニル注射液 0.25mg 「第一三共」
621899303	フェンタニル注射液 0.25mg 「テルモ」
621899403	フェンタニル注射液 0.5mg 「テルモ」
622905700	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 2mL 注射液
622905800	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 5mL 注射液
620004422	アルチバ静注用 2mg
622486801	レミフェンタニル静注用 2mg 「第一三共」
620004423	アルチバ静注用 5mg
622486901	レミフェンタニル静注用 5mg 「第一三共」
621208403	ベチロルファン配合注HD
621208503	ベチロルファン配合注LD
620007335	ソル・コーテフ注射用 100mg
620007332	ソル・コーテフ静注用 250mg
620007333	ソル・コーテフ静注用 500mg
620004661	ケナコルトーA皮内用関節腔内用水懸注 50mg / 5mL
620004660	ケナコルトーA筋注用関節腔内用水懸注 40mg / 1mL
620002613	リンデロン注 2mg (0.4%)
620003829	リノロサル注射液 2mg (0.4%)
620002614	リンデロン注 4mg (0.4%)
620003830	リノロサル注射液 4mg (0.4%)
620002615	リンデロン注 20mg (0.4%)
620003831	リノロサル注射液 20mg (0.4%)
620002616	リンデロン注 20mg (2%)
620002617	リンデロン注 100mg (2%)
620525001	デカドロン注射液 1.65mg
620525101	デキサート注射液 1.65mg
620525201	オルガドロン注射液 1.9mg
620525301	デカドロン注射液 3.3mg
620525401	デキサート注射液 3.3mg
620525801	オルガドロン注射液 3.8mg
620525601	デカドロン注射液 6.6mg
620525701	デキサート注射液 6.6mg
620525901	オルガドロン注射液 19mg
620003832	リメタズン静注 2.5mg
642450087	リンデロン懸濁注
620007356	ソル・メドロール静注用 40mg
620007357	ソル・メドロール静注用 125mg
620007358	ソル・メドロール静注用 500mg
620007359	ソル・メドロール静注用 1000mg
620007381	デボ・メドロール水懸注 20mg
620007382	デボ・メドロール水懸注 40mg
642450115	注射用ブレドニゾンコハク酸エステルナトリウム
642450169	水溶性ブレドニン 10mg
642450116	注射用ブレドニゾンコハク酸エステルナトリウム
642450170	水溶性ブレドニン 20mg
642450117	注射用ブレドニゾンコハク酸エステルナトリウム
642450171	水溶性ブレドニン 50mg
620894001	サンディミューン点滴静注用 250mg
643990141	プログラフ注射液 5mg
622047401	プログラフ注射液 2mg
620008850	スパニジン点滴静注用 100mg
620009011	ステロネマ注腸 3mg
620009010	ステロネマ注腸 1.5mg
622944201	アトガム点滴静注液 250mg
629919601	ウィフガート点滴静注 400mg
629924801	リステイーゴ皮下注 280mg
629927801	ヒフデュー配合皮下注 5.6mL
622949301	ジルビスク皮下注 16.6mg シリンジ
622949401	ジルビスク皮下注 23.0mg シリンジ
622949501	ジルビスク皮下注 32.4mg シリンジ
620008805	エホチール注 10mg

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
620002175	イノバン注 100mg
620244718	ドパミン塩酸塩点滴静注 100mg 「NP」
620244701	ドパミン塩酸塩点滴静注 100mg 「イセイ」
620244707	ドパミン塩酸塩点滴静注 100mg 「KCC」
620244702	ドパミン塩酸塩点滴静注 100mg 「ツルハラ」
620245102	ツルドパミ点滴静注 200mg
620003194	イノバン注 0.1% シリンジ
620003195	イノバン注 0.3% シリンジ
620004105	イノバン注 0.6% シリンジ
621644502	ドパミン塩酸塩点滴静注 200mg キット 「KCC」
620246106	ドパミン塩酸塩点滴静注 200mg キット 「VTRS」
621644602	ドパミン塩酸塩点滴静注 600mg キット 「KCC」
620246405	ドパミン塩酸塩点滴静注 600mg キット 「VTRS」
620244734	ドパミン塩酸塩点滴静注 100mg 「NIG」
620244736	ドパミン塩酸塩点滴静注 100mg 「VTRS」
621399014	ドパミン塩酸塩点滴静注 50mg 「NIG」
622060503	ドパミン塩酸塩点滴静注 200mg 「NIG」
620246306	ドパミン塩酸塩点滴静注 200mg バッグ 「NIG」
620246606	ドパミン塩酸塩点滴静注 600mg バッグ 「NIG」
642110084	ドブトレックス注射液 100mg
620005187	ドブタミン点滴静注 100mg 「アイロム」
622749700	ドブタミン塩酸塩 100mg 注射液
621365314	ドブタミン塩酸塩点滴静注 100mg 「サワイ」
621365316	ドブタミン点滴静注 100mg 「F」
621365323	ドブタミン点滴静注 100mg 「VTRS」
620247905	ドブタミン点滴静注 200mg キット 「VTRS」
620248005	ドブタミン点滴静注 600mg キット 「VTRS」
620005188	ドブトレックス点滴静注 200mg
620005189	ドブトレックス点滴静注 600mg
621512001	ドブタミン持続静注 50mg シリンジ 「KCC」
621512101	ドブタミン持続静注 150mg シリンジ 「KCC」
621757901	ドブタミン持続静注 300mg シリンジ 「KCC」
620002593	ネオシネジンコーワ注 1mg
620002594	ネオシネジンコーワ注 5mg
642450005	アドレナリン注射液
620517902	ボスミン注 1mg
642450071	ノルアドレナリン注射液
620008384	ノルアドレナリン注 1mg
621371901	アドレナリン注 0.1% シリンジ 「テルモ」
628704702	エビペン注射液 0.15mg
628704802	エビペン注射液 0.3mg
641210020	リドカイン注射液
641210093	キシロカイン注射液 0.5%
641210094	リドカイン注 「NM」 0.5%
641210021	リドカイン注射液
641210096	キシロカイン 0.5% 筋注用溶解液
641210022	リドカイン注射液
641210099	キシロカイン注射液 1%
641210100	リドカイン注 「NM」 1%
641210023	リドカイン注射液
641210102	キシロカイン注射液 2%
641210103	リドカイン注 「NM」 2%
641210024	リドカイン注射液
641210105	静注用キシロカイン 2%
620166503	リドカイン静注液 2% 「タカタ」
641210025	リドカイン注射液
621670602	リドカイン点滴静注 1% 「タカタ」
642120014	プロカインアミド塩酸塩注射液
620008355	アミサリン注 100mg
642120015	プロカインアミド塩酸塩注射液
620008356	アミサリン注 200mg
642120006	インデラル注射液 2mg
621494801	オノアクト点滴静注 50mg
622953001	ランジオロール塩酸塩点滴静注 50mg 「F」
622953101	ランジオロール塩酸塩点滴静注 150mg 「F」
622094701	コアベータ静注 12.5mg
622422801	オノアクト点滴静注 150mg
640462042	ブレブブロック注 100mg
620004782	リスモダンP 静注 50mg
620005243	ワソラン静注 5mg
621555003	ベラバミル塩酸塩静注 5mg 「NIG」
622750600	ベラバミル塩酸塩 0.25% 2mL 注射液
620008940	メキシチール点滴静注 125mg
620262301	シベノール静注 70mg
620007361	タンボコール静注 50mg
620002584	シンビット静注 50mg
640443003	サンリズム注射液 50
620002610	リドカイン静注 2% シリンジ 「テルモ」
620004876	アンカロン注 150
622609302	アミオダロン塩酸塩静注 150mg 「TE」
640407031	ヘルベッサー注射用 250
620333401	ジルチアゼム塩酸塩注射用 250mg 「サワイ」
622752600	ジルチアゼム塩酸塩 250mg 注射用
621958501	ヘルベッサー注射用 10
620333501	ジルチアゼム塩酸塩注射用 10mg 「サワイ」
622752700	ジルチアゼム塩酸塩 10mg 注射用
621958601	ヘルベッサー注射用 50
620333601	ジルチアゼム塩酸塩注射用 50mg 「サワイ」
622752800	ジルチアゼム塩酸塩 50mg 注射用
621406001	アルガトロバン注射液 10mg 「サワイ」
621405904	アルガトロバン注射液 10mg 「SN」
622944501	アルガトロバンHI注 10mg / 2mL 「フソー」
620002948	スロンノンHI注 10mg / 2mL
620002974	ノバスタンHI注 10mg / 2mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
620002252	チトラミン液「フソー」－4%
620812203	ヘパリンC a 皮下注2万単位／0.8mL「サワイ」
621824702	ヘパリンカルシウム注1万単位／10mL「AY」
621824802	ヘパリンC a 注射液2万単位／20mL「サワイ」
621825002	ヘパリンカルシウム注5万単位／50mL「AY」
621824902	ヘパリンC a 注射液5万単位／50mL「サワイ」
621825102	ヘパリンC a 注射液10万単位／100mL「サワイ」
622458001	ヘパリンC a 皮下注1万単位／0.4mL「サワイ」
621933401	ヘパリンカルシウム皮下注5千単位／0.2mLシリンジ「モチダ」
643330011	ヘパリンナトリウム注射液
620812504	ヘパリンナトリウム注N5千単位／5mL「AY」
620006725	ヘパリンナトリウム注射液
621825302	ヘパリンNa注5千単位／5mL「モチダ」
620006728	ヘパリンナトリウム注射液
621825802	ヘパリンナトリウム注1万単位／10mL「AY」
621825602	ヘパリンナトリウム注N1万単位／10mL「AY」
621825704	ヘパリンナトリウム注1万単位／10mL「ニプロ」
621825502	ヘパリンNa注1万単位／10mL「モチダ」
620006734	ヘパリンナトリウム注射液
621826102	ヘパリンナトリウム注5万単位／50mL「AY」
621826004	ヘパリンナトリウム注5万単位／50mL「ニプロ」
620006739	ヘパリンナトリウム注射液
621826402	ヘパリンナトリウム注10万単位／100mL「AY」
620006312	ヘパリンNa透析用2500単位／mL「フソー」20mL 5千U
621832801	ヘパリンNa透析用250U／mL「NS」20mL 5千U
621701902	ダルテパリンNa静注5000単位／5mL「日新」
622757800	ダルテパリンナトリウム5,000低分子ヘパリン国際単位注射液
622757900	ダルテパリンナトリウム5,000低分子ヘパリン国際単位注射液
620812701	フラグミン静注5000単位／5mL
621702702	ダルテパリンNa静注5000単位／5mL「サワイ」
621673102	ダルテパリンNa静注5000単位／5mL「AFP」
621994801	ダルテパリンNa静注2500単位／10mLシリンジ「ニプロ」
621994901	ダルテパリンNa静注3000単位／12mLシリンジ「ニプロ」
621995001	ダルテパリンNa静注4000単位／16mLシリンジ「ニプロ」
621995101	ダルテパリンNa静注5000単位／20mLシリンジ「ニプロ」
620006789	リコモジュリン点滴静注用12800
620006203	ウロナーゼ静注用6万単位
620006202	ウロナーゼ冠動注用12万単位
620006267	デフィブラーゼ点滴静注液10単位
643950056	アクチバシン注600万
643950059	グルトバ注600万
643950057	アクチバシン注1200万
643950060	グルトバ注1200万
643950058	アクチバシン注2400万
643950061	グルトバ注2400万
620007270	クリアクター静注用40万
620007271	クリアクター静注用80万
621645001	オザグレルNa静注液20mg「日医工」
621645201	オザグレルNa静注液80mg「日医工」
621536201	オザグレルNa点滴静注液20mg「ケミファ」
621536902	オザグレルNa点滴静注20mg「IP」
622759200	オザグレルナトリウム20mg 1mL注射液
621696901	オザグレルNa点滴静注液20mg「トーワ」
620002915	オザグレルナトリウム点滴静注液80mg「JD」
621754402	オザグレルNa点滴静注液80mg「ケミファ」
621537002	オザグレルNa点滴静注80mg「IP」
621697101	オザグレルNa点滴静注液80mg「トーワ」
620002914	オザグレルナトリウム点滴静注液40mg「JD」
621536301	オザグレルNa点滴静注液40mg「ケミファ」
621645402	オザグレルNa点滴静注40mg「IP」
621697001	オザグレルNa点滴静注液40mg「トーワ」
622694000	オザグレルナトリウム40mg 2mL注射液
621645101	オザグレルNa静注液40mg「日医工」
622759500	オザグレルナトリウム40mg 4mL注射液
621484101	オザグレルNa注射用20mg「SW」
622759600	オザグレルナトリウム20mg注射用
621484501	オザグレルNa注射用40mg「SW」
622759700	オザグレルナトリウム40mg注射用
620008180	オザグレルNa注射液80mgシリンジ「サワイ」
621645502	オザグレルNa注80mgシリンジ「IP」
622093801	オザグレルNa点滴静注80mgバッグ「タカタ」
622263401	オザグレルNa点滴静注80mgバッグ「テルモ」
620008178	オザグレルNa注射液20mgシリンジ「サワイ」
620008179	オザグレルNa注射液40mgシリンジ「サワイ」
622462201	オザグレルNa点滴静注80mg／100mLバッグ「IP」
621643701	オザグレルNa点滴静注80mg「タカタ」
621519105	オザグレルNa点滴静注20mgシリンジ「NIG」
621519205	オザグレルNa点滴静注40mgシリンジ「NIG」
621519305	オザグレルNa点滴静注80mgシリンジ「NIG」
620002926	カタクロット注射液40mg
621808401	オザグレルNa点滴静注20mg「タカタ」
622759900	オザグレルナトリウム20mg 1mL注射液
621808501	オザグレルNa点滴静注40mg「タカタ」
622760000	オザグレルナトリウム40mg 2mL注射液
622873901	オザグレルNa注80mgシリンジ「トーワ」

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰに係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点	3点
1	創傷処置（褥瘡の処置を除く）	なし	あり		
2	呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）	なし	あり		
3	注射薬剤3種類以上の管理（最大7日間）	なし	あり		
4	シリンジポンプの管理	なし	あり		
5	輸血や血液製剤の管理	なし		あり	
6	専門的な治療・処置 ① 抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、			あり	あり
	③ 麻薬の使用（注射剤のみ）、				あり
	④ 麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、			あり	
	⑤ 放射線治療、			あり	
	⑥ 免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）、			あり	
	⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	⑧ 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、				あり
	⑩ ドレーナージの管理、			あり	
	⑪ 無菌治療室での治療				
7	救急搬送後の入院（2日間）	なし		あり	
				A得点	

B	患者の状況等	患者の状態				介助の実施			評価
		0点	1点	2点		0	1		
8	寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない	×			=	点
9	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
10	口腔清潔	自立	要介助			実施なし	実施あり		点
11	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
12	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
13	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ						点
14	危険行動	ない		ある					点
									B得点

C	手術等の医学的状況	0点	1点
15	開頭手術（11日間）	なし	あり
16	開胸手術（9日間）	なし	あり
17	開腹手術（6日間）	なし	あり
18	骨の手術（10日間）	なし	あり
19	胸腔鏡・腹腔鏡手術（4日間）	なし	あり
20	全身麻酔・脊椎麻酔の手術（5日間）	なし	あり
21	救命等に係る内科的治療（4日間） ①経皮的血管内治療、 ②経皮的心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療	なし	あり
22	別に定める検査（2日間）	なし	あり
23	別に定める手術（5日間）	なし	あり
		C得点	

注）一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰに係る評価にあたっては、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき、以下のとおり記載した点数について、A～Cそれぞれ合計する。

・A（A3、A6①から④まで及び⑥から⑨までを除く。）については、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の点数を記載する。

・A（A3、A6①から④まで及び⑥から⑨までに限る。）及びCについては、評価日において、別表1に規定するレセプト電算処理システム用コードのうち、A又はC項目に該当する項目の点数をそれぞれ記載する。

・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

なお、急性期病院一般入院基本科、急性期一般入院科1及び7対1入院基本科（特定機能病院入院基本科（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本科）において、患者の状況等に係る得点（B得点）については、基準には用いないが、毎日評価を行うこと。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価票

(配 点)					
A	モニタリング及び処置等	0 点	1 点	2 点	3 点
1	創傷処置（褥瘡の処置を除く）	なし	あり		
2	呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）	なし	あり		
3	注射薬剤3種類以上の管理（最大7日間）	なし	あり		
4	シリンジポンプの管理	なし	あり		
5	輸血や血液製剤の管理	なし		あり	
6	専門的な治療・処置				
	① 抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、			あり	
	③ 麻薬の使用（注射剤のみ）、			あり	あり
	④ 麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、			あり	
	⑤ 放射線治療、			あり	
	⑥ 免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）、			あり	
	⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	⑧ 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、				あり
	⑩ ドレナージの管理、			あり	
	⑪ 無菌治療室での治療				あり
7	緊急に入院を必要とする状態（2日間）	なし		あり	
A 得点					

B	患者の状況等	患者の状態			×	介助の実施		＝	評価
		0 点	1 点	2 点		0	1		
8	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない					点
9	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
10	口腔清潔	自立	要介助			実施なし	実施あり		点
11	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
12	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
13	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ						点
14	危険行動	ない		ある					点
B 得点									

C	手術等の医学的状況	0 点	1 点
15	開頭手術（11日間）	なし	あり
16	開胸手術（9日間）	なし	あり
17	開腹手術（6日間）	なし	あり
18	骨の手術（10日間）	なし	あり
19	胸腔鏡・腹腔鏡手術（4日間）	なし	あり
20	全身麻酔・脊椎麻酔の手術（5日間）	なし	あり
21	救命等に係る内科的治療（4日間） ①経皮的血管内治療、 ②経皮的心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療	なし	あり
22	別に定める検査（2日間）	なし	あり
23	別に定める手術（5日間）	なし	あり
C 得点			

注) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価にあたっては、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき、以下のとおり記載した点数について、A～Cそれぞれ合計する。

- ・A及びCについては、評価日において、別表1に規定するレセプト電算処理システム用コードのうち、A又はC項目に該当する項目の合計点数をそれぞれ記載する。
- ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

なお、急性期病院一般入院基本科、急性期一般入院科1及び7対1入院基本科（特定機能病院入院基本科（一般病棟に限る。））及び専門病院入院基本科）において、患者の状況等に係る得点（B得点）については、基準には用いないが、毎日評価を行うこと。

<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ>

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、急性期病院一般入院基本料（許可病床数が200床未満の保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うことが困難であることについて正当な理由があるものに限る。）、急性期一般入院基本料（急性期一般入院料1に係る届出を行っている病棟（許可病床数が200床未満の保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。）、許可病床数が200床以上の保険医療機関であって急性期一般入院料2又は3に係る届出を行っている病棟及び許可病床数が400床以上の保険医療機関であって急性期一般入院料4又は5に係る届出を行っている病棟を除く。）、7対1入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（結核病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、地域一般入院料1、急性期総合体制加算（急性期病院一般入院基本料）、看護補助加算1（地域一般入院基本料、13対1入院基本料）、看護・多職種協働加算（急性期病院B一般入院料、急性期一般入院料4）、一般病棟看護必要度評価加算（専門病院入院基本料、特定一般病棟入院料）、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、地域包括医療病棟入院料及び地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料及び特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理が行われる場合）を算定する場合も含む。以下「地域包括ケア病棟入院料等」という。）を届け出ている病棟に入院している患者であり、以下の患者は評価の対象としない。

ア 産科患者

イ 15歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）

（イ） 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発0305第7号。以下「基本診療料施設基準通知」という。）

別添2第2の4の2（7）において一般病棟と結核病棟の両病棟全体で評価を行う場合

（ロ） 「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成4年12月10日健医発1415号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

（ハ） 医療法施行規則第10条第5号により感染症病床に入院する場合

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）並びに手術等の医学的状況（C項目）について、毎日評価を行うこと。なお、B項目の測定日の取扱いについては、基本診療料施設基準通知の別添2の第2の4の2（4）によることとし、測定日以外の日におけるB項目の評価については、直近の測定日におけるB項目の評価をもって代替することができる。

ただし、地域包括ケア病棟入院料等については、A項目及びC項目のみの評価とし、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該病棟に在棟していた時間があつた場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退院日は、当日の0時から退院時までを評価対象時間とする。退院日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

原則として、当該病棟内を評価の対象場所とし、当該病棟以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。ただし、A項目の専門的な治療・処置のうち、放射線治療及びC項目の手術等の医学的状況については、当該医療機関内における治療を評価の対象場所とする。

5. 評価対象の処置・介助等

当該病棟で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該病棟に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が当該病棟内において実施することを評価する場合は、病棟所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該病棟の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。なお、医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

ただし、A項目及びC項目のうち、別表1に規定する「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」（以下、コード一覧という。）を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目（A6「専門的な治療・処置等」①から④まで及び⑥から⑨までを除く。）の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該病棟の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び病棟の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記

録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置（褥瘡の処置を除く）

項目の定義

創傷処置は、創傷の処置として一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱにおいて評価の対象となる診療行為を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱにおけるコード一覧に掲載されているコードに対応する診療行為のうち創傷処置に該当するものを実施した場合に「あり」とする。

2 呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く。）

項目の定義

呼吸ケアは、酸素吸入や人工呼吸等、呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く。）として一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱにおいて評価の対象となる診療行為を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱにおけるコード一覧に掲載されているコードに対応する診療行為のうち呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く。）に該当するものを実施した場合に「あり」とする。

3 注射薬剤3種類以上の管理

項目の定義

注射薬剤3種類以上の管理は、注射により投与した薬剤の種類数が3種類以上であって、当該注射に係る管理を行った場合に評価する項目であり、一連の入院期間中に初めて該当した日から起算して最大7日間（初めて該当した日を含む）までを評価の対象とする。

選択肢の判断基準

「なし」
注射により投与した薬剤が3種類に満たない場合をいう。
「あり」
注射により投与した薬剤が3種類以上の場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射方法、注射針の刺入個所の数は問わない。
注射薬剤については、E F 統合ファイルにおけるデータ区分コードが30番台（注射）の薬剤に限り、評価の対象となる。ただし、血液代用剤、透析用剤、検査用剤、静脈栄養に係る薬剤、他の項目の評価対象となっている薬剤等、別表のコード一覧に掲げる薬剤は種類数の対象から除くこと。

なお、厚生労働省「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」において示している「成分名」が同一である場合には、1種類として数えること。

また、一連の入院期間中に初めて該当した日から起算して最大7日間が評価の対象

となるが、当該初めて該当した日以降に他の入院料を算定する病棟又は病室に転棟した場合であっても、当該初めて該当した日から起算して7日以内であるときは評価の対象となる。

4 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

5 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。

「あり」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める。

6 専門的な治療・処置

項目の定義

専門的な治療・処置は、①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、③麻薬の使用（注射剤のみ）、④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、⑤放

射線治療、⑥免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）、⑦昇圧剤の使用（注射剤のみ）、⑧抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、⑩ドレナージの管理、⑪無菌治療室での治療のいずれかの治療・処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

専門的な治療・処置を実施しなかった場合をいう。

「あり」

専門的な治療・処置を一つ以上実施した場合をいう。ただし、①から④まで及び⑥から⑨までについては、評価日において、コード一覧に掲載されているコードが入力されている場合をいう。

判断に際しての注意点

専門的な治療・処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

なお、①から④まで及び⑥から⑨までについては、内服薬のコードが入力されていない日に当該コードに該当する内服を指示した場合や、事前に処方や指示を行っており内服当日には当該コードが入力されていない場合等は、評価の対象とはならない。手術や麻酔中に用いた薬剤は評価の対象となる。また、検査や処置等、その他の目的で用いた薬剤については、E F 統合ファイルにおけるデータ区分コードが20番台（投薬）、30番台（注射）、50番（手術）及び54番（麻酔）の薬剤に限り、評価の対象となる。

① 抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

③ 麻薬の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

④ 麻薬の内服、貼付、坐剤の管理

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑤ 放射線治療

【定義】

放射線治療は、固形腫瘍又は血液系腫瘍を含む悪性腫瘍がある患者に対して、病変部にX線、ガンマ線、電子線等の放射線を照射し、そのDNA分子間の結合破壊(電離作用)により目標病巣を死滅させることを目的として実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

照射方法は、外部照射と内部照射（腔内照射、小線源治療）を問わない。放射線治療の対象には、エックス線表在治療、高エネルギー放射線治療、ガンマナイフ、直線加速器（リニアック）による定位放射線治療、全身照射、密封小線源治療、放射性同位元素内用療法を放射線治療の対象に含める。

外部照射の場合は照射日のみを含めるが、外部照射の場合であっても、院外での実施は含めない。

外部照射か内部照射かは問わず、継続して内部照射を行なっている場合は、治療期間を通して評価の対象に含める。

放射線治療の実施が当該医療機関内であれば評価の対象場所に含める。

⑥ 免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑧ 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑩ ドレナージの管理

【定義】

ドレナージの管理とは、排液、減圧の目的として、患者の創部や体腔に誘導管（ドレーン）を継続的に留置し、滲出液や血液等を直接的に体外に誘導し、排液バッグ等に貯留する状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

【留意点】

誘導管は、当日の評価対象時間の間、継続的に留置されている場合にドレナージの管理の対象に含める。当日に設置して且つ抜去した場合は含めないが、誘導管を設置した日であって翌日も留置している場合、又は抜去した日であって前日も留置している場合は、当日に6時間以上留置されていた場合には含める。

胃瘻（PEG）を減圧目的で開放する場合であっても定義に従っていれば含める。

体外へ直接誘導する場合のみ評価し、体内で側副路を通す場合は含めない。また、腹膜透析や血液透析は含めない。経尿道的な膀胱留置カテーテルは含めないが、血尿がある場合は、血尿の状況を管理する場合に限り評価できる。陰圧閉鎖療法は、創部に誘導管（パッドが連結されている場合を含む）を留置して、定義に従った処置をしている場合は含める。

定義に基づき誘導管が目的に従って継続的に留置されている場合に含めるものであるが、抜去や移動等の目的で、一時的であればクランプしていても良いものとする。

⑪ 無菌治療室での治療

【定義】

無菌治療室での治療とは、移植後、白血病、再生不良性貧血、骨髄異形成症候群、重症複合型免疫不全症等の患者に対して、無菌治療室での治療が必要であると医師が判断し、無菌治療室での治療を6時間以上行った場合に評価する項目である。

【留意点】

無菌治療室とは、室内を無菌の状態に保つために十分な体制が整備されている必要があり、当該保険医療機関において自家発電装置を有していることと、滅菌水の供給が常時可能であること。また、個室であって、室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時ISOクラス7以上であること。

無菌治療室に入室した日及び無菌治療室を退室した日は評価の対象とする。

7. 救急搬送後の入院

項目の定義

救急搬送後の入院は、救急用の自動車（市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車に限る）又は救急医療用ヘリコプターにより当該医療機関に搬送され、入院した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプター以外により搬送され入院した場合をいう。

「あり」

救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターにより搬送され入院した場合をいう。

判断に際しての留意点

救急搬送後の患者が、直接、評価対象病棟に入院した場合のみを評価の対象とし、救命救急入院料、特定集中治療室管理料等の届出を行っている治療室に一旦入院した場合は評価の対象に含めない。ただし、手術室を経由して評価対象病棟に入院した場合は評価の対象に含める。

入院当日を含めた2日間を評価の対象とする。

B 患者の状況等

B項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
5. B9「移乗」、B10「口腔清潔」、B11「食事摂取」、B12「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

8 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作であ

る。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

9 移乗

項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

（患者の状態）

「自立」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。

（介助の実施）

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行うことができる（力が出せる）場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

10 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「要介助」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」とする。

1.1 食事摂取

項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする。

医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

1.2 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況の評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。

自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。
靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

1 3 診療・療養上の指示が通じる 項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」
診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。
「いいえ」
診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。
医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1 4 危険行動 項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。
ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」
過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。
「ある」
過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。
認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。
他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

C 手術等の医学的状況

C 項目共通事項

1. コード一覧に掲載されているコードについて、評価日における入力の有無及び当該コードに係る手術等の実施当日からの日数によって判断すること。
2. 各選択肢の判断基準に示された手術等の実施当日からの日数については、実施当日を含む日数であること。

1 5 開頭手術 選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から 11 日間の場合、「あり」とする。

1 6 開胸手術 選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から 9 日間の場合、「あり」とする。

1 7 開腹手術 選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から 6 日間の場合、「あり」とする。

1 8 骨の手術 選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から 10 日間の場合、「あり」とする。

1 9 胸腔鏡・腹腔鏡手術 選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から 4 日間の場合、「あり」とする。

2 0 全身麻酔・脊椎麻酔の手術 選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から 5 日間の場合、「あり」とする。

2 1 救命等に係る内科的治療 選択肢の判断基準

①から③の各項目について、評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る治療の実施当日から 4 日間の場合、「あり」とする。

2 2 別に定める検査 選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る検査の実施当日から2日間の場合、「あり」とする。

2.3 別に定める手術 選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から5日間の場合、「あり」とする。

<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ>

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟、結核病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、地域一般入院料1、総合入院体制加算（一般病棟入院基本料、特定一般病棟入院料）、看護補助加算1（地域一般入院基本料、13対1入院基本料）、看護・多職種協働加算（急性期病院B一般入院料、急性期一般入院料4）、一般病棟看護必要度評価加算（専門病院入院基本料、特定一般病棟入院料）、脳卒中ケアユニット入院医療管理料並びに地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料及び特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理が行われる場合）を算定する場合も含む。以下「地域包括ケア病棟入院料等」という。）を届け出ている病棟に入院している患者であり、以下の患者は評価の対象としない。また、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）についても評価の対象としない。

ア 産科患者

イ 15歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）

（イ）基本診療料施設基準通知の別添2第2の4の2（7）において一般病棟と結核病棟の両病棟全体で評価を行う場合

（ロ）「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成4年12月10日健医発1415号）の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合

（ハ）医療法施行規則第10条第5号により感染症病床に入院する場合

2. 評価日及び評価項目

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ（以下「必要度Ⅰ」という。）における記載内容を参照のこと。

3. 評価対象時間

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

4. 評価対象場所

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

5. 評価者

B 項目の評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

6. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、A・B・Cの各項目の共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

A モニタリング及び処置等

1. 評価日において、各選択肢のコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合を「あり」とする。

ただし、A 3「注射薬剤 3 種類以上の管理」については、一連の入院期間中に初めて該当した日から起算して最大 7 日目までを評価の対象とし、当該初めて該当した日以降に他の入院料を算定する病棟又は病室に転棟した場合であっても、当該初めて該当した日から起算して 7 日目以内であるときは評価の対象となる。

また、A 7「緊急に入院を必要とする状態」については、入院日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合に、入院当日を含めた 2 日間を「あり」とする。なお、当該患者が、直接、評価対象病棟に入院した場合のみ、当該コードを評価対象とし、救命救急入院料、特定集中治療室管理料等の届出を行っている治療室に一旦入院した場合は評価対象に含めない。ただし、手術室を経由して評価対象病棟に入院した場合は評価対象に含める。また、地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料においては、評価対象に含めない。

2. 内服薬のコードが入力されていない日に当該コードに該当する内服を指示した場合や、事前に処方や指示を行っており内服当日には当該コードが入力されていない場合等は、評価の対象とはならない。
3. 手術や麻酔中に用いた薬剤は評価の対象となる。また、検査や処置等、その他の目的で用いた薬剤については、E F 統合ファイルにおけるデータ区分コードが 20 番台（投薬）、30 番台（注射）、50 番（手術）及び 54 番（麻酔）の薬剤に限り、評価の対象となる。
4. 臨床試験で用いた薬剤は評価の対象となる。

B 患者の状況等

必要度 I における記載内容を参照のこと。

C 手術等の医学的状況

必要度 I における記載内容を参照のこと。

別紙 8

医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き

「医療区分・ADL区分等に係る評価票(療養病棟入院基本料又は有床診療所療養病床入院基本料)」の記入に当たっては、各項目の「項目の定義」に該当するか否かを判定すること。また、各項目の評価の単位については、「評価の単位」及び「留意点」に従うこと。

なお、「該当する」と判定した場合には、診療録にその根拠を記載すること。ただし、判定以降に患者の状態等の変化がない場合には、診療録に記載しなくても良いが、状態等の変化が見られた場合には診療録にその根拠を記載すること。

I. 算定期間に限りがある区分

(1) 【処置等に係る医療区分3(別表第五の二)】

1. 24時間持続しての点滴

項目の定義

24時間持続しての点滴

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう24時間持続しての点滴とは、経口摂取が困難な場合、循環動態が不安定な場合又は電解質異常が認められるなど体液の不均衡が認められる場合に限るものとする。(初日を含む。)
また、連続した7日間を超えて24時間持続して点滴を行った場合は、8日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

2. 中心静脈栄養(療養病棟入院基本料を算定する場合にあつては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日以内の場合に実施するものに限る。)

項目の定義

中心静脈栄養(療養病棟入院基本料を算定する場合にあつては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日以内の場合に実施するものに限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう中心静脈栄養とは、消化管の異常、悪性腫瘍等のため消化管からの栄養摂取が困難な場合に行うものに限るものとし、単に末梢血管確保が困難であるために行うものはこれに含まない。ただし、経管栄養のみでカロリー不足の場合については、離脱についての計画を作成し実施している場合に限り、経管栄養との一部併用の場合も該当するものとする。中心静脈栄養の終了後も7日間に限り、引き続き処置等に係る医療区分3として取り扱うことができる。

また、療養病棟入院基本料を算定する場合にあつては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻もしくは急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日以内の場合に実施するものに限るものである。

なお、有床診療所療養病床入院基本料を算定する場合にあつては、本項目は適用しない。

なお、毎月末において、当該中心静脈栄養を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

3. 処置等に係る医療区分2(別表第五の三)のうち、別表第五の三の二の(1)及び(2)のいずれにも該当するものの項目の定義

別表第五の三の二に定める処置等のうち、(1)及び(2)のいずれにも該当するもの

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう別表第五の三の二に定める処置等のうち、(1)及び(2)のいずれにも該当するものとは、(1)に掲げる

- ・肺炎に対する治療
- ・尿路感染症に対する治療
- ・脱水に対する治療(発熱を伴う状態の患者に対して実施するものに限る。)
- ・頻回の嘔吐に対する治療(発熱を伴う状態に限る。)
- ・経鼻胃管及び胃瘻等の経腸栄養(発熱又は嘔吐を伴う状態の患者に対して行うものに限る。)

のいずれか及び(2)に掲げる

- ・褥瘡に対する治療(皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が二箇所以上に認められる場合に実施するものに限る。)
- ・末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療
- ・創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療
- ・中心静脈栄養(広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻又は急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から三十日を超えて実施するものに限る。)(療養病棟入院基本料を算定する場合に限る。)
- ・人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法
- ・気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態の患者に対して行うものを除く。)

のいずれかの双方に該当するものをいう。(1)に掲げる処置等のうち、本紙において算定上限日数が定められている場合は、算定上限日数までの間のみ、当該項目に該当するものとする。

(2) 【疾患・状態に係る医療区分2(別表第五の三)】

4. 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

項目の定義

消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう消化管等の体内からの出血が反復継続している状態とは、例えば、黒色便、コーヒー残渣様嘔吐、喀血、痔核を除く持続性の便潜血が認められる状態をいう。
出血を認めた日から7日間まで、本項目に該当するものとする。

(3) 【処置等に係る医療区分2(別表第五の三)】

5. 尿路感染症に対する治療

項目の定義

尿沈渣で細菌尿が確認された場合、もしくは白血球尿(>10/HPF)であって、尿路感染症に対する治療を実施している場合

評価の単位

1日毎

留意点

連続する14日間を限度とし、15日目以降は該当しない。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

6. 傷病等によりリハビリテーション(原因となる傷病等の発症後、30日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。)

項目の定義

傷病等によりリハビリテーション(原因となる傷病等の発症後、30日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

実施されるリハビリテーションは、医科点数表上のリハビリテーションの部に規定されるものであること。
リハビリテーションについては、継続的に適切に行われていれば、毎日行われている必要はないものとする。

7. 脱水に対する治療(発熱を伴う状態に限る。)

項目の定義

脱水に対する治療(発熱を伴う状態に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

発熱に対する治療を行っている場合に限る。
尿量減少、体重減少、BUN／Cre 比の上昇等が認められ、脱水に対する治療を実施している状態。
連続した 7 日間を超えて脱水に対する治療を行った場合は、8日目以降は該当しない。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

8. 頻回の嘔吐に対する治療(発熱を伴う状態に限る。)

項目の定義

頻回の嘔吐に対する治療を実施している場合(1日に複数回の嘔吐がある場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

発熱に対する治療が行われている場合に限る。
嘔吐のあった日から 3 日間は、本項目に該当する。

9. せん妄に対する治療

項目の定義

せん妄に対する治療を実施している場合(せん妄の症状に対応する治療を行っている場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

「せん妄の兆候」は、以下の6項目のうち「この7日間は通常の状態と異なる」に該当する項目が1つ以上ある場合、本項目に該当するものとする。

- a.注意がそらされやすい
- b.周囲の環境に関する認識が変化する
- c.支離滅裂な会話が時々ある
- d.落ち着きがない
- e.無気力
- f.認知能力が1日の中で変動する

7日間を限度とし、8 日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

10. 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養(発熱又は嘔吐を伴う状態に限る。)

項目の定義

経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

評価の単位

1日毎

留意点

発熱又は嘔吐に対する治療を行っている場合に限る。
連続する7日間を限度とし、8 日目以降は該当しないものとする。ただし、一旦非該当となった後、再び病状が悪化した場合には、本項目に該当する。

11. 頻回の血糖検査

項目の定義

頻回の血糖検査(1 日 3 回以上の血糖検査が必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

糖尿病に対するインスリン製剤又はソマトメジンC製剤の注射を1日1回以上行い、1 日 3 回以上の頻回の血糖検査が必要な場合に限る。なお、検査日から3 日間まで、本項目に該当するものとする。

Ⅱ. 算定期間に限りがない区分

(1) 【疾患・状態に係る医療区分3(別表第五の二)】

12. スモン

項目の定義

スモン(「特定疾患治療研究事業について」(昭和 48 年4月 17 日衛発第242 号)に定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

特定疾患医療受給者証の交付を受けているもの又は過去に当該疾患の公的な認定を受けたことが確認できる場合等をいう。

13. 別紙8の2の注1を参照

14. 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

項目の定義

循環動態および呼吸状態が不安定なため、常時、動脈血酸素飽和度、血圧、心電図、呼吸等のバイタルサインを観察する必要がある等、医師及び看護職員により、24時間体制での監視及び管理を必要とする状態

評価の単位

1日毎

留意点

少なくとも連続して24時間以上「項目の定義」に該当する状態にあること。（初日を含む。）
動脈血酸素飽和度、血圧、心電図、呼吸等のバイタルサインが、少なくとも4時間以内の間隔で観察されていること。ただし、医師による治療方針に関する確認が行われていない場合は該当しない。
なお、当該項目は、当該項目を除く医療区分3又は医療区分2の項目に、1つ以上の該当項目がある場合に限り医療区分3として取り扱うものとし、それ以外の場合は医療区分2として取り扱うものとする。

15. 区分番号A212に掲げる超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注1に規定する超重症の状態(十五歳未満の小児患者に限る。)

項目の定義

「A212」超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注1に規定する超重症の状態に該当する患者のうち、十五歳未満の小児患者。

評価の単位

1日毎

留意点

超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注1に規定する超重症の状態とは、別添6の別紙14に掲げる超重症児(者)の判定基準による判定スコアが25点以上であって、介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等、特別の医学的管理が必要な状態が6月以上継続している状態であることをいう。本項目は、このうち十五歳未満の小児患者の場合に該当するものとする。

(2) 【処置等に係る医療区分3(別表第五の二)】

16. 中心静脈栄養(療養病棟入院基本料を算定する場合にあつては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者を対象とする場合に限る。)

項目の定義

中心静脈栄養(療養病棟入院基本料を算定する場合にあつては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者を対象とする場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう中心静脈栄養とは、消化管の異常、悪性腫瘍等のため消化管からの栄養摂取が困難な場合に行うものに限るものとし、単に末梢血管確保が困難であるために行うものはこれに含まない。ただし、経管栄養のみでカロリー不足の場合については、離脱についての計画を作成し実施している場合に限り、経管栄養との一部併用の場合も該当するものとする。中心静脈栄養の終了後も7日間に限り、引き続き処置等に係る医療区分3として取り扱うことができる。

また、療養病棟入院基本料を算定する場合にあつては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者を対象とする場合に限るものである。

令和6年3月31日において旧医科点数表の療養病棟入院基本料に係る届出を行っている病棟に入院している患者であつて、旧医科点数表別表第五の二の二に規定する中心静脈注射を行っているものについては、当分の間、本項目に該当するものとみなす。

なお、有床診療所療養病床入院基本料を算定する場合にあつては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻又は急性膵炎を有する患者以外を対象とする場合についても、中心静脈栄養の実施期間によらず、本項目に該当するものである。

なお、毎月末において、当該中心静脈栄養を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

17. 人工呼吸器の使用

項目の定義

人工呼吸器の使用

評価の単位

1日毎

留意点

診療報酬の算定方法の別表第一第2章第9部の「J045 人工呼吸」の「3 5時間を超えた場合(1日につき)」を算定している場合に限る。

18. ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄

項目の定義

ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄

評価の単位

1日毎

留意点

胸腔または腹腔のドレーン又は洗浄を実施しているものに限る。

19. 気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態に限る。)

項目の定義

気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

投薬、処置等、発熱に対する治療が行われている場合に限る。

20. 酸素療法(密度の高い治療を要する状態に限る。)

項目の定義

酸素療法を実施している場合であって、次のいずれかに該当するもの

- ・常時流量3L/分以上を必要とする場合
- ・肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合
- ・New York Heart Association の心機能分類のⅢ度又はⅣ度相当の心不全の状態である場合

評価の単位

1日毎

留意点

酸素非投与下において、安静時、睡眠時、運動負荷いずれかで動脈血酸素飽和度が 90%以下となる状態であって、以下の(1)又は(2)の状態。

(1) 安静時に3L/分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度 90%以上を維持できないが、3L/分以上で維持できる状態。

(2) 安静時に3L/分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度 90%以上を維持できる状態であって、肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合又は NYHA 重症度分類のⅢ度若しくはⅣ度の心不全の状態である場合。なお、肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合については、点滴を実施した日から 30 日間まで、本項目に該当するものとする。

なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

21. 感染症の治療の必要性から隔離室での管理

項目の定義

感染症の治療の必要性から隔離室での管理

評価の単位

1日毎

留意点

感染症に対する治療又は管理が行われている期間に限る。

(3)【疾患・状態に係る医療区分2(別表第五の三)】

22. 筋ジストロフィー

項目の定義

筋ジストロフィー(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

筋ジストロフィーに罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

23. 多発性硬化症

項目の定義

多発性硬化症(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

多発性硬化症に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

24. 筋萎縮性側索硬化症

項目の定義

筋萎縮性側索硬化症(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。))として定めるものを対象とする。)に罹患している状態

評価の単位

—

留意点

筋萎縮性側索硬化症に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

25. パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。))

項目の定義

パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))に罹患している状態。
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病については、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。))に係るものに限る。))として定めるものを対象とする。

評価の単位

—

留意点

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症又はパーキンソン病に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。また、パーキンソン症候群は含まない。

26. その他の指定難病等

項目の定義

以下の(1)、(2)又は(3)に掲げる疾患に罹患している状態。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)。ただし、筋ジストロフィー、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症及びパーキンソン病関連疾患を除く。

(2) 「特定疾患治療研究事業について」(昭和 48年4月 17日衛発第242号)に掲げる疾患(当該疾患に罹患している患者として都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。)。ただし、スモンを除く。

(3) 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱について」(平成元年7月 24日健医発第896号)に掲げる疾患(当該疾患に罹患している患者として都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。)

評価の単位

—

留意点

(1)については、指定難病に罹患している患者であって、医療受給者証を交付されているもの、又は、特定医療費の支給認定に係る基準を満たす状態にあることを医療機関において確実に診断されるものに限る。

(2)及び(3)については、受給者証の交付を受けているものに限る。

27. 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)

項目の定義

脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)

評価の単位

—

留意点

頸椎損傷の場合に限り該当するものとする。

28. 慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る。)

項目の定義

慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る。)

評価の単位

—

留意点

—

29. 別紙8の2の注2を参照

30. 基本診療料の施設基準等の別表第五の三の三の患者

31. 悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)

項目の定義

悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

ここでいう医療用麻薬等とは、WHO's pain ladder に定められる第2段階以上のものをいう。

32. 末期呼吸器疾患

項目の定義

末期呼吸器疾患(適切な治療が実施されているにもかかわらず、ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当し、医療用麻薬等の投与によるコントロールが必要な状態に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

ここでいう末期とは、医学的に終末期と判断される状態である。また、ここでいう適切な治療とは、原因となっている呼吸器疾患に対する適切な治療のほかに、酸素療法、ハイフローセラピー又はNPPV(非侵襲的陽圧換気)等の呼吸管理を継続的に実施していることをいう。なお、医療用麻薬等は症状緩和に効果がある場合のみ用いられるべきであることから、他の方法を用いた症状コントロールの結果、投与を要さない日であっても、医療用麻薬等を含む症状コントロールが検討される状態である場合は該当するものとする。

33. 末期心不全

項目の定義

末期心不全(器質的な心機能障害により、適切な治療が実施されているにもかかわらず、慢性的にNew York Heart Association の心機能分類のⅣ度相当の症状に該当し、頻回若しくは持続的に医療用麻薬の投与又はその他の点滴薬物療法による苦痛及び症状のコントロールが必要な状態に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

ここでいう末期とは、医学的に終末期と判断される状態である。また、医療用麻薬の投与又はその他の点滴薬物療法による苦痛及び症状のコントロールが必要な状態とは、心不全による症状のコントロールのために、医療用麻薬又は静注強心薬等の1日2回以上又は持続的な投与を要する状態をいう。

34. 末期腎不全

項目の定義

末期腎不全(器質的な腎障害により、適切な治療が実施されているにもかかわらず、慢性的に日本腎臓学会慢性腎臓病重症度分類 Stage G5 以上に該当し、腎代替療法を必要とする状態であるが、透析療法の開始又は継続が困難である場合であって、医療用麻薬等の投与による苦痛のコントロールが必要な状態に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

ここでいう末期とは、医学的に終末期と判断され、目安として Palliative Performance Scale (PPS) が 40% 以下の状態をいう。また、ここでいう医療用麻薬等の投与による苦痛のコントロールが必要な状態とは、末期腎不全に伴う痛み、呼吸困難、浮腫、悪心、掻痒感等の症状に対し、医療用麻薬や利尿薬等の投与を要する状態をいう。

35. 他者に対する暴行が毎日認められる状態

項目の定義

他者に対する暴行が毎日認められる状態

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう他者に対する暴行が毎日認められる状態とは、例えば、他者を打つ、押す、ひっかく等が認められる状態をいう。なお、医師又は看護師の合計2名以上(ただし、少なくとも1名は医師であることとする)により「他者に対する暴行が毎日認められる」との判断の一致がある場合に限る。
なお、医師を含めた当該病棟(床)の医療従事者により、原因や治療方針等について検討を行い、治療方針に基づき実施したケアの内容について診療録等に記載すること。

36. 区分番号A212に掲げる超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態(十五歳未満の小児患者に限る。)

項目の定義

「A212」超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態に該当する患者のうち、十五歳未満の小児患者。

評価の単位

1日毎

留意点

超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注1に規定する準超重症の状態とは、別添6の別紙14に掲げる超重症児(者)の判定基準による判定スコアが10点以上であって、介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等、特別の医学的管理が必要な状態が6月以上継続している状態に準ずる状態であることをいう。本項目は、このうち十五歳未満の小児患者の場合に該当するものとする。

(4) 処置等に係る医療区分2(別表第五の三)

37. 中心静脈栄養(広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻又は急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日を超えて実施するものに限る。)

項目の定義

中心静脈栄養(広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻又は急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日を超えて実施するものに限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう中心静脈栄養とは、単に末梢血管確保が困難であるために行うものはこれに含まない。ただし、経管栄養のみでカロリー不足の場合については、離脱についての計画を作成し実施している場合に限り、経管栄養との一部併用の場合も該当するものとする。中心静脈栄養の終了後も7日間に限り、引き続き処置等に係る医療区分2として取り扱うことができる。

また、療養病棟入院基本料を算定する場合において、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻又は急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日を超えて実施するものが本項目に該当する。

有床診療所療養病床入院基本料を算定する場合にあつては、本項目は適用しない。

なお、毎月末において、当該中心静脈栄養を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

38. 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法

項目の定義

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法

評価の単位

月1回

留意点

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法について、継続的に適切に行われていれば、毎日行われている必要はないものとする。

39. 肺炎に対する治療

項目の定義

肺炎に対し画像診断及び血液検査を行い、肺野に明らかな浸潤影を認め、血液検査上炎症所見を伴い、治療が必要な場合

評価の単位

1日毎

留意点

—

40. 褥瘡に対する治療 (DESIGN-R2020 分類d2以上の場合又は褥瘡が2か所以上に認められる場合に限る。)

項目の定義

褥瘡に対する治療 (DESIGN-R2020 分類d2以上に該当する場合若しくは褥瘡が2か所以上に認められる状態に限る。)

d0:皮膚損傷・発赤無し

d1:持続する発赤

d2:真皮までの損傷

D3:皮下組織までの損傷

D4:皮下組織を超える損傷

D5:関節腔、体腔に至る損傷

DDTI:深部損傷褥瘡 (DTI) 疑い

DU:深さ判定が不能の場合

評価の単位

1日毎

留意点

部位、大きさ、深度等の褥瘡の程度について診療録に記載し、それぞれについての治療計画を立て治療を実施している場合に該当するものとする。

ただし、入院又は転院時既に発生していた褥瘡に限り、治癒又は軽快後も30日間に限り、引き続き医療区分2として取り扱うことができる。ただし、当該取り扱いを行う場合については、入院している患者に係る褥瘡の発生割合について、患者または家族の求めに応じて説明を行うこと。

41. 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療

項目の定義

末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療(以下の分類にて第2度以上に該当する場合に限る。)

第1度:皮膚の発赤が持続している部位があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない)

第2度:皮膚層の部分的喪失:びらん、水疱、浅いくぼみとして表れる

第3度:皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある

第4度:皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している

評価の単位

1日毎

留意点

—

42. うつ症状に対する治療

項目の定義

うつ症状に対する治療(精神保健指定医の処方によりうつ症状に対する薬を投与している場合、入院精神療法、精神科作業療法及び心身医学療法など、「診療報酬の算定方法」別表第一第2章第8部の精神科専門療法のいずれかを算定している場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

「うつ症状」は、以下の7項目のそれぞれについて、うつ症状が初めてみられた日以降において、3日間のうち毎日観察された場合を2点、1日又は2日観察された場合を1点として評価を行う。

a.否定的な言葉を言った

b.自分や他者に対する継続した怒り

c.現実には起こりそうもないことに対する恐れを表現した

d.健康上の不満を繰返した

e.たびたび不安、心配事を訴えた

f.悲しみ、苦悩、心配した表情

g.何回も泣いたり涙もろい

本評価によって、3日間における7項目の合計が4点以上であり、かつ、うつ症状に対する治療が行われている場合に限る。

なお、医師を含めた当該病棟(床)の医療従事者により、原因や治療方針等について検討を行い、治療方針に基づき実施したケアの内容について診療録等に記載すること。

43. 1日8回以上の喀痰吸引

項目の定義

1日8回以上の喀痰吸引

評価の単位

1日毎

留意点

本項目でいう1日8回以上の喀痰吸引とは、夜間を含め3時間に1回程度の喀痰吸引を行っていることをいう。

44. 気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態を除く。)

項目の定義

気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態を除く。)

評価の単位

1日毎

留意点

—

45. 創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療

項目の定義

創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療(1日2回以上、ガーゼや創傷被覆材の交換が必要な場合に限る。)

評価の単位

1日毎

留意点

—

46. 酸素療法(密度の高い治療を要する状態を除く。)

項目の定義

酸素療法(密度の高い治療を要する状態を除く。)

評価の単位

1日毎

留意点

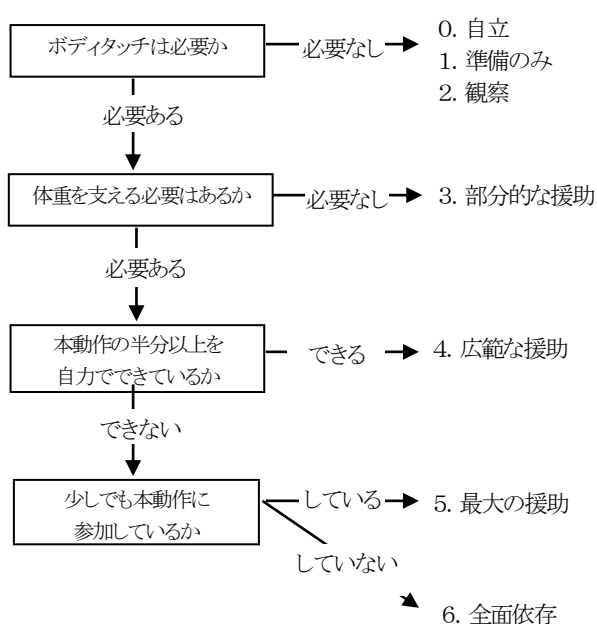
酸素非投与下において、安静時、睡眠時、運動負荷いずれかで動脈血酸素飽和度が90%以下となる状態であって、医療区分3に該当する状態を除く。すなわち、安静時に3L/分未満の酸素投与下で動脈血酸素飽和度90%以上を維持できる状態(肺炎等急性増悪により点滴治療を要した状態(点滴を実施した日から30日間までに限る。))及びNYHA重症度分類のⅢ度又はⅣ度の心不全の状態を除く。)をいう。なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。

Ⅲ. ADL区分

当日を含む過去3日間の全勤務帯における患者に対する支援のレベルについて、下記の4項目(a. ～d.)に0～6の範囲で最も近いものを記入し合計する。新入院(転棟)の場合は、入院(転棟)後の状態について評価する。

項目	内容	支援のレベル
a. ベッド上の可動性	横になった状態からどのように動くか、寝返りをうったり、起き上がったたり、ベッド上の身体の位置を調整する	
b. 移乗	ベッドからどのように、いすや車いすに座ったり、立ち上がるか (浴槽や便座への移乗は除く)	
c. 食事	どのように食べたり、飲んだりするか。 (上手、下手に関係なく)経管や経静脈栄養も含む	
d. トイレの使用	どのようにトイレ(ポータブルトイレ、便器、尿器を含む)を使用するか。 排泄後の始末、おむつの替え、人工肛門またはカテーテルの管理、衣服を整える(移乗は除く)	
(合計点)		

0 自立 : 手助け、準備、観察は不要または1～2回のみ
1 準備のみ : 物や用具を患者の手の届く範囲に置くことが3回以上
2 観察 : 見守り、励まし、誘導が3回以上
3 部分的な援助 : 動作の大部分(50%以上)は自分でできる・四肢の動きを助けるなどの体重(身体)を支えない援助を3回以上
4 広範な援助 : 動作の大部分(50%以上)は自分でできるが、体重を支える援助(たとえば、四肢や体幹の重みを支える)を3回以上
5 最大の援助 : 動作の一部(50%未満)しか自分でできず、体重を支える援助を3回以上
6 全面依存 : まる3日間すべての面で他者が全面援助した(および本動作は一度もなかった場合)



IV. その他

91. 身体的拘束を実施している

項目の定義

抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

留意点

患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。

身体抑制を行う場合には、その態様及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

なお、以下のアからウまでに該当する場合は、身体的拘束を行った日に含めない。ただし、これらに該当する場合であっても、常に身体的拘束の解除や代替策の導入について検討し、身体的拘束の最小化に努めること。

ア 衣服に触れるものの、患者の動作により容易に外れ、患者の自発的な運動を制限することはない状況で用いられる、見守りや職員を呼ぶためのセンサー等のみを使用している場合

イ 処置時や移動時に、患者本人又はその家族の同意を得た上で、安全確保のために短時間固定ベルト等を使用する場合であって、使用している間、常に職員が介助等のために当該患者の側に付き添っており、処置や移動の終了時に確実に解除している場合

ウ 患者が訓練のために自由に車椅子を操作することのできる状態であって、患者本人又はその家族の同意を得た上で、車椅子操作による訓練の時間中のみ安全確保のために固定ベルトを使用する場合（車椅子の前にオーバーテーブルを設置する、車椅子をロックする等の方法により、患者本人の活動を制限している場合は該当せず、身体的拘束を行った日に含めること。）

年 月分

氏名	1男 2女	1明 2大 3昭 4平 5令	生

入院元（入院した月に限り記載）
☐ 一般病棟（自院以外の急性期病院からの転院）
☐ 一般病棟（自院の急性期病棟からの転棟）
☐ 他の病棟（急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外）
☐ 介護医療院
☐ 介護老人保健施設
☐ 特別養護老人ホーム
☐ 有料老人ホーム等
☐ 自宅
☐ 自宅

退院先（退院した月に限り記載）
☐ 一般病棟（急性期病棟への転院・転棟）
☐ 他の病棟（急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外）
☐ 介護医療院
☐ 介護老人保健施設
☐ 特別養護老人ホーム
☐ 有料老人ホーム等
☐ 自宅
☐ 死亡

【留意事項】

療養病棟に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き」を用いて毎日評価を行い、患者の状態像に応じて、該当する区分に「○」を記入すること。その際、該当する全ての項目に記載すること。項目3については、重複して該当している処置等に係る医療区分2のそれぞれの項目にも「○」を記入すること。また、頻度が定められていない項目については☆に「○」を記入すること。

I 算定期間に限りがある区分

処置等に係る医療区分3	期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1 24時間持続しての点滴	7																																
2 中心静脈栄養（広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性肺炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日以内に実施するものに限る。）	30																																
3 処置等に係る医療区分2のうち、（1）感染症の治療に係る処置のいずれか及び（2）創傷の治療に係る処置及び器具の管理等を伴う処置のいずれかの双方に該当するもの（期間に限りがある区分についてはその期間内のみ該当するものとみなす）	項目による																																

疾患・状態に係る医療区分2	期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態	7																																

処置等に係る医療区分2	期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
5 尿路感染症に対する治療	14	(1)																															
6 傷病等によりリハビリテーション	30																																
7 81（脱水に対する治療）、かつ、83（発熱がある状態）の場合	7	(1)																															
8 82（頻回の嘔吐に対する治療）、かつ、83（発熱がある状態）の場合	3	(1)																															
9 せん妄に対する治療	7																																
10 84（経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養）、かつ、82（頻回の嘔吐に対する治療）又は83（発熱がある状態）の場合	7	(1)																															
11 頻回の血糖検査	3																																

II 算定期間に限りがない区分

疾患・状態に係る医療区分3		☆	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
12 スモン																																	
13 注1を参照																																	
14 86（医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態）に該当、かつ、1～46（14を除く。）に1項目以上該当する場合																																	
15 区分番号A212に掲げる超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する超重症の状態（十五歳未満の小児患者に限る。）																																	

処置等に係る医療区分3	期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
16 中心静脈栄養（広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性肺炎を有する患者を対象とする場合）																																	
17 人工呼吸器の使用																																	
18 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄																																	
19 85（気管切開又は気管内挿管）、かつ、83（発熱がある状態）の場合																																	
20 酸素療法（密度の高い治療を要する状態に限る。）																																	
21 感染症の治療の必要性から隔離室での管理																																	

疾患・状態に係る医療区分2		☆	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
22 筋ジストロフィー																																	
23 多発性硬化症																																	
24 筋萎縮性側索硬化症																																	
25 パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。））																																	
26 その他の指定難病等（12及び22～25までを除く。）																																	
27 脊髄損傷（頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。）																																	
28 慢性閉塞性肺疾患（ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る。）																																	
29 注2を参照																																	
30 基本診療料の施設基準等の別表第五の三の三の患者																																	

31 悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。）																																
32 末期呼吸器疾患																																
33 末期心不全																																
34 末期腎不全																																
35 他者に対する暴行が毎日認められる場合																																
36 区分番号A212に掲げる超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する準超重症の状態（十五歳未満の小児患者に限る。）																																
47 86（医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態）に該当、かつ、1～46（14を除く。）に該当しない場合																																

処置等に係る医療区分2		☆	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
37 中心静脈栄養（広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性肺炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日を超えて実施するものに限る。）	(2)																																
38 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法	(2)																																

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

39	肺炎に対する治療	(1)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
40	褥瘡に対する治療(皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が2ヵ所以上に認められる場合に限る。)	(2)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
41	末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療	(2)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
42	うつ症状に対する治療		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
43	1日8回以上の喀痰吸引		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
44	気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態を除く。)	(2)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
45	創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療	(2)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
46	酸素療法(20を除く。)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
			☆	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
疾患・状態に係る医療区分3(スモンを除く)の該当有無			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
疾患・状態に係る医療区分3(スモン)の該当有無			☐																															
処置等に係る医療区分3の該当有無			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
疾患・状態に係る医療区分2の該当有無			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
処置等に係る医療区分2の該当有無			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐							

[illegible]

患者の状態像評価

【留意事項】月初め(月の途中から入院した場合には、入院時)に、必ずⅠ～Ⅲの評価結果に基づき、該当する区分に「○」を記入することとし、その後状態等が変化し、該当しなくなった場合には「×」を記入すること。なお、該当日以降に状態等の変化がなければ記入しなくても良い。

疾患・状態に係る医療区分の評価 処置等に係る医療区分の評価 ADL区分の評価

							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上(スモン除く)	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3	ADL得点23～24																															
2	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上(スモン除く)	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分2	ADL得点11～22																															
3	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上(スモン除く)	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分1	ADL得点0～10																															
4	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上(スモン除く)	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分3	ADL得点23～24																															
5	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上(スモン除く)	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分2	ADL得点11～22																															
6	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上(スモン除く)	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分1	ADL得点0～10																															
7	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上(スモン除く)	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分3	ADL得点23～24																															
8	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上(スモン除く)	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分2	ADL得点11～22																															
9	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上(スモン除く)	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分1	ADL得点0～10																															
10	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3	ADL得点23～24																															
11	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分2	ADL得点11～22																															
12	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分1	ADL得点0～10																															
13	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分3	ADL得点23～24																															
14	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分2	ADL得点11～22																															
15	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分1	ADL得点0～10																															
16	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分3	ADL得点23～24																															
17	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分2	ADL得点11～22																															
18	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分1	ADL得点0～10																															
19	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3	ADL得点23～24																															

※ 当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。

注1

ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者

イ 神経難病等（脊髄損傷、筋ジストロフィー症、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）、ハンチントン病、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症）、亜急性硬化性全脳炎、脳性麻痺）の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する療養病棟に入院している患者

ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患入院医療管理料を算定する病室に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
エ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

注2

ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者

イ 神経難病等(脊髄損傷、筋ジストロフィー症、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。))、ハンチントン病、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症)、亜急性硬化性全脳炎、脳性麻痺)の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する療養病棟に入院している患者(別表第五の二の患者は除く。)

ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)等、重度の障害者(脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。)(別表第五の二の患者は除く。)

褥瘡の状態の評価

【留意事項】 ADL区分3の状態の患者において、褥瘡対策加算を算定する日は、別紙様式46「褥瘡対策に関する評価」を用いて評価した当該日のDESIGN-R2020の合計点（深さの点数は加えない）を必ず記入すること。なお、ADL区分3以外の状態の日又は褥瘡対策加算を算定しない日は記入しなくても良い。

[illegible]

年 月分

氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 生

入院元（入院した月に限り記載）

☐ 一般病棟（自院以外の急性期病院からの転院）
☐ 一般病棟（自院の急性期病棟からの転棟）
☐ 他の病棟（急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外）
☐ 介護医療院
☐ 介護老人保健施設
☐ 特別養護老人ホーム
☐ 有料老人ホーム等
☐ 自宅
☐ 自宅

退院先（退院した月に限り記載）

☐ 一般病棟（急性期病棟への転院・転棟）
☐ 他の病棟（急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外）
☐ 介護医療院
☐ 介護老人保健施設
☐ 特別養護老人ホーム
☐ 有料老人ホーム等
☐ 自宅
☐ 死亡

【留意事項】

療養病床に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き」を用いて毎日評価を行い、患者の状態像に応じて、該当する区分に「○」を記入すること。その際、該当する全ての項目に記載すること。項目3については、重複して該当している処置等に係る医療区分2のそれぞれの項目にも「○」を記入すること。また、頻度が定められていない項目については☆に「○」を記入すること。

I 算定期間に限りがある区分

医療区分3		期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	24時間持続しての点滴	7																																
3	処置等に係る医療区分2のうち、(1)感染症の治療に係る処置のいずれか及び(2)創傷の治療に係る処置及び器具の管理等を伴う処置のいずれかの双方に該当するもの（期間に限りがある区分についてはその期間内のみ該当するものとみなす）	項目による																																

医療区分2		期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4	消化管等の体内からの出血が反復継続している状態	7																																
5	尿路感染症に対する治療	14	(1)																															
6	傷病等によりリハビリテーション	30																																
7	81(脱水に対する治療)、かつ、83(発熱がある状態)の場合	7	(1)																															
8	82(頻回の嘔吐に対する治療)、かつ、83(発熱がある状態)の場合	3	(1)																															
9	せん妄に対する治療	7																																
10	84(経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養)、かつ、82(頻回の嘔吐に対する治療)又は83(発熱がある状態)の場合	7	(1)																															
11	頻回の血糖検査	3																																

II 算定期間に限りがない区分

医療区分3		☆
12	スモン	
13	注1を参照	
14	86(医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態)に該当、かつ、1～46(14を除く。)に1項目以上該当する場合	
15	区分番号A212に掲げる超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注1に規定する超重症の状態(十五歳未満の小児患者に限る。)	
16	中心静脈栄養	
17	人工呼吸器の使用	
18	ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄	
19	85(気管切開又は気管内挿管)、かつ、83(発熱がある状態)の場合	
20	酸素療法(密度の高い治療を要する状態に限る。)	
21	感染症の治療の必要性から隔離室での管理	

医療区分2		☆
22	筋ジストロフィー	
23	多発性硬化症	
24	筋萎縮性側索硬化症	
25	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。))	
26	その他の指定難病等 (12及び22～25までを除く。)	
27	脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)	
28	慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。)	
29	注2を参照	
30	基本診療料の施設基準等の別表第五の三の三の患者	
31	悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)	
32	末期呼吸器疾患	
33	末期心不全	
34	末期腎不全	
35	他者に対する暴行が毎日認められる場合	
36	区分番号A212に掲げる超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注1に規定する準超重症の状態(十五歳未満の小児患者に限る。)	

38	人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法	(2)	☐
39	肺炎に対する治療	(1)	☐
40	褥瘡に対する治療(皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が2カ所以上に認められる場合に限る。)	(2)	☐
41	末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療	(2)	☐
42	うつ症状に対する治療		☐
43	1日8回以上の喀痰吸引		☐
44	気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態を除く。)	(2)	☐
45	創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療	(2)	☐
46	酸素療法(20を除く。)		☐
47	86(医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態)に該当、かつ、1～46(14を除く。)に該当しない場合		☐
		☆	☐
医療区分3の該当有無			☐
医療区分2の該当有無			☐
医療区分3・2いずれも0(医療区分1)			☐
81	脱水に対する治療		☐
82	頻回の嘔吐に対する治療		☐
83	発熱がある状態		☐
84	経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養		☐
85	気管切開又は気管内挿管		☐
86	医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態		☐
87	中心静脈カテーテル関連血流感染症に対しての治療		☐
91	身体的拘束を実施している		☐

【留意事項】

[illegible]

患者の状態像評価

【留意事項】

[illegible]

注1
ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者

注2
ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者
イ 神経難病等(脊髄損傷、筋ジストロフィー症、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。))、ハンチントン病、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症)、亜急性硬化性全脳炎、脳性麻痺)の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する療養病棟に入院している患者(別表第五の二の患者は除く。)
ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)等、重度の障害者(脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。)(別表第五の二の患者は除く。)

褥瘡の状態の評価

【留意事項】

[illegible]

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（抜粋）

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成18年4月3日老発第0403003号） 厚生省老人保健福祉局長通知

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（抜粋）

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車椅子に移乗する
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力で寝返りもうたない

※判定に当たっては補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年11月18日 老健第102-2号） 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知

超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準

以下の各項目に規定する状態が 6 か月以上継続する場合^{※1}に、それぞれのスコアを合算する。

1. 運動機能：座位まで	
2. 判定スコア	(スコア)
(1) レスピレーター管理 ^{※2}	=10
(2) 気管内挿管，気管切開	= 8
(3) 鼻咽頭エアウェイ	= 5
(4) O2 吸入又は SpO290%以下の状態が 10%以上	= 5
(5) 1 回／時間以上の頻回の吸引	= 8
6 回／日以上以上の頻回の吸引	= 3
(6) ネブライザ 6 回／日以上または継続使用	= 3
(7) IVH	=10
(8) 経口摂取（全介助）※3	= 3
経管（経鼻・胃ろう含む）※3	= 5
(9) 腸ろう・腸管栄養※3	= 8
持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	= 3
(10) 手術・服薬にても改善しない過緊張で、 発汗による更衣と姿勢修正を 3 回／日以上	= 3
(11) 継続する透析（腹膜灌流を含む）	=10
(12) 定期導尿（3 回／日以上）※4	= 5
(13) 人工肛門	= 5
(14) 体位交換 6 回／日以上	= 3

〈判 定〉

1 の運動機能が座位までであり、かつ、2 の判定スコアの合計が 25 点以上の場合を超重症児（者）、10 点以上 25 点未満である場合を準超重症児（者）とする。

※1 新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とする。

※2 毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含む。

※3 (8) (9) は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※4 人工膀胱を含む

強度行動障害児(者)の医療度判定基準

I 強度行動障害スコア

行動障害の内容	行動障害の目安の例示	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。	週1回以上	日1回以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。	月1回以上	週1回以上	1日に頻回
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの。	週1回以上	日1回以上	1日に頻回
4 激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服をなんとしてでも破ってしまうなど。	月1回以上	週1回以上	1日に頻回
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異常をきたした偏食など。	週1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排泄つに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。強迫的に排尿排便行為を繰り返すなど。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出しをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険なところに上る。	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられない様な大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10 パニックへの対応が困難	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさめられずつきあっていられない状態を呈する。			困難
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。			困難

Ⅱ 医療度判定スコア

1 行動障害に対する専門医療の実施の有無	
① 向精神薬等による治療	5点
② 行動療法、動作法、TEACCHなどの技法を取り入れた薬物療法以外の専門医療	5点
2 神経・精神疾患の合併状態	
① 著しい視聴覚障害（全盲などがあり、かつ何らかの手段で移動する能力をもつ）	5点
② てんかん発作が週1回以上、または6ヶ月以内のてんかん重積発作の既往	5点
③ 自閉症等によりこだわりが著しく対応困難	5点
④ その他の精神疾患や不眠に対し向精神薬等による治療が必要	5点
3 身体疾患の合併状態	
① 自傷・他害による外傷、多動・てんかん発作での転倒による外傷の治療（6ヶ月以内に）	3点
② 慢性擦過傷・皮疹などによる外用剤・軟膏処置（6ヶ月以内に1ヶ月以上継続）	3点
③ 便秘のため週2回以上の浣腸、または座薬（下剤は定期内服していること）	3点
④ 呼吸器感染のための検査・処置・治療（6ヶ月以内にあれば）	3点
⑤ その他の身体疾患での検査・治療 （定期薬内服による副作用チェックのための検査以外、6ヶ月以内にあれば）	3点
4 自傷・他害・事故による外傷等のリスクを有する行動障害への対応	
① 行動障害のため常に1対1の対応が必要	3点
② 行動障害のため個室対応等が必要（1対1の対応でも開放処遇困難）	5点
③ 行動障害のため個室対応でも処遇困難（自傷、多動による転倒・外傷の危険） ※） いずれか一つを選択	10点
5 患者自身の死亡に繋がるリスクを有する行動障害への対応	
① 食事（異食、他害につながるような盗食、詰め込みによる窒息の危険など）	3. 5点
② 排泄（排泄訓練が必要、糞食やトイレの水飲み、多動による転倒・外傷の危険）	3. 5点
③ 移動（多動のためどこへ行くか分からない、多動による転倒・外傷の危険）	3. 5点
④ 入浴（多動による転倒・外傷・溺水の危険、多飲による水中毒の危険）	3. 5点
⑤ 更衣（破衣・脱衣のための窒息の危険、異食の危険） ※） 次により配点 ・常時1対1で医療的観察が必要な場合及び入院期間中の生命の危機回避のため個室対応や個別の時間での対応を行っている場合（5点） ・時に1対1で医療的観察が必要な場合（3点）	3. 5点

注）「強度行動障害児（者）の医療度判定基準 評価の手引き」に基づき評価を行うこと。

「Ⅰ」が10点以上、かつ「Ⅱ」が24点以上。

「強度行動障害児(者)の医療度判定基準」評価の手引き

I 強度行動障害スコア

- 1 行動障害は、過去半年以上その行動が続いている場合を評価する。周期性のある行動障害についても半年を基準に、その行動の出現有無でチェックする。例えば、情緒不安定でパニックを起こしても評価時から6カ月以前の行動であれば該当しない。
- 2 定期薬服用者は服用している状態で評価する（向精神薬・抗てんかん薬など）。
- 3 頓服の不穏時薬・不眠時薬・注射等は使用しない状態で評価する。
- 4 現在身体疾患で一時的にベッド安静などの場合は、半年以内であれば治癒・回復を想定して評価する。半年以上継続していれば現在の状態で評価する。
- 5 評価は年1回以上定期的に行い、複数職種（医師、児童指導員、看護師など）でチェックを行う。
- 6 項目別留意点
 - (1) 「1 ひどい自傷」は、自傷行為を防ぐための装具（ヘッドギアなど）は着用していない状態を想定して評価する。
 - (2) 「4 はげしい物壊し」は、器材や玩具などを自由に使用できる環境を想定して評価する。
 - (3) 「5 睡眠の大きな乱れ」は、問題行動があつて個室使用している場合は大部屋を想定して評価する。
 - (4) 「6 食事関係の強い障害」は、離席や盗食防止のための身体拘束があれば、開放状態を想定して評価する。問題行動のために食事場所を変える・時間をずらすなどの状態であれば本来の場所・時間を想定して評価する。
 - (5) 「7 排泄関係の著しい障害」は、オムツ使用であればその状態で評価する。つなぎなどの予防衣使用者は着用していない状態を想定して評価する。
 - (6) 「8 著しい多動」の項目は、開放病棟・行動制限なしの状況で評価する。

II 医療度判定スコア

- 1 患者特性に応じた個別の治療をチームとして統一性と一貫性のある計画的な診療を行うため、次を実施することを前提として配点
 - (1) 多面的な治療を計画的に提供するため、医師、看護師、児童指導員、保育士、臨床心理士、作業療法士等から構成されるチームにより、カンファレンスを実施し、患者の治療・観察必要性の評価、治療目標の共有化を図り、各職種の専門性を生かした診療計画を立案。
 - (2) 当該診療計画の実施について、当該チームによる定期的なカンファレンスを実施し、評価を

行い、診療録に記載。

- (3) 患者の状態に応じ、当該診療計画に見直しも行いつつ、評価、計画、実施、再評価のサイクルを重ねる。

2 行動障害に対する専門医療の実施有無

- (1) ①の「向精神薬等」とは、抗精神病薬、抗うつ薬、抗躁薬、抗てんかん薬、気分安定薬 (mood stabilizers)、抗不安薬、睡眠導入剤のほか、漢方薬なども含む。
- (2) ②は行動療法・動作法・TEACCHなどの技法を取り入れた薬物療法以外の治療的アプローチによる行動修正を行う専門医療。

3 神経・精神疾患の合併状態

- (1) ③の「自閉症等」とは広汎性発達障害全般（自閉症スペクトラム障害全般）を指す。
- (2) ④の「その他の精神疾患」とは、統合失調症、気分障害などを指す。「向精神薬等」は2－(1)と同様。

4 身体疾患の合併状態

- (1) ①は抗生剤等の内服・点滴、創部処置、縫合を含む。
- (2) ④は胸部レントゲン検査や抗生剤内服または点滴治療などを含む。
- (3) ⑤の「その他の身体疾患」とは、低体温、GER・反すうを繰り返すことによる嘔吐・誤嚥、眼科・耳鼻科疾患、婦人科的疾患、循環器疾患、骨折やその他の整形外科的疾患、機能悪化・維持・改善のためのリハビリなども含む。

5 自傷・他害・事故による外傷等のリスクを有する行動障害への対応

- (1) ①、②、③はいずれか一つをチェックする。
- (2) ②の「個室対応等」とは、個別の環境設定やスケジュール調整などにより、本来は個室使用が必要な患者を個室以外で保護・重点観察している場合も含める。

6 患者自身の死亡に繋がるリスクを有する行動障害への対応

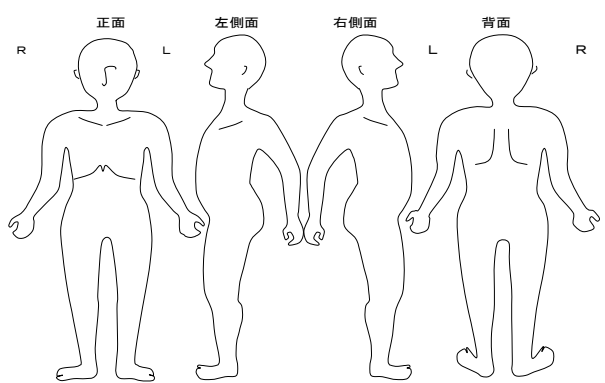
現在患者が生活している環境で評価するが、各項目に関連する理由で個室対応や個別の時間での対応を行っている場合は5点とみなす。

医療的ケア判定スコア表

医療的ケア（診療の補助行為）		基本 スコア	見守りスコアの基準（目安）		
			見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合 （0点）
1 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理		10点	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合（2点）	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合（1点）	それ以外の場合
注）人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。					
2 気管切開の管理		8点	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（2点）		それ以外の場合
注）人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。（人工呼吸器10点＋人工呼吸器見守り0～2点＋気管切開8点）					
3 鼻咽頭エアウェイの管理		5点	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（1点）		それ以外の場合
4 酸素療法		8点	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合（1点）		それ以外の場合
5 吸引（口鼻腔・気管内吸引）		8点	自発運動等により吸引の実施が困難な場合（1点）		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理		3点			
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8点	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	3点	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）		8点	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
9 皮下注射	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など）	5点	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合（1点）		それ以外の場合
	注）いずれか一つを選択				
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用	3点	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
10 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）		3点	血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
注）インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。					
11 継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8点	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
12 導尿	(1) 利用時間中の間欠的導尿	5点			
	注）いずれか一つを選択				
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3点	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
13 排便管理	(1) 消化管ストーマ	5点	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
	注）いずれか一つを選択				
	(2) 摘便、洗腸	5点			
	(3) 浣腸	3点			
14 痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置		3点	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合（2点）		それ以外の場合
注）医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合					
「13. 排便管理」における「(3) 浣(かん)腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣(かん)腸器(挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。)を用いて浣(かん)腸を施す場合を除く。					

※スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものを医療的ケア判定スコアとする。

褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書

氏 名： 様		病棟	評価日 年 月 日
生年月日： (歳)		性 別 男・女	評価者名
診 断 名：	褥瘡の有無（現在） 有・無		褥瘡の有無（過去） 有・無
褥瘡ハイリスク項目〔該当すべてに○〕 ☐ ベッド上安静である ア ショック状態、イ 重度の末梢循環不全、ウ 麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要、 エ 6時間以上の全身麻酔による手術後、オ 特殊体位による手術後、カ 強度の下痢が続く状態、 キ 極度の皮膚の脆弱（低出生体重児、GVHD、黄疸等）、ク 皮膚に密着させる医療関連機器の長期かつ持続的な使用、ケ 褥瘡を有し、褥瘡に関する危険因子（病的骨突出、皮膚浸潤、浮腫等）がある			
その他の危険因子〔該当すべてに○〕 床上で自立体位変換ができない、いす上で座位姿勢が保持できない、病的骨突出、関節拘縮、栄養状態低下、皮膚の湿潤（多汗、尿失禁、便失禁）、浮腫（局所以外の部位）			
褥瘡の発生が予測される部位及び褥瘡の発生部位 		リスクアセスメント結果	
		重点的な褥瘡ケアの必要性 要 ・ 不要	
		褥瘡管理者名	
褥瘡予防治療計画 〔褥瘡ハイリスク患者ケアの開始年月日 年 月 日〕			
褥瘡ケア結果の評価 〔褥瘡ハイリスク患者ケアの終了年月日 年 月 日〕			

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度A項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
A 1 蘇生術の施行	14009010	救命のための気管挿管
	140010210	非開胸的心マッサージ
	140051410	カウンターショック（非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合）
	140010310	カウンターショック（その他）
	150106210	気管切開術
A 2 動脈圧測定（動脈ライン）	150140010	開胸心臓マッサージ
	160074010	経血的動脈圧測定（1時間以内）
A 3 シリンジポンプの管理	160074210	経血的動脈圧測定（1時間超）
	130000210	精密持続点滴注射加算
A 4 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）	160074310	中心静脈圧測定（4回以下）
	160074410	中心静脈圧測定（5回以上）
A 5 人工呼吸器の管理	14005910	間歇的陽圧吸入法
	140037810	鼻マスク式補助換気法
	140006050	体外式陰圧人工呼吸器治療
	140057310	ハイフローセラピー（1.5歳未満）
	140057410	ハイフローセラピー（1.5歳以上）
	140009310	人工呼吸
	140063810	人工呼吸（5時間超15日以下）
	140023510	人工呼吸（5時間超14日以下）
	140039850	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入
	140039950	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入（5時間超14日以下）
	140064250	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入（5時間超15日以下）
	140009550	人工呼吸（閉鎖循環式麻酔装置）
	140023750	人工呼吸（閉鎖循環式麻酔装置）（5時間超14日以下）
	140064050	人工呼吸（閉鎖循環式麻酔装置）（5時間超15日以下）
	140009950	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器）
	140024150	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器・5時間超14日以下）
	140064450	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器・5時間超15日以下）
	140009750	人工呼吸（半閉鎖式循環麻酔器）
	140023950	人工呼吸（半閉鎖式循環麻酔器）（5時間超14日以下）
	140064350	人工呼吸（半閉鎖式循環麻酔器）（5時間超15日以下）
	140039550	人工呼吸（鼻マスク式人工呼吸器）
	140039650	人工呼吸（鼻マスク式人工呼吸器）（5時間超14日以下）
	140064750	人工呼吸（鼻マスク式人工呼吸器）（5時間超15日以下）
A 6 輸血や血液製剤の管理	620004744	人全血液－L R「日赤」
	620004745	人全血液－L R「日赤」
	620004679	照射人全血液－L R「日赤」
	620004680	照射人全血液－L R「日赤」
	621609201	濃厚血小板－L R「日赤」
	621609301	濃厚血小板－L R「日赤」
	621609401	濃厚血小板－L R「日赤」
	621609501	濃厚血小板－L R「日赤」
	621609601	濃厚血小板－L R「日赤」
	621609701	濃厚血小板－L R「日赤」
	622191301	合成血液－L R「日赤」
	622191401	合成血液－L R「日赤」
	622191101	解凍赤血球液－L R「日赤」
	622191201	解凍赤血球液－L R「日赤」
	621772801	赤血球液－L R「日赤」
	621772901	赤血球液－L R「日赤」
	621772601	新鮮凍結血漿－L R「日赤」120
	621772701	新鮮凍結血漿－L R「日赤」240
	622192101	新鮮凍結血漿－L R「日赤」480
	622190901	洗浄赤血球液－L R「日赤」
	622191001	洗浄赤血球液－L R「日赤」
	621609801	濃厚血小板H L A－L R「日赤」
	621609901	濃厚血小板H L A－L R「日赤」
	621610001	濃厚血小板H L A－L R「日赤」
	621772001	照射赤血球液－L R「日赤」
	621772101	照射赤血球液－L R「日赤」
	621602201	照射濃厚血小板－L R「日赤」
	621602301	照射濃厚血小板－L R「日赤」
	621602401	照射濃厚血小板－L R「日赤」
	622984701	照射濃厚血小板－L R B S「日赤」
	621602501	照射濃厚血小板－L R「日赤」
	622984801	照射濃厚血小板－L R B S「日赤」
	621602601	照射濃厚血小板－L R「日赤」
	622984901	照射濃厚血小板－L R B S「日赤」
	621602701	照射濃厚血小板－L R「日赤」
	622985001	照射濃厚血小板－L R B S「日赤」
	621602801	照射濃厚血小板H L A－L R「日赤」
	622985201	照射濃厚血小板H L A－L R B S「日赤」
	621602901	照射濃厚血小板H L A－L R「日赤」
	622985301	照射濃厚血小板H L A－L R B S「日赤」
	621603001	照射濃厚血小板H L A－L R「日赤」
	622985401	照射濃厚血小板H L A－L R B S「日赤」
	622985101	照射濃厚血小板H L A－L R B S「日赤」
	622191701	照射解凍赤血球液－L R「日赤」
	622191801	照射解凍赤血球液－L R「日赤」
	622191901	照射合成血液－L R「日赤」
	622192001	照射合成血液－L R「日赤」
	622191501	照射洗浄赤血球液－L R「日赤」
	622191601	照射洗浄赤血球液－L R「日赤」
	622487001	照射洗浄血小板－L R「日赤」
	622985501	照射洗浄血小板－L R B S「日赤」
	622487101	照射洗浄血小板H L A－L R「日赤」
	622985601	照射洗浄血小板H L A－L R B S「日赤」
	621151301	献血ベニロンーI 静注用500mg
	621151701	献血ベニロンーI 静注用2500mg
	621449901	献血ベニロンーI 静注用5000mg
	621152901	献血グロベニンーI 静注用500mg
	621153301	献血グロベニンーI 静注用2500mg
	621450001	献血グロベニンーI 静注用5000mg
	646340035	抗H B s 人免疫グロブリン
	621153508	抗H B s 人免疫グロブリン筋注1000単位／5m L「J B」
	646340065	抗H B s 人免疫グロブリン
	621153607	抗H B s 人免疫グロブリン筋注200単位／1m L「J B」
	646340492	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅲ因子
	622885801	コンファクトF 静注用250単位
	621153808	クロスエイトMC 静注用250単位
	646340493	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	640431015	コンコエイト－H T
	622885901	コンファクトF 静注用500単位
	621153909	クロスエイトMC 静注用500単位
	646340494	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅴ因子
	646340495	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅵ因子
	622886001	コンファクトF 静注用1000単位
	621154006	クロスエイトMC 静注用1000単位
	622454900	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅶ因子
	622454901	クロスエイトMC 静注用2000単位
	622865100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
	622865101	クロスエイトMC 静注用3000単位
	646340510	乾燥抗D（R h o）人免疫グロブリン
	621154101	抗Dグロブリン筋注用1000倍「ニチヤク」
	621154105	抗D人免疫グロブリン筋注用1000倍「J B」
	646340451	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン
	621154207	デタナブリン筋注用250単位

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	621154201	破傷風グロブリン筋注用250単位「ニチヤク」
	646340500	乾燥人血液凝固第9因子複合体 200国際単位 (溶解液付)
	621154302	PPSB-HIT静注用200単位「タケダ」
	646340501	乾燥人血液凝固第9因子複合体 400国際単位 (溶解液付)
	646340502	乾燥人血液凝固第9因子複合体 500国際単位 (溶解液付)
	621154502	PPSB-HIT静注用500単位「タケダ」
	646340503	乾燥人血液凝固第9因子複合体 1,000国際単位 (溶解液付)
	621356303	献血アルブミン5%静注5g/100mL「JB」
	620009135	アルブミン5%静注12.5g/250mL
	621755403	献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「JB」
	621755302	献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「タケダ」
	621155202	献血アルブミン20%静注4g/20mL「JB」
	621155502	献血アルブミン20%静注4g/20mL「タケダ」
	620008814	献血アルブミン25%静注5g/20mL「ベネシス」
	620008815	献血アルブミン25%静注12.5g/50mL「ベネシス」
	620009136	アルブミン25%静注12.5g/50mL
	621450201	赤十字アルブミン25%静注12.5g/50mL
	621156608	献血アルブミン25%静注12.5g/50mL「KMB」
	621645902	献血アルブミン25%静注12.5g/50mL「タケダ」
	620009137	アルブミンベーリング20%静注10.0g/50mL
	621157302	献血アルブミン20%静注10g/50mL「JB」
	621155408	献血アルブミン20%静注10g/50mL「KMB」
	621157403	献血アルブミン20%静注10g/50mL「タケダ」
	622979201	献血アルブミン25%静注25g/100mL「KMB」
	646340028	乾燥人フィブリノゲン
	621157504	フィブリノゲンHIT静注用1g「JB」
	646340054	人免疫グロブリン
	621157617	グロブリン筋注450mg/3mL「JB」
	621157604	グロブリン筋注1500mg/10mL「JB」
	621157607	ガンマグロブリン筋注450mg/3mL「タケダ」
	621157611	ガンマグロブリン筋注1500mg/10mL「タケダ」
	621384901	ファイバ静注用1000
	620007377	テタガムP筋注シリンジ250
	646340456	抗破傷風人免疫グロブリン
	646340188	人ハプトグロビン
	621158404	ハプトグロビン静注2000単位「JB」
	622607401	ガンマガード静注用5g
	621158701	献血アルブミン4.4%静注4.4g/100mL
	621560801	献血アルブミン4.4%静注11g/250mL
	646340261	乾燥抗HBs人免疫グロブリン
	621159004	ヘプスブリン筋注用200単位
	621159001	乾燥HBグロブリン筋注用200単位「ニチヤク」
	646340262	乾燥抗HBs人免疫グロブリン
	621159104	ヘプスブリン筋注用1000単位
	621159101	乾燥HBグロブリン筋注用1000単位「ニチヤク」
	646340491	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
	620001350	献血ノンスロン500注射用
	621159207	ノイアート静注用500単位
	640453060	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
	620001351	献血ノンスロン1500注射用
	620003071	ノイアート静注用1500単位
	620009201	ベリナートP静注用500
	622926301	ベリナート皮下注用2000
	622821601	ビリヴィジェン10%静注2.5g/25mL
	622683602	ビリヴィジェン10%静注5g/50mL
	622683702	ビリヴィジェン10%静注10g/100mL
	622683802	ビリヴィジェン10%静注20g/200mL
	623000301	グロベニン-I10%静注5g/50mL
	623000401	グロベニン-I10%静注10g/100mL
	623000501	グロベニン-I10%静注20g/200mL
	621490001	献血ヴェノグロブリンIH5%静注5g/100mL
	622983900	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン5g100mL注射液
	622534401	献血ヴェノグロブリンIH10%静注0.5g/5mL
	622534501	献血ヴェノグロブリンIH10%静注2.5g/25mL
	622534601	献血ヴェノグロブリンIH10%静注5g/50mL
	622534701	献血ヴェノグロブリンIH10%静注10g/100mL
	622534801	献血ヴェノグロブリンIH10%静注20g/200mL
	646340497	乾燥濃縮人血液凝固第IX因子
	622408201	ノバクトM静注用500単位
	646340499	乾燥濃縮人血液凝固第IX因子
	622408301	ノバクトM静注用1000単位
	622034100	乾燥濃縮人血液凝固第IX因子
	622034200	乾燥濃縮人血液凝固第IX因子
	622408401	ノバクトM静注用2000単位
	620009198	フィブログラミンP静注用
	629903301	アドベイト静注用キット250
	629903401	アドベイト静注用キット500
	629903501	アドベイト静注用キット1000
	629903601	アドベイト静注用キット1500
	629903701	アドベイト静注用キット2000
	629903801	アドベイト静注用キット3000
	640412173	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161703	テタグリンIH静注250単位
	640412174	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161803	テタグリンIH静注1500単位
	622366301	ノボセプンHI静注用1mg シリンジ
	622366401	ノボセプンHI静注用2mg シリンジ
	622366501	ノボセプンHI静注用5mg シリンジ
	640443038	注射用アナクトC2, 500単位
	640453163	ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
	621450602	ヘプスブリンIH静注1000単位
	621971601	ベネフィクス静注用500
	621971701	ベネフィクス静注用1000
	621971801	ベネフィクス静注用2000
	622273601	ベネフィクス静注用3000
	622288001	ハイゼントラ20%皮下注1g/5mL
	622288101	ハイゼントラ20%皮下注2g/10mL
	622288201	ハイゼントラ20%皮下注4g/20mL
	622955401	ハイゼントラ20%皮下注1g/5mLシリンジ
	622955501	ハイゼントラ20%皮下注2g/10mLシリンジ
	622955601	ハイゼントラ20%皮下注4g/20mLシリンジ
	622950901	キュービトル20%皮下注2g/10mL
	622951001	キュービトル20%皮下注4g/20mL
	622951101	キュービトル20%皮下注8g/40mL
	622333001	ノボエイト静注用250
	622333101	ノボエイト静注用500
	622333201	ノボエイト静注用1000
	622333301	ノボエイト静注用1500
	622333401	ノボエイト静注用2000
	622333501	ノボエイト静注用3000
	622364101	オルプロリクス静注用500
	622364201	オルプロリクス静注用1000
	622364301	オルプロリクス静注用2000
	622364401	オルプロリクス静注用3000
	622426501	オルプロリクス静注用250
	622608701	オルプロリクス静注用4000
	622402801	イロクテイト静注用250
	622402901	イロクテイト静注用500
	622403001	イロクテイト静注用750
	622403101	イロクテイト静注用1000
	622403201	イロクテイト静注用1500

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	622403301	イロクテイト静注用2000
	622403401	イロクテイト静注用3000
	622682501	イロクテイト静注用4000
	622424901	ノボサートン静注用2500
	622442001	アコアラン静注用600
	622583901	アコアラン静注用1800
	622623201	アディノベイト静注用キット250
	622623501	アディノベイト静注用キット500
	622623601	アディノベイト静注用キット1000
	622623701	アディノベイト静注用キット2000
	622646001	アディノベイト静注用キット1500
	622646101	アディノベイト静注用キット3000
	622489301	コパールトリイ静注用250
	622489401	コパールトリイ静注用500
	622489501	コパールトリイ静注用1000
	622489601	コパールトリイ静注用2000
	622489701	コパールトリイ静注用3000
	622526101	イデルピオン静注用250
	622526201	イデルピオン静注用500
	622526301	イデルピオン静注用1000
	622526401	イデルピオン静注用2000
	6229900101	イデルピオン静注用3500
	622595901	エイフスチラ静注用250
	622596001	エイフスチラ静注用500
	622596101	エイフスチラ静注用1000
	622596201	エイフスチラ静注用1500
	622596301	エイフスチラ静注用2000
	622596401	エイフスチラ静注用2500
	622596501	エイフスチラ静注用3000
	622608201	ヘムライブラ皮下注30mg
	622608301	ヘムライブラ皮下注60mg
	622608401	ヘムライブラ皮下注90mg
	622608501	ヘムライブラ皮下注105mg
	622608601	ヘムライブラ皮下注150mg
	622931001	ヘムライブラ皮下注12mg
	622647001	レフィキシア静注用500
	622647101	レフィキシア静注用1000
	622647201	レフィキシア静注用2000
	622658001	ジビイ静注用500
	622658101	ジビイ静注用1000
	622658201	ジビイ静注用2000
	622658301	ジビイ静注用3000
	622905101	イスバロクト静注用500
	622905201	イスバロクト静注用1000
	622905301	イスバロクト静注用1500
	622905401	イスバロクト静注用2000
	622905501	イスバロクト静注用3000
	622908001	ボンベンディ静注用1300
	622842901	リンスパッド点滴静注用1000mg
	622912801	ヌーイック静注用250
	622912901	ヌーイック静注用500
	622913001	ヌーイック静注用1000
	622913101	ヌーイック静注用2000
	622913201	ヌーイック静注用2500
	622913301	ヌーイック静注用3000
	622913401	ヌーイック静注用4000
	622367201	バクロット配合静注用
	622250701	ノーモサング点滴静注250mg
	622926801	アレモ皮下注15mg
	622926901	アレモ皮下注60mg
	622927001	アレモ皮下注150mg
	622925701	オルツビーオ静注用500
	622925801	オルツビーオ静注用1000
	622925601	オルツビーオ静注用250
	622925901	オルツビーオ静注用2000
	622926001	オルツビーオ静注用3000
	622926101	オルツビーオ静注用4000
	622929701	オビザール静注用500 500単位（溶解液付）
	622966401	セブローチン静注用1000単位
	622933101	ヒムベロジ皮下注150mg ベン
	622367202	バクロット配合静注用2.5mL
	622979301	バクロット配合静注用5mL
	622979401	バクロット配合静注用10mL
	622932701	ハイキュービア10%皮下注セット5g/50mL
	622932501	ハイキュービア10%皮下注セット10g/100mL
	622932601	ハイキュービア10%皮下注セット20g/200mL
	150224810	自家採血輸血（1回目）
	150286210	自家採血輸血（2回目以降）
	150224910	保存血液輸血（1回目）
	150286310	保存血液輸血（2回目以降）
	150327510	自己血野血（6歳以上）（液状保存）
	150327610	自己血野血（6歳以上）（凍結保存）
	150247010	自己血輸血（6歳以上）（液状保存）
	150254810	自己血輸血（6歳以上）（凍結保存）
	150390610	希釈式自己血輸血（6歳以上）
	150225010	交換輸血
	150225210	骨髄内輸血加算（その他）
	150225110	骨髄内輸血加算（胸骨）
	150366370	血管露出術加算
	150225310	血液型加算（ABO式及びRh式）
	150225410	不規則抗体加算
	150247110	HLA型検査クラス1加算（A、B、C）
	150278910	HLA型検査クラス2加算（DR、DQ、DP）
	150225510	血液交叉試験加算
	150225610	間接クームス検査加算
	150404970	コンピュータクロスマッチ加算
	150366470	血小板洗浄術加算
	150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手法料（1回目）
	150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手法料（2回目以降）
A 7 肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）	160075010	総血流的肺動脈圧測定（2時間超）
	160183910	総血流的肺動脈圧測定（1時間以内又は1時間につき）
A 8 一時的ペーシング	140009150	体表面ペーシング法
	140009250	経導管ペーシング法
	150267310	体外ペースメーカーキープ術
A 9 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）	641210020	リドカイン注射液
	641210093	キシロカイン注射液0.5%
	641210094	リドカイン注「NM」0.5%
	641210021	リドカイン注射液
	641210096	キシロカイン0.5%筋注用溶解液
	641210022	リドカイン注射液
	641210099	キシロカイン注射液1%
	641210100	リドカイン注「NM」1%
	641210023	リドカイン注射液
	641210102	キシロカイン注射液2%
	641210103	リドカイン注「NM」2%
	641210024	リドカイン注射液
	641210105	静注用キシロカイン2%
	620166503	リドカイン静注液2%「タカタ」
	641210025	リドカイン注射液
	621670602	リドカイン点滴静注液1%「タカタ」
	641210014	プロカインアミド塩酸塩注射液

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	620008355	アミサリン注100mg
	642120015	プロカインアミド塩酸塩注射液
	620008356	アミサリン注200mg
	642120006	インデラル注射液2mg
	621494801	オノアクト点滴静注用50mg
	622953001	ランジオロール塩酸塩点滴静注用50mg「F」
	622953101	ランジオロール塩酸塩点滴静注用150mg「F」
	622094701	コアペーダ静注用12.5mg
	622422801	オノアクト点滴静注用150mg
	640462042	プレビプロック注100mg
	620004782	リスモダンP静注50mg
	620005243	ワソラン静注5mg
	621555003	ベラパミル塩酸塩静注5mg「NIG」
	622750600	ベラパミル塩酸塩0.25%2mL注射液
	620008940	メキシチール点滴静注125mg
	620262301	シベノール静注70mg
	620007361	タンボコール静注50mg
	620002584	シンビット静注用50mg
	640443003	サンリズム注射液50
	620002610	リドカイン静注用2%シリンジ「テルモ」
	620004876	アンカロン注150
	622609302	アミオダロン塩酸塩静注150mg「TE」
	640407031	ヘルベッサー注射用250
	620333401	ジルチアゼム塩酸塩注射用250mg「サワイ」
	622752600	ジルチアゼム塩酸塩250mg注射用
	621958501	ヘルベッサー注射用10
	620333501	ジルチアゼム塩酸塩注射用10mg「サワイ」
	622752700	ジルチアゼム塩酸塩10mg注射用
	621958601	ヘルベッサー注射用50
	620333601	ジルチアゼム塩酸塩注射用50mg「サワイ」
	622752800	ジルチアゼム塩酸塩50mg注射用
A 10 特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO, IMPELLA)	140029850	持続経徐式血液濾過
	140061610	エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法（18歳以上）
	140061710	エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法（18歳未満）
	150148010	大動脈バルーンパンピング法（IABP法）（初日）
	150148110	大動脈バルーンパンピング法（IABP法）（2日目以降）
	150262910	経皮的心臓補助法（初日）
	150275710	経皮的心臓補助法（2日目以降）
	150266110	補助人工心臓（初日）
	150266210	補助人工心臓（2日目以降30日目まで）
	150301810	補助人工心臓（31日目以降）
	150360110	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（初日）
	150360210	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（2日目以降30日目まで）
	150360310	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（31日目以降90日目まで）
	150360410	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（91日目以降）
	150382650	小児補助人工心臓（初日）
	150382750	小児補助人工心臓（2日目以降30日目まで）
	150382850	小児補助人工心臓（31日目以降）
	160074610	頭蓋内圧持続測定
	160103010	頭蓋内圧持続測定（3時間超）
	150147610	人工心臓（初日）
	150147910	人工心臓（2日目以降）
	150428510	体外式膜型人工肺（初日）
	150428410	体外式膜型人工肺（2日目以降）
	150395450	経皮的髄腔補助法（ポンプカテーテルを使用）（初日）
	150395550	経皮的髄腔補助法（ポンプカテーテルを使用）（2日目以降）

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0 点	1 点	2 点
1	蘇生術の施行	なし		あり
2	動脈圧測定 (動脈ライン)	なし		あり
3	シリンジポンプの管理	なし	あり	
4	中心静脈圧測定 (中心静脈ライン)	なし		あり
5	人工呼吸器の管理	なし		あり
6	輸血や血液製剤の管理	なし		あり
7	肺動脈圧測定 (スワングアンツカテーテル)	なし		あり
8	一時的ペーシング	なし		あり
9	抗不整脈剤の使用 (注射剤のみ)	なし		あり
10	特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO, IMPELLA)	なし		あり
				A 得点

B	患者の状況等	患者の状態			×	介助の実施		=	評価
		0 点	1 点	2 点		0	1		
11	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない					点
12	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
13	口腔清潔	自立	要介助			実施なし	実施あり		点
14	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
15	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
16	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ						点
17	危険行動	ない		ある					点
									B 得点

注) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価にあたっては、
「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。
・ Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
・ Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

< 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る基準 >
モニタリング及び処置等に係る得点 (A 得点) が 2 点以上。
なお、患者の状況等に係る得点 (B 得点) については、基準の対象ではないが、毎日評価を行うこと。

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

<特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ>

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、救命救急入院料1及び特定集中治療室管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者及び歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）について、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該治療室に在室していた時間があつた場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退室日は、当日の0時から退室時までを評価対象時間とする。退室日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

当該治療室内を評価の対象場所とし、当該治療室以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。

5. 評価者

B項目の評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

6. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

7. 評価の根拠

B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1. 評価日において、各選択肢のコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合を「あり」とする。
2. 輸血や血液製剤及び抗不整脈剤については、手術や麻酔中に用いた薬剤も評価の対象となる。また、EF統合ファイルにおけるデータ区分コードが30番台（注射）、50番（手術）の薬剤に限り、評価の対象となる。
3. 臨床試験で用いた薬剤は評価の対象となる。

B 患者の状況等

B 項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
5. B 9「移乗」、B 10「口腔清潔」、B 11「食事摂取」、B 12「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

11 寝返り 項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかませる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

12 移乗 項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行っている（力が出せる）場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

13 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「要介助」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」とする。

14 食事摂取 項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする。

医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

15 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。

自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができて、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。
通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。
靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

16 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

17 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0 点	1 点	基準①	基準②
1	創傷処置（褥瘡の処置を除く）	なし	あり		*
2	蘇生術の施行	なし	あり	*	*
3	呼吸ケア （喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場合を除く）	なし	あり		*
4	注射薬剤 3 種類以上の管理（最大 7 日間）	なし	あり		*
5	動脈圧測定（動脈ライン）	なし	あり		*
6	シリンジポンプの管理	なし	あり		*
7	中心静脈圧測定（中心静脈ライン）	なし	あり	*	*
8	人工呼吸器の管理	なし	あり	*	*
9	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	*	*
10	肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）	なし	あり	*	*
11	一時的ペーシング	なし	あり	*	*
12	抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）	なし	あり	*	*
13	特殊な治療法等 （CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO, IMPELLA）	なし	あり	*	*
		A 得点			

B	患者の状況等	患者の状態				介助の実施			評価
		0 点	1 点	2 点		0	1		
14	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない	×			=	点
15	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
16	口腔清潔	自立	要介助			実施なし	実施あり		点
17	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
18	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
19	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ						点
20	危険行動	ない		ある					点
B 得点									

注) ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、
「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。
・ A については、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
・ B については、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

＜ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る基準＞

基準①：モニタリング及び処置等に係る項目のうち、項目番号 2，7，8，9，10，11，12又は13のうち 1 項目以上に該当

基準②：モニタリング及び処置等に係る項目のいずれか 1 項目以上に該当

なお、患者の状況等に係る得点（B 得点）については、基準の対象ではないが、毎日評価を行うこと。

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

<ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度 I >

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、救命救急入院料2並びにハイケアユニット入院医療管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等（A項目）、患者の状況等（B項目）について、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該治療室に在室していた時間があつた場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退室日は、当日の0時から退室時までを評価対象時間とする。退室日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院（死亡退院を含む）した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

当該治療室内を評価の対象場所とし、当該治療室以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。

5. 評価対象の処置・介助等

当該治療室で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該治療室に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が治療室内において実施することを評価する場合は、治療室所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該治療室の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。なお、医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場

合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該治療室の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び当該治療室の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置（褥瘡の処置を除く）

項目の定義

創傷処置は、創傷の処置としてハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅱにおいて評価の対象となる診療行為を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅱにおけるコード一覧に掲載されているコードに対応する診療行為のうち創傷処置に該当するものを実施した場合に「あり」とする。

2 蘇生術の施行

項目の定義

蘇生術の施行は、気管内挿管・気管切開術・人工呼吸器装着・除細動・心マッサージのいずれかが、蘇生を目的に施行されたかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
蘇生術の施行がなかった場合をいう。
「あり」
蘇生術の施行があった場合をいう。

判断に際しての留意点

当該治療室以外での評価は含まないため、手術室、救急外来等で蘇生術が行われたとしても、当該治療室で行われていなければ蘇生術の施行の対象に含めない。
蘇生術の施行に含まれている人工呼吸器の装着とは、いままで装着していない患者が蘇生のために装着したことであり、蘇生術以外の人工呼吸器管理は、「A-10 人工呼吸器の管理」の項目において評価される。

3 呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場合を除く）

項目の定義

呼吸ケアは、酸素吸入等、呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場合を除く。）としてハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅱにおいて評価の対象となる診療行為を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅱにおけるコード一覧に掲載されているコードに対応する診療行為のうち呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合及び人工

呼吸器の装着の場合を除く。)に該当するものを実施した場合に「あり」とする。

4 注射薬剤3種類以上の管理

項目の定義

注射薬剤3種類以上の管理は、注射により投与した薬剤の種類数が3種類以上であって、当該注射に係る管理を行った場合に評価する項目であり、一連の入院期間中に初めて該当した日から起算して最大7日目までを評価の対象とする。

選択肢の判断基準

「なし」
注射により投与した薬剤が3種類に満たない場合をいう。
「あり」
注射により投与した薬剤が3種類以上の場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射方法、注射針の刺入個所の数は問わない。
注射薬剤については、E F 統合ファイルにおけるデータ区分コードが30番台（注射）の薬剤に限り、評価の対象となる。ただし、血液代用剤、透析用剤、検査用剤、静脈栄養に係る薬剤、他の項目の評価対象となっている薬剤等、別表のコード一覧に掲げる薬剤は種類数の対象から除くこと。

なお、厚生労働省「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」において示している「成分名」が同一である場合には、1種類として数えること。

また、一連の入院期間中に初めて該当した日から起算して最大7日目までが評価の対象となるが、当該初めて該当した日以降に他の入院料を算定する病棟又は病室に転棟した場合であっても、当該初めて該当した日から起算して7日目以内であるときは評価の対象となる。

5 動脈圧測定（動脈ライン）

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
動脈圧測定を実施していない場合をいう。
「あり」
動脈圧測定を実施している場合をいう。

6 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況（投与時間、投与量等）を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場合をいう。
「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA（自己調節鎮痛法）によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

7 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）

項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施していない場合をいう。

「あり」

中心静脈圧測定（中心静脈ライン）を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテルによる中心静脈圧測定についても中心静脈圧測定（中心静脈ライン）の対象に含める。

中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランスデューサーによる測定のいずれでもよい。

8 人工呼吸器の管理

項目の定義

人工呼吸器の管理は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

人工呼吸器を使用していない場合をいう。

「あり」

人工呼吸器を使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。

NPPV（非侵襲的陽圧換気）の実施は含める。

9 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血（全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等）や血液製剤（アルブミン製剤等）の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。
「あり」
輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合も含める。

1 0 肺動脈圧測定（スワンガンツカテーテル）

項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接的に肺動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
肺動脈圧測定を実施していない場合をいう。
「あり」
肺動脈圧測定を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても肺動脈圧測定の評価に含める。

1 1 一時的ペーシング

項目の定義

一時的ペーシングは、体表面ペーシング法、食道ペーシング法又は体外ペースメーカーリング術を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
一時的ペーシングを実施していない場合をいう。
「あり」
一時的ペーシングを実施している場合をいう。

1 2 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）

項目の定義

抗不整脈剤の使用は、注射剤である抗不整脈剤を投与した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
抗不整脈剤の使用を実施していない場合をいう。
「あり」
抗不整脈剤の使用を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

対象となる薬剤は、別紙18別表 1 ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度 A項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧「抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）」に掲げる薬剤である。

1 3 特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO, IMPELLA）

項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF（持続的血液濾過透析）、IABP（大動脈バルーンポンピング）、PCPS（経皮的心肺補助法）、補助人工心臓、ICP（頭蓋内圧）測定、ECMO（経皮的肺補助法）、IMPELLA（経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの））を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」
特殊な治療法等のいずれも行っていない場合をいう。
「あり」
特殊な治療法等のいずれかを行っている場合をいう。

B 患者の状況等

B 項目共通事項

1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
5. B13「移乗」、B14「口腔清潔」、B15「食事摂取」、B16「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

1 4 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。
「何かにつかまればできる」
ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。
「できない」
介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。
医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

1 5 移乗 項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。
ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

（患者の状態）

「自立」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。

（介助の実施）

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。
車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行うことができる（力が出せる）場合は「一部介助」となる。
医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

1 6 口腔清潔 項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。
一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつ

ける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。
口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「要介助」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」とする。

1.7 食事摂取

項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」
評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。
「実施あり」
評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする。

医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

18 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況の評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

（患者の状態）

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。

自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

（介助の実施）

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。
通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

19 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

20 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

<ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ>

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、救命救急入院料2及びハイケアユニット入院医療管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者及び歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ（以下「必要度Ⅰ」という。）における記載内容を参照のこと。

3. 評価対象時間

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

4. 評価対象場所

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

5. 評価者

B項目の評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

6. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項及びB項目の選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

A モニタリング及び処置等

1. 評価日において、各選択肢のコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合を「あり」とする。
2. 輸血や血液製剤及び抗不整脈剤については、手術や麻酔中に用いた薬剤も評価の対象となる。また、EF統合ファイルにおけるデータ区分コードが30番台（注射）、50番（手術）の薬剤に限り、評価の対象となる。
3. 臨床試験で用いた薬剤は評価の対象となる。

B 患者の状況等

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度A項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
A 1 創傷処置（褥瘡の処置を除く）	140000610	創傷処置（100cm2未満）
	140000710	創傷処置（100cm2以上500cm2未満）
	140000810	創傷処置（500cm2以上3000cm2未満）
	140000910	創傷処置（3000cm2以上6000cm2未満）
	14001010	創傷処置（6000cm2以上）
	140062110	下肢創傷処置（足部（踵を除く）の浅い潰瘍）
	140062210	下肢創傷処置（足趾の深い潰瘍・踵部の浅い潰瘍）
	140062310	下肢創傷処置（足部（踵を除く）の深い潰瘍・踵部の深い潰瘍）
	140032010	熱傷処置（100cm2未満）
	140032110	熱傷処置（100cm2以上500cm2未満）
	140032210	熱傷処置（500cm2以上3000cm2未満）
	140036510	熱傷処置（3000cm2以上6000cm2未満）
	140036910	熱傷処置（6000cm2以上）
	140034830	電撃傷処置（100cm2未満）
	140034930	電撃傷処置（100cm2以上500cm2未満）
	140035030	電撃傷処置（500cm2以上3000cm2未満）
	140035130	電撃傷処置（3000cm2以上6000cm2未満）
	140035230	電撃傷処置（6000cm2以上）
	140035430	凍傷処置（100cm2未満）
	140035530	凍傷処置（100cm2以上500cm2未満）
	140035630	凍傷処置（500cm2以上3000cm2未満）
	140035730	凍傷処置（3000cm2以上6000cm2未満）
	140035830	凍傷処置（6000cm2以上）
	140036030	凍傷処置（100cm2未満）
	140036130	凍傷処置（100cm2以上500cm2未満）
	140036230	凍傷処置（500cm2以上3000cm2未満）
	140036330	凍傷処置（3000cm2以上6000cm2未満）
	140036430	凍傷処置（6000cm2以上）
A 2 蘇生術の施行	140009010	救命のための気管挿管
	140010210	非閉鎖的心マッサージ
	140051410	カウンタershock（非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合）
	140010310	カウンタershock（その他）
	150106210	気管切開術
	150140010	開胸心臓マッサージ
A 3 呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器装着の場合を除く）	140005610	酸素吸入
	140005750	突発性難聴に対する酸素療法
	140005810	酸素デント
	140009450	無水アルコール吸入療法
	140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超14日日まで）
	140063950	無水アルコール吸入療法（5時間超15日以降）
	140009650	酸素吸入（マイクロアダプター）
	140023850	酸素吸入（マイクロアダプター）（5時間超14日日まで）
	140064150	酸素吸入（マイクロアダプター）（5時間超15日以降）
	140064150	酸素吸入（マイクロアダプター）（5時間超15日以降）
A 4 注射薬剤3種類以上の管理	別紙18 別表2の薬剤を除く、注射薬剤の種類数	
A 5 動脈圧測定（動脈ライン）	160074010	観血的動脈圧測定（1時間以内）
	160074210	観血的動脈圧測定（1時間超）
A 6 シリンジポンプの管理	130000210	精密持続点滴注射加算
A 7 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）	160074310	中心静脈圧測定（4回以下）
	160074410	中心静脈圧測定（5回以上）
A 8 人工呼吸器の管理	140005910	間歇的陽圧吸入法
	140037810	鼻マスク式補助換気法
	140060650	体外式陰圧人工呼吸器治療
	140057310	ハイフローセラピー（15歳未満）
	140057410	ハイフローセラピー（15歳以上）
	140009310	人工呼吸
	140063810	人工呼吸（5時間超15日以降）
	140023510	人工呼吸（5時間超14日日まで）
	140039850	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入
	140039950	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入（5時間超14日日まで）
	140064250	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入（5時間超15日以降）
	140009550	人工呼吸（閉鎖循環式麻酔装置）
	140023750	人工呼吸（閉鎖循環式麻酔装置）（5時間超14日日まで）
	140064050	人工呼吸（閉鎖循環式麻酔装置）（5時間超15日以降）
	140009950	酸素加圧（気管内挿管下）閉鎖循環式麻酔器
	140024150	酸素加圧（気管内挿管下）閉鎖循環式麻酔器・5時間超14日日まで
	140064450	酸素加圧（気管内挿管下）閉鎖循環式麻酔器・5時間超15日以降
	140009750	人工呼吸（半閉鎖式循環麻酔器）
	140023950	人工呼吸（半閉鎖式循環麻酔器）（5時間超14日日まで）
	140064350	人工呼吸（半閉鎖式循環麻酔器）（5時間超15日以降）
	140039550	人工呼吸（鼻マスク式人工呼吸器）
	140039650	人工呼吸（鼻マスク式人工呼吸器）（5時間超14日日まで）
	140064750	人工呼吸（鼻マスク式人工呼吸器）（5時間超15日以降）
A 9 輸血や血液製剤の管理	620004744	人全血液－LR「日赤」
	620004745	人全血液－LR「日赤」
	620004679	照射人全血液－LR「日赤」
	620004680	照射人全血液－LR「日赤」
	621609201	濃厚血小板－LR「日赤」
	621609301	濃厚血小板－LR「日赤」
	621609401	濃厚血小板－LR「日赤」
	621609501	濃厚血小板－LR「日赤」
	621609601	濃厚血小板－LR「日赤」
	621609701	濃厚血小板－LR「日赤」
	622191301	合成血液－LR「日赤」
	622191401	合成血液－LR「日赤」
	622191101	解凍赤血球液－LR「日赤」
	622191201	解凍赤血球液－LR「日赤」
	621772801	赤血球液－LR「日赤」
	621772901	赤血球液－LR「日赤」
	621772601	新鮮凍結血漿－LR「日赤」120
	621772701	新鮮凍結血漿－LR「日赤」240
	622192101	新鮮凍結血漿－LR「日赤」480
	622190901	洗浄赤血球液－LR「日赤」
	622191001	洗浄赤血球液－LR「日赤」
	621609801	濃厚血小板H1A－LR「日赤」
	621609901	濃厚血小板H1A－LR「日赤」
	621610001	濃厚血小板H1A－LR「日赤」
	621772001	照射赤血球液－LR「日赤」
	621772101	照射赤血球液－LR「日赤」
	621602201	照射濃厚血小板－LR「日赤」
	621602301	照射濃厚血小板－LR「日赤」
	621602401	照射濃厚血小板－LR「日赤」
	622984701	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」
	621602501	照射濃厚血小板－LR「日赤」
	622984801	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」
	621602601	照射濃厚血小板－LR「日赤」
	622984901	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」
	621602701	照射濃厚血小板－LR「日赤」
	622985001	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」
	621602801	照射濃厚血小板H1A－LR「日赤」
	622985201	照射濃厚血小板H1A－LRBS「日赤」
	621602901	照射濃厚血小板H1A－LR「日赤」
	622985301	照射濃厚血小板H1A－LRBS「日赤」
	621603001	照射濃厚血小板H1A－LR「日赤」
	622985401	照射濃厚血小板H1A－LRBS「日赤」
	622985101	照射濃厚血小板H1A－LRBS「日赤」
	622191701	照射解凍赤血球液－LR「日赤」
	622191801	照射解凍赤血球液－LR「日赤」
	622191901	照射合成血液－LR「日赤」
	622192001	照射合成血液－LR「日赤」
	622191501	照射洗浄赤血球液－LR「日赤」
	622191601	照射洗浄赤血球液－LR「日赤」
	622487001	照射洗浄血小板－LR「日赤」
	622985501	照射洗浄血小板－LRBS「日赤」

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	622487101	照射洗浄血小板HLA－L.R「日赤」
	622985601	照射洗浄血小板HLA－L.R.B.S「日赤」
	621151301	献血ベニロン－I 静注用500mg
	621151701	献血ベニロン－I 静注用2500mg
	621449901	献血ベニロン－I 静注用5000mg
	621152901	献血グロベニニー－I 静注用500mg
	621153301	献血グロベニニー－I 静注用2500mg
	621450001	献血グロベニニー－I 静注用5000mg
	646340035	抗HBs人免疫グロブリン
	621153508	抗HBs人免疫グロブリン筋注1000単位/5mL「JB」
	646340065	抗HBs人免疫グロブリン
	621153607	抗HBs人免疫グロブリン筋注200単位/1mL「JB」
	646340492	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622885801	コンファクトF 静注用250単位
	621153808	クロスエイトMC 静注用250単位
	646340493	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	640431015	コンコエイト－HT
	622885901	コンファクトF 静注用500単位
	621153909	クロスエイトMC 静注用500単位
	646340494	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	646340495	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622886001	コンファクトF 静注用1000単位
	621154006	クロスエイトMC 静注用1000単位
	622454900	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622454901	クロスエイトMC 静注用2000単位
	622865100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622865101	クロスエイトMC 静注用3000単位
	646340510	乾燥抗D（Rh o）人免疫グロブリン
	621154101	抗Dグロブリン筋注用1000倍「ニチヤク」
	621154105	抗D人免疫グロブリン筋注用1000倍「JB」
	646340451	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン
	621154207	テタノブリン筋注用250単位
	621154201	破傷風グロブリン筋注用250単位「ニチヤク」
	646340500	乾燥人血液凝固第9因子複合体 200国際単位（溶解液付）
	621154302	P.P.S.B－HT 静注用200単位「タケダ」
	646340501	乾燥人血液凝固第9因子複合体 400国際単位（溶解液付）
	646340502	乾燥人血液凝固第9因子複合体 500国際単位（溶解液付）
	621154502	P.P.S.B－HT 静注用500単位「タケダ」
	646340503	乾燥人血液凝固第9因子複合体 1000国際単位（溶解液付）
	621356303	献血アルブミン5％静注5g/100mL「JB」
	620009135	アルブミン－5％静注12.5g/250mL
	621755403	献血アルブミン5％静注12.5g/250mL「JB」
	621755302	献血アルブミン5％静注12.5g/250mL「タケダ」
	621155202	献血アルブミン20％静注4g/20mL「JB」
	621155502	献血アルブミン20％静注4g/20mL「タケダ」
	620008814	献血アルブミン25％静注5g/20mL「ベネシス」
	620008815	献血アルブミン25％静注12.5g/50mL「ベネシス」
	620009136	アルブミン－25％静注12.5g/50mL
	621450201	赤十字アルブミン25％静注12.5g/50mL
	621156608	献血アルブミン25％静注12.5g/50mL「KMB」
	621645902	献血アルブミン25％静注12.5g/50mL「タケダ」
	620009137	アルブミン－ベアリング20％静注10.0g/50mL
	621157302	献血アルブミン20％静注10g/50mL「JB」
	621155408	献血アルブミン20％静注10g/50mL「KMB」
	621157403	献血アルブミン20％静注10g/50mL「タケダ」
	622979201	献血アルブミン25％静注25g/100mL「KMB」
	646340028	乾燥人フィブリノゲン
	621157504	フィブリノゲンHT 静注用1g「JB」
	646340054	人免疫グロブリン
	621157617	グロブリン筋注450mg/3mL「JB」
	621157604	グロブリン筋注1500mg/10mL「JB」
	621157607	ガンマグロブリン筋注450mg/3mL「タケダ」
	621157611	ガンマグロブリン筋注1500mg/10mL「タケダ」
	621384901	ファイバ静注用1000
	620007377	テタガムP 筋注シリンジ250
	646340456	抗破傷風人免疫グロブリン
	646340188	人ハプトグロビン
	621158404	ハプトグロビン静注2000単位「JB」
	622607401	ガンマガード静注用5g
	621158701	献血アルブミン－4.4％静注4.4g/100mL
	621560801	献血アルブミン－4.4％静注11g/250mL
	646340261	乾燥抗HBs人免疫グロブリン
	621159004	ヘプスブリン筋注用200単位
	621159001	乾燥HBグロブリン筋注用200単位「ニチヤク」
	646340262	乾燥抗HBs人免疫グロブリン
	621159104	ヘプスブリン筋注用1000単位
	621159101	乾燥HBグロブリン筋注用1000単位「ニチヤク」
	646340491	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
	620001350	献血ノンスロン500注射用
	621159207	ノイアート静注用500単位
	640453060	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
	620001351	献血ノンスロン1500注射用
	620003071	ノイアート静注用1500単位
	620009201	ベリナートP 静注用500
	622926301	ベリナート皮下注用2000
	622821601	ピリグイジェン10％静注2.5g/25mL
	622838902	ピリグイジェン10％静注5g/50mL
	622683702	ピリグイジェン10％静注10g/100mL
	622838902	ピリグイジェン10％静注20g/200mL
	623000301	グロベニニー110％静注5g/50mL
	623000401	グロベニニー110％静注10g/100mL
	623000501	グロベニニー110％静注20g/200mL
	621490001	献血ヴェノグロブリンIH5％静注5g/100mL
	622983900	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン5g100mL注射液
	622534401	献血ヴェノグロブリンIH10％静注0.5g/25mL
	622534501	献血ヴェノグロブリンIH10％静注2.5g/25mL
	622534601	献血ヴェノグロブリンIH10％静注5g/50mL
	622534701	献血ヴェノグロブリンIH10％静注10g/100mL
	622534801	献血ヴェノグロブリンIH10％静注20g/200mL
	646340497	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622408301	ノバクトM 静注用500単位
	646340499	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622408301	ノバクトM 静注用1000単位
	622034100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622034200	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622408401	ノバクトM 静注用2000単位
	620009198	フィブロガミンP 静注用
	629903301	アドベイト静注用キット250
	629903401	アドベイト静注用キット500
	629903501	アドベイト静注用キット1000
	629903601	アドベイト静注用キット1500
	629903701	アドベイト静注用キット2000
	629903801	アドベイト静注用キット3000
	640412173	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161703	テタノブリンIH 静注250単位
	640412174	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161803	テタノブリンIH 静注1500単位
	622366301	ノボセプンHI 静注用1mg シリンジ
	622366401	ノボセプンHI 静注用2mg シリンジ
	622366501	ノボセプンHI 静注用5mg シリンジ
	640443038	注射用アナクトC2.500単位
	640453163	ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
	621450602	ヘプスブリンIH 静注1000単位
	621971601	ベネフィクス静注用500
	621971701	ベネフィクス静注用1000
	621971801	ベネフィクス静注用2000
	622273601	ベネフィクス静注用3000
	622288001	ハイゼントラ20％皮下注1g/5mL
	622288101	ハイゼントラ20％皮下注2g/10mL

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	622288201	ハイゼントラ2.0%皮下注4g/2.0mL
	622955401	ハイゼントラ2.0%皮下注1g/5mLシリンジ
	622955501	ハイゼントラ2.0%皮下注2g/10mLシリンジ
	622955601	ハイゼントラ2.0%皮下注4g/20mLシリンジ
	622950901	キュービトル2.0%皮下注2g/10mL
	622951001	キュービトル2.0%皮下注4g/20mL
	622951101	キュービトル2.0%皮下注8g/40mL
	622333901	ノボエイト静注用250
	622333101	ノボエイト静注用500
	622333201	ノボエイト静注用1000
	622333301	ノボエイト静注用1500
	622333401	ノボエイト静注用2000
	622333501	ノボエイト静注用3000
	622364101	オルプロリクス静注用500
	622364201	オルプロリクス静注用1000
	622364301	オルプロリクス静注用2000
	622364401	オルプロリクス静注用3000
	622426501	オルプロリクス静注用250
	622608701	オルプロリクス静注用4000
	622402801	イロクタイト静注用250
	622402901	イロクタイト静注用500
	622403001	イロクタイト静注用750
	622403101	イロクタイト静注用1000
	622403201	イロクタイト静注用1500
	622403301	イロクタイト静注用2000
	622403401	イロクタイト静注用3000
	622682501	イロクタイト静注用4000
	622424901	ノボサーティーン静注用2500
	622442001	アコアラン静注用600
	622583901	アコアラン静注用1800
	622623201	アディオノベイト静注用キット250
	622623501	アディオノベイト静注用キット500
	622623601	アディオノベイト静注用キット1000
	622623701	アディオノベイト静注用キット2000
	622646001	アディオノベイト静注用キット1500
	622646101	アディオノベイト静注用キット3000
	622489301	コバールトリイ静注用250
	622489401	コバールトリイ静注用500
	622489501	コバールトリイ静注用1000
	622489601	コバールトリイ静注用2000
	622489701	コバールトリイ静注用3000
	622526101	イデルビオン静注用250
	622526201	イデルビオン静注用500
	622526301	イデルビオン静注用1000
	622526401	イデルビオン静注用2000
	622990101	イデルビオン静注用3500
	622595901	エイフスチラ静注用250
	622596001	エイフスチラ静注用500
	622596101	エイフスチラ静注用1000
	622596201	エイフスチラ静注用1500
	622596301	エイフスチラ静注用2000
	622596401	エイフスチラ静注用2500
	622596501	エイフスチラ静注用3000
	622608201	ヘムライブラ皮下注30mg
	622608301	ヘムライブラ皮下注60mg
	622608401	ヘムライブラ皮下注90mg
	622608501	ヘムライブラ皮下注105mg
	622608601	ヘムライブラ皮下注150mg
	6229931001	ヘムライブラ皮下注12mg
	622647001	レフイキシア静注用500
	622647101	レフイキシア静注用1000
	622647201	レフイキシア静注用2000
	622658001	ジビイ静注用500
	622658101	ジビイ静注用1000
	622658201	ジビイ静注用2000
	622658301	ジビイ静注用3000
	6229905101	イスバロクト静注用500
	6229905201	イスバロクト静注用1000
	6229905301	イスバロクト静注用1500
	6229905401	イスバロクト静注用2000
	6229905501	イスバロクト静注用3000
	6229908001	ボンペンデイ静注用1300
	622842901	リンスパッド点滴静注用1000mg
	6229912801	ヌーイック静注用250
	6229912901	ヌーイック静注用500
	6229913001	ヌーイック静注用1000
	6229913101	ヌーイック静注用2000
	6229913201	ヌーイック静注用2500
	6229913301	ヌーイック静注用3000
	6229913401	ヌーイック静注用4000
	622367201	バイクロット配合静注用
	622250701	ノーマザン点滴静注250mg
	622926801	アレモ皮下注150mg
	622926901	アレモ皮下注600mg
	622927001	アレモ皮下注1500mg
	622925701	オルツビーオ静注用500
	622925801	オルツビーオ静注用1000
	622925901	オルツビーオ静注用250
	622925901	オルツビーオ静注用2000
	622925901	オルツビーオ静注用3000
	622926101	オルツビーオ静注用4000
	622929701	オビザー静注用500 500単位(溶解液付)
	622966401	セブローチン静注用1000単位
	622933101	ヒムベジ皮下注150mgベン
	622367202	バイクロット配合静注用2.5mL
	622979301	バイクロット配合静注用5mL
	622979401	バイクロット配合静注用10mL
	622932701	ハイキュービア1.0%皮下注セット5g/50mL
	622932501	ハイキュービア1.0%皮下注セット10g/100mL
	622932601	ハイキュービア1.0%皮下注セット20g/200mL
	150224810	自家採血輸血(1回目)
	150286210	自家採血輸血(2回目以降)
	150224910	保存血液輸血(1回目)
	150286310	保存血液輸血(2回目以降)
	150327510	自己血貯血(6歳以上)(液状保存)
	150327610	自己血貯血(6歳以上)(凍結保存)
	150247010	自己血輸血(6歳以上)(液状保存)
	150254810	自己血輸血(6歳以上)(凍結保存)
	150390610	希釈式自己血輸血(6歳以上)
	150225010	交換輸血
	150225210	骨髄内輸血加算(その他)
	150225110	骨髄内輸血加算(胸骨)
	150366370	血管瘻出術加算
	150225310	血液型加算(ABO式及びRh式)
	150225410	不規則抗体加算
	150247110	HLA型検査クラス1加算(A、B、C)
	150278910	HLA型検査クラス2加算(DR、DQ、DP)
	150225510	血液交叉試験加算
	150225610	間接クームス検査加算
	150404970	コリニュータクロスマッチ加算
	150366470	血小板洗浄術加算
	150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手法(1回目)
	150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手法(2回目以降)
A 10 肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	160075010	観血的肺動脈圧測定(2時間超)
	160183910	観血的肺動脈圧測定(1時間以内又は1時間につき)
A 11 一時的ベーンシグ	140009150	体表面ベーンシグ法
	140009250	食道ベーンシグ法
	150267310	体外ベースメーキング術
A 12 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)	641210020	リドカイン注射液

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	641210093	キシロカイン注射液 0.5%
	641210094	リドカイン注「NM」 0.5%
	641210021	リドカイン注射液
	641210096	キシロカイン 0.5% 筋注用溶解液
	641210022	リドカイン注射液
	641210099	キシロカイン注射液 1%
	641210100	リドカイン注「NM」 1%
	641210023	リドカイン注射液
	641210102	キシロカイン注射液 2%
	641210103	リドカイン注「NM」 2%
	641210024	リドカイン注射液
	641210105	静注用キシロカイン 2%
	620166503	リドカイン静注液 2%「タカタ」
	641210025	リドカイン注射液
	621670602	リドカイン点滴静注液 1%「タカタ」
	641210014	プロカインアミド塩酸塩注射液
	620008355	アミサリン注 100mg
	641210015	プロカインアミド塩酸塩注射液
	620008356	アミサリン注 200mg
	641210006	インデラル注射液 2mg
	621494801	オノアクト点滴静注用 50mg
	622953901	ランジオロール塩酸塩点滴静注用 50mg「F」
	622953101	ランジオロール塩酸塩点滴静注用 150mg「F」
	622094701	コパベータ静注用 12.5mg
	622422801	オノアクト点滴静注用 150mg
	640462042	ブレビブロック注 100mg
	620004782	リスモダン P 静注 50mg
	620005243	ワソラン静注 5mg
	621555003	ペラバミル塩酸塩静注 5mg「NIG」
	622750600	ペラバミル塩酸塩 0.25% 2mL 注射液
	620008940	メキシチール点滴静注 125mg
	620262301	シベノール静注 70mg
	620007361	タンボコール静注 50mg
	620002584	シンビット静注用 50mg
	640443003	サンリズム注射液 50
	620002610	リドカイン静注用 2% シリンジ「デルモ」
	620004876	アンカロン注 150
	622609302	アミオダロン塩酸塩静注 150mg「TE」
	649407031	ヘルベッサ 注射用 250
	620333401	ジルチアゼム塩酸塩注射用 250mg「サワイ」
	622752600	ジルチアゼム塩酸塩 250mg 注射用
	621958501	ヘルベッサ 注射用 10
	620333501	ジルチアゼム塩酸塩注射用 10mg「サワイ」
	622752700	ジルチアゼム塩酸塩 10mg 注射用
	621958601	ヘルベッサ 注射用 50
	620333601	ジルチアゼム塩酸塩注射用 50mg「サワイ」
	622752800	ジルチアゼム塩酸塩 50mg 注射用
A 13 特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO, IMPELLA）	140029850	持続緩徐式血液濾過
	140061610	エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法（18歳以上）
	140061710	エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法（18歳未満）
	150148010	大動脈バルーンパンピング法（IABP法）（初日）
	150148110	大動脈バルーンパンピング法（IABP法）（2日目以降）
	150262910	経皮的心臓補助法（初日）
	150275710	経皮的心臓補助法（2日目以降）
	150266110	補助人工心臓（初日）
	150266210	補助人工心臓（2日目以降 30日目まで）
	150301810	補助人工心臓（31日目以降）
	150360110	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（初日）
	150360210	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（2日目以降 30日目まで）
	150360310	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（31日目以降 90日目まで）
	150360410	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（91日目以降）
	150382650	小児補助人工心臓（初日）
	150382750	小児補助人工心臓（2日目以降 30日目まで）
	150382850	小児補助人工心臓（31日目以降）
	160074610	頭蓋内圧持続測定
	160103010	頭蓋内圧持続測定（3時間超）
	150147610	人工心臓（初日）
	150147910	人工心臓（2日目以降）
	150428510	体外式膜型人工肺（初日）
	150428410	体外式膜型人工肺（2日目以降）
	150396450	経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを使用）（初日）
	150395550	経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを使用）（2日目以降）

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度A項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧の「A4 注射薬剤3種類以上の管理」において、薬剤の種類数の対象から除くもの

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
620000226	グルアセト35注 250mL
620000237	生理食塩液 1. 3L
620000238	生理食塩液 1. 5L
620000239	生理食塩液 2L
620001328	カーミバック生理食塩液L 1. 3L
620001893	大塚食塩注10% 20mL
620002215	生食注シリンジ「NP」 10mL
620002216	生食注シリンジ「NP」 20mL
620002471	カーミバック生理食塩液L 1. 5L
620002570	塩化ナトリウム注10%シリンジ「テルモ」 20mL
620004100	アセトキープ3G注 500mL
620004101	アセトキープ3G注 200mL
620004136	生食注シリンジ「オーツカ」 5mL
620004137	生理食塩液「ヒカリ」 250mL
620004322	10%食塩注「小林」 20mL
620004658	KCL注10mEqキット「テルモ」 1モル10mL
620004659	KCL注20mEqキット「テルモ」 1モル20mL
620005681	ニソリM注 250mL
620005682	ニソリM注 500mL
620005702	ペロール注 300mL
620005703	ペロール注 500mL
620005704	ペンライブ注 200mL
620005705	ペンライブ注 300mL
620005706	ペンライブ注 500mL
620005818	塩化ナトリウム注10%「日新」 20mL
620006186	アステマリン3号MG輸液 500mL
620006236	生理食塩液バッグ「フソー」 250mL
620006237	生理食塩液バッグ「フソー」 500mL
620006238	生理食塩液バッグ「フソー」 1L
620006246	ソルアセトF輸液 500mL
620006247	ソルアセトF輸液 1L
620006248	ソルアセトD輸液 250mL
620006249	ソルアセトD輸液 500mL
620006250	ソルマルト輸液 200mL
620006251	ソルマルト輸液 500mL
620006252	ソルラクトS輸液 250mL
620006253	ソルラクトS輸液 500mL
620006254	ソルラクトTMR輸液 250mL
620006255	ソルラクトTMR輸液 500mL
620006256	ソルラクトD輸液 250mL
620006257	ソルラクトD輸液 500mL
620006258	ソルラクト輸液 250mL
620006259	ソルラクト輸液 500mL
620006260	ソルラクト輸液 1L
620006274	ニソリ輸液 500mL
620006285	ヒシナルク3号輸液 200mL
620006286	ヒシナルク3号輸液 500mL
620006331	リプラス1号輸液 500mL
620006333	リプラス1号輸液 200mL
620006334	リプラス1号輸液 500mL
620006336	リプラス3号輸液 500mL
620006337	リプラス3号輸液 200mL
620006338	リプラス3号輸液 500mL
620006347	リン酸2カリウム注20mEqキット「テルモ」 0. 5モル20mL
620006610	塩化ナトリウム注10%「フソー」 20mL
620006623	生食注20mL「CMX」
620006624	生理食塩液バッグ「フソー」 1. 5L
620006625	生理食塩液PL「フソー」 20mL
620006626	生理食塩液PL「フソー」 50mL
620006627	生理食塩液PL「フソー」 100mL
620006629	生理食塩液PL「フソー」 500mL
620006630	生理食塩液PL「フソー」 1L
620006631	生理食塩液PL「フソー」 2L
620006632	生理食塩液「フソー」 5mL
620006766	リンゲル液「オーツカ」 500mL
620007164	アクマルト輸液 500mL
620007192	EL-3号輸液 500mL
620007230	塩化Na補正液1mEq/mL 1モル20mL
620007245	大塚生食注2ポート100mL
620007282	KNMG3号輸液 500mL
620007284	KN1号輸液 200mL
620007285	KN1号輸液 500mL
620007286	KN2号輸液 500mL
620007288	KN3号輸液 200mL
620007289	KN3号輸液 500mL
620007290	KN4号輸液 500mL
620007291	KCL補正液1mEq/mL 1モル20mL
620007315	10%EL-3号輸液 500mL
620007337	ソルデム1輸液 200mL
620007338	ソルデム1輸液 500mL
620007339	ソルデム2輸液 200mL
620007340	ソルデム2輸液 500mL
620007341	ソルデム3AG輸液 200mL
620007342	ソルデム3AG輸液 500mL
620007343	ソルデム3A輸液 200mL
620007344	ソルデム3A輸液 500mL
620007345	ソルデム3A輸液 1L

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
620007346	ソルデム3PG輸液 200mL
620007347	ソルデム3PG輸液 500mL
620007348	ソルデム3輸液 200mL
620007349	ソルデム3輸液 500mL
620007354	ソルデム6輸液 200mL
620007355	ソルデム6輸液 500mL
620007378	デノサリン1輸液 200mL
620007379	デノサリン1輸液 500mL
620007396	トリフリード輸液 500mL
620007397	トリフリード輸液 1L
620007403	乳酸Na補正液1mEq/mL 1モル20mL
620007434	ハルトマンーG3号輸液 500mL
620007435	ハルトマンーG3号輸液 200mL
620007444	ピカーボン輸液 500mL
620007494	ボタコールR輸液 250mL
620007495	ボタコールR輸液 500mL
620007531	ラクテックG輸液 250mL
620007532	ラクテックG輸液 500mL
620007533	ラクテックG輸液 1L
620007535	ラクテックD輸液 500mL
620008176	大塚生食注2ポート50mL
620008404	リンゲル液「フソー」 500mL
620008529	生食注シリンジ「オーツカ」10mL
620008530	生食注シリンジ「オーツカ」20mL
620008857	生食注シリンジ「SN」5mL
620008858	生食注シリンジ「SN」10mL
620008859	生食注シリンジ「SN」20mL
620009265	生食液NS 5mL
620009562	生食注シリンジ「NP」 5mL
620765806	塩化ナトリウム注10%「HK」 20mL
620765904	生理食塩液「NP」 5mL
620766006	生理食塩液「NP」 20mL
620766024	生理食塩液「ヒカリ」 20mL
620766034	生食注20mL「Hp」
620767302	生理食塩液「NP」 500mL
620767310	生理食塩液「AY」 500mL
620767507	エボプロステノール静注ヤンセン専用溶解液（生理食塩液） 50mL
620767704	生食液バッグ100mL「CMX」
620767902	生理食塩液「NP」 250mL
620768401	生食注キット「フソー」 100mL
620793801	アクメインD輸液 500mL
620794204	リナセートD輸液 500mL
620795601	サヴィオゾール輸液 500mL
620797301	フィジオ70輸液 500mL
620797401	フィジオ35輸液 250mL
620797501	フィジオ35輸液 500mL
621311001	フィジオ140輸液 250mL
621311101	フィジオ140輸液 500mL
621514701	ハルトマン輸液「NP」 500mL
621514801	ハルトマン輸液pH8「NP」 500mL
621514901	ハルトマン輸液pH8「NP」 1L
621554802	ユエキンキープ3号輸液 200mL
621554902	ユエキンキープ3号輸液 500mL
621560603	テルモ生食 1.3L
621572001	KCL補正液キット20mEq 0.4モル50mL
621621301	フィジオゾール3号輸液 500mL
621695101	アクメインD輸液 500mL
621753501	アセテート維持液3G「HK」 200mL
621753601	アセテート維持液3G「HK」 500mL
621956601	生食注キット「フソー」 50mL
621969101	塩化Na補正液2.5mEq/mL 2.5モル20mL
621969501	塩化アンモニウム補正液5mEq/mL 5モル20mL
622016601	ピカネイト輸液 500mL
622016701	ピカネイト輸液 1L
622046601	リン酸Na補正液0.5mmol/mL 0.5モル20mL
622100901	ソリュウゲンG注 200mL
622121101	アクマルト輸液 200mL
622121202	アクメインD輸液 200mL
622130601	生食注シリンジ「テルモ」5mL
622130701	生食注シリンジ「テルモ」10mL
622132801	生食注シリンジ「テルモ」20mL
622132901	ソルアセトD輸液 200mL
622133001	テルモ生食TK 50mL
622250401	ボルベン輸液6% 500mL
622344502	リナセートD輸液 200mL
622344601	ソリタックスーH輸液 500mL
622344701	ソリターT1号輸液 200mL
622344801	ソリターT1号輸液 500mL
622344901	ソリターT2号輸液 200mL
622345001	ソリターT2号輸液 500mL
622345101	ソリターT3号輸液 200mL
622345201	ソリターT3号輸液 500mL
622345301	ソリターT3号G輸液 200mL
622345401	ソリターT3号G輸液 500mL
622345501	ソリターT4号輸液 200mL
622345601	ソリターT4号輸液 500mL
622445901	YDソリターT1号輸液 200mL
622446001	YDソリターT1号輸液 500mL
622446101	YDソリターT3号輸液 200mL
622446201	YDソリターT3号輸液 500mL
622446301	YDソリターT3号G輸液 200mL
622446401	YDソリターT3号G輸液 500mL
622507501	生食注シリンジ50mL「ニプロ」
622572001	アクチット輸液 200mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622572101	アクチット輸液 500mL
622572201	ヴィーンF輸液 500mL
622572301	ヴィーンD輸液 200mL
622572401	ヴィーンD輸液 500mL
622572501	ヴィーン3G輸液 200mL
622572601	ヴィーン3G輸液 500mL
622574501	リナセートF輸液 500mL
622702401	アルトフェッド注射液 200mL
622702501	ラクトリンゲル液 [〃] 「フソー」 200mL
622791701	ソリュウゲンF注 500mL
622804301	アセトキープ3G注 500mL
622804401	エスロンB注 500mL
622804601	ソリュウゲンG注 500mL
622829801	クリニザルツ輸液 500mL
622829901	グルアセト35注 500mL
622830101	ハルトマンーG3号輸液 500mL
622830201	ハルトマン液「コバヤシ」 500mL
622842200	生理食塩液 200mL
622842201	生理食塩液バッグ「フソー」 200mL
640406034	大塚生食注TN 50mL
640407051	生食溶解液キットH 50mL
640407056	テルモ生食 250mL
640407166	ソリュウゲンF注 500mL
640412008	エスロンB注 200mL
640412033	ソリュウゲンG注 300mL
640412045	低分子デキストランL注 250mL
640412105	生理食塩液 100mL
640412107	生理食塩液 250mL
640412109	テルモ生食TK 100mL
640421007	生食液NS 20mL
640421008	大塚生食注 500mL
640421009	大塚生食注 500mL
640421010	大塚生食注 1L
640421011	大塚生食注 1L
640441019	テルモ生食 100mL
640460009	生理食塩液「ヒカリ」 500mL
643310004	10%塩化ナトリウム注射液 20mL
643310086	ニソリ・S注 500mL
643310102	ハルトマン液「コバヤシ」 500mL
643310156	ラクトリンゲルS注「フソー」 500mL
643310157	ラクトリンゲル液 [〃] 「フソー」 500mL
643310170	リンゲル液 500mL
643310181	生理食塩液 5mL
643310182	生理食塩液 20mL
643310183	生理食塩液 100mL
643310184	生理食塩液 200mL
643310185	生理食塩液 250mL
643310187	生理食塩液 500mL
643310188	生理食塩液 1L
643310190	大塚生食注 20mL
643310209	テルモ生食 500mL
643310210	テルモ生食 1L
643310213	ニソリM注 500mL
643310214	ニソリM注 250mL
643310225	大塚生食注 100mL
643310284	ラクトリンゲルS注「フソー」 500mL
643310286	生理食塩液 500mL
643310287	生理食塩液 1L
643310328	ラクトリンゲル液 [〃] 「フソー」 500mL
643310329	ラクトリンゲル液 [〃] 「フソー」 1L
643310330	ラクトリンゲルM注「フソー」 500mL
643310332	エスロンB注 500mL
643310335	生理食塩液 500mL
643310336	低分子デキストランL注 500mL
643310337	低分子デキストラン糖注(大塚製薬工場) 500mL
643310343	ペンライプ注 500mL
643310347	ラクテック注 500mL
643310348	ラクテック注 1L
643310356	大塚生食注 50mL
643310384	ラクトリンゲルS注「フソー」 200mL
643310391	ラクトリンゲルM注「フソー」 500mL
643310394	ラクトリンゲルM注「フソー」 200mL
643310397	リンゲル液 500mL
643310402	ペンライプ注 200mL
643310403	ペンライプ注 300mL
643310407	アルトフェッド注射液 500mL
643310408	アルトフェッド注射液 500mL
643310415	生食液「小林」 5mL
643310429	生理食塩液「ヒカリ」 50mL
643310434	生理食塩液「ヒカリ」 100mL
643310445	生理食塩液「ヒカリ」 500mL
643310450	カーミバック生理食塩液 500mL
643310452	生理食塩液「ヒカリ」 1L
643310454	カーミバック生理食塩液 1L
643310473	大塚生食注TN 100mL
643310476	大塚生食注 250mL
643310486	ソリュウゲンG注 500mL
643310491	フルクトラクト注 200mL
643310492	フルクトラクト注 500mL
643310493	ペロール注 300mL
643310494	ペロール注 500mL
643310497	ラクテック注 250mL
643310508	生食溶解液キットH 100mL
620767311	生食液バッグ500mL「CMX」

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622830800	生理食塩液
622830801	大塚生食注
622935900	生理食塩液 20mLキット
621606302	ハルトマンD液「フソー」
622830002	ハルトマンD液「フソー」
620001315	大塚糖液 50% 200mL
620001316	大塚糖液 50% 500mL
620001317	光糖液 10% 500mL
620001947	キシリトール注射液 5% 200mL
620001948	キシリトール注射液 5% 500mL
620002399	キシリトール注「ヒカリ」 5% 500mL
620002599	ブドウ糖注 50% シリンジ「テルモ」 20mL
620002935	キシリトール注射液 5% 300mL
620003059	キリット注 5% 300mL
620003091	キリット注 5% 500mL
620004172	光糖液 5% 250mL
620004173	光糖液 20% 500mL
620004174	光糖液 30% 500mL
620004397	キシリトール注 5%「フソー」 200mL
620004398	キシリトール注 5%「フソー」 500mL
620004399	キシリトール注 5%「フソー」 500mL
620004400	キシリトール注 10%「フソー」 20mL
620004401	キシリトール注 20%「フソー」 20mL
620006268	テルモ糖注 5% 250mL
620006269	テルモ糖注 5% 500mL
620006292	ブドウ糖注 5% バッグ「フソー」 250mL
620006293	ブドウ糖注 5% バッグ「フソー」 500mL
620006634	テルモ糖注 5% 100mL
620006635	テルモ糖注 10% 500mL
620006636	テルモ糖注 50% 200mL
620006637	テルモ糖注 50% 500mL
620006641	ブドウ糖注 5% PL「フソー」 20mL
620006642	ブドウ糖注 5% PL「フソー」 100mL
620006643	ブドウ糖注 5% PL「フソー」 500mL
620006645	ブドウ糖注 10% バッグ「フソー」 500mL
620006646	ブドウ糖注 10% PL「フソー」 500mL
620006647	ブドウ糖注 20% PL「フソー」 20mL
620006649	ブドウ糖注 50% PL「フソー」 20mL
620007246	大塚糖液 5% 2ポート 100mL
620007416	ハイカリックRF輸液 250mL
620007417	ハイカリックRF輸液 500mL
620007507	マルトス輸液 10% 250mL
620007508	マルトス輸液 10% 500mL
620008177	大塚糖液 5% 2ポート 50mL
620155611	ブドウ糖注 20%「NP」 20mL
620155634	光糖液 20% 20mL
620155641	ブドウ糖注 20% PL「HP」 20mL
620155645	糖液注 20%「AFP」 20mL
620155714	光糖液 50% 20mL
620155716	糖液注 50%「AFP」 20mL
620735116	光糖液 5% 20mL
620735119	ブドウ糖注 5%「CMX」 20mL
620735121	糖液注 5%「AFP」 20mL
620737702	ブドウ糖注 5%「NP」 250mL
620738002	ブドウ糖注 5%「NP」 500mL
620738010	ブドウ糖注射液「AY」 5% 500mL
620738011	小林糖液 5% 500mL
620740001	マルトース輸液 10%「フソー」 500mL
620740601	マルトース輸液 10%「フソー」 200mL
620741309	キシリトール注 20%「NP」 20mL
620745601	リハビックス-K1号輸液 500mL
620745701	リハビックス-K2号輸液 500mL
621646001	ブドウ糖注 5% シリンジ「NP」 20mL
621651401	ブドウ糖注 20% シリンジ「NP」 20mL
622133101	テルモ糖注 TK 5% 500mL
622688901	マンニトールS注射液 300mL
622842300	ブドウ糖注射液 5% 200mL
622842301	ブドウ糖注 5% バッグ「フソー」 200mL
640406035	大塚糖液 5% TN 50mL
640407023	5%糖液キットH 50mL
640407024	5%糖液キットH 100mL
640408013	20%ブドウ糖注射液「ニッシン」 20mL
640412067	ブドウ糖注射液 5% 100mL
640412069	ブドウ糖注射液 50% 200mL
640412070	ブドウ糖注射液 50% 500mL
640412071	ブドウ糖注射液 70% 350mL
640412102	果糖注射液 5% 200mL
640412103	果糖注射液 5% 500mL
640412110	テルモ糖注 TK 5% 100mL
640412111	ブドウ糖注射液 5% 250mL
640412112	ブドウ糖注射液 10% 20mL
640421002	20%ブドウ糖注「日医工」 20mL
640431047	ブドウ糖注 20%「CMX」 20mL
640450010	5%ブドウ糖注射液「ニッシン」 20mL
640460006	50%ブドウ糖注射液「ニッシン」 20mL
640460011	光糖液 5% 500mL
643230011	キシリトール注射液 5% 300mL
643230012	キシリトール注射液 5% 500mL
643230013	キシリトール注射液 10% 20mL
643230026	ハイカリック液-1号 700mL
643230027	ハイカリック液-2号 700mL
643230032	ブドウ糖注射液 5% 20mL
643230034	ブドウ糖注射液 5% 100mL
643230035	ブドウ糖注射液 5% 200mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
643230036	ブドウ糖注射液 5% 250mL
643230038	ブドウ糖注射液 5% 500mL
643230039	ブドウ糖注射液 5% 1L
643230042	ブドウ糖注射液 20% 20mL
643230048	ブドウ糖注射液 50% 20mL
643230050	ブドウ糖注射液 50% 300mL
643230052	ブドウ糖注射液 50% 500mL
643230076	果糖注射液 5% 500mL
643230077	果糖注射液 5% 1L
643230081	果糖注射液 20% 20mL
643230089	大塚糖液 10% 20mL
643230090	大塚糖液 5% 20mL
643230176	ハイカリック液-3号 700mL
643230212	大塚糖液 5% 100mL
643230230	ブドウ糖注射液 5% 500mL
643230251	大塚糖液 5% 50mL
643230252	ブドウ糖注射液 50% 100mL
643230253	ブドウ糖注射液 10% 500mL
643230254	ブドウ糖注射液 5% 50mL
643230267	光糖液 5% 50mL
643230270	光糖液 5% 100mL
643230282	小林糖液 5% 500mL
643230283	光糖液 5% 500mL
643230287	大塚糖液 5% 500mL
643230297	大塚糖液 10% 500mL
643230298	大塚糖液 20% 20mL
643230314	大塚糖液 40% 20mL
643230317	大塚糖液 50% 20mL
643230346	20%フルクトン注 20mL
643230406	大塚糖液 5% TN 100mL
643230411	大塚糖液 5% 250mL
643230412	大塚糖液 70% 350mL
620003682	イオパミロン注 150 30.62% 50mL
620003683	イオパミロン注 150 30.62% 200mL
620003684	イオパミロン注 300 61.24% 20mL
620003685	イオパミロン注 300 61.24% 50mL
620003686	イオパミロン注 300 61.24% 100mL
620003688	イオパミロン注 300 シリンジ 61.24% 80mL
620003689	イオパミロン注 300 シリンジ 61.24% 100mL
620003690	イオパミロン注 370 75.52% 20mL
620003691	イオパミロン注 370 75.52% 50mL
620003692	イオパミロン注 370 75.52% 100mL
620003694	イオパミロン注 370 シリンジ 75.52% 80mL
620003695	イオパミロン注 370 シリンジ 75.52% 100mL
620003697	イソピスト注 240 51.26% 10mL
620003698	イソピスト注 300 64.08% 10mL
620004304	ウログラフィン注 60% 20mL
620004305	ウログラフィン注 60% 100mL
620004306	ウログラフィン注 76% 20mL
620007447	ビジパーク 270注 20mL 54.97%
620007448	ビジパーク 270注 50mL 54.97%
620007449	ビジパーク 270注 100mL 54.97%
620007450	ビジパーク 320注 50mL 65.15%
620007451	ビジパーク 320注 100mL 65.15%
620009142	オムニパーク 240注 シリンジ 100mL 51.77%
620009143	オムニパーク 300注 シリンジ 50mL 64.71%
620009144	オムニパーク 300注 シリンジ 80mL 64.71%
620009145	オムニパーク 300注 シリンジ 100mL 64.71%
620009146	オムニパーク 300注 シリンジ 125mL 64.71%
620009147	オムニパーク 300注 シリンジ 150mL 64.71%
620009148	オムニパーク 350注 シリンジ 70mL 75.49%
620009149	オムニパーク 350注 シリンジ 100mL 75.49%
621176405	リビオドール 480注 10mL
621183101	ピリスコピン点滴静注 50 10.55% 100mL
621183301	イオパミドール 300注 50mL「F」 61.24%
621183701	イオパミドール 300注 100mL「F」 61.24%
621184101	イオパミドール 370注 50mL「F」 75.52%
621184501	イオパミドール 370注 100mL「F」 75.52%
621184901	イオパミドール 150注 50mL「F」 30.62%
621185101	イオパミドール 150注 200mL「F」 30.62%
621185301	イオパミドール 300注 20mL「F」 61.24%
621185603	イオパミドール 300注 シリンジ 50mL「HK」 61.24%
621185703	イオパミドール 300注 シリンジ 100mL「HK」 61.24%
621185901	イオパミドール 300注 シリンジ 100mL「F」 61.24%
621186003	イオパミドール 370注 シリンジ 50mL「HK」 75.52%
621186103	イオパミドール 370注 シリンジ 100mL「HK」 75.52%
621186501	イオパミドール 370注 20mL「F」 75.52%
621187501	オムニパーク 240注 10mL 51.77%
621187901	オムニパーク 300注 10mL 64.71%
621188001	オムニパーク 300注 20mL 64.71%
621188601	オムニパーク 300注 50mL 64.71%
621188701	オムニパーク 300注 100mL 64.71%
621188801	オムニパーク 350注 20mL 75.49%
621188901	オムニパーク 350注 50mL 75.49%
621189001	オムニパーク 350注 100mL 75.49%
621189701	オブチレイ 320注 20mL 67.8%
621189801	オブチレイ 320注 50mL 67.8%
621189901	オブチレイ 240注 シリンジ 100mL 50.9%
621190001	オブチレイ 320注 シリンジ 75mL 67.8%
621190101	オブチレイ 320注 シリンジ 100mL 67.8%
621190201	オブチレイ 320注 100mL 67.8%
621190301	オブチレイ 350注 20mL 74.1%
621190401	オブチレイ 350注 50mL 74.1%
621190501	オブチレイ 350注 100mL 74.1%

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
621190701	イオメロン300注20mL 61.24%
621190801	イオメロン300注50mL 61.24%
621190901	イオメロン300注100mL 61.24%
621191001	イオメロン350注20mL 71.44%
621191101	イオメロン350注50mL 71.44%
621191201	イオメロン350注100mL 71.44%
621191401	イオメロン400注50mL 81.65%
621191501	イオメロン400注100mL 81.65%
621191601	イオメロン300注シリンジ50mL 61.24%
621191701	イオメロン300注シリンジ100mL 61.24%
621191801	イオメロン350注シリンジ50mL 71.44%
621191901	イオメロン350注シリンジ100mL 71.44%
621451301	イオパミドール300注シリンジ50mL「F」 61.24%
621451401	イオパミドール370注シリンジ100mL「F」 75.52%
621451501	イオパミドール300注シリンジ80mL「F」 61.24%
621452002	イオヘキソール300注20mL「F」 64.71%
621452102	イオヘキソール300注シリンジ50mL「F」 64.71%
621452302	イオヘキソール300注シリンジ100mL「F」 64.71%
621452702	イオヘキソール300注50mL「F」 64.71%
621453002	イオヘキソール300注100mL「F」 64.71%
621453102	イオヘキソール350注20mL「F」 75.49%
621453202	イオヘキソール350注50mL「F」 75.49%
621453402	イオヘキソール350注100mL「F」 75.49%
621490601	イオメロン300注シリンジ75mL 61.24%
621490701	イオメロン350注シリンジ75mL 71.44%
621493001	イオヘキソール300注シリンジ80mL「F」 64.71%
621534901	イオヘキソール350注シリンジ100mL「F」 75.49%
621728802	イオヘキソール240注シリンジ100mL「F」 51.77%
621695401	イオヘキソール300注シリンジ100mL「HK」 64.71%
621728902	イオパミドール370注シリンジ80mL「F」 75.52%
621892301	イオメロン350注シリンジ135mL 71.44%
621922401	オブチレイ350注シリンジ100mL 74.1%
621928003	イオプロミド300注20mL「BYL」 62.34%
622961700	イオプロミド(300)20mL注射液 62.34%
621928103	イオプロミド300注50mL「BYL」 62.34%
622961800	イオプロミド(300)50mL注射液 62.34%
621928203	イオプロミド300注100mL「BYL」 62.34%
622961900	イオプロミド(300)100mL注射液 62.34%
621928303	イオプロミド300注シリンジ50mL「BYL」 62.34%
621928403	イオプロミド300注シリンジ80mL「BYL」 62.34%
621928503	イオプロミド300注シリンジ100mL「BYL」 62.34%
621928603	イオプロミド370注20mL「BYL」 76.89%
621928703	イオプロミド370注50mL「BYL」 76.89%
622962000	イオプロミド(370)50mL注射液 76.89%
621928803	イオプロミド370注100mL「BYL」 76.89%
621928903	イオプロミド370注シリンジ50mL「BYL」 76.89%
621929003	イオプロミド370注シリンジ80mL「BYL」 76.89%
621929103	イオプロミド370注シリンジ100mL「BYL」 76.89%
622027402	イオパミドール300注シリンジ80mL「HK」 61.24%
622027502	イオパミドール370注シリンジ80mL「HK」 75.52%
622030802	イオヘキソール350注シリンジ70mL「F」 75.49%
622067703	イオヘキソール300注シリンジ125mL「F」 64.71%
622067803	イオヘキソール300注シリンジ150mL「F」 64.71%
622067901	オムニパーク300注シリンジ110mL 64.71%
622074101	イオヘキソール300注シリンジ50mL「HK」 64.71%
622074201	イオヘキソール300注シリンジ80mL「HK」 64.71%
622074301	イオヘキソール300注シリンジ125mL「HK」 64.71%
622074401	イオヘキソール300注シリンジ150mL「HK」 64.71%
622090603	イオパミドール370注シリンジ50mL「F」 75.52%
622213602	イオパミドール300注シリンジ150mL「F」 61.24%
622267501	オムニパーク350注シリンジ45mL 75.49%
622286602	イオヘキソール300注シリンジ110mL「F」 64.71%
622347001	イオヘキソール300注シリンジ110mL「HK」 64.71%
622347101	イオヘキソール350注シリンジ70mL「HK」 75.49%
622347201	イオヘキソール350注シリンジ100mL「HK」 75.49%
622376902	イオパミドール370注シリンジ65mL「F」 75.52%
622450501	イオパミドール370注シリンジ65mL「HK」 75.52%
622547001	オブチレイ350注シリンジ135mL 74.1%
622766900	イオパミドール(370)50mLキット 75.52%
622853201	イオパミロン注300シリンジ 61.24%130mL
622853301	イオパミロン注300シリンジ 61.24%150mL
647210004	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 60%100mL
647210005	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 60%20mL
647210006	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 76%20mL
647210013	イオタラム酸ナトリウム注射液 66.8%20mL
647210015	イオタラム酸メグルミン注射液 30%220mL
647210016	イオタラム酸メグルミン注射液 60%20mL
647210017	イオタラム酸メグルミン注射液 60%50mL
647210018	イオタラム酸メグルミン注射液 60%100mL
621194102	LH-RH注0.1mg「ニプロ」
621195502	TRH注0.5mg「ニプロ」
621196005	ヒトCRH静注用100μg「ニプロ」(溶解液付)
620005210	フルオレサイト静注500mg 10%5mL
620005898	EOB・プリモビスト注シリンジ 18.143%5mL
620005899	EOB・プリモビスト注シリンジ 18.143%10mL
620007319	ソナゾイド注射用16μL (溶解液付)
621198901	プロハンス静注5mL
621199001	プロハンス静注15mL
621199101	プロハンス静注20mL
621199201	プロハンス静注10mL
621453902	マグネスコープ静注38%シリンジ10mL 37.695%
621454002	マグネスコープ静注38%シリンジ15mL 37.695%
621454102	マグネスコープ静注38%シリンジ20mL 37.695%
621464301	プロハンス静注シリンジ13mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
621464401	プロハンス静注シリンジ17mL
622396901	マグネスコープ静注38%シリンジ11mL 37.695%
622397001	マグネスコープ静注38%シリンジ13mL 37.695%
622404301	スクラッチダニアレゲンエキストリイ10万JAU/mL 1mL
622410801	ガドピスト静注1.0mol/Lシリンジ5mL 60.47%
622411101	ガドピスト静注1.0mol/Lシリンジ7.5mL 60.47%
622411201	ガドピスト静注1.0mol/Lシリンジ10mL 60.47%
622455401	アレゲンスクラッチエキスイ陽性液トリイヒスタミン二塩酸塩 2mL
622624101	ガドテリドール静注シリンジ13mL「HK」
622624201	ガドテリドール静注シリンジ17mL「HK」
622639501	レギチーン注射液5mg 0.5%1mL
622639601	ガドピスト静注1.0mol/L 2mL 60.47%
622818101	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ10mLGE37.695%
622818201	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ11mLGE37.695%
622818301	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ13mLGE37.695%
622818401	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ15mLGE37.695%
622818501	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ20mLGE37.695%
628002601	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」エダマメ1:1千 2mL
628002801	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」大麦1:1,000 2mL
628003201	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」カナムグラ花粉1:1千 2mL
628003701	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」カモガヤ花粉1:1千 2mL
628005001	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」クリ1:1,000 2mL
628005601	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」米1:1,000 2mL
628007701	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」スギ花粉1:1千 2mL
628007801	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」ススキ花粉1:1千 2mL
628010201	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」トウモロコシ1:1千 2mL
628012901	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」ヒメガヤ花粉1:1千 2mL
628013401	診断用アレゲン皮内エキスイ「トリイ」ブタクサ花粉1:1千 2mL
640462008	オフサグリーン静注用25mg (溶解液付)
640462043	リゾピスト注 44.6mg 1.6mL
647250002	診断用アレゲンスクラッチエキスイ「トリイ」 1mL
620002496	アデノスキャン注60mg 20mL
620007509	ミオテクター冠血管注 1瓶1管
620008566	タイロゲン筋注用0.9mg
621954101	ミリブラ用懸濁用液4mL
622364701	アデノシン負荷用静注60mgシリンジ「FRI」 20mL
628776702	アミヴィッド静注 370MBq
628777501	ビザミル静注 185MBq
622884801	アキュミン静注 185MBq
622975301	ロビパカイン塩酸塩0.75%注75mg/10mL「テルモ」
622975401	ロビパカイン塩酸塩0.75%注150mg/20mL「テルモ」
623001601	ロビパカイン塩酸塩0.2%注バッグ200mg/100mLテルモ
623001701	ロビパカイン塩酸塩0.2%注20mg/10mL「テルモ」
622965701	テクネビロリン酸静注
622994001	ガリアファーム68Ge/68Gaジェネレータ
622998201	ガリアファーム溶出用0.1mol/L塩酸溶液
622996701	ロカメッツキット
620002282	ヘパフラッシュ10単位/mLシリンジ5mL 50単位
620002283	ヘパフラッシュ10単位/mLシリンジ10mL 100単位
620002284	ヘパフラッシュ100単位/mLシリンジ5mL 500単位
620002285	ヘパフラッシュ100単位/mLシリンジ10mL 1,000単位
620004183	ヘパフィルド透析用250単位/mLシリンジ20mL 5千単位
620004186	ヘパリンNa透析200U/mLシリンジ20mL「フソー」 4千U
620004188	ヘパリンNa透析250U/mLシリンジ20mL「フソー」 5千U
620004192	ヘパリンNaロック10U/mLシリンジオートツカ5mL 50U
620004193	ヘパリンNaロック10U/mLシリンジオートツカ10mL 100U
620004194	ヘパリンNaロック100U/mLシリンジオートツカ5mL 500U
620004195	ヘパリンNaロック100U/mLシリンジオートツカ10mL 1千U
620004874	アリクストラ皮下注1.5mg 0.3mL
620004875	アリクストラ皮下注2.5mg 0.5mL
620005699	ヘパリンNa透析用150単位/mLシリンジ20mLフソー 3千U
620005700	ヘパリンNa透析用150単位/mLフソー20mL 3千U
620005701	ヘパリンNa透析用200単位/mLフソー20mL 4千U
620006786	クレキサン皮下注キット2000IU 2千低ヘパ国際単位0.2mL
621463103	ヘパリンNaロック用10U/mLシリンジ5mLニプロ 50U
621463203	ヘパリンNaロック用10U/mLシリンジ10mLニプロ 100U
621463403	ヘパリンNaロック用100U/mLシリンジ10mLニプロ 1千U
621497403	ヘパリンNaロック用100U/mLシリンジ5mLニプロ 500U
621653101	ヘパリンNa透析用500U/mLシリンジ10mL「NP」 5千U
621653201	ヘパリンNa透析用500U/mLシリンジ20mL「NP」 1万U
621759505	ヘパリンNa透析用150単位/mLシリンジ20mL「NIG」
621759605	ヘパリンNa透析用200単位/mLシリンジ20mL「NIG」
621759805	ヘパリンNa透析用250単位/mLシリンジ20mL「NIG」
621728001	ローヘパ透析用100単位/mLシリンジ20mL 2千低ヘパ単位
621728101	ローヘパ透析用150単位/mLシリンジ20mL 3千低ヘパ単位
621728201	ローヘパ透析用200単位/mLシリンジ20mL 4千低ヘパ単位
621956701	ヘパリンNa透析350U/mLシリンジ20mL「フソー」 7千U
621989202	バルナバリンNa透析100U/mLシリンジ20mLフソー 2千U
621989302	バルナバリンNa透析150U/mLシリンジ20mLフソー 3千U
621989402	バルナバリンNa透析200U/mLシリンジ20mLフソー 4千U
622044501	アリクストラ皮下注5mg 0.4mL
622044601	アリクストラ皮下注7.5mg 0.6mL
622083701	ヘパリンNa透析用250U/mLシリンジ12mLニプロ 3千U
622083801	ヘパリンNa透析用250U/mLシリンジ16mLニプロ 4千U
622083901	ヘパリンNa透析用250U/mLシリンジ20mLニプロ 5千U
622131301	ヘパフィルド透析用150単位/mLシリンジ20mL 3千単位
622131401	ヘパフィルド透析用200単位/mLシリンジ20mL 4千単位
622811101	ヘパリンNa透析ロック用1千U/mLシリンジ5mLニプロ 5千U
643330016	輸血用クエン酸ナトリウム注射液 10%5mL
643330019	輸血用チトラミン「フソー」 10%5mL
621515201	ローヘパ透析用500単位/mLバイアル10mL 5千低ヘパ単位
621544005	ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ5mL「NIG」
621544105	ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ10mL「NIG」
621544205	ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ5mL「NIG」

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
621544305	ヘパリンNa ロック用100単位/mL シリンジ10mL 「NIG」
620002936	キシロカイン注シリンジ0.5% 10mL
620002937	キシロカイン注シリンジ1% 10mL
620004312	カルボカインアンプル注0.5% 5mL
620004313	カルボカインアンプル注0.5% 10mL
620004314	カルボカインアンプル注1% 2mL
620004315	カルボカインアンプル注1% 5mL
620004316	カルボカインアンプル注1% 10mL
620004317	カルボカインアンプル注2% 2mL
620004318	カルボカインアンプル注2% 5mL
620004319	カルボカインアンプル注2% 10mL
620005863	ロカイン注1% 1mL
620005864	ロカイン注1% 2mL
620005865	ロカイン注1% 5mL
620005866	ロカイン注2% 1mL
620005867	ロカイン注2% 2mL
620005868	ロカイン注2% 5mL
620006809	ボブスカイン0.25%注シリンジ25mg/10mL
620006810	ボブスカイン0.25%注バッグ250mg/100mL
620006811	ボブスカイン0.25%注25mg/10mL
620006812	ボブスカイン0.75%注シリンジ75mg/10mL
620006813	ボブスカイン0.75%注75mg/10mL
620006814	ボブスカイン0.75%注150mg/20mL
620007260	キシロカイン注ボリアンプ0.5% 5mL
620007261	キシロカイン注ボリアンプ0.5% 10mL
620007262	キシロカイン注ボリアンプ1% 5mL
620007263	キシロカイン注ボリアンプ1% 10mL
620007264	キシロカイン注ボリアンプ2% 5mL
620007265	キシロカイン注ボリアンプ2% 10mL
620008387	プロカニン注0.5% 5mL
620008389	プロカニン注1% 5mL
620164104	プロカイン塩酸塩注射液0.5%「日医工」 5mL
620164903	プロカイン塩酸塩注射液0.5%「日医工」 10mL
620164406	プロカイン塩酸塩注1%「日新」
620164706	プロカイン塩酸塩注2%「日新」
621644201	リドカイン塩酸塩注1%「日新」 5mL
621644301	リドカイン塩酸塩注1%「日新」 10mL
621651601	リドカイン塩酸塩注2%「日新」 5mL
621651701	リドカイン塩酸塩注2%「日新」 10mL
621653501	リドカイン塩酸塩注0.5%「日新」 5mL
621653601	リドカイン塩酸塩注0.5%「日新」 10mL
622086301	ボブスカイン0.5%注シリンジ50mg/10mL
622086401	ボブスカイン0.5%注50mg/10mL
640422006	メビパカイン塩酸塩注射液 2% 2mL
640422007	メビパカイン塩酸塩注射液 0.5% 5mL
640422008	メビパカイン塩酸塩注射液 0.5% 10mL
620166710	メビパカイン塩酸塩注射液0.5%「VTRS」
621563701	メビパカイン塩酸塩注0.5%「日新」
621563801	メビパカイン塩酸塩注0.5%「日新」
640422010	メビパカイン塩酸塩注射液 1% 2mL
640422011	メビパカイン塩酸塩注射液 1% 5mL
620166810	メビパカイン塩酸塩注射液1%「VTRS」
621565201	メビパカイン塩酸塩注1%「日新」
621565301	メビパカイン塩酸塩注1%「日新」
640422014	メビパカイン塩酸塩注射液 2% 5mL
640422015	メビパカイン塩酸塩注射液 2% 10mL
620166910	メビパカイン塩酸塩注射液2%「VTRS」
621562101	メビパカイン塩酸塩注2%「日新」
621562001	メビパカイン塩酸塩注2%「日新」
640422017	メビパカイン塩酸塩注射液 1% 10mL
621710002	メビパカイン塩酸塩注射液0.5%シリンジ50mg/10mL「NP」
621710102	メビパカイン塩酸塩注射液1%シリンジ100mg/10mL「NP」
621710202	メビパカイン塩酸塩注射液2%シリンジ200mg/10mL「NP」
640443005	マーカイン注脊麻用0.5%高比重 4mL
640443006	マーカイン注脊麻用0.5%等比重 4mL
640451000	アナペイン注2mg/mL 0.2% 10mL
640451001	アナペイン注2mg/mL 0.2% 100mL
640451002	アナペイン注7.5mg/mL 0.75% 10mL
640451003	アナペイン注7.5mg/mL 0.75% 20mL
640451004	アナペイン注10mg/mL 1% 10mL
640451005	アナペイン注10mg/mL 1% 20mL
641210003	キシロカイン注射液「0.5%」エビレナミン1:100,000含有
641210004	キシロカイン注射液「1%」エビレナミン(1:100,000)含有
641210005	キシロカイン注射液「2%」エビレナミン(1:80,000)含有
641210017	マーカイン注0.125%
641210018	マーカイン注0.25%
641210019	マーカイン注0.5%
641210026	プロカイン塩酸塩注射液 0.5% 1mL
641210027	プロカイン塩酸塩注射液 0.5% 2mL
641210028	プロカイン塩酸塩注射液 0.5% 5mL
641210029	プロカイン塩酸塩注射液 1% 1mL
641210030	プロカイン塩酸塩注射液 1% 2mL
641210031	プロカイン塩酸塩注射液 1% 5mL
641210032	プロカイン塩酸塩注射液 1% 10mL
641210034	プロカイン塩酸塩注射液 2% 1mL
641210035	プロカイン塩酸塩注射液 2% 2mL
641210036	プロカイン塩酸塩注射液 2% 5mL
641210039	メビパカイン塩酸塩注射液 0.5%
641210040	メビパカイン塩酸塩注射液 1%
641210041	メビパカイン塩酸塩注射液 2%
641210042	プロカイン塩酸塩注射液 0.5% 10mL
641210058	塩プロ1%注「小林」 1mL
641210063	塩プロ1%注「小林」 2mL
641210067	塩プロ1%注「小林」 5mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
641210090	0. 5 %カルボカイン注
641210091	1 %カルボカイン注
641210092	2 %カルボカイン注
620005154	カーボスター透析剤・M 10 L (炭酸水素ナトリウム付)
620005155	カーボスター透析剤・L 6 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620005156	カーボスター透析剤・L 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620005157	カーボスター透析剤・P 2袋
622973201	カーボスター透析剤・P 2瓶
622987201	カーボスター透析剤2号・L 6 L (炭酸水素ナトリウム液付)
622987301	カーボスター透析剤2号・L 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
622987401	カーボスター透析剤2号・P 2袋
622989001	カーボスター透析剤2号・P 2瓶
620007210	AKーソリタ透析剤・FL 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620007211	AKーソリタ透析剤・FP 9 L (炭酸水素ナトリウム付)
620007212	AKーソリタ透析剤・DL 9 L (炭酸水素ナトリウム液付)
620007213	AKーソリタ透析剤・DP 9 L (炭酸水素ナトリウム付)
620007307	サブバック血液ろ過用補充液ーBi 1010mL
620007308	サブバック血液ろ過用補充液ーBi 2020mL
620007429	バイフィル専用炭酸水素ナトリウム補充液1. 39% 2L
620007430	バイフィル透析剤 6L
620007543	リンバック透析剤TA1 2袋
620007544	リンバック透析剤TA3 2袋
620008806	キンダリー透析剤2E 2袋
620008808	キンダリー透析剤3E 2袋
620009543	サブラッド血液ろ過用補充液BSG 1010mL
620009544	サブラッド血液ろ過用補充液BSG 2020mL
620820901	キンダリー透析剤AF1号 9L (炭酸水素ナトリウム液付)
620821001	キンダリー透析剤AF1P号 10L (炭酸水素ナトリウム付)
620822001	キンダリー透析剤AF2号 9L (炭酸水素ナトリウム液付)
620822101	キンダリー透析剤AF2P号 10L (炭酸水素ナトリウム付)
620822301	キンダリー透析剤AF2号 6L (炭酸水素ナトリウム液付)
620822901	キンダリー透析剤AF3号 9L (炭酸水素ナトリウム液付)
620823001	キンダリー透析剤AF3P号 10L (炭酸水素ナトリウム付)
620823201	キンダリー透析剤AF3号 6L (炭酸水素ナトリウム液付)
621561701	Dドライ透析剤2. 5S 2瓶
621561801	Dドライ透析剤3. 0S 2瓶
622054501	キンダリー透析剤AF4P号 10L (炭酸水素ナトリウム付)
622054701	キンダリー透析剤4E 2袋
622181701	キンダリー透析剤AF4号 6L (炭酸水素ナトリウム液付)
622420401	キンダリー透析剤AF4号 9L (炭酸水素ナトリウム液付)
622530601	Dドライ透析剤2. 75S 2瓶
622836101	キンダリー透析剤5E 2袋
622836201	キンダリー透析剤AF5P号 10L (炭酸水素ナトリウム付)
622836301	キンダリー透析剤AF5号 6L (炭酸水素ナトリウム液付)
622836401	キンダリー透析剤AF5号 9L (炭酸水素ナトリウム液付)
620008830	ステイセーフバランス 1/1. 5 腹膜透析液 1. 5L排液バッグ
620008831	ステイセーフバランス 1/1. 5 腹膜透析液 2L排液用バッグ付
620008832	ステイセーフバランス 1/1. 5 腹膜透析液 2. 5L
620008833	ステイセーフバランス 1/1. 5 腹膜透析液 2. 5L排液バッグ
620008834	ステイセーフバランス 1/2. 5 腹膜透析液 1. 5L排液バッグ
620008835	ステイセーフバランス 1/2. 5 腹膜透析液 2L排液用バッグ付
620008836	ステイセーフバランス 1/2. 5 腹膜透析液 2. 5L
620008837	ステイセーフバランス 1/2. 5 腹膜透析液 2. 5L排液バッグ
620008838	ステイセーフバランス 1/4. 25 腹膜透析 1. 5L排液バッグ
620008839	ステイセーフバランス 1/4. 25 腹膜透析液 2L排液用バッグ
620008840	ステイセーフバランス 2/1. 5 腹膜透析液 1. 5L排液バッグ
620008841	ステイセーフバランス 2/1. 5 腹膜透析液 2L排液用バッグ付
620008842	ステイセーフバランス 2/1. 5 腹膜透析液 2. 5L
620008843	ステイセーフバランス 2/1. 5 腹膜透析液 2. 5L排液バッグ
620008844	ステイセーフバランス 2/2. 5 腹膜透析液 1. 5L排液バッグ
620008845	ステイセーフバランス 2/2. 5 腹膜透析液 2L排液用バッグ付
620008846	ステイセーフバランス 2/2. 5 腹膜透析液 2. 5L
620008847	ステイセーフバランス 2/2. 5 腹膜透析液 2. 5L排液バッグ
620008848	ステイセーフバランス 2/4. 25 腹膜透析 1. 5L排液バッグ
620008849	ステイセーフバランス 2/4. 25 腹膜透析液 2L排液用バッグ
620009138	エクストラニール腹膜透析液 1. 5L
620009139	エクストラニール腹膜透析液 1. 5L (排液用バッグ付)
620009140	エクストラニール腹膜透析液 2L
620009141	エクストラニール腹膜透析液 2L (排液用バッグ付)
620009154	ダイアニールーN PDー2 1. 5腹膜透析液 1L
620009155	ダイアニールーN PDー2 1. 5腹膜透析液 1L排液用バッグ付
620009156	ダイアニールーN PDー2 1. 5腹膜透析液 1. 5L
620009157	ダイアニールーN PDー2 1. 5腹膜透析 1. 5L排液バッグ付
620009158	ダイアニールーN PDー2 1. 5腹膜透析液 2L
620009159	ダイアニールーN PDー2 1. 5腹膜透析液 2L排液用バッグ付
620009160	ダイアニールーN PDー2 1. 5腹膜透析液 2. 5L
620009161	ダイアニールーN PDー2 1. 5腹膜透析 2. 5L排液バッグ付
620009162	ダイアニールーN PDー2 1. 5腹膜透析液 5L
620009163	ダイアニールーN PDー2 2. 5腹膜透析液 1L
620009164	ダイアニールーN PDー2 2. 5腹膜透析液 1L排液用バッグ付
620009165	ダイアニールーN PDー2 2. 5腹膜透析液 1. 5L
620009166	ダイアニールーN PDー2 2. 5腹膜透析 1. 5L排液バッグ付
620009167	ダイアニールーN PDー2 2. 5腹膜透析液 2L
620009168	ダイアニールーN PDー2 2. 5腹膜透析液 2L排液用バッグ付
620009169	ダイアニールーN PDー2 2. 5腹膜透析液 2. 5L
620009170	ダイアニールーN PDー2 2. 5腹膜透析 2. 5L排液バッグ付
620009171	ダイアニールーN PDー2 2. 5腹膜透析液 5L
620009172	ダイアニールーN PDー4 1. 5腹膜透析液 1L
620009173	ダイアニールーN PDー4 1. 5腹膜透析液 1L排液用バッグ付
620009174	ダイアニールーN PDー4 1. 5腹膜透析液 1. 5L
620009175	ダイアニールーN PDー4 1. 5腹膜透析 1. 5L排液バッグ付
620009176	ダイアニールーN PDー4 1. 5腹膜透析液 2L
620009177	ダイアニールーN PDー4 1. 5腹膜透析液 2L排液用バッグ付
620009178	ダイアニールーN PDー4 1. 5腹膜透析液 2. 5L

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
620009179	ダイアニール-N PD-4 1. 5 腹膜透析 2. 5 L 排液バッグ付
620009180	ダイアニール-N PD-4 1. 5 腹膜透析液 5 L
620009181	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 1 L
620009182	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 1 L 排液用バッグ付
620009183	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 1. 5 L
620009184	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析 1. 5 L 排液バッグ付
620009185	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 2 L
620009186	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 2 L 排液用バッグ付
620009187	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 2. 5 L
620009188	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析 2. 5 L 排液バッグ付
620009189	ダイアニール-N PD-4 2. 5 腹膜透析液 5 L
620009190	ダイアニール PD-2 4. 2 5 腹膜透析液 1. 5 L 排液用バッグ付
620009191	ダイアニール PD-2 4. 2 5 腹膜透析液 2 L
620009192	ダイアニール PD-2 4. 2 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620009193	ダイアニール PD-4 4. 2 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
620009194	ダイアニール PD-4 4. 2 5 腹膜透析液 2 L
620009195	ダイアニール PD-4 4. 2 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620829801	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 1. 5 L
620829901	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 2 L
620830101	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 1 L
620830201	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
620830301	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
620830401	ミッドベリック 1 3 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620830801	ミッドベリック 2 5 0 腹膜透析液 1. 5 L
620830901	ミッドベリック 2 5 0 腹膜透析液 2 L
620831201	ミッドベリック 2 5 0 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
620831301	ミッドベリック 2 5 0 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
620831401	ミッドベリック 2 5 0 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620831901	ミッドベリック 4 0 0 腹膜透析液 2 L
620832401	ミッドベリック 4 0 0 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621317201	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 1 L
621317301	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621317401	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 1. 5 L
621317501	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621317601	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 2 L
621317701	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621318001	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 1 L
621318101	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621318201	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 1. 5 L
621318301	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621318401	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 2 L
621318501	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621318901	ミッドベリック L 4 0 0 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621319201	ミッドベリック L 4 0 0 腹膜透析液 2 L
621319301	ミッドベリック L 4 0 0 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621492801	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
621492901	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
621501501	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 1. 5 L
621501601	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621501701	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 2 L
621501801	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621501901	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 1. 5 L
621502001	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621502101	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 1 L
621502201	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621502301	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 2 L
621502401	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621502501	ペリセート 3 6 0 N L 腹膜透析液 3 L
621502601	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 1. 5 L
621502701	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621502801	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 2 L
621502901	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621503001	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 1. 5 L
621503101	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
621503201	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 1 L
621503301	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621503401	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 2 L
621503501	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
621503601	ペリセート 4 0 0 N L 腹膜透析液 3 L
621503701	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 1 L
621503801	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621503901	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 3 L
621505201	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 1 L
621505301	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
621505401	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 3 L
621563301	ペリセート 4 0 0 N 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
621564101	ペリセート 3 6 0 N 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
621628201	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 2. 5 L
621633401	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 2. 5 L
621633501	ミッドベリック L 1 3 5 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
621633601	ミッドベリック L 2 5 0 腹膜透析液 2. 5 L (排液用バッグ付)
622132501	ステイセーフバランス 1/4. 2 5 腹膜透析液 1 L 排液用バッグ
622132601	ステイセーフバランス 1/4. 2 5 腹膜透析液 2 L
622132701	ステイセーフバランス 2/4. 2 5 腹膜透析液 2 L
622299401	レギュニール HC a 1. 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
622299501	レギュニール HC a 1. 5 腹膜透析液 1. 5 L 排液用バッグ付
622299601	レギュニール HC a 1. 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
622299701	レギュニール HC a 1. 5 腹膜透析液 2. 5 L
622299801	レギュニール HC a 1. 5 腹膜透析液 5 L
622299901	レギュニール HC a 2. 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
622300001	レギュニール HC a 2. 5 腹膜透析液 1. 5 L 排液用バッグ付
622300101	レギュニール HC a 2. 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
622300201	レギュニール HC a 2. 5 腹膜透析液 2. 5 L
622300301	レギュニール HC a 2. 5 腹膜透析液 5 L

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622300401	レギュニール L C a 1. 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
622300501	レギュニール L C a 1. 5 腹膜透析液 1. 5 L 排液用バッグ付
622300601	レギュニール L C a 1. 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
622300701	レギュニール L C a 1. 5 腹膜透析液 2. 5 L
622300801	レギュニール L C a 1. 5 腹膜透析液 5 L
622300901	レギュニール L C a 2. 5 腹膜透析液 1 L (排液用バッグ付)
622301001	レギュニール L C a 2. 5 腹膜透析液 1. 5 L 排液用バッグ付
622301101	レギュニール L C a 2. 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
622301201	レギュニール L C a 2. 5 腹膜透析液 2. 5 L
622301301	レギュニール L C a 2. 5 腹膜透析液 5 L
622301401	レギュニール H C a 4. 2 5 腹膜透析液 2 L
622301501	レギュニール L C a 4. 2 5 腹膜透析液 2 L
622989501	レギュニール L C a 4. 2 5 腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
622396501	ニコベリック腹膜透析液 1. 5 L
622396601	ニコベリック腹膜透析液 1. 5 L (排液用バッグ付)
622396701	ニコベリック腹膜透析液 2 L
622396801	ニコベリック腹膜透析液 2 L (排液用バッグ付)
620002416	注射用GHRP科研100 100 μg (溶解液付)
622989401	注射用GHRP科研100 100 μg
620007191	アンチレクス静注10mg 1% 1mL
620007311	ジアグノグリーン注射用25mg (溶解液付)
620007383	テリバラチド酢酸塩静注用100旭化成 100酢酸テリバラチド単位
621194401	プロチレリン酒石酸塩注射液0. 5mg「サワイ」
621194701	プロチレリン酒石酸塩注0. 5mg「NP」
621195201	プロチレリン酒石酸塩注射液2mg「サワイ」 1mL
621195401	プロチレリン酒石酸塩注2mg「NP」 1mL
622988001	プロチレリン酒石酸塩注射液0. 5mg「SW」
622988101	プロチレリン酒石酸塩注射液2mg「SW」 1mL
621196304	インジゴカルミン注20mg「AFP」 0. 4% 5mL
621196404	パラアミノ馬尿酸ソーダ注射液10% (AFP) 20mL
621196604	フェノールスルホンフタレイン注0. 6%「AFP」 1. 3mL
621197401	グルカゴンGノボ注射用1mg (溶解液付)
621515302	グルカゴン注射用1単位「ILS」 1U. S. P. 単位 (溶解液付)
621921002	アルギニン点滴静注30g「AY」 10% 300mL
621967502	プロチレリン酒石酸塩注射液1mg「サワイ」 1mL
622256801	イヌリード注 4g 40mL
622769600	プロチレリン酒石酸塩0. 5mg注射液
622769700	プロチレリン酒石酸塩1mg 1mL注射液
622769800	プロチレリン酒石酸塩2mg 1mL注射液
640454036	ヒルトニン0. 5mg注射液
641190002	ヒルトニン1mg注射液 1mL
641190003	ヒルトニン2mg注射液 1mL
647280004	インジゴカルミン注射液 0. 4% 5mL
647280017	フェノールスルホンフタレイン注射液 0. 6% 1. 3mL
621894701	ゾレア皮下注用150mg
629916801	小児用ヌーカラ皮下注40mgシリンジ 0. 4mL
622586701	ファセンラ皮下注30mgシリンジ 1mL
629925401	ファセンラ皮下注10mgシリンジ 0. 5mL
629931701	ファセンラ皮下注30mgペン 1mL
622680501	ゾレア皮下注75mgシリンジ 0. 5mL
622680601	ゾレア皮下注150mgシリンジ 1mL
629928801	ゾレア皮下注75mgペン 0. 5mL
629928901	ゾレア皮下注150mgペン 1mL
629929001	ゾレア皮下注300mgペン 2mL
629906501	ヌーカラ皮下注100mgペン 1mL
629906601	ヌーカラ皮下注100mgシリンジ 1mL
621150308	ビームゲン注0. 25mL
621150408	ビームゲン注0. 5mL
622629101	ヘプタバックスー2水性懸濁注シリンジ0. 25mL
622629201	ヘプタバックスー2水性懸濁注シリンジ0. 5mL
622683901	ラビビュール筋注用 (溶解液付)
622833101	ニューモバックスNPシリンジ 0. 5mL
646310001	乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン (溶解液付)
646310009	組換え沈降B型肝炎ワクチン (酵母由来) 0. 25mL
646310010	組換え沈降B型肝炎ワクチン (酵母由来) 0. 5mL
646310011	組織培養不活化狂犬病ワクチン (溶解液付)
646310024	肺炎球菌ワクチン 0. 5mL
646310025	組換え沈降B型肝炎ワクチン (チャイニーズハムスター) 0. 25mL
646310026	組換え沈降B型肝炎ワクチン (チャイニーズハムスター) 0. 5mL
620005861	破トキ「ビケンF」 0. 5mL
646320001	沈降破傷風トキシイド 10mL
646320003	沈降破傷風トキシイド 0. 5mL
646320005	沈降破傷風トキシイド「生研」 0. 5mL
620766038	生理食塩液「VTRS」 20mL
620766730	生理食塩液「VTRS」 100mL
620766906	生理食塩液「VTRS」 250mL
620767120	生理食塩液「VTRS」 500mL
621537104	リドカイン塩酸塩注射液1%「VTRS」 5mL
621537204	リドカイン塩酸塩注射液1%「VTRS」 10mL
621537304	リドカイン塩酸塩注射液2%「VTRS」 5mL
621537404	リドカイン塩酸塩注射液2%「VTRS」 10mL
621698403	リドカイン塩酸塩注射液0. 5%「VTRS」 10mL
621698504	リドカイン塩酸塩注射液0. 5%「VTRS」 5mL
620005181	チョコラA筋注5万単位
622458503	マキサカルシトール静注透析用2. 5μg「NIG」 1mL
622514101	マキサカルシトール静注透析用2. 5μg「トロー」 1mL
622848600	マキサカルシトール2. 5μg 1mL注射液
640443023	オキサロール注2. 5μg 1mL
622471001	マキサカルシトール静注透析用2. 5μg「ニプロ」 1mL
622458603	マキサカルシトール静注透析用5μg「NIG」 1mL
622848700	マキサカルシトール5μg 1mL注射液
640443024	オキサロール注5μg 1mL
622471101	マキサカルシトール静注透析用5μg「ニプロ」 1mL
622514201	マキサカルシトール静注透析用5μg「トロー」 1mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622458703	マキサカルシトール静注透析用10 μ g「NIG」 1mL
622471201	マキサカルシトール静注透析用10 μ g「ニプロ」 1mL
622514001	マキサカルシトール静注透析用10 μ g「トロー」 1mL
622693400	マキサカルシトール10 μ g 1mL注射液
640443025	オキサロール注10 μ g 1mL
622605601	マキサカルシトール静注透析用シリンジ2.5 μ g「イセイ」 1mL
622605701	マキサカルシトール静注透析用シリンジ2.5 μ g「フソー」 1mL
622605801	マキサカルシトール静注透析用シリンジ5 μ g「イセイ」 1mL
622605901	マキサカルシトール静注透析用シリンジ5 μ g「フソー」 1mL
622606001	マキサカルシトール静注透析用シリンジ10 μ g「イセイ」 1mL
622606101	マキサカルシトール静注透析用シリンジ10 μ g「フソー」 1mL
640451015	ロカルトロール注0.5-0.5 μ g 1mL
622430001	カルシトリオール静注液0.5 μ g「F」 1mL
640451016	ロカルトロール注1 μ g 1mL
622430101	カルシトリオール静注液1 μ g「F」 1mL
620680303	チアミン塩化物塩酸塩注5mg「フソー」
643120100	チアミン塩化物塩酸塩注射液 5mg
620008385	ビタミンB1注10mg「イセイ」
620680408	チアミン塩化物塩酸塩注10mg「NP」
620680409	チアミン塩化物塩酸塩注10mg「フソー」
620680419	チアミン塩化物塩酸塩注10mg「日新」
620680420	チアミン塩化物塩酸塩注射液10mg「ツルハラ」
620680429	チアミン塩化物塩酸塩注射液10mg「VTRS」
643120101	チアミン塩化物塩酸塩注射液 10mg
620680505	チアミン塩化物塩酸塩注20mg「フソー」
620680515	チアミン塩化物塩酸塩注射液20mg「VTRS」
643120102	チアミン塩化物塩酸塩注射液 20mg
620680604	チアミン塩化物塩酸塩注射液50mg「ツルハラ」
643120103	チアミン塩化物塩酸塩注射液 50mg
643120203	メタボリンG注射液10mg
643120211	メタボリンG注射液20mg
643120216	メタボリン注射液50mg
620680603	チアミン塩化物塩酸塩注50mg「フソー」
640454001	アリナミンF5注 5mg
640454002	アリナミンF10注 10mg
643120013	アリナミンF25注 25mg 10mL
620684102	フルスルチアミン注50mg「日新」 20mL
620684302	フルスルチアミン静注50mg「トロー」 20mL
622902100	フルスルチアミン塩酸塩50mg 20mL注射液
643120014	アリナミンF50注 50mg 20mL
643120012	アリナミンF100注 100mg 20mL
620004719	バイオゲン静注50mg 20mL
640463002	アリナミン注射液10mg
643130186	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液 1mg
643130187	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液 5mg
643130315	ホスフラン注-5mg
643130321	ビタミンB2注1%「イセイ」 10mg
643130188	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液 10mg
643130318	ビスラーゼ注射液10mg
643130323	ホスフラン注-10mg
643130189	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液 20mg
643130325	ビスラーゼ注射液20mg
643130326	ホスフラン注-20mg
643130074	ニコチン酸注射液 20mg
643130075	ニコチン酸注射液 50mg
643130108	パントシン注5% 100mg
620699301	パンテチン注200mg「KCC」
643130107	パントシン注10% 200mg
643130103	パントール注射液100mg
620699501	パンテノール注100mg「KCC」
643130104	パントール注射液250mg
620699802	パンテノール注250mg「KCC」
643130105	パントール注射液500mg
620700102	パンテノール注500mg「KCC」
643130197	ピリドキシン塩酸塩注射液 10mg
643130333	ビーシックス注「フソー」-10mg
643130199	ピリドキシン塩酸塩注射液 30mg
643130339	ビーシックス注「フソー」-30mg
640433063	ピドキサル注10mg
620003787	ピリドキサル注10mg「イセイ」
640433064	ピドキサル注30mg
643130211	葉酸注射液 15mg
643130341	フォリアミン注射液 15mg
620005225	マスブロン注1mg
620007483	フレミンS注射液1000 μ g 1mg
643130059	シアノコバラミン注射液 1000 μ g
620008367	シアノコバラミン注射液1mg「ツルハラ」
620711309	シアノコバラミン注1000 μ g「NP」 1mg
643130346	シアノコバラミン注射液1,000 μ g「トロー」 1mg
643130061	シアノコバラミン注射液 1mg
620711401	メコバラミン注500 μ g「イセイ」 0.5mg
620711408	メコバラミン注射液500 μ g「トロー」 0.5mg
622757000	メコバラミン0.5mg注射液
643130224	メチコバル注射液500 μ g 0.5mg
620711409	メコバラミン注500 μ g「NP」 0.5mg
621669801	メコバラミン注500 μ gシリンジ「NP」 1mL
620712401	アスコルビン酸注100mg「イセイ」
620712409	アスコルビン酸注射液100mg「トロー」
620712410	アスコルビン酸注100mg「NP」
620712413	アスコルビン酸注射液100mg「ツルハラ」
643140002	アスコルビン酸注射液 100mg
643140026	ビタミンC注「フソー」-100mg
643140027	ピタC注10% 100mg
643140021	ピタシミン注射液100mg

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
643140003	アスコルビン酸注射液 200mg
620712601	アスコルビン酸注500mg「イセイ」
620712609	アスコルビン酸注射液500mg「トーワ」
620712610	アスコルビン酸注500mg「NP」
620712613	アスコルビン酸注射液500mg「ツルハラ」
643140004	アスコルビン酸注射液 500mg
643140044	ビタミンC注「フソー」-500mg
643140045	ビタミンC注25% 500mg
643140039	ビタミン注注射液500mg
620712706	アスコルビン酸注射液1000mg「トーワ」 1g
643140005	アスコルビン酸注射液 1g
620712704	アスコルビン酸注1g「NP」
620712803	アスコルビン酸注射液2000mg「トーワ」 2g
643140006	アスコルビン酸注射液 2g
643140054	ビタミンC注「フソー」-2g
621652101	アスコルビン酸注500mgPB「日新」
643140011	クリstofファン注 20mL
620717601	ケイツーN静注10mg
643180005	ダイビタミンックス注 2mL
620723302	ジアイナ配合静注液 10mL
643180007	ネオラミン・スリーパー液（静注用） 10mL
643180017	ビタメジン静注用
643180004	シーバラ注 2mL
643180039	オーツカMV注 1瓶1管
643180040	マルタミン注射用
640407176	ダイメジン・マルチ注
620006287	ビタジェクト注キット 2筒
620004739	ピオチン注1mg「フソー」
620005208	フェジン静注40mg 2mL
622676601	フェインジェクト静注500mg 10mL
622926501	モノヴァー静注500mg 5mL
622926601	モノヴァー静注1000mg 1,000mg 10mL
620002577	K. C. L. 点滴液15% 20mL
620733601	ル-アスバラギン酸カリウム点滴10mEq日新17.12%10mL
620002554	アスバラカリウム注10mEq 17.12%10mL
620733703	ル-アスバラギン酸K点滴静注液10NIG 17.12%10mL
620004635	アスバラギン酸カリウム注10mEqデルモ 17.12%10mL
622676501	アセレンド注100μg 2mL
643910004	アスバラ注射液 10%10mL
621480003	シザナリン配合点滴静注液 2mL
622757100	塩化マンガン・硫酸亜鉛配合2mL注射液
640463133	メドレニック注 2mL
643220007	エレメンミック注 2mL
640463129	ミネラミック注 2mL
620006212	エレジェクト注シリンジ 2mL
620735124	ブドウ糖注射液5%「VTRS」 20mL
620735909	ブドウ糖注射液5%「VTRS」 250mL
620736119	ブドウ糖注射液5%「VTRS」 500mL
620155647	ブドウ糖注射液20%「VTRS」 20mL
643230018	キシリトール注射液 20%20mL
643250036	ハイ・ブレイミン注-10% 20mL
640454043	プロテアミン12注射液 12%200mL
620007525	モリアミンS注 10%200mL
620007526	モリブロンF輸液 200mL
620007186	アミバレン輸液 200mL
620007187	アミバレン輸液 300mL
620007188	アミバレン輸液 400mL
620007177	アミニック輸液 200mL
620006195	アミゼットB輸液 200mL
620002278	ブレイミン-P注射液 200mL
643250033	ハイ・ブレイミンS注-10% 20mL
620007474	プラスアミノ輸液 200mL
620007475	プラスアミノ輸液 500mL
620007439	ビーエヌツイン-1号輸液
620007440	ビーエヌツイン-2号輸液
620007441	ビーエヌツイン-3号輸液
620007373	ツインバル輸液 500mL
620007374	ツインバル輸液 1L
620007512	ミキシッドL輸液 900mL
620007511	ミキシッドH輸液 900mL
620006301	フルカリック1号輸液 903mL
622210502	フルカリック1号輸液 1354.5mL
620006303	フルカリック2号輸液 1003mL
622210602	フルカリック2号輸液 1504.5mL
620006305	フルカリック3号輸液 1103mL
620007404	ネオバレン1号輸液 1000mL
620007405	ネオバレン1号輸液 1500mL
620007407	ネオバレン2号輸液 1000mL
620007408	ネオバレン2号輸液 1500mL
620007437	バレーフ輸液 500mL
620007454	ビーフリード輸液 500mL
620007455	ビーフリード輸液 1L
622336401	バレープラス輸液 500mL
622336501	バレープラス輸液 1000mL
622447001	エルネオパNF1号輸液 1000mL
622447201	エルネオパNF1号輸液 1500mL
622447401	エルネオパNF1号輸液 2000mL
622447101	エルネオパNF2号輸液 1000mL
622447301	エルネオパNF2号輸液 1500mL
622447501	エルネオパNF2号輸液 2000mL
622621301	ワンバル1号輸液 800mL
622621401	ワンバル1号輸液 1200mL
622621501	ワンバル2号輸液 800mL
622621601	ワンバル2号輸液 1200mL

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622840401	エネフリード輸液 550mL
622840501	エネフリード輸液 1100mL
620007167	アデラビン9号注1mL
620007168	アデラビン9号注2mL
620005573	メナテレノンカプセル15mg「科研」
620007206	イントラリボス輸液10% 250mL
620007208	イントラリボス輸液20% 100mL
620007209	イントラリボス輸液20% 250mL
620007207	イントラリボス輸液20% 50mL
622975801	ロゼバラミン筋注用25mg
622950701	キドパレン輸液 1, 050mL
620004744	人全血液－LR「日赤」
620004745	人全血液－LR「日赤」
620004679	照射人全血液－LR「日赤」
620004680	照射人全血液－LR「日赤」
621609201	濃厚血小板－LR「日赤」
621609301	濃厚血小板－LR「日赤」
621609401	濃厚血小板－LR「日赤」
621609501	濃厚血小板－LR「日赤」
621609601	濃厚血小板－LR「日赤」
621609701	濃厚血小板－LR「日赤」
622191301	合成血液－LR「日赤」
622191401	合成血液－LR「日赤」
622191101	解凍赤血球液－LR「日赤」
622191201	解凍赤血球液－LR「日赤」
621772801	赤血球液－LR「日赤」
621772901	赤血球液－LR「日赤」
621772601	新鮮凍結血漿－LR「日赤」120
621772701	新鮮凍結血漿－LR「日赤」240
622192101	新鮮凍結血漿－LR「日赤」480
622190901	洗浄赤血球液－LR「日赤」
622191001	洗浄赤血球液－LR「日赤」
621609801	濃厚血小板HLA－LR「日赤」
621609901	濃厚血小板HLA－LR「日赤」
621610001	濃厚血小板HLA－LR「日赤」
621772001	照射赤血球液－LR「日赤」
621772101	照射赤血球液－LR「日赤」
621602201	照射濃厚血小板－LR「日赤」
621602301	照射濃厚血小板－LR「日赤」
621602401	照射濃厚血小板－LR「日赤」
621602501	照射濃厚血小板－LR「日赤」
621602601	照射濃厚血小板－LR「日赤」
621602701	照射濃厚血小板－LR「日赤」
621602801	照射濃厚血小板HLA－LR「日赤」
621602901	照射濃厚血小板HLA－LR「日赤」
621603001	照射濃厚血小板HLA－LR「日赤」
622191701	照射解凍赤血球液－LR「日赤」
622191801	照射解凍赤血球液－LR「日赤」
622191901	照射合成血液－LR「日赤」
622192001	照射合成血液－LR「日赤」
622191501	照射洗浄赤血球液－LR「日赤」
622191601	照射洗浄赤血球液－LR「日赤」
622487001	照射洗浄血小板－LR「日赤」
622487101	照射洗浄血小板HLA－LR「日赤」
621151301	献血ベニロン－I静注用500mg
621151701	献血ベニロン－I静注用2500mg
621449901	献血ベニロン－I静注用5000mg
621152901	献血グロベニン－I静注用500mg
621153301	献血グロベニン－I静注用2500mg
621450001	献血グロベニン－I静注用5000mg
646340035	抗HBs人免疫グロブリン
621153508	抗HBs人免疫グロブリン筋注1000単位／5mL「JB」
646340065	抗HBs人免疫グロブリン
621153607	抗HBs人免疫グロブリン筋注200単位／1mL「JB」
646340492	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
622885801	コンファクトF静注用250単位
621153808	クロスエイトMC静注用250単位
646340493	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
640431015	コンコエイト－HT
622885901	コンファクトF静注用500単位
621153909	クロスエイトMC静注用500単位
646340494	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
646340495	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
622886001	コンファクトF静注用1000単位
621154006	クロスエイトMC静注用1000単位
622454900	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
622454901	クロスエイトMC静注用2000単位
622865100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
622865101	クロスエイトMC静注用3000単位
646340510	乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン
621154101	抗Dグロブリン筋注用1000倍「ニチヤク」
621154105	抗D人免疫グロブリン筋注用1000倍「JB」
646340451	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン
621154207	デタノブリン筋注用250単位
621154201	破傷風グロブリン筋注用250単位「ニチヤク」
646340500	乾燥人血液凝固第9因子複合体 200国際単位（溶解液付）
621154302	PPSB－HT静注用200単位「タケダ」
646340501	乾燥人血液凝固第9因子複合体 400国際単位（溶解液付）
646340502	乾燥人血液凝固第9因子複合体 500国際単位（溶解液付）
621154502	PPSB－HT静注用500単位「タケダ」
646340503	乾燥人血液凝固第9因子複合体 1,000国際単位（溶解液付）
621356303	献血アルブミン5%静注5g／100mL「JB」
620009135	アルブミン－5%静注12.5g／250mL
621755403	献血アルブミン5%静注12.5g／250mL「JB」

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
621755302	献血アルブミン５％静注１２．５ｇ／２５０ｍＬ「タケダ」
621155202	献血アルブミン２０％静注４ｇ／２０ｍＬ「ＪＢ」
621155502	献血アルブミン２０％静注４ｇ／２０ｍＬ「タケダ」
620008814	献血アルブミン２５％静注５ｇ／２０ｍＬ「ベネシス」
620008815	献血アルブミン２５％静注１２．５ｇ／５０ｍＬ「ベネシス」
620009136	アルブミン２５％静注１２．５ｇ／５０ｍＬ
621450201	赤十字アルブミン２５％静注１２．５ｇ／５０ｍＬ
621156608	献血アルブミン２５％静注１２．５ｇ／５０ｍＬ「ＫＭＢ」
621645902	献血アルブミン２５％静注１２．５ｇ／５０ｍＬ「タケダ」
620009137	アルブミンベール２０％静注１０．０ｇ／５０ｍＬ
621157302	献血アルブミン２０％静注１０ｇ／５０ｍＬ「ＪＢ」
621155408	献血アルブミン２０％静注１０ｇ／５０ｍＬ「ＫＭＢ」
621157403	献血アルブミン２０％静注１０ｇ／５０ｍＬ「タケダ」
646340028	乾燥人フィブリノゲン
621157504	フィブリノゲンＨＴ静注用１ｇ「ＪＢ」
646340054	人免疫グロブリン
621157617	グロブリン筋注４５０ｍｇ／３ｍＬ「ＪＢ」
621157604	グロブリン筋注１５００ｍｇ／１０ｍＬ「ＪＢ」
621157607	ガンマグロブリン筋注４５０ｍｇ／３ｍＬ「タケダ」
621157611	ガンマグロブリン筋注１５００ｍｇ／１０ｍＬ「タケダ」
621384901	ファイバ静注用１０００
620007377	テタガムＰ筋注シリンジ２５０
646340456	抗破傷風人免疫グロブリン
646340188	人ハプトグロビン
621158404	ハプトグロビン静注２０００単位「ＪＢ」
622607401	ガンマガード静注用５ｇ
621158701	献血アルブミン４．４％静注４．４ｇ／１００ｍＬ
621560801	献血アルブミン４．４％静注１１ｇ／２５０ｍＬ
646340261	乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリン
621159004	ヘプスリン筋注用２００単位
621159001	乾燥ＨＢグロブリン筋注用２００単位「ニチヤク」
646340262	乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリン
621159104	ヘプスリン筋注用１０００単位
621159101	乾燥ＨＢグロブリン筋注用１０００単位「ニチヤク」
646340491	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
620001350	献血ノンスロン５００注射用
621159207	ノイアート静注用５００単位
640453060	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
620001351	献血ノンスロン１５００注射用
620003071	ノイアート静注用１５００単位
620009201	ベリナートＰ静注用５００
622926301	ベリナート皮下注用２０００
622821601	ビリヴィジェン１０％静注２．５ｇ／２５ｍＬ
622683602	ビリヴィジェン１０％静注５ｇ／５０ｍＬ
622683702	ビリヴィジェン１０％静注１０ｇ／１００ｍＬ
622683802	ビリヴィジェン１０％静注２０ｇ／２００ｍＬ
621490001	献血ヴェノグロブリンⅠＨ５％静注５ｇ／１００ｍＬ
622534401	献血ヴェノグロブリンⅠＨ１０％静注０．５ｇ／５ｍＬ
622534501	献血ヴェノグロブリンⅠＨ１０％静注２．５ｇ／２５ｍＬ
622534601	献血ヴェノグロブリンⅠＨ１０％静注５ｇ／５０ｍＬ
622534701	献血ヴェノグロブリンⅠＨ１０％静注１０ｇ／１００ｍＬ
622534801	献血ヴェノグロブリンⅠＨ１０％静注２０ｇ／２００ｍＬ
646340497	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
622408201	ノバクトＭ静注用５００単位
646340499	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
622408301	ノバクトＭ静注用１０００単位
622034100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
622034200	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
622408401	ノバクトＭ静注用２０００単位
620009198	フィブログミンＰ静注用
629903301	アドベイト静注用キット２５０
629903401	アドベイト静注用キット５００
629903501	アドベイト静注用キット１０００
629903601	アドベイト静注用キット１５００
629903701	アドベイト静注用キット２０００
629903801	アドベイト静注用キット３０００
640412173	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
621161703	テタノブリンⅠＨ静注２５０単位
640412174	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
621161803	テタノブリンⅠＨ静注１５００単位
622366301	ノボセプンⅠＨ静注用１ｍｇ シリンジ
622366401	ノボセプンⅠＨ静注用２ｍｇ シリンジ
622366501	ノボセプンⅠＨ静注用５ｍｇ シリンジ
640443038	注射用アナクトＣ２，５００単位
640453163	ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン
621450602	ヘプスリンⅠＨ静注１０００単位
621971601	ベネフィクス静注用５００
621971701	ベネフィクス静注用１０００
621971801	ベネフィクス静注用２０００
622273601	ベネフィクス静注用３０００
622288001	ハイゼントラ２０％皮下注１ｇ／５ｍＬ
622288101	ハイゼントラ２０％皮下注２ｇ／１０ｍＬ
622288201	ハイゼントラ２０％皮下注４ｇ／２０ｍＬ
622955401	ハイゼントラ２０％皮下注１ｇ／５ｍＬシリンジ
622955501	ハイゼントラ２０％皮下注２ｇ／１０ｍＬシリンジ
622955601	ハイゼントラ２０％皮下注４ｇ／２０ｍＬシリンジ
622950901	キュービトル２０％皮下注２ｇ／１０ｍＬ
622951001	キュービトル２０％皮下注４ｇ／２０ｍＬ
622951101	キュービトル２０％皮下注８ｇ／４０ｍＬ
622333001	ノボエイト静注用２５０
622333101	ノボエイト静注用５００
622333201	ノボエイト静注用１０００
622333301	ノボエイト静注用１５００
622333401	ノボエイト静注用２０００

レセプト電算処理システム用コード	医薬品名称
622333501	ノボエイト静注用3000
622364101	オルプロリクス静注用500
622364201	オルプロリクス静注用1000
622364301	オルプロリクス静注用2000
622364401	オルプロリクス静注用3000
622426501	オルプロリクス静注用250
622608701	オルプロリクス静注用4000
622402801	イロクテイト静注用250
622402901	イロクテイト静注用500
622403001	イロクテイト静注用750
622403101	イロクテイト静注用1000
622403201	イロクテイト静注用1500
622403301	イロクテイト静注用2000
622403401	イロクテイト静注用3000
622682501	イロクテイト静注用4000
622424901	ノボサーティーン静注用2500
622442001	アコアラン静注用600
622583901	アコアラン静注用1800
622623201	アディノベイト静注用キット250
622623501	アディノベイト静注用キット500
622623601	アディノベイト静注用キット1000
622623701	アディノベイト静注用キット2000
622646001	アディノベイト静注用キット1500
622646101	アディノベイト静注用キット3000
622489301	コバールトリイ静注用250
622489401	コバールトリイ静注用500
622489501	コバールトリイ静注用1000
622489601	コバールトリイ静注用2000
622489701	コバールトリイ静注用3000
622526101	イデルピオン静注用250
622526201	イデルピオン静注用500
622526301	イデルピオン静注用1000
622526401	イデルピオン静注用2000
629900101	イデルピオン静注用3500
622595901	エイフスチラ静注用250
622596001	エイフスチラ静注用500
622596101	エイフスチラ静注用1000
622596201	エイフスチラ静注用1500
622596301	エイフスチラ静注用2000
622596401	エイフスチラ静注用2500
622596501	エイフスチラ静注用3000
622608201	ヘムライブラ皮下注30mg
622608301	ヘムライブラ皮下注60mg
622608401	ヘムライブラ皮下注90mg
622608501	ヘムライブラ皮下注105mg
622608601	ヘムライブラ皮下注150mg
622647001	レフィキシア静注用500
622647101	レフィキシア静注用1000
622647201	レフィキシア静注用2000
622658001	ジビイ静注用500
622658101	ジビイ静注用1000
622658201	ジビイ静注用2000
622658301	ジビイ静注用3000
629905101	イスパロクト静注用500
629905201	イスパロクト静注用1000
629905301	イスパロクト静注用1500
629905401	イスパロクト静注用2000
629905501	イスパロクト静注用3000
629908001	ボンベンディ静注用1300
622842901	リンスパッド点滴静注用1000mg
629912801	スーイック静注用250
629912901	スーイック静注用500
629913001	スーイック静注用1000
629913101	スーイック静注用2000
629913201	スーイック静注用2500
629913301	スーイック静注用3000
629913401	スーイック静注用4000
622367201	バクロット配合静注用
622250701	ノモサング点滴静注250mg
629926801	アレモ皮下注15mg
629926901	アレモ皮下注60mg
629927001	アレモ皮下注150mg
629925701	オルツビーオ静注用500
629925801	オルツビーオ静注用1000
629925601	オルツビーオ静注用250
629925901	オルツビーオ静注用2000
629926001	オルツビーオ静注用3000
629926101	オルツビーオ静注用4000
629929701	オビザー静注用500 500単位（溶解液付）

日常生活機能評価票

患者の状況	得 点		
	0 点	1 点	2 点
床上安静の指示	なし	あり	
どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	できる	できない	
寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
起き上がり	できる	できない	
座位保持	できる	支えがあればできる	できない
移乗	介助なし	一部介助	全介助
移動方法	介助を要しない移動	介助を要する移動 (搬送を含む)	
口腔清潔	介助なし	介助あり	
食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
他者への意思の伝達	できる	できる時と できない時がある	できない
診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	
危険行動	ない	ある	
※ 得点：0～19点 ※ 得点が低いほど、生活自立度が高い。		合計得点	点

日常生活機能評価票 評価の手引き

1. 評価の対象は、回復期リハビリテーション病棟入院料を届け出ている病棟に入院している患者とし、日常生活機能評価について、入院時と退院時又は転院時に評価を行うこと。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者（基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。）は評価の対象としない。
2. 評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。
3. 評価は、院内研修を受けた者が行うこと。院内研修の指導者は、関係機関あるいは評価に習熟した者が行う指導者研修を概ね2年以内に受けていることが望ましい。
4. 評価の判断は、項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。
5. 評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。
6. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
7. 評価時間帯のうちに状態が変わった場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
8. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、「できない」又は「全介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
9. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果を評価すること。動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「介助なし」とする。
10. ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「介助なし」とする。
11. 日常生活機能評価に係る患者の状態については、看護職員、理学療法士等によって記録されていること。
12. 評価においては、可能な限り機能的自立度評価法（Functional Independence Measure）を用いること。

1 床上安静の指示

項目の定義

医師の指示書やクリニカルパス等に、床上安静の指示が記録されているかどうかを評価する項目である。『床上安静の指示』は、ベッドから離れることが許可されていないことである。

選択肢の判断基準

「なし」

床上安静の指示がない場合をいう。

「あり」

床上安静の指示がある場合をいう。

判断に際しての留意点

床上安静の指示は、記録上「床上安静」という語句が使用されていなくても、「ベッド上フリー」、「ベッド上ヘッドアップ30度まで可」等、ベッドから離れることが許可されていないことを意味する語句が指示内容として記録されていれば『床上安静の指示』とみなす。

一方、「ベッド上安静、ただしポータブルトイレのみ可」等、日常生活上、部分的にでもベッドから離れることが許可されている指示は「床上安静の指示」とみなさない。

「床上安静の指示」の患者でも、車椅子、ストレッチャー等で検査、治療、リハビリテーション等に出棟する場合があるが、日常生活上は「床上安静の指示」であるため「あり」とする。

2 どちらかの手を胸元まで持ち上げられる

項目の定義

『どちらかの手を胸元まで持ち上げられる』は、患者自身で自分の手を胸元まで持つていくことができるかどうかを評価する項目である。
ここでいう「胸元」とは、首の下くらいまでと定め、「手」とは手関節から先と定める。座位、臥位等の体位は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」

いずれか一方の手を介助なしに胸元まで持ち上げられる場合をいう。座位ではできなくても、臥位ではできる場合は、「できる」とする。

「できない」

評価時間帯を通して、介助なしにはいずれか一方の手も胸元まで持ち上げられない場合、あるいは関節可動域が制限されているために介助しても持ち上げられない場合をいう。

判断に際しての留意点

関節拘縮により、もともと胸元に手がある場合や、不随意運動等により手が偶然胸元まで上がったことが観察された場合は、それらを自ら動かせないことから「できない」と判断する。上肢の安静・ギプス固定等の制限があり、自ら動かない、動かすことができない場合は「できない」とする。評価時間内にどちらかの手を胸元まで持ち上げる行為が観察できなかった場合は、この行為を促して観察する。

3 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り（片側だけでよい）が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

4 起き上がり

項目の定義

起き上がりが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。
ここでいう『起き上がり』とは、寝た状態（仰臥位）から上半身を起こす動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

1人で起き上がることができる場合をいう。ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまれば起き上がることが可能な場合も含まれる。また、電動ベッドを自分で操作して起き上がれる場合も「できる」となる。

「できない」

介助なしでは1人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助

が必要な場合をいう。途中まで自分でできても最後の部分に介助が必要である場合も含まれる。

判断に際しての留意点

自力で起き上がるための補助具の準備、環境整備等は、介助に含まれない。起き上がる動作に時間がかかっても、補助具等を使って自力で起き上がることができれば「できる」となる。

5 座位保持

項目の定義

座位の状態を保持できるかどうかを評価する項目である。ここでいう『座位保持』とは、上半身を起こして座位の状態を保持することである。

「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、患者自身の手による支持、あるいは他の座位保持装置等をいう。

選択肢の判断基準

「できる」
支えなしで座位が保持できる場合をいう。
「支えがあればできる」
支えがあれば座位が保持できる場合をいう。ベッド、車椅子等を背もたれとして座位を保持している場合「支えがあればできる」となる。
「できない」
支えがあつたり、ベルト等で固定しても座位が保持できない場合をいう。

判断に際しての留意点

寝た状態（仰臥位）から座位に至るまでの介助の有無は関係ない。さらに、尖足・亀背等の身体の状態にかかわらず、「座位がとれるか」についてのみ判断する。
ベッド等の背もたれによる「支え」は、背あげ角度がおよそ 60 度以上を目安とする。

6 移乗

項目の定義

移乗時の介助の状況の評価する項目である。
ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「介助なし」
介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も含む。
「一部介助」
患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。
「全介助」
1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具を使用する場合は「全介助」となる。
車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行い（力が出せており）、看護職員等が介助を行っている場合は「一部介助」となる。
医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「全介助」とする。
移乗が制限されていないにもかかわらず、看護職員等が移乗を行わなかった場合は「介助なし」とする。

7 移動方法

項目の定義

『移動方法』は、ある場所から別の場所へ移る場合の方法を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「介助を要しない移動」

杖や歩行器等を使用せずに自力で歩行する場合、あるいは、杖、手すり、歩行器等につかまって歩行する場合をいう。また、車椅子を自力で操作して、自力で移動する場合も含む。

「介助を要する移動（搬送を含む）」

搬送（車椅子、ストレッチャー等）を含み、介助によって移動する場合をいう。

判断に際しての留意点

この項目は、患者の能力を評価するのではなく、移動方法を選択するものであるため、本人が疲れているからと、自力走行を拒否し、車椅子介助で移動した場合は「介助を要する移動」とする。

8 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、あるいは看護職員等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「介助あり」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにもかかわらず、看護職員等による口腔清潔がされなかった場合は、「介助なし」とする。

9 食事摂取

項目の定義

食事介助の状況の評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子への移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほか、自助具等を使用する場合も含まれる。食止めや絶食となっている場合は、食事の動作を制限しているとはいえ、介助は発生しないため「介助なし」とする。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）が行われている場合をいう。患者の心身の状態等かの理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般（普通）食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行った場合は「介助なし」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が行う、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。

セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

10 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱を看護職員等が介助する状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。自助具等を使って行っている場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助はしていないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護職員等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣類の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

11 他者への意思の伝達

項目の定義

患者が他者に何らかの意思伝達ができるかどうかを評価する項目である。

背景疾患や伝達できる内容は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」

常時、誰にでも確実に意思の伝達をしている状況をいう。筆談、ジェスチャー等で意思伝達が図れる時は「できる」と判断する。

「できる時とできない時がある」

患者が家族等の他者に対して意思の伝達ができるが、その内容や状況等によって、できる時とできない時がある場合をいう。例えば、家族には通じるが、看護職員等に通じない場合は、「できる時とできない時がある」とする。

「できない」 どのような手段を用いても、意思の伝達ができない場合をいう。また、重度の認知症や意識障害によって、自発的な意思の伝達ができない、あるいは、意思の伝達ができるか否かを判断できない場合等も含む。
判断に際しての留意点 背景疾患や伝達できる内容は問わない。

1 2 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義 指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。
選択肢の判断基準 「はい」 診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。 「いいえ」 診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。
判断に際しての留意点 精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。 医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診察・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

1 3 危険行動

項目の定義 患者の危険行動の有無を評価する項目である。 ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。
選択肢の判断基準 「ない」 過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。 「ある」 過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。
判断に際しての留意点 危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。 認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。 他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

栄養管理計画書

計画作成日 . . .

フリガナ

氏 名 殿 (男・女)

病 棟

年 月 日生 (歳)

担 当 医 師 名

入院日 ;

担当管理栄養士名

入院時栄養状態に関するリスク

栄養状態の評価と課題

【GLIM基準による評価 (□非対応) ※】判定 : □ 低栄養非該当 □ 低栄養 (□ 中等度低栄養、□ 重度低栄養) 該当項目 : 表現型 (□ 体重減少、□ 低BMI、□ 筋肉量減少) 病因 (□ 食事摂取量減少／消化吸収能低下、□ 疾病負荷／炎症)

※ GLIM基準による評価を行っている場合は、記載すること。行っていない場合は、非対応にチェックすること。

栄養管理計画

目標			
栄養補給に関する事項			
栄養補給量 ・エネルギー kcal ・たんぱく質 g ・水分 ・ ・ ・		栄養補給方法 □経口 □経腸栄養 □静脈栄養 嚥下調整食の必要性 □なし □あり (学会分類コード :) 食事内容 留意事項	
栄養食事相談に関する事項			
入院時栄養食事指導の必要性 □なし□あり (内容		実施予定日 : 月 日	
栄養食事相談の必要性 □なし□あり (内容		実施予定日 : 月 日	
退院時の指導の必要性 □なし□あり (内容		実施予定日 : 月 日	
備考			
その他栄養管理上解決すべき課題に関する事項			
栄養状態の再評価の時期 実施予定日 : 月 日			
退院時及び終了時の総合的評価			

感染対策向上加算1チェック項目表

評価基準	A:適切に行われている、あるいは十分である B:適切に行われているが改善が必要、あるいは十分ではない C:不適切である、あるいは行われていない X:判定不能(当該医療機関では実施の必要性がない項目、確認が行えない項目等)

評価実施日： 年 月 日 評価対象医療機関名： _____

A. 感染対策の組織		評価	コメント
1. 院内感染対策委員会	1)委員会が定期的に開催されている		
	2)病院長をはじめとする病院管理者が参加している		
	3)議事録が適切である		
2. 感染制御を実際に行う組織(ICT)	1)専任の院内感染管理者を配置、感染防止に係る部門を設置している		
※医師または看護師のうち 1人は専従であること	2)感染対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師がいる		
	3)5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任看護師がいる		
	4)3年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師がいる		
	5)3年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師がいる		
B. ICT活動		評価	コメント
1. 感染対策マニュアル	1)感染対策上必要な項目についてのマニュアルが整備されている		
	2)必要に応じて改訂がなされている		
2. 教育	1)定期的に病院感染対策に関する講習会が開催されている		
	2)講習会に職員1名あたり年2回出席している		
	3)必要に応じて部署ごとの講習会や実習が行われている		
	4)全職員に対し院内感染について広報を行う手段がある		
	5)外部委託職員に教育を実施している(または適切に指導している)		
3. サーベイランスと インターベンション	1)部署を決めて必要なサーベイランスが行われている		
	2)サーベイランスデータを各部署にフィードバックしている		
	3)サーベイランスのデータに基づいて必要な介入を行っている		
	4)アウトブレイクに介入している		

	5)検査室データが疫学的に集積され、介入の目安が定められている		
4. 抗菌薬適正使用	1)抗菌薬の適正使用に関する監視・指導を行っている		
	2)抗MRSA薬の使用に関する監視・指導を行っている		
	3)抗菌薬の適正使用に関して病棟のラウンドを定期的に行っている		
	4)抗MRSA薬やカルバペネム系抗菌薬などの広域抗菌薬に対して使用制限や許可制を含めて使用状況を把握している		
5. コンサルテーション	1)病院感染対策に関するコンサルテーションを日常的に行っている		
	2)コンサルテーションの結果が記録され、院内感染対策に活用されている		
	3)迅速にコンサルテーションを行うシステムが整っている		
6. 職業感染曝露の防止	1)職員のHBs抗体の有無を検査している		
	2)HB抗体陰性者にはワクチンを接種している		
	3)結核接触者検診にQFTを活用している		
	4)麻疹、風疹、ムンプス、水痘に関する職員の抗体価を把握し、必要に応じてワクチン接種を勧奨している		
	5)針刺し、切創事例に対する対応、報告システムが整っている		
	6)安全装置付きの機材を導入している		
7. ICTラウンド	1)定期的なICTラウンドを実施している		
	2)感染対策の実施状況についてチェックを行っている		
	3)病棟のみならず、外来、中央診療部門等にもラウンドを行っている		
C. 外来		評価	コメント
1. 外来患者の感染隔離	1)感染性の患者を早期に検出できる(ポスターなど)		
	2)感染性の患者に早期にマスクを着用させている		
	3)感染性の患者とそれ以外の患者を分けて診療できる		
2. 外来診察室	1)診察室に手洗いの設備がある		
	2)各診察室に擦式速乾性手指消毒薬がある		
	3)各診察室に聴診器などの医療器具の表面を消毒できるアルコール綿などがある		

3. 外来処置室	1) 鋭利器材の廃棄容器が安全に管理されている (廃棄容器の蓋が開いていない、など)		
	2) 鋭利器材の廃棄容器が処置を行う場所の近くに設置してある		
	3) 検査検体が適切に保管してある		
4. 抗がん化学療法外来	1) 薬剤の無菌調製が適切に実施されている		
	2) 咳エチケットが確実に実施されている		
	3) 患者および職員の手指衛生が適切に行われている		
D. 病棟		評価	コメント
1. 病室	1) 部屋ごとに手洗い場がある		
	2) 床や廊下に物品が放置されていない		
	3) 必要なコホーティングが行われている		
	4) 隔離個室の医療器具は専用化されている		
	5) 隔離個室には必要なPPEが準備されている		
	6) 空調のメンテナンスが行われ、HEPA filterが定期的に交換されている		
2. スタッフステーション	1) 水道のシンク外周が擦拭され乾燥している		
	2) 鋭利機材の廃棄容器が適切に管理されている		
	3) 鋭利機材の廃棄容器が必要な場所に設置されている		
	4) 臨床検体の保存場所が整備されている		
3. 処置室	1) 清潔区域と不潔区域を区別している		
	2) 滅菌機材が適切に保管され、使用期限のチェックが行われている		
	3) 包交車が清潔と不潔のゾーニングがなされている		
	4) 包交車に不要な滅菌機材が積まれていない		
4. 薬剤の管理	1) 清潔な状況下で輸液調整が実施されている		
	2) 希釈調製したヘパリン液は室温に放置されていない		
	3) 薬品保管庫の中が整理されている		

	4)薬剤の使用期限のチェックが行われている		
	5)薬剤開封後の使用期限の施設内基準を定めている		
	6)保冷庫の温度管理が適切になされている		
E. ICU		評価	コメント
1. 着衣および環境	1)入室時に手指衛生を実施している		
	2)処置者は半そでの着衣である		
	3)処置者は腕時計をはずしている		
	4)ベッド間隔に十分なスペースがある		
	5)手洗いや速乾式手指消毒薬が適切に配置されている		
F. 標準予防策		評価	コメント
1. 手洗い	1)職員の手指消毒が適切である		
	2)職員の手洗いの方法が適切である		
	3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている		
	4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている		
2. 手袋	1)手袋を適切に使用している		
	2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある		
3. 個人防護具(PPE)	1)必要なときにすぐ使えるように個人防護具(PPE)が整っている		
	2)マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使用基準、方法を職員が理解している		
	3)個人防護具(PPE)の着脱方法を教育している		
G. 感染経路別予防策		評価	コメント
1. 空気感染予防策	1)結核発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	2)陰圧個室が整備されている		
	3)麻疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4)水痘発生時の対応マニュアルが整備されている*		
	5)N95マスクが常備してある		
2. 飛沫感染予防対策	1)インフルエンザ発症時の対応マニュアルが整備されている*		

	2) 風疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	3) 流行性耳下腺炎発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4) 可能ならば個室隔離としている		
	5) 個室隔離が困難な場合、コホーティングしている		
	6) ベッド間隔が1メートル以上取られている		
	7) サージカルマスクの着用が入室前に可能である		
	8) 飛沫感染対策が必要な患者であることが職員に周知されている		
3. 接触感染予防策	1) MRSAが検出された場合の対応マニュアルが整備されている*		
	2) 手袋が適切に使用されている		
	3) 必要なPPEが病室ごとに用意されている		
	4) 処置時にはディスポのエプロンを用いている		
	5) 処置時必要な場合はマスクを着用している		
	6) 必要な場合には保菌者のスクリーニングを行っている		
	7) シーツやリネン類の処理が適切である		
	* マニュアルの評価項目: 連絡体制、感受性者サーベイランスの期間、範囲が明瞭である。ワクチンやγ-グロブリンの接種対象者が明確である。消毒薬の選択と実施方法、接触感受性職員の就業制限が規定してある、などを確認する		
H. 術後創感染予防		評価	コメント
	1) 除毛は術直前に行っている		
	2) 周術期抗菌薬がマニュアルで規定されている		
	3) 必要な場合、抗菌薬の術中追加投与が行われている		
	4) バンコマイシンをルーチンに使用していない(または使用基準がある)		
I. 医療器材の管理		評価	コメント
1. 尿道カテーテル	1) 集尿バッグが膀胱より低い位置にあり、かつ床についていない		
	2) 閉塞や感染がなければ、留置カテーテルは定期的に交換しない		
	3) 集尿バッグの尿の廃棄は、排尿口と集尿器を接触させない		
	4) 尿の廃棄後は患者毎に未滅菌手袋を交換している		

	5) 日常的に膀胱洗浄を施行していない		
	6) 膀胱洗浄の際に抗菌薬や消毒薬をルーチンに局所に用いることはない		
2. 人工呼吸器	1) 加湿器には滅菌水を使用している		
	2) 気管内吸引チューブはディスポのシングルユース又は閉鎖式である		
	3) 定期的に口腔内清拭を行っている		
3. 血管内留置カテーテル	1) 中心静脈カテーテル管理についてのマニュアルがある		
	2) 中心静脈カテーテルの挿入はマキシマルバリアプリコーション（滅菌手袋、滅菌ガウン、マスク、帽子、大きな覆布）が行われている		
	3) 高カロリー輸液製剤への薬剤の混入はクリーンベンチ内で行っている		
	4) 輸液ラインやカテーテルの接続部の消毒には消毒用エタノールを用いている		
	5) ラインを確保した日付が確実に記載されている		
	6) ライン刺入部やカテ走行部の皮膚が観察できる状態で固定されている		
	7) 末梢動脈血圧モニタリングにはディスポーザブルセットを使用している		
J. 洗浄・消毒・滅菌		評価	コメント
1. 医療器具	1) 病棟での一次洗浄、一次消毒が廃止されている（計画がある）		
	2) 生物学的滅菌保証・化学的滅菌保証が適切に行われている		
	3) 消毒薬の希釈方法、保存、交換が適切である		
	4) 乾燥が適切に行われている		
2. 内視鏡	1) 内視鏡洗浄・管理が中央化されている（計画がある）		
	2) 専任の内視鏡検査技師もしくは看護師が配置されている		
	3) 用手洗浄が適切に行われている		
	4) 管腔を有する内視鏡は消毒ごとにアルコールフラッシュを行っている		
	5) 消毒薬のバリデーションが定期的に行われている		
	6) 自動洗浄・消毒機の管理責任者がいる		
	7) 自動洗浄・消毒機の液の交換が記録されている		

	8) 自動洗浄・消毒機のメンテナンスの期日が記録されている		
	9) 内視鏡の保管が適切である		
	10) 内視鏡の表面に損傷がない		
K. 医療廃棄物		評価	コメント
	1) 廃棄物の分別、梱包、表示が適切である		
	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている		
	3) 最終保管場所が整備されている		
	4) 廃棄物の処理過程が適切である		
L. 微生物検査室		評価	コメント
1. 設備・機器	1) 安全キャビネット(クラスⅡ以上)を備えている		
	2) 安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が行われている		
	3) 菌株保存庫(冷凍庫等)は、カギを掛けている		
	4) 検査材料の一時保管場所が定められている		
2. 検査業務	1) 安全対策マニュアル等が整備されている		
	2) 業務内容によりN95マスク、手袋、専用ガウン等を着用している		
	3) 抗酸菌検査、検体分離等は安全キャビネット内で行っている		
	4) 遠心操作は、安全装置付き遠心機を使用している		
	5) 感染性検査材料用輸送容器が準備されている		
	6) 廃棄容器にバイオハザードマークが表示されている		
	7) 感染防止のための手洗い対策が適正である		
	8) 感染性廃棄物が適正に処理されている		
	9) 関係者以外の立ち入りを制限している		

評価実施医療機関名:

(評価責任者名:)

[記載上の注意]

- チェック項目について、当該医療機関の実情に合わせて適宜増減しても差し支えない。
- 評価を受ける医療機関は、当日までに根拠となる書類等を準備しておくこと。
- 評価を実施する医療機関は、コメント欄で内容を説明すること。特にB、C判定については、その理由を説明すること。
- 評価を実施した医療機関は、できるだけ早期に本チェック項目表を完成させ、報告書として評価を受けた医療機関へ送付すること。また、評価を実施した医療機関は、報告書の写しを保管しておくこと。

短期滞在手術等基本料の注3における外来実績指数

1. 当該医療機関の実績値（赤枠内を入力すること）

	①総実施件数 （※1）	入院実施件数 （※1）	外来実施件数 （※1）	外来実施率 （※2）	②全病院における 外来実施率
K 0 3 0 四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術 7 手軟部腫瘍摘出術	0	0	0	0.0%	47.3%
K 0 7 0 ガングリオン摘出術 1 手部ガ ングリオン摘出術	0	0	0	0.0%	61.9%
K 0 9 3－2 手根管開放手術（内視鏡下）	0	0	0	0.0%	60.1%
K 2 0 2 涙管チューブ挿入術 1 涙道内 視鏡を用いるもの	0	0	0	0.0%	84.4%
K 2 1 7 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法	0	0	0	0.0%	43.2%
K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前 転法	0	0	0	0.0%	37.3%
K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 3 その他のも の	0	0	0	0.0%	53.5%
K 2 2 4 翼状片手術（弁の移植を要するも の）	0	0	0	0.0%	59.4%
K 2 5 4 治療的角膜切除術 1 エキシマ レーザーによるもの（角膜ジストロフィー又 は帯状角膜変性に係るものに限る。）	0	0	0	0.0%	66.7%
K 2 6 8 緑内障手術 6 水晶体再建術併 用眼内ドレーン挿入術	0	0	0	0.0%	26.8%
K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを 挿入する場合 □ その他のもの	0	0	0	0.0%	22.6%
K 6 1 6－4 経皮的シャント拡張術・血栓 除去術 1 初回（※3）	0	0	0	0.0%	67.0%
K 6 1 6－4 経皮的シャント拡張術・血栓 除去術 2 1の実施後3月以内に実施する 場合	0	0	0	0.0%	63.2%
K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法 （一連として）	0	0	0	0.0%	89.6%
K 6 1 7－4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	0	0	0	0.0%	24.9%
K 6 1 7－6 下肢静脈瘤血管内塞栓術	0	0	0	0.0%	31.3%
K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除 術 1 長径2センチメートル未満	0	0	0	0.0%	68.6%
K 7 4 3 痔核手術（脱肛を含む。） 2 硬化療法（四段階注射法によるもの）	0	0	0	0.0%	29.5%
K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛 門尖圭コンジローム切除術（肛門ポリープ切 除術に限る。）	0	0	0	0.0%	17.6%
K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛 門尖圭コンジローム切除術（肛門尖圭コンジ ローム切除術に限る。）	0	0	0	0.0%	51.7%
K 8 2 3－6 尿失禁手術（ボツリヌス毒素 によるもの）	0	0	0	0.0%	53.1%
計（総実施件数が12件以上のものに限る）	0	0	0	0.0%	－

↑③

↑④

2. 計算結果

外来移行指数※4 （④/（手術毎の②×①/③）の総和）	0.000
カットオフ値	1.3
判定	カットオフ値未満

※１ 総実施件数、入院での実施件数及び外来での実施件数については、直近１年間の実績を記載すること。また、令和８年５月31日以前の実績の計算にあつては、令和８年５月31日以前の手術料により、令和８年６月１日以降の実績の計算にあつては、令和８年６月１日以降の手術料により計算すること。なお、例えば「Ｋ２８２ 水晶体再建術 １ 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの」について、１度の入院で両眼の手術を実施した場合は、１件として計算する。

※２ 総実施件数が12件未満の場合、外来実施率は０となる。

※３ 「Ｋ６１６－４ 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 １ 初回 イ 透析シャント閉塞又は高度狭窄の場合」及び「Ｋ６１６－４ 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 １ 初回 ロ その他の場合 」を指す。

※４ 外来移行指数は、当該保険医療機関における入院手術対応加算の対象手術（当該保険医療機関における実施件数が年間12件以上のものに限る。以下同じ。）の外来実施率を、対象手術毎の全病院における外来実施率に当該保険医療機関の対象手術毎の患者構成割合を乗じたものの総和で除した値。 $(④ / (\text{手術毎の}② \times ① / ③))$ の総和

※５ なお、当該保険医療機関の対象手術毎の患者構成割合は、当該保険医療機関における当該対象手術の実施件数を、当該保険医療機関において外来実施率の計算の対象とした対象手術の実施件数の総和で除して算出する。

（参考）令和８年度診療報酬改定により名称等に変更があった手術

令和８年５月31日以前	令和８年６月１日以降
Ｋ０３０ 四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術 ２ 手、足（手に限る。）	Ｋ０３０ 四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術 ７ 手軟部腫瘍摘出術
Ｋ０７０ ガングリオン摘出術 １ 手、足、指（手、足）（手に限る。）	Ｋ０７０ ガングリオン摘出術 １ 手部ガングリオン摘出術
Ｋ０９３－２ 関節鏡下手根管開放手術	Ｋ０９３－２ 手根管開放手術（内視鏡下）

精神科救急等病棟必要性チェックリスト

緊急に医療的介入を要する具体的な因子(該当する項目に☑、複数選択可)		点数
☐	他害の事実 ----- ☐ 殺人 ☐ 放火 ☐ 強盗 ☐ 不同意性交等 ☐ 不同意わいせつ ☐ 傷害 ☐ 暴行 ☐ 恐喝 ☐ 脅迫 ☐ 窃盗 ☐ 器物損壊 ☐ 弄火又は失火 ☐ 家宅侵入 ☐ 詐欺等の経済的な問題行動 ☐ 攻撃的・威圧的言動 ☐ これらに準ずる他害行為()	3
☐	自殺行動の事実・切迫した自殺念慮	3
☐	昏迷状態	3
☐	亜昏迷状態 (その日の出来事など簡単な意思疎通も困難な状態のものに限る)	2
☐	意識障害(器質疾患によるものを除く) ----- ☐ 薬物による意識障害 ☐ てんかん発作後もうろう状態 ☐ 離脱せん妄	2
☐	不合理な拒否・拒絶や援助希求行動の欠如による自立不全 ----- ☐ 摂食困難 ☐ 生命リスク等の危険回避困難	2
☐	特定の目的による入院 ----- ☐ 薬物の副作用により生じた重篤な精神症状の管理 ☐ BMI16 以下のるい瘦対応 ☐ mECT の実施 ☐ クロザピン導入・副作用対応	2
☐	社会生活機能不全 ----- ☐ 躁状態 ☐ 混合状態 ☐ 減裂状態 ☐ 激越 ☐ 摂食困難 ☐ 排泄困難	1

要配慮因子(該当項目があれば☑、複数選択可)		点数
☐	医療観察法通院処遇者	1
☐	警察、精神保健福祉センター、保健所及び市区町村の介入により受診し入院となった者	1

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	届 出 番 号

連絡先
 担当者氏名：
 電 話 番 号：

(届出事項)

[
]
の施設基準に係る届出

☐ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

☐ 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

☐ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

年 月 日

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 ☐ には、適合する場合「レ」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード
又は保険薬局コード

連絡先
担当者氏名：
電話番号：

(届出事項)

- ☐ 救急医療管理加算 (※救急医療第 号)
- ☐ せん妄ハイリスク患者ケア加算 (※せん妄ケア第 号)

- ☐ 当該届出を行う前 6 月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- ☐ 当該届出を行う前 6 月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- ☐ 当該届出を行う前 6 月間において、健康保険法第 78 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 72 条第 1 項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- ☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記のすべてに適合し、施設基準を満たしているので、届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

殿

- 備考 1 ☐ には、適合する場合「レ」を記入すること。
- 2 ※は記載する必要がないこと。
- 3 届出書は、1 通提出のこと。

(参考)

※ 本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。

- 1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。
- 2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。
- 3 「既届出」欄にチェックした場合は、届出年月を記載する。
- 4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添7（又は別添7の2）
本文第3	やむを得ない事情における施設基準等に関する取扱い	☐	☐ 年 月	☐	様式59
第1	情報通信機器を用いた診療	☐	☐ 年 月	☐	様式1
1の3	機能強化加算	☐	☐ 年 月	☐	様式1の3
1の4	外来感染対策向上加算	☐	☐ 年 月	☐	様式1の4
1の5	連携強化加算	☐	☐ 年 月	☐	様式1の5
1の6	サーベイランス強化加算	☐	☐ 年 月	☐	様式1の5
1の7	抗菌薬適正使用体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式1の5
1の8	電子的診療情報連携体制整備加算	☐	☐ 年 月	☐	様式1の6
1の8	電子的歯科診療情報連携体制整備加算	☐	☐ 年 月	☐	様式1の6
2	時間外対応体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式2
2の3	地域包括診療加算	☐	☐ 年 月	☐	様式2の3
2の3の2	外来データ提出加算	☐	☐ 年 月	☐	(特掲別添2) 様式7の10, 7の11, 7の12
2の5	特定妥結率初診料、特定妥結率再診料及び特定妥結率外来診療料	☐	☐ 年 月	☐	様式2の4
2の6	看護師等遠隔診療補助加算	☐	☐ 年 月	☐	様式1の7
2の7	歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	様式2の6
3	地域歯科診療支援病院歯科初診料	☐	☐ 年 月	☐	様式3
4	歯科外来診療医療安全対策加算 1	☐	☐ 年 月	☐	様式4
4	歯科外来診療医療安全対策加算 2	☐	☐ 年 月	☐	様式4の1の2
4の2	歯科外来診療感染対策加算 1	☐	☐ 年 月	☐	様式4
4の2	歯科外来診療感染対策加算 2	☐	☐ 年 月	☐	様式4
4の2	歯科外来診療感染対策加算 3	☐	☐ 年 月	☐	様式4の1の2
4の2	歯科外来診療感染対策加算 4	☐	☐ 年 月	☐	様式4の1の2
5	歯科診療特別対応連携加算	☐	☐ 年 月	☐	様式4の2
5の2	歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注13に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	様式4の3
第1	継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	☐	☐ 年 月	☐	(特掲別添2) 様式98
通則19	情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化の施設基準	☐	☐ 年 月	☐	様式60
第5	一般病棟入院基本料	☐	☐ 年 月	☐	様式5～11
5	療養病棟入院基本料	☐	☐ 年 月	☐	様式5～11

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添7（又は別添7の2）
5	結核病棟入院基本料	☐	☐ 年 月	☐	様式5～11
5	精神病棟入院基本料	☐	☐ 年 月	☐	様式5～11
5	特定機能病院入院基本料	☐	☐ 年 月	☐	様式5～11
5	専門病院入院基本料	☐	☐ 年 月	☐	様式5～11
5	障害者施設等入院基本料	☐	☐ 年 月	☐	様式5～11, 19
5	有床診療所入院基本料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 12～12の10
5	有床診療所療養病床入院基本料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 12～12の10
第1	急性期総合体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式10, 13, 13の2
2の2	包括期充実体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式13の3の2
2の3	救急医療管理加算	☐	☐ 年 月	☐	別添7の2
3	超急性期脳卒中加算	☐	☐ 年 月	☐	様式15
4	診療録管理体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式17
4の2	医師事務作業補助体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式13の4, 18, 18の2
4の3	急性期看護補助体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式9, 10, 13の3, 18の3
4の4	看護職員夜間配置加算	☐	☐ 年 月	☐	様式9, 10, 13の3, 18の3
4の5	電子的診療情報連携体制整備加算	☐	☐ 年 月	☐	様式18の4
5	特殊疾患入院施設管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式9, 19, 20
6の2	看護配置加算	☐	☐ 年 月	☐	様式9
7	看護補助加算	☐	☐ 年 月	☐	様式9, 10, 13の3, 18の3
7の2	看護・多職種協働加算	☐	☐ 年 月	☐	様式9, 10, 13の2
9	療養環境加算	☐	☐ 年 月	☐	様式22
10	重症者等療養環境特別加算	☐	☐ 年 月	☐	様式23, 23の2
10の2	産科管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式23の3
11	療養病棟療養環境加算	☐	☐ 年 月	☐	様式24, 24の2
11の2	療養病棟療養環境改善加算	☐	☐ 年 月	☐	様式24, 24の2
12	診療所療養病床療養環境加算	☐	☐ 年 月	☐	様式25
12の2	診療所療養病床療養環境改善加算	☐	☐ 年 月	☐	様式25
12の3	無菌治療室管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式26の2
12の4	放射線治療病室管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式26の3
14	緩和ケア診療加算	☐	☐ 年 月	☐	様式27
14の2	有床診療所緩和ケア診療加算	☐	☐ 年 月	☐	様式27の2
14の3	小児緩和ケア診療加算	☐	☐ 年 月	☐	様式27の3
15	精神科応急入院施設管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式9, 20, 28
16	精神病棟入院時医学管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式29
16の2	精神科地域移行実施加算	☐	☐ 年 月	☐	様式30
16の3	精神科身体合併症管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式31
17	精神科リエゾンチーム加算	☐	☐ 年 月	☐	様式32
17の1の2	精神科慢性身体合併症管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式32の2

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添7（又は別添7の2）
17の3	依存症入院医療管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式32の3
17の4	摂食障害入院医療管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式32の4
18の2	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式5の5
19	栄養サポートチーム加算	☐	☐ 年 月	☐	様式34
19の2	口腔管理連携加算	☐	☐ 年 月	☐	様式34の2
20	医療安全対策加算	☐	☐ 年 月	☐	様式35, 35の4
21	感染対策向上加算	☐	☐ 年 月	☐	様式1の5, 35の2, 35の3
21の2	患者サポート体制充実加算	☐	☐ 年 月	☐	様式36
21の3	重症患者初期支援充実加算	☐	☐ 年 月	☐	様式36の2
21の4	報告書管理体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式36の3
21の5	身体的拘束最小化推進体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式36の4
22	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	☐	☐ 年 月	☐	様式37
22の2	ハイリスク妊娠管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式38
23	ハイリスク分娩等管理加算	☐	☐ 年 月	☐	様式38
24の5	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	☐	☐ 年 月	☐	様式39の3
24の6	精神科救急搬送患者地域連携受入加算	☐	☐ 年 月	☐	様式39の3
26	呼吸ケアチーム加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の2
26の2	術後疼痛管理チーム加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の2の2
26の2の2	地域支援・医薬品供給対応体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の3
26の2の3	バイオ後続品使用体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の3の2
26の3	病棟薬剤業務実施加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の4, 様式40の4の2
26の4	データ提出加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の5, 40の7, 40の8
26の5	入退院支援加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の9 (特掲別添2) 様式12, 12の2
26の5の2	精神科入退院支援加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の9の2
26の5の3	医療的ケア児（者）入院前支援加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の9の3
26の6	認知症ケア加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の10, 40の11
26の6の2	せん妄ハイリスク患者ケア加算	☐	☐ 年 月	☐	別添7の2
26の7	精神疾患診療体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の12
26の8	精神科急性期医師配置加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の13, 53
26の9	排尿自立支援加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の14
26の10	地域医療体制確保加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の15, 40の16
26の11	協力対象施設入所者入院加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の18
26の12	医療提供機能連携確保加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の19
26の13	精神科地域密着多機能体制加算	☐	☐ 年 月	☐	様式40の20
27	地域歯科診療支援病院入院加算	☐	☐ 年 月	☐	様式41
第1	救命救急入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 20, 42, 42の3, 42の4, 42の6, 42の7, 43
2	特定集中治療室管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 20, 42, 42の3, 42の4, 42の7, 43

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添7（又は別添7の2）
3	ハイケアユニット入院医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 20, 42の3, 42の4, 43, 44
4	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 10, 20, 42の3, 42の4, 45
4の2	小児特定集中治療室管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 20, 42の3, 42の4, 43の2, 48
5	新生児特定集中治療室管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 20, 42の2
5の2	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 20, 42の2
6	総合周産期特定集中治療室管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 20, 42の2, 45の3
7	新生児治療回復室入院医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 20, 42の2
7の2	地域包括医療病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 5の5, 9, 10, 13の3, 18の3, 20, 45の4
8	一類感染症患者入院医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 46
9	特殊疾患入院医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 47
10	小児入院医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 13の3, 18の3, 20, 26の2, 48～48の3
11	回復期リハビリテーション病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 49～49の6
12	地域包括ケア病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 5の5, 9, 10, 13の3, 18の3, 20, 50～50の3
13	特殊疾患病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 24の2, 51
14	緩和ケア病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 52
15	精神科救急急性期医療入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 13の3, 20, 53, 54, 54の2（特掲別添2）様式48
16	精神科急性期治療病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 53
16の2	精神科救急・合併症入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 13の3, 20, 53, 55（特掲別添2）様式48
16の3	児童・思春期精神科入院医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 57
17	精神療養病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 24の2, 55の2, 55の3
19	認知症治療病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 56,（特掲別添2）様式48
20	特定一般病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 10, 20, 50～50の3, 57の2, 57の3
21	地域移行機能強化病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 57の4
22	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	☐	☐ 年 月	☐	様式5, 9, 20, 49, 49の2
	短期滞在手術等基本料	☐	☐ 年 月	☐	様式58

※様式1の2, 2の1, 2の2, 2の5, 5の2, 5の4, 8, 10の3, 10の4, 14, 16, 21, 26, 33, 39, 39の2, 40, 42の5, 45の2, 49の4は欠番

情報通信機器を用いた診療に係る届出書添付書類

項目	記入欄
1. 診療体制等の要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	☐ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」 (以下「オンライン指針」という。)に沿って診療を行う体制を有していること。
	☐ 対面診療を行う体制を有していること。
	情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないことをウェブサイトに掲示していること。 ☐
	対応状況を記載した「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリストをウェブサイトに掲示していること。 ☐
	医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)を遵守していること ☐
	☐ 電子処方箋管理サービスによる重複投薬等チェック
	☐ オンライン資格確認等システム
	☐ 医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワーク
2. 医師が保険医療機関外で診療を行う場合 (該当するいずれか1つを○で囲むこと) (想定している場合、以下も記載すること)	1 想定している 2 想定していない
別紙2に定める「医療を提供しているが、医療資源の少ない地域」に属する保険医療機関であるか (該当するいずれか1つを○で囲むこと)	1 該当する 2 該当しない
実施場所	
患者の急病急変時に適切に対応するため、患者が速やかにアクセスできる医療機関において直接の対面診療を行える体制(具体的な内容を記載すること。)	
医療機関に居る場合と同等程度に患者の心身の状態に関する情報を得られる体制(具体的な内容を記載すること。)	
3. 自院以外で緊急時に連携する保険医療機関(あらかじめ定めている場合)	
名称	
所在地	
開設者名	
担当医師名	
調整担当者名	
連絡方法	
4. 医師の配置状況	
オンライン指針に定める「厚生労働省が定める研修」を修了している医師の氏名	
修了証登録番号	
修了年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日

[記載上の注意]

1 「4」については、研修の修了を確認できる文書を保険医療機関内に保管していること。

機能強化加算に係る届出書添付書類

1. 診療体制等の要件 (該当するものすべてを選択すること。)	☐	ア	地域包括診療加算 1 に係る届出を行っている。
	☐	イ	以下のいずれも満たす。 (イ) 地域包括診療加算 2 に係る届出を行っている。 (ロ) 直近 1 年間に於いて、次のいずれかを満たしている。 ① 地域包括診療加算 2 を算定した患者が 3 人以上 ② 在宅患者訪問診療料 (Ⅰ) の「1」、在宅患者訪問診療料 (Ⅱ) (注 1 のイの場合に限る。) 又は往診料を算定した患者の数の合計が 3 人以上
	☐	ウ	地域包括診療料 1 に係る届出を行っている
	☐	エ	以下のいずれも満たす。 (イ) 地域包括診療料 2 に係る届出を行っている。 (ロ) 直近 1 年間に於いて、次のいずれかを満たしている。 ① 地域包括診療料 2 を算定した患者が 3 人以上 ② 在宅患者訪問診療料 (Ⅰ) の「1」、在宅患者訪問診療料 (Ⅱ) (注 1 のイの場合に限る。) 又は往診料を算定した患者の数の合計が 3 人以上
	☐	オ	小児かかりつけ診療料 1 又は 2 に係る届出を行っている。
	☐	カ	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料に係る届出を行っている保険医療機関であって、第 9 在宅療養支援診療所の 1 (1) 若しくは (2) に該当する診療所又は第 14 の 2 在宅療養支援病院の 1 (1) 若しくは (2) に該当する病院である。
2. 常勤医師の配置状況 (常勤医師の氏名を 1 名以上記載した上で、該当するものすべてを選択すること。)	常勤医師の氏名 (複数の常勤医師が該当する場合には、主な医師の氏名を 4 名以内で記載すること。)		
		医師 1	
		医師 2	
		医師 3	
		医師 4	
	☐	ア	介護保険制度の利用等に関する相談への対応及び要介護認定に係る主治医意見書の作成を行っている。
	☐	イ	警察医として協力している。
	☐	ウ	母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) 第 12 条及び第 13 条に規定する乳幼児の健康診査 (市町村を実施主体とする 1 歳 6 か月、3 歳児等の乳幼児の健康診査) を実施している。
	☐	エ	予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) 第 5 条第 1 項に規定する予防接種 (定期予防接種) を実施している。
	☐	オ	幼稚園の園医、保育所の嘱託医又は小学校、中学校若しくは高等学校の学校医に就任している。
3. 地域におけるかかりつけ医機能として実施している内容に係る院内及びホームページ等への掲載状況等	☐	カ	「地域包括支援センターの設置運営について」 (平成 18 年 10 月 18 日付老計発 1018001 号・老振発 1018001 号・老老発 1018001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知) に規定する地域ケア会議に出席している。
	☐	キ	通いの場や講演会等の市町村が行う一般介護予防事業に協力している。
	☐		保険医療機関の見やすい場所に掲示している。
4. 業務継続計画の策定	☐		ホームページ等に掲示している。
	☐		掲示している内容を記載した文書を保険医療機関内の見やすい場所に置き、患者が持ち帰ることができるようにしている。
	☐		「医療機関 (災害拠点病院以外) における災害対応のための BCP 作成の手引き」等を参考に、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じている。

外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類

1 院内感染管理者

氏 名	職 種

2 抗菌薬適正使用のための方策

3 連携保険医療機関名又は地域の医師会

医療機関名	開設者名	所在地

4 発熱患者等への対応

外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有している	☐
受診歴の有無に関わらず発熱患者等の受入れを行う旨が公表されているホームページ： ()	

5 新興感染症の発生・まん延時の対応

感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（同法第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知（同項第 2 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）を締結している	☐
上記について公表されている自治体のホームページ：()	

[記載上の注意]

- 1 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること（医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい）。
- 2 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者の業務内容が明記された文書を添付すること（医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい）。
- 3 「2」は、連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った保険医療機関又は地域の医師会からどのような助言を受けているかを簡潔に記載すること。
- 4 標準予防策及び発熱患者等の受入を行う際の動線分離の方法等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。
- 5 「3」は、連携する感染対策向上加算 1 の医療機関名又は地域の医師会名を記載すること。

様式 1 の 5

微生物学的検査体制加算・連携強化加算・サーベイランス強化加算・抗菌薬適正使用体制加算に係る届出書添付書類

1 以下のうち、届出を行う加算を○印で囲むこと。

- ア 微生物学的検査体制加算
- イ 連携強化加算
- ウ サーベイランス強化加算
- エ 抗菌薬適正使用体制加算

2 微生物学的検査室の設置・活用状況

微生物学的検査室の設置 (該当するいずれかを1つ○で囲むこと)	1 : 有 2 : 無
上記で「有」と回答した場合、以下の微生物学的検査室の活用状況のうち、該当するもの全てに[✓]を記入すること。 ☐ 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための業務 ☐ 院内感染対策サーベイランス(JANIS)、感染対策連携共通プラットフォーム(J-SIPHE)等、地域や全国のサーベイランスへの参加 ☐ 抗菌薬適正使用支援チームが実施する業務	

3 過去1年間に、感染症の発生状況等について報告を行った感染対策向上加算1の保険医療機関名

報告年月日	報告した医療機関名	開設者名	所在地

4 サーベイランスの参加状況

事業名：()

5 抗菌薬の使用状況

Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率について確認した期間(直近6か月)	(年 月 ~ 年 月)
以下のうち適合するもの全てに[✓]を記入すること。 ☐ 使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が60%以上 ☐ 使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が抗菌薬の使用状況のモニタリングに係るサーベイランスに参加する医療機関の上位30%以内	

[記載上の注意]

- 1 「2」は、微生物学的検査体制加算を届け出る場合のみ記載すること。
- 2 「3」は、連携強化加算を届け出る場合のみ記載すること。
- 3 「4」は、サーベイランス強化加算及び抗菌薬適正使用体制加算を届け出る場合のみ記載すること。また、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書を添付すること。
- 4 「5」は、抗菌薬適正使用体制加算を届け出る場合のみ記載すること。また、抗菌薬の使用状況のモニタリングを行うサーベイランス事業者が発行する Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率及びサーベイランスに参加する医療機関中のパーセンタイル順位がわかる文書を添付すること。

**電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算（初・再診料）
の施設基準に係る届出書添付書類**

項目		記入欄
1. 届出区分（該当区分に○をつけること）		
ア 電子的診療情報連携体制整備加算	加算 1 ・ 加算 2 ・ 加算 3	
イ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算	加算 1 ・ 加算 2	
2. 診療体制等の要件 （該当するすべての□に「✓」を記入すること。）	☐ 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている	
	☐ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している	
	☐ 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	
	☐ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	
	☐ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	
	☐ 診療報酬明細書の無料交付について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	
	☐ 診療報酬明細書の無料交付についてのウェブサイトへの掲載を行っている	
3. 電子処方箋に係る要件 （該当するすべての□に「✓」を記入すること。）	☐ 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている	
4. 電子カルテに係る要件 （該当するすべての□に「✓」を記入すること。）	☐ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている	
	☐ 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有している	
	☐ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している	
	☐ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品である	
5. 電子カルテ情報共有サービス等に係る要件		
ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービス （該当する場合、□に「✓」を記入すること。）	☐ 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	
イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク		
ネットワーク名		
ネットワークを運営する事務局名		
ネットワークを運営する事務局所在地		
登録患者数		
年間新規登録患者数		
年間新規登録患者数 開始年月（和暦で記載すること）	年	月
年間新規登録患者数 終了年月（和暦で記載すること）	年	月
ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	有 ・ 無	
ウ 診療情報提供料（Ⅰ）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出	有 ・ 無	
エ ネットワークに係る掲示事項 （該当する場合、□に「✓」を記入すること。）	☐ ネットワークへの参加及び共有実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	

〔記載上の注意〕

- 「2」のウェブサイトへの掲示については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- 「3」から「5」までは、電子的診療情報連携体制整備加算 1 若しくは 2 又は電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1 を算定する場合に記載すること。

様式 1 の 7

看護師等遠隔診療補助加算に係る届出書添付書類

1. へき地医療拠点病院又はへき地診療所の指定状況

要件	該当
(1) 「へき地保健医療対策事業について」(平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号)に規定するへき地医療拠点病院の指定を受けていること。	☐
(2) 「へき地保健医療対策事業について」に規定するへき地診療所の指定を受けていること。	☐

2. へき地における患者が看護師等という場合の情報通信機器を用いた診療に係る研修な研修を修了した医師の配置

要件	該当
(1) へき地における患者が看護師等という場合の情報通信機器を用いた診療に係る研修を修了した医師の配置	☐

〔記載上の注意〕

- 1 ☐には適合する場合「✓」を記入すること。
- 2 「2」については、研修の修了を確認できる文書を保険医療機関内に保管していること。

時間外対応体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う区分 (該当するもの1つに○をすること。)		1 : 時間外対応体制加算 1 2 : 時間外対応体制加算 2 3 : 時間外対応体制加算 3 4 : 時間外対応体制加算 4	
2 標榜診療科 (複数の診療科を標榜する場合は、主なもの4つ以内で記載すること。)			
		標榜診療科 (1つ目)	
		標榜診療科 (2つ目)	
		標榜診療科 (3つ目)	
		標榜診療科 (4つ目)	
3 当該診療所の対応医師の氏名 (時間外対応体制加算 2 の届出をする場合に記入すること。対応の責任者となる医師の氏名を記載すること。)			
		医師氏名	
4 対応する常勤の職員等の数 (時間外対応体制加算 1 又は 3 の届出をする場合に記入すること。時間外に対応する常勤の職員又は週22時間以上勤務する非常勤の職員の職員数を記入すること。)			名
5 当該診療所の標榜診療時間 (標榜する全ての曜日に開始時刻と終了時刻を記載すること。)			
	月曜日	診療開始時刻	
		診療終了時刻	
	火曜日	診療開始時刻	
		診療終了時刻	
	水曜日	診療開始時刻	
		診療終了時刻	
	木曜日	診療開始時刻	
		診療終了時刻	
	金曜日	診療開始時刻	
		診療終了時刻	
	土曜日	診療開始時刻	
		診療終了時刻	
	日曜日	診療開始時刻	
		診療終了時刻	
6 やむを得ず患者からの電話等に応答できなかった場合の体制 (複数選択可)			
		☐ 留守録による応答後、速やかにコールバック	
		☐ 医師等の携帯・自宅電話へ転送	
		☐ その他	
		その他の場合 (右欄に記載)	
7 他の医療機関との連携により対応する場合の事項 (該当する場合に記入すること。時間外対応体制加算 1、2 又は 3 の届出をする場合においては、やむを得ない事情により、当該医療機関で対応ができない場合には、十分な情報提供の上で連携医療機関において対応すること。時間外対応体制加算 4 の届出をする場合は、輪番により連携する医療機関数は3以下であること。)			
		連携医療機関の名称 (1つ目)	
		連携医療機関の名称 (2つ目)	
		連携医療機関の名称 (3つ目)	
		連携体制、診療情報の共有方法、 連携医療機関における対応体制等の 具体的内容	
8 患者に対して周知する連絡先			
		電話番号	

地域包括診療加算・地域包括診療料の施設基準に係る届出書添付書類

届出を行う区分 (該当するもの 1 つに○をすること。)		1 : 地域包括診療加算 1 2 : 地域包括診療加算 2 3 : 地域包括診療料 1 4 : 地域包括診療料 2
保険医療機関名		
慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師の氏名 (研修受講した修了証の写し(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。)		
院内掲示及びウェブサイト等に掲載している事項		
		☐ 健康相談及び予防接種に係る相談を実施している旨
		☐ 介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能である旨
		☐ 患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能である旨
連携薬局に係る事項(診療所のみ。該当するものを 1 つ選択すること。)		
		☐ 院外処方を行う場合には、調剤について24時間対応できる体制を整えている薬局と連携している
		☐ 院外処方を行う場合には、調剤について薬局と連携しており、緊急時に処方が必要となる解熱鎮痛剤等の薬剤については、院内処方が可能な体制が整備されている
		☐ 院内処方のみを行う
敷地内における禁煙の取扱い(該当するものを 1 つ選択すること。)		
		☐ 当該保険医療機関の敷地内が禁煙である
		☐ 保険医療機関が建造物の一部分を用いて開設されており、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙である。
介護保険制度に係る事項①		
		☐ 介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示している
		☐ 要介護認定に係る主治医意見書を作成している
介護保険制度に係る事項②(該当するものすべてを選択すること。確認できる資料の写しを添付すること。)		
		☐ 居宅療養管理指導又は短期入所療養介護等の提供
		☐ 地域ケア会議に年 1 回以上出席
		☐ 居宅介護支援事業所の指定
		☐ 介護保険による通所リハビリテーション等の提供
		☐ 介護サービス事業所の併設
		☐ 介護認定審査会に参加
		☐ 主治医意見書に関する研修会を受講
		☐ 医師が介護支援専門員の資格を有している
		☐ 「認知症初期集中支援チーム」等、市区町村が実施する認知症施策に協力している実績があること
サービス担当者会議等に係る事項(該当するものすべてを選択すること。確認できる資料の写しを添付すること。)		
		☐ サービス担当者会議に参加した実績があること
		☐ 地域ケア会議に出席した実績があること
		☐ 保険医療機関において、介護支援専門員と対面あるいはICT等を用いた相談の機会を設けていること
適切な意思決定支援に関する指針に係る事項		
		☐ 適切な意思決定支援に関する指針を定めていること

(地域包括診療加算を届け出る場合) 時間外対応体制加算等に係る事項 (該当するものを1つ以上を選択すること。確認できる資料の写しを添付すること。)		
☐ 時間外対応体制加算1、2、3又は4の届出を行っていること		
☐ 常勤換算2名以上(「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所 にあつては1.4人以上)の医師が配置されており、うち1名以上が常勤の医師であること		
☐ 在宅療養支援診療所であること		
(地域包括診療料を届け出る診療所の場合) 時間外対応体制加算等に係る事項 (該当するものすべてを選択すること。確認できる資料の写しを添付すること。)		
☐ 時間外対応体制加算1の届出を行っていること		
☐ 常勤換算2名以上(「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所 にあつては1.4人以上)の医師が配置されており、うち1名以上が常勤の医師であること		
☐ 在宅療養支援診療所であること		
(地域包括診療料を届け出る病院の場合) 地域包括ケア病棟入院料等に係る事項 (該当するものすべてを選択すること。確認できる資料の写しを添付すること。)		
☐ 地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていること		
☐ 在宅療養支援病院の届出を行っていること		
地域包括診療加算1に係る施設基準(当該加算を届け出る場合に記入すること。)		
☐ 在宅医療の提供及び当該患者に対し24時間の往診等の体制を確保している		
連携医療機関名 (在宅療養支援診療所以外の診療所について、連携医療機関の協力を得て行う場合に記入すること。)		
直近1年間に、当該保険医療機関での継続的な外来診療を経て、在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の「1」、在宅患者訪問診療料(Ⅱ)(注1のイの場合に限る。)又は往診料を算定した患者の数の合計		人
直近1か月に初診、再診、往診又は訪問診療を実施した患者のうち、往診又は訪問診療を実施した患者の割合		%
地域包括診療料1に係る施設基準(当該診療料を届け出る場合に記入すること。)		
直近1年間に、当該保険医療機関での継続的な外来診療を経て、在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の「1」、在宅患者訪問診療料(Ⅱ)(注1のイの場合に限る。)又は往診料を算定した患者の数の合計		人
直近1か月に初診、再診、往診又は訪問診療を実施した患者のうち、往診又は訪問診療を実施した患者の割合		%
地域包括診療加算2に係る施設基準(当該加算を届け出る場合に記入すること。)		
☐ 在宅医療の提供及び当該患者に対し24時間の連絡体制を確保している		

本届出は、2年以内に再度届け出ることとし、届出の際には、直近の研修の修了証の写し(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。

妥結率等に係る報告書

医 療 機 関 コ ー ド		報 告 年 月 日	
保険医療機関名称			
所 在 地			
開 設 者			
担 当 者		電 話 番 号	

1. 当年度上半期の妥結率

当年度上半期に当該保険医療機関において購入された医療用医薬品の薬価総額(①)	
当年度上半期に卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額(②)	
妥結率(②/①)%	

2. 医療用医薬品の取引の状況

(1)価格交渉の方法(該当する項目に☑を記入すること。)

- ☐ 自施設が卸売販売業者と直接交渉した。
- ☐ 法人の本部等が代表して卸売販売業者と一括して交渉した。
- ☐ 価格交渉を代行する者に依頼して交渉した。

(2)価格交渉の状況(該当する項目に☑を記入すること。)

ア 当年度下半期の取引予定

- ☐ 年間での契約であり、当年度下半期においても、基本的に上半期からの妥結価格の変更はない予定。
- ☐ 年間での契約ではないが、当年度下半期は、上半期の妥結価格を踏まえた価格交渉を行う予定。
- ☐ 年間での契約ではなく、当年度下半期は新たに価格交渉を行う予定。

イ 前年度の取引状況(上半期と比較した下半期の取引状況)

- ☐ 年間での契約であり、基本的に前年度上半期からの妥結価格の変更はなかった。
- ☐ 年間での契約ではないが、前年度の上半期と下半期の妥結価格は同程度であった。
- ☐ 年間での契約ではなく、前年度の下半期における妥結価格は上半期よりも高い妥結価格であった。
- ☐ 年間での契約ではなく、前年度の下半期における妥結価格は上半期よりも低い妥結価格であった。

3. 医療用医薬品の流通改善に関する取組状況

(1) 単品単価交渉の状況(該当する項目に☑を記入すること。)

- ☐ 全ての品目について単品単価交渉を行っている。
- ☐ 以下の特に医療上の必要性の高い医薬品の全てについて別枠として単品単価交渉を行っている。
基礎的医薬品、重要供給確保医薬品、不採算品再算定品(適用を受けてから2年を経過する日までに限る。)、血液製剤、麻薬並びに覚醒剤及び覚醒剤原料
- ☐ 革新的新薬薬価維持制度対象品及び不採算品再算定の適用を受け2年を経過した品目等について単品単価交渉を行っている。
- ☐ 単品単価交渉を行っていない。

(2) 卸売販売業者との値引き交渉(該当する項目に☑を記入すること。)

- ☐ 取引条件等は考慮せず、ベンチマークを一律に用いた値引き交渉を行っている。
- ☐ 取引品目等の相違は考慮せず、同一の総値引率を用いた交渉を行っている。
- ☐ 取引条件等の相違は考慮せず、同一の納入単価での取引を求める交渉を行っている。
- ☐ 取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っている。

(3) 妥結価格の変更(該当する項目に☑を記入すること。)

- ☐ 随時、卸売販売業者と価格交渉を行っている。
- ☐ 医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていない。

2(1)で「価格交渉を代行する者に価格交渉を依頼している」を選択した場合

(4) 価格交渉を代行する者が次に掲げる点を遵守していることを確認している

(該当する項目に☑を記入すること。)

- ☐ 原則として全ての品目について単品単価交渉を行っていること。
- ☐ 取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っていること。
- ☐ 医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていないこと。

[記載上の注意]

1. 医療用医薬品とは、薬価基準に収載されている医療用医薬品をいう。
2. 薬価総額とは、各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したものをいう。
3. 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
4. 単品単価交渉とは、他の医薬品の価格の影響を受けず、地域差や個々の取引条件等により生じる安定供給に必要なコストを踏まえ、取引先と個別品目ごとに取引価格を決める交渉をいう。
5. 当年度(前年度)上半期とは、当年(前年)4月1日から9月30日までをいい、当年度(前年度)下半期とは当年(前年)10月1日から翌年(当年)3月31日までをいう。
6. 価格交渉を代行する者とは、医療用医薬品の共同購買サービスを提供する事業者、医療機関や薬局に代わり卸売販売業者との価格交渉を行う事業者等をいう。
7. 本報告書による報告については、報告年度の4月1日から9月30日の実績を同年度の10月1日から11月末までに報告すること。報告しない場合は、特定妥結率初診料、特定妥結率再診料及び特定妥結率外来診療料により算定されることに留意すること。
8. 本報告書による報告の際には、卸売販売業者との取引価格決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料の添付は不要だが、医療機関において適切に保管すること。

	概 要	
滅菌体制 (該当する番号に○)	1. 診療室内に設置した滅菌器を使用 2. 中央滅菌部門において滅菌（病院の場合に限る） 3. 外部の業者において滅菌（業者名： ）	
1. に該当する場合は以下の事項について記載		
滅菌器	医療機器届出番号	
	製品名	
	製造販売業者名	
滅菌器の使用回数	1. 1日1回 2. 1日2回 3. 1日3回以上5回未満 4. 1日5回以上	

	概	要
1 日平均患者数 (歯科訪問診療の患者 を含む)	1. 10人未満 3. 20人以上30人未満 5. 40人以上50人未満	2. 10人以上20人未満 4. 30人以上40人未満 6. 50人以上

機器名	概 要	
歯科用ハンドピース (歯科診療室用機器に限る)	保有数	本
歯科用ユニット数	保有数	台

受講者名 (常勤歯科医師名)	研修名 (テーマ)	受講年月日	当該研修会の主催者

○ 当該届出の変更を行う際は、変更に係る項目のみの届出で差し支えないこと。

様式 3

地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出書添付書

1 常勤歯科医師・看護職員・歯科衛生士の数

	常勤歯科医師数	看護職員数	歯科衛生士数
年 月	名	名	名

2 次の(1)～(5)のうち、該当するものに記入すること。

(1) 紹介率

年・月	初診の患者 の数①	文書により紹介され た患者の数②	紹介率 (＝②／①×100) %
年 月	名	名	%

(2) 地域歯科診療支援病院歯科初診料の算定に係る手術件数：計 _____ 件

(3) 別の保険医療機関において初診料の注6又は再診料の注4に規定する歯

歯科点数表 区分	件 数	歯科点数表 区分	件 数	歯科点数表 区分	件 数
J013の4	件	J039	件	J072	件
J016	件	J042	件	J072-2	件
J018	件	J043	件	J075	件
J031	件	J066	件	J076	件
J032	件	J068	件	J087	件
J035	件	J069	件		
J036	件	J070	件		

科診療特別対応加算1、2若しくは3又は歯科訪問診療料を算定している患者について、文書により情報提供を受け、外来診療を行った患者の数

(4) 初診料の注6又は再診料の注4に規定する歯科診療特別対応加算1、2

年 月 ～ 年 月	歯科診療特別対応加算1、2又は3 _____ 名
	歯科訪問診療料 _____ 名
	月平均 _____ 名

又は3を算定している患者の数

年 月 ～ 年 月	_____ 名	月平均 _____ 名

(5) 周術期等口腔機能管理計画策定料、周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）、周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）、周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）又は周術期等口腔機能管理料（Ⅳ）のいずれかを算定した患者の数

年 月 ～ 年 月	_____ 名	月平均 _____ 名

(6) 回復期等口腔機能管理計画策定料、回復期等口腔機能管理料のいずれかを算定した患者の数

年 月 ～ 年 月	_____ 名	月平均 _____ 名

3 院内感染防止対策の状況

(1) 当該保険医療機関の滅菌の体制について

	概	要
滅菌体制 (該当する番号に○)	1. 診療室内に設置した滅菌器を使用 2. 複数の診療科で共有する中央滅菌部門において滅菌 3. 外部の業者において滅菌 (業者名:)	
1. に該当する場合は以下の事項について記載		
滅菌器	医療機器認証番号	
	製品名	
	製造販売業者名	
滅菌の実施回数	1. 1日1回 3. 1日3回以上5回未満	2. 1日2回 4. 1日5回以上

(2) 当該保険医療機関の平均患者数の実績 (該当する番号に○)

	概	要
1日平均患者数	1. 10人未満 3. 20人以上30人未満 5. 40人以上50人未満	2. 10人以上20人未満 4. 30人以上40人未満 6. 50人以上

(3) 当該保険医療機関の保有する機器について

機器名	概	要
歯科用ハンドピース (歯科診療室用機器に限る)	保有数	
歯科用ユニット数	保有数	

※ 歯科用ハンドピースの保有数の欄には以下の一般的名称の医療機器の保有数の合計を記載すること。
(歯科用ガス圧式ハンドピース、歯科用電動式ハンドピース、ストレート・ギアードアングルハンドピース、歯科用空気駆動式ハンドピース)

4 常勤歯科医師の院内感染防止対策 (標準予防策及び新興感染症に対する対策 (抗菌薬の適正使用を含む。)) に関する研修の受講歴等 (4年以内の受講について記入すること。)

受講者名 (常勤歯科医師名)	研修名 (テーマ)	受講年月日	当該研修会の主催者

※ 4年以内の受講を確認できるものを保管すること。

[記載上の注意]

1. 「2の(1)」については、届出前1か月間の数値を用いること。
2. 「2の(2)」については、届出前1年間の数値を用いること。
3. 「2の(3)、(4)及び(5)並びに3の(2)」については、届出前3か月間の数値を用いること。
4. 「2の(1)、(2)、(3)又は(4)」に該当する場合は常勤歯科医師数2名以上、「2の(5)」に該当する場合は、常勤歯科医師数1名以上であること。
5. 「3の(2)」について、実績がない場合は省略して差し支えない。

歯科外来診療医療安全対策加算 1

歯科外来診療感染対策加算 1

歯科外来診療感染対策加算 2

の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う施設基準（該当するものに○を付け、受理番号を記載すること）

	歯科外来診療医療安全対策加算 1（2 及び 4 から 8 までの項目について記載）
	歯科外来診療感染対策加算 1（2、3、9、10 の項目について記載）
	歯科外来診療感染対策加算 2（2 及び 9 から 13 までの項目について記載）
歯科点数表の初診料の注 1 に係る施設基準 受理番号：（ <u>歯初診</u> ）	

※歯初診の施設基準を同時に届出する場合は、受理番号欄は「届出中」と記載すること。

2 歯科医師又は歯科衛生士の氏名
（歯科医師又は歯科衛生士を○で囲むこと）

氏名	
1.	（歯科医師・歯科衛生士）
2.	（歯科医師・歯科衛生士）
3.	（歯科医師・歯科衛生士）
4.	（歯科医師・歯科衛生士）
5.	（歯科医師・歯科衛生士）

3 院内感染防止対策に係る研修を受けた者の配置状況及び研修の受講歴等
（□には適合する場合「✓」を記入すること。）

院内感染防止対策に係る研修を受けた者を 1 名以上配置している		□
受講者名	講習名（テーマ）	

※ 1 歯科医師又は歯科衛生士以外で研修を受けた者を配置している場合に記入すること。

※ 2 研修については、院内で実施した場合でも差し支えない。

4 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等

受講者名 （常勤歯科医師名）	講習名（テーマ）	受講年月日	当該講習会の主催者

※ 研修の受講を確認できるものを保管すること。

5 医療安全管理者

氏名	職種

※病院である医科歯科併設の保険医療機関においては、歯科の外来診療部門の医療安全管理者について記載すること。

6 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

一般名称	装置・器具等の製品名	台数（セット数）
自動体外式除細動器（AED）		
経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		
酸素		
血圧計		
救急蘇生セット		
その他		

7 緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	
所在地	
緊急時の連絡方法等	

8 医療安全対策に係る体制

（①又は②のいずれかを記載すること）

- ① 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業への登録状況

登録完了年月日	年 月 日

- ② 医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制

安全管理の体制確保のための委員会の開催状況	
委員会の開催回数	回／月
委員会の構成メンバー	
安全管理の体制確保のための職員研修の開催状況	
年 回	
研修の主な内容等	

9 院内感染管理者

氏名	職種

※病院である医科歯科併設の保険医療機関においては、歯科の外来診療部門の院内感染管理者について記載すること。

10 当該保険医療機関に設置されている歯科用吸引装置等

一般名称	装置の製品名	台数（セット数）
歯科用吸引装置		

以下の項目は歯科外来診療感染対策加算2の届出を行う場合に記載すること。

11 常勤歯科医師名と感染経路別予防策及び新型インフルエンザ等感染症等を含む感染症に係る対策・発生動向等に関する研修の受講歴等（1年以内の受講について記入すること。）

受講者名 （常勤歯科医師名）	講習名（テーマ）	受講年月日	当該講習会の主催者

※研修の受講を確認できるものを保管すること。

12 新型インフルエンザ等感染症等の発生時の体制

（適合していることを確認の上、全ての□に「✓」を記入すること。）

当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行うことができる体制である	☐
当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、地域の歯科医療を担当する別の保険医療機関から感染症患者又は疑似症患者を受け入れる連携体制を確保している	☐
新型インフルエンザ等感染症等発生時の事業継続計画を策定している	☐
事業継続計画の策定年月日	年 月 日

13 新型インフルエンザ等感染症等発生時に連携する医科診療の保険医療機関

医療機関の名称	
所在地	
その他	

※病院である医科歯科併設の保険医療機関であって、当該保険医療機関の医科診療科と連携体制が整備されている場合は、「その他」の欄にその旨を記載すること。

【記入上の注意】

- 「新型インフルエンザ等感染症等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症のことをいう。

歯科外来診療医療安全対策加算 2

歯科外来診療感染対策加算 3

歯科外来診療感染対策加算 4

の施設基準に係る届出書添付書類

- 1 届出を行う施設基準（該当するものに○を付け、該当する受理番号を記載すること）

	歯科外来診療医療安全対策加算 2（2 から 7 までの項目について記載）
	歯科外来診療感染対策加算 3（2、8、9 の項目について記載）
	歯科外来診療感染対策加算 4（2 及び 8 から 12 までの項目について記載）
地域歯科診療支援病院歯科初診料	受理番号：（病初診）_____

※病初診の施設基準を同時に届出する場合は、受理番号欄は「届出中」と記載すること。

- 2 歯科医師、歯科衛生士又は看護職員の氏名等
（歯科衛生士又は看護職員を○で囲むこと）

歯科医師氏名	歯科衛生士又は看護職員氏名
1.	1. (歯科衛生士・看護職員)
2.	2. (歯科衛生士・看護職員)
3.	3. (歯科衛生士・看護職員)

- 3 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等

受講者名 （常勤歯科医師名）	講習名（テーマ）	受講年月日	当該講習会の主催者

※研修の受講を確認できるものを保管すること。

- 4 医療安全管理者

氏名	職種

※歯科の外来診療部門に配置されている医療安全管理者を記載すること。

- 5 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

一般名称	装置・器具等の製品名	台数（セット数）
自動体外式除細動器（AED）		
経皮的動脈血酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）		
酸素		
血圧計		
救急蘇生セット		
その他		

6 緊急時の対応体制

緊急時の連絡体制方法等	

7 医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制

安全管理の体制確保のための委員会の開催状況	
委員会の開催回数	_____回／月
委員会の構成メンバー	
安全管理の体制確保のための職員研修の開催状況	
年 _____ 回	
研修の主な内容等	

8 院内感染管理者

氏名	職種

※歯科の外来診療部門の院内感染管理者について記載すること。

9 当該保険医療機関に設置されている歯科用吸引装置等

一般名称	装置の製品名	台数（セット数）
歯科用吸引装置		

以下の項目は歯科外来診療感染対策加算4の届出を行う場合に記載すること。

10 常勤歯科医師名と感染経路別予防策及び新型インフルエンザ等感染症等を含む感染症に係る対策・発生動向等に関する研修の受講歴等（1年以内の受講について記入すること。）

受講者名 （常勤歯科医師名）	講習名（テーマ）	受講年月日	当該講習会の主催者

※研修の受講を確認できるものを保管すること。

11 新型インフルエンザ等感染症等の発生時の体制

(適合していることを確認の上、全ての□に「✓」を記入すること。)

当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行うことができる体制である	☐
当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、地域の歯科医療を担当する別の保険医療機関から感染症患者又は疑似症患者を受け入れる連携体制を確保している	☐
新型インフルエンザ等感染症等発生時の事業継続計画を策定している	☐
事業継続計画の策定年月日	年 月 日

12 新型インフルエンザ等感染症等発生時に連携する医科診療の保険医療機関

医療機関の名称	
所在地	
その他	

※当該保険医療機関の医科診療科と連携体制が整備されている場合は、「その他」の欄にその旨を記載すること。

【記入上の注意】

- 1 「新型インフルエンザ等感染症等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症のことをいう。

様式 4 の 2

歯科診療特別対応連携加算の施設基準に係る届出書

1 次の（１）、（２）のうち、該当するものに○をつけ、記載すること。

（１）地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っている
保険医療機関

	地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準の届出年月日	年 月 日

（２）歯科診療特別対応加算を算定している外来患者の月平均患者数が十人以上である保険医療機関

	初診料の注 6、再診料の注 4 の歯科診療特別対応加算 1、2 又は 3 を算定している患者の数	
	届出前 3 月間 年 月 ～ 年 月	____名（月平均____名）

（注） 令和 6 年 5 月 31 日以前の算定については、基本診療料に係る歯科診療特別対応加算の算定回数を合計して差し支えない。

2 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

一般名称	装置・器具等の製品名	台数（セット数）
自動体外式除細動器（AED）		
経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）		
酸素		
救急蘇生セット		

3 別の医科診療の保険医療機関（医科併設の保険医療機関にあっては医科診療科）との連絡調整を担当する者

氏名	職種等	氏名	職種等

4 緊急時の連絡・対応方法

5 緊急時に連携する医科診療の保険医療機関

① 名 称	
② 所 在 地	
③ 開 設 者 氏 名	
④ 担 当 医 師 名	
⑤ 調 整 担 当 者 名	
⑥ 連 絡 方 法	

(注) 医科併設の保険医療機関は④から⑥のみを記入すること。

6 連携する歯科診療を担当する他の保険医療機関

① 名 称		
② 所 在 地		
③ 開 設 者 氏 名		
④ 担当歯科医師名		
⑤ 調 整 担 当 者 名		
⑥ 連 絡 方 法		

様式 4 の 3

初診料（歯科）の注 16 及び再診料（歯科）の注 13 に掲げる 情報通信機器を用いた歯科診療の施設基準に係る届出書添付書類

1 診療体制等

要件	該当
(1) 「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」 （以下「歯科オンライン指針」という。）に沿って診療を行う 体制を有していること。	☐
(2) 対面診療を行う体制を有していること。	☐

2 患者急変時等において、対面診療が困難な場合に連携する保険医療機関

① 名称	
② 所在地	
③ 担当歯科医師名	

3 歯科医師の配置状況

配置歯科医師の 氏名	経験等		研修修了番号/ 受講番号等	研修修了年月日
	☐	情報通信機器を用いた 歯科診療を実施する 歯科医師が、歯科 オンライン指針に定 める「厚生労働省が 定める研修」を修了 している		

〔記載上の注意〕

- には適合する場合「✓」を記入すること。
- 「3」については、研修修了証を添付すること。ただし、当該研修の修了番号（受講番号等でも可。）及び研修修了年月日を記載する場合は添付を省略して差し支えない。その場合は、研修の修了を確認できる文書を保険医療機関内に保管すること。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の基準に適合していることを確認するための入院基本料及び特定入院料届出に係る添付書類

下記の各項目について、適合するか否かを確認し、適合・非適合を選択した上で詳細を記載すること。

1. 当該保険医療機関において、別添 6 の別紙 2 及び別紙 2 の 2 を参考として入院診療計画を策定し、入院患者に対して説明を行っている。（該当するいずれか 1 つを○で囲むこと）	適合・非適合

2. 当該保険医療機関において、院内感染防止対策が行われ、院内感染防止対策委員会設置要綱、委員会議事録を作成している。（該当するいずれか 1 つを○で囲むこと）	適合・非適合
①院内感染防止対策委員会の活動状況	
開催回数	回／月
委員会の構成メンバー 1	
委員会の構成メンバー 2	
委員会の構成メンバー 3	
委員会の構成メンバー 4	
委員会の構成メンバー 5	
委員会の構成メンバー 6	
②水道・消毒液の設置状況	
病室数	室
うち、水道の設置病室数（再掲）	室
うち、消毒液の設置病室数（再掲）	室
消毒液①	設置されている消毒液の種類「成分名」 設置されている病室数（再掲）
消毒液②	設置されている消毒液の種類「成分名」 設置されている病室数（再掲）
消毒液③	設置されている消毒液の種類「成分名」 設置されている病室数（再掲）
③感染情報レポートの作成・活用状況	
作成回数	回／週
活用状況	

3. 当該保険医療機関において、医療安全管理体制が整備され、安全管理の体制確保のための委員会設置要綱、委員会議事録を作成している。（該当するいずれか 1 つを○で囲むこと）	適合・非適合
①安全管理のための指針の主な内容	
②安全管理の体制確保を目的とした医療事故等の院内報告制度の整備状況	
③安全管理の体制確保のための委員会の開催状況	
開催回数	回／月
委員会の構成メンバー 1	

		委員会の構成メンバー 2	
		委員会の構成メンバー 3	
		委員会の構成メンバー 4	
		委員会の構成メンバー 5	
		委員会の構成メンバー 6	
		④安全管理の体制確保のための職員研修の開催状況（年間）	
	研修の主な内容等		

4. 当該保険医療機関において、褥瘡対策が行われ、別添 6 の別紙 3 を参考として「褥瘡対策に関する診療計画書」を作成している。（該当するいずれか 1 つを○で囲むこと）			適合・非適合
(1) 褥瘡対策チームの活動状況			
従事者	専任の医師名		
	専任の看護職員名		
活動状況	(施設内の指導状況等)		
(2) 褥瘡対策の実施状況（届出前の1ヶ月の実績・状況）			
	① 褥瘡に関する危険因子の評価を実施した患者数		人
	② ①のうち、褥瘡に関する危険因子を有す、或いは既に褥瘡を有していた患者数		人
	③ 褥瘡に関する診療計画を作成した患者数		人
	④ 体圧分散マットレス等に関する体制の整備状況		

5. 当該保険医療機関において、栄養管理体制が整備されている。（該当するいずれか 1 つを○で囲むこと）			適合・非適合
栄養管理を担当する常勤の管理栄養士の氏名			
	勤務時間		
	備考		
栄養管理を担当する常勤の管理栄養士が配置されていない場合			
	非常勤の管理栄養士の有無（どちらか 1 つに○）		有 ・ 無
	常勤の栄養士の有無（どちらか 1 つに○）		有 ・ 無

6. 適切な意思決定支援に関する指針を定めている。（該当するいずれか 1 つを○で囲むこと）	適合・非適合

7-1. 身体的拘束の最小化を行うにつき、十分な体制が整備されている。 ※全床が精神病床の場合は、以下①～④の記載は不要。精神病床については精神保健福祉法の規定に基づき取り扱う場合に「適合」とみなす。			適合・非適合
①身体的拘束最小化チーム			
メンバー 1	氏名		
	職種		

	メンバー 2	氏名		
		職種		
	メンバー 3	氏名		
		職種		
	メンバー 4	氏名		
		職種		
	メンバー 5	氏名		
		職種		
	②身体的拘束の実施状況の把握、管理者を含む職員への周知方法の状況			
③身体的拘束を最小化するための指針の整備状況				
指針の 主な内容				
		指針の策定日	年 月 日	
		指針の最新見直し日	年 月 日	
④身体的拘束の最小化に関する職員研修の開催状況				
開催回数		年 回		
研修の 主な内容等				
7－2. 身体的拘束の最小化を行うにつき、十分な実績等を有する。 (以下の①・②のいずれかを満たす場合は適合している。該当するいずれか1つを○で囲むこと) ※全床が精神病床の場合は、以下①～②の記載は不要。精神病床については精神保健福祉法の規定に基づき取り扱う場合に「適合」とみなす。			適合 ・ 非適合	
①身体的拘束の実施割合（基準は15%以下）			%	
②身体的拘束の原則廃止に向けた取組の実施状況（①を満たさない場合は全て行う必要がある。）				
委員会	開催回数			
	検討内容			
	身体的拘束が行われている病棟における具体的な取組 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)	身体的拘束最小化チームによる巡回及び病棟職員との解除に向けた検討 病棟内の複数の職員による解除に向けた検討		
研修の開催頻度及び内容（年2回以上かつ所定の内容を含むこと）			7－1④を参照	

栄養管理体制の基準が一部満たせなくなった医療機関の
入院基本料及び特定入院料届出に係る添付書類

保険医療機関名	
郵便番号	
住所	

1 常勤の管理栄養士に関する基準が満たせなくなった日

年	月	日

2 常勤の管理栄養士に関する基準が満たせなくなった理由

	(1) 離職のため
	(2) 出産、育児、介護に伴う長期休暇のため
	(3) その他 ()

3 非常勤の管理栄養士の有無（どちらかに○）

	有		無

4 3か月以内に常勤の管理栄養士が確保できる見通し
（どちらかに○）

	有		無

5 常勤の管理栄養士の確保が困難な理由
（最も該当するもの一つに○）

	(1) 求人を行っているが応募がないため
	(2) 人件費の確保が困難なため
	(3) 離職が多いため
	(4) その他 ()

〔記載上の注意〕

様式6を添付すること。

様式 5 の 5

リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算
及びリハビリテーション・栄養・口腔連携加算
の施設基準に係る届出書添付書類

届出病棟名	
届出病床数	床

1-①. 入院基本料、職員(リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算を届け出る場合)

入院基本料 (該当するいずれか1つを○で囲むこと) 1:急性期病院一般入院基本料 2:急性期一般入院基本料 3:特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。) 4:専門病院入院基本料 (7対1又は10対1入院基本料に限る)		1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	
専従・専任の職員等	医師	氏名	
		勤務時間	時間
		経験年数	年
		研修受講 (いずれか1つを○で囲むこと)	受講済み ・ 未受講
	専従の療法士等	氏名	
		職種 (いずれか1つを○で囲むこと)	1:理学療法士 2:作業療法士 3:言語聴覚士
		勤務時間	時間
	専従又は専任の療法士等	氏名	
		職種 (いずれか1つを○で囲むこと)	1:理学療法士 2:作業療法士 3:言語聴覚士
		勤務時間	時間
		専従・専任 (いずれか1つを○で囲むこと)	1:専従、2:専任
	専任の管理栄養士	氏名	
		勤務時間	時間

1-②. 入院基本料、職員(リハビリテーション・栄養・口腔連携加算を届け出る場合)

入院基本料 (該当するいずれか1つを○で囲むこと) 1:地域包括医療病棟入院料 2:地域包括ケア病棟入院料	1 ・ 2

専従・専任の職員等	医師	氏名	
		勤務時間	時間
		経験年数	年
		研修受講 (いずれか1つを○で囲むこと)	受講済み ・ 未受講
	専任の管理栄養士 (地域包括ケア病棟の場合のみ記載すること)	氏名	
		勤務時間	時間

※ 医師、理学療法士等は当該保険医療機関に常勤配置であること。管理栄養士は、専任として配置される病棟は、1名につき1病棟に限ること。

※ 勤務時間には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。

2. プロセス・アウトカム評価

届け出る加算の種類(いずれか1つを○で囲むこと) A:リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算1 B:リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算2 C:リハビリテーション・栄養・口腔連携加算1(地域包括医療病棟) D:リハビリテーション・栄養・口腔連携加算2(地域包括医療病棟) E:リハビリテーション・栄養・口腔連携加算(地域包括ケア病棟) 以下の項目においては、上記の記号を用いてA～Eと表記する。		A ・ B ・ C ・ D ・ E
1) 早期リハビリテーション実施割合		
(①～⑨についての)算出期間 (直近1年間もしくは3月間)		(年 月 日 ～ 年 月 日)
① (A～Dの場合)当該病棟を退院又は転棟した患者のうち疾患別リハビリテーション料が算定された患者数 (Eの場合)当該病棟に入棟した全患者数		名
② ①のうち、入棟後3日(入棟日の翌々日)までに疾患別リハビリテーション料が算定された患者数		名
③ ②/① (AからDまでは8割以上、Eは6割以上)		%
2) 土日祝日リハビリテーション実施状況		
④ 当該病棟における平日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数/平日における1日平均入院患者数		単位/日・人
⑤ 当該病棟における土日祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数/土日祝日における1日平均入院患者数		単位/日・人
⑥ ⑤/④ (A及びCは8割以上、B、D及びEは7割以上)		%
3) 患者のADL (Eを届け出る場合は記載不要)		
⑦ 当該病棟を退院又は転棟した患者数(死亡退院及び終末期のがん患者を除く)		名
⑧ ⑦のうち、退院又は転棟時におけるADLが入院時等と比較して低下した患者数		名
⑨ ⑧/⑦ (A及びCは3%未満、B及びDは5%未満)		%

4)褥瘡の院内発生率		
⑩ 調査日(届出時の直近月の初日)の当該病棟の入院患者数(調査日の入院又は予定入院患者は含まず、退院又は退院予定の患者は含める)		名
⑪ 調査日に褥瘡(DSIGN-R2020分類d2以上)を保有する患者のうち、入院時既に褥瘡保有が記録された患者を除いた患者数		名
⑫ ⑪/⑩ (AからEまで全てで2.5%未満)		%

※ ⑩の入院患者数が80人以下の場合は、⑪が2人以下であること。この場合、⑫は記載する必要はない。

※ ③、⑥、⑨及び⑫(⑩の入院患者数が80人以下の場合は⑪)いずれの要件も満たす必要がある。

※ 早期リハビリテーション実施割合、土日祝日リハビリテーション実施状況及びADL評価の算出期間は直近1年間であるが、新規届出をする場合は、直近3月間の実績が施設基準を満たす場合、届出することができる。なお、施設基準を満たさなくなったため所定点数を加算できなくなった後、再度届出を行う場合については該当しない。

3. その他の届出や研修等に係る施設基準

各項目について、いずれか1つを○で囲むこと。

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)及び運動器リハビリテーション料(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)に係る届け出	既届出 ・ 今回届出 ・ 届出なし
入退院支援加算1の届出	既届出 ・ 今回届出 ・ 届出なし
適切な口腔ケアを提供するとともに、口腔状態に係る課題を認めた場合は、必要に応じて当該保険医療機関の歯科医師等へ連携する又は歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促す体制	あり ・ なし
BIの測定に関わる職員を対象としたBIの測定に関する研修会の年1回以上の開催	開催あり ・ 開催なし

[添付書類]

○ 常勤の医師については、リハビリテーションに係る研修を受講した修了証の写し(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。

療養病棟入院基本料における「中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針」の施設基準に係る届出書添付書類

「中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針」を定めている場合は、確認のうえ、以下の「確認した」を○で囲むこと。

中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針を保険医療機関として定めている。	確認した

〔記載上の注意〕

当該指針に関する資料の添付は不要である。

様式 5 の 7

療養病棟入院基本料の施設基準に係る届出書

1	届出入院料		
2	当該病院の許可病床数		床
3	標榜診療科 (施設基準に係る標榜科名を記入すること)		科
4	内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影検査を担当する保険医療機関 (いずれか1つを○で囲むこと)		自院のみ・他院 (連携施設) のみ・両方
5	連携施設の名称 (ある場合のみ記載すること)		
6	内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影検査を担当する医師の氏名等 (所属はいずれか1つを○で囲むこと)		
	医師 1	氏名	
		所属	自院 ・ 他院
	医師 2	氏名	
		所属	自院 ・ 他院
	医師 3	氏名	
		所属	自院 ・ 他院
	医師 4	氏名	
		所属	自院 ・ 他院
	医師 5	氏名	
		所属	自院 ・ 他院
7	自施設内における内視鏡下嚥下機能検査年間実施症例数		例
8	自施設内における嚥下造影検査年間実施症例数		例
9	連携施設における内視鏡下嚥下機能検査年間実施症例数		例
10	連携施設における嚥下造影検査年間実施症例数		例
11	過去1年間に中心静脈栄養を実施した患者数		例
12	うち、中心静脈栄養を終了し経口摂取等へ移行した患者数		例

〔記載上の注意〕

項番7から10までについては、自施設又は連携施設のうち、検査を実施している施設の欄のみを記載し、他は空欄とすること。

入院栄養管理体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

- 1 区分番号「A 2 4 6」入退院支援加算の「注 7」に掲げる入院時支援加算の届出状況
※該当するものに「✓」を記入すること。

☐ 有 ・ ☐ 無

2 管理栄養士の配置状況

専従の常勤 管理栄養士	病 棟 名	氏 名

[記載上の注意]

届出に当たっては、担当する病棟の名称、専従の管理栄養士の氏名を記入する。

経腸栄養管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

1. 栄養管理に係る体制（□に該当する場合「✓」を記入すること）

（1）栄養サポートチーム加算の届出有無（いずれか1つに○をすること。）

有 ・ 無

（2）専任の管理栄養士の配置状況

経腸栄養管理を担当する管理栄養士名（届出にあたり、最低1名は記入すること。）

管理栄養士1（氏名）	
管理栄養士2（氏名）	
管理栄養士3（氏名）	

※1日に算定できる患者は、管理栄養士1名につき15人以内に限る。

2. 内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施する体制

（1）内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施する体制（いずれか1つに○をすること。）

① 自院で内視鏡下嚥下機能検査を実施できる体制の有無	有 ・ 無
② 自院で嚥下造影を実施できる体制の有無	有 ・ 無
③ 他の保険医療機関において内視鏡下嚥下機能検査を実施できる体制の有無	有 ・ 無
④ 他の保険医療機関において嚥下造影を実施できる体制の有無	有 ・ 無

（2）他の保険医療機関との協力により内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施する体制

保険医療機関1	保険医療機関名	
	標榜科	☐ 耳鼻咽喉科
		☐ リハビリテーション科
		☐ その他（ ）
実施可能な検査	☐ 内視鏡下嚥下機能検査	
	☐ 嚥下造影	
保険医療機関2	保険医療機関名	
	標榜科	☐ 耳鼻咽喉科
		☐ リハビリテーション科
		☐ その他（ ）
実施可能な検査	☐ 内視鏡下嚥下機能検査	
	☐ 嚥下造影	
保険医療機関3	保険医療機関名	
	標榜科	☐ 耳鼻咽喉科
		☐ リハビリテーション科
		☐ その他（ ）
実施可能な検査	☐ 内視鏡下嚥下機能検査	
	☐ 嚥下造影	

【記載上の注意】

- 届出をする場合、2（1）の①から④までのいずれか1つが有である必要がある。
- 1（1）において、「栄養サポートチーム加算の届出有無」について有を選択した場合、1（2）の記載は不要である。
- 2（1）において、③及び④で無を選択した場合、2（2）の記載は不要である。

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、梅毒対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について、「基本診療料の施設基準等」の第四の基準に適合しているかどうか確認し、右欄の該当するものいずれか1つに○をすること。

適合している ・ 適合していない

該当に ○	入院基本料等		今回の届出		届出 区分	病棟数	病床数	入院患者数		平均 在院 日数
			病棟数	病床数				届出時	1日 平均	
	総病床数									
	一般病棟入院基本料									
	一般病棟入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)									
	一般病棟入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)									
	一般病棟入院基本料 (特別入院基本料)									
	療養病棟入院基本料									
	療養病棟入院基本料 (特別入院基本料)									
	結核病棟入院基本料									
	結核病棟入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)									
	結核病棟入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)									
	結核病棟入院基本料 (特別入院基本料)									
	結核病棟入院基本料 (重症患者割合特別入院基本料)									
	精神病棟入院基本料									
	精神病棟入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)									
	精神病棟入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)									
	精神病棟入院基本料 (特別入院基本料)									
	特定機能病院入院基本料	一般病棟								
		結核病棟								
		精神病棟								
	専門病院入院基本料									
	障害者施設等入院基本料									
	障害者施設等入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)									
	救命救急入院料									
	特定集中治療室管理料									
	ハイケアユニット入院医療管理料									
	脳卒中ケアユニット入院医療管理料									
	小児特定集中治療室管理料									
	新生児特定集中治療室管理料									
	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料 (再掲)									
	総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児								
		新生児								
	新生児治療回復室入院医療管理料									
	地域包括医療病棟入院料									
	一類感染症患者入院医療管理料									
	特殊疾患入院医療管理料 (再掲)									
	小児入院医療管理料 (5は再掲)									
	回復期リハビリテーション病棟入院料	病棟入院料								
		入院医療管理料								

		病棟入院料										
	地域包括ケア病棟入院料	病棟入院料（注9に係る届出）										
		入院医療管理料										
	特殊疾患病棟入院料											
	緩和ケア病棟入院料											
	精神科救急急性期医療入院料											
	精神科急性期治療病棟入院料											
	精神科救急・合併症入院料											
	児童・思春期精神科入院医療管理料											
	精神療養病棟入院料											
	認知症治療病棟入院料											
	特定一般病棟入院料											
	地域移行機能強化病棟入院料											
	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料											

※1つの特定入院料について、複数の届出を行う場合には、全て別に記載すること。

1日平均入院患者数の算出期間 ※1	年 月 日 ～ 年 月 日
平均在院日数の算出期間 ※2	年 月 日 ～ 年 月 日

※1 「1日平均入院患者数」は、直近1年間の数値を用いて、別添2の第2の4に基づき算出すること。

※2 「平均在院日数」の算出期間は、直近3か月間の数値を用いて、別添2の第2の3に基づき算出すること。

【記載上の注意】

- 今回の届出に係る病棟に関しては左端の欄に○を記入すること。
- 病棟数及び病床数については、「今回の届出」の欄にのみ記載すること。
- 「届出区分」の欄は、下表の例により記載すること。

入院基本料	区分等
一般病棟入院基本料	急A、急B、 急1、急2、急3、急4、急5、急6、 地1、地2、地3
療養病棟入院基本料	1、2
結核病棟入院基本料	7対1、10対1、13対1、15対1、18対1、20対1
精神病棟入院基本料	急A、急B、 10対1、13対1、15対1、18対1、20対1
特定機能病院入院基本料	
一般病棟	A7対1、A10対1、B7対1、B10対1、C7対1、C10対1
結核病棟	A7対1、A10対1、A13対1、A15対1、B7対1、B10対1、B13対1、B15対1、C7対1、C10対1、C13対1、C15対1
精神病棟	A7対1、A10対1、A13対1、A15対1、B7対1、B10対1、B13対1、B15対1、C7対1、C10対1、C13対1、C15対1
専門病院入院基本料	7対1、10対1、13対1
障害者施設等入院基本料	7対1、10対1、13対1、15対1

4 特定入院料の区分は下表の例により記載すること。

特定入院料	区分等
救命救急入院料	1、2
特定集中治療室管理料	1、2、3
ハイケアユニット入院医療管理料	1、2、注5
新生児特定集中治療室管理料	1、2
地域包括医療病棟入院料	1、2
小児入院医療管理料	1、2、3、4、5
回復期リハビリテーション病棟入院料	1、2、3、4、5
地域包括ケア病棟入院料	1、2、3、4
地域包括ケア入院医療管理料	1、2、3、4
特殊疾患病棟入院料	1、2
緩和ケア病棟入院料	1、2
精神科急性期治療病棟入院料	1、2
認知症治療病棟入院料	1、2
特定一般病棟入院料	1、2

5 栄養管理体制に関する基準（常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること）を満たさないが、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が1名以上配置されており、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点減算される対象の保険医療機関である。（いずれか1つに○をすること）

該当する・該当しない

6 療養病棟入院基本料の届出を行う場合にあっては、各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分三の患者」と「医療区分二の患者」との合計の割合、又は各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分一の患者」の割合が分かる資料として様式6の2を添付すること。

療養病棟入院基本料における医療区分の患者割合一覧表

各区分の患者における 延べ入院料算定日数	年 月	年 月	年 月	(左記の直近3か月の 合計)
① 医療区分1				
② 医療区分2				
③ 医療区分3				
④ 合 計				
⑤ ②+③				
⑤ / ④				

[記載上の注意]

- 1 ②医療区分2には、「基本診療料の施設基準等」の別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者及び同表の三に掲げる患者の延べ入院料算定日数を記載すること。
- 2 ③医療区分3には、「基本診療料の施設基準等」の別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者の延べ入院料算定日数を記載すること。
- 3 直近3か月の医療区分の患者割合が分かる様式を別に作成している場合は、この様式に替えても差し支えないこと。

様式 6 の 3

急性期病院一般入院基本料、急性期病院精神病棟入院基本料及び
特定機能病院入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出入院基本料 (該当するすべての □に✓を記載)	☐ 急性期病院 A 一般入院料 ☐ 急性期病院 B 一般入院料 ☐ 急性期病院 A 精神病棟入院料 ☐ 急性期病院 B 精神病棟入院料 ☐ 特定機能病院 A 入院基本料 ☐ 特定機能病院 B 入院基本料 ☐ 特定機能病院 C 入院基本料											
2 急性期病院入院 基本料に係る事項 (該当するすべての □に✓を記載)	ア 以下のいずれも満たすこと (共通事項) <table border="1"> <tr> <td>☐ データ提出加算に係る届出を行っていること</td> </tr> <tr> <td>☐ D P C 算定病院であること※</td> </tr> <tr> <td>☐ 地域包括医療病棟入院基本料に係る届出を行っていないこと</td> </tr> </table> イ 以下のいずれも満たすこと (急性期病院 A) 以下のいずれかを満たすこと <table border="1"> <tr> <td>☐ 第 2 次救急医療機関</td> </tr> <tr> <td>☐ 救命救急センター</td> </tr> <tr> <td>☐ 高度救命救急センター</td> </tr> <tr> <td>☐ 総合周産期母子医療センター</td> </tr> <tr> <td>☐ その他上記と同様に 24 時間の救急患者を受け入れている</td> </tr> </table> ☐ 地域包括ケア病棟入院料 (地域包括ケア入院医療管理料を含む。) の届出を行っていないこと ☐ 画像診断及び検査を 24 時間実施できる体制を確保している ①年間救急搬送受入件数 () 件 ②うち夜間 (22 時～ 8 時) 受入件数 () 件 ☐ 年間救急搬送受入件数が 2,000 件以上 ☐ 夜間時間帯の受入 (②÷①) が 1 割以上 年間全身麻酔手術件数 () 件 ☐ 年間全身麻酔手術件数が 1,200 件以上 ウ 以下のいずれも満たすこと (急性期病院 B) 以下のいずれかを満たすこと <table border="1"> <tr> <td>☐ 第 2 次救急医療機関</td> </tr> <tr> <td>☐ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院</td> </tr> <tr> <td>☐ 24 時間の救急患者を受け入れている</td> </tr> </table> ①年間救急搬送受入件数 () 件 ②うち夜間 (22 時～ 8 時) 受入件数 () 件	☐ データ提出加算に係る届出を行っていること	☐ D P C 算定病院であること※	☐ 地域包括医療病棟入院基本料に係る届出を行っていないこと	☐ 第 2 次救急医療機関	☐ 救命救急センター	☐ 高度救命救急センター	☐ 総合周産期母子医療センター	☐ その他上記と同様に 24 時間の救急患者を受け入れている	☐ 第 2 次救急医療機関	☐ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院	☐ 24 時間の救急患者を受け入れている
☐ データ提出加算に係る届出を行っていること												
☐ D P C 算定病院であること※												
☐ 地域包括医療病棟入院基本料に係る届出を行っていないこと												
☐ 第 2 次救急医療機関												
☐ 救命救急センター												
☐ 高度救命救急センター												
☐ 総合周産期母子医療センター												
☐ その他上記と同様に 24 時間の救急患者を受け入れている												
☐ 第 2 次救急医療機関												
☐ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院												
☐ 24 時間の救急患者を受け入れている												

	☐ 夜間時間帯の受入（②÷①）が1割以上
	年間全身麻酔手術件数 () 件
	以下のいずれかを満たすこと
	☐ 救急搬送受入件数が1,500件以上 ☐ 救急搬送受入件数が500件以上かつ全身麻酔手術件数が500件以上 ☐ 地域最多救急病院（人口20万人未満の二次医療圏に限る）であって、救急搬送件数が1,000件以上 ☐ 地域最多救急病院（離島のみで構成される二次医療圏に限る）
3 特定機能病院入院基本料に係る事項（該当するいずれか1つに✓を記載）	☐ 幅広い診療科を設置し、病院の種類に応じた地域における医療の確保のために必要な事項を行う特定機能病院（大学病院本院） ☐ 厚生労働大臣の定める中長期目標を設定し、病院の種類に応じた地域における医療の確保のために必要な事項を行う特定機能病院（ナショナルセンター等） ☐ 上記以外の特定機能病院

※DPC準備病院であって、急性期病院一般入院基本料又は急性期病院精神病棟入院基本料の届出を申請する場合には、以下を満たすことが必要

4 DPC制度への参加に係る届出（該当する場合に□に✓を記載）	☐ 令和8年3月31日時点でDPC準備病院であって、かつ、直近に予定している診療報酬改定の前年度の9月1日時点において、DPC対象病院の基準を満たす場合には、直近に予定している診療報酬改定の前年度の9月1日から9月末日までの受付期間中に、DPC制度への参加に係る届出書を提出すること。

〔記載上の注意〕

- 急性期病院一般入院基本料、急性期病院精神病棟入院基本料を届け出る場合は、「1」、「2」及び「4」（DPC準備病院に限る）を記載すること。
- 特定機能病院入院基本料を届け出る場合は、「1」及び「3」を記載すること。
- 介護保険施設に入所中の患者の救急搬送に関しては、救急搬送件数に算入しない。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、算入することができる。
 ア 介護保険施設が協力医療機関に連絡した結果、当該協力医療機関において受入が困難（連絡が取れなかった場合を含む。）であり救急要請した場合
 イ 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づく救急搬送の受入れの場合
 ウ 急性期病院A又はBで救急搬送受入後3日以内に当該協力医療機関に転院した場合
- 「2」の年間救急搬送受入件数及び年間全身麻酔手術件数は、届出の前年度の実績（4月1日から3月31日）を記載すること。

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

○専従・専任等の看護職員配置状況

(届出があり、専従・専任の看護職員配置している場合には氏名を記入すること)

褥瘡対策チーム専任看護職員	氏 名
身体的拘束最小化チーム専任看護職員	氏 名

区 分	看護職員の配置	氏 名
外来感染対策向上加算	感染防止対策部門内に専任の看護師	
急性期総合体制加算	救急又は集中治療の経験を有し、所定の研修を修了した専任の看護師	
産科管理加算	助産もしくは産科患者及び新生児のケア並びに母子保健や福祉に関する事業等との地域連携に係る業務に関する十分な経験に従事した経験を5年以上有し、助産に関する専門の知識や技術を有することについて医療関係団体等から認証された専任の助産師	
緩和ケア診療加算	悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了した専従の常勤看護師	
	悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了した専任の常勤看護師	
小児緩和ケア診療加算	悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了した専従の常勤看護師	
	悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了した専従の常勤看護師で、小児患者の看護に従事し経験のある専従の常勤看護師	
	小児患者の看護に従事した経験を3年以上有している専任の看護師	
精神科リエゾンチーム加算	精神科等の経験を有する、精神看護関連領域に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
がん拠点病院加算	がん化学療法看護等がんの専門看護に精通した看護師	
栄養サポートチーム加算	栄養管理に係る所定の研修を修了した専従の常勤看護師	
	栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤看護師	
医療安全対策加算 1	医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師	
医療安全対策加算 2	医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の看護師	
感染対策向上加算 1	感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専従の看護師	
	感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師	
感染対策向上加算 2	感染管理に従事した経験を有する	

	専任の看護師	
患者サポート体制充実加算	患者等からの相談に対して適切な対応ができる専任の看護師	
重症患者初期支援充実加算	当該患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う専任の看護師	
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	褥瘡ハイリスク患者のケアに従事した経験を有し、褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修を修了した褥瘡管理者である専従の看護師	
呼吸ケアチーム加算	呼吸ケアを必要とする患者の看護に従事した経験を有し、呼吸ケアに係る適切な研修を修了した専任の看護師	
術後疼痛管理チーム加算	手術室又は周術期管理センター等の勤務経験を有し、術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の看護師	
入退院支援加算 1・2	入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専従の看護師（入退院支援部門配置）	
	入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専任の看護師（入退院支援部門配置）	
入退院支援加算 1	入退院支援及び地域連携業務に専従する専任の看護師（病棟配置）	
入退院支援加算 3	入退院支援、新生児集中治療及び小児の患者に対する看護に係る業務の経験を有し、小児患者の在宅移行に係る適切な研修を修了した専任の看護師	
	入退院支援、新生児集中治療及び小児の患者に対する看護に係る業務の経験を有する専任の看護師	
入院時支援加算 1・2（入退院支援加算の注 8）	入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専従の看護師	
	入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専任の看護師	
精神科入退院支援加算	入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専従の看護師（入退院支援部門配置）	
	入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専任の看護師（入退院支援部門配置）	
	入退院支援及び地域連携業務に専従する専任の看護師（病棟配置）	
認知症ケア加算 1・2	認知症患者の看護に従事した経験を有し、認知症看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
排尿自立支援加算	下部尿路機能障害を有する患者の看護に従事した経験を有し、所定の研修を修了した専任の常勤看護師	
精神疾患診断治療初回加算（救命救急入院料の注 2 のイ）	自殺企図等により入院となった患者に対する生活上の課題等について指導等を行うための適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
早期離床・リハビリテーション加算（救命救急入院料の注 8）	集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を有し、集中治療の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師	

重症患者対応体制強化加算 （救命救急入院料の注11）	集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を有し、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了した専従の常勤看護師	
早期離床・リハビリテーション加算（特定集中治療室管理料の注4）	集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を有し、集中治療の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
重症患者対応体制強化加算 （特定集中治療室管理料の注6）	集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を有し、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了した専従の常勤看護師	
早期離床・リハビリテーション加算（ハイケアユニット入院医療管理料の注3）	集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を有し、集中治療の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
早期離床・リハビリテーション加算（脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注3）	集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を有し、集中治療の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
早期離床・リハビリテーション加算（小児特定集中治療室管理料の注3）	集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を有し、集中治療の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
成育連携支援加算（総合周産期特定集中治療室管理料の注3）	5年以上新生児の集中治療に係る業務の経験を有する専任の常勤看護師	
養育支援体制加算（小児入院医療管理料の注7）	小児患者の看護に従事する専任の常勤看護師	
地域包括ケア病棟入院料	入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専従の看護師	
	入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専任の看護師	
精神科養育支援体制加算（児童・思春期精神科入院医療管理料の注3）	20歳未満の精神疾患を有する患者の看護に従事する専任の常勤看護師	
特定一般病棟入院料	入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専従の看護師	
	入退院支援及び地域連携業務に関する経験を有する専任の看護師	
地域移行機能強化病棟入院料	退院支援部署に専従の看護師	
ウイルス疾患指導料	H I V 感染者の看護に従事した経験を有する専任の看護師	
喘息治療管理料	専任の看護職員	
糖尿病合併症管理料	糖尿病足病変患者の看護に従事した経験を有し、糖尿病足病変の指導に係る適切な研修を修了した専任の看護師	
がん患者指導管理料イ・ロ	がん患者の看護に従事した経験を有し、がん患者へのカウンセリング	

	等に係る適切な研修を修了した専任の看護師	
外来緩和ケア管理料	悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了した専従の常勤看護師	
	悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了した専任の常勤看護師	

移植後患者 指導管理料	臓器移植後	臓器移植に従事した経験を有し、移植医療に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
	造血幹細胞移植後	造血幹細胞移植に従事した経験を有し、移植医療に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
糖尿病透析予防指導管理料		糖尿病指導の経験を有する専任の看護師又は保健師	
腎代替療法指導管理料		腎臓病患者の看護の経験を有する専任の常勤看護師	
生殖補助医療管理料		患者からの相談に対応する専任の看護師	
二次性骨折予防継続管理料		専任の常勤看護師	
慢性腎臓病透析予防指導管理料		慢性腎臓病指導の経験を有する専任の看護師又は保健師	
乳腺炎重症化予防ケア・指導料		乳腺炎の重症化及び再発予防並びに母乳育児に係るケア及び指導に従事した経験を有し、医療関係団体等から認証された専任の助産師	
院内トリアージ実施料		救急医療に関する経験を有する専任の看護師	
救急搬送看護体制加算１・２（夜間休日救急搬送医学管理料の注３）		救急患者の受入への対応に係る専任の看護師	
外来放射線照射診療料		専従の看護師	
外来腫瘍化学療法診療料１・２		化学療法の経験を有する専任の常勤看護師	
ニコチン依存症管理料		禁煙治療に係る専任の看護職員	
相談支援加算（療養・就労両立支援指導料の注３）		専任の看護師	
外来排尿自立指導料		下部尿路機能障害を有する患者の看護に従事した経験を有し、所定の研修を修了した専任の常勤看護師	
遠隔モニタリング加算（在宅酸素療法指導管理料の注２）		呼吸器内科についての経験を有する看護師	
在宅経肛門的自己洗腸指導管理料		脊髄障害を原因とする排便障害を有する患者の看護の経験を有する専任の看護師	
外来化学療法加算		化学療法の経験を有する専任の看護師	
心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）		心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専従の常勤看護師	
		心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専任の看護師	
心大血管疾患リハビリテー		心大血管疾患リハビリテーション	

ション料（Ⅱ）	の経験を有する専従の看護師	
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	適切な運動器リハビリテーションに係る研修を修了した専従の常勤看護職員	
摂食嚥下機能回復体制加算 1・2	摂食嚥下機能障害を有する患者の看護に従事した経験をし、摂食嚥下障害看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
摂食嚥下機能回復体制加算 3	専任の常勤看護師	
難病患者リハビリテーション料	専従の看護師	
障害児（者）リハビリテーション料	障害児（者）リハビリテーションの経験を有する専従の常勤看護師	
リンパ浮腫複合的治療料	資格取得後2年以上経過し、リンパ浮腫の複合的治療に関する研修を修了した専任の常勤看護師	
児童思春期支援指導加算（通院・在宅精神療法）	児童思春期の患者に対する当該支援に専任の保健師又は看護師	
救急患者精神科継続支援料	自殺企図等により入院となった患者に対する生活上の課題等について指導等を行うための適切な研修を修了した専任の常勤看護師	
認知療法・認知行動療法 2	認知療法・認知行動療法に係る経験を有し、認知療法・認知行動療法についての研修を修了した専任の看護師	
依存症集団療法	専任の看護師	
精神科ショート・ケア	専従の看護師	
精神科デイ・ケア	専従の看護師	
精神科ナイト・ケア	専従の看護師	
精神科デイ・ナイト・ケア	専従の看護師	
重度認知症患者デイ・ケア料	専従の看護師	
静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	血管外科、心臓血管外科、皮膚科、形成外科又は循環器内科を専ら担当する専任の常勤看護師	
緊急穿頭血腫除去術	救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師	
麻酔管理料（Ⅱ）	麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師（担当医師が実施する一部の行為を麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合）	
粒子線治療医学管理加算（粒子線治療）	放射線治療に専従する常勤の看護師	
ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算	放射線治療に専従の常勤の看護師	
画像誘導密封小線源治療加算（密封小線源治療の注8）	放射線治療を専ら担当する常勤の看護師	

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

保険医療機関名 _____

1. 入院基本料・特定入院料の届出

届出入院基本料・特定入院料（届出区分） _____

- ☐ 病棟ごとの届出 ※（医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関の場合に限る）
（□には、該当する場合「✓」を記入のこと）

本届出の病棟数 _____ ※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）

本届出の病床数 _____ ※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）

- ☐ 入院基本料・特定入院料の届出区分の変更なし （□には、該当する場合「✓」を記入のこと）

2. 看護要員の配置に係る加算の届出

（新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。）

新規 届出	既 届出	項目名	新規 届出	既 届出	項目名
A101 療養病棟入院基本料			A103 精神病棟入院基本料		
☐	☐	注 12 夜間看護加算	☐	☐	注 7 イ 精神病棟看護・多職種協働加算
☐	☐	注 13 看護補助・患者ケア体制充実加算 1	☐	☐	注 7 ロ 精神病棟看護・多職種協働加算
☐	☐	注 13 看護補助・患者ケア体制充実加算 2	☐	☐	注 7 ハ 精神病棟看護・多職種協働加算
☐	☐	注 13 看護補助・患者ケア体制充実加算 3	☐	☐	注 7 ニ 精神病棟看護・多職種協働加算
A104 特定機能病院入院基本料			☐	☐	注 7 ホ 精神病棟看護・多職種協働加算
☐	☐	注 11 イ 精神病棟看護・多職種協働加算	☐	☐	注 7 ヘ 精神病棟看護・多職種協働加算
☐	☐	注 11 ロ 精神病棟看護・多職種協働加算	A106 障害者施設等入院基本料		
☐	☐	注 11 ハ 精神病棟看護・多職種協働加算	☐	☐	注 9 看護補助加算
☐	☐	注 11 ニ 精神病棟看護・多職種協働加算	☐	☐	注 10 看護補助・患者ケア体制充実加算 1
☐	☐	注 11 ホ 精神病棟看護・多職種協働加算	☐	☐	注 10 看護補助・患者ケア体制充実加算 2
☐	☐	注 11 ヘ 精神病棟看護・多職種協働加算	☐	☐	注 10 看護補助・患者ケア体制充実加算 3
A207-3 急性期看護補助体制加算			A207-4 看護職員夜間配置加算		
☐	☐	25 対 1（看護補助者 5 割以上）	☐	☐	12 対 1 配置加算 1
☐	☐	25 対 1（看護補助者 5 割未満）	☐	☐	12 対 1 配置加算 2
☐	☐	50 対 1	☐	☐	16 対 1 配置加算 1
☐	☐	75 対 1	☐	☐	16 対 1 配置加算 2
☐	☐	注 2 夜間 30 対 1	A213 看護配置加算		
☐	☐	注 2 夜間 50 対 1	☐	☐	看護配置加算
☐	☐	注 2 夜間 100 対 1	A214 看護補助加算		
A215 看護・多職種協働加算			☐	☐	看護補助加算 1
☐	☐	看護・多職種協働加算	☐	☐	看護補助加算 2
A304 地域包括医療病棟入院料			☐	☐	看護補助加算 3
☐	☐	注 6 25 対 1 看護補助体制加算（5 割以上）	☐	☐	注 2 夜間 75 対 1 看護補助加算
☐	☐	注 6 25 対 1 看護補助体制加算（5 割未満）	A307 小児入院医療管理料		
☐	☐	注 6 50 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 9 看護補助加算
☐	☐	注 6 75 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 10 看護補助体制充実加算
☐	☐	注 7 夜間 30 対 1 看護補助体制加算	A308-3 地域包括ケア病棟入院料		
☐	☐	注 7 夜間 50 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 3 看護職員配置加算
☐	☐	注 7 夜間 100 対 1 看護補助体制加算	☐	☐	注 4 看護補助者配置加算
☐	☐	注 10 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1	☐	☐	注 5 看護補助・患者ケア体制充実加算 1
☐	☐	注 10 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 2	☐	☐	注 5 看護補助・患者ケア体制充実加算 2
☐	☐	注 10 看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1	☐	☐	注 5 看護補助・患者ケア体制充実加算 3
☐	☐	注 10 看護職員夜間 16 対 1 配置加算 2	☐	☐	注 8 看護職員夜間配置加算
A311 精神科救急急性期医療入院料			A311-2 精神科急性期治療病棟入院料		
☐	☐	注 4 看護職員夜間配置加算	☐	☐	注 4 精神病棟看護・多職種協働加算
A311-3 精神科救急・合併症入院料			A314 認知症治療病棟入院料		
☐	☐	注 4 看護職員夜間配置加算	☐	☐	注 2 認知症夜間対応加算

3. 入院患者の数及び看護要員の数

本様式の作成にあたっては、「入院基本料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱い」別紙5を参照すること。

- ① 1日平均入院患者数〔A〕 _____ 人（算出期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日）
- ② 月平均1日当たり看護職員配置数 _____ 人 〔C／（日数×8）〕
（参考）1日看護職員配置数（必要数）： = 〔（A／配置区分の数）×3〕
- ③ 看護職員中の看護師の比率 _____ %
- ④ 平均在院日数 _____ 日（算出期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日）
- ⑤ 夜勤時間帯（16時間） _____ 時 _____ 分 ～ _____ 時 _____ 分
- ⑥ 月平均夜勤時間数 _____ 時間 〔（D－E）／B〕
- ⑦ 月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数 _____ 人
（参考）最小必要数以上の看護職員配置数（必要数）： = 〔（A／50）×3〕
- ⑧ 月平均1日当たり看護補助者配置数 _____ 人
（参考）1日看護補助者配置数（必要数）： = 〔（A／配置区分の数）×3〕
- ⑨ 月平均1日当たり看護補助者夜間配置数 _____ 人
（参考）夜間看護補助者配置数（必要数）： = 〔A／配置区分の数〕
- ⑩ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数 _____ 人 〔F／（日数×8）〕
（参考）主として事務的業務を行う看護補助者配置数（上限）： = 〔（A／200）×3〕
- ⑪ 月平均1日当たり看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数 _____ 人
（参考）1日看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数（必要数）：
 = 〔（A／配置区分の数）×3〕
- ⑫ 月平均1日当たり看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び臨床検査技師配置数 _____ 人
（参考）1日看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び臨床検査技師配置数（必要数）：
 = 〔 {（A／10）＋（A／25）} ×3〕
- ⑬ 看護職員中の看護師の比率（看護・多職種協働加算等） _____ %

4. 勤務実績表

種別※1	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態※2	看護補助者の業務※3	夜勤の有無		日付別の勤務時間数※6					月延べ勤務時間数	(再掲) 月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数 ※7
						(該当する「夜勤従事者」に○) ※4	夜勤従事者数※5	1日曜	2日曜	3日曜	…	日曜		
看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
准看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
看護補助者				常勤・短時間・非常勤・兼務	事務的業務	有・無・夜専								
				常勤・短時間・非常勤・兼務	事務的業務	有・無・夜専								
その他				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
				常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
夜勤従事職員数の計						[B]	月延べ勤務時間数(上段と中段の計)					[C]		
月延べ夜勤時間数						[D-E]	月延べ夜勤時間数(中段の計)					[D]	[E]	
(再掲) 主として事務的業務を行う看護補助者の月延べ勤務時間数の計											[F]			
1日看護職員配置数(必要数)		[(A/配置区分の数) × 3]				月平均1日当たり看護職員配置数		[C / (日数 × 8)]						
主として事務的業務を行う看護補助者配置数(上限)		[(A / 200) × 3]				月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数		[F / (日数 × 8)]						

〔記載上の注意〕

- 「種別」(※1)は、看護師及び准看護師と看護補助者を別に記載すること。なお、保健師及び助産師は、看護師の欄に記載すること。精神病棟看護・多職種協働加算又は看護・多職種協働加算を届け出る場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床検査技師、精神保健福祉士及び公認心理師は、勤務実績表において「その他」欄に記載すること。
- 「雇用・勤務形態」(※2)は、短時間正職員の場合は「短時間」に、病棟と病棟以外(外来等)に従事する場合又は病棟の業務と「専任」の要件に係る業務に従事する場合は「兼務」に○を記入すること。
- 「看護補助者の業務」(※3)は、看護補助者について、延べ勤務時間のうち院内規定で定めた事務的業務を行った時間が占める割合が5割以上の者は「事務的業務」に○を記入すること。
- 「夜勤の有無」(※4)は、夜勤専従者は「夜専」に○を記入すること。月当たりの夜勤時間が、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては16時間未満の者(短時間正職員においては12時間未満の者)、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外においては8時間未満の者は無に○を記入すること。夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代制勤務を行う者(夜勤専従者は含まない)は、「夜勤従事者数」(※5)に1を記入すること。ただし、夜勤時間帯に病棟と病棟以外に従事する場合は、1か月間の夜勤時間帯に病棟で勤務した時間を、1か月間の延べ夜勤時間(病棟と病棟以外の勤務時間を含む)で除して得た数を記入すること。看護職員と看護補助者の勤務実績表をわけて作成しても差し支えない。

- ・ 「日付別の勤務時間数」(※6)は、上段は日勤時間帯、中段は夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数、下段は夜勤時間帯において当該病棟以外で勤務した時間も含む総夜勤時間数をそれぞれ記入すること。
- ・ 「月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数」(※7)は、次の①から③の者の夜勤時間数を記入すること。
 - ①夜勤専従者
 - ②急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては月当たりの夜勤時間が16時間未満の者（短時間正職員においては12時間未満の者）
 - ③急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては月当たりの夜勤時間が8時間未満の者
- ・ 地域移行機能強化病棟入院料を届け出る場合には、作業療法士及び精神保健福祉士を看護職員配置数に含めることができること。この場合、当該作業療法士及び当該精神保健福祉士は、勤務実績表において准看護師として記入すること。
- ・ 特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は精神療養病棟入院料を届け出る場合には、「月平均1日当たり看護職員配置数」は「月平均1日当たり看護職員及び看護補助者配置数」、「1日看護職員配置数(必要数)」は「1日看護職員及び看護補助者配置数(必要数)」と読み替えること。この場合、看護職員数及び看護補助者数の合計が基準を満たすこと。

〔届出上の注意〕

- 1 届出前1か月の各病棟の勤務実績表を添付すること。
- 2 勤務体制及び申し送り時間を添付すること。
- 3 月平均夜勤時間超過減算を算定する場合には、看護職員の採用活動状況等に関する書類を添付すること。
- 4 夜勤時間特別入院基本料を算定する場合には、医療勤務環境改善支援センターに相談し、相談状況に関する書類及び看護職員の採用活動状況等に関する書類を添付すること。
- 5 夜間看護加算・看護補助体制充実加算（A101 療養病棟入院基本料の注12・注13）、A207-4 看護職員夜間配置加算、看護職員夜間配置加算（A304 地域包括医療病棟入院料の注10、A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注8、A311 精神科救急急性期医療入院料の注4、A311-3 精神科救急・合併症入院料の注4）は、常時16対1（A207-4 看護職員夜間配置加算及びA304 地域包括医療病棟入院料の注10は、12対1の場合も含む。）を満たす必要があるため、日々の入院患者数によって夜間の看護配置数が異なるものである。そのため、届出の際には、届出前1か月の日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況が分かる書類（様式9の2を参照）を添付すること。

(_____年____月) 夜 間 看 護 職 員 配 置 状 況

		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		31	
病棟名		深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜												
() 病棟	患者数																																																														
	看護職員数																																																														
() 病棟	患者数																																																														
	看護職員数																																																														
() 病棟	患者数																																																														
	看護職員数																																																														
() 病棟	患者数																																																														
	看護職員数																																																														
合計	①患者数																																																														
	②看護職員数																																																														
	①／②																																																														

[記載上の注意]

- 1 「準夜」は16時から24時まで、「深夜」は0時から8時までを示すこととし、月の初日の0時から末日の24時までの夜勤配置が確認できるように作成すること。
- 2 患者数については、各勤務帯の最大の患者数を記載すること。
- 3 看護職員については、各勤務帯の勤務者数を記載し、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付すること。
- 4 各病棟の記載欄は、病棟数に応じて適宜追加すること。
- 5 「①／②」については、小数第1位を切り上げること(小数第1位までの数、例:12.34 →12.4)。
- 6 2交替、3交替以外の交替勤務を行っている場合は、各勤務帯の従事者と看護職員数がわかるように様式を変更すること。
- 7 勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えないこと。
- 8 療養病棟入院基本料の注12に掲げる「夜間看護加算」又は注13に掲げる「看護補助・患者ケア体制充実加算」の届出を行う場合には、「看護職員」を「看護要員」と読み替え、看護補助者を含む配置数を記載すること。

一般病棟入院基本料等の施設基準に係る
患者の重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類

1 入院基本料及び入院基本料等加算

急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料 1、7 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、急性期総合体制加算及び看護・多職種協働加算を届け出る場合は本欄を使用すること。

評価に用いる重症度、医療・看護必要度の評価票（該当するいずれかに○を記入）	(I ・ II)
届出事項 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)	・ 入院料等の届出の変更 ・ 評価方法の変更 ・ 入院料等の届出及び評価方法の変更
直近3月の入院患者の状況（和暦で記載）	(年 月 ~ 年 月)
直近3月の実績	
届出区分	()
届出の加算	()
届出病床数	() 床
ア 入院患者延べ数	() 名
イ アのうちA3点以上又はC1点以上に該当する患者の延べ数	() 名
ウ 基準①該当患者割合（イ／ア）	() 割
エ アのうちA2点以上又はC1点以上に該当する患者の延べ数	() 名
オ 基準②該当患者割合（エ／ア）	() 割

2 入院基本料、入院基本料等加算及び特定入院料等

急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料 1、7 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、急性期総合体制加算及び看護・多職種協働加算以外の届出をする場合は本欄を使用すること。

評価に用いる重症度、医療・看護必要度の評価票（該当するいずれかに○を記入）	(I ・ II)
届出事項 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)	・ 入院料等の届出の変更 ・ 評価方法の変更 ・ 入院料等の届出及び評価方法の変更
直近3月の入院患者の状況（和暦で記載）	(年 月 ~ 年 月)
直近3月の実績	
届出区分	()
届出の加算	()
届出病床数	() 床
ア 入院患者延べ数	() 名
イ アのうち基準を満たす患者の延べ数	() 名
ウ 該当患者割合（イ／ア）	() 割

3 基準患者割合に係る指数

急性期病院一般入院料、急性期一般入院料（急性期一般入院料6を除く。）、7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））、地域包括医療病棟入院料、急性期総合体制加算及び看護・多職種協働加算を届け出る場合は、本欄を使用すること。

ア 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる救急搬送受入		
期間（和暦で記載）（4月～翌年3月）	（ ）年度	
(1) 救急搬送受入件数（外来のみで帰宅した分を含む病院全体）	（ ）件／年	
(2) 救急搬送からの入院件数（救急患者応需係数を計算する病棟の合計）	（ ）件／年	
イ 救急患者応需係数を算入する病棟		
届出区分	（ ）	
届出の加算	（ ）	
(3) 当該区分の病床数	（ ）床	
(4) 当該届出区分における救急搬送からの入院件数	（ ）件／年	
(5) 救急患者応需係数 $(1) \times ((4) \div (2)) \div (3) \times 0.005$ （上限0.1）	（ ）割	
ウ 基準患者割合に係る指数		
届出区分	（ ）	
届出の加算	（ ）	
基準①割合指数（地医1及び2以外） （基準①該当患者割合+当該病棟の救急患者応需係数）	（ ）割	
基準②割合指数（地医1及び2以外） （基準②該当患者割合+当該病棟の救急患者応需係数）	（ ）割	
基準割合指数（地医1又は2に限る） （該当患者割合+当該病棟の救急患者応需係数）	（ ）割	

4 院内研修の実施状況

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る 院内研修の実施日（和暦で記載）	年 月 日

- 〔記載上の注意〕
- 1 看護補助加算1のうち、当該様式の届出を要するのは、地域一般入院料1又は2若しくは13対1入院基本料であること。
 - 2 一般病棟と結核病棟を併せて1看護単位としている場合、重症度、医療・看護必要度の算出にあたっては、結核病棟に入院している患者を一般病棟の入院患者とみなし、合わせて計算することができる。

- 3 入院患者延べ数とは、算出期間中に当該届出区分を算定している病棟に入院している延べ患者数を行い、以下の患者は対象に含めない。また、退院日の患者については、入院患者延べ数に含めない。重症度、医療・看護必要度Ⅱに当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は含めない。
- ア 産科患者
 - イ 15歳未満の小児患者
 - ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）
 - （イ） 上記「記載上の注意」2において一般病棟と結核病棟の両病棟全体で評価を行う場合
 - （ロ） 「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合
 - （ハ） 医療法施行規則第10条第5号により感染症病床に入院する場合

- 4 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者とは、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票Ⅰ又はⅡを用いて評価を行い、入院料等の基準に該当する患者をいう。

- 5 「3」の「ア」における救急搬送受入件数については、届出を行う年度の前年1年間（令和8年度に届け出る場合は、令和7年4月～令和8年3月の1年間）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。

- 6 「3」の「イ」における各救急患者応需係数の算出方法は以下のとおり。（上限は1割）

救急搬送受入件数 × $\frac{\text{当該届出区分の救急搬送入院件数}}{\text{3のイに記載した全区分の救急搬送入院件数}} \div \text{当該届出区分の病床数} \times 0.005$

例：急1病棟100床と地医2病棟50床からなる病院において、救急搬送受入件数が1000件、急1病棟の救急搬送入院件数が400件、地医2病棟の救急搬送入院件数が100件の場合
急1病棟の救急患者応需係数は以下のとおり0.4割となる。

$1000 \times \frac{400}{400+100} \div 100 \times 0.005 = 0.04$

- 7 急性期病院一般入院料、急性期一般入院料（急性期一般入院料6を除く。）、7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、地域包括医療病棟入院料、急性期総合体制加算及び看護・多職種協働加算については、1又は2で算出した基準該当患者割合に、3で算出した救急患者応需係数を加えることで、基準患者割合に係る指数を算出すること。

- 8 「届出区分」及び「届出の加算」の欄は、下表の例により記載すること。

入院基本料等	届出区分等
一般病棟入院基本料	急病A、急病B、急1、急2、急3、急4、急5、急6、地域1
結核病棟入院基本料	結核7対1
特定機能病院入院基本料（一般病棟）	特A一般7対1、特B一般7対1、特C一般7対1、 特A一般10対1、特B一般10対1、特C一般10対1、 特A結核7対1、特B結核7対1、特C結核7対1
専門病院入院基本料	専門7対1、専門10対1、専門13対1
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケア
地域包括医療病棟入院料	地医1、地医2
地域包括ケア病棟入院料	地ケア1、地ケア2、地ケア3、地ケア4

特定一般病棟入院料	特定一般 1、特定一般注 7
急性期総合体制加算	急総 1、急総 2、急総 3、急総 4、急総 5
看護・多職種協働 加算	看多協 1、看多協 2
急性期看護補助体制加 算	急看補
看護職員夜間配置加算	看夜12対 1 配置 1、看夜12対 1 配置 2、看夜16対 1 配置 1
看護補助加算 1	看補 1
看護必要度加算	看必 1、看必 2、看必 3
一般病棟看護必要度評 価加算	看必評

急性期病院A一般入院料

急性期一般入院料 1

7対1入院基本料

看護・多職種協働加算

における常勤の医師の員数に係る
届出書添付書類

届出する入院基本料等を選択した上で、①及び②並びに（A）から（D）までに係る事項について記載すること。

届出入院料又は加算（いずれか1つを選択し○で囲むこと。） 1：一般病棟入院基本料 （急性期病院A一般入院料又は急性期一般入院料1） 2：専門病院入院基本料（7対1入院基本料） 3：看護・多職種協働加算 4：結核病棟入院基本料（7対1入院基本料）		1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
① 当該病院における全体の常勤の医師数		名
② 届出を行う入院料又は加算を算定する病床以外の病床に係る医師数		
計算に 必要 な 患者 数	ア 一般病床（感染症病床も含む。）に入院する患者数	名
	イ 急性期病院A一般入院料、急性期一般入院料1、 7対1入院基本料及び看護・多職種協働加算を 算定する病棟に入院する患者数 <u>（結核病棟入院基本料の場合は記載不要）</u>	名
	ウ 結核病床に入院する患者数 <u>（結核病棟入院基本料の場合は記載不要）</u>	名
	エ 療養病床に入院する患者数	名
	オ 精神病床に入院する患者数	名
	②の 計算 結果	(1) 一般病棟又は専門病院入院基本料の場合の② { (ア－イ) / 16 + ウ / 16 + エ / 48 + オ / 48 }
	(2) 結核病棟入院基本料の場合の②の計算方法 (ア / 16 + エ / 48 + オ / 48)	名
常勤の医師の員数に係る事項		
(A) 病棟数		病棟
(B) 病床数		床
(C) 1日平均入院患者数		人
(C) × (10 / 100) (医師の員数の最小必要数)		人
(D) 医師数 (実際の配置数) ①－②		名
(C) の算出に係る期間 (和暦で記載すること)	始期	年 月 日
	終期	年 月 日

急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料 1、7 対 1 入院基本料及び
看護・多職種協働加算における
自宅等に退院するものの割合に係る届出書添付書類

算出に係る期間(和暦) (直近6か月)	始期	年 月 日
	終期	年 月 日

①	直近 6 月間における退院患者数 (※1)	名
(再掲)	(1) 在宅(自宅及び居住系介護施設等)	名
	(2) 介護老人保健施設	名
	(3) 有床診療所	名
	(4) 他院の療養病棟	名
	(5) 他院の回復期リハビリテーション病棟	名
	(6) 他院の特定機能病院リハビリテーション病棟	名
	(7) 他院の地域包括ケア病棟又は病室	名
	(8) (4)～(7)を除く病院	名
②	自宅等に退院するものの割合(80%以上) ((1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)) / ①	%

※1 以下の患者は計算に含めず、記載する数字が(1)から(8)までの合計と合致していることを確認すること。

- ・ 第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院患者
- ・ 同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟への転棟患者
- ・ C004-2救急患者連携搬送料を算定し他の保険医療機関に転院した患者
- ・ 退院時に当該病等の他の入院料を届け出ている病床又は病室に入院していた患者
- ・ 「A400」短期滞在手術等基本料を算定する患者
- ・ 死亡退院した患者

様式 10 の 6

一般病棟入院基本料の「注 11」に規定する
90 日を超えて入院する患者の算定に係る届出書

90 日を超えて入院している患者について、療養病棟入院料 1 の例により算定を行う病棟
の概要

届出を行う病棟	病棟名：（ ）病棟 病床数：（ ）床

〔記載上の注意〕

届け出る病棟が複数ある場合には、届け出る全ての病棟について記載すること。

様式 10 の 7

精神病棟入院基本料の精神保健福祉士配置加算に係る届出書添付書類

区分	氏名	勤務時間
① 病棟に配置されている精神保健福祉士		
② 退院支援部署に配置されている精神保健福祉士		

届出前月の1年前から起算して過去6月間の当該入院料に係る病棟への延べ入院患者数(措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で当該保険医療機関へ入院となった患者を除く)(b)	
年 月 ~ 年 月 (a)	(b) 名
上記患者のうち、1年以内に退院し自宅等へ移行※した患者数(c)	
(c) 名	
(c) / (b) = _____	

※自宅等へ移行とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することをいう(ただし、死亡退院及び退院後に医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は除く。)。また、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。

[記載上の注意]

1. 病棟及び退院支援部署に配置される精神保健福祉士の氏名を氏名欄に記入すること。
2. ②については、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室又は精神科入退院支援加算の入退院支援部門に配置されている精神保健福祉士と同一でも良い。
3. 勤務時間については就業規則等に定める所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記載すること。
4. (a) には、算出に係る期間を記入する。算出に係る期間とは、届出前月の1年前から起算して過去6月間の期間をいう。例えば平成26年4月からの届出の場合、平成24年10月～平成25年3月となる。
5. 当該病棟は以下の条件を満たしていることが必要である。
 $(c) / (b) \geq 0.9$

在宅復帰機能強化加算の施設基準に係る届出書添付書類 (療養病棟入院基本料)

1. 届出を行う病棟の状況

届出を行う病棟	病棟 1	病棟名	病棟
		病床数	床
	病棟 2	病棟名	病棟
		病床数	床
	病棟 3	病棟名	病棟
		病床数	床
	病棟 4	病棟名	病棟
		病床数	床
	病棟 5	病棟名	病棟
		病床数	床
	病棟 6	病棟名	病棟
		病床数	床

2. 退院患者の状況

対象期間（直近 6 か月間）（和暦）		始期	年	月	日
		終期	年	月	日
①	直近 6 月間における退院患者数（※ 1）				名
(①再掲)	(1) 在宅				名
	(2) (1) のうち、退院した患者の在宅での生活が 1 月以上（医療区分 3 の患者については 1 4 日以上）継続する見込みであることを確認できた患者				名
	(3) 介護老人保健施設				名
	(4) 同一の保険医療機関の当該加算に係る病棟以外の病棟				名
	(5) 他の保険医療機関				名
②	在宅復帰率 (2) / ① (50%以上)				%

※ 1 以下の患者は計算から除くこと。

- ・ 当該保険医療機関の他病棟（療養病棟以外の病棟）から転棟して 1 月未満の患者
- ・ 第 2 部「通則 5」に規定する入院期間が通算される再入院患者
- ・ 退院時に他の入院料を届け出ている病床又は病室に入院していた患者
- ・ 「A 4 0 0」短期滞在手術等基本料を算定する患者
- ・ 死亡退院した患者
- ・ 病状の病状の急性増悪等により、他の保険医療機関（特別の関係にあるものを除く。）での治療が必要になり転院した患者

3. 病床の利用状況（※2）

算出期間（直近1年間）（和暦）		始期	年	月	日
		終期	年	月	日
③	当該保険医療機関又は別の保険医療機関の病棟若しくは病室（※3）から当該病棟に入院した患者であって、1年間に在宅に退院した患者数（当該保険医療機関の他病棟から当該病棟に転棟して1月以内に退院した患者は除く。）				名
④	当該病棟の直近1年間における1日平均入院患者数（小数点以下は切り上げる）				名
⑤	③／④（15%以上）				%

※2 病床の利用状況について、別添6の別紙4「平均在院日数の算定方法」1から4を参考にすること。

※3 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料又は地域包括ケア病棟入院料を算定するものに限る。

様式 10 の 9

精神病棟入院基本料及び特定機能病院入院基本料
（精神病棟に限る。）の施設基準に係る届出書添付書類

1 7 対 1 入院基本料及び 10 対 1 入院基本料に係る施設基準

① 当該病棟の直近 3 か月の新規入院患者数	名
② 上記入院患者のうち、GAF 尺度 30 以下の患者数	名
② ÷ ① × 100（50%以上）	%

2 13 対 1 入院基本料に係る施設基準

① 当該病棟の直近 3 か月の新規入院患者数	名
② 上記入院患者のうち、GAF 尺度 30 以下又は区分番号「A 2 3 0－3」に掲げる精神科身体合併症管理加算の対象の患者数	名
② ÷ ① × 100（40%以上）	%

感染症病床を有する一般病棟の病棟単位届出書添付書類

	病棟数	病床区分	病床数	入院患者数		平均在院 日数		
				届出時	1日平均 入院患者数			
病及 棟 ・ 平 均 病 床 在 ・ 院 入 日 院 数 患 者 数		感染症病床	床	名	名	日		
		一般病床	床	名	名			
		一般病棟	床	名	名			
	合計	一般病棟	合計	合計	合計			
看 及 護 び 師 ・ 護 准 補 看 助 護 者 師 数			看護要員現員数					
			看護師		准看護師		看護補助者	
			病棟勤務	病棟以外 との兼任	病棟勤務	病棟以外 との兼任	病棟勤務	病棟以外 との兼任
	感染症病床を有する 一般病棟		名	名	名	名	名	名
	一般病棟		名	名	名	名	名	名
	一般病棟 合計		合計 名		名		名	

* 1日平均入院患者数の算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日

* 平均在院日数の算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日

[記載上の注意]

- 1 一般病床とは、感染症病床を有する一般病棟における感染症病床以外の病床をいう。
- 2 「平均在院日数」の欄には、一般病棟（感染症病床を含む。）を包括した平均在院日数を記載すること。
- 3 「合計」の欄には、感染症病床、一般病床及び一般病棟の病床数、入院患者数、看護要員現員数の合計を記載すること。
- 4 感染症病床を有する一般病棟について、別添7の様式9を記載し添付すること。

有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床
入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類

			区 分	病 床 数	入 院 患 者 数		備 考
					届 出 時	1 日 平 均 入院患者数	
入 病 院 床 患 数 者 及 数 び	総 数			床	名	名	1 日 平 均 入 院 患 者 数 算 出 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
	内 訳	一般病床		床	名	名	
		療養病床		床	名	名	
看 護 要 員 数			看護師・准看護師		看 護 補 助 者		
			入院患者と外来、手術等の 看護に対する勤務		入院患者 に 対する勤務	入院患者 以 外との兼務	
	総 数		名	名	名		
	内 訳	一般病床	名	名	名		
		療養病床	名	名	名		
	上記以外の勤務		名	名			
勤 務 形 態 (該当するものに○印) (時間帯を記入)			時 間 帯 区 分				
			当直制 ・ 交代制 ・ その他 (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :)				
有床診療所入院基本料の 夜間緊急体制確保加算に 係る夜間の緊急体制確保 の実施の有無			(有 ・ 無)				

[記載上の注意]

- 1 一般病床の区分欄には 1 から 6 のいずれかを記入する。
- 2 療養病床、その他の病床及び外来との兼務を行う場合の看護補助者の人数については、時間割比例計算により算入する。
- 3 様式 12 の 2 を添付すること。
- 4 注の加算に係る施設基準を届け出る場合には、併せて様式12の 3 から12の 6 までを添付すること。

在宅復帰機能強化加算の施設基準に係る届出書添付書類 (有床診療所療養病床入院基本料)

1. 届出病床の状況

療養病床数	床

2. 退院患者の状況

対象期間（直近6か月間）（和暦）		始期	年	月	日
		終期	年	月	日
①	直近6か月間における退院患者数（再入院患者、死亡退院患者を除く）				名
①再掲	（1）在宅（自宅及び居住系介護施設等）				名
	（2）（1）のうち、退院した患者の在宅での生活が1月以上継続する見込みであることを確認できた患者				名
	（3）介護老人保健施設				名
	（4）同一の保険医療機関の一般病床				名
	（5）他の保険医療機関				名
②	在宅復帰率（2）／①（50%以上）				%

3. 病床の利用状況

算出期間（直近1年間）（和暦）		始期	年	月	日
		終期	年	月	日
③	当該病床における直近3月間の在院患者延べ日数				名
④	当該病床における当該3月間の新入院患者数				名
⑤	当該病床における当該3月間の新退院患者数（死亡退院を含む）				名
⑥	（④＋⑤）／2				名
⑦	平均在院日数 ③／⑥（365日以内） （小数点以下は切り上げる）				%

※病床の利用状況について、別添6の別紙4「平均在院日数の算定方法」1から4を参考にすること。

有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料
の施設基準に係る届出書添付書類（看護要員の名簿）

	職 種	氏 名	勤 務 形 態	勤 務 時 間
一 般 病 床				
療 養 病 床				

[記載上の注意]

- 1 「職種」欄には、看護師、准看護師、看護補助者の別を記載すること。
- 2 「勤務形態」欄には、常勤、パートタイム等及び外来との兼務等の勤務形態を記載すること。
- 3 「勤務時間」欄には、パートタイム等のものについては、1日当たりの平均勤務時間を記載すること。

有床診療所入院基本料 1、2 又は 3 の施設基準に係る 届出書添付書類

有床診療所入院基本料 1、2 又は 3 の施設基準に係る事項

次の該当する項目に○をつけること（（イ）に該当すること又は（ロ）から（ル）までのうち 2 つ以上に該当すること）。

	(イ)	過去 1 年間に、介護保険によるリハビリテーション（介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション又は同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防通所リハビリテーション）、介護保険法第 8 条第 6 項に規定する居宅療養管理指導、同法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護、同法第 8 条の 2 第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護若しくは同法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービスを提供した実績があること、介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院を併設していること、又は介護保険法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者であること。
	(ロ)	在宅療養支援診療所であって、過去 1 年間に訪問診療を実施した実績があること。
	(ハ)	過去 1 年間の急変時の入院件数が 6 件以上であること。ここでいう、「急変時の入院」とは、患者の病状の急変等による入院を指し、予定された入院は除く。
	(ニ)	有床診療所入院基本料「注 6」に規定する夜間看護配置加算 1 又は 2 の届出を行っていること。
	(ホ)	区分番号「A O O 1」に掲げる再診料の注 10 に規定する時間外対応加算 1 の届出を行っていること。
	(ヘ)	過去 1 年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入が 1 割以上であること。なお、急性期医療を担う病院の一般病棟とは、急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、10 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、地域一般入院基本料、13 対 1 入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）又は 15 対 1 入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）を算定する病棟であること。ただし、地域一

		般入院基本料、13 対 1 入院基本料及び 15 対 1 入院基本料を算定する保険医療機関にあつては区分番号「A 2 0 5」に掲げる救急医療管理加算の届出を行っている場合に限るものとする。
	(ト)	過去 1 年間の当該保険医療機関内における看取りの実績が 2 件以上であること。
	(チ)	過去 1 年間の全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔（手術を実施した場合に限る。）の患者数（分娩を除く。）が 30 件以上であること。
	(リ)	区分番号「A 3 1 7」に掲げる特定一般病棟入院料の注 1 に規定する厚生労働大臣が定める地域に属する有床診療所であること。
	(ヌ)	過去 1 年間の分娩を行った総数（帝王切開を含む）が 30 件以上であること。
	(ル)	過去 1 年間に、区分番号「A 2 0 8」に掲げる乳幼児加算・幼児加算、区分番号「A 2 1 2」に掲げる超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算又は区分番号「A 2 2 1－2」に掲げる小児療養環境特別加算を算定した実績があること。

〔記載上の注意〕

○を付した事項に係る実績を示す書類を添付すること。

有床診療所入院基本料の夜間緊急体制確保加算の施設基準に係る届出書添付書類

No	保険医登録番号	医療機関名	氏 名	担当する曜日・時間帯

- 〔記載上の注意〕
- 1 有床診療所入院基本料の届出書の写しを添付すること。
 - 2 当該診療所の医師の場合は氏名を、他の医療機関と連携して実施する場合は医療機関名を記入すること。
 - 3 入院患者への説明のための文書の例について添付すること。

有床診療所入院基本料の医師配置加算の
施設基準に係る届出書添付書類

1 以下のうち、加算を算定するものを○印で囲むこと。

医師配置加算 1 ・ 医師配置加算 2

2 医師配置加算 1 に係る事項

次の該当する項目に○をつけること。

	在宅療養支援診療所であって、過去 1 年間に訪問診療を実施した実績がある。
	全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔（手術を実施した場合に限る。）の患者数が年間 30 例以上である。
	救急病院等を定める省令に基づき認定された救急診療所である。
	「救急医療対策の整備事業について」に規定された在宅当番医制又は病院群輪番制に参加している。
	区分番号 B 0 0 1 の「2 2」に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料を算定している。
	夜間看護配置加算 1 又は 2 を算定しており、夜間の診療応需態勢を確保している。

3 医師の名簿（2 名以上）

No.	保険医登録番号	氏 名	勤務の態様	週平均 勤務時間数	1 日平均 勤務時間数
			{ 常 勤 非常勤		
			{ 常 勤 非常勤		
			{ 常 勤 非常勤		
			{ 常 勤 非常勤		
			{ 常 勤 非常勤		
			{ 常 勤 非常勤		

所定労働時間 時間／週

〔記載上の注意〕

「2」について、○を付した事項に係る実績を示す書類を添付すること。

様式 12 の 6

有床診療所入院基本料の看護配置加算、
夜間看護配置加算、看取り加算又は看護補助配置加算の施設基準に
係る届出書添付書類

1 看護配置加算

(1) 以下のうち、加算を算定するものを○印で囲むこと。

看護配置加算 1 ・ 看護配置加算 2

(2) 氏名の記入

一般病床に係る看護職員の氏名を記入すること。

看護配置加算 1 を算定する場合は、看護師の氏名もあわせて記入すること。

看護職員氏名	
	(再掲) 看護師氏名

2 夜間看護配置加算、看取り加算

(1) 以下のうち、加算を算定するものを○印で囲むこと。

①夜間看護配置加算 1 ・ 夜間看護配置加算 2

②看取り加算

(2) 夜間の看護職員の配置数

夜間の看護職員の配置数を記入すること。

なお、夜間看護配置加算 1 を算定する場合は、必要に応じて夜間の看護補助者数
及び当直の看護要員数もあわせて記入すること。

夜間の看護職員数	夜間の看護補助者数	(再掲) 当直の看護要員数
名	名	名

[記載上の注意]

夜間看護職員が1名である場合には、当該職員を当直として計上できないものであること。

3 看護補助配置加算

(1) 以下のうち、加算を算定するものを○印で囲むこと。

看護補助配置加算 1 ・ 看護補助配置加算 2

(2) 氏名の記入

一般病床に係る看護補助者の氏名を記入すること。

看護補助者氏名	職種

[記載上の注意]

- 1 看護配置加算の施設基準に定める必要な数を超えて、一般病床に配置している看護職員については、看護補助者とみなして計算することができる。
- 2 看護配置加算の施設基準に定める必要な数として記載した職員氏名を、看護補助配置加算算定のため、重複して記載することはできない。

例) 看護配置加算算定の欄に、A、B、Cの3名の氏名を記載し、看護補助配置加算算定の欄に、Cの氏名を再度記載することは不可。

有床診療所急性期患者支援病床初期加算
有床診療所在宅患者支援病床初期加算
有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算
有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算

の施設基準に係る届出書添付書類

1 有床診療所入院基本料を算定する診療所に係る事項

次の該当する項目に○をつけること。

	在宅療養支援診療所であって、過去 1 年間に訪問診療を実施した実績がある。
	全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔（手術を実施した場合に限る。）の患者数が年間 30 例以上である。
	救急病院等を定める省令に基づき認定された救急診療所である。
	「救急医療対策の整備事業について」に規定された在宅当番医制又は病院群輪番制に参加している。
	区分番号 B 0 0 1 の「2 2」に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料を算定している。
	夜間看護配置加算 1 又は 2 を算定しており、夜間の診療応需態勢を確保している。

2 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所に係る事項

次の事項に○をつけること。

	在宅療養支援診療所であって、過去 1 年間に訪問診療を実施した実績がある。

[記載上の注意]

1 又は 2 において、○を付した事項に係る実績を示す書類を添付すること。

様式 12 の 8

栄養管理実施加算の施設基準に係る届出書添付書類
(有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料のみ)

1 栄養管理を担当する常勤の管理栄養士

氏名	勤務時間	備考

2 その他（次の要件を満たす項目に○をつけること。）

- (イ) 入院患者ごとの栄養状態に関するリスクを入院時に把握すること（栄養スクリーニング）。
- (ロ) 栄養スクリーニングを踏まえて栄養状態の評価を行い、入院患者ごとに栄養管理計画（栄養管理計画の様式は、別添 6 の別紙 23 又はこれに準じた様式とする。）を作成すること。
- (ハ) 栄養管理計画には、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法、特別食の有無等）、栄養食事相談に関する事項（入院時栄養食事指導、退院時の指導の計画等）、その他栄養管理上の課題に関する事項、栄養状態の評価の間隔等を記載すること。また、当該計画書又はその写しを診療録に添付すること。
- (ニ) 医師又は医師の指導の下に管理栄養士、薬剤師、看護師その他の医療従事者が栄養管理計画を入院患者に説明し、当該栄養管理計画に基づき栄養管理を実施すること。
- (ホ) 栄養管理計画に基づき患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

[記載上の注意]

栄養管理計画に基づき入院患者の栄養管理の実施内容が確認できる文書を添付すること。

在宅復帰機能強化加算の施設基準に係る届出書添付書類 (有床診療所入院基本料)

1. 届出病床の状況

一般病床数	床

2. 退院患者の状況

対象期間（直近6か月間）（和暦）		始期	年	月	日
		終期	年	月	日
①	直近6か月間における退院患者数（再入院患者、死亡退院患者を除く）				名
①再掲	（1）在宅（自宅及び居住系介護施設等）				名
	（2）（1）のうち、退院した患者の在宅での生活が1月以上継続する見込みであることを確認できた患者				名
	（3）介護老人保健施設				名
	（4）同一の保険医療機関の療養病床				名
	（5）他の保険医療機関				名
②	在宅復帰率（2）／①（70%以上）				%

3. 病床の利用状況

算出期間（直近1年間）（和暦）		始期	年	月	日
		終期	年	月	日
③	当該病床における直近3月間の在院患者延べ日数				名
④	当該病床における当該3月間の新入院患者数				名
⑤	当該病床における当該3月間の新退院患者数（死亡退院を含む）				名
⑥	（④＋⑤）／2				名
⑦	平均在院日数 ③／⑥（90日以内） （小数点以下は切り上げる）				%

※病床の利用状況について、別添6の別紙4「平均在院日数の算定方法」1から4を参考にすること。

様式13

急性期総合体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1. 通則に関する事項

1 届出加算 (該当するいずれか 1つに✓を記載)	☐ 急性期総合体制加算 1 ☐ 急性期総合体制加算 2 ☐ 急性期総合体制加算 3 ☐ 急性期総合体制加算 4 ☐ 急性期総合体制加算 5																																								
2 外来縮小体制 (ア又はイのいずれ か該当するものに○ を記載)	ア (1)を満たし、かつ、(2)又は(3)のいずれかを満たす <table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 685 539 730">☐</td><td data-bbox="539 685 1434 730">(1) 初診に係る選定療養の報告を行って実費を徴収している</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 730 539 775">☐</td><td data-bbox="539 730 1434 775">(2) 紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 775 539 1106"> 記入 前 年 度 1 年 間 の 実 績 を </td><td data-bbox="539 775 1434 1106"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 775 606 819">①</td><td data-bbox="606 775 1133 819">初診の患者数</td><td data-bbox="1133 775 1434 819">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 819 606 864">②</td><td data-bbox="606 819 1133 864">再診の患者数</td><td data-bbox="1133 819 1434 864">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 864 606 909">③</td><td data-bbox="606 864 1133 909">紹介患者数</td><td data-bbox="1133 864 1434 909">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 909 606 954">④</td><td data-bbox="606 909 1133 954">逆紹介患者数</td><td data-bbox="1133 909 1434 954">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 954 606 999">⑤</td><td data-bbox="606 954 1133 999">救急患者数</td><td data-bbox="1133 954 1434 999">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 999 606 1043">⑥</td><td data-bbox="606 999 1133 1043">紹介割合 (③+⑤)÷①×100</td><td data-bbox="1133 999 1434 1043">() %</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1043 606 1106">⑦</td><td data-bbox="606 1043 1133 1106">逆紹介割合 ④÷(①+②)×1,000</td><td data-bbox="1133 1043 1434 1106">() %</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1106 539 1151">☐</td><td data-bbox="539 1106 1434 1151">(3) 診療情報提供料等を算定する割合が4割以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1151 539 1491"> 記入 前 年 度 1 年 間 の 実 績 を </td><td data-bbox="539 1151 1434 1491"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 1151 606 1196">①</td><td data-bbox="606 1151 1133 1196">総退院患者数</td><td data-bbox="1133 1151 1434 1196">() 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1196 606 1285">②</td><td data-bbox="606 1196 1434 1285">診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1285 606 1397">③</td><td data-bbox="606 1285 1434 1397">転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快で あり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された 患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1397 606 1491">④</td><td data-bbox="606 1397 1434 1491">診療情報提供料等を算定する割合 (②+③)÷①×10 () 割</td></tr> </table> </td></tr> </table> イ 紹介受診重点医療機関である。	☐	(1) 初診に係る選定療養の報告を行って実費を徴収している	☐	(2) 紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上	記入 前 年 度 1 年 間 の 実 績 を	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 775 606 819">①</td><td data-bbox="606 775 1133 819">初診の患者数</td><td data-bbox="1133 775 1434 819">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 819 606 864">②</td><td data-bbox="606 819 1133 864">再診の患者数</td><td data-bbox="1133 819 1434 864">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 864 606 909">③</td><td data-bbox="606 864 1133 909">紹介患者数</td><td data-bbox="1133 864 1434 909">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 909 606 954">④</td><td data-bbox="606 909 1133 954">逆紹介患者数</td><td data-bbox="1133 909 1434 954">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 954 606 999">⑤</td><td data-bbox="606 954 1133 999">救急患者数</td><td data-bbox="1133 954 1434 999">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 999 606 1043">⑥</td><td data-bbox="606 999 1133 1043">紹介割合 (③+⑤)÷①×100</td><td data-bbox="1133 999 1434 1043">() %</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1043 606 1106">⑦</td><td data-bbox="606 1043 1133 1106">逆紹介割合 ④÷(①+②)×1,000</td><td data-bbox="1133 1043 1434 1106">() %</td></tr> </table>	①	初診の患者数	() 名	②	再診の患者数	() 名	③	紹介患者数	() 名	④	逆紹介患者数	() 名	⑤	救急患者数	() 名	⑥	紹介割合 (③+⑤)÷①×100	() %	⑦	逆紹介割合 ④÷(①+②)×1,000	() %	☐	(3) 診療情報提供料等を算定する割合が4割以上	記入 前 年 度 1 年 間 の 実 績 を	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 1151 606 1196">①</td><td data-bbox="606 1151 1133 1196">総退院患者数</td><td data-bbox="1133 1151 1434 1196">() 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1196 606 1285">②</td><td data-bbox="606 1196 1434 1285">診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1285 606 1397">③</td><td data-bbox="606 1285 1434 1397">転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快で あり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された 患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1397 606 1491">④</td><td data-bbox="606 1397 1434 1491">診療情報提供料等を算定する割合 (②+③)÷①×10 () 割</td></tr> </table>	①	総退院患者数	() 件	②	診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件	③	転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快で あり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された 患者数 () 件	④	診療情報提供料等を算定する割合 (②+③)÷①×10 () 割
☐	(1) 初診に係る選定療養の報告を行って実費を徴収している																																								
☐	(2) 紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上																																								
記入 前 年 度 1 年 間 の 実 績 を	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 775 606 819">①</td><td data-bbox="606 775 1133 819">初診の患者数</td><td data-bbox="1133 775 1434 819">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 819 606 864">②</td><td data-bbox="606 819 1133 864">再診の患者数</td><td data-bbox="1133 819 1434 864">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 864 606 909">③</td><td data-bbox="606 864 1133 909">紹介患者数</td><td data-bbox="1133 864 1434 909">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 909 606 954">④</td><td data-bbox="606 909 1133 954">逆紹介患者数</td><td data-bbox="1133 909 1434 954">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 954 606 999">⑤</td><td data-bbox="606 954 1133 999">救急患者数</td><td data-bbox="1133 954 1434 999">() 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 999 606 1043">⑥</td><td data-bbox="606 999 1133 1043">紹介割合 (③+⑤)÷①×100</td><td data-bbox="1133 999 1434 1043">() %</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1043 606 1106">⑦</td><td data-bbox="606 1043 1133 1106">逆紹介割合 ④÷(①+②)×1,000</td><td data-bbox="1133 1043 1434 1106">() %</td></tr> </table>	①	初診の患者数	() 名	②	再診の患者数	() 名	③	紹介患者数	() 名	④	逆紹介患者数	() 名	⑤	救急患者数	() 名	⑥	紹介割合 (③+⑤)÷①×100	() %	⑦	逆紹介割合 ④÷(①+②)×1,000	() %																			
①	初診の患者数	() 名																																							
②	再診の患者数	() 名																																							
③	紹介患者数	() 名																																							
④	逆紹介患者数	() 名																																							
⑤	救急患者数	() 名																																							
⑥	紹介割合 (③+⑤)÷①×100	() %																																							
⑦	逆紹介割合 ④÷(①+②)×1,000	() %																																							
☐	(3) 診療情報提供料等を算定する割合が4割以上																																								
記入 前 年 度 1 年 間 の 実 績 を	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 1151 606 1196">①</td><td data-bbox="606 1151 1133 1196">総退院患者数</td><td data-bbox="1133 1151 1434 1196">() 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1196 606 1285">②</td><td data-bbox="606 1196 1434 1285">診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1285 606 1397">③</td><td data-bbox="606 1285 1434 1397">転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快で あり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された 患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1397 606 1491">④</td><td data-bbox="606 1397 1434 1491">診療情報提供料等を算定する割合 (②+③)÷①×10 () 割</td></tr> </table>	①	総退院患者数	() 件	②	診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件	③	転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快で あり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された 患者数 () 件	④	診療情報提供料等を算定する割合 (②+③)÷①×10 () 割																															
①	総退院患者数	() 件																																							
②	診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件																																								
③	転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快で あり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された 患者数 () 件																																								
④	診療情報提供料等を算定する割合 (②+③)÷①×10 () 割																																								
3 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (以下の場合を除き様式13の2に記載)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="421 1541 1133 1635">直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合</td><td data-bbox="1133 1541 1434 1635">☐ 届出を省略</td></tr> </table>	直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合	☐ 届出を省略																																						
直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合	☐ 届出を省略																																								
4 入退院支援 (該当する□に ✓を記載)	☐ 入退院支援加算1の届出を行っている ☐ 入退院支援加算2の届出を行っている																																								
5 画像診断・検査 体制	☐ 24時間の画像診断及び検査体制を有する																																								
6 調剤体制	☐ 薬剤師が当直を行うことによる24時間の調剤体制を有する																																								
7 禁煙の取扱い (該当する全ての □に✓を記載)	☐ 敷地内禁煙 ☐ 敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示してい る																																								

	☐ 敷地内に喫煙所を設けている。 (該当する全ての□に✓を記載)		
	<table border="1"> <tr> <td>算定 病棟</td><td> ☐ 精神病棟入院基本料 ☐ 緩和ケア病棟入院料 ☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 精神療養病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料 </td></tr> </table>	算定 病棟	☐ 精神病棟入院基本料 ☐ 緩和ケア病棟入院料 ☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 精神療養病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料
算定 病棟	☐ 精神病棟入院基本料 ☐ 緩和ケア病棟入院料 ☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 精神療養病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料		
	☐ 喫煙場所から非喫煙場所に煙が流れないような措置をしている		
	☐ 喫煙・禁煙区域を明確に表示し、周知・理解・協力を求める		
	☐ 喫煙可能区域に未成年者・妊婦が立ち入らないよう、措置を講ずる		
	<table border="1"> <tr> <td>具体的な措置（</td><td>）</td></tr> </table>	具体的な措置（	）
具体的な措置（	）		
8 他の入院料等の届出状況等	以下のいずれかに該当すること <table border="1"> <tr> <td> ☐ 療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない ☐ 平成26年3月31日以前に総合入院体制加算に係る届出を行っている（急性期総合体制加算5を算定する場合に限る） ☐ 人口20万人未満の地域に所在する地域最多救急病院 </td></tr> </table> ☐ 地域包括医療病棟入院料の届出を行っていない ☐ 同一建物内における特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又介護医療院を設置していない。（平成30年3月31日時点で総合入院体制加算に係る届出を行っており、当該施設（介護医療院を除く。）を設置している場合は、当該施設を維持することができる。） ☐ 特定の保険薬局との間で不動産の賃貸借取引等の特別な関係がない。（令和6年3月31日以前から賃貸借取引関係にある場合の関係を除く。）	☐ 療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない ☐ 平成26年3月31日以前に総合入院体制加算に係る届出を行っている（急性期総合体制加算5を算定する場合に限る） ☐ 人口20万人未満の地域に所在する地域最多救急病院	
☐ 療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない ☐ 平成26年3月31日以前に総合入院体制加算に係る届出を行っている（急性期総合体制加算5を算定する場合に限る） ☐ 人口20万人未満の地域に所在する地域最多救急病院			

2. 各加算区分に係る事項

9 総合性	☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 小児科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 脳神経外科 ☐ 産科又は産婦人科
(該当する全ての空欄、□に✓を記載し、該当する記号に○を記載)	☐ 地域医療構想調整会議で合意を得た上で、小児科、産科又は産婦人科に係る入院医療提供がない (該当する場合は、合意を得た会議の概要を提出すること)
	当該医療機関の担当精神科医氏名 ()
	連携保険医療機関の名称 ()
	連携保険医療機関の担当精神科医師名 ()
(加算1、2の届出はア、加算3、4の届出はア又はイ、加算5の届出はアからウのいずれかを満たす)	ア 以下のいずれかの入院料を届出しており、現に精神疾患患者の入院を受けれている（該当する入院料の□に✓を記載） ☐ 精神病棟入院基本料

すこと)	☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 児童・思春期精神科入院医療管理料 ☐ 精神科地域包括ケア病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料	
	上記入院料の届出時合計入院患者数	() 人
	イ 以下の①、②のいずれも満たす	
	ウ 以下の①、②のいずれかを満たす	
	① 以下のいずれかを届け出ていること ☐ 精神科リエゾンチーム加算 ☐ 認知症ケア加算 1	
	② 以下の加算の算定件数が、合計20件／年以上	
	☐ 精神疾患診療体制加算 2 年間算定件数 () 件	
	☐ 入院精神療法（救急患者に対し入院3日以内に実施されたものに限る） 年間算定件数 () 件	
	☐ 救急救命入院料の「注2」に規定する精神疾患診断治療初回加算（救急患者に対し入院3日以内に実施されたものに限る） 年間算定件数 () 件	
	全身麻酔手術件数 () 件	
10 手術等の集積性 （年間の実績） （該当するいずれかの記号に○を記載） （加算1はア、加算2はイ、加算3はウ、加算4はエ、加算5はオを満たすこと）	ア ・全身麻酔手術件数2,000件以上 ・以下の①～⑦のうち6つ以上 ・⑧及び⑨をいずれも満たすこと イ ・全身麻酔手術件数2,000件以上 ・以下の①～⑦のうち4つ以上 ・⑧及び⑨をいずれも満たすこと ウ ・全身麻酔手術件数2,000件以上 ・以下の①～⑦のうち5つ以上をいずれも満たすこと エ ・以下の①～⑦のうち3つ以上 ・⑧又は⑨をいずれも満たすこと オ ・全身麻酔手術件数800件以上（地域最多救急病院を除く） ・以下の①～⑧及び⑩のうち2つ以上をいずれも満たすこと ① 悪性腫瘍手術 400件以上 ② 腹腔鏡下又は胸腔鏡下手術 400件以上 ③ 心臓カテーテル法手術 200件以上 ④ 心臓胸部大血管手術 60件以上 （ア又はウを満たす場合は100件以上） ⑤ 消化管内視鏡手術 600件以上	

	⑥ 脳神経外科手術 50件以上 (才を満たす場合、地域最多救急病院では経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は超急性期脳卒中加算の合計10件以上を満たすことで差支えない) ⑦ 放射線治療（対外照射法）200例以上 ⑧ 分娩件数 100件以上 ⑨ 6歳未満乳幼児手術 40件以上 ⑩ 医療提供機能連携確保加算の届出 (地域最多救急病院であって、外来・在宅診療体制の確保に係る診療実績を当該保険医療機関が所在する二次医療圏で満たす場合に限る)
11 救急体制 (加算1, 2はア及びイ、加算3, 4, 5はア及びウを満たすこと)	ア 救急時医療情報閲覧機能を有していること イ 以下のいずれかを満たしていること ☐ 救命救急センター ☐ 高度救命救急センター ウ 以下のいずれかを満たしていること ☐ 第2次救急医療機関 ☐ 救命救急センター ☐ 高度救命救急センター ☐ 総合周産期母子医療センター ☐ その他上記と同様に24時間の救急患者を受け入れている
12 入院患者の病状の急変の兆候を捉えて対応する体制 (加算1～4において満たすこと)	ア 院内迅速対応チームの構成員（救急又は集中治療の経験を有し、所定の研修を修了した者の名前を記載すること。） ・医師： ・専任の看護師： イ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応状況に関する改善の必要性等について提言するための責任者名： ウ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者に対する対応方法に係るマニュアルを整備し、職員に遵守させている。 ☐ エ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応の改善に関する委員会又は会議の開催日： うち、イの責任者の出席日： オ 院内講習の開催日（開催予定日）： 1回目 月 日 2回目 月 日
13 退院に係る状況等	以下のいずれも満たすこと。 ☐ 一般病棟における平均在院日数が14日以内であること。 () 日 (小数点第一位まで)

(加算 1～4 において満たすこと)	☐ 一般病棟の退棟患者（退院患者を含む）に占める、同一の保険医療機関の一般病棟以外の病棟に転棟したものの割合が 1 割未満であること。 () 割
14 感染対策 (加算 1～4 において満たすこと)	☐ 感染対策向上加算 1 の届出を行っている。
15 高度急性期医療の提供 (加算 1～4 において満たすこと)	以下のうち届け出ている入院料に✓を記載すること ☐ 救命救急入院料 ☐ 特定集中治療室管理料 ☐ ハイケアユニット入院医療管理料 ☐ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ☐ 小児特定集中治療室管理料 ☐ 新生児特定集中治療室管理料 ☐ 総合周産期特定集中治療室管理料 ☐ 新生児治療回復室入院医療管理料
16 他の入院料の届出状況 (加算 1～4 において満たすこと)	☐ 以下の③の割合が 9 割以上であること。 ① 一般病棟の病床数の合計 () 床 ② 許可病床数の総数から結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料（7 対 1 入院基本料及び 10 対 1 入院基本料に限る）、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料及び地域移行機能強化病棟入院料を除いた病床数 () 床 ③ $(① \div ②) \times 10$ () 割
17 外部評価 (加算 1～4 において満たすこと)	以下の該当する□に✓を記載すること ☐ 日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている ☐ 上記に準ずる評価を受けている 具体的に受けている評価内容 ()

〔記載上の注意〕

1 「11」の「ウ」において「24時間の救急患者を受け入れている」を記入した場合には、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類を添付すること。

2 「2」の「ア」の(2)において、「初診の患者数」「再診の患者数」「紹介患者数」「逆紹介患者数」「救急患者数」「紹介割合」「逆紹介割合」については区分番号「A000」初診料の「注2」及び「注3」並びに区分番号「A002」外来診療料の「注2」及び「注3」に規定する算出方法を用いること。

3 各実績において「年間」とは、前年度4月1日～3月31日の期間を指す。

4 様式6及び様式13の2を添付すること。

医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（新規）

新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項
（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

年 月 日時点の医療従事者の負担の軽減に対する体制の状況	
(1) 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	
ア 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名: 職種:
イ 医療従事者の勤務状況の把握等	
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法	☐ タイムカード、ICカード ☐ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり) ☐ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(自己申告) ☐ その他 (具体的に:)
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況の把握内容	☐ 年次有給休暇取得率 ☐ 育児休業・介護休業の取得率 ☐ その他 (具体的に:)
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: 回/年(うち、管理者が出席した回数 回) 参加人数: 平均 人/回 参加職種()
エ 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	☐ 計画策定 ☐ 職員に対する計画の周知
オ 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	☐ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)
(2) 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容	
(イ)～(ト)のうち少なくとも3項目以上を含んでいること。	
☐ (イ) 外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携などの外来縮小の取組み ※ 許可病床数が400床以上の病院では、必ず本項目を計画に含むこと。	☐ 外来診療時間の短縮 ☐ 地域の他の保険医療機関との連携 ☐ その他
☐ (ロ) 院内保育所の設置(夜間帯の保育や病児保育の実施が含まれることが望ましい)	☐ 夜間帯の保育の実施 ☐ 病児保育の実施
☐ (ハ) 医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減	
☐ (ニ) 医師の時間外・休日・深夜の対応についての負担軽減及び処遇改善	
☐ (ホ) 特定行為研修修了者の複数名の配置及び活用による医師の負担軽減	☐ 特定行為研修修了者: 名
☐ (ヘ) 院内助産又は助産師外来の開設による医師の負担軽減	☐ 院内助産 ☐ 助産師外来
☐ (ト) 看護補助者の配置による看護職員の負担軽減	

〔記載上の注意〕

- 1 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
- 2 当該加算の変更の届出に当たり、直近8月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略することができる。

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（新規）

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況
（新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。）

新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日	新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日
☐	☐	夜間看護加算／看護補助・患者ケア体制充実加算 1・2・3 （療養病棟入院基本料の注12・注13） （該当するものに○をつけること）	年 月 日	☐	☐	看護補助加算／看護補助・患者ケア体制充実加算 1・2・3 （障害者施設等入院基本料の注9・注10） （該当するものに○をつけること）	年 月 日
☐	☐	夜間看護体制加算 （障害者施設等入院基本料の注11）	年 月 日	☐	☐	急性期看護補助体制加算 （ 対1）	年 月 日
☐	☐	夜間急性期看護補助体制加算 （ 対1）	年 月 日	☐	☐	夜間看護体制加算 （急性期看護補助体制加算）	年 月 日
☐	☐	看護職員夜間12対1配置加算 1・2 （該当するものに○をつけること）	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間16対1配置加算 1・2 （該当するものに○をつけること）	年 月 日
☐	☐	看護補助加算 1・2・3 （該当するものに○をつけること）	年 月 日	☐	☐	夜間75対1看護補助加算	年 月 日
☐	☐	夜間看護体制加算 （看護補助加算）	年 月 日	☐	☐	看護補助体制加算（ 対 1 ） ／看護補助・患者ケア体制充実加算 1・2・3 （地域包括医療病棟入院料の注6・注9） （該当するものに○をつけること）	年 月 日
☐	☐	夜間看護補助体制加算 （ 対 1 ） （地域包括医療病棟入院料の注7）	年 月 日	☐	☐	夜間看護体制加算 （地域包括医療病棟入院料の注8）	年 月 日
☐	☐	看護職員夜間12対1配置加算 1・2 （地域包括医療病棟入院料の注10） （該当するものに○をつけること）	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間16対1配置加算 1・2 （地域包括医療病棟入院料の注10） （該当するものに○をつけること）	年 月 日
☐	☐	看護補助加算／看護補助体制充実加算 （小児入院医療管理料の注9・注10）	年 月 日	☐	☐	看護職員配置加算 （地域包括ケア病棟入院料の注3）	年 月 日
☐	☐	看護補助者配置加算／看護補助・患者ケア体制充実加算 1・2・3 （地域包括ケア病棟入院料の注4・5） （該当するものに○をつけること）	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間配置加算 （地域包括ケア病棟入院料の注8）	年 月 日
☐	☐	看護職員夜間配置加算 （精神科救急急性期医療入院料の注4）	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間配置加算 （精神科救急・合併症入院料の注4）	年 月 日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項
（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

年 月 日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者		氏名:	職種:
イ 看護職員の勤務状況の把握等			
	(ア) 勤務時間	平均週	時間 (うち、時間外労働 時間)
	(イ) 2交代の夜勤に係る配慮	☐ 勤務後の暦日の休日の確保 ☐ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保 ☐ 16時間未満となる夜勤時間の設定 ☐ その他 (具体的に:)	
	(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮	☐ 夜勤後の暦日の休日の確保 ☐ その他 (具体的に:)	
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議		開催頻度: 回／年 参加人数: 平均 人／回 参加職種()	
エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画		☐ 計画策定 ☐ 職員に対する計画の周知	
オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開		☐ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法:)	

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

ア 業務量の調整	☐ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
イ 看護職員と他職種との業務分担	☐ 薬剤師 ☐ リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) ☐ 臨床検査技師 ☐ 臨床工学技士 ☐ その他(職種)
ウ 看護補助者の配置	☐ 主として事務的業務を行う看護補助者の配置 ☐ 看護補助者の夜間配置
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	☐ 短時間正規雇用の看護職員の活用
オ 多様な勤務形態の導入	☐ 多様な勤務形態の導入
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	☐ 院内保育所 ☐ 夜間保育の実施 ☐ 夜勤の減免制度 ☐ 休日勤務の制限制度 ☐ 半日・時間単位休暇制度 ☐ 所定労働時間の短縮 ☐ 他部署等への配置転換
キ 夜勤負担の軽減	☐ 夜勤従事者の増員 ☐ 月の夜勤回数の上限設定

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

① 交代制勤務の種別 (□3交代、 □変則3交代、 □2交代、 □変則2交代)

② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

	1)夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注11)	2)夜間看護体制加算(急性期看護補助体制加算/地域包括医療病棟入院料注8)	3)看護職員夜間配置加算 (12対1配置1・16対1配置1(地域包括医療病棟入院料の注10を含む))	4)看護補助加算 (夜間看護体制加算)	5)看護職員夜間配置加算 (精神科救急急性期医療入院料の注4／精神科救急・合併症入院料の注4)	6) 1)から5)のいずれかの加算を算定する病棟以外
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3交代のみ)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ 暦日の休日の確保	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	☐	☐	☐	☐	☐	☐
カ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(ア)過去1年間のシステムの運用	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)
	(イ)部署間における業務標準化	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話	☐			☐		☐
ク 看護補助者の夜間配置			☐			☐
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	☐	☐	☐	☐		☐
コ 夜間院内保育所の設置	☐	☐	☐	☐	☐	☐
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	☐	☐	☐	☐	☐	☐
該当項目数	()	()	()	()	()	
(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上	

〔記載上の注意〕

1 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。

2 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「✓」を記入すること。

3 2(3)②クは、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出ている場合、□に「✓」を記入すること。

4 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注11、看護補助加算の注3、急性期看護補助体制加算の注3、地域包括医療病棟の注8)、看護職員夜間12対1配置加算1及び看護職員夜間16対1配置加算1(地域包括医療病棟入院料の注10を含む)又は看護職員夜間配置加算(精神科救急急性期医療入院料の注4又は精神科救急・合併症入院料の注4に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。

- ・アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績(1)、2)又は4)は看護要員、3)又は5)は看護職員)が分かる書類
- ・オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類
- ・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類
- ・ク及びケについては、様式9
- ・コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料
- ・サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員(1)、2)又は4))又は看護職員(3)又は5))の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類

- 5 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注11、看護補助加算の注3、急性期看護補助体制加算の注3、地域包括医療病棟の注8)、看護職員夜間12対1配置加算1及び看護職員夜間16対1配置加算1(地域包括医療病棟入院料の注10を含む)又は看護職員夜間配置加算(精神科救急急性期医療入院料の注4又は精神科救急・合併症入院料の注4に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても、変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。
- 6 2(3)②の6)は、1)から5)のいずれの加算も届け出していない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況について、□に「✓」を記入すること。
- 7 各加算の変更の届出にあたり、直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略することができる。
ただし、2(3)②の夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等1)～5)を届け出る場合を除く。
- 8 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

包括期充実体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

許可病床数（200床未満 ※1）	床						
加算を算定する病棟が届け出ている入院料 （該当する全ての□に✓を入れること）	☐ A304 地域包括医療病棟入院料 ☐ A308-3 地域包括ケア病棟入院料						
急性期病院一般入院基本料又は急性期一般入院基本料の届出 （いずれか1つを○で囲むこと。）	無 ・ 有						
救急医療の体制（※2）の有無 （いずれか1つを○で囲むこと。）	有 ・ 無 ・ 療養病床かつ一般病棟入院基本料を算定する病棟がない						
自院で受入可能な疾患や病態についての地域のメディカルコントロール協議会等における協議状況 （いずれか1つを○で囲むこと。） 1：協議している／協議済み 2：協議していない	1 ・ 2						
入退院支援加算1の届出	有 ・ 無						
協力医療機関に係る施設の届出等 （該当する全ての□に✓を入れること。）	☐ 1：在宅療養支援病院 ☐ 2：在宅療養後方支援病院 ☐ 3：地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟を有する ☐ 4：上記のいずれにも該当しない						
上の設問で1～3のいずれかに✓を入れた場合、本欄も記入すること。							
<table border="1"> <tr> <td>協力対象施設入所者入院加算の届出 （いずれか1つを○で囲むこと）</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td> 協力医療機関となっている介護保険施設等 （※3）の数（3以上） （施設数が2以下の場合は回答すること。） 半径10km以内に、協力医療機関を定めていない介護保険施設等が存在しない。 </td><td>施設</td></tr> <tr> <td></td><td>該当する ・ 該当しない</td></tr> </table>	協力対象施設入所者入院加算の届出 （いずれか1つを○で囲むこと）	有 ・ 無	協力医療機関となっている介護保険施設等 （※3）の数（3以上） （施設数が2以下の場合は回答すること。） 半径10km以内に、協力医療機関を定めていない介護保険施設等が存在しない。	施設		該当する ・ 該当しない	
協力対象施設入所者入院加算の届出 （いずれか1つを○で囲むこと）	有 ・ 無						
協力医療機関となっている介護保険施設等 （※3）の数（3以上） （施設数が2以下の場合は回答すること。） 半径10km以内に、協力医療機関を定めていない介護保険施設等が存在しない。	施設						
	該当する ・ 該当しない						
後方支援に係る実績（加算を届け出ている病棟全体の合計を記入すること）							
直近3か月間における自宅等からの緊急入院の受入（15人以上）（※2が「有」以外の場合は30人以上）	人						
直近3か月間の入院患者に占める救急搬送又は救急患者連携搬送料を算定後に入院した患者の割合（8%以上）	%						

直近 3 か月間に自宅等から入院したものの割合 (※ 2 が「有」以外の場合のみ記入すること。6 割以上)		%
以下の①又は②のいずれかを満たすこと。		
実績の対象とした期間 (いずれか 1 つを○で囲むこと)		3 か月間 (届出開始時) ・ 1 年間
①直近 1 年間の入院患者に占める在宅患者緊急入院診療加算 1 ～ 3 の算定回数の合計 (12 件以上 ※ 4)		回
②直近 1 年間の入院患者に占める協力対象施設入所者入院加算 1 ・ 2 の算定回数の合計 (4 件以上 ※ 5)		回
直近 3 か月間における退院支援の状況		
①退院時共同指導料 2 の算定回数		回
②介護支援等連携指導料 2 の算定回数		回
③ ①+②の回数 (3 回以上)		回

- ※ 1 「基本診療料の施設基準等」別表第 6 の 2 に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては 280 床未満であること。
- ※ 2 医療法第 30 条の 4 の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関又は救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること。
- ※ 3 介護老人保健施設、介護医療院又は特別養護老人ホームをいう。
- ※ 4 届出時は 4 件以上／3 か月間でも差し支えない。
- ※ 5 届出時は 1 件以上／3 か月間でも差し支えない。

必ず③を計画に含み、かつ、①②及び④～⑥のうち少なくとも2項目以上を含んでいること。

☐ ① 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
☐ ② 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)
☐ ③ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮 ※ 処置又は手術の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1の届出に当たっては、必ず本項目を計画に含むこと。
☐ ④ 当直翌日の業務内容に対する配慮
☐ ⑤ 交替勤務制・複数主治医制の実施
☐ ⑥ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

〔記載上の注意〕

- 1 医師の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
- 2 2(1)ウ(エ)勤務時間及び(オ)当直回数の算出に当たっては、常勤の医師及び週23時間以上勤務する非常勤の医師を対象とすること。
- 3 各加算の変更の届出にあたり、直近に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略することができる。
- 4 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

超急性期脳卒中加算の施設基準に係る届出書添付書類

専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤医師に係る事項	医 師 氏 名	脳卒中の診断及び治療の経験年数
		年
医師少数区域又は医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関において、以下の基準を満たしている場合には、上記に代えて次の 1～4 を記載すること。		
1 超急性期脳卒中加算に係る届出を行っている他の保険医療機関との連携体制が構築されている	(□には適合する場合「✓」を記入すること。) □	連携先保険医療機関名 ()
2 日本脳卒中学会が定める「脳卒中診療における遠隔医療(テレストローク)ガイドライン」に沿った情報通信機器を用いた診療を行う体制が整備されている	(□には適合する場合「✓」を記入すること。) □	
3 配置されている常勤医師	医師氏名 ()	
4 脳梗塞患者に対する経皮的脳血栓回収術の適応の可否の判断等について連携先保険医療機関と連携する体制が整備されている	(□には適合する場合「✓」を記入すること。) □	
脳卒中治療を行うにふさわしい専用の治療室に常設されている装置・器具の名称・台数等		
救急蘇生装置	名称 ()	() 台
除細動器	名称 ()	() 台
心電計	名称 ()	() 台
呼吸循環監視装置	名称 ()	() 台
検査を常時行える体制 (□には適合する場合「✓」を記入すること。)		
C T 撮影	□	
M R I 撮影	□	
一般血液検査及び凝固学的検査	□	
心電図検査	□	

〔記載上の注意〕

- 1 日本脳卒中学会等が行う、脳梗塞 t - P A 適正使用に係る講習会等の受講が確認できる修了証(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。
- 2 医師少数区域又は医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関においては、脳梗塞患者に対する経皮的脳血栓回収術の適応の可否の判断等についての連携に係る手順書を添付すること。

診療録管理体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄
1. 診療録管理体制加算の届出区分 (該当区分に○をつけること)	加算 1 ・ 加算 2
2. 中央病歴管理室の場所	
3. 診療録管理部門の有無	有 ・ 無
4. 診療記録管理委員会の設置	
開催回数	回／月
参加者氏名	
5. 診療記録の保管・管理のための規程の有無	有 ・ 無
6. 診療記録が疾病別に検索・抽出できる体制	有 ・ 無
7. 診療記録の電子的な一覧表の保有等 (加算 1 を届出する場合に記入すること)	
診療記録について電子的な一覧表を有している	有 ・ 無
一覧表に登録されている患者データの期間 開始年月 (和暦で記載すること)	年 月
一覧表に登録されている患者データの期間 終了年月 (和暦で記載すること)	年 月
一覧表が作成されているソフトウェアの名称	
退院患者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所 (郵便番号を含む。)	有 ・ 無
入院日・退院日	有 ・ 無
担当医氏名	有 ・ 無
担当診療科	有 ・ 無
ICD (国際疾病分類) コード	有 ・ 無
手術コード (医科診療報酬点数表の区分番号)	有 ・ 無
8. 専任の診療録管理者	
診療録管理者 1	
氏名	
職種	
勤務形態 1 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 常勤 2 : 非常勤
勤務形態 2 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 専従 2 : 専任
勤務時間	時間

診療録管理者 2	
氏名	
職種	
勤務形態 1 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 常勤 2 : 非常勤
勤務形態 2 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 専従 2 : 専任
勤務時間	時間
診療録管理者 3	
氏名	
職種	
勤務形態 1 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 常勤 2 : 非常勤
勤務形態 2 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 専従 2 : 専任
勤務時間	時間
診療録管理者 4	
氏名	
職種	
勤務形態 1 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 常勤 2 : 非常勤
勤務形態 2 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 専従 2 : 専任
勤務時間	時間
診療録管理者 5	
氏名	
職種	
勤務形態 1 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 常勤 2 : 非常勤
勤務形態 2 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 専従 2 : 専任
勤務時間	時間
診療録管理者 6	
氏名	
職種	
勤務形態 1 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 常勤 2 : 非常勤
勤務形態 2 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 専従 2 : 専任
勤務時間	時間

診療録管理者 7	
氏名	
職種	
勤務形態 1 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 常勤 2 : 非常勤
勤務形態 2 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 : 専従 2 : 専任
勤務時間	時間
直近 1 年間の退院患者数	名
開始年月 (和暦で記載すること)	年 月
終了年月 (和暦で記載すること)	年 月
9. 疾病統計に用いる疾病分類 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 I C D (国際疾病分類) 上の規定に基づく 細分類項目 (4 桁又は 5 桁)
	2 I C D 大分類程度
10. 全患者に対する退院時要約の作成	
対象期間	年 月
① 1 月間の退院患者数	名
② ①のうち、退院日の翌日から起算して14日以内に 退院時要約が作成され中央病歴管理室に提出された 患者数	名
② / ① の値	
11. 患者に対する診療情報の提供	

[記載上の注意]

- 1 中央病歴管理室の平面図を添付すること。
- 2 「3」で有とした場合は、当該診療録管理部門がわかる組織図を添付すること。
- 3 「4」は、「3」で無とした場合に記載すること。
- 4 診療記録の保管・管理のための規定を添付すること。
- 5 「8」の勤務時間は、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記載すること。
- 6 「11」は、どのような情報提供方法をとっているか簡潔に記載すること。

医師事務作業補助体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

届出区分 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)	1：医師事務作業補助体制加算1 2：医師事務作業補助体制加算2

1 医師事務作業補助体制加算の届出区分（該当区分に数値を記入すること。）

届出区分別病床数と配置数 (該当するすべての項目に、数値、✓又は○を記入すること)	① 以下の②以外の病床	イ 当該加算の届出を行う病床数	床
		ロ 配置基準	対1
		ハ 医師事務作業補助者数の算入方法 (該当するいずれか1つに✓を記入すること)	医師事務作業補助者1名当たり □ 1名 □ 1.2名 □ 1.3名
		ニ 医師事務作業補助者の数 (ハの算入方法による数)	名
		うち、自院における3年以上の勤務経験を有する者の数 (ハの算入方法による数)	名
		ホ 配置基準に定める医師事務作業補助者数のうち、自院における3年以上の勤務経験を有する者の割合が5割以上	□
	② 50対1、75対1又は100対1に限り算定できる病床	イ 当該加算の届出を行う病床数	床
		ロ 配置基準	対1
		ハ 医師事務作業補助者数の算入方法 (該当するいずれか1つに✓を記入すること)	医師事務作業補助者1名当たり □ 1名 □ 1.2名 □ 1.3名
		ニ 医師事務作業補助者の数 (ハの算入方法による数)	名
		うち、自院における3年以上の勤務経験を有する者の数 (ハの算入方法による数)	名
		ホ 配置基準に定める医師事務作業補助者数のうち、ハの算入方法により、自院における3年以上の勤務経験を有する者の割合が5割以上	□

※ 配置基準は15対1・ 20対1・ 25対1・ 30対1・ 40対1・ 50対1・ 75対1・ 100対1のうち該当するものを記入（②は50対1・ 75対1・ 100対1に限る。）すること。

※ ニで記載した値が、イ／（ロで記載した値）で小数点第一位を四捨五入した値以上であること。

※ 医師事務作業補助者の数は1名以上であること。

※ 「自院における3年以上の勤務経験」は、医師事務作業補助者としての勤務経験を指す。

※ 医師事務作業補助体制加算1を算定する場合は、ホが5割以上であること。

2 医師事務作業補助者の配置責任者

医師事務作業補助者の配置責任者の氏名	

3 医師事務作業補助者を配置するにあたっての研修計画

最低6ヶ月間の研修計画を作成している	はい ・ いいえ
上記研修期間内に32時間の研修を行う計画がある	はい ・ いいえ
ICT機器等の操作方法及び生成AIの適切な利用に関する研修を実施している	はい ・ いいえ

4 院内規程の整備について（満たしているものに○をつける）

(1) 通則に関する規定の整備状況 (該当するすべての□に✓を記入すること)	□	① 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的計画を策定し、職員等に周知徹底している。
	□	② 計画に基づき、医師事務作業補助者を配置している。
	□	③ 医師事務作業補助者の業務範囲について、関係法令に基づき規程を定めており、個別の業務内容を文書で整備している。
	□	④ 診療記録の記載について、関係法令に基づき規程を文書で整備している。
	□	⑤ 個人情報保護について、関係法令に基づき規程を文書で整備している。
	□	⑥ 医療機関内に電子カルテシステム又はオーダーリングシステムを導入しており、そのシステム上において、(1)③に規程する業務を医師事務作業補助者に行わせることとしている場合は、電子カルテシステム（オーダーリングシステムを含む。）について、関係法令に基づき規程を文書で整備している。 □ 電子カルテシステム（オーダーリングシステムを含む。） □ 電子カルテシステムのみ □ オーダーリングシステムのみ
(2) ICT機器等と、その活用に関する規定の整備状況 (該当するすべての□に✓を記入すること)	□	① 生成AIを活用した医療文書等の文書作成補助システム
	□	② 医療文書用の音声入力システム（汎用音声入力機能を除く。）
	□	③ 医療データ等の定型的な入力作業等を自動化するロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）
	□	④ 10種類以上の患者向け説明動画
	□	⑤ 医師事務・医師の事務作業時間・負担感等について年1回程度評価・確認し、適宜、適切な対策を講じている

5 医療実績等に関する事項

医療実績等に関する施設基準 (該当するすべての項目に数値又は✔を記入すること)	☐ ①第三次救急医療機関	
	☐ ②総合周産期母子医療センターを有する医療機関	
	☐ ③小児救急医療拠点病院	
	④年間の緊急入院患者数が800名以上の実績を有する医療機関	年間 名
	☐ ⑤災害拠点病院	
	☐ ⑥へき地医療拠点病院	
	☐ ⑦地域医療支援病院	
	☐ ⑧「基本診療料の施設基準等」別表第6の2に掲げる地域に所在する医療機関	
	⑨年間の緊急入院患者数が200名以上の実績を有する医療機関	年間 名
	⑩年間の全身麻酔による手術件数が800件以上の実績を有する医療機関	年間 件
	⑪年間の緊急入院患者数が100名以上の実績を有する医療機関	年間 名
	⑫年間の緊急入院患者数が50名以上の実績を有する医療機関	年間 名

(年間の緊急入院患者数又は年間の全身麻酔による手術件数の算出期間： 年 月 日～ 年 月 日)

[記載上の注意]

- 1 届出区分に応じて必要な箇所を記載すること。
- 2 様式18の2「医師事務作業補助者の名簿」を添付すること。
- 3 「3」については、医師事務作業補助員の研修計画の概要について分かる資料を添付すること。
- 4 「4」の①については、様式13の4「医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」及び医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の写しを添付すること。ただし、加算の変更の届出にあたり、直近8月に届け出た内容と変更がない場合は、様式13の4の添付を略することができる。
- 5 「4」の②から⑤については、計画書及び規程文書の写しを添付すること。
- 6 「4」の⑥については、規程文書の写しを添付し、併せて、医療機関内における電子カルテシステム（オーダーリングシステムを含む。）における「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する真正性、見読性、保存性の確保に係る取組が分かる資料及び各入力項目についての入力権限、許可権限が分かる一覧表を添付すること。
- 7 15対1補助体制加算を届け出る場合には「5」の①～④のいずれかを満たすこと。20対1、25対1、30対1又は40対1補助体制加算を届け出る場合には①～⑩のいずれかを満たすこと。50対1補助体制加算を届け出る場合には①～⑪のいずれかを満たすこと。75対1又は100対1補助体制加算を届け出る場合には①～⑫のいずれかを満たすこと。
- 8 年間の緊急入院患者数、年間の全身麻酔による手術件数については、直近1年間の実績を記載すること。
- 9 「5」の①～③、⑤～⑦に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたこと分かる資料を添付すること。

医師事務作業補助者の名簿

氏名	勤務曜日と 勤務時間	1 週間の勤務時 間	自院における 3 年以上の勤 務経験
	月 : 、木 : 火 : 、金 : 水 : 、土 : 日 :	時間 分	☐ 有 ☐ 無
	月 : 、木 : 火 : 、金 : 水 : 、土 : 日 :	時間 分	☐ 有 ☐ 無
	月 : 、木 : 火 : 、金 : 水 : 、土 : 日 :	時間 分	☐ 有 ☐ 無
	月 : 、木 : 火 : 、金 : 水 : 、土 : 日 :	時間 分	☐ 有 ☐ 無
	月 : 、木 : 火 : 、金 : 水 : 、土 : 日 :	時間 分	☐ 有 ☐ 無

[記載上の注意]

1. 医療従事者として勤務している看護職員は医師事務作業補助者として届出することはできない。
2. 「自院における 3 年以上の勤務経験」は医師事務作業補助者としての勤務経験をいう。

様式 18 の 3

夜間看護加算／看護補助・患者ケア体制充実加算（療養病棟入院基本料の注 12・13）
 看護補助加算／看護補助・患者ケア体制充実加算（障害者施設等入院基本料の注 9・10）
 急性期看護補助体制加算
 看護補助体制充実加算（急性期看護補助体制加算の注 4）
 看護職員夜間配置加算
 看護補助加算
 看護補助体制充実加算（看護補助加算の注 4）
 看護補助体制加算／看護補助・患者ケア体制充実加算（地域包括医療病棟入院料の注 6・9）
 看護補助加算／看護補助体制充実加算（小児入院医療管理料の注 9・10）
 看護補助者配置加算／看護補助・患者ケア体制充実加算（地域包括ケア病棟入院料の注 4・5）

に係る届出書添付書類

1 届出区分

（新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。）

新規 届出	既 届出	区分	新規 届出	既 届出	区分
☐	☐	夜間看護加算 （療養病棟入院基本料の注 12）	☐	☐	看護補助・患者ケア体制充実加算 （療養病棟入院基本料の注 13） （ 1 ・ 2 ・ 3 ） （いずれか該当するものに○をつけること）
☐	☐	看護補助加算 （障害者施設等入院基本料の注 9）	☐	☐	看護補助・患者ケア体制充実加算 （障害者施設等入院基本料の注 10） （ 1 ・ 2 ・ 3 ） （いずれか該当するものに○をつけること）
☐	☐	急性期看護補助体制加算 （ 対 1 ）	☐	☐	看護補助体制充実加算 （急性期看護補助体制加算の注 4） （ 1 ・ 2 ） （いずれか該当するものに○をつけること）
☐	☐	看護職員夜間配置加算 （12 対 1 配置加算（ 1 ・ 2 ）、 16 対 1 配置加算（ 1 ・ 2 ）） （いずれか該当するものに○をつけること）	☐	☐	看護補助加算 （ 1 ・ 2 ・ 3 ） （いずれか該当するものに○をつけること）
☐	☐	看護補助体制充実加算 （看護補助加算の注 4） （ 1 ・ 2 ） （いずれか該当するものに○をつけること）	☐	☐	看護補助体制加算 （地域包括医療病棟入院料注 6） （ 対 1 ）
☐	☐	看護補助・患者ケア体制充実加算 （地域包括医療病棟入院料の注 9） （ 1 ・ 2 ・ 3 ） （いずれか該当するものに○をつけること）	☐	☐	看護補助加算 （小児入院医療管理料注 9）
☐	☐	看護補助体制充実加算 （小児入院医療管理料注 10）	☐	☐	看護補助者配置加算 （地域包括ケア病棟入院料の注 4）
☐	☐	看護補助・患者ケア体制充実加算 （地域包括ケア病棟入院料の注 5） （ 1 ・ 2 ・ 3 ） （いずれか該当するものに○をつけること）			

2 療養病棟における入院患者の状況

① 当該病棟の入院患者延べ数 (算出期間 (1 か月) ____ 年 ____ 月)	名
② ①のうちADL区分3の患者の延べ数	名
③ ADL区分3の患者の割合 (②／①)	%

3 急性期医療を担う医療機関の体制

1) 次の区分のいずれかに該当する病院（該当する区分の全てに○をつけること。）	
① 年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 期 間 : 年 月～ 年 月 緊急入院患者数 : 名	
② 総合周産期母子医療センターを有する医療機関	
2) 年間の救急自動車及び 救急医療用ヘリコプターによる搬送受入人数	人／年
うち入院患者数	人／年

4 看護補助者に対する研修

看護補助業務に必要な基礎的な知識・技術を 習得するための院内研修の実施状況	実施日： 月 日 （複数日ある場合は複数日）
研修の主な内容等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2回目以降の受講の看護補助者に対して「ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解」を省略している場合、該当する□に「✓」を記入 ☐ 全看護補助者のうち、2回目以降の受講の看護補助者のみ省略 ☐ 全看護補助者が2回目以降の受講のため、全ての研修で省略	

5 看護補助者の活用に関する所定の研修を受講した看護師長等の配置状況

[illegible]

6 看護補助者の活用に関する看護職員の研修

看護補助者の活用に関する院内研修の実施状況	実施日： 月 日 (複数日ある場合は複数日)
研修の主な内容等 ・ ・ ・ ・ ・ ・	

7 3年以上の勤務経験を有する看護補助者及び主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の配置の状況

該当する加算		看護補助者の数 (うち、自院における3年以上の勤務経験を有する者の数)	看護補助者のうち、自院における3年以上の勤務経験を有する者の割合が5割以上	主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が100対1以上
☐	看護補助・患者ケア体制充実加算(1・2) (療養病棟入院基本料の注13)	(名)	☐	☐
☐	看護補助・患者ケア体制充実加算(1・2) (障害者施設等入院基本料の注10)	(名)	☐	☐
☐	看護補助体制充実加算1 (急性期看護補助体制加算の注4)	(名)	☐	☐
☐	看護補助体制充実加算1 (看護補助加算の注4)	(名)	☐	☐
☐	看護補助・患者ケア体制充実加算(1・2) (地域包括医療病棟入院料の注9)	(名)	☐	☐
☐	看護補助・患者ケア体制充実加算(1・2) (地域包括ケア病棟入院料の注5)	(名)	☐	☐

8 自院において3年以上の勤務経験を有する看護補助者及び主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者の名簿

氏名	自院において3年以上の勤務経験を有する看護補助者	主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者	
		介護福祉士の資格を有する者	看護補助者として3年以上の勤務経験を有し、適切な研修を修了した看護補助者
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐

9 看護補助者の業務に必要な能力の段階的な評価

段階的評価指標の作成	☐

10 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

様式13の3に記載すること。

※ 直近8月に届け出た内容と変更がないため届出を省略する場合、□に「✓」を記入（ただし、「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等」の該当項目数が要件にある場合は省略することができないものであること。）

☐ 届出を省略

[記載上の注意]

- 1 「2」の療養病棟における入院患者の状況は、夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注12）及び看護補助・患者ケア体制充実加算（療養病棟入院基本料の注13）を届け出る場合のみ記入すること。
- 2 「3」の急性期医療を担う医療機関の体制は、急性期看護補助体制加算又は看護職員夜間配置加算を届け出る場合のみ記入すること。
- 3 「3」の1)の①に該当する場合は、直近一年間の緊急入院患者数を記入するとともに、各月の緊急入院患者数が分かる資料を添付すること。

- 4 「3」の1)の②に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことの分かる資料を添付すること。
- 5 看護職員夜間配置加算を届け出る場合は、「4」、「5」、「6」、「7」及び「8」の記載は不要である。
- 6 看護補助体制充実加算及び看護補助・患者ケア体制充実加算を届け出る場合は、「4」、「5」及び「6」を記載すること。また、「5」に掲げる看護師長等については、看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 7 「7」3年以上の勤務経験を有する看護補助者及び主として直接患者に対し療養生活上の世話を行う看護補助者の配置の状況は、看護補助体制充実加算1を届け出る場合及び療養病棟入院基本料の注13、障害者施設等入院基本料の注10、地域包括医療病棟入院料の注9並びに地域包括ケア病棟入院料の注5の看護補助・患者ケア体制充実加算1又は看護補助・患者ケア体制充実加算2を届け出る場合のみ記入すること。
- 8 「8」「主として直接患者に対し療養生活上の世話を行う看護補助者」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 9 「9」看護補助者の業務に必要な能力の段階的な評価は、看護補助体制充実加算1を届け出る場合及び療養病棟入院基本料の注13、障害者施設等入院基本料の注10、地域包括医療病棟入院料の注9並びに地域包括ケア病棟入院料の注5の看護補助・患者ケア体制充実加算1又は看護補助・患者ケア体制充実加算2を届け出る場合のみ記入すること。
- 10 看護補助者の業務範囲について定めた院内規定及び個別の業務内容の文書を添付すること。（看護職員夜間配置加算を届け出る場合は不要である。）

電子的診療情報連携体制整備加算（入院基本料等加算）の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄
1. 電子的診療情報連携体制整備加算の届出区分 (該当区分に○をつけること)	加算 1 加算 2
2. 診療体制等の要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	☐ 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている
	☐ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している
	☐ 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている
	☐ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
	☐ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている
3. 専任の医療情報システム安全管理責任者の配置	有 無
4. 職員を対象とした情報セキュリティに関する研修の実施	有 無
以下の項目は加算 1 を届出する場合に記入すること	
5. 非常時に備えた医療情報システムのバックアップ等	
電子カルテシステム	☐
バックアップを複数の方式で確保	有 無
ネットワークから切り離れたオフラインの保管	有 無
オーダーリングシステム	☐
バックアップを複数の方式で確保	有 無
ネットワークから切り離れたオフラインの保管	有 無
レセプト電算システム	☐
バックアップを複数の方式で確保	有 無
ネットワークから切り離れたオフラインの保管	有 無
6. 業務継続計画 (BCP) の策定	有 無
7. 業務継続計画 (BCP) に基づく訓練・演習の実施	有 無

〔記載上の注意〕

- 1
- 「2」のウェブサイトへの掲示については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- 2
- 「4」及び「7」は、届出保険医療機関について予定されているものを記載することよく、少なくとも年1回程度、実施されていること。
- 3
- 「5」のネットワークから切り離れたオフラインの保管で有とした場合は、医療情報システム・サービス事業者との契約書等において当該内容が確認できる記載部分について添付すること。

の施設基準に係る届出書添付書類

「記載上の注音」

- なお、有床診療所（一般病床に限る。）については、「病棟の状況」の「病床数」のみ記載すること。

- 2 入院患者の状況は、1日平均入院患者数は直近1年間、特殊疾患の患者数は直近1ヶ月間の実績を用いること。

- 4 当該届出を行う病棟の平面図を添付すること。

勤務する従事者の名簿

勤務する治療室又は病棟等の届出区分（該当するものを1つ選択すること。）

- 1 : 救命救急入院料 1
- 2 : 救命救急入院料 2
- 3 : 特定集中治療室管理料 1
- 4 : 特定集中治療室管理料 2
- 5 : 特定集中治療室管理料 3
- 6 : ハイケアユニット入院医療管理料 1
- 7 : ハイケアユニット入院医療管理料 2
- 8 : ハイケアユニット入院医療管理料「注 5」
- 9 : 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 10 : 小児特定集中治療室管理料
- 11 : 新生児特定集中治療室管理料 1
- 12 : 新生児特定集中治療室管理料 2
- 13 : 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料
- 14 : 総合周産期特定集中治療室管理料「1」母体・胎児集中治療室管理料
- 15 : 総合周産期特定集中治療室管理料「2」新生児集中治療室管理料
- 16 : 新生児治療回復室入院医療管理料
- 17 : 地域包括医療病棟入院料 1
- 18 : 地域包括医療病棟入院料 2
- 19 : 一類感染症患者入院医療管理料
- 20 : 特殊疾患入院医療管理料
- 21 : 小児入院医療管理料 1
- 22 : 小児入院医療管理料 2
- 23 : 小児入院医療管理料 3
- 24 : 小児入院医療管理料 4
- 25 : 小児入院医療管理料 5
- 26 : 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- 27 : 回復期リハビリテーション病棟入院料 2
- 28 : 回復期リハビリテーション病棟入院料 3
- 29 : 回復期リハビリテーション病棟入院料 4
- 30 : 回復期リハビリテーション病棟入院料 5
- 31 : 回復期リハビリテーション入院医療管理料
- 32 : 地域包括ケア病棟入院料 1
- 33 : 地域包括ケア病棟入院料 2
- 34 : 地域包括ケア病棟入院料 3
- 35 : 地域包括ケア病棟入院料 4
- 36 : 地域包括ケア入院医療管理料 1
- 37 : 地域包括ケア入院医療管理料 2
- 38 : 地域包括ケア入院医療管理料 3
- 39 : 地域包括ケア入院医療管理料 4
- 40 : 特殊疾患病棟入院料 1
- 41 : 特殊疾患病棟入院料 2
- 42 : 緩和ケア病棟入院料 1
- 43 : 緩和ケア病棟入院料 2
- 44 : 精神科救急急性期医療入院料
- 45 : 精神科急性期治療病棟入院料
- 46 : 児童・思春期精神科入院医療管理料
- 47 : 認知症治療病棟入院料 1
- 48 : 認知症治療病棟入院料 2
- 49 : 特定一般病棟入院料 1
- 50 : 特定一般病棟入院料 2
- 51 : 特定一般病棟入院料（地域包括ケア 1）
- 52 : 特定一般病棟入院料（地域包括ケア 2）
- 53 : 特定一般病棟入院料（地域包括ケア 3）
- 54 : 特定一般病棟入院料（地域包括ケア 4）
- 55 : 地域移行機能強化病棟入院料
- 56 : 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
- 57 : 特殊疾患入院施設管理加算
- 58 : 精神科応急入院施設管理加算

医師の名簿（専任の医師等を要件とする入院料等を届け出る場合に記入すること。）

医師

届出を行う医師の通し番号		
氏名		
常勤又は非常勤 （該当する1つを選択すること。）	1 : 常勤 2 : 非常勤	
勤務の態様 （該当する1つを選択すること。）	1 : 専従 2 : 専任 3 : いずれでもない	
週当たり所定労働時間数	時間	
その他の事項（※）	☐ 特定集中治療5年以上 ☐ 小児科医 ☐ 熱傷 ☐ 神経内科又は脳神経外科5年以上 ☐ 神経内科又は脳神経外科3年以上 ☐ 小児特定集中治療5年以上 ☐ 新生児特定集中治療5年以上 ☐ 精神保健指定医 指定医番号	

医師

届出を行う医師の通し番号		
氏名		
常勤又は非常勤 （該当する1つを選択すること。）	1 : 常勤 2 : 非常勤	
勤務の態様 （該当する1つを選択すること。）	1 : 専従 2 : 専任 3 : いずれでもない	
週当たり所定労働時間数	時間	
その他の事項（※）	☐ 特定集中治療5年以上 ☐ 小児科医 ☐ 熱傷 ☐ 神経内科又は脳神経外科5年以上 ☐ 神経内科又は脳神経外科3年以上 ☐ 小児特定集中治療5年以上 ☐ 新生児特定集中治療5年以上 ☐ 精神保健指定医 指定医番号	

医師

届出を行う医師の通し番号		
氏名		
常勤又は非常勤 （該当する1つを選択すること。）	1 : 常勤 2 : 非常勤	
勤務の態様 （該当する1つを選択すること。）	1 : 専従 2 : 専任 3 : いずれでもない	
週当たり所定労働時間数	時間	
その他の事項（※）	☐ 特定集中治療5年以上 ☐ 小児科医 ☐ 熱傷 ☐ 神経内科又は脳神経外科5年以上 ☐ 神経内科又は脳神経外科3年以上 ☐ 小児特定集中治療5年以上 ☐ 新生児特定集中治療5年以上 ☐ 精神保健指定医 指定医番号	

その他の従事者の名簿		
従事者		
届出を行う従事者の通し番号		
職種		
氏名		
常勤又は非常勤 (該当する1つを選択すること。)	1 : 常勤 2 : 非常勤	
勤務の態様 (該当する1つを選択すること。)	1 : 専従 2 : 専任 3 : いずれでもない	
週当たり所定労働時間数	時間	
従事者		
届出を行う従事者の通し番号		
職種		
氏名		
常勤又は非常勤 (該当する1つを選択すること。)	1 : 常勤 2 : 非常勤	
勤務の態様 (該当する1つを選択すること。)	1 : 専従 2 : 専任 3 : いずれでもない	
週当たり所定労働時間数	時間	
従事者		
届出を行う従事者の通し番号		
職種		
氏名		
常勤又は非常勤 (該当する1つを選択すること。)	1 : 常勤 2 : 非常勤	
勤務の態様 (該当する1つを選択すること。)	1 : 専従 2 : 専任 3 : いずれでもない	
週当たり所定労働時間数	時間	
従事者		
届出を行う従事者の通し番号		
職種		
氏名		
常勤又は非常勤 (該当する1つを選択すること。)	1 : 常勤 2 : 非常勤	
勤務の態様 (該当する1つを選択すること。)	1 : 専従 2 : 専任 3 : いずれでもない	
週当たり所定労働時間数	時間	
従事者		
届出を行う従事者の通し番号		
職種		
氏名		
常勤又は非常勤 (該当する1つを選択すること。)	1 : 常勤 2 : 非常勤	
勤務の態様 (該当する1つを選択すること。)	1 : 専従 2 : 専任 3 : いずれでもない	
週当たり所定労働時間数	時間	

(※)

- ・特定集中治療の経験を5年以上有する医師である場合には、「特定集中治療5年以上」を選択し、5年以上の経験が確認できる文書を添付すること（特定集中治療室管理料1に係る届出を行う場合に限る。）。
- ・小児科を担当する専任の医師である場合は、「小児科医」を選択すること（救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の小児加算に係る届出を行う場合に限る。）。
- ・広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師である場合は、「熱傷」を選択すること（救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の広範囲熱傷管理加算に係る届出を行う場合に限る。）。
- ・神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上又は3年以上有する医師である場合には、「神経内科又は脳神経外科5年以上」又は「神経内科又は脳神経外科3年以上」を選択すること。（脳卒中ケアユニット入院医療管理料に係る届出を行う場合に限る。）
- ・小児の特定集中治療の経験を5年以上有する医師である場合には、「小児特定集中治療5年以上」を選択し、5年以上の経験が確認できる文書を添付すること（小児特定集中治療室管理料に係る届出を行う場合に限る。）。
- ・新生児の特定集中治療の経験を5年以上有する医師である場合には、「新生児特定集中治療5年以上」を選択し、5年以上の経験が確認できる文書を添付すること（新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料に係る届出を行う場合に限る。）。
- ・精神保健指定医である場合には、「精神保健指定医」を選択し、「指定医番号」欄に指定医番号を記載すること（精神科応急入院施設管理加算、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料又は精神科救急・合併症入院料に係る届出を行う場合に限る。）。

[記載上の注意]

- 1 届出を行う治療室又は病棟等の区分ごとに記載すること。
- 2 「届出を行う従事者の通し番号」については、本名簿に記載する医師又は従事者のそれぞれについて、1から順に通し番号を記載すること。
- 3 記載欄が足りない場合には、2ページ目又は3ページ目を適宜複製して記載すること。

療養環境加算の施設基準に係る届出書添付書類

届出事項	病棟数	病床数
届出に係る病棟	病棟 (病棟の種別 :)	床
病院の全病棟	病棟 (病棟の種別 :)	床
届出に係る 病棟の概要	病室の総床面積	1床当たり 病床面積
	m ²	m ²
医師の数	(1) 現員数	名
	(2) 医療法における標準の医師の数	名
看護師及び 准看護師の数	(1) 現員数	名
	(2) 医療法における標準の看護師及び准看護師の数	名
看護補助者の数	(1) 現員数	名
	(2) 医療法における標準の看護補助者の数	名

[記載上の注意]

- 1 医師、看護師・准看護師及び看護補助者の現員数は届出時の数を記入すること。
- 2 保険医療機関の平面図（当該加算を算定する病棟の面積等がわかるもの）を添付すること。

重症者等療養環境特別加算の施設基準に係る届出書添付書類

届 出 事 項	届 出 病 床 の 内 訳	
重症者等療養環境特別加算に係る病床	個 室 床	
	2 人 部 屋 床 ① 合 計 床	
入 院 患 者 数 及 び 重 症 者 数	② 当該加算を算定できる入院料に係る届出を行っている病床における1日平均入院患者数 名	(届出前1年間) 年 月 ～ 年 月
	③ 一般病棟における1日平均重症者数 (当該加算を算定できる入院料に係る届出を行っている病床に入院している患者に限る。) 名	(直近1ヶ月間) 年 月 ～ 年 月
	④ 割 合 (①/②) × 100	%

[記載上の注意]

- ① ≤ ③、かつ④ < 8 % (特別の診療機能を有している場合は④ ≤ 10%)
- 様式 23 の 2 を添付すること。
- 当該届出に係る病棟の平面図(当該届出に係る病室及びナースステーションが明示されているもの。)を添付すること。

重症者等療養環境特別加算の施設基準に係る届出書添付書類

期間 年 月 日 ～ 年 月 日

No.	性別	年齢	主たる傷病名	入院期間	転帰	① 重症者とした 直接の原因	② 重症者とした 期間	③ 重症者で看護上担 送扱いとした期間	療養上の必要から 個室又は2人部屋 に入院させた期間
期間中の入院患者の延べ数				人日	備 考 1 記載に当たっては、重症者についてのみ届出時直近1か月に限って記載すること。 2 ①の欄には、その原因が手術によるものである場合は手術名、その他の場合は、例えば呼吸不全、肝不全のように記載すること。 3 ③の欄には、重症者に該当する者の期間についてのみ記載すること。 4 ②及び③の欄の記載に当たっては、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料に係る治療室に入室していた期間については（ ）内に別掲し、④及び⑤の欄の記入に当たっては、その期間を除いた期間について算定すること。				
④ 期間中の重症者の延べ数				人日					
⑤ 期間中の重症者で看護上担送扱いとされた患者の延べ数				人日					

産科管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

項目		記入欄	
1. 母子の安定・安全の確保を図ることができる十分な療養環境			
産科管理加算1の場合	(1) 又は (2) のいずれかを記入する	(1) 産科の患者及び当該患者が分娩した新生児のみを受け入れる病棟の状況	
		当該病棟における助産師の配置数	名
		助産師外来を含む妊婦健康診査や妊娠期の保健指導の実施	有 ・ 無
		当該病棟に、産科外来等において、妊婦健康診査や保健指導等の妊娠期にかかるケア及び指導を行う助産師の配置	有 ・ 無
		(2) 産科の患者及び当該患者が分娩した新生児を受け入れる病棟に、他科の患者を併せて受け入れる病棟の状況	
		当該病棟における助産師の配置数	名
		産科区域特定の状況 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	
		① 病棟内のその他の病室等との間に扉を設ける等の区分が構造上されている	□
		② 少なくとも病棟外の患者等が通常立ち入ることのないよう区域が区分されている	□
		助産師外来を含む妊婦健康診査や妊娠期の保健指導の実施	有 ・ 無
当該病棟に、産科外来等において、妊婦健康診査や保健指導等の妊娠期にかかるケア及び指導を行う助産師の配置	有 ・ 無		
産科管理加算2の場合	助産師外来を含む妊婦健康診査や妊娠期の保健指導の実施		有 ・ 無
2. 助産もしくは産科患者及び新生児のケア並びに母子保健や福祉に関する事業等との地域連携に係る業務に関する十分な経験に従事した経験を5年以上有し、助産に関する専門の知識や技術を有することについて医療関係団体等から認証された助産師の氏名（1名以上いること。）			

〔記載上の注意〕

※「2」については、5年以上の経験及び専門の知識を有することを医療関係団体等から認証された助産師であることが確認できる文書を添付すること。

療養病棟療養環境加算・療養病棟療養環境改善加算の
施設基準に係る届出書添付書類

届出を行う加算 (該当するものを ○で囲むこと)	1 : 療養病棟療養環境加算 2 : 療養病棟療養環境改善加算	
医師の数	(1) 現員数	名
	(2) 医療法における標準の医師の数	名
看護師及び 准看護師の数	(1) 現員数	名
	(2) 医療法における標準の看護師及び准看護師の数	名
看護補助者の数	(1) 現員数	名
	(2) 医療法における標準の看護補助者の数	名

[記載上の注意]

- 1 医師、看護師・准看護師及び看護補助者の現員数は届出時の数を記入すること。
- 2 届出に係る療養病棟の概要等について、様式24の2を添付すること。
- 3 当該届出に係る病棟の平面図（面積等がわかるもの。）を添付すること。

様式24の2

療養病棟療養環境加算
療養病棟療養環境改善加算

の施設基準に係る届出書添付書類（病棟の概要等）

1 届出に係る病棟の概要（病棟ごとに記載すること。）

病棟の概要	病棟名	
	病床数	床
病室の状況	個室	室
	うち特別の療養環境の提供に関する病室	室
	2人室	室
	うち特別の療養環境の提供に関する病室	室
	3人室	室
	うち特別の療養環境の提供に関する病室	室
	4人室	室
	うち特別の療養環境の提供に関する病室	室
	5人室	室
	6人室以上	室
病棟面積	全体	平方メートル
	うち患者1人あたり	平方メートル
病室部分に係る 病 棟 面 積	全体	平方メートル
	うち患者1人あたり	平方メートル
廊下幅	片側室部分	メートル
	両側室部分	メートル
食堂		平方メートル
談話室	設置の有無	有 ・ 無
	共用している場合は、共用している施設	と共用
浴室	設置の有無	有 ・ 無

2 届出に係る病棟設備の概要（精神療養病棟に係る届出時のみ記載すること。）

鉄格子の有無	設置の有無	有 ・ 無
	改造計画（着工予定）	年 月
	改造計画（完成予定）	年 月
面会室	設置の有無	有 ・ 無
公衆電話	設置の有無	有 ・ 無

3 届出に係る機能訓練室、作業療法室又は生活機能回復訓練室（機能訓練室等）の概要

機能訓練室等の床面積	平方メートル
機能訓練室等に具備 されている器具・器械	

[記載上の注意]

- 1 届出に係る基準ごとに、該当する項目のみ記入すること。
- 2 面積及び廊下幅については、小数点第 1 位まで記入すること。
- 3 病室部分に係る病棟面積の患者 1 人当たり面積については、最小となる室について、廊下幅については、最も狭い部分について記載すること。

療養病棟療養環境改善加算に係る改善計画（8月報告）

療養環境の改善計画の概要（病棟ごとに記載すること。）

病棟名	病棟	
増築または全面的な改築の予定	着工予定	年 月
	完成予定	年 月
増築または全面的な改築の具体的内容		

**診療所療養病床療養環境加算・診療所療養病床療養環境改善加算
の施設基準に係る届出書添付書類**

1 従事者の概要

医 師 の 数	(1) 現員数 _____ 名 (2) 医療法における標準の医師の数 _____ 名
看 護 師 及 び 准 看 護 師 の 数	(1) 現員数 _____ 名 (2) 医療法における標準の看護師及び准看護師の数 _____ 名
看護補助者の数	(1) 現員数 _____ 名 (2) 医療法における標準の看護補助者の数 _____ 名

[記載上の注意]

- 1 医師、看護師・准看護師及び看護補助者の現員数は届出時の数を記入すること。
- 2 当該届出に係る病床の平面図(面積等がわかるもの。)を添付すること。

2 届出に係る病床の概要

届出を行う加算	診療所療養病床療養環境加算 診療所療養病床療養環境改善加算 (該当するものを○で囲むこと)
病 床 の 状 況	届出に係る病床 床(全病床 床) 〔 特別の療養環境の 個室 室 2人室 室 〕 提供に関する病室 3人室 室 4人室 室 〕
病床部分に係る 病 棟 面 積	平方メートル (うち患者1人当たり 平方メートル)
廊 下 幅	片側室部分 メートル 両側室部分 メートル
食 堂	平方メートル
談 話 室	有 ・ 無 (と共用)
浴 室	有 ・ 無

3 届出に係る機能訓練室、作業療法室又は生活機能回復訓練室(以下「機能訓練室等」という。)の概要

機能訓練室等の床面積	平方メートル
機能訓練室等に具備 されている器具・器械	

[記載上の注意]

- 1 届出に係る基準ごとに、該当する項目のみ記入すること。
- 2 面積及び廊下幅については、小数点第 1 位まで記入すること。
- 3 病床部分に係る面積の患者 1 人当たり面積については、最小となる病室について、廊下幅については、最も狭い部分について記載すること。

診療所療養病床療養環境改善加算に係る改善計画（8月報告）

療養環境の改善計画の概要

増築または全面的な 改築の予定	着工予定	年 月
	完成予定	年 月
増築または全面的な 改築の具体的内容		

様式 26 の 2

☐ 無菌治療室管理加算

☐ 小児入院医療管理料

「注 5」に掲げる無菌治療管理加算

※該当するものに「✓」を記入すること。

の施設基準に係る届出書添付書類

届 出 事 項	空調設備方式・空気清浄度等	病 床 数
☐ 無菌治療室管理加算 1 ☐ 無菌治療管理加算 1（ 小児入院医療管理料「注 5」）		床
☐ 無菌治療室管理加算 2 ☐ 無菌治療管理加算 2（ 小児入院医療管理料「注 5」）		床

[記載上の注意]

- 1 空調設備方式・空気清浄度等の異なる病床が存在する場合は、それぞれの内訳がわかるように記載すること。
- 2 保険医療機関の平面図（当該届出に係る自家発電装置がわかるもの）を添付すること。
- 3 当該届出に係る病棟の平面図（当該届出に係る病室が明記されており、滅菌水の供給場所や空調設備の概要がわかるもの。）を添付すること。

様式 26 の 3

放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 病室の区分（該当する病室に「✓」すること。）

（１）治療用放射性同位元素による治療の場合

☐ 放射線治療病室 ・ ☐ 特別措置病室

（２）密封小線源による治療の場合

☐ 放射線治療病室 ・ ☐ 特別措置病室

2 病室の設備について

届出事項		病床数	必要な設備等の設置	
(１) 治療用放射性同位元素による治療の場合	放射線治療病室	床	遮蔽物	☐ 有・ ☐ 無
			放射線測定器	☐ 有・ ☐ 無
			器材（放射性同位元素による汚染の除去に係るもの）及び洗浄設備並びに更衣設備	☐ 有・ ☐ 無
			放射線治療病室の掲示の有無	☐ 有・ ☐ 無
	特別措置病室	床	遮蔽物	☐ 有・ ☐ 無
			放射線測定器	☐ 有・ ☐ 無
			器材（放射性同位元素による汚染の除去に係るもの）及び洗浄設備並びに作業衣	☐ 有・ ☐ 無
			特別措置病室である旨を掲示	☐ 有・ ☐ 無
(２) 密封小線源による治療の場合	放射線治療病室	床	遮蔽物	☐ 有・ ☐ 無
			放射線治療病室の掲示の有無	☐ 有・ ☐ 無
	特別措置病室	床	遮蔽物	☐ 有・ ☐ 無
			特別措置病室である旨を掲示	☐ 有・ ☐ 無

[記載上の注意]

- 1 治療用放射性同位元素による治療の場合に係る届出にあたっては、放射線治療病室又は特別措置病室の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、必要な遮蔽物、放射線測定器、汚染除去にかかる器材、洗浄設備及び更衣設備の場所、並びに、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している場所がわかるもの。）を添付すること。その際、適宜写真等を添付してもよい。
- 2 密封小線源による治療の場合に係る届出にあたっては、放射線治療病室又は特別措置病室の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、当該届出に係る必要な遮蔽物や、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している場所のわかるもの）を添付すること。その際、適宜写真等を添付してもよい。

緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 緩和ケアに係るチーム（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

区 分	氏 名	経験 年数	勤務 時間	常勤・ 非常勤	専従・ 専任	研修受講	兼務
ア・オ 身体症状の緩和を担当する医師				☐ 常勤 ☐ 常勤換算 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐ 緩和ケア研修会等 ☐ 基本的心不全緩和ケア トレーニングコース	☐ 緩和ケア病棟 ☐ 小児緩和ケア ☐ 外来緩和ケア
イ・カ 精神症状の緩和を担当する医師				☐ 常勤 ☐ 常勤換算 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐ 緩和ケア研修会等 ☐ 基本的心不全緩和ケア トレーニングコース	☐ 緩和ケア病棟 ☐ 小児緩和ケア ☐ 外来緩和ケア
ウ・キ 緩和ケアの経験を有する看護師				☐ 常勤 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐	☐ 小児緩和ケア ☐ 外来緩和ケア
エ・ク 緩和ケアの経験を有する薬剤師				☐ 常勤 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任		☐ 小児緩和ケア ☐ 外来緩和ケア

□ 注2に規定する点数を算定する場合

2 症状緩和に係るカンファレンス

開催頻度	構 成 メ ン バ ー（氏名・職種）
回／週	

3 患者に対する情報提供

4 外部評価について（該当するものに○を付ける。）

ア 医療機能評価機構等が行う医療機能評価

イ がん診療の拠点となる病院

ウ ア、イに準じる病院

〔記載上の注意〕

- 「1」のア、イ、オ及びカについては、緩和ケアに関する研修を、ウ及びキについては、緩和ケア病棟等における研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。なお、緩和ケアに関する研修とは、緩和ケア研修会等又は基本的心不全緩和ケアトレーニングコースをいう。
- 「1」は、ア～エのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。
- 「3」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。
- 緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。
- 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることが確認できる文書を添付すること。
- 「1」の医師、看護師及び薬剤師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く勤務時間）を記載すること。なお、「1」のア、イ、オ及びカの医師は、基本的には緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師とは兼任できないことから、当該担当する医師である場合は届出不可なこと。
- 「1」のア及びイの医師が、緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師と兼任する場合は、兼務欄の□緩和ケア病棟に「✓」を記入すること。
- 「1」のアからエの構成員が、小児緩和ケア診療加算に係る小児緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の□小児緩和ケアに、外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の□外来緩和ケアに、それぞれ「✓」を記入すること。
- 注2に規定する点数は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く）の一般病棟において、算定可能である。
- 注2に規定する点数を算定する場合は、「1」のオからクについて、「専従・専任」を記載しなくても差し支えない。

有床診療所緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 緩和ケアに係る医療従事者（□には、適合する場合「レ」を記入すること）

区 分	氏 名	経験 年数	勤務 時間	研修 受講
ア 身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師		年	時間	☐ 緩和ケア研修会等 ☐ 基本的心不全緩和ケアトレーニングコース
イ 緩和ケアの経験を有する常勤看護師		年	時間	☐
ウ 緩和ケアの経験を有する薬剤師		年	時間	

2 症状緩和に係るカンファレンス

開催頻度	構 成 メ ン バ ー（氏名・職種）
回／週	

3 夜間の看護職員配置 夜の看護職員数	夜間の看護補助者数	（再掲）当直の看護要員数
名	名	名

4 患者に対する情報提供

〔記載上の注意〕

1 「1」のアは緩和ケアに関する研修の修了の有無が確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

また、イは緩和ケア病棟等における研修の修了の有無が確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

緩和ケアに関する研修とは、緩和ケア研修会等又は基本的心不全緩和ケアトレーニングコースをいう。

2 勤務時間欄には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く勤務時間）を記載すること。

3 「4」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。

小児緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 緩和ケアに係るチーム（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

区 分	氏 名	経験 年数	勤務 時間	常勤・ 非常勤	専 従・ 専任	研修受講	兼務
ア 身体症状の緩和を 担当する医師				☐ 常勤 ☐ 常勤換算 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐ 緩和ケア研修会等 ☐ 基本的心不全緩和ケア トレーニングコース	☐ 緩和ケア病棟 ☐ 緩和ケア診療 ☐ 外来緩和ケア
イ 精神症状の緩和を 担当する医師				☐ 常勤 ☐ 常勤換算 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐ 緩和ケア研修会等 ☐ 基本的心不全緩和ケア トレーニングコース	☐ 緩和ケア病棟 ☐ 緩和ケア診療 ☐ 外来緩和ケア
ウ 緩和ケアの経験を 有する看護師				☐ 常勤 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐	☐ 緩和ケア診療 ☐ 外来緩和ケア
エ 緩和ケアの経験を 有する薬剤師				☐ 常勤 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任		☐ 緩和ケア診療 ☐ 外来緩和ケア
オ 小児科の診療に従事し た経験を3年以上有し ている専任の常勤医師							
カ 小児患者の看護に従事 した経験を3年以上有 している専任の常勤看 護師							

2 症状緩和に係るカンファレンス

開催頻度	構 成 メ ン バ ー（氏名・職種）
回／週	

3 患者に対する情報提供

4 外部評価について（該当するものに○を付ける。）

ア 医療機能評価機構等が行う医療機能評価	
イ がん診療の拠点となる病院	ウ ア、イに準じる病院

〔記載上の注意〕

- 「1」のア及びイについては、緩和ケアに関する研修を、ウについては、緩和ケア病棟等における研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。なお、緩和ケアに関する研修とは、緩和ケア研修会等又は基本的心不全緩和ケアトレーニングコースをいう。
- 「1」は、ア～エのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。
- 「3」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。
- 小児緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。
- 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることが確認できる文書を添付すること。

- 6 「1」の医師、看護師及び薬剤師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く勤務時間）を記載すること。なお、「1」のア及びイの医師は、基本的には緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師とは兼任できないことから、当該担当する医師である場合は届出不可なこと。
- 7 「1」のア及びイの医師が、緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師と兼任する場合は、兼務欄の口緩和ケア病棟に「✓」を記入すること。
- 8 「1」のアからエの構成員が、緩和ケア診療加算に係る緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の口緩和ケア診療に、外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の口外来緩和ケアに、それぞれ「✓」を記入すること。
- 9 ア又はイの医師が小児科の診療に従事した経験を3年以上有する場合は、オの欄に当該医師の氏名を、ウの看護師が小児患者の看護に従事した経験を3年以上有している場合は、カの欄に当該看護師の名前を記載すること。

精神科応急入院施設管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

応急入院等に係る精神保健指定医	日勤	名	当直	名	その他	名
応急入院等に係る看護師	日勤	名	準夜勤	名	深夜勤	名
応急入院等に係るその他の者	日勤	名	当直	名	その他	名
応急入院患者等のための病床	常時	床				
当該管理のために必要な設備（機器等）の一覧（製品名及び台数）						
コンピューター断層撮影装置						
脳波計						
酸素吸入装置						
吸引装置						
血液検査のための機器・器具						
その他						

〔記載上の注意〕

- 1 精神保健福祉法第 33 条の 7 第 1 項に基づく都道府県知事による応急入院指定病院の指定通知の写しを添付すること。
- 2 当該加算を算定する病室を含む病棟について、様式 9 を添付すること。
- 3 応急入院に係る精神保健指定医、看護師及びその他の者について、様式 20（精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載すること。）を添付すること。
- 4 当該届出に係る病棟の平面図（当該管理に係る専用病床が明示されていること。）を添付すること。

精神病棟入院時医学管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

医 師 の 数	(1) 現員数	名
	(2) 医療法における標準の医師の数	名
	(算定の基礎となる1日平均入院患者数	名)
	(算定の基礎となる1日平均外来患者数	名)

	病 棟 数	病 床 数
届出に係る病棟	病棟	床

[記載上の注意]

- 1 医師の現員数は、届出時の数を記入すること。
- 2 医療法における標準の医師数は、医療法施行規則第19条第1項第一号（同号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」とする。）に定める医師の員数を記入すること（精神病床において16名の入院患者に対して医師1名として計算すること。）。
- 3 「精神科救急医療体制整備事業の実施について」（平成20年5月26日障発第0526001号に定められた精神科救急医療施設であることを示す書類を添付すること。

精神科地域移行実施加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 病棟の体制に係る要件

当該病棟で算定している入院基本料等	
地域移行推進室に配置されている精神保健福祉士名（１名以上）	

2 実績に係る要件

① 当該病院において、１月１日において入院期間が５年以上である患者のうち、１月から１２月までの間に退院した患者（退院後３月以内に再入院した患者を除く。）数	人
② 当該病院において、１月１日において入院期間が５年以上である患者数	人
①/②	%

精神科身体合併症管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

病棟の体制に係る要件

当該病棟で算定している入院基本料等	
当該病棟に専任の内科又は外科の医師名（１名以上）	
必要に応じて患者の受入れが可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携体制	

[記載上の注意]

必要に応じて患者の受入れが可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携体制とは、精神科以外の診療科で入院を要する場合に受け入れることができる体制について具体的に記載すること（他の保険医療機関の場合は当該保険医療機関名も併せて記載すること。）。

精神科リエゾンチーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 精神科リエゾンに係る専従チーム

職 種	氏 名	勤務 時間	勤務の態様	経験年数	研修 受講
ア精神科医師		時間	常勤・非常勤／専従・専任 対診の場合 ()	年	
イ精神科等の経験を有する看護師		時間	常勤・非常勤／専従・専任	年 (入院 年)	☐
ウ精神医療の経験を有する薬剤師等 (職種)		時間	常勤・非常勤／専従・専任 ※専任の場合精神科リエゾン チームの診療に従事する時間 週 時間	年	

2 精神症状の評価等に係るカンファレンス

開催頻度	1回当たり平均所用時間数	構成メンバー及び職種毎の参加人数
回／週	概ね 分	

3 精神症状の評価等に係る回診

開催頻度	構成メンバー及び職種毎の参加人数
回／週	

4 1週間当たりの算定患者数 _____ 人

5 患者やチーム以外の医療従事者等からの相談に応じる体制

体制

〔記載上の注意〕

- 1 「1」のアについては、対診の場合は勤務の態様欄の（ ）に主たる勤務先医療機関名を記載すること。また、イについては、精神科リエゾンに係る研修を修了していることがわかる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。なお、ウについては、職種欄の（ ）に当該従事者の職種を記載し、専任の場合は精神科リエゾンチームの診療に従事する時間を勤務の態様欄に記載すること。また、勤務時間欄には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記載すること。
- 2 「2」から「4」については、当該医療機関において予定しているものについて記載することよく、所用時間数、算定患者数については記載しない場合でも提出可能とする。ただし、「1」のウの薬剤師等を専任とする場合には、算定患者数を記載する必要があること。
- 3 「5」については、どのような体制をとっているかを簡潔に記載すること。
- 4 精神科リエゾンに係る実施計画書及び治療評価書の写しを添付すること。

様式32の2

精神科慢性身体合併症管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

病棟の体制に係る要件

当該病棟で算定している入院基本料等	
当該病棟に配置されている内科の医師名	

※該当する事項の□に✓を記入すること。

☐	必要に応じて患者の受入れが可能な精神科以外の診療科 を有する医療提供体制との連携（他の保険医療機関を含む。）が確保されている。
☐	当該保険医療機関において、一般血液検査が常時行える体制を有している。
☐	糖尿病患者について眼科・歯科等への紹介を行う体制を有している。

依存症入院医療管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

	氏 名			
1 当該保険医療機関常勤の精神保健指定医の氏名（2 名以上） ※ 非常勤の精神保健指定医を組み合わせた場合を含む	☐ 常勤換算 ☐ 常勤換算 ☐ 常勤換算 ☐ 常勤換算			
2 治療を行う依存症の種類	☐ アルコール依存症		☐ 薬物依存症	
3 依存症に係る研修を修了した医師の氏名				
		研修 受講		研修 受講
4 看護師の氏名		☐		☐
5 作業療法士の氏名		☐		☐
6 精神保健福祉士又は公認心理師の氏名		☐		☐
7 必要に応じて患者の受入が可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携体制				

[記載上の注意]

- 「1」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている精神保健指定医である非常勤医師を組み合わせ配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 「必要に応じて患者の受入が可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携体制」とは、精神科以外の診療科で入院を要する場合に受け入れることができる体制について具体的に記載すること。
- 「4」、「5」又は「6」のうち、いずれか1名は依存症に係る研修を修了していること。
- 「3」及び「4」、「5」又は「6」については、依存症に係る研修を修了していることが確認できる修了証（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

摂食障害入院医療管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 体制に係る要件

当該病棟で算定している入院基本料等	
当該保険医療機関において摂食障害治療を担当する医師名	☐ 常勤換算
	☐ 常勤換算
当該保険医療機関において摂食障害治療を担当する公認心理師名	
当該保険医療機関において摂食障害治療を担当する管理栄養士名	

2 実績に係る要件

当該保険医療機関における前年度の摂食障害の入院患者数	

[記載上の注意]

- 週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせ配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の口に「✓」を記入すること。
- 実績に係る要件の患者数は届出前1年間の患者数を記載すること。

栄養サポートチーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 栄養サポートチームに係る構成員

区 分	氏 名	勤務形態	区 分
ア 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤医師		常勤・常勤換算	専従・専任
イ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤看護師		常勤・常勤換算	専従・専任
ウ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤薬剤師		常勤・常勤換算	専従・専任
エ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤管理栄養士		常勤・常勤換算	専従・専任
オ その他の栄養サポートチーム構成員（職種及び職種毎の人数を記載）			

☐ 注2に規定する点数を算定する場合

2 栄養管理に係る回診

1日当たり 平均症例数	
概ね	症例

[記載上の注意]

- 「1」のア～エについて、医療関連団体等により交付された研修修了証の写し（研修の名称、実施主体、終了日及び修了者の氏名を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 当該栄養サポートチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。
- 栄養サポートチームが、当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。
- 本添付書類は、1チームにつき1部作成すること。
- 注2に規定する点数は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く）の一般病棟において、算定可能である。
- 注2に規定する点数を算定する場合は、「2」のアからエについて、「専従・専任」を記載しなくても差し支えない。

口腔管理連携加算の施設基準に係る届出書添付書類

当該医療機関自らによる歯科診療の実施有無 (1つを選択し○で囲むこと。)		実施している ・ 実施していない
連携体制を構築している 別の歯科医療機関の名称	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
歯科医療機関との連携状況等(※1)についての掲示状況 (1つを選択し○で囲むこと。)		掲示している ・ 掲示していない
掲示内容について掲載しているウェブサイトのURL		
前年度の実績(※2)	連携歯科医療機関による歯科訪問診療 の実績(3件以上)	件
	歯科医療機関連携加算1の算定回数 (3件以上)	件

※1 別の歯科医療機関と連携体制を構築していること、必要時は入院中に歯科受診が行われること及び当該歯科医療機関の名称。

※2 令和9年5月31日までの間は当該基準を満たしているものとみなす。

[添付文書]

以下の文書を添付して届け出ること。

○ 連携している歯科医療機関から提供されている連絡先や連絡方法等についての情報が示された文書

医療安全対策加算の施設基準に係る届出書添付書類

ア 医療安全対策加算 1 イ 医療安全対策加算 2

	氏 名	勤務時間	職 種	専従・専任
1 医療安全管理者				

2 患者に対する情報提供	

〔記載上の注意〕

- 1 医療安全対策加算 1 又は医療安全対策加算 2 のいずれか届出を行うものを○で囲むこと。
- 2 医療安全管理者が、医療安全対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 3 医療安全管理者を 2 名以上配置する場合は、それぞれについて必要事項を記載すること。
- 4 医療安全管理部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること。
- 5 医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の業務内容が明記された文書を添付すること。
- 6 「2」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。

感染対策向上加算〔 〕に係る届出書添付書類

1 感染制御チーム（□には適合する場合「✓」を記入すること。）

区分	氏 名	専従・専任	経験年数	勤務形態	研修
ア 専任の常勤医師		☐ 専従 ☐ 専任	年	☐ 常勤 ☐ 常勤換算	
		☐ 専従 ☐ 専任	年	☐ 常勤 ☐ 常勤換算	
イ 専任の看護師		☐ 専従 ☐ 専任	年		☐
		☐ 専従 ☐ 専任	年		☐
区分	氏 名		勤務年数	研修	
ウ 専任の薬剤師			年	☐	
			年	☐	
エ 専任の臨床検査技師			年	☐	
			年	☐	

2 院内感染管理者

氏 名	職 種

3 抗菌薬適正使用のための方策

4 連携保険医療機関名

医療機関名	開設者名	所在地

5 新興感染症の発生・まん延時の体制

感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている 第一種協定指定医療機関である	☐
感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている 第二種協定指定医療機関（第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知（同項第 2 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）若しくは第 36 条の 3 第 1	☐

項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）である	
上記のいずれかについて公表されている自治体のホームページ：（ ）	

6 サーベイランス事業の参加状況

事業名：（ ）

7 届出保険医療機関が評価を実施する連携保険医療機関名

医療機関名	開設者名	所在地

8 届出保険医療機関の評価を実施する連携保険医療機関名

医療機関名	開設者名	所在地

9 抗菌薬適正使用支援チーム

区分	氏 名	勤務形態	専従・専任	経験年数	研修
ア 感染症診療に3年以上の経験を有する専任の常勤医師		☐ 常勤 ☐ 常勤換算		年	
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算		年	
イ 5年以上感染管理に従事した経験を有する看護師				年	☐
				年	☐
ウ 3年以上の病院勤務経験をもつ感染症診療にかかわる専任の薬剤師				年	
				年	
エ 3年以上の病院勤務経験をもつ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師				年	
				年	

〔記載上の注意〕

- 1 感染対策向上加算1を届け出る場合は、「1」から「9」を、感染対策向上加算2又は3を届け出る場合は「1」から「5」を記載すること。
- 2 感染対策向上加算1を届け出る場合は、イに掲げる看護師が、感染防止対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。感染対策向上加算2を届け出る場合であって、ウ及びエに掲げる薬剤師及び臨床検査技師が適切な研修を修了している場合には、そのことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 3 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること。（医療安全対策加

算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。)

- 4 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの業務内容が明記された文書を添付すること。(医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。)
- 5 「3」は、感染対策向上加算1及び2を届け出る場合は、院内の抗菌薬の適正使用を監視するにあたってどのような方策をとっているかを簡潔に記載すること。感染対策向上加算3を届け出る場合は、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関又は地域の医師会からどのような助言を受けているかを簡潔に記載すること。
- 6 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。
- 7 「4」は、感染防止対策加算1を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算2又は3を算定する医療機関名を記載し、感染防止対策加算2又は3を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算1の医療機関名を記載すること。
- 8 「6」は、感染対策向上加算1を届け出ている場合のみ記載し、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書を添付すること。
- 9 「7」は、感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関のうち、当該保険医療機関が評価を実施する保険医療機関について記載すること。
- 10 「8」は、感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関のうち、当該保険医療機関の評価を実施する保険医療機関について記載すること。
- 11 「7」、「8」は、届出保険医療機関について予定されているものを記載することでよく、少なくとも年1回程度、実施されていればよい。
- 12 「9」は、抗菌薬適正使用支援チームの業務内容が明記された文書を添付すること。

指導強化加算に係る届出書添付書類

1 過去 1 年間に、届出保険医療機関の感染制御チームの専従医師又は看護師が赴いて
院内感染対策に関する助言を行った保険医療機関名

助言年月日	助言した医療機関名	開設者名	所在地

[記載上の注意]

1 「1」には、助言を行った保険医療機関が5つ以上ある場合は、適宜行を追加して記載すること。

医療安全対策地域連携加算 1 又は 2 に係る届出書添付書類

1 医療安全対策地域連携加算 1

(1) 医療安全管理部門に配置されている医師

	氏名	経験年数	研修
医療安全対策に 3 年以上の経験を有する専任の医師又は医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の医師		年	☐

(2) 届出保険医療機関が直接赴いて評価を実施する連携保険医療機関名

	医療機関名	開設者名	所在地
医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関			
医療安全対策加算 2 に係る届出を行っている保険医療機関			

(3) 届出保険医療機関の評価を実施する連携保険医療機関名（医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）

医療機関名	開設者名	所在地

2 医療安全対策地域連携加算 2

届出保険医療機関の評価を実施する連携保険医療機関名（医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）

医療機関名	開設者名	所在地

[記載上の注意]

- 「1 の (1)」の医師について、医療安全対策の経験が 3 年未満の場合は医療安全対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 「1 の (2)」には、医療安全対策地域連携加算 1 に係る連携を行っている保険医療機関のうち、当該保険医療機関が直接赴いて評価を実施する保険医療機関について記載すること。
- 「1 の (3)」には、医療安全対策地域連携加算 1 に係る連携を行っている保険

医療機関のうち、当該保険医療機関の評価を実施する保険医療機関（医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）について記載すること。

- 4 「２」には、医療安全対策地域連携加算２に係る連携を行っている保険医療機関のうち、当該保険医療機関の評価を実施する保険医療機関（医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）について記載すること。
- 5 「１の（２）」、「１の（３）」及び「２」については、届出保険医療機関について予定されているものを記載することよく、少なくとも年１回程度、実施されていればよい。

患者サポート体制充実加算に係る届出書添付書類

1 相談窓口に配置される職員（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

氏 名	勤務時間	職種	研修	研修名
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	

2 患者支援に係るカンファレンス

開催頻度	構成メンバー（氏名、職種）
回／週	

3 患者に対する情報提供

[記載上の注意]

- 1 相談窓口配置されている職員が研修を修了している場合は、確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付し、「研修名」欄に修了した研修の名称を記載すること。なお、研修は必ずしも必要ではなく、修了していない場合であっても届出を行うことはできる。
- 2 相談窓口の設置及び組織上の位置づけが確認できる文書を添付すること。
- 3 患者等からの相談に対応するために整備しているマニュアルを添付すること。
- 4 「3」はどのような情報提供方法をとっているか簡潔に記載すること。

重症患者初期支援充実加算に係る届出書添付書類

1 入院時重症患者対応メディエーター（医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、公認心理師又はその他医療有資格者であるメディエーターについて記載すること。複数の職員が該当する場合には、主な者を3名以内で記載すること。）

	メディエーター 1	
	氏名	
	勤務時間	
	職種	
	研修受講年月 又は受講予定年月	年 月
	研修名	
	メディエーター 2	
	氏名	
	勤務時間	
	職種	
	研修受講年月 又は受講予定年月	年 月
	研修名	
	メディエーター 3	
	氏名	
	勤務時間	
	職種	
	研修受講年月 又は受講予定年月	年 月
	研修名	

2 入院時重症患者対応メディエーター（1に該当しないメディエーターについて記載すること。複数の職員が該当する場合には、主な者を3名以内で記載すること。経験の欄については、特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る経験について記載すること。）

メディエーター 1

氏名	
勤務時間	
職種	
研修受講年月 又は受講予定年月	年 月
研修名	
経験期間（開始年月）	年 月
経験期間（終了年月）	年 月
経験した医療機関名	
経験した部署名	
経験の概要	

メディエーター 2

氏名	
勤務時間	
職種	
研修受講年月 又は受講予定年月	年 月
研修名	
経験期間（開始年月）	年 月
経験期間（終了年月）	年 月
経験した医療機関名	
経験した部署名	
経験の概要	

メディエーター 3

氏名	
勤務時間	
職種	
研修受講年月 又は受講予定年月	年 月
研修名	
経験期間（開始年月）	年 月
経験期間（終了年月）	年 月
経験した医療機関名	
経験した部署名	
経験の概要	

3 患者支援に係るカンファレンス（「構成員」欄については、当該カンファレンスに参加する主な者を6名以内で記載すること。）

開催頻度		回／月
構成員 1		
	氏名	
	職種	
構成員 2		
	氏名	
	職種	
構成員 3		
	氏名	
	職種	
構成員 4		
	氏名	
	職種	
構成員 5		
	氏名	
	職種	
構成員 6		
	氏名	
	職種	

〔記載上の注意〕

- 1 研修を修了している場合は、研修の受講のわかる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 2 患者及びその家族等に対する支援に係る対応体制及び報告体制について整備しているマニュアルを添付すること。

報告書管理体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科			
☐ 放射線科 ・ ☐ 病理診断科			
2 医療安全対策加算の届出状況			
医療安全対策加算 1		有・無	
医療安全対策加算 2		有・無	
3 画像診断管理加算又は病理診断管理加算の届出状況			
画像診断管理加算 2		有・無	
画像診断管理加算 3		有・無	
画像診断管理加算 4		有・無	
病理診断管理加算 1		有・無	
病理診断管理加算 2		有・無	
4 報告書確認管理者について			
氏名	勤務時間	職種	所属
	時間		
5 報告書確認管理者の研修の受講状況について			
医療安全対策に係る適切な研修の受講の有無		有・無	
6 報告書確認対策チーム（構成員）について			
氏名	勤務時間	職種	所属
	時間		
	時間		
	時間		
	時間		
	時間		

〔記載上の注意〕

- 1 「4」について、常勤の職員であり、当該職員の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。
- 2 「5」について、報告書確認管理者が、医療安全対策に係る適切な研修を修了したことを証明する書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 3 「6」について、常勤の職員であり、当該職員の勤務時間については、1と同様に記入すること。

身体的拘束最小化推進体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1. 身体的拘束の原則廃止を目指すための医療機関全体の体制

該当する全ての項目の □に✓を入れること。	☐ 病院長や看護部長等が自ら身体的拘束の最小化に取り組むことを発信し、職員に周知している。		
	☐ 身体的拘束の最小化に関する講習会を年2回以上実施し、入職後1年が経過した全ての入院患者に関わる職員が受講している。		
	☐ 身体的拘束最小化チームにより、用具の一元管理が行われるとともに、使用状況に基づく解除の提案等がなされている。		
	☐ 身体的拘束が行われている患者がいる場合、身体的拘束最小化チームによる巡回が定期的に行われ、病棟の職員らとともに、解除にむけた具体的な検討が行われている。		
	☐ 身体的拘束を行わずにケアするための用具を職員から提案したり、提案を積極的に導入する仕組みがある。		
	☐ 医療機関内の見やすい場所に、原則として身体的拘束を行わない方針であること、そのための取組、実施率の推移について掲示している。		
	☐ 上記の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している。あるいはウェブサイトをも有しない。		
	ウェブサイトのURL：		
身体的拘束の最小化に関する 院内講習の実施日（直近2回）	年 月 日		
	年 月 日		
身体的拘束に使用する用具の一元管理場所			
身体的拘束最小化委員会の開催日 （直近4回）	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

2. 加算を算定する病棟における体制と取組み

該当する全ての項目の □に✓を入れること。	☐ 当該病棟において、認知症の患者等、身体的拘束を検討する可能性がある患者の入棟を制限していない。
	☐ 当該病棟への入棟時に、身体的拘束を検討する可能性がある患者に対し、身体的拘束を原則としてしない方針であること、身体的拘束をするリスク、しないリスクについて十分に説明し、意向を聴取している。
	☐ 患者への説明がしやすくなるような資材を準備している。
	☐ 身体的拘束を原則しないために、誘因の検討や除去、生活リズムを整えるといった患者主体のケアを実施している。

加算を算定する病棟ごとの身体的拘束の実施率

	入院料 ①	算定している入院料 1	
		① 当該入院料の延べ算定日数	日
		② うち、身体的拘束の実施日数	日
		③ 身体的拘束を実施している割合 (②/①) (3%以下。届出から1年間は5%以下)	%
	入院料 ②	算定している入院料 2	
		① 当該入院料の延べ算定日数	日
		② うち、身体的拘束の実施日数	日
		③ 身体的拘束を実施している割合 (②/①) (3%以下。届出から1年間は5%以下)	%
	入院料 ③	算定している入院料 3	
		① 当該入院料の延べ算定日数	日
		② うち、身体的拘束の実施日数	日
		③ 身体的拘束を実施している割合 (②/①) (3%以下。届出から1年間は5%以下)	%

褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 専従の褥瘡管理者

氏 名	勤務時間	経験年数	所属部署・診療科等	専任
	時間	年		
	時間	年		
	時間	年		

2 その他（次の要件を満たす項目に○をつけること。）

- ア 褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書を作成し、それに基づく重点的な褥瘡ケアの実施状況及び評価結果を記録している。
- イ 褥瘡対策チームとの連携状況、院内研修の実績、褥瘡リスクアセスメント実施件数、褥瘡ハイリスク患者特定数、褥瘡予防治療計画件数及び褥瘡ハイリスク患者ケア実施件数を記録している。
- ウ 褥瘡対策に係るカンファレンスが週 1 回程度開催されており、褥瘡対策チームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う保険医、看護師等が参加している。
- エ 総合的な褥瘡管理対策に係る体制確保のための職員研修を計画的に実施している。
- オ 重点的な褥瘡ケアが必要な入院患者（褥瘡の予防・管理が難しい患者又は褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する入院患者をいい、褥瘡リスクアセスメント票を用いて判定する。）に対して、適切な褥瘡発生予防・治療のための予防治療計画の作成、継続的な褥瘡ケアの実施及び評価、褥瘡等の早期発見及び重症化防止のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されている。

〔記載上の注意〕

- 1 専従の褥瘡管理者の褥瘡等の創傷ケアに係る専門の研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 2 褥瘡ハイリスク患者ケアに従事する専従の褥瘡管理者を 2 人以上配置する場合は、それぞれについて必要事項を記載すること。
- 3 注 2 に規定する点数は、別紙 2 に掲げる地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が 400 床以上の病院、DPC 対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料 1 のみを届け出ている病院を除く）の一般病棟において、算定可能である。
- 4 注 2 に規定する点数を算定する場合は、褥瘡管理者について、専従でなくても差し支えない。この場合は、「1」の専任欄に○をつけること。

ハイリスク妊娠管理加算
ハイリスク分娩管理加算
地域連携分娩管理加算

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を○で囲むこと

1 標榜診療科

2 年間分娩件数

年間分娩件数	件

〔記載上の注意〕

年間分娩件数は、前年1年間（1月～12月）に行われた分娩件数であり、院内に掲示した分娩件数と同じ数字を用いること。

3 専ら産婦人科又は産科に従事する医師

	常勤換算	氏名	診療科	勤務時間	勤務形態
1	☐			時間	常勤・非常勤
2	☐			時間	常勤・非常勤
3	☐			時間	常勤・非常勤
4	☐			時間	常勤・非常勤
5	☐			時間	常勤・非常勤

※ ハイリスク妊娠管理加算では、専ら産婦人科又は産科に従事する1名以上の医師を記載すること。

※ ハイリスク分娩等管理加算では、専ら産婦人科又は産科に従事する3名以上の常勤の医師を記載すること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専ら産婦人科又は産科に従事する非常勤医師を組み合わせ配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。

※ 勤務時間には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。

4 常勤の助産師

	氏名	認証	勤務時間		氏名	認証	勤務時間
1		☐	時間	6		☐	時間
2		☐	時間	7		☐	時間
3		☐	時間	8		☐	時間
4		☐	時間	9		☐	時間
5		☐	時間	10		☐	時間

※ 勤務時間には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。

※ 地域連携分娩管理加算の届出を行う場合、助産に関する専門の知識や技術を有することを医療関係団体等から認証された助産師が配置されていること。（□には適合する場合に「✓」を記入すること。）また、専門の知識を有することを医療関係団体等から認証された助産師であることが確認できる文書（当該認証の名称、実施主体、終了日及び認証を受けた者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

5 連携先医療機関に関する情報

医療機関名	開設者名	所在地

※ 地域連携分娩管理加算の届出を行う場合、記載すること。

6 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の文書（産科医療補償責任保険加入者証の写し等）を添付すること。

※ ハイリスク妊娠管理加算の施設基準に係る届出のみを行う場合には、1及び3のみを記載し、6の書類を添付すること。

〔精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
精神科救急搬送患者地域連携受入加算〕の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を○で囲むこと。

1 紹介元医療機関

1 紹介元医療機関について	
・保険医療機関の名称	・連絡先
・開設者名	・担当医師名
2 以下のうち届出を行っている項目を○で囲むこと。	
・急性期病院精神病棟入院基本料 ・精神科救急急性期医療入院料 ・精神科急性期治療病棟入院料 ・精神科救急・合併症入院料	

2 受入医療機関

1 受入医療機関について	
・保険医療機関の名称	・連絡先
・開設者名	・担当医師名
2 以下のうち届出を行っている項目を○で囲むこと。	
・精神病棟入院料 ・児童・思春期精神科入院医療管理料 ・精神療養病棟入院料 ・認知症治療病棟入院料	

3 連携保険医療機関

医療機関名	開設者名	所在地

〔記載上の注意〕

1 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を届け出る場合は「1」及び「3」、精神科救急搬送患者地域連携受入加算を届け出る場合は「2」及び「3」を記載すること。

2 「3」については精神科救急搬送患者地域連携紹介・受入について連携している保険医療機関名を記入すること。

呼吸ケアチーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 呼吸ケアに係る専任チーム

区 分	氏 名	経験年数
ア 人工呼吸器管理等について十分な経験のある医師		年
イ 人工呼吸器管理や呼吸ケアの経験を有する看護師		年
ウ 人工呼吸器等の保守点検の経験を3年以上有する臨床工学技士		年
エ 呼吸器リハビリテーション等の経験を5年以上有する理学療法士		年

2 呼吸ケアチームによる活動状況 (年 月～ 年 月 (カ月間))

①呼吸ケアチームによる診療を行った患者数	人
②呼吸ケアチームによる診療の延べ回数	回
③①の患者のうち人工呼吸器離脱に至った患者数	人
④③の患者の1人あたり平均人工呼吸器装着日数	平均 日／人

[記載上の注意]

- 1 イは呼吸ケアに係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 2 専任チームの看護師が複数名いる場合は、それぞれについて必要な文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 3 呼吸ケアチームによる診療計画書を添付すること。なお、当該計画書には人工呼吸器装着患者の安全管理、合併症予防、人工呼吸器離脱計画、呼吸器リハビリテーション等の内容が含まれていれば、その様式は問わない。
- 4 「2」の①～④は実績がある場合に記載すること。

術後疼痛管理チーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 術後疼痛管理に係る専任チーム

区 分	氏 名	勤務経験
ア 麻酔に従事する常勤の医師		年
イ 手術室または周術期管理センター等の勤務経験が2年以上有する術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した看護師		年
ウ 薬剤師としての勤務経験を5年以上有し、かつ、うち2年以上が周術期関連の勤務経験を有する術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した薬剤師		年
エ その他の術後疼痛管理チーム構成員（職種及び職種毎の人数を記載）		

2 患者に対する情報提供体制

[記載上の注意]

- 「1」のイ及びウについて、術後疼痛管理に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）の写しを添付すること。
- 「1」のイについて、保険医療機関における年間の麻酔管理症例数（200症例以上）が確認できる文書を添付すること。
- 「1」のウの「勤務経験」については、当該薬剤師の周術期関連の勤務経験年数を記入すること。
- 専任チームの看護師又は薬剤師が複数名いる場合は、それぞれについて必要な文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 術後疼痛管理チームによる術後疼痛管理プロトコルを添付すること。なお、当該プロトコルには実施する術後疼痛管理方法、患者の安全管理、合併症予防、術後疼痛管理計画等の内容が含まれていれば、その様式は問わない。
- 「2」については、どのような体制をとっているかを簡潔に記載すること。

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う区分 (該当するもの1つに○をすること。)		1：地域支援・医薬品供給対応体制加算1 2：地域支援・医薬品供給対応体制加算2 3：地域支援・医薬品供給対応体制加算3	
2 後発医薬品の使用を促進するための体制の整備			
	後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報入手・評価する手順		
3 医薬品の使用状況			
	届出前1月(該当年月)	年 月	
	① 後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量		
	② 後発医薬品の規格単位数量		
	③ 後発医薬品の割合(②／①)	%	
4 医薬品の供給に係る体制			
	医薬品の供給が不足した場合に適切に対応する体制の有無 (該当するもの1つに○をすること。)	1：有 2：無	
	医薬品の単品単価交渉の状況	☐ 原則全ての品目について実施	

〔記載上の注意〕

1 病院については、後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要を添付すること。

2 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。

3 後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和8年3月5日保医発0305第12号）を参照すること。

4 「4」の「医薬品の供給が不足した場合に適切に対応する体制」とは、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制のことをいう。

バイオ後続品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 バイオ後続品の使用を促進するための体制の整備		
	バイオ後続品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を入手・評価する手順	
2 バイオ医薬品の使用状況		
	直近1年間（開始年月）	年 月
	直近1年間（終了年月）	年 月
	次に掲げる成分について、当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合 （当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品の規格単位数量の合計が50以上の成分についてのみ記載すること。）	
	エポエチン	%
	リツキシマブ	%
	トラスツズマブ	%
	テリパラチド	%
	ラニビズマブ	%
	インスリングラルギン	%
	ダルベポエチン	%
	フィルグラスチム	%
	次に掲げる成分について、当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合 （当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品の規格単位数量の合計が50以上の成分についてのみ記載すること。）	
	ソマトロピン	%
	インフリキシマブ	%
	エタネルセプト	%
	アガルシダーゼベータ	%
	ベバシズマブ	%
	インスリンリスプロ	%
	インスリンアスパルト	%
	アダリムマブ	%
	アフリベルセプト	%
	ウステキヌマブ	%
	ペグフィルグラスチム	%
	トシリズマブ	%

〔記載上の注意〕
1 バイオ後続品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要を添付すること。
2 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。

病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出に係る病棟薬剤業務実施加算の区分（届出を行うもの全てに○を付す）

☐	病棟薬剤業務実施加算 1
☐	病棟薬剤業務実施加算 2
☐	病棟薬剤業務実施加算 3

2 病棟薬剤業務の実施体制

病棟名	当該病棟で算定している入院料	専任薬剤師の氏名

3 当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況、副作用等の情報を把握し、収集した情報を関係する医療従事者に速やかに提供する方法

4 医薬品情報管理室の薬剤師と病棟薬剤業務を行う薬剤師の情報共有の方法

5 医薬品情報管理室で管理している情報を医療従事者が容易に入手する方法

6 迅速に適切な措置を講じることができる体制の概要

7 薬剤総合評価調整業務及び退院時薬剤情報管理指導に対する実績
（病棟薬剤業務実施加算 1 のみ）

薬剤総合評価調整加算算定回数（直近 3 か月）	☐ 10 回以上
退院時薬剤情報管理指導料算定割合（直近 3 か月）	☐ 4 割以上

〔記載上の注意〕

- 「2」については、当該加算を算定する入院料（障害者施設等入院基本料、地域包括医療病棟入院料又は小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を除く。）を算定しているすべての病棟の名称、算定している入院料及び専任の薬剤師の氏名（複数の場合は全ての氏名）を記載すること。
- 「3」については、医薬品ごとの使用患者数、使用量、投与日数等の情報の把握方法及び発生した医薬品の副作用等の情報を積極的に収集するための体制について、具体的に記載するとともに、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例を添付すること。
- 「4」については、共有する情報の内容及び情報共有の頻度についても記載すること。
- 「5」については、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易に入手できることが分かる資料を添付すること。
- 「6」については、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるための組織の体制及び情報伝達の流れが分かる資料を添付すること。
- 上記「3」から「6」に係る業務手順書を添付すること。
- 「7」については、病棟薬剤業務実施加算 1 を届け出る場合にのみ記載すること。

薬剤業務向上加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 病棟薬剤業務実施加算の届出状況（適合する場合「✓」を記入すること）

□	病棟薬剤業務実施加算 1 又は 2 を届け出ている。

2 研修の体制等（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

（１）免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が整備されている。	□
（２）研修を受けている薬剤師の人数	名

3 薬剤師が不足とされている地域の医療機関への出向の体制等

（１）当該年度の出向計画

連携先の都道府県：（ ）		
出向先の医療機関	人数	出向の期間
	名	年 月～ 年 月
	名	年 月～ 年 月

（２）地域医療に係る業務を実践的に修得するための具体的な計画について

（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

① 出向先の保険医療機関について、当該地域における医療機関に勤務する薬剤師が不足している状況、病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関であること等、出向先を選定した理由が計画書に記載されている。	□
② 出向する薬剤師は、概ね３年以上の病院勤務経験を有し、かつ、当該保険医療機関において概ね１年以上勤務している常勤の薬剤師であることが計画書に記載されている。	□
③ 出向の期間は、地域の実情を踏まえ、出向先の保険医療機関、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議により決められたことが計画書に記載されている。	□
④ 都道府県と協議したことがわかる内容について、計画書に記載又は添付されている。	□

（３）前年度の実績（前年度の届出施設のみ記載）

連携先の都道府県：（ ）		
出向先の医療機関	人数	出向の期間
	名	年 月～ 年 月
	名	年 月～ 年 月

4 施設の届出状況（いずれか１つに「✓」を記入すること）

□	特定機能病院である。
□	急性期総合体制加算 1 ～ 4 いずれかの届出を行っている。

[記載上の注意]

- 1 「2」については、届出時点で当該年度において研修を受けている薬剤師の人数を記載すること。
- 2 「3」の（1）については、当該年度における出向先の医療機関、出向する薬剤師数、出向の期間について、出向先の医療機関ごとに分けて記載すること。
- 3 「3」の（2）については、基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）の4（5）イで規定に基づき策定した出向に関する具体的な計画を添付した上で、その内容について適合する場合に☑を記載すること。
- 4 「3」の（3）については、前年度の届出施設のみ記載するものであり、前年度4月1日～3月31日の出向実績を、出向先の医療機関ごとに分けて記載すること。

データ提出加算に係る届出書

1. A245 データ提出加算に関する施設基準（該当する項目にチェックをすること。）

- | |
|---|
| ☐ A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。 |
| ☐ A207診療録管理体制加算に係る施設基準の要件を満たしている。（※1） |
| ☐ 「DPCの評価・検証等に係る調査」に適切に参加できる。 |
| ☐ 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。 |

2. 医療法上の許可病床数（※2）

一般病床	床
精神病床	床
感染症病床	床
結核病床	床
療養病床	床
計	床

3. 届出を行う項目（該当する項目にチェックをすること。）（※3）

データ提出加算1 データ提出加算3	☐ イ（医療法上の許可病床数が200床以上）
	☐ ロ（医療法上の許可病床数が200床未満）
データ提出加算2 データ提出加算4	☐ イ（医療法上の許可病床数が200床以上）
	☐ ロ（医療法上の許可病床数が200床未満）

〔記載上の注意〕

- ※1 「A207 診療録管理体制加算に係る施設基準の要件を満たしている。」の欄は、特定入院料（「A317」特定一般病棟入院料を除く。）のみの届出を行う保険医療機関のみ、チェックをすること。
- ※2 病床数は、医療法第7条第2項に規定する病床（医療法上の許可病床数）の種別ごとに数を記載すること。
- ※3 入院データを提出する場合は、データ提出加算1及び3のイ又はロを選択すること。
入院データ及び外来データを提出する場合は、データ提出加算2及び4のイ又はロを選択すること。

上記のとおり届出を行います。

令和 年 月 日

保険医療機関コード	

保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

データ提出加算に係る辞退届

1. 辞退年月日

令和 年 月 日

2. 辞退理由

〔届出上の注意〕

- 1 再度データ提出を行う場合にあっては、様式 40 の 5「データ提出開始届出書」に加え、データを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されたことを示す書面を添付し、地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
- 2 保険医療機関の廃止によりデータ提出加算を辞退する場合にも本届出書を提出すること。

- 2 保険医療機関の廃止によりデータ提出加算を辞退する場合にも本届出書を提出すること。

上記のとおりデータ提出加算に係る届出を辞退します。

令和 年 月 日

保険医療機関コード	

保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地住所

開設者名

厚生労働省保険局医療課長 殿

(連絡先) 担当者名
所属部署
電話番号
E-mail

入退院支援加算 1、2 及び 3 の施設基準に係る届出書添付書類

※届出に係る入退院支援加算の区分（該当する区分に○を付すこと）

（ ）	入退院支援加算 1
（ ）	入退院支援加算 2
（ ）	入退院支援加算 3
（ ）	地域連携診療計画加算
（ ）	入退院支援加算（注 6 の届出医療機関）
（ ）	入院時支援加算
（ ）	総合機能評価加算

※該当する届出事項を○で囲むこと

入退院支援及び地域連携業務を担う部門（入退院支援部門）の設置の有無	（ 有 ・ 無 ）

1 入退院支援部門に配置されている職員（該当する□に「✓」を記入すること。）

	氏 名	専従・専任	常勤・非常勤	職 種	経験年数	研修 (加算 3 のみ)	入院前支援 を行う担当
入退院支援に関する 経験を有する者			☐ 常勤 ☐ 非常勤（ 時間）		年	☐	☐
			☐ 常勤 ☐ 非常勤（ 時間）		年	☐	☐
			☐ 常勤 ☐ 非常勤（ 時間）		年	☐	☐
			☐ 常勤 ☐ 非常勤（ 時間）		年	☐	☐
			☐ 常勤 ☐ 非常勤（ 時間）		年	☐	☐
			☐ 常勤 ☐ 非常勤（ 時間）		年	☐	☐
			☐ 常勤 ☐ 非常勤（ 時間）		年	☐	☐

2 退院支援に係る実績等

転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行っている連携機関の数が25以上（該当する場合には「✓」を記入すること）	☐
連携機関のうち 1 以上が保険医療機関（該当する場合には「✓」を記入すること） ※急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）又は専門病院入院基本料（13対 1 入院基本料を除く。）を算定する病棟を有する場合のみ記載	☐
連携機関のうち 5 以上が介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者（該当する場合には「✓」を記入すること） ※地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室を有する場合のみ記載	☐
連携機関の職員と年3回以上の頻度で面会し、情報の共有等を行っている（該当する場合には「✓」を記入すること）	☐

介護支援専門員及び相談支援専門員との連携			
① 過去 1 年間の介護支援等連携指導料の算定回数	（ ） 回		
② 過去 1 年間の相談支援専門員との連携回数（区分番号「A307」小児入院医療管理料を算定する患者に対する支援に限る。）	（ ） 回		
③ ①、②の合計	（ ） 回		
	病棟数	病床数	基準
④ 「イ 一般病棟入院基本料等の場合」及び「ロ 地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料及び地域包括ケア病棟入院料の場合」を算定する病棟数・病床数（介護支援等連携指導料を算定できるものに限る。）			病床数×0.15 （ ）
⑤ 「ハ 療養病棟入院基本料等の場合」を算定する病棟数・病床数（介護支援連携等指導料を算定できるものに限る。）			病床数×0.1 （ ）
⑥ 「イ 一般病棟入院基本料等の場合」を算定する病棟数・病床数（区分番号「A307」小児入院医療管理料を算定する病床に限る。）			病床数×0.05 （ ）
⑦ ④から⑥の「基準」の合計			

※③が⑦を上回ること。

3 各病棟に配置されている職員

	病棟名	病床数	当該病棟で算定している入院料	氏 名	職 種
入退院支援及び地域連携業務に専従に従事する者					

4. 地域連携に係る体制

	直近の協議日	連携機関名
直近に連携機関と行った転院又は退院体制等に関する協議	月 日	

5. 総合機能評価に係る職員（□には該当する場合「✓」を記入すること。）

	氏名	職種	総合的な機能評価の経験年数	研修受講
常勤の医師 又は歯科医師			年	□
			年	□
			年	□
			年	□
			年	□

〔記載上の注意〕

- 1 部門の設置が有る場合には、それを確認できる文書を添付すること。
- 2 入退院支援加算1の届出の場合は「1」から「3」を、入退院支援加算2又は3の届出の場合は「1」を記載すること。入院時支援加算の届出の場合は「4」も、総合機能評価加算の届出の場合は「5」も記載すること。
- 3 「1」について、非常勤職員を組み合わせで配置している場合は、「非常勤」に「✓」を記入し、（ ）に週当たりの勤務時間を記入すること。
- 4 入退院支援加算3の届出について、5年以上の新生児集中治療及び小児の患者に対する看護に係る業務の経験を有する看護師を配置する場合、新生児集中治療及び小児の看護、それぞれの経験年数を枠内に2段に分けて記載すること。
- 5 入退院支援加算3の届出について、「1」に「入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有し、小児患者の在宅移行に係る適切な研修を修了した専任の看護師」を配置する場合は、「1」の「研修」に「✓」を記入し、当該研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 6 連携機関の職員との面会頻度については、過去1年間の面会状況が分かる文書を添付すること。
- 7 入退院支援加算の注5に規定する点数を算定する場合は、看護師及び社会福祉士について、専従でなくても差し支えない。
- 8 総合機能評価加算の届出について、「5」に総合的な機能評価に係る適切な研修を修了した医師若しくは歯科医師を記入する場合は、当該研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

認知症ケア加算 1 の施設基準に係る届出書添付書類

1 認知症ケアに係るチームの構成員

区 分	氏 名	備考
ア 専任の常勤医師 ※ 専任の非常勤医師を 組み合わせた場合を含む	☐ 常勤換算	精神科・神経内科 経験 年・研修受講
	☐ 常勤換算	精神科・神経内科 経験 年・研修受講
イ 専任の常勤看護師		経験 年 週 時間
ウ 常勤社会福祉士又 は常勤精神保健福祉士		経験 年 社会福祉士 精神保健福祉士
エ その他の者		理学療法士・作業療法士 薬剤師・管理栄養士

2 認知症ケアに係るカンファレンス等の実施状況

カンファレンスの開催頻度	チームによる回診の頻度
回／週	回／週

3 認知症ケアチームによる認知症患者に関わる職員を対象とした研修の実施
回数 _____回／年

4 病棟看護師等のチームによる研修又は院外の研修の受講状況

① 認知症患者に関 わる全ての病棟の 看護師等の数（人）	② ①のうち 前々年度以降に研修 を受講した看護師等 の数（人）	③ ①のうち 今年度中に研修を受 講する予定の看護師 等の数（人）	④ 受講率 (②+③)／①
			%

5 認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修又は院内研修を
受講した看護師の配置状況（原則全ての病棟に 1 名以上配置が望ましい）

届出病棟名	氏 名	研修の別 (該当するものに「✓」を記入)
		☐ 院外研修 ☐ 院内研修
		☐ 院外研修 ☐ 院内研修
		☐ 院外研修 ☐ 院内研修

		☐ 院外研修 ☐ 院内研修
		☐ 院外研修 ☐ 院内研修
		☐ 院外研修 ☐ 院内研修
		☐ 院外研修 ☐ 院内研修
		☐ 院外研修 ☐ 院内研修
		☐ 院外研修 ☐ 院内研修
		☐ 院外研修 ☐ 院内研修

6 認知症ケアに関する手順書（マニュアル）の作成状況

（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

作成／配布	手順書に含まれている内容
☐ 作成	☐ 身体的拘束の実施基準
☐ 周知	☐ 鎮静を目的とした薬物の適正使用

7 せん妄に関するチェックリストの作成状況

（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

チェックリストの作成状況
☐ せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト
☐ せん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリスト

〔記載上の注意〕

1 「1」のア～エについては、次の通りとすること。

ア 精神科もしくは神経内科の医師、あるいは研修を受講した医師のうち、該当する要件を○で囲み、精神科もしくは神経内科を主たる業務とした経験が3年未満の場合は適切な研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を組み合わせることで認知症ケアチーム業務を実施している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。

イ 認知症看護に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。また、当該業務に従事する週当たりの勤務時間を記入すること。

ウ 該当する職種を○で囲み、認知症患者又は要介護者の退院調整に係る経験がない場合は介護支援専門員証の写しを添付すること。

エ 該当する者がいる場合に記入し、該当する職種を○で囲むこと。

2 「2」及び「3」については、実施されている又は行われる予定の場合はその回数について、記載すること。

3 「4」について、①には認知症患者に関わる病棟看護師等の数を記載し、②には、①のうち院内あるいは院外の研修を受講した数、③には受講予定数を記載すること。なお、③には②に計上した看護師等の数を含めないこと。

4 「5」について、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修又は院内研修を受講していることが確認できる文書を添付すること。

5 認知症ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけであることが確認できる文書を添付すること。

5 病棟職員を対象とした研修の実施回数： _____ 回／年

6 認知症ケアに関する手順書（マニュアル）の作成状況

（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

作成／配布	手順書に含まれている内容
☐ 作成	☐ 身体的拘束の実施基準
☐ 周知	☐ 鎮静を目的とした薬物の適正使用

7 せん妄に関するチェックリストの作成状況

（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

チェックリストの作成状況
☐ せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト
☐ せん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリスト

〔記載上の注意〕

1 「2」の医師については、精神科もしくは神経内科の医師、あるいは研修を受講した医師のうち、該当する要件を○で囲み、精神科もしくは神経内科を主たる業務とした経験が3年未満の場合は適切な研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を組み合わせている場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。

2 「2」の看護師については、認知症看護に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

3 「4」に掲げる看護師については、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修又は院内研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る院内研修を受講している看護師が含まれる場合は、院内研修の実施状況が分かる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

原則として、届出を行う全ての病棟において、配置されている研修を受けた看護師について記載すること。

4 「5」については、届出の直近1年間において、実施されている又は行われる予定の場合はその回数について、医療機関全体の総数を記載すること。

精神疾患診療体制加算に係る届出書添付書類

標榜し、入院医療を提供している診療科	内科 (有 ・ 無) 外科 (有 ・ 無)
許可病床数	医療機関全体の許可病床数 (①) 床
	精神病床の許可病床数 (②) 床
	②÷①×100 %
24時間の救急医療提供体制	1 第2次救急医療機関 2 救命救急センター 3 高度救命救急センター 4 総合周産期母子医療センター 5 その他 ()

精神科急性期医師配置加算に係る届出書添付書類

精神科急性期医師配置加算を 算定する病棟数の合計 () 病棟				うち、 精神科救急急性期医療入院料算定病棟()病棟 精神病棟入院基本料算定病棟 ()病棟 特定機能病院入院基本料算定病棟 ()病棟 精神科急性期治療病棟入院料1算定病棟 ()病棟			
病棟名		1 日平均入院 患者数※	医師氏名		勤務時間		
病棟種別 病床数			(精神保健指定医番号)				
病棟種別:							
病床数: 床							
病棟名		1 日平均入院 患者数※	医師氏名		勤務時間		
病棟種別 病床数			(精神保健指定医番号)				
病棟種別:							
病床数: 床							
病棟名		1 日平均入院 患者数※	医師氏名		勤務時間		
病棟種別 病床数			(精神保健指定医番号)				
病棟種別:							
病床数: 床							

(精神保健指定医でない場合は精神保健指定医番号の記入は不要である。)
※ 算出に係る期間を記入 (年 月 日 ~ 年 月 日)

1 実績に係る要件

(外来診療数、入院件数、入院患者数、クロザピン新規導入件数は直近1年間の数値を記載すること)

(1) 当該保険医療機関における精神疾患に係る実績

(以下の①～④に数値を記載し、括弧内の要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。)

(当該加算1、2のロ、3では、以下のいずれも満たすこと)

時間外、休日又は深夜における年間の外来診療（電話等再診を除く）の件数	
① () 件	□ ① (≥20 件)
時間外、休日又は深夜における年間の入院件数	
② () 件	□ ② (≥8 件)

(2) 当該保険医療機関におけるクロザピンに係る実績

(加算1又は3を届け出る場合に記載すること。)

クロザピンに係る実績		加算1	加算3
③過去5年間のクロザピン新規導入件数	件	□③≥15 件 又は ④≥3 件	□③≥10 件 又は ④≥2 件
④年間のクロザピン新規導入件数	件		
⑤入院又は外来においてクロザピンを使用する実患者数	件	□⑤≥6	□⑤≥4

(2) 当該病棟における実績、届け出る当該加算の種別

(該当する場合又は括弧内の要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。)

((a)は当該加算すべてにおいて満たすこと。(b)は当該加算1において満たすこと。)

病棟名：		
当該加算種別：□ 1 □ 2のイ □ 2のロ □ 3		
常勤の医師数	常勤の精神保健指定医数	1日平均の入院患者数
⑥ () 名	⑦ () 名	⑧ () 名
(a) □ ⑥÷⑧ (≥0.0625)		(b) □ ⑦ (≥2)

病棟名：		
当該加算種別：□ 1 □ 2のイ □ 2のロ □ 3		
常勤の医師数	常勤の精神保健指定医数	1日平均の入院患者数
⑨ () 名	⑩ () 名	⑪ () 名
(a) □ ⑨÷⑪ (≥0.0625)		(b) □ ⑩ (≥2)

病棟名：		
当該加算種別：□ 1 □ 2のイ □ 2のロ □ 3		
常勤の医師数	常勤の精神保健指定医数	1日平均の入院患者数
⑫ () 名	⑬ () 名	⑭ () 名
(a) □ ⑫÷⑭ (≥0.0625)		(b) □ ⑬ (≥2)

2 精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料の算定病棟について届け出る場合

標榜している診療科	1 内科 2 外科 3 耳鼻科 4 眼科 5 整形外科 6 精神科		
許可病床数	医療機関全体の許可病床数 (①)		() 床
	うち、精神病床の許可病床数 (②)	() 床	
	$② \div ① \times 100$	() %	
精神病棟の数	() 病棟		
24時間の救急医療体制	1 第2次救急医療機関 2 救命救急センター 3 高度救命救急センター 4 総合周産期母子医療センター 5 その他 ()		
精神科リエゾンチーム加算	届出 (有 ・ 無)		

当該病棟における直近3ヶ月間の入院患者の数 (③)	() 人
うち、入院時に精神科身体合併症管理加算を算定した患者の数 (④)	() 人
$④ \div ③ \times 100$	() %
身体疾患等と精神症状を併せ持つ救急搬送患者のうち、到着後12時間以内に当該保険医療機関の精神科医が診察した患者数 (直近3か月間におけるひと月あたりの平均患者数)	() 人

〔記載上の注意〕

1. 精神科急性期医師配置加算を算定する場合、算定する病棟数を記入すること。
2. 1日平均入院患者数については、算出に係る期間を※に記入すること。
3. 配置される医師数は、(1日平均入院患者数÷16)を超える人員数であること。
4. 勤務時間には、就業規則等に定める所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。

排尿自立支援加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 排尿自立指導に係るチームの構成員

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

区 分	氏 名	備考
ア 医師		☐ 泌尿器科 ☐ 3年以上の経験 ☐ 自院 ☐ 他院 ☐ その他の診療科 () ☐ 研修受講 ☐ 自院 ☐ 他院
イ 専任の常勤看護師		☐ 研修受講 ☐ 3年以上の経験
ウ 専任の常勤理学療法士 又は専任の常勤作業療法士		☐ 経験 (有 ・ 無)

2 排尿ケアに関するマニュアルの作成

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

作成／周知	マニュアルに含まれている内容
☐ 作成	☐ スクリーニングの方法
☐ 周知	☐ 膀胱機能評価の方法

3 職員を対象とした院内研修の実施

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

実施	内容
☐ 実施	実施日 ()
☐ 実施予定	実施予定日 ()

〔記載上の注意〕

- 「1」については、備考欄の該当するものに「✓」を記入すること。アに掲げる医師が、泌尿器科以外の医師の場合は担当する診療科を () 内に記載し、適切な研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。イに掲げる看護師については、所定の研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。ウについては、下部尿路機能障害を有する患者のリハビリテーション等の経験の有無を記載すること。
- 「3」については、予定されている場合の記載でもよい。

地域医療体制確保加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う加算 (あてはまるものを1つ○で囲むこと)		1 : 地域医療体制確保加算 1 2 : 地域医療体制確保加算 2	
2 当該加算の届出を行う 病棟の種別及び病床数	入院基本料又は 特定入院料	病棟 (室) 数	病床数
		棟 (室)	床
		棟 (室)	床
		棟 (室)	床
		棟 (室)	床
		棟 (室)	床
		棟 (室)	床
	合計	—	床
3 救急用の自動車等による 搬送実績	期間 : () 年度 4 月 ~ 3 月		
	上記期間における救急用の自動車等による搬送件数 : () 件		
4 届出状況	☐ 「A 1 0 4」特定機能病院入院基本料 ☐ 「A 2 0 0」急性期総合体制加算 ☐ 「A 2 3 7」ハイリスク分娩等管理加算 (ハイリスク分娩管理加算に限る。) ☐ 「A 3 0 3」総合周産期特定集中治療室管理料 ☐ 「A 3 0 1 - 4」小児特定集中治療室管理料 ☐ 「A 3 0 2」新生児特定集中治療室管理料		
5 指定状況	☐ 総合周産期母子医療センター ☐ 地域周産期母子医療センター		
6 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	様式40の16に記載すること。		
7 特定診療科 (特別な配慮を行う診療科を3つ以内 (外科系診療科全体を特定する場合は2つ) で特定し、□に✓を記入すること。)	☐ 消化器外科 ☐ 心臓血管外科 ☐ 小児外科 ☐ 循環器内科 ☐ 外科系診療科全体		

8 特定診療科における勤務環境改善の取組 (該当する全ての□に✓を記入すること。)	特定診療科名	() 科)
	☐ 交代勤務制 ☐ 常勤医師を3名以上配置 ☐ 夜勤時間帯に1名以上の医師が勤務 ☐ 夜勤を行った医師の翌日の日勤帯を休日としている ☐ 日勤から連続して夜勤を行う場合、当該夜勤時間帯に2名以上の医師が勤務し、日勤から連続勤務となる者は4時間以上の休憩を確保する ☐ 原則、夜勤時間帯の診療は、夜勤医師のみにによって実施されていること	
	☐ チーム制 ☐ 休日等において、2名以上の緊急呼び出し当番を配置 ☐ 休日等において、当該診療科における診療が必要な場合は、原則として緊急呼出し当番又は当直医(当該診療科以外の医師を含む。)が行う ☐ 夜勤時間帯に緊急呼出し当番を行う者について、勤務間インターバルを確保している	
	☐ 医師事務作業補助体制加算を届け出ており、当該医師事務作業補助者が、特定診療科の病棟又は外来等に配置されている	
	☐ 術前術後の管理等に携わる看護職員について、集中治療、術後疼痛管理、呼吸ケア等、特定診療科に係る適切な研修を修了した者がいる	
	特定診療科名	() 科)
	☐ 交代勤務制 ☐ 常勤医師を3名以上配置 ☐ 夜勤時間帯に1名以上の医師が勤務 ☐ 夜勤を行った医師の翌日の日勤帯を休日としている ☐ 日勤から連続して夜勤を行う場合、当該夜勤時間帯に2名以上の医師が勤務し、日勤から連続勤務となる者は4時間以上の休憩を確保する ☐ 原則、夜勤時間帯の診療は、夜勤医師のみにによって実施されていること	
	☐ チーム制 ☐ 休日等において、2名以上の緊急呼び出し当番を配置 ☐ 休日等において、当該診療科における診療が必要な場合は、原則として緊急呼出し当番又は当直医(当該診療科以外の医師を含む。)が行う ☐ 夜勤時間帯に緊急呼出し当番を行う者について、勤務間インターバルを確保している	

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（新規）

新規届出時の状況について記載する事項
（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

(1) 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握

ア 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月 日時点)	常勤: ()名 宿日直(＊1)を担当する医師数: ()名(うち非常勤()名)	非常勤: ()名
＊1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること		
イ 病院勤務医の勤務状況の把握等(令和 年 月分)		
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法 ☐ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間 ☐ その他、客観的な記録方法 (具体的に:)		
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(＊2)の把握内容 ☐ 年次有給休暇取得率 ☐ 時短勤務実施者(＊3)数 ☐ 育児休業・介護休業の取得率 ☐ その他 (具体的に:) ＊2 前年度の実績を記載。 ＊3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者		
(ウ) 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握 ☐ 勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況を把握している		
(エ) その他(自由記載・補足等)		
ウ 前年度1年間における時間外・休日労働時間が一定時間を超える医師の人数について 1,635時間超 ()名 1,560時間超 ()名 ☐ 医師の時間外・休日労働時間について基準を超える場合、理由及び改善のための計画を公開している。 ※ 特定地域医療提供医師又は連携型特定地域医療提供医師について、令和8年度において1,635時間、令和9年度において1,560時間を超える時間外・休日労働時間を行った医師がいる場合、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示する等の方法で公開することとされている。		

(2) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名:	職種:
イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: _____回／年 参加人数: 平均 _____人／回 参加職種()	
ウ 医師労働時間短縮計画	☐ 計画策定 (初回の策定年月日: 年 月 日) (直近の更新年月日: 年 月 日) ☐ 都道府県への提出 (初回の提出年月日(又は提出予定日): 年 月 日) ※ 特定労務管理対象機関である場合に記入。 ☐ 職員に対する計画の周知	
エ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	☐ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)	

(3) 医師労働時間短縮計画の具体的な取組内容

(ア)～(ス)の項目について、医師労働時間短縮計画への実績及び目標等の記載の有無

(ア) 労働時間管理方法	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(イ) 宿日直許可の有無を踏まえた時間管理	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(ウ) 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続き等	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(エ) 労使の話し合い、36協定の締結	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(オ) 衛生委員会、産業医の活用、面接指導の実施体制	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(カ) 追加的健康確保措置の実施(記載は任意)	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(キ) 意識改革・啓発	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(ク) 策定プロセス	☐ 記載あり		
(ケ) タスクシフト・シェア	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(コ) 医師の業務の見直し	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(サ) その他の勤務環境改善	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(シ) 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理(該当者がいる場合)	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標
(ス) C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化(該当者がいる場合)	☐ 実績	☐ 年度目標	☐ 計画終了年度の目標

[記載上の注意]

当該保険医療機関の「医師労働時間短縮計画」を添付すること。

協力対象施設入所者入院加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 当該医療機関における24時間直接連絡を受ける体制及び入院受入体制等

届出の要件 (いずれか1つを選択し○で囲むこと)	1：在宅療養支援病院又は在宅療養支援診療所であること。 2：在宅療養後方支援病院であること。 3：地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟又は病室を有する保険医療機関であること。	
体制 (いずれか1つを選択し○で囲むこと)	担当者を固定している ・ 曜日、時間帯ごとに担当者が異なる (下の欄には主な担当者又は部門名を記載すること)	
連絡先担当者名又は部門名		
連絡先		
緊急時の入院受入体制	当該医療機関において、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保しているか。	確保している ・ していない

2 平時から連携体制を構築している介護保険施設及び連携の状況
(協力対象施設ごとに記載すること。選択肢のある項目は、いずれか1つを選び○で囲むこと。)

協力対象施設1	1. 介護保険施設の名称	
	2. 介護保険施設等の入所者の診療情報及び病状急変時の対応方針が適切に提供され、必要に応じて所属する保険医がICTを活用して当該診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有している	該当する・該当しない
	3. 情報共有に使用するサービスの名称 (2で「該当する」を選択した場合のみ記載)	
	4. 入所者の急変対応等に関するカンファレンスを行った直近の日 (2で「該当する」を選択した場合のみ記載)	年 月 日
	5. 直近3回の入所者の急変対応等に関するカンファレンス (又は実際の入院受入による加算算定) を行った日及び種別 (2で「該当しない」を選択した場合のみ記載)	年 月 日
		カンファレンス・入院受入
		年 月 日
		カンファレンス・入院受入
協力対象施設2	1. 介護保険施設の名称	
	2. 介護保険施設等の入所者の診療情報及び病状急変時の対応方針が適切に提供され、必要に応じて所属する保険医がICTを活用して当該診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有している	該当する・該当しない
	3. 情報共有に使用するサービスの名称 (2で「該当する」を選択した場合のみ記載)	
	4. 入所者の急変対応等に関するカンファレンスを行った直近の日 (2で「該当する」を選択した場合のみ記載)	年 月 日
	5. 直近3回の入所者の急変対応等に関するカンファレンス (又は実際の入院受入による加算算定) を行った日及び種別 (2で「該当しない」を選択した場合のみ記載)	年 月 日
		カンファレンス・入院受入
		年 月 日
		カンファレンス・入院受入
協力対象施設3	1. 介護保険施設の名称	
	2. 介護保険施設等の入所者の診療情報及び病状急変時の対応方針が適切に提供され、必要に応じて所属する保険医がICTを活用して当該診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有している	該当する・該当しない
	3. 情報共有に使用するサービスの名称 (2で「該当する」を選択した場合のみ記載)	
	4. 入所者の急変対応等に関するカンファレンスを行った直近の日 (2で「該当する」を選択した場合のみ記載)	年 月 日
	5. 直近3回の入所者の急変対応等に関するカンファレンス (又は実際の入院受入による加算算定) を行った日及び種別 (2で「該当しない」を選択した場合のみ記載)	年 月 日
		カンファレンス・入院受入
		年 月 日
		カンファレンス・入院受入
		年 月 日
		カンファレンス・入院受入
		年 月 日
		カンファレンス・入院受入

協力 対象 施設 4	1. 介護保険施設の名称	
	2. 介護保険施設等の入所者の診療情報及び病状急変時の対応方針が適切に提供され、必要に応じて所属する保険医がICTを活用して当該診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有している	該当する・該当しない
	3. 情報共有に使用するサービスの名称（2で「該当する」を選択した場合のみ記載）	
	4. 入所者の急変対応等に関するカンファレンスを行った直近の日（2で「該当する」を選択した場合のみ記載）	年 月 日
	5. 直近3回の入所者の急変対応等に関するカンファレンス（又は実際の入院受入による加算算定）を行った日及び種別（2で「該当しない」を選択した場合のみ記載）	年 月 日
		カンファレンス・入院受入
年 月 日		
カンファレンス・入院受入		
協力 対象 施設 5	1. 介護保険施設の名称	
	2. 介護保険施設等の入所者の診療情報及び病状急変時の対応方針が適切に提供され、必要に応じて所属する保険医がICTを活用して当該診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有している	該当する・該当しない
	3. 情報共有に使用するサービスの名称（2で「該当する」を選択した場合のみ記載）	
	4. 入所者の急変対応等に関するカンファレンスを行った直近の日（2で「該当する」を選択した場合のみ記載）	年 月 日
	5. 直近3回の入所者の急変対応等に関するカンファレンス（又は実際の入院受入による加算算定）を行った日及び種別（2で「該当しない」を選択した場合のみ記載）	年 月 日
		カンファレンス・入院受入
年 月 日		
カンファレンス・入院受入		
協力 対象 施設 6	1. 介護保険施設の名称	
	2. 介護保険施設等の入所者の診療情報及び病状急変時の対応方針が適切に提供され、必要に応じて所属する保険医がICTを活用して当該診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有している	該当する・該当しない
	3. 情報共有に使用するサービスの名称（2で「該当する」を選択した場合のみ記載）	
	4. 入所者の急変対応等に関するカンファレンスを行った直近の日（2で「該当する」を選択した場合のみ記載）	年 月 日
	5. 直近3回の入所者の急変対応等に関するカンファレンス（又は実際の入院受入による加算算定）を行った日及び種別（2で「該当しない」を選択した場合のみ記載）	年 月 日
		カンファレンス・入院受入
年 月 日		
カンファレンス・入院受入		

3 連携体制等（※）について掲示しているホームページのURL等を以下に記載すること。

※ 介護保険施設等に協力病院として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力病院として定められている介護保険施設等の名称

〔記載上の注意と添付書類〕

- 1 24時間の直接連絡を受ける体制について、連携する介護保険施設等に交付する文書を添付すること。

医療提供機能連携確保加算の施設基準に係る届出書添付書類

人口の少ない地域における外来・在宅診療体制の確保に係る診療の実績 (入院中の患者以外の患者に対して行う診療に限る。同一の二次医療圏における実績を記載すること。)			
	対象二次医療圏名		
	① 常勤の医師を派遣して行う診療 (医療機関名は1つ以上を記載すること。)		
		直近1年間に実施した日数の合計	日
		診療を実施した医療機関名 1	
		診療を実施した医療機関名 2	
		診療を実施した医療機関名 3	
		診療を実施した医療機関名 4	
	② 他の保険医療機関に勤務する医師の休暇時等における代替医師を臨時に派遣して行う診療 (医療機関名は1つ以上を記載すること。)		
		直近1年間に実施した日数の合計	日
		診療を実施した医療機関名 1	
		診療を実施した医療機関名 2	
		診療を実施した医療機関名 3	
		診療を実施した医療機関名 4	
	③ 巡回診療		
		直近1年間に実施した日数の合計	日
	④ 当該地域に居住する患者に対して、情報通信機器を用いて行う診療		
	直近1年間に実施した日数の合計	日	
病状の急変等により緊急で入院が必要となったものの受入れ実績 (前年の4月1日から当年3月31日までの実績を記載すること。)			
	①又は②から保険医療機関から紹介を受けた患者の緊急入院受入件数の合計	件	
	③又は④による診療を受けた日から3か月以内である患者の緊急入院受入件数の合計	件	
救急医療機関の状況	1 : 第二次救急医療機関		
	2 : 第三次救急医療機関		

精神科地域密着多機能体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄
1：精神科地域密着多機能体制加算 1	1・2・3 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)
2：精神科地域密着多機能体制加算 2	
3：精神科地域密着多機能体制加算 3	

要件を満たす場合は、□に✓を記入すること

1 病床数に係る要件

①保険医療機関全体の許可病床数		床
②精神病床の許可病床数		床
③届出前月末日時点での精神病床の許可病床数		床
④届出前月から3年前の日の属する年度の1日当たりの精神病床における入院料算定患者数		人
⑤精神療養病棟入院料を算定する病床数		床
⑥認知症治療病棟入院料を算定する病床数		床

(通則に係る要件)

☐ ① ≤ 350 ☐ ② $\div$ ① ≥ 0.65

(加算1に係る要件)

☐ ② ≤ 100 床☐ (⑤+⑥) $\div$ ② ≤ 0.3

(加算2に係る要件)

☐ 101床 $\leq$ ② ≤ 150 床

又は

☐ 151床 $\leq$ ② ≤ 250 床☐ ③ $\div$ ④ ≤ 0.95 ☐ (⑤+⑥) $\div$ ② ≤ 0.3

(加算3に係る要件)

☐ ② ≤ 250 床☐ ③ $\div$ ④ ≤ 0.97 ☐ ⑤ $\div$ ② ≤ 0.3

2 平均在院日数に係る要件

精神病床の入院患者の平均在院日数(特定入院料含む)		日
☐ ≤ 150 日(加算1, 加算2)	☐ ≤ 250 日(加算3)	

3 精神保健指定医に係る要件

氏名			
□	ア 当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医が、都道府県等に協力し診察業務等を行った	□ ①措置入院及び緊急措置入院時の診察	
		□ ②医療保護入院および応急入院のための移送時の診察	
		□ ③精神医療審査会における業務	
		□ ④精神科病院への立ち入り検査での診察	
		□ ⑤その他都道府県の依頼による公務員としての業務	
□	イ 保健所の精神科嘱託医を務めている。		
□	ウ 市町村の障害者総合支援法における支援区分に係る審査委員会の委員を務めている。		

氏名			
□	ア 当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医が、都道府県等に協力し診察業務等を行った	□ ①措置入院及び緊急措置入院時の診察	
		□ ②医療保護入院および応急入院のための移送時の診察	
		□ ③精神医療審査会における業務	
		□ ④精神科病院への立ち入り検査での診察	
		□ ⑤その他都道府県の依頼による公務員としての業務	
□	イ 保健所の精神科嘱託医を務めている。		
□	ウ 市町村の障害者総合支援法における支援区分に係る審査委員会の委員を務めている。		

4 精神科救急にかかる要件（直近1年間の実績を記入すること）

□	精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定を受けている		
□	身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている		
□	精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている		
	① 当該保険医療機関の時間外、休日又は深夜における入院件数		件 (≥ 4 件)
	①のうち、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする）、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼件数		件 (≥ 1 件)
	② 当該保険医療機関の時間外、休日又は深夜における外来対応件数		件 (≥ 10 件)
	②のうち、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする）、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼件数（夜間、休日又は深夜以外の依頼件数も含む。）。		件

5 届出等に係る要件

精神科入退院支援加算に係る届出を行っている保険医療機関である。	☐
療養継続生活支援加算を過去3か月間で月平均3回以上算定している。	☐
当該保険医療機関の開設者が令和8年4月1日以降、半径10キロメートル以内に別の病院（精神病床を有するものに限る）を新たに開設していないこと。また、当該保険医療機関は、令和8年4月1日以降、半径10キロメートル以内の別の病院（精神病床を有するものに限る）の開設者によって新たに開設されていない。	☐

6 当該病棟における新規入院患者の自宅等への移行に係る要件（加算1，2）

精神病床において令和8年1月1日以降に新たに入院となった入院患者数（措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で当該保険医療機関へ入院となった患者を除く）	(a) 名
上記患者のうち、当該病棟に入院した日から起算して6月以内に退院し自宅等へ移行した患者数	(b) 名
(b) / (a) = ≥ 0.6	

7 在宅医療に係る要件

当該保険医療機関において精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）及び（Ⅲ）の算定回数が直近3か月間で60回以上	☐
当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションにおいて精神科訪問看護基本療養費の算定回数が直近3か月間で300回以上	☐
当該保険医療機関において精神科退院時共同指導料の算定回数が直近3か月間で3回以上	☐
当該保険医療機関において通院・在宅精神療法の「2」の算定回数が直近3か月で20回以上	☐
当該保険医療機関において精神科在宅患者支援管理料の算定回数が直近3か月間で10回以上	☐
当該保険医療機関において在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の合計算定回数が直近3か月間で10回以上であること。	☐

8 障害福祉サービス等

当該保険医療機関の開設者が、当該保険医療機関の所在する市区町村内または、当該保険医療機関から半径10キロメートル以内に、障害福祉サービス事業所等を開設している。	☐
施設名	
当該保険医療機関の代表者が、当該保険医療機関の所在する市区町村内または、当該保険医療機関から半径10キロメートル以内に所在する障害福祉サービス事業所等の代表者を務めている。	☐
施設名	

※ 加算1，2については、7及び8を満たす必要がある。

加算3については、7又は8を満たす必要はある。

9 多職種の配置に係る要件

常勤の精神保健福祉士	(a)	名
常勤の作業療法士	(b)	名
常勤の公認心理師	(c)	名

☐ (a) ≥ 2 (b) ≥ 1 かつ (c) ≥ 1 (加算 1, 2 の場合)

☐ (a) + (b) + (c) ≥ 2 (加算 3)

10 外来実績に係る要件

当該保険医療機関において、過去 6 か月間の「I O O 2」通院・在宅精神療法、「I O O 3 - 2」認知療法・認知行動療法を算定する患者の延べ診療月数	(a)	件
届け出時点精神病床の許可病床数	(b)	床
(a) / (b) =		

☐ (a) / (b) ≥ 36 (加算 1, 2 の場合)

☐ (a) / (b) ≥ 27 (加算 3 の場合)

データ提出開始届出書

1. 試行データ作成開始日 (※1)

令和	年	月	日

2. D P C 調査事務局と常時連絡可能な担当者

事 項	担 当 者 1 (※2)	担 当 者 2 (※2)
所 属 部 署		
役 職		
氏 名		
電 話 番 号		
E - m a i l (※3)		

〔記載上の注意〕

- ※1 試行データ作成開始日には、試行データの作成を開始する月の初日を記載すること（例えば、令和8年5月20日の提出期限に合わせて本届出書を提出する場合は、作成する試行データは令和8年6月及び7月のデータとなるため、本欄には令和8年6月1日と記載する。）。
- ※2 D P C 対象病院又は D P C 準備病院である病院の場合は、データ提出に係る連絡担当者として既に D P C 調査事務局に登録している担当者と同じ者を記載すること。
- ※3 担当者は必ず2名を設定し、E - m a i l アドレスについては、可能な限り別々なものを記載すること。

〔届出上の注意〕

- 1 データの提出を希望する保険医療機関は、令和8年5月20日、8月20日、11月20日、令和9年2月22日、5月20日、8月20日、11月22日又は令和10年2月21日までに、本届出書について、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
- 2 様式40の8の届出を行った保険医療機関が再度本届出を行う場合は、本届出書にデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されたことを示す書面を添付すること。

上記のとおり届出を行います。

令和 年 月 日

保険医療機関コード	

保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地住所

開設者名

厚生労働省保険局医療課長 殿

精神科入退院支援加算の施設基準に係る届出書添付書類

入退院支援及び地域連携業務を担う部門 (入退院支援部門)の設置の有無	(有 ・ 無)

1 入退院支援部門に配置されている職員（該当する□に「✓」を記入すること）

	氏名	専従 ・ 専任	常勤 ・ 非常勤	職種	経験 年数
入退院支援に 関する経験を 有する者			☐ 常勤 ☐ 非常勤 (時間)		年
			☐ 常勤 ☐ 非常勤 (時間)		年
			☐ 常勤 ☐ 非常勤 (時間)		年
			☐ 常勤 ☐ 非常勤 (時間)		年
			☐ 常勤 ☐ 非常勤 (時間)		年
			☐ 常勤 ☐ 非常勤 (時間)		年
			☐ 常勤 ☐ 非常勤 (時間)		年
			☐ 常勤 ☐ 非常勤 (時間)		年

2 退院支援に係る実績等

(1)	転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い連携する機関の数の合計が10以上（該当する場合は「✓」を記入すること）	☐
	連携機関の職員と年3回以上の頻度で面会し、情報の共有等を行っている（該当する場合には「✓」を記入すること）	☐
	連携先（連携を有している場合には「✓」を記入すること）	
	① 他の保険医療機関	☐
	② 一般相談支援、特定相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、共同生活援助又は就労継続支援等の障害福祉サービス等事業者	☐
	③ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所等	☐
	④ 介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者又は施設サービス事業者	☐
(2)	⑤ 精神保健福祉センター、保健所又は都道府県若しくは市区町村の障害福祉担当部署	☐
	1年間に、地域移行支援を利用し退院した患者又は退院後の自立生活援助若しくは地域定着支援の利用に係る申請手続きを入院中に行った患者の数の合計が5人以上（該当する場合には「✓」を記入すること）	☐

3 各病棟に配置されている職員

	病棟名	病床数	当該病棟で 算定している 入院料	氏名	職種
入退院支援及び 地域連携業務に 専従に従事する 者					

[記載上の注意]

- 1 部門の設置が有る場合には、それを確認できる文書を添付すること。
- 2 「1」について、非常勤職員を組み合わせで配置している場合は、「非常勤」に「✓」を記入し、()に週当たりの勤務時間を記入すること。
- 3 「2」について、(1)又は(2)を満たすこと。(1)を満たす場合は、①から⑤までのうち少なくとも3つ以上との連携を有していること。
- 4 連携機関の職員との面会に係る実績については、照会に対し速やかに回答できるように医療機関で保管すること。

様式 40 の9の3

医療的ケア児(者)入院前支援加算の施設基準に係る届出書添付書類

保険医療機関名	
住所	

直近1年間の医療的ケア判定スコア 16 点以上入院患者数 (算出期間 年 月 日～算出期間 年 月 日)
名

地域歯科診療支援病院入院加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 別の保険医療機関との連絡調整を担当する者

氏 名	職 種 名

2 連携保険医療機関（歯科診療所）

(1)	名 称	
	所 在 地	
	開 設 者 氏 名	
	歯 科 医 師 名	
	電 話 番 号	

(2)	名 称	
	所 在 地	
	開 設 者 氏 名	
	歯 科 医 師 名	
	電 話 番 号	

救命救急入院料・特定集中治療室管理料の施設基準に係る届出書添付書類

届出を行う区分 (該当するいずれか1つを選択すること。)		1：救命救急入院料1 2：救命救急入院料2 3：特定集中治療室管理料1 4：特定集中治療室管理料2 5：特定集中治療室管理料3
当該治療室の従事者	専任医師	
	日勤の時間帯	名
	日勤以外の時間帯	名
	☐ 宿日直を行う医師でない医師が常時勤務 (救命救急入院料及び特定集中治療室管理料1に係る事項)	
	当該病院に勤務する麻酔医	名
	看護師数	名
	看護師の勤務体制	
	日勤	名
	準夜勤	名
	深夜勤	名
当該治療室の概要	病床面積	平方メートル
	病床数	床
	1床当たりの床面積	平方メートル
	1日平均取扱患者数	名
	装置・器具	
救急蘇生装置(気管挿管セット、人工呼吸装置等)	☐ 治療室内に配置	
除細動器	☐ 治療室内に配置	
ペースメーカー	☐ 治療室内に配置	
	☐ 病院内に配置	
心電計	☐ 治療室内に配置	
	☐ 病院内に配置	
ポータブルエックス線撮影装置	☐ 治療室内に配置	
	☐ 病院内に配置	
呼吸循環監視装置	☐ 治療室内に配置	
	☐ 病院内に配置	
経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置	☐ 治療室内に配置	
酸素濃度測定装置	☐ 治療室内に配置	
光線治療器	☐ 治療室内に配置	
自家発電装置	☐ 病院内に配置	
電解質定量検査装置	☐ 病院内に配置	
血液ガス分析装置	☐ 病院内に配置	
救命救急センターに係る事項	高度救命救急センターに該当するか。 (該当するいずれか1つを選択すること。)	1：該当する 2：該当しない
	救命救急センターの評価基準に基づく評価 (該当するいずれか1つを選択すること。)	1：充実段階がSである 2：充実段階がAである 3：充実段階がBである 4：上記以外
	特定集中治療室管理料に係る事項(施設基準に該当する場合記入すること。当該病院の状況について記載すること。年間の件数については、直近1年間の実績を記載すること。)	
年間の救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数	件	
年間の全身麻酔による手術件数	件	
「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在するか。(該当するいずれか1つを選択すること。)	1：所在する 2：所在しない	
小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、新生児集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料及び小児入院医療管理料1から3までの届出病床数を合計した病床数が占める割合が5割以上の病院に該当するか。(該当するいずれか1つを選択すること。)	1：該当する 2：該当しない	

医療安全対策加算に係る事項	☐ 医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている		
救命救急入院料に係る事項	☐ 救急時医療情報閲覧機能を有している		
特定集中治療室管理料 1 又は 2 に係る事項（施設基準に該当する場合記入すること。複数の専任の看護師が該当する場合には、主な看護師について 2 名以内で記載すること。）			
☐ 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を 5 年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の看護師が配置されている			
看護師 1			
		氏名	
		勤務時間（週当たり）	時間
		経験年数	年
☐ 研修の受講			
看護師 2			
		氏名	
		勤務時間（週当たり）	時間
		経験年数	年
☐ 研修の受講			
特定集中治療室管理料 1 に係る事項（施設基準に該当する場合記入すること。）			
☐ 特定集中治療の経験を 5 年以上有し、特定集中治療に係る適切な研修を修了した医師が 2 名以上専任の医師に含まれている			
医師 1			
		氏名	
☐ 研修の受講			
医師 2			
		氏名	
☐ 研修の受講			
① 直近 1 年間における新規入室患者数			名
特定集中治療室管理料 1 を新たに届け出る場合 （該当する場合、直近 3 か月以上の期間の実績でも可）		☐ 該当する	
		（上記に該当する場合）開始年月日	年 月 日
		（上記に該当する場合）終了年月日	年 月 日
② ①のうち、入室日の S O F A スコアが 5 以上の者		名	
③ 入室日の S O F A スコアが 5 以上の者の割合（②／①）		%	
☐ 専任の臨床工学技士が常時院内に勤務している			
特定集中治療室管理料 2 に係る事項（施設基準に該当する場合記入すること。）			
① 直近 1 年間における新規入室患者数		名	
特定集中治療室管理料 1 を新たに届け出る場合 （該当する場合、直近 3 か月以上の期間の実績でも可）		☐ 該当する	
		（上記に該当する場合）開始年月日	年 月 日
		（上記に該当する場合）終了年月日	年 月 日
② ①のうち、入室日の S O F A スコアが 3 以上の者		名	
③ 入室日の S O F A スコアが 3 以上の者の割合（②／①）		%	
上限日数延長に係る事項（施設基準に該当する場合記入すること。）			
☐ 当該治療室において、早期離床・リハビリテーション加算の届出を行っている			
☐ 当該治療室において、早期栄養介入管理加算の届出を行っている			
☐ 当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っている			
小児加算に係る事項（小児加算の施設基準に該当する場合記入すること。）			
☐ 当該保険医療機関内に、専任の小児科医が常時配置されている			
		（上記に該当する場合）専任の小児科医師数	名
広範囲熱傷管理加算に係る事項（広範囲熱傷管理加算の施設基準に該当する場合記入すること。）			
☐ 当該保険医療機関内に、広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務している			
		（上記に該当する場合）上記の医師数	名

特定集中治療室管理料2又は3を算定する他の保険医療機関に対する情報通信機器を用いた特定集中治療室管理に係る支援に係る事項 (支援を実施している又は受けている場合のみ記載し、支援側医療機関においては「支援側医療機関の場合」欄について、被支援側医療機関においては「被支援側医療機関の場合」欄について、それぞれ施設基準に該当する場合記入すること。)			
	支援側医療機関の場合	☐ 特定集中治療室管理料1の届出を行っている。	
		☐ 特定集中治療の経験を5年以上有する医師又は集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の看護師が、被支援側医療機関の特定集中治療室における患者のモニタリングを常時行っている。また、モニタリングを行う職員数は、被支援側の治療室における入院患者数が30又はその端数を増すごとに1以上である。	
		☐ 特定集中治療の経験を5年以上有する医師が、特定集中治療室内に勤務する専任の医師と別に配置されている。	
		☐ 被支援側の医療機関に対して定期的に重症患者の治療に関する研修を行っている。	
		☐ 情報セキュリティに必要な体制を整備した上で、被支援側医療機関の電子カルテの確認及びモニタリングに必要な機器等を有する等関係学会の定める指針に従って支援を行う体制を有している。	
	被支援側医療機関の場合	☐ 特定集中治療室管理料2又は特定集中治療室管理料3の届出を行っている。	
		☐ 特定集中治療室管理料1の届出を行っている保険医療機関から支援を受けている。	
		支援側医療機関名	
		☐ 支援側医療機関から定期的に重症患者の治療に関する研修を受けている。	
		☐ 情報セキュリティに必要な体制を整備した上で、支援側による電子カルテの確認及びモニタリングに必要な機器等を有している等関係学会の定める指針に従って支援を受ける体制を有している。	

- [記載上の注意]
- 届出に係る治療室ごとに記入すること。当該施設基準に係る項目については必ず記載すること。
 - 装置・器具の配置場所は、当該治療室内に常時設置している場合は「治療室内に配置」を、当該治療室内に常時設置していないが、病院内に設置している場合は「病院内に配置」を選択すること。
 - 救命救急センター又は当該治療室に勤務する従事者並びに当該病院に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及びエックス線技師について様式20を添付するとともに、届出前1か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。また、特定集中治療室管理料1の届出を行う場合は、臨床工学技士の勤務計画表（勤務実績）により臨床工学技士の配置状況が分かる書類を添付すること。
 - 特定集中治療室管理料1の届出を行う場合は、特定集中治療の経験を5年以上有し、特定集中治療に係る適切な研修を修了した医師について記載すること。記載に当たっては、以下の点に留意すること。
 - 適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
 - 特定集中治療室管理料1又は2の届出を行う場合は、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した看護師について記載すること。記載に当たっては、以下の点に留意すること。
 - 勤務時間は、1週間当たりの当該特定集中治療室における勤務時間数を記載するとともに、当該看護師の勤務状況が分かる書類を添付すること。
 - 専任の常勤看護師を2名組み合わせることにより、当該治療室内に週20時間以上配置しても差し支えないが、当該2名の勤務が重複する時間帯については1名についてのみ計上すること。
 - 経験年数の欄は、集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験年数を記入すること。
 - 適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
 - 特定集中治療室管理料2の届出を行う治療室については、令和10年5月31日までの間においては、適切な研修を修了した看護師の配置の規定に該当するものとみなす。
 - 当該届出に係る治療室又は救命救急センターの平面図（面積等がわかるもの。）を添付すること。

新生児特定集中治療室管理料・新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料
 総合周産期特定集中治療室管理料・新生児治療回復室入院医療管理料
 の施設基準に係る届出書添付書類

届出を行う区分 (該当するいずれか1つを選択すること。ただし、1又は5と3を同時に届け出る場合には、2つを選択すること。)	1：新生児特定集中治療室管理料 1 2：新生児特定集中治療室管理料 2 3：新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料 4：総合周産期特定集中治療室管理料の「1」母体・胎児集中治療室管理料 5：総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料 6：新生児治療回復室入院医療管理料																																	
当該治療室の従事者	<table> <tr> <td rowspan="10">専任医師</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>日勤の時間帯</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>日勤以外の時間帯</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ☐ 宿日直を行う医師でない医師が常時勤務 (新生児特定集中治療室管理料1及び総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料に係る事項) </td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> 母体・胎児集中治療室管理料の専任医師に関する事項 (施設基準に該当する場合に記入すること。日によって体制が異なる場合には、当てはまるものすべてを選択すること。) </td> <td> ☐ 宿日直を行う医師でない専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務 </td> </tr> <tr> <td> ☐ 専ら産婦人科又は産科に従事する医師が常時2名以上当該保険医療機関内に勤務 </td> </tr> <tr> <td> ☐ 治療室の病床数が6床以下であって、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が常時1名以上当該保険医療機関内に勤務し、当該医師とは別に、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が緊急呼出し当番により、30分以内に当該治療室での診療を開始できる体制を確保 </td> </tr> <tr> <td>当該病院に勤務する麻酔医</td> <td colspan="2">名</td> </tr> <tr> <td>看護師数</td> <td colspan="2">名</td> </tr> <tr> <td>看護師の勤務体制</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>日勤</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>準夜勤</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>深夜勤</td> <td>名</td> </tr> </table>			専任医師			日勤の時間帯	名	日勤以外の時間帯	名	☐ 宿日直を行う医師でない医師が常時勤務 (新生児特定集中治療室管理料1及び総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料に係る事項)		母体・胎児集中治療室管理料の専任医師に関する事項 (施設基準に該当する場合に記入すること。日によって体制が異なる場合には、当てはまるものすべてを選択すること。)	☐ 宿日直を行う医師でない専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務	☐ 専ら産婦人科又は産科に従事する医師が常時2名以上当該保険医療機関内に勤務	☐ 治療室の病床数が6床以下であって、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が常時1名以上当該保険医療機関内に勤務し、当該医師とは別に、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が緊急呼出し当番により、30分以内に当該治療室での診療を開始できる体制を確保	当該病院に勤務する麻酔医	名		看護師数	名		看護師の勤務体制				日勤	名		準夜勤	名		深夜勤	名
専任医師																																		
	日勤の時間帯	名																																
	日勤以外の時間帯	名																																
	☐ 宿日直を行う医師でない医師が常時勤務 (新生児特定集中治療室管理料1及び総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料に係る事項)																																	
	母体・胎児集中治療室管理料の専任医師に関する事項 (施設基準に該当する場合に記入すること。日によって体制が異なる場合には、当てはまるものすべてを選択すること。)	☐ 宿日直を行う医師でない専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務																																
		☐ 専ら産婦人科又は産科に従事する医師が常時2名以上当該保険医療機関内に勤務																																
		☐ 治療室の病床数が6床以下であって、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が常時1名以上当該保険医療機関内に勤務し、当該医師とは別に、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が緊急呼出し当番により、30分以内に当該治療室での診療を開始できる体制を確保																																
	当該病院に勤務する麻酔医	名																																
	看護師数	名																																
	看護師の勤務体制																																	
	日勤	名																																
	準夜勤	名																																
	深夜勤	名																																
当該治療室の概要	<table> <tr> <td>病床面積</td> <td colspan="2">平方メートル</td> </tr> <tr> <td>病床数</td> <td colspan="2">床</td> </tr> <tr> <td>1床当たりの床面積</td> <td colspan="2">平方メートル</td> </tr> <tr> <td>1日平均取扱患者数</td> <td colspan="2">名</td> </tr> <tr> <td>新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の病床数 (当該管理料を届け出る場合のみ記入すること。)</td> <td colspan="2">床</td> </tr> </table>			病床面積	平方メートル		病床数	床		1床当たりの床面積	平方メートル		1日平均取扱患者数	名		新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の病床数 (当該管理料を届け出る場合のみ記入すること。)	床																	
病床面積	平方メートル																																	
病床数	床																																	
1床当たりの床面積	平方メートル																																	
1日平均取扱患者数	名																																	
新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の病床数 (当該管理料を届け出る場合のみ記入すること。)	床																																	

装置・器具	
救急蘇生装置（気管挿管セット）	☐ 治療室内に配置
	☐ 隣接する新生児治療室に配置 （共有により緊急時に対応可能）
新生児用呼吸循環監視装置	☐ 治療室内に配置
	☐ 隣接する新生児治療室に配置 （共有により緊急時に対応可能）
新生児用人工換気装置	☐ 治療室内に配置
	☐ 隣接する新生児治療室に配置 （共有により緊急時に対応可能）
微量輸液装置	☐ 治療室内に配置
	☐ 隣接する新生児治療室に配置 （共有により緊急時に対応可能）
経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置	☐ 治療室内に配置
	☐ 隣接する新生児治療室に配置 （共有により緊急時に対応可能）
酸素濃度測定装置	☐ 治療室内に配置
	☐ 隣接する新生児治療室に配置 （共有により緊急時に対応可能）
光線治療器	☐ 治療室内に配置
	☐ 隣接する新生児治療室に配置 （共有により緊急時に対応可能）
心電計	☐ 治療室内に配置
	☐ 病院内に配置
呼吸循環監視装置	☐ 治療室内に配置
	☐ 病院内に配置
分娩監視装置	☐ 治療室内に配置
超音波診断装置（カラードップラー法による血流測定が可能なものに限る。）	☐ 治療室内に配置
自家発電装置	☐ 病院内に配置
電解質定量検査装置	☐ 病院内に配置
血液ガス分析装置	☐ 病院内に配置

新生児特定集中治療室管理料 1 又は総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料に係る事項 (施設基準に該当する場合記入すること。)		
	直近 1 年間の出生体重1,000g未満の新生児の新規入院患者数	名
	直近 1 年間の当該治療室入院患者に行った開胸手術、開頭手術、開腹手術、胸腔鏡下手術又は腹腔鏡下手術の年間実施件数	件
新生児特定集中治療室管理料 2 に係る事項 (施設基準に該当する場合記入すること。)		
	直近 1 年間の出生体重2,500g未満の新生児の新規入院患者数	名
	総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターに該当するか。(該当するいずれか 1 つに○をすること。)	1 : 該当する 2 : 該当しない
新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料に係る事項 (施設基準に該当する場合記入すること。)		
	新生児の特定集中治療の経験を 5 年以上有する医師数	名
	当該保険医療機関に配置され、緊急時に対応を行う常勤の臨床工学技士数	名
	当該保険医療機関に配置されている常勤の公認心理師数	名
	直近 1 年間の出生体重750g未満の新生児の新規入院患者数	名
	直近 1 年間の当該治療室入院患者に行った開胸手術、開頭手術、開腹手術、胸腔鏡下手術又は腹腔鏡下手術の年間実施件数 (再掲)	件
	直近 1 年間の経鼻的持続陽圧呼吸療法を除く人工呼吸管理を要する新規入院患者数	名
総合周産期特定集中治療室管理料の「1」母体・胎児集中治療室管理料に係る事項 (施設基準に該当する場合記入すること。直近 1 年間の当該病院の実績について記載すること。)		
	救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる妊産婦の搬送受入件数	件
	多胎妊娠の分娩件数	件
	帝王切開術による分娩件数	件
	分娩時の妊娠週数が22週以上34週未満である分娩件数	件
医療安全対策加算に係る事項	☐ 医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている	
新生児治療回復室入院医療管理料に係る事項 (施設基準に該当する場合記入すること。)		
	保険医療機関の専任の小児科常勤医師数	名
	保険医療機関の専任の小児科非常勤医師数 (週 3 日以上かつ所定労働時間週22時間以上)	名
	右記管理料の届出状況	1 : 新生児特定集中治療室管理料の届出あり 2 : 総合周産期特定集中治療室管理料の届出あり

〔記載上の注意〕

1 届出に係る治療室ごとに記入すること。ただし、新生児特定集中治療室管理料 1 又は総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料と新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料を同時に届け出る場合には、1 つの届出にまとめて差し支えない。

2 当該施設基準に係る項目については必ず記載すること。

3 当該治療室に勤務する従事者並びに当該病院に勤務する臨床工学技士、公認心理師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及びエックス線技師について、様式20を添付するとともに届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。

4 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の届出を行う場合は、看護師の配置状況について、届出を行う病床の入院患者数等のうち当該管理料の算定対象患者数等がわかるものを併せて添付すること。

5 当該届出に係る治療室の平面図（面積等がわかるもの。）を添付すること。なお、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の届出を行う場合は、当該管理料の届出を行う病床の区域を明示した平面図を併せて添付すること。

6 装置・器具の配置場所は、当該治療室内に常時設置している場合は「治療室内に配置」を、当該治療室内に常時設置していないが、病院内に設置している場合は「病院内に配置」を選択すること。「隣接する新生児治療室に配置」は、新生児治療回復室入院医療管理料を届け出る治療室において、当該治療室が新生児特定集中治療室又は新生児集中治療室と隣接しており、これらの装置及び器具を共有しても緊急の事態に十分対応できる場合にのみ選択すること。

救命救急入院料の「注2」精神疾患診断治療初回加算の「イ」に掲げる
施設基準に係る届出書添付書類

1 専任の常勤医師に係る要件

※ 非常勤医師を組み合わせた場合を含む。

常勤 換算	氏名	適切な研修の受講
☐		あり ・ なし
☐		あり ・ なし

2 専任の常勤看護師等

氏名	職種	適切な研修の受講
		あり ・ なし
		あり ・ なし
		あり ・ なし
		あり ・ なし
		あり ・ なし

[記載上の注意]

- 1 「1」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の口に「✓」を記入すること。
- 2 「1」及び「2」の適切な研修とは、自殺企図等により入院となった患者に対する生活上の課題等について指導を行うための適切な研修であって、救急患者精神科継続支援料の施設基準に規定するものをいう。適切な研修を修了していることがわかる修了証(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。

重症患者対応体制強化加算に係る届出書添付書類

1 届出を行う区分 (該当するもの1つに○をすること。)	1 : 救命救急入院料「注11」 2 : 特定集中治療室管理料「注6」		
2 人員の配置状況	集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了した専従の常勤看護師		
	氏名		
	経験年数又は勤務年数	年	
	救命救急入院料1又は特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関において5年以上の勤務経験を有する専従の常勤臨床工学技士		
	氏名		
	経験年数又は勤務年数	年	
	集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を3年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に関する研修を受講する看護師		
	看護師1		
	氏名		
	経験年数 又は勤務年数	年	
	研修の受講状況	1 : 受講済み 2 : 受講予定	
	(受講予定の場合) 受講開始予定年月日	年 月 日	
	(受講予定の場合) 受講終了予定年月日	年 月 日	
	看護師2		
	氏名		
	経験年数 又は勤務年数	年	
	研修の受講状況	1 : 受講済み 2 : 受講予定	
	(受講予定の場合) 受講開始予定年月日	年 月 日	
	(受講予定の場合) 受講終了予定年月日	年 月 日	
3 重症患者への看護実践のための院内研修の実施状況			
研修の実施回数	回/年		
4 要請に応じて、他の医療機関等の支援を行う看護師（該当する看護師の氏名を2名以上記載すること。）			
氏名1			
氏名2			
氏名3			
氏名4			

5 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の「特殊な治療法等」に該当する患者割合		
	患者割合	%
6 届出等に係る事項		
☐ 感染対策向上加算 1 に係る届出		
該当するものを選択すること。	1：特定機能病院である 2：急性期総合体制加算に係る届出を行っている	

〔記載上の注意〕

人員の配置状況については、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。受講予定者を届け出た場合は、研修受講を開始した際に改めて届出を行うこと。

**救命救急入院料・特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料
の重症度、医療・看護必要度に係る届出書添付書類**

届出を行う区分 (該当するいずれか1つに○をすること。)	1：救命救急入院料 1
	2：救命救急入院料 2
	3：特定集中治療室管理料 1
	4：特定集中治療室管理料 2
	5：特定集中治療室管理料 3
	6：ハイケアユニット入院医療管理料 1
	7：ハイケアユニット入院医療管理料 2
	8：ハイケアユニット入院医療管理料の「注5」に規定する入院料

救命救急入院料1、特定集中治療室管理料に係る事項（施設基準に該当する場合記入すること。特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準について記入すること。）

	病床数		床
	入室患者の状況		
	① 入室患者延べ数		名
	② ①のうち基準を満たす患者の延べ数		名
	③ 基準を満たす患者の割合（②／①）		%
	①の算出年月（1か月）	年 月	
	重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況		
	実施年月日	年 月 日	

救命救急入院料 2、ハイケアユニット入院医療管理料に係る事項（施設基準に該当する場合記入すること。ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準について記入すること。）		
	届出事項	1：入院料等の届出の変更 2：評価票の変更
	評価に用いる重症度、医療・看護必要度	1：Ⅰ 2：Ⅱ
	病床数	床
	入室患者の状況	
	① 入室患者延べ数	名
	② 【割合①】①のうち重症度、医療・看護必要度のA項目のうち、以下に掲げるいずれかの項目に該当する患者の延べ数 ・蘇生術の施行 ・中心静脈圧測定 ・人工呼吸器の管理 ・輸血や血液製剤の管理 ・肺動脈圧測定 ・一時的ペースティング ・抗不整脈剤の使用 ・特殊な治療法等	名
	③ 【割合①】重症度、医療・看護必要度のA項目のうち、②に掲げるいずれかの項目に該当する患者の割合（②／①）	%
	④【割合②】重症度、医療・看護必要度のA項目のいずれかに該当する患者の延べ数	名
	⑤【割合②】重症度、医療・看護必要度のA項目のいずれかに該当する患者の割合（④／①）	%
	①の算出年月（1か月）	年 月
重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況		
	実施年月日	年 月 日

〔記載上の注意〕

1 届出に係る治療室ごとに記入すること。

2 入室患者延べ数とは、直近1か月において、当該届出を行う治療室に入室した患者の延べ数をいう。退室した日並びに短期滞在手術等基本料を算定する患者、及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者については入室患者延べ数に含めない。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）についても入室患者延べ数に含めない。

3 救命救急入院料1又は特定集中治療室管理料の届出を行う場合は、別添6の別紙17の「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて評価を行うこと。なお、この場合の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者とは、「モニタリング及び処置等（A項目）」に係る得点が「2点以上」である患者をいう。

4 救命救急入院料2又はハイケアユニット入院医療管理料の届出を行う場合は、別添6の別紙18の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて評価を行うこと。

様式 43 の 2

小児特定集中治療室管理料の施設基準に係る届出書添付書類

当 該 治 療 室 の 従 事 者	専 任 医 師		日 勤 の 時 間 帯 名	
			日 勤 以 外 の 時 間 帯 名	
			☐ 宿日直を行う医師でない医師が常時勤務	
	専任医師のうち、小児の特定集中治療の経験を5年以上有する医師		名	
	当該病院に勤務する小児科医		名	
看 護 師		日 勤 名 準 夜 勤 名 そ の 他 名		
当 該 治 療 室 の 概 要	病 床 面 積	病 床 数	1 床 当 た り の 床 面 積	1 日 平 均 取 扱 患 者 数
	平方メートル	床	平方メートル	名
装 置 ・ 器 具		配 置 場 所		装 置 ・ 器 具 の 名 称 ・ 台 数 等
		治 療 室 内	病 院 内	
救 急 蘇 生 装 置		☐		
除 細 動 器		☐		
ベ ー ス メ ー カ ー		☐	☐	
心 電 計		☐	☐	
ポータブルエックス線撮影装置		☐	☐	
呼 吸 循 環 監 視 装 置		☐	☐	
体 外 補 助 循 環 装 置		☐		
急性血液浄化療法に必要な装置		☐		
自 家 発 電 装 置			☐	
電 解 質 定 量 検 査 装 置			☐	
血 液 ガ ス 分 析 装 置			☐	
他の保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者数及び人工心肺を用いた先天性心疾患手術の周術期管理が行われた患者数		転院時において前医において算定されていた入院料（注1）		
		救 命 救 急 入 院 料 名		
		特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 名		
		転入時において前医又は当院において算定された診療報酬（注1）		
		救 急 搬 送 診 療 料 名		
		24時間以内に人工呼吸を実施した患者		名
		人工心肺を用いた先天性心疾患手術の周術期管理が行われた患者（注1）		名
医療安全対策加算1に係る届出の有無（該当する方を○で囲むこと。）		有 ・ 無		

[記載上の注意]

1 当該施設基準に係る項目については必ず記載すること。

2 当該病院に勤務する小児科医については様式 48 を添付すること。

3 他の保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者数については、届出前直近1年間の実績を記載すること。該当する患者についての氏名、生年月日、転院日、前医での診療歴については、照会に対し、速やかに回答

可能なよう、医療機関で保管すること。

- 4 当該治療室に勤務する従事者並びに当該病院に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及びエックス線技師について、様式 20 を添付するとともに届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。専任医師のうち、小児の特定集中治療の経験を 5 年以上有する医師については、様式 20 の備考欄へ「5 年」と記載すること。
- 5 装置・器具の配置場所は、当該治療室内に常時設置している場合は「治療室内」の口を、当該治療室内に常時設置していないが、病院内に設置している場合は「病院内」の口に「チェック」を記入すること。なお、当該装置・器具を治療室内に設置している場合は、治療室内に設置している台数・名称等のみを記載すればよく、病院内に設置している場合は、当該治療室で使用することが想定される装置・器具の台数・名称等のみを記載すればよい。
- 6 当該届出に係る治療室の平面図（面積等がわかるもの。）を添付すること。
- 7 注 1 については、いずれかを記載すればよい。

ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類

届出を行う区分 (該当するいずれか1つに○をすること。)		1：ハイケアユニット入院医療管理料1 2：ハイケアユニット入院医療管理料2 3：ハイケアユニット入院医療管理料の「注5」に規定する入院料	
当該治療室の従事者			
		専任の常勤医師の氏名（複数の常勤医師が該当する場合には、主な医師の氏名を4名以内で記載すること。）	
		医師1	
		医師2	
		医師3	
		医師4	
看護師数		名	
看護師の勤務体制			
		日勤	名
		準夜勤	名
		深夜勤	名
当該治療室の概要			
		病床数	床
当該病院の一般病棟の入院患者の平均在院日数に係る事項			
		一般病棟の平均在院日数	日
		上記の算出期間（開始年月日）	年 月 日
		上記の算出期間（終了年月日）	年 月 日
装置・器具			
		救急蘇生装置（気管挿管セット、人工呼吸装置等）	☐ 治療室内に配置
			☐ 隣接する特定集中治療室に配置 (共有により緊急時に対応可能)
		除細動器	☐ 治療室内に配置
			☐ 隣接する特定集中治療室に配置 (共有により緊急時に対応可能)
		心電計	☐ 治療室内に配置
			☐ 隣接する特定集中治療室に配置 (共有により緊急時に対応可能)
		呼吸循環監視装置	☐ 治療室内に配置
			☐ 隣接する特定集中治療室に配置 (共有により緊急時に対応可能)
診療録管理体制加算に係る事項		☐ 診療録管理体制加算に係る届出を行っている	
医療安全対策加算に係る事項		☐ 医療安全対策加算1に係る届出を行っている	
救急医療等の実績に係る事項 (当該病院の状況について記載すること。年間の件数については、直近1年間の実績を記載すること。)			
		年間の救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数	件
		年間の全身麻酔による手術件数	件
		「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる人口の少ない地域に所在するか。（該当するいずれか1つに○をすること。）	1：所在する 2：所在しない
		小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、新生児集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料及び小児入院医療管理料1から3までの届出病床数を合計した病床数が占める割合が5割以上の病院に該当するか。（該当するいずれか1つに○をすること。）	1：該当する 2：該当しない

〔記載上の注意〕
1 届出に係る治療室ごとに記入すること。
2 当該届出に係る治療室に勤務する従事者について、様式20を添付すること。なお、届出前1か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。

脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類

当該治療室の従事者			
専任の医師数		名	
看護師数		名	
看護師の勤務体制			
		日勤	名
		準夜勤	名
		深夜勤	名
脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士の数		名	
当該治療室の概要			
病床数		床	
当該治療室の入院患者の状況			
① 入室患者延べ数		名	
② ①のうち脳梗塞、脳出血、くも膜下出血の患者数		名	
③ 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血の患者の割合（②／①）		%	
上記の算出期間（開始年月日）		年 月 日	
上記の算出期間（終了年月日）		年 月 日	
装置・器具			
救急蘇生装置（気管挿管セット、人工呼吸装置等）		☐ 治療室内に配置 ☐ 隣接する特定集中治療室に配置（共有により緊急時に対応可能）	
除細動器		☐ 治療室内に配置 ☐ 隣接する特定集中治療室に配置（共有により緊急時に対応可能）	
心電計		☐ 治療室内に配置 ☐ 隣接する特定集中治療室に配置（共有により緊急時に対応可能）	
呼吸循環監視装置		☐ 治療室内に配置 ☐ 隣接する特定集中治療室に配置（共有により緊急時に対応可能）	
コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影、脳血管造影等の体制に係る事項			
当該病院のＣＴ撮影装置台数		台	
当該病院のＭＲＩ撮影装置台数		台	
当該病院の脳血管造影装置台数		台	
超急性期脳卒中加算及び経皮的脳血栓回収術の状況（直近１年間における当該病院の状況について記載すること。）			
① 「Ａ２０５－２」超急性期脳卒中加算の年間算定回数		回	
② 「Ｋ１７８－４」経皮的脳血栓回収術の年間算定回数		回	
③ ①と②の合計		回	
当医療機関におけるリハビリテーションの施設基準の届出の有無（該当するいずれか１つを選択すること。）		１：脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） ２：脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） ３：脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	
医療安全対策加算に係る事項		☐ 医療安全対策加算１に係る届出を行っている	

〔記載上の注意〕

- 届出に係る治療室ごとに記入すること。
- 入室患者延べ数とは、直近１か月において、届出を行う治療室に入院した延べ患者数をいう。
- 当該届出の要件を満たす医師、看護師及び理学療法士又は作業療法士について、様式20を添付すること。
- 届出前１か月の治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類及び専任の医師の配置状況がわかる書類を添付すること。

総合周産期特定集中治療室管理料「注 3」に掲げる
成育連携支援加算に係る届出書添付書類

1 成育連携チームの構成員

常勤換算	氏名	職種	専任	経験年数
☐			☐	年
☐			☐	年
☐			☐	年
☐			☐	年
☐			☐	年
☐			☐	年
☐			☐	年
☐			☐	年

〔記載上の注意〕

- 1 週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定の労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている、非常勤の当該加算における専任の看護師、社会福祉士又は公認心理師（以下、「看護師等」という。）を組み合わせ配置している場合には、当該看護師等の「常勤換算」の口に「✓」を記入すること。
- 2 職種の欄には医師（診療科まで記載すること）、助産師、看護師、社会福祉士又は公認心理師と記入すること。
- 3 専任として配置している場合には、「専任」の口に「✓」を記入すること
- 4 従事者が当該加算における専任の看護師である場合は、新生児の集中治療に係る業務の経験年数を記入すること。

地域包括医療病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類

項目		記入欄	
1 : 地域包括医療病棟入院料 1 2 : 地域包括医療病棟入院料 2 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)		1 ・ 2	
同一医療機関内の一般病棟入院基本料を算定する病床の有無		有り ・ 無し	
当該病棟	病棟名		
	病床数	床	
	看護補助体制加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し	
	夜間看護補助体制加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し	
	夜間看護体制加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し	
	看護補助・患者ケア体制充実加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し	
	看護職員夜間配置加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し	
当該病棟専従の 理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士	療法士 1 (専従)	1 : 理学療法士 2 : 作業療法士 3 : 言語聴覚士 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 ・ 2 ・ 3
		氏名	
		常勤換算 ([記載上の注意]を参照して記載すること) (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	該当 ・ 非該当
		専従となった年月 (和暦で記載すること)	年 月
	療法士 2 (専従)	1 : 理学療法士 2 : 作業療法士 3 : 言語聴覚士 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 ・ 2 ・ 3
		氏名	
		常勤換算 ([記載上の注意]を参照して記載すること) (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	該当 ・ 非該当
		専従(専任)となった年月 (和暦で記載すること)	年 月
	当該病棟専任の 管理栄養士	氏名	
		専任となった年月 (和暦で記載すること)	年 月
当該病棟の病室部分の面積		m ²	

床面積の基準を満たさない場合における大規模改修等の予定	着工予定年月 (和暦で記載すること)	年 月
	完成予定年月 (和暦で記載すること)	年 月
廊下幅の基準を満たさない場合における大規模改修等の予定	着工予定年月 (和暦で記載すること)	年 月
	完成予定年月 (和暦で記載すること)	年 月

入院患者における割合

ア 当該病棟における直近3月間における新規患者数		名
算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
	終了年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
イ アのうち、重症度、医療看護必要度の基準② (入院初日のB得点が3点以上)を満たす患者の数		名
重症度、医療・看護必要度の基準②を満たす患者の割合 (割合②) イ/ア		%
ウ 当該病棟における直近3月間における新規患者数 ※ 短期滞在手術等入院基本料3を算定する患者及び短期滞在手術等基本料1の対象手術を実施した患者を除く。		名
算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
	終了年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
エ ウのうち、同一の保険医療機関の一般病棟から転棟した患者		名
同一医療機関の一般病棟から転棟した患者の割合 エ/ウ (5%未満)		%
オ アのうち、救急搬送後の患者で、入院初日から当該病棟に入院した患者 ※ 14日以内に同一の保険医療機関の他の病棟(回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟を除く)に転棟した患者を除く。 ※ 他の保険医療機関で救急患者連携搬送料を算定し、当該保険医療機関に搬送された患者を含む。		名
救急搬送後の患者の割合 オ/ア (15%以上)		%

退院患者における割合

ア 当該病棟における直近6月間における退院患者数 (短期滞在手術等基本料を算定する患者、第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者及び死亡退院した患者を除く)		名
算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
	終了年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
	(1) 在宅(自宅及び居住系介護施設等)	名
	(2) 介護老人保健施設	名
	(3) うち、在宅強化型(超強化型を含む)及び基本型(加算型を含む)	名

	内訳	(4) 有床診療所	名
		(5) うち、別添2の第3の5の(1)のイの(イ)に該当する病床	名
		(6) (1)、(2)及び(4)を除く病院	名
		(7) うち、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床	名
	算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
		終了年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
	イ 当該病棟における直近6月間における転棟患者数		名
	算出期間	(8) うち、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床	
		開始年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
		終了年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
在宅等へ退出した患者の割合 (80%以上) $((1) + (3) + (5) + (7) + (8)) / (\text{ア} + \text{イ})$ (小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入すること)		%	
ADLが低下した患者の割合			
ア 当該病棟における直近1年間における退院・転棟患者数 (死亡退院及び終末期のがん患者等を除く)	算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
		終了年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日
	イ アのうち、ADLが入院時と比較して低下した患者数		名
ADLが低下した患者の割合 $\text{イ} / \text{ア}$ (7%未満。直近1年間の退院患者のうち、85歳以上の患者の割合が2割に満たない場合は、5%未満)		%	
第二次救急医療機関 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)		該当 ・ 非該当	
救急病院等を定める省令に基づく認定された救急病院 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)		該当 ・ 非該当	
救急患者への対応 (実施可能であることを確認し○をすること)	検査	常時実施可能	
	CT撮影	常時実施可能	
	MRI撮影	常時実施可能	
データ提出加算の届出 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)		既届出 ・ 今回届出	
入退院支援加算1 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)		既届出 ・ 今回届出	
疾患別リハビリテーションの届出	1 : 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) 2 : 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ) (Ⅱ) (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)		
	□ 1		
	□ 2		

休日を含めすべての日にリハビリテーションを実施できる体制 (該当することを確認し、○で囲むこと)	有り
Barthel Indexの測定に関わる 職員を対象とした研修会の年1回以上の実施 (該当することを確認し、○で囲むこと)	実施している

〔記載上の注意〕

- 1 届出に係る病棟ごとに記入すること。
- 2 届出に係る病棟ごとに様式9、様式10及び様式20を記載し添付すること。
- 3 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士を組み合わせ配置している場合には、「常勤換算」欄の「該当」を○で囲むこと。
- 4 当該病棟の平面図（面積等がわかるもの）を添付すること。
- 5 看護補助体制加算、夜間看護補助体制加算、夜間看護体制加算、看護補助・患者ケア体制充実加算、看護職員夜間配置加算を届け出る場合は様式9、様式13の3及び様式18の3を添付すること。

一類感染症患者入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類

指定年月日	

[記載上の注意]

- 1 様式 9 に合わせ日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。
- 2 感染症法第 6 条第 13 項に規定する特定感染症指定医療機関又は同法第 6 条第 14 項に規定する第一種感染症指定医療機関であることがわかる書類を添付すること。
- 3 当該届出に係る治療室の平面図（面積等がわかるもの。）を添付すること。

特殊疾患入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類

病棟 の 状 況	病棟名					
	うち、当該入院医療管理料に係る病床数		床			
	患者 1 人あたりの病室床面積 (内法による測定)		㎡			
	入院基本料の区分					
	1 日平均入院患者数 ①		名			
	算出期間① (直近 1 年間) ※和暦で記載すること。	始期	年	月	日	
終期		年	月	日		
当該病室の入院患者の状況	1 日平均入院患者数 ②		名			
	算出期間② (直近 1 か月間) ※和暦で記載すること。	始期	年	月	日	
		終期	年	月	日	
	②の再掲	脊髄損傷等		名		
		重度意識障害		名		
		筋ジストロフィー		名		
		神経難病		名		
		小計③		名		
	特殊疾患の割合 ③／②		%			

[記載上の注意]

- 1 当該届出病室を含む病棟ごとに記入すること。
- 2 当該届出病室を含む病棟ごとに様式 9 を記載し添付すること。

小児入院医療管理料〔 〕の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科					
2 小児科又は小児外科の医師の氏名					
常勤 換算	氏名	勤務の形態	常勤 換算	氏名	勤務の形態
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
☐		常勤・非常勤	☐		常勤・非常勤
3 新生児及び6歳未満の乳幼児の入院を伴う年間手術件数 _____ 件					
4 年間小児緊急入院患者数 _____ 例					

〔記載上の注意〕

- 「2」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている小児科又は小児外科の非常勤医師を組み合わせ配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 小児入院医療管理料1の届出の際には新生児又は小児の集中治療を行う体制が確認できる書類を添付すること。また、様式9に合わせ日々の入院患者数等により、夜間の看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。
- 小児入院医療管理料2の届出の際には24時間365日小児救急医療の提供をしていることが確認できる書類を添付すること。
- 小児入院医療管理料5の届出に係る結核病棟又は精神病棟については、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟

の入院患者の数が 15 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であり、看護職員の最小必要数の 4 割以上が看護師であることが確認できる、入院基本料の届出の写しを添付すること。

小児入院医療管理料 4 の施設基準に係る届出書添付書類

	病棟数	病床区分	病床数	入院患者数		平均在院 日 数
				届出時	1 日 平 均 入院患者数	
及 病 び 棟・病 平 床・入 均 院・入 在 院患 院 者 日 数 数	当該 病棟	小児入院医 療管理病室	床	名	名	日
		一般病床	床	名	名	
		小 計	床	名	名	
	その他 の病棟	一般病棟	床	名	名	
	合 計	一般病棟	合計 床	合計 名	合計 名	

* 1 日平均入院患者数（直近 1 年間）の算出期間

年 月 日～ 年 月 日

* 平均在院日数（直近 3 月間）の算出期間

年 月 日～ 年 月 日

〔記載上の注意〕

- 1 一般病床とは、小児入院医療管理料を算定する病室を有する一般病棟における小児入院医療管理料を算定する病室以外の病床をいう。
- 2 「平均在院日数」の欄には、小児入院医療管理料に係る病室を含む病棟と他の一般病棟とを包括した平均在院日数を記載すること。
- 3 「合計」の欄には、小児入院医療管理料を算定する病床、一般病床及び一般病棟の病床数、入院患者数の合計を記載すること。
- 4 当該届出に係る病棟及び入院基本料届出について、それぞれ様式 9 を記載し添付すること。

小児入院医療管理料における加算の施設基準に係る届出書添付書類

1. 届出に係る加算の区分（届出を行う加算に○を付す）

- () 注2に規定する加算（ア 保育士1名の場合）
 () 注2に規定する加算（イ 保育士2名以上の場合）
 () 注4に規定する加算（ア 重症児受入体制加算1）
 () 注4に規定する加算（イ 重症児受入体制加算2）
 () 注7に規定する加算（養育支援体制加算）
 () 注8に規定する加算（時間外受入体制強化加算）

2. 「注2」及び「注4」に規定する加算に係る事項

区 分	病 棟 名	保育士名	常勤・非常勤	プレイルーム 面積 (㎡)
			☐ 常勤 ☐ 非常勤	
			☐ 常勤 ☐ 非常勤	
			☐ 常勤 ☐ 非常勤	
			☐ 常勤 ☐ 非常勤	
			☐ 常勤 ☐ 非常勤	
			☐ 常勤 ☐ 非常勤	
			☐ 常勤 ☐ 非常勤	
			☐ 常勤 ☐ 非常勤	
			☐ 常勤 ☐ 非常勤	

〔記載上の注意〕

- 注2の「イ 保育士2名以上の場合」及び注4の「イ 重症児受入体制加算2」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤保育士を2名以上組み合わせることにより、常勤保育士と同じ時間帯にこれらの非常勤保育士が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。ただし、常勤換算し常勤保育士数に算入することができるのは、常勤配置のうち1名までに限る。
- プレイルームの面積については、内法による測定での面積を記載すること。
- 当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図を添付すること。
- プレイルーム内にある遊具及び玩具のリストを添付すること。

3. 「注4」重症児受入体制加算に係る事項

当該病棟における直近1年間の実績 (算出に係る期間; 年 月 日～ 年 月 日)	
転院前の保険医療機関において新生児特定集中治療室管理料等を算定した転院患者の人数	名
15歳未満の超重症児又は準超重症児の入院患者数	名

〔記載上の注意〕

- 診療実績等については、重症児受入体制加算の届出を行う場合にのみ記入すること。
 なお、新生児特定集中治療室管理料等とは、A302 新生児特定集中治療室管理料又はA303 総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を指す。また、超重症児又は準超重症児の患者数については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定する短期入所の者を含み、入院期間が通算される入院患者を除く。

4. 「注7」養育支援体制加算に係る事項

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

(1) 養育支援チームの構成員

職種	氏名	勤務形態
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算

(2) プロトコルの整備

作成	見直し頻度
☐ 作成	年 回

〔記載上の注意〕

- 1 週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定の労働時間が週22時間以上の勤務を行っている、非常勤の当該加算における専任の医師、看護師又は社会福祉士を組み合わせ配置している場合には、当該医師等の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 2 職種の欄には、医師、看護師又は社会福祉士と記入すること。
- 3 養育支援に関するプロトコルを添付すること。

5. 「注8」時間外受入体制強化加算に係る事項

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

(1) 届け出ている入院料

☐ 小児入院医療管理料1	☐ 小児入院医療管理料2

(2) 時間外緊急入院患者の受入実績

年間の小児時間外緊急入院患者数	名

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

ア 11時間以上の勤務間隔の確保	☐
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3交代のみ)	☐
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	☐
エ 暦日の休日の確保	☐
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	☐
カ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	☐
(ア)過去1年間のシステムの運用	(☐)
(イ)部署間における業務標準化	(☐)
キ 夜間院内保育所の設置	☐
ク ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	☐

[記載上の注意]

- 1 (3)「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。
 - ・アからエについては、届出前1か月の当該病棟の勤務実績が分かる書類。
 - ・オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類。
 - ・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類。
 - ・キについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料。
 - ・クについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類。

回復期リハビリテーション病棟入院料 1、2
回復期リハビリテーション病棟入院料 3、4
特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
の施設基準に係る届出書添付書類

今回届け出る入院料（該当する選択肢1つを○で囲むこと） 1：回復期リハビリテーション病棟入院料 1 2：回復期リハビリテーション病棟入院料 2 3：回復期リハビリテーション病棟入院料 3 4：回復期リハビリテーション病棟入院料 4 5：特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	1・2・3・ 4・5

1. 施設基準に係る届出書添付書類

①	直近6か月間における退院患者数	名
(再掲) (1)	他の保険医療機関へ転院した者等を除く患者数	名
②	在宅復帰率 (1)／①	%
③	直近6か月間に当該病棟に新たに入院した患者数	名
④	上記③のうち、次のいずれかに該当する患者数 (Ⅰ) 入院時の日常生活機能評価が10点以上又はFIM総得点が21点以上55点以下であった患者 (Ⅱ) 高次脳機能障害と診断された患者 (基本診療料の施設基準等別表第九第一号に規定する患者に限る。) (Ⅲ) 脊髄損傷と診断された患者 (基本診療料の施設基準等別表第九第一号に規定する患者に限る。)	名
⑤	新規入院患者における重症者の割合 ④／③	%

2. 当該病棟における土曜日、休日の従事者の体制について

当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士の土曜日、休日における配置	1. 配置あり 2. 配置なし

3. 1日当たりリハビリテーション提供単位数

		休日	休日以外
⑨	直近1か月間に回復期リハビリテーション病棟又は特定機能病院リハビリテーション病棟に入院していた回復期リハビリテーションを要する状態の患者の休日又は休日以外の延入院日数	日	日
⑩	直近1ヶ月に上記患者に対して提供された疾患別リハビリテーションの休日・休日以外別総単位数 (i + ii + iii + iv + v)	単位	単位
再掲	i 心大血管疾患リハビリテーション総単位数	単位	単位
	ii 脳血管疾患等リハビリテーション総単位数	単位	単位
	iii 廃用症候群リハビリテーション総単位数	単位	単位
	iv 運動器リハビリテーション総単位数	単位	単位
	v 呼吸器リハビリテーション総単位数	単位	単位
⑪	1日当たりリハビリテーション提供単位数 (⑩/⑨) ※ 3単位以上であること。	単位	単位
算出期間における休日・休日以外の日数		日	日

(算出期間 : 年 月 日～ 年 月 日)

4. 院内研修の実施状況

日常生活機能評価票に係る院内研修の実施状況	実施日 : 年 月 日
FIMの測定に関わる職員を対象としたFIMの測定に関する研修会の実施状況	実施日 : 年 月 日

5. 高次脳機能障害の患者の退院支援に係る体制

高次脳機能障害の患者に適したサービスを提供するものの情報を把握し、これらの患者の退院時に説明や必要に応じて文書を提供できる体制	整備されている

6. 院外の保険医療機関を対象とした研修の実施状況（特定機能病院リハビリテーション病棟入院料に限る。）

院外研修の実施状況 (直近1ヶ月間の実施回数)	回

[記載上の注意]

- 「1の①」の直近6か月間における退院患者数については、入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。ただし、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）へ転棟した患者及び他の保険医療機関に転院した患者（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）を除く。また、他の保険医療機関へ転院した者等とは、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した患者、他の保険医療機関（有床診療所入院基本料（別添2の第3の5の(1)のイの(イ)に該当するものに限る。）を算定する病床を除く。）へ転院した患者及び介護老人保健施設に入所する患者のことをいう。
- 「④」について、区分番号「A246」入退院支援加算の地域連携診療計画加算を算定する患者が当該病棟に転院してきた場合には、当該患者に対して作成された地域連携診療計画に記載された日常生活機能評価の結果を入院時の日常生活機能評価としてみなす。
- 当該病棟に配置されている専従の職員（常勤理学療法士又は常勤作業療法士及び常勤社会福祉士等）の勤務状況がわかる書類を添付すること。
- 当該医療機関における休日のリハビリテーション提供体制がわかる書類を添付すること。
- 専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士及び常勤社会福祉士の配置については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士を組み合わせ配置している場合についても、「配置あり」として差し支えない。

回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類

1. 施設基準に係る届出書添付書類

①	直近6か月間における退院患者数	名
(再掲) (1)	他の保険医療機関へ転院した者等を除く患者数	名
②	在宅復帰率 (1) / ①	%
③	直近6か月間に当該病棟又は病室に新たに入院した患者数	名
④	上記③のうち、次のいずれかに該当する患者数 (Ⅰ) 入院時の日常生活機能評価が10点以上又はFIM総得点が21点以上55点以下であった患者 (Ⅱ) 高次脳機能障害と診断された患者（基本診療料の施設基準等別表第九第一号に規定する患者に限る。） (Ⅲ) 脊髄損傷と診断された患者（基本診療料の施設基準等別表第九第一号に規定する患者に限る。）	名
⑤	新規入院患者における重症者の割合 ④ / ③	%
日常生活機能評価票に係る院内研修の実施状況	実施日： 年 月 日	
FIMの測定に関わる職員を対象としたFIMの測定に関する研修会の実施状況	実施日： 年 月 日	

2. 周辺の医療機関の回復期リハビリテーション病棟の届出状況（回復期リハビリテーション入院医療管理料に限る。）

当該病院を中心とした半径12キロメートル以内の回復期リハビリテーション病棟入院料1から5の届出数（当該病院を含む）	病棟

3. 1日当たりリハビリテーション提供単位数

①	直近1ヶ月間に回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定する病室に入院していた回復期リハビリテーションを要する状態の患者の延入院日数		日
②	直近1ヶ月に上記患者に対して提供された疾患別リハビリテーションの総単位数 (i + ii + iii + iv + v)		単位
再掲	i	直近1ヶ月に上記患者に対して提供された心大血管疾患リハビリテーションの総単位数	単位
	ii	直近1ヶ月に上記患者に対して提供された脳血管疾患等リハビリテーションの総単位数	単位
	iii	直近1ヶ月に上記患者に対して提供された廃用症候群リハビリテーションの総単位数	単位
	iv	直近1ヶ月に上記患者に対して提供された運動器リハビリテーションの総単位数	単位
	v	直近1ヶ月に上記患者に対して提供された呼吸器リハビリテーションの総単位数	単位
③	1日当たりリハビリテーション提供単位数 (②/①) ※3単位以上であること。		単位

(算出期間 : 年 月 日～ 年 月 日)

[記載上の注意]

- 「1」の「①」の直近6か月間における退院患者数については、入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。ただし、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病室を有する病棟以外の病棟（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）へ転棟した患者及び他の保険医療機関に転院した患者（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）を除く。また、他の保険医療機関へ転院した者等とは、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟又は病室を有する病棟以外の病棟へ転棟した患者、他の保険医療機関（有床診療所入院基本料（別添2の第3の5の(1)のイの(イ)に該当するものに限る。）を算定する病床を除く。）へ転院した患者及び介護老人保健施設に入所する患者のことをいう。
- 「1」の「④」について、区分番号「A246」入退院支援加算の地域連携診療計画加算を算定する患者が当該病室に転院してきた場合には、当該患者に対して作成された地域連携診療計画に記載された日常生活機能評価の結果を入院時の日常生活機能評価としてみなす。

回復期リハビリテーション強化体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

当該施設にて 届け出ている加算 (該当するすべての□に 「✓」)	☐ 排尿自立支援加算 ☐ 摂食嚥下機能回復体制加算 1
退院前訪問指導の実績	
① 直近6か月間における退院患者数	名
② 上記①のうち、自宅に退院した患者数	名
③ 上記②のうち、退院前訪問指導を実施した患者数	名
自宅退院患者のうち退院前訪問指導を実施した患者の割合 ③／②	%
リハビリテーション実績指数	

〔記載上の注意〕

1 「①」については、入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。ただし、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）へ転棟した患者及び他の保険医療機関に転院した患者（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）を除く。

回復期リハビリテーション病棟入院料「注2」に掲げる
休日リハビリテーション提供体制加算に係る届出書添付書類

1. 当該病棟における休日の従事者の体制について

当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士の休日における配置	配置あり ・ 配置なし

2. 1日当たりリハビリテーション提供単位数

		休日	休日以外
①	直近1ヶ月間に回復期リハビリテーション病棟に入院していた回復期リハビリテーションを要する状態の患者の休日又は休日以外の延入院日数	日	日
②	直近1ヶ月に上記患者に対して提供された疾患別リハビリテーションの休日・休日以外別総単位数 (i + ii + iii + iv + v)	単位	単位
再掲	i 心大血管疾患リハビリテーション総単位数	単位	単位
	ii 脳血管疾患等リハビリテーション総単位数	単位	単位
	iii 廃用症候群リハビリテーション総単位数	単位	単位
	iv 運動器リハビリテーション総単位数	単位	単位
	v 呼吸器リハビリテーション総単位数	単位	単位
③	1日当たりリハビリテーション提供単位数 (②/①)	単位	単位
算出期間における休日・休日以外の日数		日	日

(算出期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日)

[記載上の注意]

- 1 当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務状況がわかる書類を添付すること。
- 2 当該医療機関における休日のリハビリテーション提供体制がわかる書類を添付すること。
- 3 専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士の配置については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士を組み合わせ配置している場合についても、「配置あり」として差し支えない。

地域包括ケア病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類

項目		記入欄
1 : 地域包括ケア病棟入院料 1 2 : 地域包括ケア病棟入院料 2 3 : 地域包括ケア病棟入院料 3 4 : 地域包括ケア病棟入院料 4 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)		1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
当該病棟	当該病棟種別 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	一般 ・ 療養
	病棟名	
	病床数	床
	看護職員配置加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し
	看護補助者配置加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと) ※看護補助・患者ケア充実体制加算と同時に届け出ることとはできない。	有り ・ 無し
	看護補助・患者ケア体制充実加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと) ※看護補助者配置加算と同時に届け出ることとはできない。	有り ・ 無し
	看護職員夜間配置加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し
	「注 2」に規定する点数の届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し
入退院支援及び地域連携業務を担う部門の設置 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)		有り ・ 無し
救急外来を設置していること又は24時間の救急医療提供を行っていること (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)		該当 ・ 非該当
当該病棟専従の 理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士	1 : 理学療法士 2 : 作業療法士 3 : 言語聴覚士 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1 ・ 2 ・ 3
	氏名	
	常勤換算 ([記載上の注意]を参照して記載すること) (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	該当 ・ 非該当
	専従となった年月 (和暦で記載すること)	年 月

当該病棟の状況	当該病棟の 病室部分の面積	総面積	㎡		
		1床当たりの面積	㎡		
	① 当該病棟の入院患者延べ数 (看護職員夜間配置加算届出医療機関のみ)		名		
	算出期間の該当年月 (和暦で記載すること)		年	月	
	② ①のうち認知症等の患者の延べ数 (看護職員夜間配置加算届出医療機関のみ)		名		
	認知症等の患者の割合 (②/①) (看護職員夜間配置加算届出医療機関のみ) (小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入すること)		%		
	③ 直近6月間における退院患者数 (※)		名		
	内訳	(1) 在宅(自宅及び居住系介護施設等)	名		
		(2) 介護老人保健施設 (在宅強化型(超強化型を含む)に限る)	名		
		(3) (2)以外の介護老人保健施設	名		
		(4) 有床診療所	名		
		(5) うち、別添2の第3の5の(1)の イの(イ)に該当する病床	名		
		(6) (1)～(5)を除く病院	名		
	算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日
		終了年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日
④ 直近6月間における転棟患者数 (※)		名			
算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日	
	終了年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日	
在宅等へ退出した患者の割合 ((1) + (2) / 2 + (5)) / ((3) + (4)) (小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入すること)		%			
医療機関の状況	医療機関の状況 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。) ☐ 在宅療養支援病院の届出 ☐ 在宅療養後方支援病院の届出 を行っており、在宅患者の直近1年間の受入実績が3件以上 ☐ 都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関であること ☐ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること ☐ 訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に設置されていること				
廊下幅の基準を満たさない場合における	着工予定年月 (和暦で記載すること)	年	月	日	

大規模改修等の予定		完成予定年月 (和暦で記載すること)		年	月	日
入院料 1・3に係る要件	当該病棟の状況	⑤ 直近3月間における当該病棟の入院患者数(※)		名		
		算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日
			終了年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日
		⑥ ⑤のうち自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者数		名		
		自宅等から入棟した患者の占める割合 (⑥/⑤) (小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入すること)		%		
		直近3月間における自宅等からの緊急入院患者の受入患者数		名		
	(い ず れ か 2 の 状 況 を 入 力)	直近3月間における在宅患者訪問診療料の算定回数		回		
		直近3月間における当該医療機関での在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、介護保険に基づく訪問看護費及び介護予防訪問看護費の算定回数の合計		回		
		直近3月間における同一敷地内又は隣接する敷地内の訪問看護ステーションでの訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費、介護保険に基づく訪問看護費及び介護予防訪問看護費の算定回数の合計		回		
		直近3月間における在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数		回		
		訪問介護、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを提供している施設が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。 (直近3月間における提供実績を記載)	訪問介護	回		
			訪問リハビリテーション	回		
			介護予防訪問リハビリテーション	回		
	直近3月間における退院時共同指導料2又は外来在宅共同指導料1の算定回数の合計		回			
	当該病棟の状況 (療養病床の場合は必ず全て記載すること)	⑦ 直近3月間における当該病棟の入院患者数(※)		名		
算出期間		開始年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日	
		終了年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日	
⑧ ⑦のうち自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者数		名				
自宅等から入棟した患者の占める割合(⑧/⑦) (小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入すること)		%				

入院料 2・4に係る要件	医療機関の状況	(いずれか1つを入力)	直近3月間における自宅等からの緊急入院患者の受入患者数		名	
			直近3月間における在宅患者訪問診療料の算定回数		回	
			直近3月間における当該医療機関での退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料士、介護保険に基づく訪問看護費及び介護予防訪問看護費の算定回数の合計		回	
			直近3月間における同一敷地内又は隣接する敷地内の訪問看護ステーションでの訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費、介護保険に基づく訪問看護費及び介護予防訪問看護費の算定回数の合計		回	
			直近3月間における在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数		回	
			訪問介護、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを提供している施設が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。 (直近3月間における提供実績を記載)		訪問介護	回
					訪問リハビリテーション	回
					介護予防訪問リハビリテーション	回
直近3月間における退院時共同指導料2又は外来在宅共同指導料1の算定回数の合計		回				
許可病床数200床以上に係る要件	当該病棟の状況	⑨ 直近3月間における当該病棟の入院患者数(※)		名		
		算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日		
			終了年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日		
		⑩ ⑨のうち同一の保険医療機関の一般病棟から転棟した患者数		名		
		同一の保険医療機関の一般病棟から転棟した患者の占める割合(⑩/⑨) (小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入すること)		%		
データ提出加算の届出 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)					既届出 ・ 今回届出	
入退院支援加算1 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)					既届出 ・ 今回届出 ・ 届出なし	

疾患別リハビリテーションの届出	1：心大血管疾患 リハビリテーション料（Ⅰ） 2：脳血管疾患等 リハビリテーション料 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 3：運動器 リハビリテーション料（Ⅰ）（Ⅱ） 4：呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 5：がん患者リハビリテーション料 （該当するすべての□に「✓」を記入すること。）	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5

〔記載上の注意〕

※ 短期滞在手術等基本料 3 を算定する患者及び短期滞在手術等基本料 1 の対象手術を実施した患者を対象から除く。

- 1 届出に係る病棟ごとに記入すること。
- 2 届出に係る病棟ごとに様式 9 を記載し添付すること。
- 3 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士を組み合わせ配置している場合には、「常勤換算」欄の「該当」を○で囲むこと。
- 4 当該病棟の平面図（面積等がわかるもの）を添付すること。
- 5 医療機関の状況については、各区分に該当することがわかる書類を添付すること。
- 6 注 2 に規定する点数に係る病室は、別紙 2 に掲げる地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が 400 床以上の病院、DPC 対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料 1 のみを届け出ている病院を除く）において、届出が可能である。
- 7 看護職員配置加算、看護補助者配置加算、看護補助・患者ケア体制充実加算又は看護職員夜間配置加算を届け出る場合は様式 13 の 3 を添付すること。

地域包括ケア入院医療管理料等の施設基準に係る届出書添付書類

項目		記入欄
1：地域包括ケア入院医療管理料 1 2：地域包括ケア入院医療管理料 2 3：地域包括ケア入院医療管理料 3 4：地域包括ケア入院医療管理料 4 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)		1・2・3・4
当該病床届出病棟	当該病棟種別 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	一般 ・ 療養
	病棟全体の病床数	床
	うち、当該入院医療管理料を算定する病床数	床
	看護職員配置加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し
	看護補助者配置加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと) ※看護補助・患者ケア充実体制加算と同時に届け出ることとはできない。	有り ・ 無し
	看護補助・患者ケア充実体制加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと) ※看護補助者配置加算と同時に届け出ることとはできない。	有り ・ 無し
	看護職員夜間配置加算に係る届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し
	「注 2」に規定する点数の届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し
	A 3 1 7 特定一般病棟入院料の「注 7」に規定する点数の届出 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	有り ・ 無し
許可病床数		床
入退院支援及び地域連携業務を担う部門の設置 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)		有り ・ 無し
救急外来を設置していること又は24時間の救急医療提供を行っていること (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)		該当 ・ 非該当
当該病棟専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (A317特定一般病棟入院料の場合は専任でよい)	1：理学療法士 2：作業療法士 3：言語聴覚士 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	1・2・3
	氏名	
	常勤換算 ([記載上の注意]を参照して記載すること) (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと)	該当 ・ 非該当

		専従となった年月 (和暦で記載すること)	年	月	
当該病棟・入院医療管理届出病床の状況	当該入院医療管理病室部分の面積		㎡		
	① 当該病棟の入院患者延べ数 (看護職員夜間配置加算届出医療機関のみ)		名		
		算出期間の該当年月 (和暦で記載すること)	年	月	
	② ①のうち認知症等の患者の延べ数 (看護職員夜間配置加算届出医療機関のみ)		名		
	認知症等の患者の割合 (②/①) (看護職員夜間配置加算届出医療機関のみ) (小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入すること)		%		
	③ 直近6月間における退院患者数 (※)		名		
	内訳	(1) 在宅(自宅及び居住系介護施設等)	名		
		(2) 介護老人保健施設 (在宅強化型(超強化型を含む)に限る)	名		
		(3) (2)以外の介護老人保健施設	名		
		(4) 有床診療所	名		
		(5) うち、別添2の第3の5の(1)のイの(イ)に該当する病床	名		
		(6) (1)～(5)を除く病院	名		
	算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日
		終了年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日
④ 直近6月間における転棟患者数 (※)		名			
算出期間	開始年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日	
	終了年月日 (和暦で記載すること)	年	月	日	
在宅等へ退出した患者の割合 (① + ② / 2 + ⑤) / (③ + ④) (小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入すること)		%			
医療機関の状況	医療機関の状況 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	☐ 在宅療養支援病院の届出 ☐ 在宅療養後方支援病院の届出を行っており、在宅患者の直近1年間の受入実績が3件以上 ☐ 都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関であること ☐ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること ☐ 訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に設置されていること			
廊下幅の基準を満たさない場合における大規模改修等の予定	着工予定年月 (和暦で記載すること)	年	月	日	
	完成予定年月 (和暦で記載すること)	年	月	日	

入院医療管理料 1・3に係る要件	当該病棟の状況	⑤ 直近3月間における当該病棟の入院患者数（※）		名
		算出期間	開始年月日 （和暦で記載すること）	年 月 日
			終了年月日 （和暦で記載すること）	年 月 日
		⑥ ⑤のうち自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者数		名
		自宅等から入棟した患者の占める割合 （⑥／⑤） （小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入すること）		%
	直近3月間における自宅等からの緊急入院患者の受入患者数		名	
	（いずれか2つの状況を入力） 医療機関の状況	直近3月間における在宅患者訪問診療料の算定回数		回
		直近3月間における当該医療機関での在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、介護保険に基づく訪問看護費及び介護予防訪問看護費の算定回数の合計		回
		直近3月間における同一敷地内又は隣接する敷地内の訪問看護ステーションでの訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費、介護保険に基づく訪問看護費及び介護予防訪問看護費の算定回数の合計		回
		直近3月間における在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数		回
訪問介護、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを提供している施設が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。 （直近3月間における提供実績を記載）		訪問介護	回	
		訪問リハビリテーション	回	
		介護予防訪問リハビリテーション	回	
直近3月間における退院時共同指導料2又は外来在宅共同指導料1の算定回数の合計		回		
入院 （療養病床の場合） 当該病棟の状況 とは必ず全て記載すること	⑦ 直近3月間における当該病棟の入院患者数（※）		名	
	算出期間	開始年月日 （和暦で記載すること）	年 月 日	
		終了年月日 （和暦で記載すること）	年 月 日	
	⑧ ⑦のうち自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者数		名	
	自宅等から入棟した患者の占める割合 （⑧／⑦）（小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入すること）		%	
直近3月間における自宅等からの緊急入院患者の受入患者数		名		

医療管理料 2・4に係る要件	医療機関の状況	(いずれか1つを入力)	直近3月間における在宅患者訪問診療料の算定回数	回	
			直近3月間における当該医療機関での退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、介護保険に基づく訪問看護費及び介護予防訪問看護費の算定回数の合計	回	
			直近3月間における同一敷地内又は隣接する敷地内の訪問看護ステーションでの訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費、介護保険に基づく訪問看護費及び介護予防訪問看護費の算定回数の合計	回	
			直近3月間における在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数	回	
			訪問介護、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを提供している施設が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。 (直近3月間における提供実績を記載)	訪問介護	回
				訪問リハビリテーション	回
				介護予防訪問リハビリテーション	回
			直近3月間における退院時共同指導料2又は外来在宅共同指導料1の算定回数の合計	回	
データ提出加算の届出 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)			既届出 ・ 今回届出		
入退院支援加算1 (該当するいずれか1つを○で囲むこと)			既届出 ・ 今回届出 ・ 届出なし		
疾患別リハビリテーションの届出	1：心大血管疾患リハビリテーション料 (I) 2：脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) (II) (III) 3：運動器リハビリテーション料 (I) (II) 4：呼吸器リハビリテーション料 (I) 5：がん患者リハビリテーション料 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)		☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5		

〔記載上の注意〕

- ※ 短期滞在手術等基本料3を算定する患者及び短期滞在手術等基本料1の対象手術を実施した患者を対象から除く。
- 1 届出に係る病棟ごとに記入すること。
 - 2 届出に係る病棟ごとに様式9を記載し添付すること。
 - 3 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士を組み合わせ配置している場合には、「常勤換算」欄の「該当」を○で囲むこと。
 - 4 当該病棟の平面図（面積等がわかるもの）を添付すること。
 - 5 医療機関の状況については、各区分に該当することがわかる書類を添付すること。
 - 6 注2に規定する点数に係る病室は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く）において、届出が可能である。

- 7 A 3 1 7 特定一般病棟入院料の注 7 に係る病室の届出を行う場合は、『A 3 1 7 特定一般病棟入院料の「注 7」に規定する点数の届出』において「有り」を選択肢、『「注 2」に規定する点数の届出』は記入しないこと。
- 8 看護職員配置加算、看護補助者配置加算、看護補助・患者ケア体制充実加算又は看護職員夜間配置加算を届け出る場合は様式 13 の 3 を添付すること。

地域包括ケア病棟入院料等のリハビリテーションの基準に係る届出添付書類

①	直近3ヶ月間に疾患別リハビリテーション等を提供した患者数		名
②	直近3ヶ月間における上記患者における当該病室又は病棟の入院延べ日数		日
③	直近3ヶ月に上記患者に対して提供されたリハビリテーションの総単位数 (i + ii + iii + iv + v + vi)		単位
再掲	i	直近3ヶ月に上記患者に対して提供された心大血管疾患リハビリテーションの総単位数	単位
	ii	直近3ヶ月に上記患者に対して提供された脳血管疾患等リハビリテーションの総単位数	単位
	iii	直近3ヶ月に上記患者に対して提供された廃用症候群リハビリテーションの総単位数	単位
	iv	直近3ヶ月に上記患者に対して提供された運動器リハビリテーションの総単位数	単位
	v	直近3ヶ月に上記患者に対して提供された呼吸器リハビリテーションの総単位数	単位
	vi	直近3ヶ月に上記患者に対して提供されたがん患者リハビリテーションの総単位数	単位
④	1日当たりリハビリテーション提供単位数 (③/②)		単位

(算出期間 : 年 月 日～ 年 月 日)

特殊疾患病棟入院料 1 及び 2 の施設基準に係る届出書添付書類

届出を行う入院料（いずれか 1 つを選択し○で囲むこと。）		1 : 特殊疾患病棟入院料 1 2 : 特殊疾患病棟入院料 2	
入院料 2 を届け出る場合、該当するものを 1 つ○で囲むこと。 1 : 児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設 2 : 児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関 3 : 1 と 2 のいずれにも該当しない（患者割合の要件を満たす）		1 ・ 2 ・ 3	
専任の医師（氏名）			
特殊疾患病棟の届出に係る病棟 （再掲）	病棟数	病棟	
	病床数	床	
	病棟の種別 （いずれか 1 つを○で囲むこと）	一般病棟 ・ 精神病棟	
	患者 1 人あたり病棟床面積	m ²	
	① 1 日平均入院患者数	名	
1 日平均入院患者数の算出期間 （直近 1 年間） ※和暦で記載すること。	始期	年 月 日	
	終期	年 月 日	
入院患者の 構成	入院患者数（直近 1 か月間のそれぞれの 1 日平均入院患者数を記載すること。）		
	再掲	② 脊髄損傷等 ※脳卒中の後遺症及び認知症の発症前には当該状態でなかった者を除く。	名
		③ 重度意識障害	名
		④ 筋ジストロフィー	名
		⑤ 神経難病	名
		⑥ 小計（②+③+④+⑤）	名
	⑦ 重度肢体不自由児（者） ※日常生活自立度のランク B 以上に限り、脳卒中の後遺症及び認知症の発症前には当該状態でなかった者を除く。	名	
入院患者の比率（8 割以上） 入院料 1 : ⑥／① 入院料 2 : （③+⑦）／①		%	

〔記載上の注意〕

- 日常生活自立度の判定に当たっては「「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について」（平成 3 年 11 月 18 日 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知 老健第 102-2 号）を参照すること。
- 当該届出に係る病棟ごとに様式 9 及び様式 20 を記載し添付すること。
- 入院基本料の届出書の写しを添付すること。

緩和ケア病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類

入院患者の状況	当該病棟の1日平均入院患者数		名		算出期間（直近1年間） 年 月 日 ～ 年 月 日							
	内 訳	悪性腫瘍		名								
		後天性免疫不全症候群		名								
		末期腎不全		名								
医師数	病院全体の医療法標準数 （届出日時点）		名		従事医師数 （届出日時点）		名		配置割合		%	
	当該病棟勤務医師数		常勤者数		名		非常勤者数（常勤換算）		名			
常勤医師名										研修の有無		
										有 ・ 無		
										有 ・ 無		
										有 ・ 無		
										有 ・ 無		
										有 ・ 無		
										有 ・ 無		
病室の状況			病室数		病床数①		特別の療養環境の提供に係る病室		②／① （%）			
							病室数 病床数②					
	当該病棟総数		室		床		室 床					
	内 訳	個室		室		床		室 床				
		2人室		室		床		室 床				
		3人室		室		床		室 床				
		4人室		室		床		室 床				
		5人室以上		室		床		室 床				
当該病棟の面積			㎡（1床当たり） ㎡									
病室部分の面積			㎡（1床当たり） ㎡									
家族の控え室			㎡									
患者専用台所			㎡									
面談室			㎡									
談話室			㎡									

連携体制	連携している保険医療機関からの緊急時の受け入れ体制の有無	有 ・ 無
	連携している保険医療機関から 24 時間連絡を受ける体制の有無	有 ・ 無
	連携している保険医療機関の医師、看護師又は薬剤師に対しての研修の実施の有無	有 ・ 無

外部評価について（該当するものに○を付ける。）

ア	日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価	
イ	がん診療の拠点となる病院	ウ ア、イに準じる病院

緩和ケア病棟入院料 1 の届出にあたり必要な事項

ア	患者等が文書又は口頭で入院の意思表示を行った日から入院までの期間の平均	日
イ	退院患者のうち、転院、転棟又は死亡のため退院した患者以外の患者の割合	%

〔記載上の注意〕

- 1 悪性腫瘍、後天性免疫不全症候群及び終末期の末期腎不全の患者の状況は、直近 1 か月の 1 日平均の実績を記載すること。
- 2 常勤医師名の欄には、緩和ケア病棟に勤務する常勤医師の氏名を記載すること。
- 3 病室部分の 1 床当たりの面積は、1 床当たり面積が最小の室についての値を記入すること。
- 4 当該届出に係る病棟の平面図（特別の療養環境の提供に係る病室の状況や面積等）がわかるものを添付すること。
- 5 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていること又はがん診療の拠点となる病院若しくはがん診療の拠点となる病院に準じる病院であることが確認できる文書を添付すること。
- 6 当該病棟の患者の入退棟の判定を行うために作成している入退棟に関する基準を添付すること。
- 7 緩和ケアの内容に関する患者向けの案内を添付すること。
- 8 様式 5 から 9 及び様式 20 を添付すること。
- 9 緩和ケアの研修に関しては実施している内容のわかる資料（実習の指導マニュアルなど具体的な内容のわかるもの）を添付すること。
- 10 悪性腫瘍の患者を診察する医師については緩和ケアに関する研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 11 緩和ケア病棟入院料 1 の届出にあたり必要な事項については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）」の別添 4 の第 14 の 1 に基づき記載すること。

精神科急性期医師配置加算等の施設基準に係る届出書添付書類

	② 新規患者（措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者を含む）の延べ入院日数	③ 新規患者（措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者を含む）以外の当該病棟患者の延べ入院日数
① 年 月	() 日	() 日
②／(②＋③)＝ (ア) ()		
⑤ 3月前の延べ新規入院患者数（措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした患者を除く）		
④ 年 月	()	名
⑥ 上記の患者のうち、3月以内に退院し自宅等へ移行※した患者数		
() 名		
⑥／⑤＝ (イ) ()		

※ 「自宅等へ移行」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することをいう（ただし、死亡退院及び精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料については退院後に医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は除く。）。また、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。なお、精神科急性期医師配置加算3及び精神科急性期治療病棟入院料を届け出る場合においては、入院後に要介護認定を申請し、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホームへ退院したものについては、入院日から起算して4月以内に退院した場合も、3月以内に退院したものとみなして⑥の値に含めることができる。

[記載上の注意]

- ③には、当該病棟患者の延べ入院日数から②の延べ入院日数を引いた日数を記入する。
- ④には、①の3月前の年月を記入する。例えば①が令和4年7月であれば、④は令和4年4月となる。令和4年4月の延べ新規入院患者数（措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした患者を除く。）を⑤に記入し、そのうち3月以内に退院し在宅へ移行した患者数を⑥に記入する。
- 当該入院料を届け出る病棟は以下の条件を満たしていることが必要である。
(ア) ≥ 0.4
- 当該入院料を届け出る病棟は以下の条件を満たしていることが必要である。
 - 精神科救急・合併症入院料並びに精神科救急急性期医療入院料（精神科急性期医師配置加算1を算定する場合を除く）及び精神科急性期治療病棟入院料（精神科急性期医師配置加算1又は2の口を算定する場合を除く）
(イ) ≥ 0.4
 - 精神科救急急性期医療入院料（精神科急性期医師配置加算1を算定する場合）及び精神科急性期治療病棟入院料（精神科急性期医師配置加算1又は2の口を算定する場合）を算定する場合
(イ) ≥ 0.6
- 当該届出に係る病棟について、様式9を記載し添付すること。

精神科救急急性期医療入院料の施設基準に係る届出書添付書類（新規）

1 病棟の体制に係る要件

(1) 当該病院に常勤する精神保健指定医の氏名及び指定医番号

(当該入院料を算定する病棟常勤の精神保健指定医の場合は□に✓を記入すること。)

精神保健指定医の氏名	指定医番号	病棟常勤の精神保健指定医
		□
		□
		□
		□
		□
		□
		□

(2) 必要な検査及び CT 撮影が必要に応じて速やかに実施できる体制の確保
(該当する欄の□に✓を記入すること。)

□ 無
□ 有（自保険医療機関内で速やかに実施可能）
□ 有（CT 検査については他の保険医療機関との連携により速やかに実施可能）

2 実績に係る要件

(1) 届出病棟数・病床数

以下の①～③の数値を記載し、括弧内の要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。

① 当該病院における精神科救急急性期医療入院料の届出病棟数	病棟
② 当該病院における精神科救急急性期医療入院料の届出病床数	床
③ 当該病院における精神科救急急性期医療入院料及び精神科急性期治療病棟入院料届出病床数	床 □ (≦300)

(2) 精神科救急医療体制の整備等に係る実績

以下の④～⑬の数値を記載し、括弧内の要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。

	当該病院における実績	要件
④ 当該病院の精神疾患に係る時間外・休日・深夜の入院件数又は、当該圏域における人口 1 万人当たりの時間外・休日・深夜の入院件数	④ 件	□ (≧30) 又は □ (≧0.37)
⑤ ④のうち、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする）、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼件数及び④に対する割合	⑤ 件 又は 割	□ (≧6) 又は □ (≧2割)
⑤の再掲	⑥ 精神科救急情報センター ⑦ 精神医療相談窓口 ⑧ 救急医療情報センター ⑨ 他の医療機関 ⑩ 都道府県・市町村 ⑪ 保健所 ⑫ 警察 ⑬ 消防（救急車）	件 件 件 件 件 件 件

(3) 当該病棟における新規入院患者に係る実績

⑭ 当該入院料を算定する全病棟の新規患者数	人
⑮「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において、3点以上の新規患者数	人
⑯ 措置入院	人
⑰ 緊急措置入院	人
⑱ 応急入院（うち、特定医師によるもの）	人 (人)
⑲ 当該病院の所在する都道府県等における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者数	人

以下の（a）及び（b）又は（c）の数値を記載し、括弧内の要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。

⑮ ÷ ⑭	□ (a) % (≥ 6 割)	(⑯+⑰+⑱) ÷ ⑲	□ (b) % (≥ 2 割 5 分)
又は			
⑯+⑰+⑱		□ (c)	人 (≥ 20 人)

[記載上の注意]

- 1 当該病院に常勤する精神保健指定医は4名以上であり、①の病棟数以上の病棟に常勤する精神保健指定医が確保されていること。
- 2 CT撮影につき他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されている場合は、「有（CT検査については他の保険医療機関との連携により速やかに実施可能）」の□に✓を記入するとともに、当該連携につき確認できる資料を添付すること。
- 3 「2の③」の病床数は300床以下であること。
- 4 実績に係る要件の件数及び患者数は届出前1年間の数を記載すること。
- 5 当該入院料を算定する病院は、以下のいずれも満たすこと。
 - ・ 「2の④」の件数が30件以上又は0.37件／万人以上
 - ・ 「2の⑤」の件数が6件以上又は「2の⑤」の割合が2割以上
- 6 当該入院料を算定する病棟は、以下のいずれも満たすこと。
 - ・ 「2の(a)」の数値が6割以上
 - ・ 「2の(b)」の数値が2割5分以上又は「2の(c)」の人数が20人以上
- 7 ⑲については、原則として当該病院の所在する都道府県における患者数を記載するものとするが、都道府県内に複数の圏域がある場合は、当該圏域における患者数を記載するとともに、当該圏域の範囲等がわかる資料を添付すること。

精神科救急医療体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

☐加算 1 ☐加算 2 （届け出る加算に✓を記載）

1 病棟の体制に係る要件

当該保険医療機関に常勤する精神保健指定医の氏名及び指定医番号

精神保健指定医氏名	指定医番号

2 当該加算を届け出る病棟と病床数（合計）

病 棟 数	病 床 数（合計）
病棟	床

3 精神科救急医療体制の整備等に係る実績

以下の①～⑨の数値を記載し、要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。

		当該病院に おける実績	複数の病棟を 届け出る場合	要件を満たす場合、□に✓を記載	
				加算 1	加算 2
① 当該病院の精神疾患に係る時間外・休日・深夜の入院件数又は当該圏域における人口 1 万人当たりの時間外・休日・深夜の入院件数		① () 件 又は () 件／万人	①÷届出病棟数 () 件 又は () 件／万人	□ (≥65) 又は □ (≥0.85)	□ (≥40) 又は □ (≥0.5)
② ①のうち、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする）、市町村、保健所、警察又は消防（救急車）からの依頼件数及び①に対する割合		② () 件 又は () 割	②÷届出病棟数 () 件	□ (≥13) 又は □ (≥2割)	□ (≥8) 又は □ (≥2割)
②の 再掲	③ 精神科救急情報センター	件	④ 精神医療相談窓口	件	
	⑤ 救急医療情報センター	件	⑥ 他の医療機関	件	
	⑦ 都道府県・市町村	件	⑧ 保健所	件	
	⑨ 警察	件	⑩ 消防（救急車）	件	

4 当該病棟における新規入院患者の自宅等への移行について

☐	当該病棟において新規入院患者（措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除く。）のうち、6割以上が入院日から起算して3月以内に、退院し、自宅等へ移行している。

※満たしている場合に、□に✓を記入すること

5 施設類型に係る事項

次の該当する項目のいずれかの□に✓を記入すること。

☐	「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（平成20年5月26日障発0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）（以下「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」という。）に規定する身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている医療機関
☐	「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」に規定する精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定を受けている医療機関
☐	「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」に規定する精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関

[記載上の注意]

- 1 当該病院に常勤する精神保健指定医は5名以上であること。
- 2 実績に係る要件の件数及び患者数は届出前1年間の患者数を記載すること。
- 3 「4」の「自宅等へ移行」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。

精神科救急・合併症入院料の施設基準に係る届出書添付書類

1 病棟の体制に係る要件

当該病院に常勤する精神科を担当する医師の氏名及び保険医登録番号（５名以上）と、当該病棟に常勤する精神保健指定医の氏名及び指定医番号（２名以上）			
必要な検査及びＣＴ撮影が必要に応じて速やかに実施できる体制		有	無

2 実績に係る要件

① 当該病院の精神疾患にかかる時間外・休日・深夜の入院患者数	人
② 当該病棟の新規患者数	人
③ 「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において、３点以上の新規患者数	人
④ 措置入院	人
⑤ 緊急措置入院	人
⑥ 応急入院	人
⑦ 合併症ユニットへ入院する身体疾患を有する精神障害者（③～⑥の患者を除く）	人
⑧ 当該病院の所在する都道府県等における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者数	人
$\frac{\text{③}+\text{⑦}}{\text{②}}$	(a) % $\frac{\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑧}}$ (b) %
⑨合併症ユニットに入院する身体合併症患者の割合	%

〔記載上の注意〕

- １ ＣＴ撮影につき他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されている場合は、有に○をするとともに、当該連携につき確認できる資料を添付すること。
- ２ 実績に係る要件の患者数は届出前１年間の患者数を記載すること。
- ３ 当該病棟は次の要件を満たしていることが必要である。
(a) $\geq 60\%$ (b) $\geq 25\%$ 又は、④+⑤+⑥ ≥ 5 人
- ４ ⑧については、原則として当該病院の所在する都道府県における患者数を記載するものとするが、県内に複数の圏域がある場合は、当該圏域における患者数を記載するとともに、当該圏域の範囲等がわかる資料を添付すること。
- ５ ⑨の身体合併症患者とは、別添４「特定入院料の施設基準等」第１６の２の１の(８)に掲げる疾患を有する患者であり、当該患者が合併症ユニットの８０％以上であることが必要である。

精神療養病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類

1 重症者加算1に係る要件

(1)	精神科救急医療体制整備事業で該当する施設を選択	☐ 精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定を受けている医療機関 ☐ 身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている医療機関
精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関		
(2)	① 当該保険医療機関の時間外、休日又は深夜における入院件数	件(≥4件)
	①のうち、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする)、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼件数	件(≥1件)
	② 当該保険医療機関の時間外、休日又は深夜における外来対応件数	件(≥10件)
	②のうち、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする)、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼件数(夜間、休日又は深夜以外の依頼件数も含む。)	件
(3)	③ 当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医が、他医療機関で時間外、休日又は深夜の外来診療や、救急医療機関で診療協力(外来、当直、対診等)を行った回数	回(≥6回)
	④ 当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医が、都道府県等に協力し診療業務等を行った回数	回(≥1回)

2 精神保健福祉士配置加算に係る要件

区分	氏名	勤務時間
病棟配置の精神保健福祉士		時間
退院支援部署配置の精神保健福祉士		時間

届出前月の1年前から起算して過去6月間の当該入院料に係る病棟への延べ入院患者数(措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で当該保険医療機関へ入院となった患者を除く)(b)

年 月～ 年 月(a)	(b) 名
上記患者のうち、1年以内に退院し自宅等へ移行※した患者数(c)	
(c) 名	
(c) / (b) = _____	

※自宅等へ移行とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することをいう(ただし、死亡退院及び退院後に医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は除く。)。また、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。

〔記載上の注意〕

1. 重症者加算1を届け出る場合、当該保険医療機関又は当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医の届出前直近1年間の実績を記載し、(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たすこと。具体的には、(2)の場合、当該保険医療機関が精神科救急医療体制確保事業の病院群輪番型施設に該当し①又は②の要件を満たし、(3)の場合、③又は④の要件を満たすこと。実績等については、照会に対し速やかに回答できるように医療機関で保管すること。
2. 「2」の精神保健福祉士配置加算に係る要件の、退院支援部署配置の精神保健福祉士については、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室又は精神科入退院支援加算の入退院支援部門に配置されている精神保健福祉士と同一でも良い。また、勤務時間については就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記載すること。
3. 「2」の(a)には、算出に係る期間を記入する。算出に係る期間とは、届出前月の1年前から起算して過去6月間の期間を言う。例えば平成26年4月からの届出の場合、平成24年10月～平成25年3月となる。
4. 「2」を届け出る場合、当該病棟は以下の条件を満たしていることが必要である。
(c)／(b) ≥ 0.75

様式 55 の 3

精神療養病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類

退院支援相談員に係る要件

精神療養病棟入院料を算定する病棟数		
精神療養病棟入院料を算定する病床数		

退院支援相談員氏名	職種	経験年数

[記載上の注意]

1. 退院支援相談員に係る要件については、当該病棟の入院患者について指名されている全ての者の氏名、職種及び精神障害者に関する業務に従事した経験年数を記載すること。

様式 56

認知症治療病棟入院料1、2の施設基準に係る届出書添付書類

標榜診療科	
精神科医師氏名	
作業療法士氏名	

児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類

1. 病棟の体制及び実績に係る要件

病棟（又は治療室）名					備 考
病 床 数		床	床	床	1 日 平 均 入院患者数 算 出 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
入 院 患 者 の 状 況	① 1日平均入院患者数	名	名	名	
	② ①のうち当該加算の 算定対象となる患者数	名	名	名	
	入院患者の比率 （ ②／① ）	%	%	%	
当 該 病 棟 （ 又 は 治 療 室 ） の 従 事 者	小児医療及び児童・思春 期の精神医療の経験を有 する常勤の医師	名	名	名	
	うち精神保健指定医	名	名	名	
	常勤の精神保健福祉士	名	名	名	
	常勤の臨床心理技術者	名	名	名	

[記載上の注意]

- 1 届出に係る病棟又は治療室ごとに記入すること。
- 2 届出に係る病棟又は治療室を有する病棟ごとに様式9を添付すること。
- 3 当該病院内に設置されている学習室が確認できる当該病院の平面図を添付すること。
- 4 届出する単位が治療室の場合は、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、便所、学習室が、当該病棟の他の治療室とは別に設置されていることが確認できる当該病院の平面図を添付すること。

2. 「注3」精神科養育支援体制加算に係る事項

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

(1) 精神科養育支援チームの構成員

職種	氏名	勤務形態
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算

(2) プロトコルの整備

作成	見直し頻度
☐ 作成	年 回

[記載上の注意]

- 1 週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定の労働時間が週22時間以上の勤務を行っている、非常勤の当該加算における専任の精神保健指定医、看護師、精神保健福祉士、公認心理師を組み合わせ配置している場合には、当該精神保健指定医等の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 2 職種の欄には、精神保健指定医、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師と記入すること。
- 3 精神科養育支援に関するプロトコルを添付すること。

特定一般病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類

届 出	☐ 特定一般病棟入院料 1 ☐ 特定一般病棟入院料 2
保 険 医 療 機 関 名	
住 所	
病 床 数	床

〔記載上の注意〕

- 1 当該届出を行う保険医療機関は、別紙 2 に定められた地域に所在する保険医療機関のうち 1 病棟（一般病棟に限る。）で構成される病院であること。
- 2 様式 5 から 9 を添付すること。
- 3 地域包括ケア入院医療管理に係る病室の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 20、様式 50 から様式 50 の 3 までを用いること。
- 4 当該病棟に 90 日を超えて入院する患者について、療養病棟入院基本料 1 の例により算定を行う病棟については、別添の様式 57 の 3 により地方厚生（支）局長に届け出ること。

特定一般病棟入院料の「注 12」に規定する
90 日を超えて特定一般病棟入院料を算定する病棟
に入院している患者の算定に係る届出書

90 日を超えて入院している患者について、療養病棟入院料 1 の例により算定を行う病棟の概要

届出を行う病棟	病棟名：() 病棟 病床数：() 床

様式 57 の 4

地域移行機能強化病棟入院料の届出書添付書類

1 許可病床数と入院患者数に係る要件

ア 直近 1 ヶ月間の精神病棟の平均入院患者数	人
イ 直近 1 年間の精神病棟の平均入院患者数	人
ウ 精神病床の許可病床数	床
エ (ア又はイいずれか小さい値) ÷ ウ	

2 長期入院患者の退院実績に係る要件

オ 1年以上の入院患者のうち、届出病棟から自宅等に退院した患者の数（直近3か月間における1か月あたり平均）	人
カ 地域移行機能強化病棟入院料の届出病床数	床
キ $\text{オ} \div \text{カ} \times 100$ (%)	%

3 退院支援部署の専従の従事者に係る要件

氏名	職種	勤務時間
		時間

4 退院支援相談員に係る要件（当該病棟に専任の常勤の者については、□に「✓」を記入すること）

[illegible]

5 重症者加算1に係る要件

(1)	精神科救急医療体制整備事業で該当する施設を選択	☐ 精神科救急医療確保事業において常時対応型として指定を受けている医療機関
		☐ 身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている医療機関
(2)	精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関	
	① 当該保険医療機関の時間外、休日又は深夜における入院件数	件(≥4件)
	①のうち、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする)、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼件数	件(≥1件)
	② 当該保険医療機関の時間外、休日又は深夜における外来対応件数	件(≥10件)
	②のうち、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする)、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼件数(夜間、休日又は深夜以外の依頼件数も含む。)	件
(3)	③ 当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医が、他医療機関で時間外、休日又は深夜の外来診療や、救急医療機関で診療協力(外来、当直、対診等)を行った回数	回(≥6回)
	④ 当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医が、都道府県等に協力し診察業務等を行った回数	回(≥1回)

[記載上の注意]

- 「3」については、退院支援部署に専従の従事者について記載すること。勤務時間については、就業規則等に定められている週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記載すること。
- 「4」について、退院支援相談員に係る要件については、当該病棟の入院患者について指名されている全ての者の氏名、職種及び精神障害者に関する業務に従事した経験年数を記載すること。また、当該病棟に専任の常勤の者については、□に「✓」を記入すること。
- 「5」について、精神療養病棟入院料の重症者加算1の届出を行っている場合は、地域移行機能強化病棟入院料の重症者加算1として特に地方厚生(支)局長に対して届出を行う必要はないこと。

短期滞在手術等基本料の施設基準に係る届出書添付書類

1. 届出を行う事項	
該当するものに○をつけること（複数可）	1：短期滞在手術等基本料 1 2：短期滞在手術等基本料の注 3
2. 短期滞在手術等基本料 1 の施設基準に係る事項	
短期滞在手術等基本料 1 の対象手術等のうち検査のみを実施する保険医療機関	該当・非該当
当該保険医療機関に勤務する麻酔科標榜医	
氏名	
麻酔科標榜許可証	
許可年月日	年 月 日
登録番号	
勤務開始日	年 月 日
自院における緊急対応	
緊急対応の可否	可・不可
不可の場合、密接に提携している保険医療機関名	
回復室の概要	
回復室の面積	m ²
病床数	床
1 床当たり床面積	m ²
1 日平均患者数	名
当該回復室の従事者（看護師）	
日勤	名
準夜勤	名
3. 短期滞在手術等基本料の注 3 の施設基準に係る事項	
短期滞在手術等基本料の注 3 の対象手術の外来実施率（実施件数が年間12件以上のものに限る。）	
外来移行指数	

〔記載上の注意〕

1 「2」については、短期滞在手術等基本料 1 の施設基準に係る届出を行う場合に記載すること。なお、「短期滞在手術等基本料 1 の対象手術等のうち、検査のみを実施する保険医療機関」に該当する場合、当該項目以降の記載は不要であること。

2 「2」の麻酔科標榜医については、全身麻酔を伴う手術等を行う場合のみ記載すること。

3 「3」については、短期滞在手術等基本料の注 3 の施設基準に係る届出を行う場合に記載すること。

4 「3」の外来移行指数は、直近 1 年間の数値を用いて別添 6 の別紙25により計算すること。具体的には、当該保険医療機関における入院手術対応加算の対象手術の外来実施率（当該保険医療機関における実施件数が年間12件以上のものに限る。以下同じ。）を、対象手術毎の全病院における外来実施率に、当該保険医療機関の対象手術毎の患者構成割合を乗じたものの総和で除した値を、小数第 4 位で四捨五入した値（例：1.2345…の場合、1.235）を記載すること。この場合にあっては、別添 6 の別紙25を添付すること。ただし、外来移行指数等が分かる書類を別添 6 の別紙 25に代えて添付しても差し支えないこと

やむを得ない事情における施設基準等に関する取扱いに係る届出書添付書類

基本診療料の施設基準通知の第3の1 (3)及び(4)を満たさなくなった施設基準 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	☐	1日当たり勤務する看護要員の数に対する看護師の比率
	☐	看護要員の数と入院患者の比率
	☐	看護職員の数に対する看護師の比率
上記を満たさなくなったやむを得ない事情の概要		
報告の対象となった最初の月（和暦で記載すること。）		年 月
これまでのやむを得ない事情における施設基準等に関する取扱いに係る届出状況		
今回の届出より以前に届出を行ったことがある (該当するいずれか1つを○で囲むこと。)		1：該当する 2：該当しない
「1」の場合、報告の対象となった最初の月 (和暦で記載すること。)		年 月
看護職員の配置の状況等	① 特例を使用する病棟の入院料	
	② ①の病棟の看護配置区分	
	③ ①の病棟の届出病床数	床
	④ ①の病棟の1日平均入院患者数〔1か月〕	
	報告対象前月の1か月	人
	報告対象初月の1か月	人
	⑤ ①の病棟の月平均1日当たり看護職員数 〔報告対象初月の1か月〕	人
⑥ ①の病棟の常勤換算看護職員数 〔報告対象初月の翌月の1日〕	人	
看護職員の確保に係る取組の状況 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	☐	職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める公共職業安定所の活用
	☐	職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条に定める都道府県ナースセンター等の無料職業紹介事業の活用
民間職業紹介事業者の利用状況		
民間職業紹介事業者の利用 (該当するいずれか1つを○で囲むこと。)		1：該当する 2：該当しない
医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者の利用 (該当するいずれか1つを○で囲むこと。)		1：該当する 2：該当しない

〔記載上の注意〕

- 1 届出に係る病棟ごとに記入すること。

情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の
業務の効率化の施設基準に係る届出書添付書類

1 : 急性期一般入院料 1 2 : 急性期一般入院料 2 3 : 急性期一般入院料 3 4 : 急性期一般入院料 4 5 : 急性期一般入院料 5 6 : 急性期一般入院料 6 7 : 急性期病院 A 一般入院料 8 : 急性期病院 B 一般入院料 9 : 7 対 1 入院基本料 10 : 10 対 1 入院基本料 11 : 地域包括医療病棟入院料 1 12 : 地域包括医療病棟入院料 2 13 : 小児入院医療管理料 1 14 : 小児入院医療管理料 2 15 : 小児入院医療管理料 3 16 : 小児入院医療管理料 4 17 : 特殊疾患病棟入院料 1 18 : 特殊疾患病棟入院料 2 19 : 緩和ケア病棟入院料 1 20 : 緩和ケア病棟入院料 2 (該当するいずれか 1 つを○で囲むこと。)	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8 9 ・ 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15 ・ 16 17 ・ 18 ・ 19 ・ 20

I C T 機 器 等 の 概 要	①見守りにおける業務の効率化に資するICT機器等		
	機器の名称		
	製造業者		
	ICT機器等の用途		
	ICT機器等の導入開始年月日 (和暦で記載すること)		年 月 日
	ICT機器等の要件を満たしているか (該当する場合は□に「✓」を記入すること。)		□
	ICT機器等の設備保全に関する体制を整備しているか (該当する場合は□に「✓」を記入すること。)		□
	②看護記録の作成等の効率化に資するICT機器等		
	機器の名称		
	製造業者		
	ICT機器等の用途		
	ICT機器等の導入開始年月日 (和暦で記載すること)		年 月 日
	ICT機器等の要件を満たしているか (該当する場合は□に「✓」を記入すること。)		□
ICT機器等の設備保全に関する体制を整備しているか (該当する場合は□に「✓」を記入すること。)		□	

③医療従事者間の情報共有の効率化に資するICT機器等		
機器の名称		
製造業者		
ICT機器等の用途		
ICT機器等の導入開始年月日 (和暦で記載すること)	年 月 日	
ICT機器等の要件を満たしているか (該当する場合は□に「✓」を記入すること。)	□	
ICT機器等の設備保全に関する体制を整備しているか (該当する場合は□に「✓」を記入すること。)	□	
ICT機器等の使用における医療安全体制整備の取組状況		
業務の効率化に関する状況等	当該病棟の看護業務の状況	
	看護職員の月平均超過勤務時間数 (直近3月の看護職員(常勤職員に限る。)の月平均超過勤務時間数を3で除した値を記載すること。)	時間
	看護補助者の月平均超過勤務時間数 (直近3月の看護補助者(常勤職員に限る。)の月平均超過勤務時間数を3で除した値を記載すること。)	時間
	ICT機器等の導入前後における看護要員の業務内容、業務量及び業務時間並びに看護要員の事務作業時間及び業務負担等について、当該医療機関内で定量的又は定性的な評価の実施方針を規定している	
1. 該当する 2. 該当しない		

〔記載上の注意〕

- 届出に係る病棟ごとに記入すること。
- 届出に係る病棟ごとに様式6及び9を記載し添付すること。
- 導入する①～③のICT機器等について、主な性能や特徴、効果がわかる資料の写しを添付すること。
- ICT等機器等の機器を複数使用している場合は、行を増やして記入すること。
- ICT等機器の概要の「ICT機器等の用途」については、ICT機器等を使用する患者の選定方法や使用方法等を具体的に記載すること。
(例) 見守りにおける業務の効率化に資するICT機器等の場合
認知症又はせん妄を有する患者、その他院内で定めた状況の患者を対象とし、患者又はその家族等に必要な説明を行い、同意が得られた場合に限り、夜間の見守りのために使用する。